日野市議会会議録

昭和61年第3回定例会

第25号～第33号

9月8日開会

10月9日閉会

日野市立図書館 ☎81-7354
1546600

日野市議会

昭和61年　第3回定例会日程

9月　8日	（月曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
9月　9日	（火曜日）	議案上程、請願上程
9月11日	（木曜日）	一般質問
9月12日	（金曜日）	一般質問
9月16日	（火曜日）	一般質問
9月17日	（水曜日）	一般質問
9月18日	（木曜日）	一般質問
9月19日	（金曜日）	一般質問、請願上程
10月　9日	（木曜日）	審査報告、請願上程

1546000

昭和６１年
第３回臨時会

日野市議会会議録目次

○ ９月８日　月曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出席説明員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
行　政　報　告 …… 6
諸　般　の　報　告 …… 45
散　　会 …… 46

○ ９月９日　火曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 47
欠　席　議　員 …… 47
出席説明員 …… 48
議　事　日　程 …… 48
開　　議 …… 53

（設置・選任）

日野市議会昭和６０年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について … 53
日野市議会昭和６０年度特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について … 53

（議案上程）

議案第　７６号　昭和６０年度日野市一般会計決算の認定について …… 53
議案第　７７号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 57

議案第　７８号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 57
議案第　７９号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 58
議案第　８０号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 58
議案第　８１号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 58
議案第　８２号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 58
議案第　８３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 58
議案第　８４号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について …… 58
議案第　８５号　日野市助役定数条例の制定について …… 60
議案第　８６号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 60
議案第　８７号　日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 60
議案第　８８号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 81
議案第　８９号　日野市情報公開条例の制定について …… 82
議案第　９０号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 96
議案第　９１号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 96
議案第　９２号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 96

議案第　９３号　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第３号）……100
議案第　９４号　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第１号）……124
議案第　９５号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）……125
議案第　９６号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号）……125
議案第　９７号　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第１号）……128
議案第　９８号　市道路線の一部廃止について……130
議案第　９９号　市道路線の廃止について……130
議案第１００号　市道路線の認定について……130
議案第１０１号　日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結について……132
議案第１０２号　（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結について……132
議案第１０３号　（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結について……132
議案第１０４号　（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について……132
議案第１０５号　向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について……132
議案第１０６号　日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更について……132
（報　告）
報告第　３号　昭和６０年度日野市土地開発公社決算の報告について……143

（請願上程）
請願第６１―　７号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願 …… 149
請願第６１―　８号　老人保健制度等の改善に関する陳情 …… 150
請願第６１―　９号　東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願 …… 150
（訂　　正）
請願第６１―　４号　他市に通園する無認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願の訂正について …… 150
散　　会 …… 150

○９月１１日　木曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 151
欠　席　議　員 …… 151
出　席　説　明　員 …… 152
議　事　日　報 …… 152
開　　議 …… 153
（一般質問）
馬場繁夫議員
1. 高齢化社会にむけての課題と老人福祉施策の充実について …… 153
2. 金融行政（税金の効率的運用）について …… 168
石坂勝雄　議員
1. 助役の定数（２人制）の条例について問う …… 174
箕野行雄　議員
1. 日野市財政の将来展望について …… 185
山口達夫　議員
1. 行財政改革の積極的推進について問う …… 201
2. 日野市民の生命財産を守る為の総合的防災対策について問う …… 207

秦　正一　議員

1. 市立総合病院に理学診療科の設置について …… 214

2. 市立第三小学校プールサイドのガケ崩れ防止と、日野台二丁目補助7号線の交通安全対策と、西平山五丁目山王前1号線の整備について …… 220

散　　会 …… 224

○ 9月12日 金曜日（第4日）

出　席　議　員 …… 225

欠　席　議　員 …… 225

出　席　説　明　員 …… 226

議　事　日　程 …… 226

開　　議 …… 227

（一般質問）

川嶋　博　議員

1. 助役二人制と行政改革について …… 227

馬場弘融　議員

1. 市民会館、開館一年の実績を問う …… 238

2. 小学校の空き教室の状況について …… 248

3. 多摩川の利用計画について（多摩川サミットを受けて） …… 258

夏井明男　議員

1. 多摩平処理場用地の将来計画 …… 265

2. 父子家庭に対する福祉施策の充実を …… 267

3. 心身障害者福祉施策の充実を …… 270

4. 日野市職員定数条例の今後について …… 275

米沢照男　議員

1. 宅地造成規制と緑地保全について …… 286

散　　会 …… 293

○ ９月１６日　火曜日（第５日）

出　席　議　員 …… 295

欠　席　議　員 …… 295

出　席　説　明　員 …… 296

議　事　日　程 …… 296

開　　議 …… 297

（一般質問）

奥 住 日出男　議員

1. 首都改造計画に基づく都市整備事業について …… 297

2. ６１年度地区センター建設予算の執行について …… 306

高 橋 徳 次　議員

1. 高齢化社会をむかえて特養ホーム又は中間施設の建設とそれに対する
ボランティア活動活性化について市の対応を問う …… 309

2. 東西平山地域の都市基盤整備について再々度問う …… 319

福 島 盛之助 議員

1. 栄町、新町地区まちづくりの構想について …… 327

2. 東光寺グラウンド建設について …… 341

3. 八王子処理場の進捗状況について …… 344

鈴 木 美奈子 議員

1. 乳児医療無料対象年齢を４才児までひきあげよ …… 346

2. 老人アパート制度の実施について …… 354

散　　会 …… 359

○９月１７日　水曜日（第６日）

出　席　議　員 …… 361

欠　席　議　員 …… 362

出　席　説　明　員 …… 362

議　事　日　程 …… 362

開　　議 …… 363
（緊急質問）
大坂上中学の広島行き修学旅行に問題はないか …… 363
（一般質問）
高橋　徹　議員
1. まちづくり指導要綱の公共、公益施設費の見直しを問う …… 383
2. 市道の整備計画を問う …… 400
宮沢清子　議員
1. 婦人行動計画策定の早期実現を …… 405
2. 市民の健康増進（特に婦人）について …… 410
天野輝男　議員
1. 日野市の基本計画を設計、実施せよ …… 421
2. 仲田留保地の購入と総合体育館の建設について …… 427
3. 生ゴミの収集について …… 428
4. 南平体育館の連盟開放を望む …… 430
5. 特別養護老人ホームの建設について …… 437
散　　会 …… 440
○９月１８日　木曜日（第７日）
出席議員 …… 441
欠席議員 …… 441
出席説明員 …… 442
議事日程 …… 442
開　　議 …… 443
（一般質問）
谷　長一　議員
1. 人々に健康で爽快な感覚を与える森林公園をつくれ …… 443

板垣正男　議員

1. 都市計画道路２・２・１０の計画促進に関連する諸問題について …… 463

福島敏雄　議員

1. 市職員の労働条件は市民の理解を得られる内容に改訂せよ …… 477

2. 一中の浸水対策を本格的に考えよ …… 495

3. 日野市民から無年金者をなくそう …… 499

竹ノ上武俊　議員

1. 幻の「真慈悲寺」跡など日野市の文化遺産保存について …… 503

2. ワンルームマンションなどミニ開発と緑地保存について …… 514

3. 団地内外の環境改善について …… 521

小俣昭光　議員

1. 市立総合病院の拡充改善について …… 526

散　　会 …… 537

○９月１９日　金曜日（第８日）

出　席　議　員 …… 539

欠　席　議　員 …… 539

出　席　説　明　員 …… 540

議　事　日　程 …… 540

開　　議 …… 543

（一般質問）

中谷好幸　議員

1. 日本共産党の「『いじめ』根絶への提言」について …… 543

2. 既存住宅地に公園等公共施設を確保せよ …… 559

土方尚功　議員

1. 万願寺土地区画整理事業に関連し諸問題を問う …… 565

一ノ瀬　隆　議員

1. 市長よ、驕るなかれ …… 577

2. より質の高いハイセンスな行政サービスの実現のために …… 582

市川資信　議員

1. 特別養護老人ホームの建設構想を急げ …… 582

古賀俊昭　議員

1. わかりにくい森田市長の行政改革 …… 599

2. 資金運用（財テク）の方針と実績 …… 603

3. 大型店出店と市の対応（ダイクマ南平店の場合）…… 607

（請願上程）

請願第６１―１０号　住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し緑地の保全を求める請願 …… 624

請願第６１―１１号　中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願 …… 624

請願第６１―１２号　国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願 …… 625

請願第６１―１３号　大型間接税導入反対に関する請願 …… 625

請願第６１―１４号　「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願 …… 625

請願第６１―１５号　地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願 …… 625

散　　会 …… 626

○１０月９日　木曜日（第９日）

出　席　議　員 …… 627

欠　席　議　員 …… 627

出　席　説　明　員 …… 628

議　事　日　程 …… 628

開　　議 …… 633

（議案審査報告）　（総務委員会）

議案第　８５号　日野市助役定数条例の制定について …… 633

議案第　８６号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 634

議案第　８７号　日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 648

議案第　８９号　日野市情報公開条例の制定について …… 649

議案第１０１号　日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結について …… 649

議案第１０２号　（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結について …… 649

議案第１０３号　（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結について …… 649

議案第１０４号　（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について …… 649

議案第１０５号　向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について …… 650

議案第１０６号　日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更について …… 650

（総務・文教・厚生・建設）

議案第　９３号　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第3号） … 655

（厚生委員会）

議案第　８８号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 678

議案第　９０号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 679

議案第　９１号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について …… 679

議案第９２号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について …… 679
議案第９４号　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第１号） …… 680
議案第９７号　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第１号） …… 680
（建設委員会）
議案第９５号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号） …… 681
議案第９６号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号） …… 681
議案第９８号　市道路線の一部廃止について …… 683
議案第９９号　市道路線の廃止について …… 683
議案第１００号　市道路線の認定について …… 683
（一般会計決算特別委員会）
議案第７６号　昭和６０年度日野市一般会計決算の認定について …… 684
（特別会計決算特別委員会）
議案第７７号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 697
議案第７８号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 697
議案第７９号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 697
議案第８０号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 697
議案第８１号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 697
議案第８２号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定に

ついて …… 697
議案第８３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 697
議案第８４号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について …… 698
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願第６１－４号　他市に通園する未認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願 …… 705
請願第６１－７号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願 …… 705
請願第６１－１３号　大型間接税導入反対に関する請願 …… 705
（建設委員会）
請願第６１－５号　「私道の公道移管と公図作成」に関する請願 …… 706
（総務委員会）
請願第６１－１２号　国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願 …… 707
請願第６１－１５号　地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願 …… 707
（文教委員会）
請願第６１－９号　東京都立商科短期大学商科二部の昭島校舎存置に関する請願 …… 708
（厚生委員会）
請願第６１－３号　シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願 …… 708
請願第６１－８号　老人保健制度等の改善に関する陳情 …… 708
請願第６１－１４号　「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願 …… 708
（建設委員会）
請願第６１－２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 709

請願第６１－　６号　　市道新井第２９号線の暗きょ排水施設に関する請願 …… 709
請願第６１－１０号　　住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し緑地の保全を求める請願 …… 709
請願第６１－１１号　　中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願 …… 709
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 710
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 710
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 710
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 710
（請願上程）
請願第６１－１６号　　ロードパレス２（仮称）建築計画に関する請願 …… 711
請願第６１－１７号　　「４０人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願 …… 711
午後１０時４５分休憩後、再開に至らず閉会 …… 713

９月８日　月曜日　（第１日）

昭和６１年
第３回定例会

日野市議会会議録（第２５号）

９月８日　月曜日　（第１日）

出席議員（３０名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	１０番	小俣昭光　君
１１番	川嶋　博　君	１２番	馬場繁夫　君
１３番	夏井明男　君	１４番	小山良悟　君
１５番	馬場弘融　君	１６番	高橋徳次　君
１７番	旗野行雄　君	１８番	一ノ瀬　隆　君
１９番	板垣正男　君	２０番	鈴木美奈子　君
２１番	中山基昭　君	２２番	秦　正一　君
２３番	黒川重憲　君	２４番	古賀俊昭　君
２５番	谷　長一　君	２６番	市川資信　君
２７番	石坂勝雄　君	２８番	名古屋史郎　君
２９番	竹ノ上武俊　君	３０番	米沢照男　君

欠席議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	都市計画課長	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和61年9月8日(月)

午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名

日程第　2　会期の決定

日程第　3　行政報告

日程第　4　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第１から第４まで

午後１時１１分開会

○議長（黒川重憲君）　これより昭和６１年第３回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２８名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第８１条の規定により、議長において

９番　中谷好幸君

１０番　小俣昭光君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君）　議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日から開会されます昭和６１年第３回定例議会の運営につきまして、去る９月５日、午後２時より議会運営委員会を開催し、議案の取り扱い等について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

今回の市長提出議案は、第７６号から第１０８号までの３３議案と報告１件であります。このうち１０７号と１０８号の人事案件につきましては、今期の定例議会最終日に上程する。なお、それを即決ということにいたしました。

したがいまして、この２件を除く３１議案の取り扱いでありますが、今回は決算の認定が９件ございますので、決算特別委員会の設置選任がなされた後に上程し、それぞれの関係委員会へ付託することになりました。

請願につきましては、受け付けされたもの３件、訂正１件でありますが、３件につきましては、同じく関係委員会へ付託することになりました。

また、一般質問でありますが、今回は２６名から５３件の通告でありますので、１日４名ないし６名を消化していただく、ということで６日間を設定させていただきました。

なお、休会につきましては、土、日、祭日とまとめのほか、市長、議長の公務によります平日５日間を加えました。

以上のような内容を踏まえまして、会期はお手元に配布されておりますように、定例会日程表のとおり、本日より１０月の９日までの３２日間といたしました。

御確認をいただきまして、御報告を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から１０月９日まで、期日３２日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　きょうから今年第３回定例市議会をお願いすることになります。

結城都市整備部長は、この１０日に退院をするという通知を得ておりますので、会期中に復帰することが可能であろう、とこのように思っておる次第でございます。

私から、前議会から今議会の間にわたります、主要な行政事項につきまして、御報告を申し上げます。

その１番目は、ＩＣすなわち集積回路、あるいは半導体と言われておるものでありますが、ＩＣによる環境汚染防止の要請についての御報告であります。

前議会前ではございますが、５月２０日付の新聞各紙に「ハイテク関係の汚染に警鐘」という表題によって環境白書の公表がなされております。

この白書では、高度経済成長期の急速な産業発展が公害を引き起こしたいきさつに触れたあと、２１世紀に向かって高度な技術社会がやってくることを予測し、特にＩＣ関係及びバイオテクノロジーなどの先端技術を中心とする技術革新は、公害防止や環境創造に役立つ一方で、新しい環境汚染ももたらす可能性を警告しております。

このＩＣ製造工程では、トリクロエチレンなどの有機溶剤など、多種類の有毒ガスが使われていますが、その大半が水質、大気等の公害関係の法律に規制対象となっておりません。

白書では、これらの汚染源を未然に防止するため、化学物質の使用や廃棄などについての情

報収集、環境への安全性チェック、加えて環境汚染の状況把握などが必要だと強調しております。

本市といたしましては、ＩＣ製造の工場は存在しないわけでありますが、そのＩＣ等を部品として使用されるハイテク産業、いわゆる事業所が数多くあるわけであります。日ごろ環境汚染には十分な配慮をしていただいておるわけでありますが、この際、これらのことについて、より一層の留意をお願いするために書面をもってお願いしたところでございます。

今後、水質分析、調査等の監視体制も強めまして、環境汚染の未然防止が行政として、今後も加えられることになっておることを考え、取り組んでまいりたいというふうに思っております。御理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。

第２番目は御承知のとおりの多摩川サミットについてであります。

日野市の関係の深い多摩川の水質浄化、あるいは環境保全について、建設大臣を初め流域自治体の全首長が、一堂に集まって対策を話し合いました「多摩川サミット」が、去る７月２４日、開催されております。

このサミットでは、都市化の中で苦悩の高まる多摩川についての現状認識として、住民運動、あるいは自治体の指導、また、建設省の責任という関係を明らかにし、広域対策をもって協力しようという数々の決意が示されております。私も、この八王子、日野、多摩、稲城というブロックの代表として発言をし、本市の清流条例、あるいは清流フィルターの紹介、そして、市民ぐるみで河川の浄化運動に取り組んでいることを説明をし、また、総合的協力の必要を訴えたところであります。

このサミットでは、お手元に配付いたしましたような「サミット宣言」を採択し、あわせて「多摩川流域協議会」の設置が合意されております。この協議会は、本部を建設省に置き、東京都、神奈川県を初め、流域２８の区市町村が、広域的に公園や自然緑地を結ぶ「多摩川、水と緑のネットワーク計画」を推進していくことになっております。本市といたしましても、この協議会に積極的に働きかけて、市の事業としては、下水道の普及、河川の水質浄化に取り組んでまいる所存でありますので、この点につきましても、今後御協力、御指導をお願い申し上げておきます。

第３番目に基本計画の策定について御報告を申し上げます。

去る５８年度に定めた日野市第２次基本構想から展開すべき施策として、各般の計画を推進

してまいっておりますことは、かねてより御承知のとおりであります。

今日、社会情勢の変化に対応できる中長期の展望に立った施策を整備すべき時期であるというふうに考え、現在、既存の計画の総合化について、その検討を進めております。内容的には、６２年から６８年の間を、前期３年、後期４年に分けまして、その実施計画を策定する考えであります。都に要請をして、派遣を受けました野中主幹というのが、本市の職分でありますが、この職員を専任として、ただいま庁内にプロジェクトを設けるなど準備を進めておるところでございます。議会の御指摘もございましたとおり、今後２年をかけてこの整備に努めてまいりたい、とこのように考えております。

第４番目、豊田南土地区画整理事業の事業認可がおりましたことについて御報告をいたします。

去る８月１９日、豊田南土地区画整理事業の事業計画が、東京都知事より認可され、いよいよ事業が本格化することになりました。本事業につきましては、既に５４年のころ以来、広く地元の意見を聞き、「豊田駅南口整備準備会」を発足させ、市民参加のまちづくりとしてスタートしております。以降５７年には、土地区画整理によるまちづくりを定め、環境影響評価等の説明会を経て昨年１１月には、東京都都市計画において決定をされ、地元への事業計画の説明、あるいは事務所の開設等を行いました。いよいよこのたびの事業認可を見たものであります。

本事業の概要は、面積約８７ヘクタール、総事業費２６２億円、施行期間はおよそ１０カ年となっております。

今後とも、事業推進のために、よろしく御理解と御指導を賜りますように、お願いを申し上げるところでございます。

第５番目は例年のことでありますが、東京都予算編成、つまり６２年度の予算編成に当たりまして、都の市長会で要望事項を行っております。

このことにつきましては、東京都の市長会資料として、お手元に提出いたしておりますので、御了承をいただきますとともに、７月の末のころ、関係各局にお願いを行ったところであります。

６番目、財団法人東京市町村自治調査会という関係団体の発足について御報告をいたします。

このたび多摩地区と島嶼部分を含む２６市１５町村で構成しております東京市町村協議会、

この協議会が、１０月１日を目途に財団法人化し、名称を「東京市町村自治調査会」とすることに決定いたしました。その事務所は、東京自治会館に置くものであります。この調査会は、宝くじ配分金をプールして、その運用益によってシンクタンクのような公的機関を設け、２１世紀に向けてのまちづくりを調査研究し、各市町村に適切な資料を提供するという意図によるものであります。

計画では、この調査会は基本財産３億円、運用財産約6,０００万円でスタートし、事務所を東京都自治会館内に置き、組織的には、現在の協議会の役員がそのまま務めて、２部４課、専任職員１０名で構成することになっております。

本市といたしましても、この調査会の発足に期待をかけ、また、活用したいと考えておるものであります。

以上、主要な事項につきまして、行政報告を申し上げ、他の部分につきましては、資料提出によってかえさえていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。中山基昭君。

○２１番（中山基昭君）　行政報告の中の２点にわたりまして、指摘をして、その活用、あるいは対応等についてお聞きをしてまいりたい、というふうに思います。

最初に、市長からの３番目の基本計画の策定についてであります。その必要性につきましては、これまでもいろいろな場を通じまして指摘をし、市民からの期待と信頼、さらには協力にこたえられるように、というふうなことを要請しておるところでございますが、先ほどもお話がありましたように、特に現在の社会や経済の動向等を見るときに、低成長経済の定着、急速な人口の高年、高齢化、あるいは情報化の発達、進展、こういう中でのそれぞれ市民意識や価値観の多様化、こういう中で、大変多くの課題と行政需要への対応が必要とされておるときではないかと思います。

私ども日野市におきましては、今日までの努力の成果、こういうような面からこうした課題を、いわば先取りしての老人憲章や、あるいは行政調査会等からの報告、あるいは市民意識調査等、各種の調査会や協議会からの提言や答申をいただいておるところでございます。

しかし、私は、これまでこうした面からのそうしたものの活用、実践、こういうものが大変不足をしているのではないか、というふうな受けとめをしておるわけでございます。この基本計画におきましては、こうした観点からも、これまでの各種の答申や資料、こういうものを最大限に活用、実践する中で、総合的、創造性の豊かな基本計画の策定を進めることが大切だ、というふうに考えております。この点について、どのような受けとめをされておるかどうかということを、まずお尋ねしておきたいと思います。

次に、これは、先ほども市長からお話ありました、担当部長が不在でございますので、おわかりになる範囲で結構でございますけれども、この報告書の３０ページ、住みよいまちづくり指導要綱に基づきます開発行為に関連をしてであります。

この指導要綱の運用についてでありますが、この要綱の中では、同一の事業者による開発行為で、３年以内で新たな開発の行為を行う場合には、その全面積、全戸数を対象にすることになっておるわけでございます。これまでこうした面からの把握をどのようにされているのか、あるいは実際にこうした事例があったかどうか、ということが１点でございます。

さらに、この中の２点は、宅地の１区画の面積についてでありますけれども、住居専用地域では、１２０平米を確保することになっております。しかし、地価との関連の中で大変困難な面もあるんではないか、というふうに受けとめるわけでございますけれども、これまでどのように、こうした面への対応がなされておるかどうか、ということでございます。これが、指導要綱の運用の一般的な一つの指摘、お聞きしたいところでございます。

次に具体的な問題になりますけれども、この中の２３番、西平山五丁目地内の造成についてであります。

この現地は、畑の中で、大変排水施設等が不備、不十分な地域でございます。こうした面では、当然、浄化槽の使用というふうな形になるんだろうと思いますけれども、放流等が可能なのかどうなのか。あるいは要綱の中ですと、公共下水道が完備をするまでは、事業者において、そこの責任を持つんだ、というふうになっておりますけれども、この点をどのように対応されるのかどうか、ということでございます。

さらには、この予定地付近には、大変これは、将来計画ということでございますけれども、都市計画路として、２・２・８号線が予定をされておるわけでございます。これらの開発行為の場合には、こうした計画との適合が言われております。この地域の開発等について、こうし

た面での支障がないかどうか、この辺をひとつお聞きをしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の第１点、基本計画の策定についての報告について、御質問をいただいたと思います。

これまでいろいろな資料を持っているわけでありますので、その活用をして、総合的、創造的なプランを仕上げるように、とこういう御指摘でございますので、全くそのように同感しておるところでございます。なお、ことしと来年、２年ほどかけて、というふうに申し上げておりますが、その中間にも、全体の意思決定のプロセスの中で、議会にも十分御審議をいただく機会をとりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、指導要綱に関連いたしましての御質問にお答えをいたします。

ちょっと、余り具体的なことは、担当の課長から後で御説明させていただきたいと思いますが、日野市の住みよいまちづくり指導要綱は、時代の趨勢のこともございますけれど、なお、当分の間、堅持をしたい、このように原則的に考えております。民間の宅地造成等で、とかく小宅地が生れがちであります。この要綱で定めておりますとおり、１２０平米、なるべくこれを基準に指導をしたいわけでありますけれど、地形の都合とか、その他によって多少これよりも切れる場合もあり得る事例がございます。

それから、その西平山の造成に関しましての排水施設でありますが、既存の排水施設につなぐまでは、やっぱり指導の中で、きちんとやってもらわなきゃなりません。そういう考え方で指導している、というふうに思っておりますので、不十分な点があれば、なお既存の排水路につなぐまでは、その責任においてやっていただく、ということに原則的になると思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長の行政報告の１番目について、まずお尋ねをいたします。

日野には、いろいろ集積回路ＩＣをつくっている製造工場はない、ということなんですが、あえて環境の良好な状態を保つということで、要請をされたと思うんですが、日野市内の企業何社に、その要請をなさったのか、また、どういう企業にこの要請をおやりになったのか、お尋ねをいたします。

それから、豊田の南土地区画整理事業のことですが、市長は、期間について約１０カ年とお

っしゃったんですが、私ども従来聞いております施行期間は、ことしの、６１年から６９年までということで、約８カ年ということに理解をしていたんですが、この事業認可に当たって、何か２年また延びるようなことになったのかどうか、この点を確認をいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　ＩＣに関連いたしまして、より公害に御配慮をいただくというお願いをした、と御報告をしたわけでありますが、該当される企業、あるいは事業所１４社であります。バイオ関係もないわけではありませんが、バイオ関係につきましても、今、ＩＣ関係もちろんでありますが、担当におきまして、十分まず勉強することも合わせてやっていかなきゃなりませんが、そういう意味では、後になったんでは、行政の責任を全うするわけにもいかない、という観点に立ちまして、積極的にお願いをしておる、とこういうことでございます。

それから、豊田の区画整理に関します事業認可、これは、私、約１０カ年と申し上げましたが、計画の上では６８年ということになりますので、６年間ということが――ちょっとお待ちください。失礼いたしました。６１年８月より６９年３月になっております。訂正をいたしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　最初のＩＣの件なんですが、あらかじめ環境汚染が発生をしてから対応するということではなくて、事前に予防効果ということをねらっての市長の判断だと思いますが、こういう趣旨はわかるんですが、あえてあなたの企業は、公害を発生をさせる、また、環境を悪化させる可能性もあるから、ひとつ十分注意をされたいということで、何か企業に対する企業活動の抑制につながるようなことがあってはいけない、と思うんです。

市長は、そういう大企業、大資本というものを敵視をされるお考えを強くお持ちなんですが、今回の要請行動については、純粋に環境を守る、という立場でおやりになったんだろうとは思うんですが、そうした危惧は、私の杞憂なのかどうかですね、企業の健全な事業活動を阻害することがあってはならないと思いますので、その点に対する配慮はなさったのかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

それと１４社に要請行動をとられたということですが、企業の名前も、私差し支えなければ何社か教えていただければと思って、最初お聞きしたんですが、全く触れられませんでした。

どういう企業が、そういう対象になっているのか知りたいと思いますので、あわせてお答えをいただきたいと思います。

それから、豊田区画整理事業については、１０年と８年、今、市長は、勘違いされたようですが、やはり施行期間というのは、きちんと決められておりますので、正確に行政報告をやっていただきたいと思います。

最初の質問に対する再質問にお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　まず初めに、御質問の中の、私が、企業に対して特異の姿勢を持っておる、というふうな意味の御指摘でございますが、これは全く違いますので、はっきりとそういうことのないことを、企業を大事にし、企業が栄えていただくということで、地域社会に貢献ができるわけでありますので、それは全く誤解というか、当たってないということだけはっきり申し上げておきます。そのことは特に言わなきゃならん、というふうに思うわけであります。

それから、日野市は御承知のとおり、ハイテク産業の中枢にも位置する場所でありまして、この日野市に立地される企業の動向というのは、日本全体に大きなかかわりがある、このように思います。そして、近ごろ、都立科学技術大学を中心として、多摩川リバーハイテクノロジーでありますとか、あるいは多摩川ルネッサンスでありますとか、そういう地域社会の発想もあるわけであります。

したがいまして、そのハイテク工業全体の一つのリーダーになるこの地域が、特に公害に対して、厳しい対応をされておるということが、私は、企業自身の大きな発展の素地だというふうに思っておりますし、また、多摩川を汚染しないためにも、日本の発展のために、立派なこの地域の実績を関係業界に示していただく、こういうことが、私は、日野市の使命として大きいことである、と心からそのように信頼をし、信じておるわけでありますので、御懸念のようなことは、全く慮外のことである、というふうに御理解をお願いいたします。

計画年次につきまして、失礼いたしました。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　　別に、今、ここで私どうしても企業の名前を聞きたいとも、しつこく思わないんですが、お差し支えなければ、どういう会社に、企業にお出かけになった

のか、要請をされたか、参考までにお聞きをしたいと思います。

それから、そういうことは慮外だ、考慮のほかだということで、心配するなというお話でございますが、やっぱり世界的な優良企業でもありました日野市内の大きな会社が、現に転出をしたりした経過もあるわけです。こうした行動をされるに当たっては、十分考慮をしておられるということですから、そうしたことが続いて起こらないように、若干懸念を持ちましたので、お尋ねをいたしました。会社の名前は秘密なんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　名前につきましては、後で資料により、お知らせいたします。

○議長（黒川重憲君）　秦　正一君。

○２２番（秦　正一君）　行政報告の４番目、豊田区画整理事業のいよいよ事業認可がなされて、これから本格的に進められるわけですが、駅前の南口の再開発事業、これとの関係が、かなり出てくると思います。区画整理事業をスムースにやる上においては、どうしても再開発事業が伴ってくると思うんですが、その点のかかわり合い、関係性、これをどのように考えているか、この１点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　豊田南区画整理事業に伴いまして、もう一つの駅前の再開発事業との関連があることは、御承知のとおりでございます。

一段階は、全面的な区画整理手法によって、まず仮換地から始まるわけでありますが、その際にでき得べくば、関係者の方による再開発組合を結成していただきながら、仮換地そのことにつきましても、外に換地を求められる方、あるいはその中に特に換地を求められる方、これは、減歩率等によって非常に差が大きくなると思いますので、そのあたりの判断を地権者にお願いをする段階がございます。その上で、再開発に当たります組合の編成をしながら、既に既存の一応の開発の予想資料を用意をいたしておるわけでありまして、３年ほど前につきました再開発計画に基づきまして、駅前広場、あるいは核になる建物、それから駐車場でありますとか、関連施設につきましての整備を行っていく、その入り口が区画整理事業である。区画整理事業の過程の中に、なるべく早くそういう組合の組織ができることを指導もし、また、御理解もいただきたい、とこのように考えております。

○議長（黒川重憲君）　秦　正一君。

○２２番（秦　正一君）　特に商店街の人たちに対しての説明、こういったものもなされているとは思いますが、いまだに組合たるものができていないわけなんでしょうが、これは、時期的に事業決定されれば、当然進められていくと思うんですが、かなり説明会もなされていながらも疑問に思い、また、不安に思って、なかなか区画整理事業そのものの状態も理解していない、というような方もいるようですし、当然、区画整理事業と中に入り、並行して進めていくということであるならば、それは結構ですけれど、部長もいらっしゃらないし、詳しいことは、またデスクでお伺いいたしますけれど、いずれにしてもこういう人たちの考え方、また、希望を大いに取り入れていかないと、事業そのものがスムースにいかない、また、トラブルのもとになる、ということにもなるだろうし、ぜひその辺を配慮してもらいたい、ということを要望しておきます。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　市長から基本計画を策定するんだ、とこういう説明があったわけですけれども、よく日野の行政の一番欠点は、計画性がないことだ、ということが指摘されておりますし、どうしてもこれからいろいろ将来のことを考えると、今までのような安易な行政姿勢では大変なことになる、とこういうふうに思っているわけで、遅まきながら非常に結構なことだと思うわけです。たしか、行財政調査会の答申の中でも、計画的、効率的な行政運営を図られたい、というようなことも、強く指摘されております。

本来なら、これは、たしか昭和５８年に、第２次基本構想ができた時点に、基本計画の策定はスタートすべきではなかったか、と私は思うわけですけれども、非常に４年ないし５年スタートがおくれたわけであります。その辺、どうして今まで放置されていたのか、あるいは基本計画に基づいて、これは実施計画も立てられなければならないわけですが、その辺はどうするのか、このことを、まずお聞きしたいと思います。

いま１点、１５ページに６１年度の市税の調定及び収入状況が出ております。その中の法人関係の税金ですが、市民税の法人関係です。調定額が１２億1,８００万何がし、収入額が１２億というような数字が出ております。この数字は、今年度の当初予算額に比較してどうなのか、あるいは昨年の実績に比べてどうなのか。円高不況で法人税の市民税の税額は、相当減るんではないか、というようなことも心配されておりますので、その辺お教え願いたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御理解をしておいていただきたいんですが、内部的な計画というものは、いつもある程度の期間を見通して持っておるわけであります。それは、社会的な変化が非常に激しかった時代、それから今日はようやく経済の成長が弱まり、それから、人口移動が変わりまして、一定の日野市の発展の姿が、かなり長期的に見通せる、そのために先ほども言いましたとおり、中長期の展望に立って、この施策について整備をする時期が来た、とこのようにお答えをしておるわけでありまして、余り社会的な変化のない状態の地域社会でありますならば、基本構想に合わせて基本計画、あるいは実施計画も一斉に可能であるかもしれませんが、日野市の場合は、なかなかそういう事情でもありません。市民の意識、あるいは社会の動向、いろいろ生きた変化が伴うわけでありますので、そこにまた行政の優先順位でありますとか、そういう問題もまた生じてくるわけであります。今回ようやく先を見通してもいい、また、一定の年次計画を持ってもいい、とこういう時期に到達したから、それに間に合うように策定をしようということでございますので、そのあたりの御理解をぜひお願いをいたします。

あとの質問の財政の年度内の見通し関係につきましては、担当よりお話をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　御質問の法人の関係でございます。法人の市民税が円高によって、どのような影響があるか、というような内容だったと思います。

前回の議会でもいろいろ御質疑等ございまして、その際に、私の方からも急激な円高によりまして、法人市民税の収入が非常に懸念されるところである、というようなお答えを申し上げたような記憶がございますけれども、その後、御承知のとおり、新聞紙上でも発表されておりますとおりの大手輸出関連企業の非常に円高による苦しい状況、というところが続きまして、企業におきましても３月の決算見込みというのは、軒並みに前年比で２０％から４０％の落ち込みというようなことが予想されております。

したがいまして、当市におきましても、当初予算の計上額から申しまして、約金額にいたしまして、５億円程度どうも収入減になるのではなかろうか、とこのように見通しとしては出ております。そのようなことで、当初予算より大分落ち込んでくるということで、この減額につきましては、財政当局ともお話をしておるわけでございますけれども、次の機会によく精査い

たしまして、提案をさせていただきたい、とこのように考えております。

それから、御質問の１点でございます、法人分が前年度と比較いたしましてどうなのかということでございますけれども、確かにおっしゃるように、同じ前年の８月を比較いたしましても、本年の方が前年度より法人につきましては、３８.５％前年度より落ち込んでいる、というような状況でございます。まことに円高の影響が非常に大きく左右されているということが言えるのではなかろうかと思っております。減額補正につきましては、先ほども申しましたように、次の機会にでも財政とよく話し合いをした上で、私どもも提案させていただきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

第１点目の基本計画にかかわるところの実施計画の策定はどうか、ということでございますが、実施計画につきましては、６２年から６４年、その３カ年を対象にいたしまして、実施計画を作成する予定でございます。

○議長（黒川重憲君）　簾野行雄君。

○１７番（簾野行雄君）　１点、今、市長から５８年の時点では、まだいろいろなことが流動的で、基本計画が立てられなかった、というような答弁だったと思いますが、私は必ずしもそうは考えないわけです。基本構想はつくられた以上、すぐそれに続いて基本計画なり、あるいは実施計画が立てられるのが順序であって、それができないというのは、少し私理解に苦しむわけであります。これ以上申し上げても水かけ論になりますから、何も言いませんけれども、その点を指摘して質問をおしまいにします。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　何点かお尋ねいたします。

一つは教育のいじめの問題についてなんですが、私も行政報告の中で、過去に２回か、３回ほどお聞きしてきたんですが、前回の６月の議会ではお聞きしませんでした。

２学期も始まりまして、非行というのが、２学期が特に中学生のころに、この夏休みを過ごした後に、いろいろな問題が出てくる、ということもお聞きするわけですけれども、第１点としましては、新学期４月以降から、いわゆる学校のいじめの実態は、どういうふうな状況に推移をしているのか。全国の新聞によりますと、かなり鎮静化をしてきているという話もありま

すけれども、そういうふうにとらえてよろしいのかどうかが、第１点であります。

第２点は、この夏休み中に、さまざまな問題もあったかと思うんですが、その辺、公立学校に通っているお子さんたちの非行問題といいますか、そういうものがまとめて報告として上がっていれば、おおわくとして結構ですので、その実態を教えていただきたいと思います。

それに関連するんですが、本年度の予算委員会でも、私お聞きしましたけれども、また、行政報告書の６０ページにも教育委員会の報告ということで、教職員の研究資料室の開設という欄が出ております。予算委員会でも私お尋ねしたところなんですが、この研究資料室という内容、目的は、いわゆる学校の運営の問題に関する課題、例えば、いじめの問題の対策も含まれているんだ、という話を承っているわけです。職員の方も臨時の職員の方を含めてお二人が、この資料室にかかわってくるわけですが、もう少し目的の内容の運用といいますか、その辺、開設もされたことですので、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、やはり本年度の予算委員会で、新しく中小企業の育成条例ということができまして、現在まで運用をされてきているわけですけれども、その運用の実態は、どうなっているのか、ということをお尋ねします。それに付随しまして、これは、たしか調査費だと思うんですが、いわゆる、立川、八王子に挟まれた日野市で、特に商業活動を営む方の将来的な展望、どういうふうに動態していくのか、変動していくのか、その予測を踏まえたような調査を、たしか私の記憶では６月ぐらいに調査をしたい、という結果のお話があったかと思うんですが、その辺どういうふうな結果が出ているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、さらに今回給食サービスということで、私の記憶ですが、６５歳以上の方に対象者約２０名ということで、給食サービスを行うということで、実際に行われてきているわけですけれども、聞くところによりますと、当初、予算で見込んだ対象人員よりも、さらに希望者がふえている状況というふうなお話も承っているんですが、現在の運用状況、さらに将来の展望をどういうふうにお考えになっているのか、その辺のお尋ねをしたいと思います。

これに付随するといいますか、同じような切実性で出ている問題が、いわゆる入浴サービスということがあるんですが、前回、２年ぐらい前にお聞きしたときには、この制度が、まだ普及をされていないで、かなり利用が低かったというお話があったんですが、最近、一、二の市民の方から承っている範囲では、要するに待つ段階でなかなかこの制度が利用できない、というふうなお話を承っているんですけれども、実態はどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、９月１日の「広報ひの」でございますが、それの６ページのところで浄化槽維持管理契約のトラブルが目立ちます。契約前に、清掃部へ問い合わせを、ということで、トラブルが目立つというお話が出ているわけです。

私は、たしか去年だと思うんですが、この浄化槽に関する国の法律が変わりまして、それに伴う整備的なものについての一般質問をさせていただいた経緯があるんですが、この維持管理契約のトラブルの内容を具体的にどういうふうな形で、トラブルが出てくるのか、その辺の内容を承りたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　それじゃあ、第１点目のいじめの問題に関しまして、私の方から答弁させていただきます。

いじめの問題の中の第一番目の問題として、４月以降の推移、全体的には鎮静化しているという形で、新聞発表等が行われているけれど、日野の場合どうなのか、確かに日野市におきましても、生活指導主任会等毎月定例的に持たれている中で、学校の方から報告が上がっている状況というのは、４月段階で１５件、５月が１０件、６月が７件、７月が４件、と遂次月が追うごとに、そういう関係での生活指導主任会等におけるところの報告というのは、減少しているというその状況でございます。

それから、８月の夏休み中の問題行動、こういうものはどの程度把握しているのか。内容的にこれは全く事故というよりも本人の体質的なものもあったと思いますけれど、１名、自宅のふろの中で、心臓発作で亡くなったお子さん、この方が中学生ですけれど、１名ございますけれど、それ以外、火災で自宅が燃えてしまったとか、軽い交通事故を起こしたとか、その辺の報告は上がってきておりますけれど、実際問題としてのこの非行問題、家出がどうであるとか、あるいは万引きが行われたとか、そういう関係での状況というのは、ことしの夏休みに関しましては、全く学校の方から上がってきていない、という状況で、非常にそういう面では、落ちついた夏休みであったのではないか、とこのようにとらえております。

それから、３番目の研究資料室、これとの関連の中で、いじめ問題は、どう対応しているのか。この研究資料室につきましては、７月に、市長、それから、議会の方から副議長さん、文教委員長さん等も出席していただいて、開所式を持ったわけでございますけれど、この中の、主として研究資料室で取り扱っていく内容としては、ひとつ資料を十分研究資料室ではそろえ

ていきたい、というその研究関係の問題と、それから、教育相談関係の形でいろいろ父母の方、あるいは生徒、そういうところから、就学、あるいは教育等の相談を受ける、それを資料室を中心にやっていきたい。なお、もう一つは、新しい教育がどんどん進行しているものですから、そういう面での教材の開発、この三つを柱にしながら取り組んでいるようなわけでございまして、いじめの問題を特にこの研究資料室の方で取り扱っているわけでございませんけれど、教育相談を通して受け付けている、こんなような状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　２点についてお答えをさせていただきます。

最初の小規模関連の御質問でございますけれども、小規模関連の運営という御質問に対してお答えをさせていただきます。

御案内のとおり、今年３月の予算委員会におきまして、1,０４０万の当初予算をいただきまして、その後、事業を進めてまいってきておりますけれども、３本の大きな柱に事業が分かれております。一つが研修、指導、二つ目が融資、三つ目が組合結成の奨励、こういうふうに分かれておりまして、この1,０４０万を有効に使わせていただいております。

まず最初の研修、指導でございますけれども、産業経済課と商工会事務局が、毎月定例的に事務レベルで打ち合わせ会を持ちまして、そこに研修を位置づけて、計画どおりにやっております。

それから、２番目の融資につきましては、現在までに十数件の申し込みがあった、とそういう報告を聞いております。

それから、３点目の組合結成の奨励でございますけれども、これは、いまだ１件も申し入れがない、そういう状況でございます。

さらに、御質問の２点目、３００万の調査の件でございますけれども、この調査は、商工会に市が補助を出して、その商工会が、適当な機関に調査を委託する、こういう方式をとっております。商工会は、中央大学にこの調査を委託をする考えを持ちまして、今年６月に中央大学と委託契約を結びまして、現在調査中でございます。調査の期限は、一応、今年中にということで区切ってございますけれども、必要に応じて、１０月ころに中間報告の形で何らかの報告をいただく、本調査の結果につきましては、今年いっぱいということで、委託契約を取り交わしてございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　第３点目の、老人給食サービスについてお答えをいたします。

老人給食サービスにつきましては、日野市福祉事業団を主体といたしまして、実施しておるサービスでございますけれども、当初２０人ほどの計算で、５００食程度のものを毎月計画しておりましたけれども、現在、６月から３カ月を経過しておりますが、約毎月1,０００食、２倍程度の希望者がある。人数にいたしましても、６２名の方に給食しておりますので、約３倍近くの方の御希望に沿って実施している現状でございます。

また、入浴サービスにつきましては、立川の至誠学舎で実施しておる事業でございますが、これは、五市協といって５市で、立川、国立、国分寺等で５市で実施しておるわけでございますけれども、当初は月２回入浴サービスを個人で受けられる状況がございましたんですが、年々希望者がふえてきた。しかしながら、受け入れる枠がふえておりませんので、各市ともやはり窮屈な思いをしているという状況で、日野市は、その中でも比率は高いわけでございますけれども、老人は、月に１回の入浴サービスという状況でございます。できれば、月２回を何とかして実施したいということで、その枠をふやすような努力を、現在考えております。いろいろと他の状況を広げることを考えながら、今後とも希望に沿った方法で解決していきたい、というぐあいに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　清掃部長でございます。

浄化槽のトラブルについての御質問でございます。浄化槽で一番トラブルとなっておりますのは、維持管理の不備によります悪臭のトラブルでございます。近隣に迷惑をかけている、というのが多うございます。特にアパート関係では、管理人が不在といいますか、なかなか不明だというようなことがございまして、維持管理の不備によるトラブルが一番多い、というお答えをしておきます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　ちょっと、今、清掃部長にお尋ねしたいんですが、今のお尋ねの浄化槽の維持管理の中で、近隣から維持管理が不徹底ではないかということで、御近所からそういう話が実際にあって、清掃部の方の方で努力されているという話は、私も前回お聞き

しているわけですけれども、ここでは維持管理の契約のトラブルというふうな話になっていまして、前回の一般質問のときに、やはり浄化槽を使っている方の維持管理のぐあいがどういうふうな状況なのか。たしか東京都における財団法人だと思うんですが、任意的なものとして、調査をさせてください。それについては費用がかかります、というふうな案内をいただいて、浄化槽を使っている家庭の方から、自分のところの浄化槽を管理しつつ、なおかつ、それが適正に行われているかどうかを調査をします、調査については調査料をいただきますということで、ちょっと筋が違うんではないかというお話を、何カ所かからお聞きしたことがあったわけです。

ここでは、今、清掃部長のお話ですと、悪臭の関係ということなんですが、ここでは契約のトラブルというふうにありますので、新しい法律ができて、たしか業者の方の基準といいますか、そういうものも発足をして、というふうに私は認識をしているわけですけれども、ちょっと、私の考えが間違っていればあれだと思うんですが、もう少し説明をしていただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　清掃部長でございます。大変失礼いたしました。

浄化槽の維持点検業者でございますけれども、これは、都知事への登録業者でなければ、維持管理はできないわけでございますけれども、この契約は、各家庭とその保守点検業者としていただくわけでございますけれども、この中で、非常に契約をめぐってトラブルがあるということなんですけれども、日野市内に登録してございます業者、それぞれ非常にＰＲに努めておりますので、重複して契約してしまったり、または、きちんと回数を決めて行っても、それがなかなかそのとおり行われないというようなトラブルかと思います。中では、一番重複等の契約が多いんじゃないか、とこのように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　今、浄化槽の話が出ましたけれども、それに関連というか、浄化槽についての市長に対して御質問をさせていただきます。

来年度から、厚生省がこれまでの単独型浄化槽は、トイレの水だけの浄化ということでありますけれども、この水質汚濁の原因というか、そして、これまで産業排水、そういったことが特に問題にされてきたわけですけれども、生活排水の影響も相当出てきているというふうな状

況の中で、厚生省が来年度から合併型、この生活排水も浄化できる合併型浄化槽に対して補助金を出すという方針を出したようでありますけれども、ただ、これは、下水道の計画決定された都市はどうも対象外になるみたいですので、日野市は、その対象にはならないかもしれませんけれども、しかしながら、公共下水道の進捗状況といいますか、今年度も数字にあらわれるほどその普及率の数字がアップされていない。そして、また、最終的に完成するのは２０年近くもかかるというふうな状況の中で、その間の生活排水の環境汚染の影響というのは、はかり知れないものがあるんではないか。まして、市長は、この緑と清流、これがこの日野市のまちづくりのテーマだということで、政治生命をかけてきているわけでありますし、先ほども議論がありますように、ハイテク工業に対しても環境汚染について、未然に防止をお願いするというふうなこの積極的な取り組みをやっているようであります。

また、多摩川サミットということで、この多摩川サミット宣言の中にも、この大量の汚れた生活排水が流れ込み、かつての清流が失われているというふうに、この中に組み込まれているわけでありますけれども、そういう状況を考えますと、この合併型の浄化槽、これは日野市としては、フィルターも大変結構ですけれども、もっともっと抜本的な取り組みとして、公共下水道の普及の促進も、もちろんそうですが、しかし、現実的な対応もあわせてやる価値といいますか、必要があるんではないか、というふうに考えるわけであります。

したがって、独自の対応が得意な市長でありますから、この日野市独自の対応で、合併型浄化槽、我が家も単独型浄化槽で、残念ながら生活排水は垂れ流ししているわけでありますけれど、いかんせんこの普通の浄化槽ですと３０万ぐらい、合併型のこの浄化槽は、６０万ぐらいということで、金が高いということで、普及がほとんどされていない、という状況でありますけれども、この緑と清流、この政策を完成させるためにも、積極的にこの日野市独自の補助制度というようなものを取り組んでみる気がないかどうか、一つお伺いしたい。

それから、得意な対応といいますか、他市とは別の対応という中で、もう一つあるんですが、実は、中国残留孤児が、今、ちょうど訪日調査されておりますけれども、既に帰国したそういった方々が、この日本に戻ってきたけれども、言葉が非常に何というか、習得に苦労している。日常の生活、あるいは就職にも大変影響を来している、そういう困難な状況にあるということであります。そういう状況の中で、それではということで、有志の方が、ボランティアの方が、言葉を教えてあげよう、そういう気持ちを持っている方もいるわけでありますけれども、しか

し、残念ながら、これはどこの市でもそのようですけれども、教室がないということで、行政の方でそういったものについて対応してもらえないだろうか、という声があるわけであります。いずれ正式にこの現状を訴え、そして、対応を求める働きかけが、この議会、あるいは市長サイド、理事者側にもあるかと思いますけれども、そういった人たちに対して、日野市独自の対応ということで、この教室の提供というふうなこともひとつ検討してみる気はないかどうか、ないかどうかというよりも、あるかどうかということをひとつお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと細かいことになりますけれども、町名地番の件でありますけれども、程久保地区がされたわけでありますが、この程久保地区の中で、７３７の住民の方でありますけれども、今度の町名地番の変更はわからなかった。行政側としては、何らかの形で情報提供してあったと思いますけれども、たまたまその方はそのようにおっしゃっています。市側にそのことをただしましたら、自治会単位でやっておりますので、ということの返事だったということであります。そうしますと、今回町名地番の実施から、自治会組織していないところは取りこぼされた、という一つの例ではないかというふうに思うわけであります。今度のこの７３７を取り残した理由と、それから、町名地番の変更に限らず、行政を執行する際の対象を自治会単位で、事をすべてそういうふうな形で進めていくということになると、自治会を組織していない地域の対応の問題があるかと思いますが、その辺はどのようになっているか、この点もお伺いしたいというふうに思います。

それから、市長の仕事のことですが、支出負担行為の決裁区分、それから、支出命令決裁区分というのがあるようでありますけれども、これは、５６年の１月１日に開始されているわけですけれども、課長、部長、助役、市長というランクづけでそれぞれ金額が出ているわけでありますが、現在、助役がいないということで、助役と市長の分を市長が担当しているようでありますけれども、ところが、現状は市長が余り細かいところまで、そういったものに仕事を抱え込むということで、例えば、助役の決裁する分を市長がやっているのは当然かもしれませんが、この決裁区分の一つは、金額を改正して、もっと引き上げて部長、課長の皆さんにもっと権限を与えるというか、大きな仕事を持ってもらう。そして、市長は、もっと大所高所の立場から方向づけをする、そういう大きな仕事をやる、そういう方向に持っていただきたい、というふうに考えるわけであります。何でもかんでも抱え込むと本当にこれは忙しいということで、そういうところから助役が２人要るんじゃないか、という発想も出てくるんじゃないかと思う

んですが、これは、もっと運用の仕方で大分その点の仕事の能率というものは違ってくると思うんです。忙しい市長が、いろいろな細かい仕事を抱え込んでしまいますと、市長がいなければ先が進まないというケースが多いわけです。市長は忙しいわけですから、あちらこちらに出張されるわけでありまして、その仕事の能率がはかどらない、というのも現状のようでありますので、そういった改正ということについても、ひとつ考えてみていただきたい、というふうに思うわけであります。

それから、最後に駅前の放置自転車の件ですが、５８年に自転車条例が施行されまして、３年目になるわけでありますが、この行政報告の中にも最近の数字が出ておりますが、この条例の目的というか、実効がどの程度上がっているかということが一つと、それから、引き取らない自転車、あるいは不明の自転車、こういったものの数も結構あるようでありますけれども、この条例の中では、２カ月保管してその後廃棄物とみなして処分するというふうになっていますが、これは、現状はどのように処分というか、対応しているか、その点についてお伺いをしたい。以上であります。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問５点だと思いますが、前段の３点に私からお答えをさせていただきます。

トイレの排水浄化に使います単独方式の浄化槽、これは、生活排水は流しっ放しということになるわけでありますから、近ごろ、合併浄化槽方式を採用して、河川の浄化に役立てたい。国もそういう考えを推進されるということでありますし、東京都もそういう計画がございます。私どもの市といたしましても、確かに下水道計画を持っている市ではありますが、完全普及までには相当時間がかかる。その間をどうするか、という課題もございますので、今、主管課の方に、これに特に対応する、そういう施策を立てようではないかということで、検討を指示いたしております。公共下水道計画を持つ市は該当しない、というふうには、余りはっきりは聞いてないんですけれど、少なくとも、長期間の地域には、やっぱりそういう施策を問いかけて、御協力の機会をつくり出すという努力は、ぜひ、いたしたい、このように考えております。

それから、中国残留孤児の帰還に伴いまして、言葉の勉強ということは、社会生活を営む上で極めて喫緊なことであります。教育委員会の方から聞いていますのは、五小、でありますとか、潤徳小学校、三沢でしょうか、特別教室が先生の努力もあって持たれている、というふう

には聞いております。一般の帰還の方に、ボランティアの方が進んで言葉の勉強のお手伝いをするということは、非常に望ましいことでございますので、その場所が、もし思い至らないというようなことがあれば、これは、地区センターを初め、その他の公共施設を最大限の便宜を図って提供すべき、また、提供することができる、とこのように思っておりますので、御照会等がありましたら、積極的に応対をさせていただきたい、とこう思っております。

程久保の地番の設定に伴います落ちこぼれた部分がある、これは初めて聞いたんですが、なお、ひとつ精査して、御指摘のように、一般行政は、これは市民直結でございますから、便宜に自治会を中間にお願いをするということはありますけれども、そういう遺漏があってはいけない、このように思っております。

それから、支出命令区分のことにつきまして、御心配をいただきましたが、これはなるべく早く助役を設置することと、それから、なるべく細かいといっちゃいけないんですが、零細な仕事は、それぞれの主管課にゆだねる。これは、もう事務量の増大に伴って当然のことであります。また、責任制度の一環でなければならない、とこのように思っております。努めてそのような努力をいたしまして、大きな仕事をもっと早く的確に遂行する、そういう心構えで取り組んでいきたい、とこういうふうに考えます。

放置自転車の成果ということは、なかなか疑問があるわけでありますけれど、これも根気よくやること以外に解決はないわけでありますから、なるべく条例に基づく３００メートル以遠で余り遠くないところに、無料置き場を積極的に設置するということと、放置自転車は、なるべく撤去ではなくて、その無料置き場に移動するという、そういう措置をとることによって、むしろ成功が早いんではないか、こんなふうに思っております。これは、担当の方も大変苦労しておりますが、また、おこたえする部分もあると思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　放置自転車の件につきましてですが、行政報告の４１ページに、ここに過去にやった実績をここに出しておるわけでございますけれども、これにつきましては、撤去が1,４００台、引き取りが1,０００台、未引取台数といいますのが、これは防犯登録がしてある自転車でございますけれども、これについては、警察を介しまして、住所を突きとめて、そちらにはがきを出している。そういうことで出しましても取りにこないというのが３００台、それから、不明というのは、住所も所有者もわからないものが５０台、こういう

形でとっております。これにつきましては、先ほど、市長が説明いたしましたように、現在、駅なら駅の周辺にございます放置自転車、あるいは収容台数です、これは市営の場合に全部収容できるというところの駅については、こういうことで実施しているところでございます。

日野と高幡につきましては、そういうことで無料の市の駐輪場に収容できる、とこういうことで、その撤去を実施しているところでございます。豊田につきましては、南口もこれも非常にきれいになりました。現在のところは放置自転車がないと思いますけれども、これにつきましては、（「まだある」と呼ぶ者あり）一応南口でございます。そうですか。メイン通りのタクシーのとまっているところですけれども、ここには全部バリケードをしました。これにつきましては、一つのテストケースということで、２・２・６の下の方に移送したということもございます。これらもいろいろ含めまして、これからやはり根気よくやっていきたい、とかように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　今の自転車の件ですけれども、駅前の駐輪場に収容している、というふうな御説明でしたんですが、いわゆる自転車条例の１２条に基づいての処置は、今まで1回もしたことがないのかどうか、また、それをしないと撤去した自転車は全部市の施設へ収容してくるということですと、これは、もう市の所有地は放置自転車の山になりまして、それも限界があると思うんですが、その辺の対応は、どういうふうに将来的に考えているのか。今の私の受けとめ方が間違っているのか。もし、私が受けとめたとおりだとするならば、この１２条の施行をしないで、ただ引き取りの来ない自転車をどんどん収容しているという形では、これもまた大きな問題を残すんではないかと思うんですが、その件について再質問をいたします。

それから、第１点目の合併浄化槽の件、公共下水道の計画決定は除外されるというんじゃないか、という話を私したんですが、これは、実際厚生省もまだはっきり決めてはいないということを言っているわけでありまして、多分そういうふうになるんではないか、ということの一番新しいニュースであります、ということで申し上げておきますけれども、国のそれが対象になるならないは別として、市長も独自の対応を積極的にやろうじゃないか、というふうな答弁ですので、大変満足のいく答弁でございます。積極的に取り組んでもらいたい、というふうに思います。

それから、町名地番の件については、初めて聞いたということでありますけれども、この方が、町名地番の変更になったのを知ったのは 、郵便屋さんが、この辺は何丁目何番地ですか、というふうに聞いた。つい最近のことだというんですね。それで初めてその周辺が町名地番が変更になったことがわかった、ということでありますので、これについては、大変立腹しているようでありますけれども、もし、取り残しの救済措置があるならば、また、それなりに対応してもらいたいと思うんですが、いろいろ難しい問題もあるかと思いますけれども、いずれにしても、このことを一つ例にしまして、こういう自治会に組織していない、そういう地域についての行政の取り組みというものに取りこぼしがないように、十分にいい教訓にしていただきたい、というふうに思います。あわせて先ほど申し上げましたように、この地域についての対応を早急に考えてほしい、ということです。

中国残留孤児についても、対応していただけるという満足のいく答弁でございますので、そのボランティアの方に、きょうの市長の答弁を伝えます。さぞかしボランティアの方も喜ぶだろう、張り切ってまた取り組むんではないか、というふうに思います。

以上で、再質問については、自転車の件だけ再質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　第１２条でございますが、保管自転車の処理ということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました台数につきましては、一たん高架下の方に撤去するわけでございます。それで、撤去しまして、そこで保管しておく。その間に、先ほど申し上げたようないろんな手続をするわけでございます。それをしてさらに来ないという場合につきましては、一定の期間を経た後に廃棄物ということで清掃部の方で処理をしていただく、とこういうプロセスでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　１２条のプロセスはわかるんですけれど、それは実際に実行しているわけですか。そういう形でどんどん処理されているんですか、そのことだけお伺いしたいんですが……。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　この２項には、一定の期間告示しなければいけない、公示しなければいけない、というような形でございます。これにつきましては、なるべく２カ月と

いう形は最低限決まっておりますけれども、やはりこれについては、多少弾力的に対応していることもございます。ですから、２カ月たったらすぐやるということではなくて、少しでも引き取っていただくという期間を、運用の範囲でやっていく。ですから、これは２カ月ということですけれども、例えば半月ぐらい延びるとか、こんなような形で、なるべく引き取っていただくという前提の中で、その辺については対応しております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　本当は余り後でやればいいことかもしれませんけれど、何かいま一つ、私の意とするところを単純明快に答えてもらえばいいんだけれども、再質問する方も幼稚なみたいになってきてあれなんですが、条例では告知期間を２カ月置いている。しかし、なるべく引き取ってもらう方向で、それを３カ月なり、あるいは半年に延ばすという形でというような話は、それはわかるんですが、これは３年前に施行されたわけですから、これまでそういった撤去した自転車が、そういう今言ったように条例を拡大解釈をしてでも、なるべく引き取ってもらうという方向でやってきているんでしょうけれども、それでも何年も前から引き取りに来ない自転車があるのかどうかということですね。そういったものを、そして処分しているのか、していないのか、ずっと収容しっ放しの状況にあるのかどうか、ということをお答えいただきたいわけです。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　どうも口足らずで申しわけありませんが、これにつきましては、第１２条の趣旨に基づきまして、大体１年ぐらいの間に前年に処理したものについては、廃棄物とみなしまして、清掃部の方に搬送して処理しております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　それでは、２点ほど質問をさせていただきます。

まず第１点はバスのことでございますけれども、市民の多くの皆さんは、大変バス路線につきましては、前々から関心も深く、議会等にも請願、陳情等も数多くされておりまして、議会におきましても、採択ということで来ておりまして、そういうようないきさつの中で、市内のバス検討委員会等も設けられ、市長の方にその状況を御報告されております。そういう中で、なかなか大型バスが運行難しいという中で、今回ミニバスというものが８月の２０日から運行されております。しかし、当初の予定では、バスが６月に運行するというような予定で進めて

おりましたけれど、西平山地域におきまして、道路が狭いということで、２メーター以上の車両につきましては、幅員が4.5メートル以上ありませんと、バスの運行上、非常に危険も伴うということで、京王の方からかなり難航いたしまして、バスの一部路線の変更に伴いまして、今回ミニバスが運行されました。

そこで、お聞きしたいことは、将来この西平山地域の歪曲の道路につきまして、何らかの整備をして、現在のバス路線の当初の予定の部分のように変更する考えがあるのか、また、現在、バスが運行していまして、バスの運行の利用率の状況をまずお聞きいたします。

それから、図書館のことでございますけれど、非常に日野市におきましても、図書館行政は他市に見ない歴史的ないろいろな部分がありまして、積極的に市民の皆様が活用しているところでございます。その中で、特に新刊本の展示コーナーということがありまして、その新刊をどのような方法で選び、新刊の位置づけはどうされているか、その点もちょっとお伺いいたします。

以上２点についてお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

バスの件でございますけれども、ただいま御指摘がありました道路は、補助１２号線と称していると思います。これは御承知のように、豊田電車区操車場の西側を走っている道路でございます。以前に地元から拡幅の要望が出まして、市も拡幅しようということで、地元に入ったわけでございますけれども、地主さんから線としての協力が得られず、現在の状態で現在にきたわけでございます。

当初、バス計画としましては、旭が丘から補助１２号線を通りまして、滝合橋の方に通ずるような路線を考えたわけでございます。現状の中で、ほとんど道路幅員としては６メーターでございますけれども、その中に、滝合小学校ができたときに、通学路としての位置づけをされたわけでございます。そのときに、ガードレールをつくりまして、現在の車道幅員は、かなり狭くなっております。したがって、２メートルのバスの運行が非常に難しい、ということになったわけでございます。当初、それでは、そのようなことが当然わかったんではないか、というような疑問も出てこようかと思いますけれども、私どもの計画といたしましては、一定の区間にバスの待避所をつくりまして運行を、ということで考えたわけでございますけれども、東

京都の公安委員会の同意が得られませんで、変更をしたという経過でございます。

現在の運行の路線につきましては、その１２号線を将来的に通ることをベースにして変更してございますので、この道路の改修がなされ、バスが安全に通行できる段階では、変更できるように全体の線としては、構成されているわけでございます。

次にそのバス問題で、現在の利用状況でございますけれども、８月２０日から走りまして、まだ細かい数字までは持っておりませんけれども、８月いっぱいの利用状況を概略申し上げますと、最低１日当たりの利用者数が８７人、それから、最高が１４１人でございます。平均をいたしますと１０５.３人になります。これを片道の便で割り出しますと、平均で申し上げますと１３.２人という状況でございます。今後地元へのＰＲを積極的に進めますれば、まだこの利用率は上がる、というふうに見ております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第２点目の、図書館で新刊本を採用する際に、どんなような手続を通しながら決定していくのか。十分私の方も確かめてございませんので、図書館長を通して、きちっと今議会中にさせたいと思いますけれど、恐らく、市民の方々から、いろいろな形で要望が図書館の方に寄せられ、それに基づいて、図書館内部で、新しくその発刊された図書等について、司書の方々が、いろいろな角度から検討されて採用している、というふうにとらえているわけですけれど、このことは図書館長を通して、もっと正確にお答えできるように調べたいと思いますので、しばらく時間をお貸し願いたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　それでは、再質問いたします。

先ほどのミニバスにつきまして、部長より答弁いただきまして、補助１２号線につきましては、将来、拡幅をしてバスを運行するというような趣旨のお話を伺いましたので、およそめどはいつごろまでに、そのような方向でされるか、そのめどについて１点お尋ねいたします。

それと、図書館の件につきまして、新刊本のコーナーがありまして、なかなか市民の皆さんが御利用する中で、新刊本というコーナーがあるわりには、なかなか一般的に見まして、新刊本としてふさわしくないような部分の書物が展示されているということも、市民の皆さんから御指摘を受けましたので、やっぱり、新刊本としてのコーナーがある以上は、それにふさわしい線引きをしながら、多くの方に利用していただけるような方向に、さらに図書館業務の中で、

推進をしていただきたいと思います。

それでは、１点の質問についての答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

補助１２号線が、連絡バスが走れなかった理由ですけれども、さらに、細かい説明をいたしますと、補助１２号線のほかに、その北へ参りますと、中央線の踏切がございます。この踏切の拡幅の問題が第２点としてございます。

さらには、通称豊田団地というのがございまして、豊田団地の西側も道路が狭く、また、かぎの手になっておりまして、隅切り等の改善が必要でございます。そういうことをあわせますと、単独の道路整備にいたしましても、補助１２号線の関係につきましては、区画整理の手法をもちましても、なかなか現時点でいつごろというめどは立たない状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　今の部長の答弁はなかなか厳しい御答弁でありましたけれども、なかなか納得しにくい部分でございますけれども、そのような状況であるなら、なぜ、初めの時点で当初６月運行という時点で、なぜ、その辺の部分が、もう少し明確にされた上で、市民の方に６月からバス運行ができるということが提示されなかったか、非常に行政側の問題になるんではないかと思います。区画整理の中を含まないとできないということであれば、今後、本当に相当長い年月を経過しなければできないというのが、実態になろうかと思います。

日野市の市役所の動く窓口車ですか、これが今回バス路線を運行するという中で、非常に不便地域の方もバス路線が運行することによって、その恩恵をあずかるという趣旨の中で、廃止されるというふうに我々も伺っておるところでございます。特に今回、その西平山地域に１カ所、動く窓口車がそこにまいりまして、そこにおきまして、業務を行うという箇所がもう一つ武蔵野台にあります。そういう西平山三丁目、四丁目等の地域の方が、バス路線のミニバスの運行もできない、さらには窓口車も廃止されるということでは、踏んだり、けったりであり、まして市内の中に、特に見知らぬ地域におきましては、大変行政のサービスが、行き届かない地域であります。それに、今回、このような対応の中では、さらにその厳しさが増してくるわけでございます。いろいろな諸般の事情があるでしょうけれど、このバス路線を当初の予定のような方向の中で、運行できるように格段の努力をお願いしたいんですけれど、特に市長のバ

ス路線についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この補助１２号線を通す計画が浮かんできました当時、私も全く地域の喜びようというのが、目に見えるようで、これが通せなくなったということは、大変申しわけなかった、このように思っております。それから、東の方でも同様なことがありまして、別の路線を考えたわけでありますが、ついに高幡の駅で出入りをするということになっておりますけれど、できることならば、やはりバスの桜ケ丘営業所があるわけですから、あそこから出て、せめて百草駅を停車場にできるようなそういうことも、ひとつ今後ぜひ、やっていかなきゃならない、このように考えております。

いろいろなことをひとつ工夫をいたしまして、御期待にこたえるということこそ、我々の行政の目的でございますから、御指摘のことに十分努力をするということで、きょうのところは、御理解をいただいておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　今、私が質問したのは西平山地域のお話でありまして、随分その辺につきまして認識が違うんではないか、という感じがいたしました。

確かに行政で努力をしていただくことは当然であって、それでは、いつごろまでに解消していくんだ、という、やはりそれらの決意を持って、行政が当たっていくということが、やはり大事ではないか、と私は思うんですけれど、もう少し具体的にいつまでにその問題を解決していくんだ、という市長の決意なり、行政責任者としての対応等を明確にしていただきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来、行政は、なるべく市民に利便を均てんをして、落ち度なくやるのが趣旨でございますので、最大限の努力をするということで、御理解をお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　非常にこのような行政では、当初のあり方について疑問があるわけです。このようなことが行政にたびたびありますと、市民の皆さんから行政に対する不信感がさらにつのっていくことは間違いないわけです。これに対しまして格段の努力をすると

いうことでは、なかなか納得しにくい問題でございますけれど、今後、本当に市長の今後のこの地域のことにつきまして、どのような対応をされるか、私もしっかりと市民の皆さんの代表といたしまして、十分監視をしながらまいりますので、その格段の努力が見られない場合につきましては、それなりの対応も今後していただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　行政報告の２番目の多摩川サミットについて、若干お聞きしたいと思います。

先ほどの市長の御報告で、多摩川の水質浄化を含む環境改善の問題に取り組む、という大変大きな仕事がスタートしたわけでございますけれども、サミットの顔ぶれを見ますと、それなりに期待もできるわけで、何としても計画性を持って進めていただきたい、ということから言っておきたいんですけれども、今まで、いろいろな治水とか、利水の問題等は、それなりに成果を見てきたわけですけれども、水質浄化といいますと、どうもなかなか最終的にこれでよかったのか、というような結論が出ていないような気がしないでもないわけです。数字的にはっきりしませんから、なかなか難しい面もあるんでしょうけれども、少なくとも、この出席者の顔ぶれを見ますと、文字どおりサミットであったわけでございますので、私どもも期待をしているわけですけれども、先ほどの市長の御報告の中で、そのために公共下水道の推進等を積極的にやっていきたい、というふうなお話もございましたけれども、それ以外にも数多くのやらねばならないことがあると思います。

そこで、行政側のやることと、市民がやらねばならないこと、両方あると思うんですけれども、こういった問題をかけ声だけに終わらせないために、今後、日野市として、具体的にどのような計画性を持ったものを市民に出していくのか、また、そういう考えがあるのかどうか。全体的には、これからの運動というのは、協議体ができましたので、それぞれの流域自治体の首長あたりが、そういったものを出すんでしょうけれども、日野市としては、どういうようなことをやっていくのか。できれば何年後にはこのくらいにしたいとか、そのために市民の皆さん御協力いただきたい、とこんな呼びかけも含めて、お考えがございましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩川は、上流からその河口まで百数十キロという延長があ

るわけでございまして、日野市に面する長さというのは、かなり長いわけでありますし、また、あわせて上流に位置するといってもよろしいわけであります。また、多摩川ほど上流まで都市化している川は、珍しいわけでありますが、それだけに、また多摩川の受けておる苦難と申しましょうか、これは、非常に大きな意味を持つわけでありまして、言葉でも用いられておりましたが、「母なる多摩川」、まさに今日までの多摩川の流域の生活や文化を支えてきた川であることも、また否めないわけであります。それで、本来はダムが上流にあること、あるいはその涵養林も相当な面積もあるわけでありますが、また、流域に面しておる市民生活も、今日、昔の状態に比べれば、比較にならないほど都市河川の性格、あるいは悪い点を持ち込んだわけでありまして、特に環境関係からいいますと、市民要望、あるいは我々もその中に入るかもしれませんが、やっぱり河川を市民生活のオープンスペースとして活用させていただきたい、という期待も伴うわけでありますので、そのあたりに、じゃあ、自然保護はどうなるんだ、ということになりますと、若干の矛盾も来すわけであります。行政だけの発想では、やっぱり目的を達成する手段としては、やっぱり市民の参加なり、あるいは運動なりというものもあわせて必要だ、ということが、特に強調できるわけであります。そういう背景の中から日野市がどう考えるか、どう対応するか、ということになるべき問題だ、とこのように考えております。

清流条例という条例は、まさにこれは、その点を早くから取り組んだ、ということにはなるわけでありますが、人口のふえる状況、あるいは文明、文化の進展は、みな最終的には川を傷める、あるいは汚す、こういうことに今までのところはなっておりますから、これは、やっぱりもっと意識的に転換を図らなければならないものではなかろうか。そういうところに市民運動の大切な部分も依存をしなければならないと思っております。

具体的にどうするか、とのことはありますが、やっぱり緑をふやし、それから、特に日野市は、浅川という多摩川の支流をまちの中に大きく取り込んでおるわけでありますので、市民の共通の自然環境である部分の守り方と、それから、水質をなるべくきれいにする、浄化する、この運動と両々相まって取り組むべき課題である、とこのように考えます。

先ほどの御質問の、合併浄化槽の市民生活への依存も、当面一つの意味をなすものだと思っておりますし、いろいろな形で、行政のまた半分を市民にもよく理解をしていただく、という努力から始まる、あるいは努力をお願いをする、こういうことでなければ、成功が難しいわけでありますので、そういう清流条例の建前を、ひとつやっぱり前に押し出して取り組んでいき

たい、とこのように考えるところでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　大体わかったんですけれども、１点だけ、市民に対して何かそういうＰＲ活動、こういったものを、ぜひ、やっていただきたいんですけれども、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、実は、緑化関係を主題といたします日野市環境緑化協会、このような市民運動の母体になる組織を進めつつございます。その際に、この河川関係、あるいは水質関係のことまで、この協会の運動の対象にしてはどうか、とこういう意見も市民会議の中でございますが、私は、やっぱり、もう一方に、水関係につきましては、既に用水の管理指導をお願いをしておる３８名の委員会がございますが、これも、もっといろいろな工夫をして、活躍をお願いをする、そういうシステムを検討いたしたい、このようにも考えておるわけでございます。

やっぱり、市民運動の組織がしっかりしておる、ということが、一方の意識を高揚するにしても、実績を上げる上に、大変重要だと思っておりますので、行政からの働きかけと、それから、市民運動のなるべく活躍できる、そういう母体を育成といいますか、整えていくことではなかろうか、とこのように考えております。

言葉足らずではございますが、ひとつこれからいろいろな知恵をおかりしながら、大きな努力目標で達成ができれば幸いだ、と思っております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　恐縮なんですが、二、三点関連の質問で納得ができないような問題がありますので、第１点は、基本計画の中で、市長はすみよいまちづくり要綱ですか、これは、現状のいわゆる条項を堅持したいというようなことなので、一部に、見方の問題なんですが、日野では、いろいろなまちづくり要綱というのは、かなり厳しい、どちらかというと建設省等でも、ある程度ゆるめたらどうだ、いろいろな負担金等いろいろな問題を、という中で堅持していきたい。私のひとり言の問題かもしれないんですが、そういうことなので、再確認をしていきたい。

それから、今、ここで何というか、基本計画を出されるという中で、すみよいまちづくり要

綱を堅持していくというのは、特に私が住んでいる多摩市との境なんか見た場合に、多摩市の方は、かなりいろいろなニュータウンという何というか、まちづくりの中で、既存の部落というのは、いわゆる社会資本の投下というのは、ニュータウンの中は、一つの大きな計画でやっているので、既存の部落というところへ多摩市でやらなきゃバランスがとれないというか、やる仕事がないから投じているということかもしれないんですが、そういう整備の進捗状況を見た場合に、よく私も申し上げるんですが、日野市との差が出てくるんではなかろうかという中で、しかも、そういう負担金というか、まちづくり要綱が、多摩市の方は、いわゆる、ゆるやかだ、とこういう話も聞くので、そういう点の見方の問題で、日野では、人口は、あくまでも抑制をしていくというのが建前なのか、さもなきゃ、秩序あるまちづくりをつくるという意味で、なんかそういうことを堅持されるというか、その辺のところをお答え願いたいと思います。

それから、いま1点、何というか、歳入、歳出の状況の中で、いわゆる一般会計、特別会計を見た場合に、特別会計等は、歳入、歳出でいいんですが、一般会計の中の例えば土木費あたりは、非常に何というか、4月から7月いっぱいの歳出状況が低いんです。それで消防費だとか、労働費だとか、これは性格が違うからですけれど、景気の浮揚策というんですか、いわゆる一つの項のいき方が、前倒しで早くやれというような多少指導があるんではなかろうか、とこういう中で、どうしても、いろいろなそういう準備が、役所の土木の発注の仕事なんかも、勢い何というか、年度のいわゆる下半期にいくという、こうなると年末から1月にかけて、非常に何というか、そこらじゅう改修したりするというようなことが起きるんですが、そういう点の中で、準備ができないのか、さもなければ、どうしてもいろいろな起債、補助金、いろいろなことの年次計画の中で、どうしても後半戦になるのか、その辺のところをお聞かせ願いたい、とこう思います。

それから、いま一つ、市長も議長もメンバーに入っていると思うんですが、多摩川を挟んだ多摩川架橋促進協議会というのがあると思うんですが、私も、あるところの会合で、日野を見た場合に、東京都の仕事というか、国の予算をどう持ってくるかということでは、通称立日橋の問題、モノレールの問題、今言う第二関戸橋の問題、こういう問題が、大きな問題だということの中で、特に私の住んでいるところが、第二関戸橋と近いので、ある場合によると、第二関戸橋というのは、計画でずっといくと、やや10年かかるんではなかろうか、こういうことであるが、ニュータウンの入居状況と、今の関戸橋の混雑というのを見るに見かねない。こう

いう形の中で、いわゆる早めるには、有料道路にすれば、官と民というんですか、第三セクターのような、モノレールのような方式でやれば、早くできるんだ、という構想があるという考え方をお聞きしたんですが、特にあの地帯で、三十数軒、４０軒近い人家の移転があるので、施行としては都の責任であって、都が環境アセスメントのところまで置いているように、私もいろいろな会議へ出ておるので知っております。この秋ぐらいから路線をきちっと決めて、来年早々から買収計画に入るというんですが、市として、この対応をどういうふうにお考えになっているか、以上３点をお答え願いたいと思います。よろしく。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の第１点、日野市住みよいまちづくり指導要綱、この行政指導を、しばらく堅持をいたしたいというふうに、先ほど、お答えを申し上げております。

もちろん、その目的は、日野市の将来のまちのゆくえを考えます場合に、一番問題とすべきは、秩序があるということはもちろんでありますし、災害に強いということもまたその中に含まれると思います。そして、確かに宅地が高過ぎますので、どうしてもミニ開発が、細分化、細分化、という方向にいくわけでありますので、何とかそれを住む人のためにも、あるいはまちづくりのためにも、やっぱり一定の規模、秩序というものは保っていただかなければならない、こんなふうに考えております。そのことは、一方には、確かに開発企業には厳しいと言われるかもしれませんし、また、住む方には結果、家なり、宅地なりが高くつくということもありましょうけれど、一方に日野市は、区画整理事業を御承知のとおり、営々と行っております。区画整理事業には減歩という、つまり公共減歩、あるいは保留地減歩、つまり資金に充てるまでのそういう減歩すら課することになりますので、それとのやっぱりバランスというものが、やっぱり考えられなければならない。そういう日野市のまちづくりの特に留意すべき課題がある、このように考えております。若干、指導要綱が、一時から見れば、特に上級官庁の指導もありまして、若干の変更を加えた市もあるわけでありますけれど、日野市の場合は、御承知のとおり、大変いろいろないい条件をおかげさまで持っておるわけであります。橋のことも同様でありますが、両翼に立川市、あるいは八王子市という、それぞれ経済都市に発展することを期待しておる市があるわけでありまして、その中間に位置するだけに、日野市の場合は、日野市に住みたいという方も多いわけでありますから、それだけに、やっぱりまち並みを、あるいはまちの性格を整えておくということが、魅力のあるまちのために特に必要だ、というふうに

も言えるというふうに考えるわけであります。いろいろな意味におきまして、条件が幸いしているだけに、人口のゆるやかな増加も期待できると思っておりますし、また、ゆるやかな増加が、絶えず一つのエネルギーとなって、日野市の発展に寄与していただかなければならない、こういうことにもなろうと思っております。人口２０万を大体想定いたします際に、これは、なるべく長いほどいい、先向きの方がいい。あわせてその間に予定といたしておりますところのこの都市整備を、区画整理の手法において、あるいは下水道の建設において完成をさせていく、こういうことが、その間に達成すべきまた課題でもあるわけであります。近隣市との格差というようなことが生れるかもしれない、という御懸念も確かにあるかもしれませんが、日野市にこれから居を求めていただく方には、ある程度の負担もしていただくとともに、将来の保障のできる都市環境を整備をする、これが言うまでもなく、いわゆる都市の集積の利益ということになり、そのことがまた将来のまちの発展に大きく位置づけられる、このように思うわけであります。そんなようなことで、要綱は当分の間、維持させていただくべき課題だ、とこのように思うわけであります。

多摩川架橋の促進協議会は、議長時代に、石坂議員にも大きい役割を果たしていただいた、とこのように思っております。

日野市の場合、御承知のとおり、立日橋、それから、１・３・１のバイパスの橋、それから、もう一つなお東の第二関戸とこういう橋が想定され、また、それぞれが急がれる事情にあるわけでございまして、立日橋は既に事業化され、それから、第二関戸橋も今御指摘のとおり、有料の橋として、早く架橋したい、こういう東京都のお考えもあるわけでありまして、我々もできるだけそれに賛同すべきかどうかは、ちょっとこれからの御意見も伺わなければなりませんが、とにかく促進をするということは、大前提だというふうに思っております。その際に、４０軒近い移転家屋が出る、この方々に対しても、何か適切なる措置をすることによって、その大きな不安や心配なしに、建前は、これは補償で賄うべき課題ではありますけれど、また、それに市の施策も加えて納得いただける方法をとっていく、こういうことは重要なことだ、とこのように考えるわけであります。

年間の景気、あるいは工事量、これを年間をならすために、前倒しの発注ということもいろいろやられるわけでありまして、日野市の場合も、今、むしろ、ことしは、かなり順序よく工事等の発注を出しております。なるべく早く発注をして、そして、地域の景気浮揚にも若干で

もお役に立てたい、とこのように考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　１点だけ再質問というか、私の要望を申し上げて、市長のお答えがあれば幸いだと思うんですが、市長は、住みよいまちづくり要綱をしばらく堅持するということは、今、市長もお答えになったことで、私も別に賛成もしないけれど、市長の考え方としては、私も了としますが、ただ問題は、区画整理をやる場合にも減歩がある。区画整理の計画のないところは、いわゆる計画すらない、日野の全域をやるんだということにされるというのか、その辺の問題なんです。一つ例を挙げると、こっちへ小さいこのごろミニの組合施行なり、農住構想の中で、区画整理が行われています。しかし、空きができるわけです。いわゆるＡ地区とＢ地区はあるけれど、真ん中の地区は空く、とこういうことが行われて、私は、非常に組合施行にしても努力されたり、今、市長の言う、一つの見方によれば開発行為であるかもしれないけれど、まちづくりができていくということで、いわゆる賛成すべきではなかろうか、という立場に立つんですが、問題は、それをつなげることも一緒に計画なりを持ったり、ただ問題は、そのときに計画を市が持っている場合と、持っていないで、持っている場合なら、もし用地買収なら用地買収を、ここを拡幅したいんだと持っていって、いわゆる関係地主が応じない、とこういうのであれば、いわゆるその地帯のものはやむを得ないんじゃないかという納得はするけれど、計画すらないということになると、いわゆる全体的なまちづくりというのが、非常に何というか、遅延するんではなかろうか、こういうふうに思います。

いま一つは、今、市長も前向きの形の中で、第二関戸橋が推進されることと、人家の移転に対しては、最大限に何というか、いろいろな関心を持って心配のないようにするんだという中で、あの地帯にもやっぱり何というか、京王線をアンダーで通って、上に出れば堤防へすりつけるために、高くなるわけです。こういうすりつけ道路の関係なんかも、少なくとも、私、計画というのは、１０年前ぐらいの計画を出していかなきゃだめだというのに、場合によると、早まるかもしれないということになってきて、そのいわゆる市がすりつけの道路、側道的に通る道路ももちろんだが、いわゆる東西に通る道路にしても、聖蹟桜ケ丘の裏の方へ行くなり、逆に言えば、先ほど市長も、ある地帯の、私も非常に何というか、決して百草や三沢、落川の地帯も市長は、見捨てるんじゃないなと、非常に感謝を申し上げるんですが、そういう中で、やはり何かの計画を持っていなければ、道路が広がらないんじゃないか、とこういうことのお

考えを、今度の基本計画というか、何か早急にお考えになっていただけるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もっとこの緻密な配慮、それから、でき得べくば計画を持て、とこういう御意見だと思いますので、今まで無視しているということでは、決してありませんが、都市計画事業の適用されていない地域のこともございますので、市民感覚としての御理解のいただける、そういう適切な方法を探しまして、努力をするというふうに申し上げる以外にないんでありますが、例えば、補助要綱でも、４分の３の補助制度を設けておりますし、できるだけ協力もお願いをするし、市も積極的に施策の努力をするということで、整合をしていただきたいものだ、とこのように考えるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　それでは、３点ばかり若干私の見解も含めて、お聞きをさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

１点目は基本計画の策定についてなんですけれども、再三議論がありまして、実は、私もこの計画の必要性について、何回かお願いをした経過がありますので、こうした形で進むということについては、大きく評価をするところでございます。

いろいろお聞きをしていますと、議員の方々の御要望もあったわけですけれども、それに加えて、私が常々こういう計画について感じていることは、今回、東京都の方からですか、野中主幹さんという非常に優秀な方が来られて、おまとめになるということで、大変喜ばしいことだと思うんですけれども、私は、やはり職員が、一人ひとりのそれぞれの持ち場の職員がいらっしゃいますので、プロジェクトチームをつくられるというのは結構ですけれども、多くの職員の創意を結集するといいますか、そういう形で、ぜひこの計画を煮詰めていただきたい、とこういうふうに感じるわけです。この人が計画を立案する立場だから、その人に任せておけばいいやというようなことはないとは思いますけれども、そういうことではなくて、それぞれの行政分野の人が日野市のこれからの２１世紀を目指すまちは、こうあるべきだというものを、大げさに言えば一人ひとりに出してもらって、それを計画の中に、できるものは織り込んでいく、というようなステップをぜひ踏んでいただきたい、というふうに考えているわけですけれども、それが要望ですけれど、見解があればお伺いをしたいと思います。

それから、２番目は、財団法人の東京市町村自治調査会の発足についてということで、市長がここで、行政報告をされるということは、その中でも、特に期待をし、活用していきたい、こういうことがありました。私もこのことについては、特に三多摩地域を一つの広域圏というふうに考えますと、この三多摩２６市の地域が、今後どういう形態をなしていくのかということは、非常に大きなテーマだと思います。

そういう意味で、２１世紀を展望して、この２６市の地域、島の方も含まれるそうですけれども、それを提言をして、シンクタンクという役割をここで果たしていただくということは、非常にいいことだと思うんですけれども、２部４課、とこういうようなお話なんですけれども、私は、やはりこういった三多摩２６市の中で、共通した課題としては、要するに、何というんですか、まちづくりという形の面もありますけれども、要するに、ソフトの面でも共通したこれから課題があるんではないか、という感じがするわけです。

特に、この中における職員の処遇のあり方、退職金ですとか、あるいは休暇でありますとか、あるいは給与制度でありますとか、こういったようなものも共通したものがあるはずでございまして、そういったようなものをこのシンクタンクの中に、市長会なり、助役会として、そういった課題までも検討させる気があるのかどうなのか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、３点目は円高のメリットということで、特にデメリットが、この議会でも強調されているわけですけれども、私も春の予算委員会の中で、特に円高ということと、原油価格が下がるということで、光熱費が相当やりようによっては、節約できる、とこういうふうに話をさせていただきました。

今、ここにどの程度節約できるのかという数字があれば結構ですけれども、円高ということで、法人の収益が減って税収が減るということだけに目をとらわれずに、そのメリットも追及する。このことがないと、この円高というのが本当にばかばかしくなってしまう。これは、国政全般にかかわる問題ですけれども、日野市の中でも、円高のメリットという面で、もう少し検討をされて、対策を打たれているのかどうなのか。

それで、その円高のメリットが、当初予算に対して、どの程度経費削減という面で、計算できているのか。もし、その辺があればお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

最初の基本計画の策定にかかる職員の参加でございますけれども、現在、策定方針を定めまして、既に準備作業に入っているわけでございます。

積み上げ方といたしましては、まず、策定委員会を設置をいたす予定でございます。この策定委員会といいますのは、庁内でございまして、私を長にいたしまして、関係課長総員約１５人でございます。策定の方針等をここで決めるわけでございます。その下に、いわゆるワーキンググループのような形になりますけれども、プロジェクトチームを設置する予定でございます。これは係長クラスをもって組織する予定でございます。それらの上下の関係の中で、細かいこの基本計画なり、実施計画におけるところの大きな項目を定めます。基本計画で申し上げますと、施策の体系でありますとか、さらには、事業の内容の組み立て方、こういったことを定めまして、関係課に基本となるべき、今、申し上げました内容の原案づくりを依頼をするわけでございます。関係課の中では、もちろん今までやってまいりました、先ほども指摘がございましたけれども、各種委員会の答申、それから、調査会等の報告書、それから、市民意識調査でございますとか、婦人関係、老人関係、こういったものがあるわけでございます。そういったものを広く踏まえまして、原案を各課でつくりまして、事務局であります企画財政部の方に出してくる。これをプロジェクトチームなり、策定委員会で検討し、その段階によりましては、また、主管部課に戻しまして、協議を進める、そういう方式を現在考えております。

したがって、福島議員さんの方から、指摘ありましたようなそういう方向で策定をしたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問のこの第２項になる財団法人東京市町村自治調査会の発足について、という私の報告についての御提言でございます。

これは、市町村いずれも独立自治体であることは、もう、性格上はっきりしているわけでありますけれど、それの特に多摩という地域の共通的な自治体の取り組むべき課題がありますので、それらについて役立つ資料をつくろう、こういうことでございます。その独立自治体の広域化ということではないんですけれど、共通する課題、特に連帯することもございますし、まちづくりには、当然そういうところがありますし、あわせて職員等の、あるいは財政事情等の資料なども同様でありますが、お互いが勉強し合う、そういう関係は、だんだんと努力次第で

可能である、とこのように言えると思っております。

発想は、宝くじと共通した課題にそれを使おうということでありまして、すぐ大きな機能が果たせるということではないかもしれませんが、そういう意気込みでひとつ取り組もうとこういうことでございます。将来待遇上の調整でありますとか、なお、職員採用のある程度の共通性でありますとか、何かそういうことにつきまして、合意ができれば、だんだん整ってくる、また、そういうことが本来の趣旨に合うべきこの団体だ、というふうに御理解をお願いをし、結局は参加する者のやっぱり取り組み姿勢、それから、どのような自治体にサービスができるかということに、また、期してくる問題でもありますので、今後も積極的な運営の努力をお互いがし合うということで、発展が期される、とこのように理解をいたしております。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

3点目のいわゆる円高メリット関係の御質問でございますけれども、電気だけでまず申し上げますと、当初予算に計上いたしました電気料、市全体で支払う金額が、1,０００万単位で申し上げますけれども、5億ちょうどでございます、いま少し申し上げますと、5億１００万円でございます。

それから、当初予算で電気税として見ておりますのが、5億4,１００万円でございます。現在、6月からでございますけれども、電気料が引き下げられました。この引き下げに伴うパーセントは9％だったと思います。さらに、免税点がございますので、免税点以下になる方もございますので、それを含めますと、いわゆる市が使う電力の中で、安くなる部分が約１０％ぐらい、金額にいたしますと、予算計上では、5億１００万円でございますから、その約1割が節減できる、というふうに見ております。

一方、電気税でございますけれども、先ほど申し上げましたように、5億4,１００万円見ております。この電気税につきましては、東電の試算によりますと、大体１１ないし１２％当初計画より下がるのではないか、というふうに見ております。この5億4,０００万の予算の計上の仕方も、また説明をしないと、なかなかこのからくりがわからないわけでございますけれども、簡単に申し上げますと、過去電気税につきましては、毎年8％の増で計算されております。それでは、６１年度の5億4,０００万円が何％増で予算計上されているか、ということを見ますと、諸般の事情を考えまして、当初予算では0.5％の増で組んでございます。そうしますと、

当然のことながら、円高の問題等がなければ前年度、６０年度の実績の８％増の税収が見込めるわけでございますけれども、円高の関係がございまして、現在の５億4,０００万を幾らか下回る決算になるのではないか、というふうな見方をしてございます。

したがって、一方で円高のメリットを受けるわけでございますけれども、市の財政の立場からしますと、電気税が減収になってくる。予算上は、大幅な減収にはなりませんけれども、実質的な減収になってくる、とそういう状況でございます。

細かい点につきましては、１２月の補正の段階で明らかにしたい、というふうに考えております。

それから、庁内的な対応でございますけれども、電気料の関係につきましては、私の名前でこの執行残の凍結といいますか、ほかに使わないようなそういう指導をしております。

それから、ガソリン関係につきましては、総務部の方でやっているわけでございますけれども、実勢単価に合わせるような努力をやっている状況でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

最後のところだけ要望したいと思うんですけれども、御努力されているということについて、理解はするんですけれども、ぜひ円高の――円の価値が上がるということですから、企業等の輸出という面で非常に苦しい場合があるわけですけれども、一方輸入もするということであれば、大分違うわけですから、円高のメリットというところにも十分目を入れていただいて、特にそうした観点で、市の職員が、節約できるものを安く買えるものだとする場合、ぜひ、今までの発想を大いに変えていただいて、ぜひ、安く買えるというものについては努力をしていただく、そういうことを要望して、終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配布してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時４２分散会

9月9日　火曜日　（第2日）

昭和61年
第3回定例会

日野市議会会議録（第26号）

9月9日 火曜日 （第2日）

出席議員（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	都市計画課長	平井忠君
区画整理課長	鈴木栄弘君	下水道課長	坂口泰雄君
監査委員	高崎克好君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和61年9月9日（火）

午前10時開議

（設置・選任）

日程第　1　日野市議会昭和60年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第　2　　日野市議会昭和６０年度特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について

（議案上程）

日程第　3　議案第　７６号　昭和６０年度日野市一般会計決算の認定について

日程第　4　議案第　７７号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第　5　議案第　７８号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第　6　議案第　７９号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第　7　議案第　８０号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第　8　議案第　８１号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第　9　議案第　８２号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

日程第１０　議案第　８３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

日程第１１　議案第　８４号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について

日程第１２　議案第　８５号　日野市助役定数条例の制定について

日程第１３　議案第　８６号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１４　議案第　８７号　日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１５　議案第　８８号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１６　議案第　８９号　日野市情報公開条例の制定について

日程第１７　議案第　９０号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８　議案第　９１号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１９　議案第　９２号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２０　議案第　９３号　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第３号）

日程第２１　議案第　９４号　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第１号）

日程第２２　議案第　９５号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２３　議案第　９６号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第２４　議案第　９７号　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第２５　議案第　９８号　市道路線の一部廃止について

日程第２６　議案第　９９号　市道路線の廃止について

日程第２７　議案第１００号　市道路線の認定について

日程第２８　議案第１０１号　日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結について

日程第２９　議案第１０２号　（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結について

日程第３０　議案第１０３号　（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結について

日程第３１　議案第１０４号　（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

日程第３２　議案第１０５号　向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について

日程第３３　議案第１０６号　日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更について

（報　　告）

日程第３４　報告第　３　号　昭和６０年度日野市土地開発公社決算の報告について

（請願上程）

日程第３５　請願第61－７号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願

日程第３６　請願第61－８号　　老人保健制度等の改善に関する陳情

日程第３７　請願第61－９号　　東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願

（訂　　正）

日程第３８　請願第61－４号　　他市に通園する無認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願の訂正について

本日の会議に付した事件

日程第１から第３８まで

午前１０時１０分開議

○議長（黒川重憲君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２７名であります。

これより日程第１、日野市議会昭和６０年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和６０年度一般会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第２、日野市議会昭和６０年度特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和６０年度特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第７６号、昭和６０年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第７６号、昭和６０年度日野市一般会計決算の認定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和６０年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により、監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　監査委員から監査報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高崎克好君）　監査報告いたします。

昭和６０年度日野市一般会計の決算審査につきまして、前もって市長より提出を受けました歳入歳出の決算書類、財務諸表、付属明細書等につきまして、簇野監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また、関係職員よりもその詳細にわたり内容の説明を受けました。

監査の結果は、決算書を初め、すべての書類に計数等の誤りはなく、関係法規にも準拠し、予算の執行状況もおおむね議会の議決に沿ってなされていると認められましたので、ここに御報告いたします。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　監査委員に２点確認をして質問をしたいと思います。

この決算の中で、いわゆる遺跡調査会の訴訟事務費が出てきております。この遺跡調査会の訴訟に関する事務費について、従来、議会では地方自治法の２３２条の２項に基づく支出ということで、市長の判断で出しているということが説明されておりました。これは、あくまで遺跡調査会内の不祥事であるから、私ども遺跡調査会のみずからの責任において、この訴訟事務は進めるべきだということで、その違法性を強く、要請の強いことを指摘いたしてまいりましたが、監査委員におかれては、この支出に関しては全く違法性は皆無だ、と判断をしておられるのかどうか、監査委員の、代表監査でも結構でございます、意見を求めます。

それから、これも議会でたびたび話題になっておりますが、南平に開校いたしました南平都立高校の造成工事に関連をして、総経費が約３６億円以上かかっているわけであります。御承知のように、そのうち買収費として日野市の方に売却収入費として入ったものが約２５億円で―２５億6,０００万円であります。その差額と申しますか、差し引き約１１億円については日野市の過分な持ち出しとなっているわけであります。この造成工事に伴って、いろいろ擁壁のやり直し工事等がございました。これらの工事に関する費用の支出については、監査委員におかれては、全く問題ないということの御判断なのか、そういう御判断なのか。監査委員の意見には一切書かれておりませんので、その点についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　監査委員。

○監査委員（高崎克好君）　遺跡調査会につきましては、３年前ですが、私が市長の方から命を受けまして、いろいろと当時の米沢監査委員とともにいろいろ調査したわけでございますが、その結論として、多額の金額というものが一応問題点として挙げられたのは周知のと

おりでございます。

ただいまの御質問は、弁護士に対する支払いと存じますが、これにつきましても、やはり関係職員からいろいろ事情を聞いたわけでございますが、いわゆる遺跡調査会としては、収入の道は全くないわけでございまして、現在は、やはり市からの一般会計から持ち出してやっているのが現状でございます。もちろん遺跡調査会にも、現在はすでに監査委員という名前ではございませんが、監事がございまして、監事の方で一たん調査をしているのが現在でございます。過去と違っております。

したがいまして、これにつきましても、一応、監事の意見というものをやはり尊重しなければならない点もございますが、弁護士に対する支払いが、やはり一般会計から出ていることは間違いないことでございますが、やはり、その関係職員との話の中で、やはりそれ以外に資金の出どころがございませんので、やはり、やむを得ないことではないかな、というふうに考えたわけでございます。それ以上の問題は、やはり政治的な問題が入ってしまうとも存じますし、監査委員としては、そのとき市の当局者なりが、そのとき、よしとして、それ以外に法がないとして考えたことであれば、これまたやむを得ない限界じゃないか、というふうに考えましたので、そのまま何も不問にしたわけでございます。

それから、南平の都立高校の件につきまして、特に御指摘の点は擁壁の修理代だと思いますが、これについても、やはり責任回避云々じゃございませんが、これは公社がございます。この方は日野の公社の方でやってございまして、これにつきましても、監査委員が直接にはどうかという点もございます。こちらにも、やはり監事がございまして、それなりの監査をしておりますものですから、それを飛び越えて云々ということが一つございます。

これにつきましても、ちょうどこれは前回のほとんどの支出が６０年の初期でございますので、当時の名古屋監査委員とともに、この点につきましてもどうしようかということで、調査、協議したわけでございますが、今の言ったとおり、土地開発公社のことでもあるということが一つです。したがって監事が公社にいるということ、それから、これは当初、私の感覚としては、施工と監理をしました日本技術開発株式会社が恐らく責任があるんだろう、というふうに考えておったわけでございますが、いろいろ当時の土木課長等との話の中で、どうも鹿島建設と日本技術開発株式会社と何か市の側の３人の何かその辺のよく話が、よく、いろいろ聞いても明確に判断できなかったんでございますが、どうも、そのようなお互いの話の中で、それ

ぞれの何かがあった、何かミスか何かがあったような感じもせられたわけなんですが、そういう中で、やはり、どうしようもないということで、市の方で三者が集まり、協議、決定したことでございますので、これは、やはりもう、もちろん市の方でもしまったと思ったかもしれませんが、あるいは3人ともしまったと思っていることだと思いますが、それはそれなりの努力をしながら一応の決着点として歩み寄ったというか、結論を当事者が選び出したことだと思いますので、それにつきましては、やはり監査委員としては力の及ぶことではない、自分の限界を超えた政治の世界ではないか、とそういうふうに解釈いたしましたので、これにつきましても何も触れなかったわけでございます。

以上の2点とも、何もしなかったということではございませんでして、一応それなりに検討した結果、何も書かなかった、とこういうことでございますので、御了承願いたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　私、日野市の基金について――基金の運用です。これは目的税が主だと思うんですけれども、現在、70億6,488万円あるわけでございます。この中で特に今回、土地開発基金として14億67万8,000円用意してありますけれども、この金額は大体、仲田緑地の保留地の金額に値するものではないかと思うわけであります。そういう面で、この基金というものの運用について、やはり、この日野市のまちづくりということを考えますときに、やはり都市計画税ということで、やはり一番は都市計画事業に充てるのが常識ではないかと思うわけであります。そういう面で、この基金の運用をうまく利用しながら日野市のまちづくりを進めていただきたい。

要するに、59年度を見ますと、大体4億円ぐらい毎年上積みされているわけであります。そういう面で、基金の運用を正しい、正しいといいますか、本来の都市計画に必要なお金として使っていただきたいと思うことですが、このあたりの市長の御答弁を願います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　基金はそれぞれ目的を持ち、条例等の定めに準拠して蓄積をしているものであります。したがって、この流用については、最も有効に取り崩すなり、あるいは拡大するなり、それぞれの会計年度で一定の判断がございます。しかし、今後、本市の将来計画を見通して、この基金はもちろん大切な財源になるものでありますし、御趣旨には十分

尊重しながら運用の最大限なメリットを追求していきたい、とこのように考えております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　先ほどの質問に関連をいたしまして意見を申し上げます。

監査委員におかれては、大変６０年度の決算の内容については精査をされ、大変、御苦労、御努力をなさったということはもちろん私も認めるものの一人でありますが、監査委員の主な権限の中には、地方公共団体が財政援助を与えている団体等の出納等の事務を監査をすること、ということがちゃんとございます。

遺跡調査会にしろ、また土地開発公社にしろ、それぞれ監査の機構は組織上は整っているわけでありますが、日野市の一般会計からの持ち出しが行われ、議会でも、再三この点について、その要請や不当性について指摘があるわけでありますので、その点について検討はされた、ということだと思いますが、何らかの議会の指摘等や住民からの指摘等が市民からある場合には、その点についてもやはり配慮をしていただいて、監査結果をおまとめをいただくように、今後ともそうした御配慮をいただくようお願いをしておきたいと思います。

なお、昭和６０年度のこの決算の日野市遺跡調査会訴訟事務費の５４万７,５６０円については、私は、市が貸付金として、この遺跡調査会にまず資金がなければ貸し与え、しかる後、その回収に訴訟等を通して努力するというのが、あくまで基本的な、私は形、原則ではなかろうかと思っております。

そうした点について、今後、御配慮いただくことをお願いをして、意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７６号、昭和６０年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第７７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第７８

号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第７９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第８０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第８１号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第８２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第８３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第８４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました８議案につき、逐次提案の理由を申し上げます。

議案第７７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について。本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第７８号は、同じく地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第７９号、本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第８０号、本議案は、地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第８１号、本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第８２号、本議案は同じく地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づき、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第８３号、本議案は同じく地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第８４号、本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、昭和６０年度日野

市仲田緑地用地特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上の８議案につきましては、それぞれ担当より御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　監査委員から監査報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高崎克好君）　監査報告いたします。

昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計、同じく日野市土地区画整理事業特別会計、同じく日野市下水道事業特別会計、日野市立総合病院事業会計、日野市受託水道事業特別会計、日野市農業共済事業特別会計、日野市老人保健特別会計、日野市仲田緑地用地特別会計、これらの事業会計及び特別会計の６０年度の決算審査につきましても、一般会計同様、前もって市長より提出を受けました決算書、財務諸表、付属明細書等につきまして、簇野監査委員とともに慎重なる監査を行いました。また、関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けました。

審査の結果は、決算書を初め、すべての書類に計数等の娯りはなく、関係法規にも準拠し、予算の執行もおおむね議会の議決に沿って施行されていると認められましたので、ここに御報告いたします。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本８件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第７７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第７８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第７９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第８０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第８１号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第８２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第８３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第８４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第８５号、日野市助役定数条例の制定、議案第８６号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第８７号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８５号、日野市助役定数条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市助役の定数を２名にするため、地方自治法第１６１条第３項の規定に基づき、日野市助役定数条例を制定するものであります。

議案第８６号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員の定数を1,４４８名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

議案第８７号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、土地信託制度を導入する地方自治法の改正に伴い、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、議案第８５号から説明させてもらいます。

８５号につきましては、提案の説明のとおり地方自治法の１６１条の３項で、助役の定数を定める場合は議会に付すということで、その条例を施行せよということでございますので、こ

こに条例を出したわけでございます。

それから、議案第８６号につきまして御説明を申し上げます。

これは、日野市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、この議案書の４ページ、新旧対照表で４ページ、５ページにまたがりますが、現在の定数が1,425でございます。これに対しまして1,４４８、２３の増ということでございます。その内訳は、市長の補助職員の行政部の職員が１１名で８０３、それから、病院関係の職員が５人で、合計いたしまして１６人でございます。それから、飛びまして３の教育委員会の職員でございますが、これが７名増の３６５名でございます。そして、合計いたしますと４４８名という数字でございます。

これの理由につきまして申し上げます。まず、１点は、都市整備基盤のこれからの日野市の連続的な増加ということと、事務量の増加ということを考えますと、現在、行政改革という厳しい中で、その選択を迫られておりますが、日野市では、現在、建設途上にある、言うなれば青年の市であります。どうしても、そうした下水道、あるいは区画整理事業をハードの建設面で行っていかなければならない。これは、今後２０年というような大きな年月の中での対応の仕方でございます。そこにおきまして、これが１点でございます。そして、その反面、ソフトな面では、すでに議会の御承認を得ております生活センターの、今議会にも提案しております生活センターの建設とか、あるいは旭が丘児童館の設置、それから、ふるさと博物館というような、いわゆる箱物的なものが、ここで、この３年間の間に出てくる、というような行政がございます。そうしたことで、先ほど申し上げましたように、都市整備基盤の充実をどうしてもしていかなけりゃならない、それから事務量の増大のために、ということが１点でございます。それから、もう１点は、この日野市の現状を踏まえましたときに、1,４２５が現在、定数でございますが、果たして、これが言われておりますように、ほかの団体に比べまして、この数字が実際に職員は多いのか、少ないのかということでございます。そうした中で、職員の類似団体という表がございます。これは全国的なものでございます。そうしたものを比較いたしますと、東京都の類似団体の中には４市ありますが、それらも含めまして、指数を比較いたしますと、現実におきまして、３1.4という減の、少ないという数字でございます。これは行政部門でございますが、少ないというような結果、これは、今までも御承知のように、日野市は人口増に伴います学校、保育園というものを建ててまいりましたために、非常に施設関係の職員は

多く、事務職員の内部におきまする庁舎内の方は、非常に厳しい人員ということでございました。そうした中で、少なく、非常にやってまいりましたんですが、事務量の増大というようなこと、それから、類似団体との比較におきまして３１.４という数字、これに対しまして、事務当局におきまして、削りに削り、そして、どうしても必要な数ということで２３名をここに提案したわけでございます。それと、もう１点が、今申し上げましたように、いわゆる箱物でございます。６３年、あるいは６２年に完成する建物、そうしたものもございます。そうした中で、６３年、そうしたものが、すでに建設途上、あるいは設計途上にのっておりますので、それらを見越しまして、今後、現時点で考えられる増員というものを３年先を見まして、一応ここに、その２３の中に含めた、というような３点からの理由でひとつ提案したわけでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

それから、議案第８７号でございますが、提案理由の説明にありましたように、あるいは、すでに新聞、そうしたところで御承知かと思いますが、信託銀行に信託いたしましての土地の利用の効果というようなことが、すでに東京都におきましても、実施に入るというような形であります。これは、地方自治法の改正によりまして、９６条の議会にかけなければいけない項目の中の第７項目に、信託の財産に関すること、というような自治法の改正、これを受けまして自治法の各財産関係の改正がございました。それに基づきまして、日野市は、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を連動的に改正するものであります。

内容につきましては、この信託というものは、土地の有効な活用をする目的で、これを信託銀行に信託し、そして期間を定め、それで、その運用は信託銀行が行い、その利益を公共団体が受けていく、というような仕組みでございます。対象的なものは、普通財産の土地ということでございます。これらの条例改正をお願いしたわけで、現実には、今現在すぐにというものはございませんが、自治法改正に基づくものでございます。

以上、３議案につきまして簡単に御説明申し上げました。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　３点ばかりお聞きしたいと思うんですが、職員の定数条例が今度出ておるんですが、今、詳細説明で、総務部長の説明によりますと、１点が事務量の増大ということですが、事務量が増大されているということは私も理解するんですが、一面では、

いわゆる機械化というのか電算化をされているというか、こういうことの兼ね合いの問題は、どういう対応がなされているのかどうなのかというのが１点。

それから、類似団体として、日野は３１.４％少ないと言うが、現実に日野独特の施策というか、小学校の給食というのは、一つの例を挙げれば、小学校の給食は各自治体でやっているんですが、中学校までの給食ということになると日野はかなり他市に先例をつけている。しかも、それが単独校のいわゆる給食の施設だ。こういうことが行われている中で、いわゆる行政改革というようなことで、いわゆる行政当局でもいろんな工夫なり職員組合との応対がなされているんではなかろうかと思うんですが、私は、決して端的に職員がふえるのがいけないとか、いわゆる何というか、減らせということでなくって、どこに一番、いわゆる総務部長が今説明では、ハードの面で、下水道だとか都市基盤整備に必要なんだ、とこういうことも申されておったことも了とするんですが、そういうことであるんなら、こういうところは現状の中では、逆に言えば、いわゆる定年になってくれば、いわゆる補充をしないんだ、とこういうことがなければ、勢い何というか、人口の増加を見るだけでも、定数が増加になる傾向の中で、今厳しい行革が叫ばれている中で、何ていうか、３年を見越してのいろんな健康センターとか、ふるさと資料館というものができるのを見越しての増員だ、ということであるんだが、なかなか歯止めが効かなくなるんではなかろうか。どこに何ていうか、現状より抑えるなり、いわゆる、ある場合に言えば、補充をしないでいくんだということの点が、組合、いわゆる自治労というんですか、組合当局なり理事者としても、こういうところはもう現状より、逆に言えば定年者が出れば補充をしないんだ、それから、こういう面に対しては、今言う、総務部長の説明の中で、ハードの面が非常に何ていうか、これから盛んになるのでふやしていくんだ、ということであるんなら、当然技術職というようなものも必要になるだろうし、一般事務も必要になるんではなかろうかと思うんですが、何かいま少し具体的に、こういう点は現状より抑えていくんだ、こういう点に対してはするんだ、とこういうことをいま少し御説明願いたい、とこう思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　今の、お答えいたします。

１点目の事務量の増加と、それに基づく現在のＯＡ化、こうしたものとの結びつきはどう考えていくか、ということでございます。ＯＡ化につきましては、すでに日野市におきましても、

ワープロ、そうしたものが導入されて非常に進んできております。これらにつきましての行革の答申があります。それは、できる限りＯＡ化をして、そして事務の簡素化を図るということでございます。そして、現在、企画が中心になりまして、三部会の中でもＯＡ化に対する取り組み方、これにつきましては現在まだ答申中でありますので、答申がなされておりませんので、まだどうと言うあれはできませんが、その中で、これは時代のやはり趨勢で、こういうＯＡ化を行っていかなきゃいけない。そのＯＡ化に対しまして、それでは事務量はどうなのか、ということでございますが、ＯＡ化でできるものと、それから、どうしても人のもので、そして市民にサービスしていかなきゃならないもの、というようなものがあるわけです。そうした中で、この、きょう提案いたしましたのは、ＯＡ化をできるものについては、将来に向かってＯＡ化をしていくということで、具体的に申し上げますと、組合からの要求につきましても、６９で、７０名近い増員要求でございます。それらを精査いたしまして、そして、できるもの、それから、できないもの、あるいはＯＡ化と結びつきます民間委託的なもの、そうしたものを考えまして、２３という数字でやってまいりました。

そして、2点目の問題と絡みますが、それでは現状を抑えて、具体的にどういう努力をしたのかということでございます。それにつきましては、現在考えられます中で、市民課の窓口車の対応、こうしたものを組合とよりよく協議しながら、マイナス４人を減じていきたい。それから、もう一つは、御承知のように、清掃部で新炉が１０月から試運転に入ります。そうした中でのその試運転の人員の問題、これを設計の人員と、それから現状の人員とを比べながら、やはりマイナスしていくということで、マイナス４を、これを一、二年のうちにお願いしていきたいというような形で、そうした努力を積み重ねて、ここに２３という数字を出したわけでございます。

以上、2点続きましての回答でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　それでは、市長に、それなりの理由があっての増員だから、恐らく総務委員会付託によって慎重な審議が行われると思うんですが、市長に1点お聞きしたいと思うんですが、現状、その末端の市政というのは、都なり国のようなところと、直接市民サービスをするところで、何ていうか違うと思うし、また違わなきゃならんということで、いわゆる職員に対する、何ていうか、今総務部長の説明に、ＯＡ化だけでは対応しきれない面、

私も、これ了とします。ただ、一つの趨勢としては、いわゆる政党のいわゆる応対によってはこれはもちろん違います。いわゆる今、国でも国鉄を分割民営化というような形の、私も大きく言えば、世界の趨勢というか、いわゆる日本の趨勢の中では、民間にいろんな事業量というか、いわゆるそういうものを何というか、やっていくという、東京都なんかでもそういう面でいけば、いろんな建設事業に対しても、いわゆる第三セクター方式だとか、こういう形の中で、一時は公社、公団というのが全盛をきわめた時代もあるんですが、一歩もっと進んで、いわゆる民間にやるという時代に入ってきている。これはもう、その人のとり方によって違っているが、私はそういう趨勢にあると思います。

そういう中で、市長としては、こういう分野に対しては何とかあくまで何ていうか、いわゆる現状のままを確保していくとか、あくまでも何か直営というんですか、市の直接な職員によって運営していくという考えをお持ちなのか、いわゆるケース・バイ・ケースによっては民間委託というか、そういう委託制度の中で、いわゆる効率化を図っていくんだと、その辺のことの見解を一言お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日の社会、高度経済成長期が終わりまして、いろいろな見直しが進められつつあるわけであります。とりわけ行政改革ということで、中央からの指導もございますし、また市民の目から考えられる自治体のあり方というものが、また我々の一番心を向けなければならない分野だと考えております。そのときにありながら、なおかつ助役の二人制あるいは職員の定数増の議案をお願いをするということは、確かに問われる部分が大きいというふうに感じております。

日野市の、市の勢いという、市勢という言葉がございますが、市の勢いのことを考えます場合に、行政の対応能力、あるいは先に立って正しい方向に発展を期する、そういうかじ取り、そういうことが非常に大切だ、ということを日ごろ感じております。一口に言いますならば、行政機能のより能率化、あるいは活性化ということでなければならないわけであります。そのことを考えます場合に、相矛盾するような関係もあるわけでありますけれども、全体としては、いろいろな見直しを行う。先ほどの行財政調査会からの提言も数々いただいておりますし、私どもも、生きている行政でなければいけない、マンネリ化してはいけない、このことはつくづく日ごろ感じておるわけであります。

その中で、特に、今、日野市の取り組む行政機能のこともございますし、また、その行政機能を通じての住民サービスのこともあるわけでありまして、スクラップすべき部分と、それから積み上げる、ビルドする部分と両面の運用を適切に行っていかなければならない、ということを感じております。

特に、助役の定数のことについての御質問があるわけではないんですけれども、（「これからするんだよ」と呼ぶ者あり）相伴う問題でございますので、共通する問題としてお答えをさせていただくわけであります。より機能化するための布陣である、陣地の構築である、というふうに御理解をいただきたいと思っております。

それで、ただいまの御質問の民間の委託、あるいは、いわゆる言われますところの活用でありますとか、これらはもちろん、そのケース・バイ・ケースに応じまして、つまり単純な作業と申しましょうか、そういう分野に属するものは、なるべく、これは単純化したい、民間のお力に依存をしたい、こういうことは確かにございます。例えば、下水道の処理場の作業というようなことは、今後、民間に委託をしていきたい、こう考えております。それから、表に出る住民サービス、これは本来、市の直営すべきことが原則だとは思いますが、しかし、表に出ない、つまり能率のみを要求されるということについては、十分他の委託なり、それから別の機構に依存をするということが可能だ、と思っております。したがって、その両面を相均衡させながら、なるべく能率的な行政の展開のためにそのような布陣をしていく、というふうに考えておるのが今回の提案でございます。

当面のことといたしましては、今日、高齢化社会に向かいまして、健康行政に大きく力を注いでいきたい。この事業の一つの前線基地として、生活保健センターを今年着工し、来年１年かけて完成をさせ、６３年に開館、業務を開始することになります。そこには、保健婦が中心になる健康教育、健康指導あるいは健康審査、各種の機能、いわゆる市民の健康づくりのためにサービスできる基地といたしたい、こういう考えであります。それから、子供の教育、とりわけ地域をよく理解し、愛する気持ちを育てるために、ふるさと博物館の計画のあることも御承知のとおりであります。これらの内容の展示等の計画に基づきまして、ことしの予算でも認めていただいている部分があるわけでありますけれども、これらのために、やはり一定の学芸員という資格を持つ人員を要する、これまた日野市の行政の一つの方向に活躍する場所になるわけでございますので、そういう分野には人を充足しなければいけない。その他のスクラップ

すべき部分、これは総務部長が先ほど一部分は申し上げましたが、務めて、いわゆる直接住民サービスに関係がないと申しましょうか、あるいは裏方的なような部分につきましては、これは、なるべく庁内の配置転換をまず行い、あわせて外の力の協力をいただく、こういう方向で、歯どめということを先ほど御指摘いただいております。まさに歯どめこそ大切だ、というふうに考えておりますが、そういうつもりで対応させていただきたい、今日の日野市の発展途上の情勢に正しく対応していきたい、住民要求、住民の意識にも正しくお答えをしていきたい、こういう考え方でございますので、何分とも御理解をいただきたいものだと考えております。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　非常に何ていうか、丁寧な御答弁で恐縮しているんですが、日野市というのは、私が考えてみまするに、東京都下に、ほかの市は私は対照するあれでもないんですが、２６市の中で、人口にしても非常に何ていうか、面積というのは余り大きい方ではないんですが、人口にしても、何か大体中から上というんですか、将来人口を踏まえても２０万ぐらいになるという、２０万か２０万以下というようなことで、一つのモデル的な都市というんですか、市であると私も考えているし、自負するんですが、ただ問題は、日野が、いわゆる他市にないいろんな施設的なものをすでに持ってきている。それから、今、市長の何かお考えで、健康センターも一つの目玉にするんだ。確かに１５万なり２０万の市になると、いろんな公民館、いわゆる市民会館から始まって、いろんなそういう施設にしても、言葉は適切ではないかもしらんけれども、市としての体面を保つための、いわゆるものが必要だ、というふうに私も理解しています。

ただし、どこに重点を置くかということは、そのときの市の考え方であり、理事者なりの考え方なり、議会のそれなり、市民のニーズにこたえる問題ではないか、とこう思う中で、これだけのいろんな多様化していく中で、なかなかそうでなくても、上の方でもいろんな文化会館なり市民会館なり、公民館なり、いろんな博物館、いろんなこともいわゆる複合的な施設にしろ、というようなことが恐らく指導をなされてくるんではなかろうか、こう思う中で、数は建った、何かしかし、機能的にもなかなか発揮できないということであれば、一つを見ても、議会でも前々から取り上げられている日野の市立病院が、市民の本当の医療施設に対応できるかどうか、ということがかなり疑問を持たれているし、病院を担当している病院長を初め、関係者でもかなりいろんなことが出ているし、しかし、医師会等の問題があって、それからまた場

所なり、そういうところの問題が簡単にできない。しかし、こういうものが、例えば都でなり、さもなければ今の、先ほど私が申し上げたように、第三セクターというか、官と民と一緒になったようなところにお願いするかで、これは日野の直営としてやるんだということに要約していかないと、人員の職員増というのはなかなか、切ると、一回もう、今認めてあるなり来ているという歯どめをかうんですら私は大変ではなかろうか、とこう思う中で、なかなか何ていうか、なくしていくようにということはとてもできないし、削減するということもかなた大変ではなかろうか。

こういう中で、その辺のところを強く、いわゆる市長を初め、いわゆる行政当局にお願いする。特に我々議員としても、そういうところを、いい意味のきちっとした監視なり、いわゆる助言をしていかないと、何ていうか、私は膨大になるんではないか。

これは、最後の本当は意見の中で申すことだけれども、意見ということでは私、ございませんから、ひとつ要望しておくんですが、東京都にしても、私、何ていうか、いわゆる財政が健全化されたといっても、私は見方の問題だと思うんですね。きちっと水道料金を上げたとか、いわゆる公営料金のいわゆる地下鉄なり、そういうものをきちっと適正価格に上げてきた。こういうことが公営企業のもう、いわゆる健全化をしてきた。その上、あわせて人員の合理化をしてきている。こういうことでなければよほど何ていうか、手品師でもなければ、いわゆる入るを図らなくて、なかなか出て行くものを制するということは、なかなかできないんじゃなかろうか。こういう中で私は必要な人員の増ということに対しては、決して何ていうか、いろんな異論を挟むものでもないが、いわゆる、ここをふやすからには、ここに対してはきちんとした歯どめをかうということもあわせて実行していただきたい、ということを要望しておきます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　お尋ねいたします。

まず助役の定数条例と職員の定数条例に関してくるわけですが、市長、前からいろいろな角度から、ほとんどの議員の方から行政改革の問題、これから将来のあり方について、さまざま議論されてきたわけです。その中で、企画財政部長の歴代の部長さんの御答弁、さらには市長の御答弁を踏まえますと、要するに、高度成長の時期に見合った行財政があって、その時期が終わって、時期の将来の対応をどうするか、という局面の中にあるんだという認識をお持ちの

ことと、あと、もう一つは、国の方からの具体的な指導という言い方もされたり、また、質問の角度によっては、そもそも行政改革というのは、絶えず国から言われなくても行うことは当たり前のことなんだ。そういう意味では、日野市独自にやっていくんだ、という、こういうお話もさまざまにあるわけです。

この助役の二人制を出された今の市長のお話ですと、市の行政がマンネリ化してくるのを防ぐんだ、マンネリ化に陥るのを防ぐんだ、というお話でした。逆に言うと、市の市勢、いわゆる勢いを増すということで、この二人制が必要なんだというお話なわけです。この考え方と、それから先ほど総務部長の、職員定数条例をかなり抑えて抑えて最小限で出してきたんだというお話と、この話を一般の方が聞かれた場合に、どういうふうに理解をしていいのか、いわゆる今の市の行政はマンネリ化しています、能率も上がっていません。だから助役が1人から2人にふえますと能率にもつながります、マンネリも打破できますという、そういうお話に聞こえるんですが、基本的にどういうふうにお考えになっているのか、もう少し明確にお答え願いたいと思うんですが・・・。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいまの人員増が、その理由にマンネリ化を防ぐというふうに受け取られたとするならば、これは私のお答えをした真意ではないわけであります。平素、心構えとして絶えず機能化を目指し、マンネリ化してはならない。これは心構えの、日常の心構えでなければならない、とそういう意味で申し上げたわけでありまして、人をふやすということが、マイナスを補うために、つまり現状がマイナスであるからそれを補うんだ、ということではなくて、私は、将来のプラスをより先取りをする、という言葉もございますが、プラスの部分を増大するために、苦しい中ではあるけれども、一時、そういう力をつけたい、能力を大きくしたい、こういうふうにお願いをしているわけでございまして、何か至らない点を補うために人をふやして、つまりマイナスを補う、こういう意味ではないわけであります。

今日、人をふやすということは、一方には、ぎりぎりみずからの、ぜい肉を落としてという言葉もございますし、そういう努力はもちろんした上で考えなければならない問題でございますから、日野市の今現在の発展のいろいろな仕事に取り組んでおります状況とあわせ考えて御理解がお願いできれば、とこう思うわけであります。

確かに歯どめということ、あるいは一定の目的に到達したら、よりスリムな健康体を保って、

健康体を維持しながらやっていくという、そういうやり方も当然あわせ考えなければならない、このようには考えておるわけでありまして、確かに、いわゆる行財政改革という当面の大きな課題に、なぜ人をふやすのか、とこういう疑問を持たれるのはもちろん当然でございますし、私どもが一時その難関を突破するために、やはり力が欲しいんだ、とこういうこともあるわけでございまして、私は、その後者である、というふうに御理解をいただきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　私の、今、助役の定数条例と職員定数条例を一緒にして今お話ししましたので、そういうふうな御答弁になったかと思うんですが、ちょっと切り離しまして、助役の定数条例を出された発想と、職員定数条例を出された発想とは、私、質的に違うというふうに理解しているわけです。量的な問題ではない、というふうに理解しているわけです。

今、市長の御答弁ですと、職員定数に対する考え方として今述べられたんだと思うんです。ほかの議会でも、例えば下水道、区画整理については将来的には課から部になっていく移行過程が出てくるんではないか、ということは前々から指摘されていますし、その辺のところに念頭を置いて今の御答弁だったと思うんですが、それは、ちっと置きまして、助役の定数２の方の問題なんです。

私が今お聞きした範囲では、助役さんを１人から２人ふやすことが、市の勢力、いわゆる勢いですか、勢いを増す施策になるんだ、さらにマンネリ化を打破する意味もあるんだ、というふうに私は聞こえたわけですけれども、実は、助役の二人制をとっているところは、それほど多くはないと思うんですが、あえて、ここでそれを出された意味を、もう少し明確にしていただきたい。

さまざまな市の財政の支出につきましても、市民の方の高税感というんですか、税金のかなりな圧迫を受けるという今の状況の中で、お金の使い方については、納得のいく使い方をして欲しい、また、そういうふうにするんだ、というふうな流れがあると思うんですが、一つは、助役が１人よりも２人の方がいいですし、２人よりも３人の方がいいですし、３人よりも４人の方がいい、というふうに言えると思うんです。今まで、今の市長のお話ですと、１人から２人にふえるというのが、切迫感として迫ってこないんですね。要するに精神訓話的な言葉にしか私には響かない。もう少し具体的に、どういう点で必要なんだ、という点をもう少し具体的

にしていただきたい。単なる精神訓話にしか私には聞こえないんですが、どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どうも説明が下手で申しわけないんですが、一般的に各自治体のその行政規模、あるいは行政能力、こういう平均的な問題も一つは比較の状況として考えなければ、――比較の状況に値すると思うわけであります。

日野市の特性ということで、今、まちの発展途上がどういう位置にあるか、都市基盤の整備、その中の区画整理事業あるいは下水道事業の取り組み、これらはハードの面と一般に言われるものでありまして、一定の技術者が必要である、こういうことは御理解いただけるわけであります。

それから、先ほど申し上げました当面の施設、これは職員のことを申し上げておるわけですが、当面の施設、つまり生活保健センター、ふるさと博物館あるいはスポーツグラウンドでありますとか、体育館でありますとか、将来のこともないわけではありませんが、一方には、庁内の、つまり表に出ないＯＡ化でありますとか、あるいはいろんな工夫によります組織の簡素化を行いながら、一方には、やっぱり表の市民に面するサービスの分野はなるべくこれから充実をさせる、という時期が日野市の現在の発展の状況だ、というふうに御理解がいただけると思っております。

助役の二人制、これは一口に言えば、いわゆる日野市の現在の行政機能の能率観、つまり力をつけたいという意味からお願いを申し上げるわけでありまして、内部的な、いわゆる行政改革をやるためにも、大きな指導力を必要といたします。

組織の簡素化ということも、私はぜひやりたい、このように思っております。それから、給与の改正のことも、これもやらなければなりません。そういう行政内部の分野の仕事と、それから、まちづくりの、外にいろいろの交渉事でありますとか、事業の発展のための力を注がなければならない分野があるものですから、大まかに言えば、そういう仕分け方を担当し合って、そうしてやっていこう、こういうことでありまして、先ほど２人よりも３人がいい、３人よりも４人がいいなんていうことは、もう絶対に考えの中にはないわけでありまして、そういう比例的なものではなくて、やっぱり指導力をつける、指導力のみならず行動力をつける、こういう意味でお願いをしようという趣旨でございます。

よそがこうだからということを理由にしようとは思いませんが、市の規模といたしましても、

建制順位から言って、あるいは人口規模、その他の行政能力の、いわゆる各自治体のエネルギーの順位から言って、日野市はちょうど七、八番目ということでございますが、その七、八番目に並んでおる各市は、二人制をしいておられる、こういうことも比較の中に、御理解の中の比較の要素としてもお考えいただければ幸いだ、とこのようにも考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今の助役の二人制については、私も２年か３年前に、職員の定数の今後の方向性ということで、一般質問をさせていただいたんですが、そのときに、従来の機構の対応の仕方では、職員の調整といいますか、無制約な限界がないままにずるずる行く可能性もある、機構改革をしながら当然進めていると思うけれども、その辺どうかということで、私、質問させてもらったことがあるわけです。そのときには、やはり将来の問題として、そういうふうな取り組み方、過去の例等を引かれて、機構改革も含めながら、職員の定数ということを絶えずにらみ合わせてやってきている経緯もあるし、これからもその思考というのは強めなければいけないというお話だったろうと思うんです。

助役の２人の二人制ということは、まさに機構改革と密接に結びついてくる話であって、単に助役を１人から２人ふやせば能率が上がったり、機構がさらに活性化するというふうなことは、私は言えないと思うわけです。従来の思考の仕方では、やはり単に助役さんが１人ふえたというふうな結果になりかねないんではないか、というふうに危惧するわけですよ。なぜかと言いますと、今の市長さんの、助役の二人制が必要だという理由は、もう４年前も５年前も同じような答弁をされても決しておかしくない話なわけです。むしろ下水道についても３年ぐらい前にそういうふうな山があったでしょうし、行政改革の国からのさまざまな問題、時代の流れから言っても、同じようなお話を、そのときにされても別におかしくはない、むしろ、そのときの方が説得力がある、現実味がある、というふうに私は思うんです。ですから、私には、市長のお話しになっているのが精神訓話にしか聞こえないというのは、そういうふうなところから言っているわけです。

この辺、ちょっと本会議の質疑でもありますから、総務委員会でかなり質問の細かい議論を、きめの細かい議論がされると思いますが、これは、そのぐらいにしまして、あと、もう一つ、職員定数条例について話を移していただいてお聞きしたいんですが、先ほど市長の方から、かなり重要な話があったんですが、例えば市役所の中における市の仕事としての単純化的な仕事

については、民間に委託をしていく考えを持っているんだ。例えば、下水道の処理場の運営の問題についても、これは民間にお願いをしていく考え方をとっている。一つの例としてお話がありました。それで、単純作業的なものについては、民間委託にお願いをしながら、ぜい肉を落として、いわゆるスリムなですか、というお話があったんですが、これは一つの機構改革の質的な転換だろうと思うんですが、この辺をどのようにこれから進めようとなさるのか。昨日の行政報告のときにも、基本計画を主幹の方をキャップに、この２年間のうちに策定をして、その上で進めていきたいというお話があったわけです。

当然、基本計画の中には機構の問題も出てくるでしょうし、当然、その中には職員の方の将来的な、どういうふうな枠組みで行くのか、仕事量とあわせて、その辺の、表に出るか出ないかは別にしましても、その辺の詰めの作業というのは、当然出てくる話だろうと思うんですが、現在、その以前の段階でこの職員の定数のお話が今少しずつ出ているわけですけれども、この辺の、先ほど再三市長が言われてます限界、それから歯どめですか、というお話があったんですが、それは、やはり考えるのには、それの基本的な計画、将来の見通し、各課の仕事の分量の推移、そういうものを予測した上でお話しにならないと、単に他市の比較から言ってこうなんだというお話が、今、説明として受けているわけです。類似団体、６０年の４月の統計ですか、これによると類似団体として比較するとマイナスの３１.４人のものである。日野市では、いわゆる学校、保育園関係が多いので、その辺の職員が偏った、そちらの方に重点が置かれている。それで、一般行政職の方の分野についてはこういうふうな実態だ、というお話を今受けているわけですが、実は、この問題につきましても、前の助役さんのお話にしましても、日野市は少数精鋭でやっていくんだ、それでいいんだというお話なんです。しかし、職員の給料が、ほかの市から比べて高くてもいいじゃないか。しかし、その分、仕事をやっていただくんだし、それでいこうではないか、ということで我々やってますということは、本会議でも述べられていますし、予算委員会でも述べられております。

今、職員定数条例を出されてきて、ほかの、他市との比較、そういうふうな論理の進め方でされますと、今までの従来の考え方はどうなのか、助役がそういうふうに答弁されているのを市長は認めておいでなわけですから、そこら辺の質的な、基本的な考え方がどういうふうに結びついてくるのか、その辺の話が私には理解がよくできない。もう一歩、職員の基本的な計画が、将来的な計画があってこうだというお話ならわかりますけれども、その辺が方向転換をさ

れてきたのか、従来の基本的な姿勢と変わりがないのか、その辺、私には理解できませんので明快にお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろんな角度から御検討いただくことでございますから、それぞれに御納得のいただけるお答えをしなければならないと思います。姿勢が変わったかという御指摘に対しましては、姿勢は全く変わってないわけでありますけれども、しかも、なおその上に当面必要な状況もある。つまり組合要求から言えば七十何名というふうな要求に対して、今後の仕事の充実の部分のみに重点を置き、提案といたしましては、最小限の員数の提案を申し上げておる、こういうことでありまして、その内部的な、いわゆる差し引き、どこをどう減らし、どこをどうふやすということを、確かに言わなければ御納得がいただきにくい、ということはよくわかりますので、その分野につきましては、担当からできるだけお答えもしなければならない、こんなふうに思っております。

ただ、私は、姿勢は変わりません、ということだけは申し上げておかなければならない、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　それでは、一言意見を述べさせていただいて終わります。

職員定数条例で出されたものと、助役の定数条例とは、私は質的に違うというふうに理解しています。むしろ、職員定数条例で出されてきた職員の現場からの声というのは、かなり切実なものが、強弱はあるでしょうけれども、切実な部門もあるというふうに聞いてます。ところが、これと連動して、１人の助役を２人にしますという発想と、むしろ助役の二人制というものは、職員定数条例の考え方を誤解をさせてしまうようなものにならないように、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も、今、夏井議員が申し上げましたそのようなところを、ちょっと私なりに考えているところを御質問させていただきます。

特に、助役の件でございますが、市長も１３年もやっておりまして、大変激務だとは思いますが、特に私は、この助役の件、そして職員の定数増加の件について、私なりに今考えていることを発言させていただきます。

私は、今回、東京都の都市計画課の方に行ってまいりました。そうしますと、日野市は財政が豊である。特に三多摩では、半分ぐらいの市町村が地方交付税をカットされているような状態であります。そういう中で、特にこの助役の件についても、やはり短期間に、今、市長が10年間のことは5年でやるから2人にするんだ、という話だったら、私は、これは異存ないところであります。しかし、今までのような、市の特に大幅に遅れておる都市計画事業の促進のために、どうしても必要なんだという説得力ある発言なら、私は異存のないところであります。しかしながら、今説明を聞いておりますと、そういうところは全くないわけですね。ぜひ、そのところを市長、よく踏まえて、この日野市で恐らくいろんな補助金をとってくる、ということはなかなか難しいですよ、私が今調べた限りではですね。そういう面で、やはり市長が行く所には、やはり行くべき所には行って、国の予算、都の予算を踏まえながら、日野市の開発に役立てなきゃならない。これは、やっぱり市長がとるべき私は態度だろうと思うわけであります。

その点について、市長にぜひ日野市の開発のためにこうしてやるんだ、という強い姿勢をまず出していただきたいと思います。

そして、職員の定数の増加であります。この点についても、やはり私は日野市の給与体系といいますか、給料の体系づけている、そのことに私、問題があると思うんです。と申しますのは、やはり職員の初任給、部長になっても課長になっても年数でかわらないという、そこに問題があると思うんですね。やはり、人間は、そういう責任を持たせて仕事をさせる、そして、その見返りがあるということになりますと、やはり努力もすると思うんです。だから、そういう面で、このあたりも検討していくならば、私もパソコンをやります。そういう面で、あんなことは少し訓練したらできるんですよ。電算化されても3カ月ぐらい訓練したら、あんなものできるんです。だから市の中の職員からでも十二分にそういうことが賄えると思うわけです。

だから、そういう面で、市の職員の中にそういう特別に能力のある人を抜てきするなりして、そういう人でやはり補充をしないでも十分できるような、そして、どうしても、特に今回、都の方から都市計画の方に来て基本構想をつくってくださるという見解でありますけれども、この問題も、やはり2年たてばやっぱり社会情勢も変わってくるわけです、当然ね。その時点で、また、これじゃだめだったという可能性にもなるわけです。だから、そういう面で、こういう問題も早急に1年なり半年なりぐらいで、ぱっとでき上がるぐらいの勢いが必要なわけです。

それが日野市の活性化に私はつながると思うわけであります。

そういう面で、職員の、今、総務部長にちっとお聞きしたいんですけれども、現在の職員の定数だと1,２４５名だけれども、ことし職員として、また何ていうんですか、準職員的な形で増強しているのかどうか。それと、１人の職員をつくると、要するに初めての初任給から退職して、そして退職金を払うと１人の職員にどのくらいの経費がかかるのか、説明ができたらしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の部分について、ちょっともう一言私の気持ちを披瀝させていただきます。

私も一生懸命に仕事をさせていただきまして、必ずしも有能ではないわけでありますけれども、どうにかなすべきことは一応はやってまいった、という御理解もいただける部分もあろうかと思っております。したがいまして、助役を二人制をお願いをするという意味は、私の能力が不足だからそれを補うということよりも、より先ほど言われました例え言葉で言えば、１０年の事業を５年で終える、これぐらいな意気込みを持って取り組みたい、こういうことでございますから、そのように御理解をいただければ幸いでございます。

考えることは、すべてそういうことでありまして、楽をしようとか、不足を何とか補おうとか、そういうことじゃなくて、もっと日野市の発展のために、日野市民のまた期待にこたえるために力をつけさせていただきたい、こういうふうにお願いを申し上げておるわけであります。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、2点目の定数から始まりまして給与の件でございますが、確かに通し号俸ということで、これが十何年来続いてきております。その中でのよしあしというものが出てきております。それらにつきまして、これは昨年の１１月に、日野市が改定計画ということで、組合にも提示してありますが、通し号俸の見直しということで、これらにつきまして組合の方にも投げかけて、現在、それはまだ土俵に上がってはおりませんが、組合の方の協力を得ながらやっていきたいということで、これらの改正ということをしております。これは、その改正に基づきまして、先ほど御指摘のありましたように、やる気といいますか、職員の抜てき、そうしたものも、こうした中での考え方が、また給与体系が変わることによって非常に出てくると思います。

それから、初任給から始まりまして、現在１２万のところでございますが、こうしたものが６０までいた場合にどうか、ということでございます。あくまでも試算的なことでございますが、年間３００万というようなところでいきますと、やはり１人、後４０年間働くという計算をいたしますと、昇給、そうしたものを含めまして、2,０００万ぐらいはどうしても必要になってくる、というような形でございます。（「２億だろ」と呼ぶ者あり）２億です、どうも失礼しました。

そういう財政的な負担というものは、人件費の削減ということで、これも行革の中で言われているものでございますので、少数精鋭ということは、これはいつの時代でも必要であります。しかし、先ほど申しました、ここでなぜ２３人ということをお願いしなきゃいけないのか、これは今までそれを余りにもやって、回りの施設には及ぼしてきましたけれども、なかったということで、残業にいたしましても、多い人は百何時間もやっているというような現状を踏まえまして、何としてでも議会の御理解を得たい、ということで出しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　１人の職員をつくると、２億円のお金がかかるわけであります。日野市の財政を少しでも有効に使うという面から見ますと、私は、これは大きい予算になると思うわけであります。そういう面で、今、先ほど私申し上げましたように、確かに専門的な分野で必要な方は、これは仕方がないと思います。そういう面で、２３名ですか、この人員をもうちょっと１０名なり７名なりに、５名なりにやはり検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君。

○１７番（旗野行雄君）　まず、助役定数条例の議案ですけれども、いかにも、これは提案理由がお粗末過ぎると私は思うんです。地方自治法の規定にこういう規定があるから、これによって２人にします、これでは提案理由の説明にならんじゃないか。今まで日野市はずっと１人でやってきたわけですが、ここへ来てどうしてもこういう理由で２人の助役が必要なんだ、少なくとも、このぐらいの説明はしてもらいたい。それから、よく言われる他の２６市のうちの類似都市では大体二人制がどのぐらいだ、最小限、このぐらいの説明はしてもらわなければ提案理由の説明にならんじゃないかと私は思うわけです。

ただ、これについては一般質問でも出されている方もあるし、恐らく総務委員会に付託にもなるはずですから、これ以上のことは申し上げません。

次の職員定数条例の改正の議案ですが、先ほど総務部長の説明の中で、他の類似都市に比べて、三十何人少ないというような説明がありましたが、その根拠についてちょっと伺いたいんですけれども、ここに東京都市統計という、これは資料があります。皆さんにも恐らくお配りになられているはずですけれども、これによりますと、２６市の職員１人当たりの人口が出ているわけです。その平均が職員１人当たり、２６市の平均ですね、これが１１３人と、こういうことになっております。日野市は職員数につきましては１１０人ですか、こういう数字ですから、日野市が少ない、とこういうことは、極端に少ないということは言えないわけです。

それで、類似都市の比較ですが、この類似都市といいますと、２６市では武蔵野、三鷹、立川、小平、調布、日野、こういうことになるわけですけれども、武蔵野が職員１人当たり106人、立川が１０２人、これは日野市よりも職員数が多いという解釈になりますけれども、三鷹は職員１人当たりの人口が１２３人、こういう数字が出ております。また府中は１人当たり１２８人です。調布も１２６人です。小平が、これは職員１人当たりの人口が１４３人、こういう数字なんですよ。どうも、さっきの総務部長の説明は、ちょっと私には解釈、理解できないわけです。

それから、一般行政職のみに限って言えば、確かに日野市は少ない、こういうことは言えると思います。私、一般質問の関係でちょっと資料を調べてみたんですけれども、１人当たり１９９.７人、これは、たしか６０年４月の数字だと思いますけれども、これは小平が２１７.９人に次いで、２６市では比較的いい方なんです。これについてはとやかく言いませんし、また、こういうところへ将来の都市整備に備えて必要だということは、私、理解できます。前々から区画整理事業にしても、果たして資金的に、あるいは職員体制から言って、対応が大丈夫なのかということを、私、心配しておりましたし、下水道事業についてもそうなんです。たしか、万願寺の２期工事とか、あるいは西平山を含めますと、昭和６９年度までに事業規模が、区画整理においては９００億を超すはずです。今の職員体制では、確かにこれをこなすことは不可能だと思います。そういうことで、このことについては理解できるんですけれども、今ちょっと他の類似都市の比較について、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、２点目の類似団体でございますが、都市統計では確かに１１３という数字でございます。これは６０年度でございますが、これは御承知のように、全職員数でやっておりますので、行政職ということでいきますと、先ほど御指摘のありましたように１９９.7という数字にはなるわけですが、それでは、類似団体、今御指摘受けましたその数字的な問題でございますが、類似団体の、例えば議会を一つとって例に見ますと、類似団体の指数、これは先ほど御指摘がありました武蔵野、三鷹、立川、小平とかという市でございますが、東京都の場合ですね、東京都の中における類似団体の場合は指数が0.７８という数字でございます。それに職員数を、現状の職員数を掛けまして１1.6という数字でございます。そうした数字と、これが類似団体の数字でございます。そうすると、類似団体では議会の職員は１1.6という数字で、これは出てまいります。それに対しまして日野市は現在１0.0、１０人ということでございますから、類似団体との差が1.6という、これは数字が出てまいります。

こうした形で総務におきましても総務一般、企画、住民関連、その他という計数を出します。それから、税務につきましても出す。それからあと衛生、農林水産、商工、土木、それから学校、義務教育、消防、特別行政、こうしたものが出てまいりますが、この中で、やはり今最後に申しました消防というようなものは委託しておりまして、日野市ではありませんので、これらの指数が実際に類似団体でやりますと１１５.6人必要だ、消防だけですね、例をとりますと。しかし、これは日野市にありませんからマイナスの１１５.6という数字でございます。これらを差し引きまして、日野市の行政でやってるのと、それから行政でやってないのと、これは現実にあるわけです。それらを、ないのはそれをゼロに引いて、差し引きましての数字が３1.4という数字でございます。そのような数字で出されたものでございます。

それで、今御指摘の人口に対します、そうした統計的なものでございますが、確かに技術職、簡単の単純労務職を含めますと、このような１１３.0という数字になりますが、冒頭に申し上げましたように、施設、外回りの施設では５９年度のときでございましたが、１００人ぐらい多かったという数字も持っておりますんで、そうしたそれらを含めましてやっておりますので、行政職においては、非常に高い数値が出てきております。指摘されているとおりでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君

○１７番（簇野行雄君）　今の数字については、１点だけ申し上げておきますと、一般行政職１０９.７人ですか、これも２６市のうちで５位、これは比較的いい数字だということが言えると思いますけれども、そうだということを指摘しておきます。

ただ、これは他の類似都市がこうだということは、こうだから定数を、ほかよりも少ないからふやすということは、ちょっと根拠が薄弱だと思うんです。よく最近、小さな政府というようなことが言われておりますし、減量経営というような言葉もあります。行革ですね。これが一般論で言えば、高度成長時代に水膨れした行政の肥満体質を治さなければならない。民間企業が石油ショック等の大きな危機を乗り越えたのは、血肉を削ったその減量経営の結果ではないか、こういうようなことも言われております。それに見習って、先ほど石坂議員からも指摘がありましたように、単純労務職は、なるべく民間委託をするとか何らかの措置をとって、将来、減量経営に努めなければならない。そうしないと、将来、いろいろな面で社会保障費なり、あるいは税負担もふえてくるでありましょう、それに対応できない、ということがあるわけであります。

その辺を市長はどう考えているか、御意見を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この数字の関係を、もっと私も克明に資料として差し上げなければいけない、というふうに感じております。

私の申し上げるのは、とかく一般論的な言い方になるものですから、精神訓話だと言われても、これはやむを得ないわけでありますが、やっぱり基本的な理念というものがもとになって、だんだん政策なり、とるべき施策の発展が成り立つわけであります。基本的に少数精鋭でやれとか、あるいは住民本位であれとか、いろんな意味に、これはもう全くそのとおりにやりたいわけでありまして、現実の行政執行、行政実務の中で、ある部分は当面の事業として発展を要請され、ある部分は縮小という部分も本当は早く具体化させたいわけでありますが、これも住民サービスに直接に響くようなことであってもいけませんので、代替措置をとりながら、代替措置というのは、例えば、今回の動く窓口を廃止する前提には、やはり住民の方交通に寄与できるバス路線のことなども、あわせ考えないと成り立たないわけでありますので、そういう意味で原則どおりに、あるいは理念どおりに動かない面もあるわけでありますが、これが現実の内部事情でもありますので、御指摘のみならず、我々がこれまで申し上げていることは、精神

的には全く動いてないわけでありますけれども、やむを得ざる必要は満たさなちゃならない、こういうことでいろいろと議論や叱正をいただく、このように考えておるわけでありまして、付託委員会等では、それらの増員する部分に対する削減できる部分もある、ということの内容も、なるべく御説明できるようにしたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８５号、日野市助役定数条例の制定、議案第８６号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第８７号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時５５分休憩

午後　１時２４分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第８８号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８８号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、土地信託制度を導入する地方公営企業法施行令の改正に伴い、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　議案第８８号の御説明をいたします。

日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、市立病院は、地方公営企業法を適用していますので、自治法の改正と合わせて、同法律でも土地信託制度を導入するよう改正されました。よって条例の一部を改正するものであります。

改正の趣旨は、午前中、総務部長より一般会計にかかわる８７号議案で説明がありましたように、内容は同様でございます。最近の社会的要請に応じて、公有地の一層の有効活用を図るためであります。特に、現時点では直接病院の該当はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをももって議案第８８号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚先委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第８９号、日野市情報公開条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８９号、日野市情報公開条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、行政情報について市民の知る権利を保障し、あわせて地方自治の発展に寄与するため、日野市情報公開条例を制定するものであります。

かねて２年余をかけて準備してまいりました本議案につきまして、今回、提案の段取りになりましたので、よろしく御審議をお願い申し上げ、なお、詳細につきましては担当部長に説明

をいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、議案第８９号、日野市情報公開条例の制定についての説明をさせていただきます。

御承知のように、情報公開が言われまして、最初につくられたのが、山形県の金山町でございます。これは５７年というふうに記憶しております。それから４年、市の、今提案にもありましたように、市の行政機関が持っている、保有する情報を市民に知らせる権利をもとに、これを公開し、それを具体的に条例化、保障していくというものでございます。

今、提案で市長が申し上げましたように、日野市の取り組み方としてちょっと申し上げておきますと、過去におきまして、昭和５８年に情報公開の検討委員会というものを係長を中心に組織いたしました。これが１０回開かれまして、その後、第二段階といたしまして、日野市の情報公開準備委員会、これは助役及び部長を中心にして組織され、そして３回開催され、専門部会を７回開いたという実績でございます。それを受けまして、日野市の情報公開懇談会、60年６月から８回の開催を経まして、この懇談会から提言をもらったわけでございます。これを踏まえまして、庁内的なコンセンサス、それから学識経験者によります最後の懇談会、これらを踏まえまして、ここに日野市の情報公開条例として提案するものでございます。

それでは内容について御説明させてもらいます。２ページから入ります。この情報公開条例は４章１７条からできております。

最初は、目的で、今申し上げました市民の知る権利を保障するということでございます。

それから、第２条は、定義でございます。行政組織とは、あるいは行政情報とは、というような解釈をここに設けました。

そして第３条には、行政組織の責務といたしまして、公開と提供、二つの面を持ち合わせております。すなわち情報の市民の知る権利というところから情報の公開というものをいたします。それとともに、今度は市が、市の持っております情報を提供していく、というような一面も持っております。

そして、その次の３条の２でございますが、行政組織は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければいけないということで、これが７条につながる非公開の原則の方に入ります。

第４条は、適正使用ということでございます。

それから、第５条が、情報公開の検索資料の作成ということで、これについての基準表の作成というようなものでございます。これらにつきましては、規則第７条でまた触れてあります。

それから、第２章、行政情報の公開。行政情報の公開を請求できるものということで、第６条で、その次のページ、４ページでございますが、第６条、何人も、行政組織に対して、行政情報の公開を請求することができる、ということで、これが過去に情報公開の条例を設置した各市に対しまして、日野市が少ない中での選択の特色のあるもので、何人も、というところが特色でございます。

それから、次が第７条、公開しないことができる情報、これが、いわば適用除外のものでございます。それには括弧１の、法令、条例の定めるところにより、公開することができない、条例、規則で定めてあるものについては、もうできませんよ、というような情報の、これでございます。

それから、２につきましては、個人に関する情報でございます。そして、ただし、ただし書きがありまして、ア、イ、ウが、これが公開できるというものでございます。

３が法人に関する情報、あるいは個人で持っている情報の、どうしても経営上、著しい不利益を与えるものがあるというものについてはできない、ということで、その適用除外でございますが、５ページにいきまして、ア、イ、ウ、これにつきましては、公開することができるということでございます。

４の、やはり、これはできないものでございます。市の行政執行に関する情報ということで、国や市との関係の情報です。そうしたもの。それからイにおきましては、下の欄、一番下の方でございますが、これは調査研究で、どうしても公開に値しないというようなものでございます。

６ページでございます。６ページ、これは検査、そうしたものについて調査によって行われるものについての情報、これも支障が生ずるというものについては、しないということです。エも、同じく、人命あるいは身体、財産、そうしたものの捜査、犯罪から出てきますものについてはできない、ということでございます。

それから、行政組織の部分公開ということで、これは、前のページから続いております７条の２の下段の方でございますが、部分公開、一部公開ということでございます。

それから、一番下の段が3でございますが、これは、時限公開といいまして、今現在持っている情報でも、現在は公開できないけれども、3年後、4年後と時点が違った場合には、公開はもうできるというような形でございます。

第8条の行政情報の公開の請求手続でございます。このような、1、2、3のような形で請求して、それが行われるということでございます。

それから9が情報公開に関する請求に対する決定、これは、その公開してよいか、悪いかという適否をここで決定するもので、一応14日以内、さらに、それがまだ難しい場合には、2のところで28日間延長して、そして検討するということでございます。

次のページの8ページでございます。これらにつきましての手続でございます。

そして、第10条、請求に係る行政情報の公開、これは、請求者に対して行政決定したときには、これを速やかに公開しなければいけないというような、それらの手続でございます。具体的方法が2番に示されております。

次が9ページでございますが、第11条、手数料でございますが、情報公開に関する閲覧及び視聴については、手数料を無料とするということでございます。ただし、2のところで、コピーだとか、そういうものについては費用をとります、ということでございます。

第3章でございます。救済手続及び救済機関でございますが、情報公開につきましては、その決定したものが非公開だというようなことについて、市民の皆さん方から不服が出た場合、行政不服審査法に基づきまして、これを行っていきたい。それでは、それにつきましては、日野市では、下段の方にありますが、情報公開審査会を設置して、そして、ここで決定してその不服申し立ての決定をしていく、ということでございます。

13条は、情報公開審査会の内容でございます。

10ページに入りまして、これは、審査会の構成は学識経験者5人以内ということで、任期は2年というような形でこれができております。

それから、第4章、雑則でございますが、公共的活動団体に対する協力要請ということで、これは、市の他の公共団体あるいは一部事務組合というようなものの持っておる情報で、公開を要請することができる、ということでございます。

それから11ページの2でございますが、これが市内に事務所あるいは事務所を有する事業者の方々がお持ちになっている情報で、人命だとか、あるいは健康上、害がないというものにつ

いては、これを協力要請することができる、とうたってあります。

１５条につきましては、運営状況の公表、これは、毎年１回しなさいということでございます。

１６条は、制度の調整ということで、写しや、そうしたものについてのものでございます。

それから、委任事項では、この条例の施行に関し、必要な事項は市規則で定めるということで、別紙規則が定まっております。

そして付則でございますが、付則は、ここで情報公開は、じゃあ、いつ実施するんだということでございますが、来年の４月１日以降でございます。そして、その情報を、持っている情報は、じゃあ、いつからかということでございますが、これは、施行日以後に作成したものでございます。公文書でございます。それから、その次に、それに続きまして、それでは前の、今つくられている過去の情報、これはどうするのかということでございますが、非常に、今、ファイリングシステムで整理をしておる段階でございますが、まだ未整理もありますので、その整理がつき次第、これを完了したものから公開に踏み切っていきたいというような形でございます。

以上でございますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○１１番（川嶋　博君）　ただいま公開条例が提案されました。その内容について、ちょっと具体的に申し上げますと、何人でも請求できるということに関連して、例えば住民票や何かのそういう選挙人名簿みたいな情報を、それを商売に、情報として商売にされているような方、こういうことの歯どめ、これが載っていないんですが、そういった問題についての行政としての対応は、どのような考えでいるか、ひとつ、その辺のところを詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

何人もということで、それから住民情報の中で、個人情報をどこまで公開するのかということでございますが、歯どめでございますが、まず、何人もということは、市民に限らず、市以外の人でもできるということで御承知おき願いたいと思います。

それから、歯どめでございますが、先ほども第７条で申し上げましたように、個人情報につ

きましては、非公開でありますので、公開はいたしません。ただし、そこのところにありましたように、法令や何かで、すでに現在、市民課や何かでやっておりますような住民票だとか、そういうものについても、公開、閲覧というものが制度化されているものについては、これを除くということで、そのほかの個人情報については、この条例では出しません。以上です。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君。

○１１番（川嶋　博君）　あと１点の確認なんですが、例えば、今も制度化されている住民票などの閲覧なども含めまして、そういった商売に利用をするということが考えられる、こういう方も自由にできるという解釈でよろしゅうございますか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　これは、住民基本台帳の方でしておりまして、この内容でございますが、氏名、年齢、それから生年月日、住所ですか、この三つぐらいしか閲覧しておりませんので、それ以外はそちらの方の閲覧でもしておりませんから、これを適用しております。

それで、商売でそうしたことを言ってきた場合に、できるのかということでございます。現在、市民課の方で扱っているものについては、それらの事情を聞いて、そして対応しているということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　２点ばかりお聞きします。

一つは、全国的な規模でこの公開条例を制定した結果、どういうふうな運用の実態であるのか、そのお話、周辺的なお話を総務の方で十分その実態を把握された上で、公開条例の制定をされていると思いますが、実際の現在の運用はどういうふうなことになっているのか、その辺の実態をお話ししていただきたいと思います。

第２点は、ここにも、３条の２項ですか、ここに個人に関する情報ということで、いわゆるプライバシーの保護を最大限な配慮をしなければいけないという規定があるわけですけれども実際に、これも全国的なことになるんでしょうが、実際に、こういう公開条例を制定をして、プライバシーとの絡み合いの中で、過去に問題になったような例があるのかどうか、その辺の話を聞きたいと思います。

最後に、このプライバシーの保護に関しては、３条でこういうような規定になっていますけ

れども、これは、審議会の方で十分配慮をしながら運用をされるわけですけれども、具体的に、プライバシーの侵害である、というふうな意見が出た場合の対応といいますか、そういう救済といいますか、そういうものが考えられるのかどうか、その辺のお話を承りたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、順次お答え申し上げます。

実際の運用はどうかということでございますが、まず、日野市の場合、まだ運用しておりませんですが、これは６２年４月から一つの窓口を設けまして、そこで公開を踏み切っていきたいというふうに思っています。

それでは、ほかの、条例をこしらえた市の実際の状況といいますか、それを申し上げます。目黒区では、請求が、これは１年間でございますが、１４件ありまして、公開したのが２件というような形でございます。それから、多いところでは、豊島区で１５２件請求がありまして、１１９件公開し、それから一部分公開ということが２５件でございます。これを、公開、一部公開を合わせますと９４.７％の公開であるということで、非公開が８件あったということです。

それから、東京都を見ますと、やはり、これも東京都も去年から情報公開に踏み切っておりますが、１４０件でございます。請求ですね。それに対しまして公開したのが６１件、そして一部公開したのが２２件で、非公開、全然公開しなかったというのは５７件というようなことで、約６０％というような形で実用の運用はされておるような状況でございます。なお、三多摩２６市のうちでは、府中市がおやりになっておりますが、１１件の請求に対して７件と４件、これ、全部公開されたということでございます。東村山市におきましては、１年間ですね、１年間で２件請求があって、２件公開したというような実態でございます。

それから、プライバシーの保護につきまして、過去にどういう状況かといいますけれども、これらも統計的にはほとんど、プライバシーにつきましては、私どもの条例と同じでございまして、個人につきましては公開していません。それで、それのトラブルというのは、非常に、今のところまだつかんでおりません。

第３番目の救済措置でございますが、これは、私どもの方では先ほど申し上げましたように、行政不服審査法に基づきまして、審査―― 失礼しました。それに基づきまして情報公開審査会を設置いたします。学識経験者、先ほど申し上げましたが、５名以内ということで、これらに

基づきまして、それら、もし、それが問題がありますれば、そこで検討して決定していくというふうな救済措置でございます。第１２条にそれが出ております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今のお話で大体わかったわけですが、そうしますと、プライバシーの保護ということも大事なことなわけですが、全国的なといいますか、他市の運用の中ではプライバシーの侵害ではないか、という形でのトラブル的なものについては把握をしてないが、そういうふうな実態はまだないというふうに理解したわけですけれども、あと、もう一つは、このプライバシーの保護というところの保障は、この審査会で、学識経験者の方によって組織される審査会で、十分その辺の調整ができるので、プライバシーの侵害であるということで、将来トラブル的なものは、これで十分保障されるというふうに理解したわけですけれども、それでよろしいわけですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　これらにつきまして、提言でもされておりますので、これをもとに、審査会、そして、それを今度検討していくということで、これを位置づけたわけでございます。なお、実際にスタートした場合におきましては、今考えられますのは、これが集中的な受け付けでやるのか、それから各部署においてやるのか、それはまだ定まっておりませんが、それにいたしましても、取り扱う個人の意思の決定に基づきまして違ったという、これは大きなことでございますので、それらにつきましての基本的な公開、非公開の基準、最低限度、それから、もし、そこで不明確、どうしてもだめだというようなものについては、連絡を庶務の方に受けてもらって、そして、そこで決定していくということで、その日時が、１４日あるいは２８日というようなことまで決めてありますので、その辺での即時公開ということで御迷惑かけるようなことがないんじゃないかと思いまして、そのようなことで条例化しております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　初めの川嶋議員の質問とも少しダブるんですが、第６条、何人もということですね。先ほどの部長の説明によりますと、幾つか、この情報公開条例を決めている自治体の例で、大分、先進的な考え方を持ったというふうな数少ないやり方である、というふうな説明があったと思うんですが、なぜ、この何人もということを入れたのか。そして

また、この何人もというのは、もう一回、市長はどういうことでお入れになったのか、ということの意味合いを、市長から、じかにお答えをいただきたいと思います。

それから、2点目は、第1条に目的があるわけですが、この目的の項では、2行目を読みますと、行政情報について、市民の知る権利を保障するということが書いてあるわけですね。つまり、日野市民の知る権利を保障する、あわせて地方自治の発展に寄与することを目的とするんだ、というふうな条例の大きな目的が規定をされているにもかかわらず、第6条で、何人もとしているのは、なぜかという、このことを、この2点をお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ここ数年来、自治体自身が積極的に情報を公開していこうという、民主主義の原理に沿って条例を制定される傾向が進みつつあります。私どもの市と、すでに幾つかの市で、あるいは自治体で制定をしているひな形もあるわけでありますが、特に、日野市の場合、その公開を求める側の対象者といいますか、これを何人も、という考え方で扱っております。これは、私の多少我流の考えかもしれませんが、この情報公開ということは行政機関の基本姿勢だと考えるわけでありまして、したがって、その対象が特定の自治体の市民でありますとか、あるいは利害関係者でありますとか、そういうふうに考える考え方もあり得るわけでありますが、いろんな意味で、なるべく広く窓口を保っておくのが公開条例の趣旨にかなうということで、なお、この条例制定に当たりましての審議会でしたか、懇談会、情報公開懇談会におきましても、これは、学者と、それから法律関係 ── 弁護士、5名の方にお願いをしたわけでありますが、その提案の中にも、そのように扱うことが好ましい、ということになっております。そういう意味で、何人も、というスタイルをとっておりますことと、また、市民といいますと、じゃあ日野市民ではないか、とこういう矛盾が狭い意味ではあるわけでありますけれども、このことも、あえて市民とは、今日は国民も、よその市民もすべて、いわゆる市民権、市民という概念で包括をするということであります。

これもまた、定説というか、例もあるわけでございますので、なるべくオープンのスタイルを保つ、ということにこの条例を制定する基本的な趣旨があるということをかんがみまして、このような表現を扱っておる、ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　何人も、ということを入れた意味合いが、市長なりのお考えと懇談会の意向もあったということ、これは、よくわかりました。

しかし、２点目の問題に対して市長がお答えになった、市民ということも、これは日野市の市民だけじゃなくて、もっと幅広くというふうなことがあるじゃないか、というふうなことなんですけれども、市長は、そういうふうにお考えかもしれないけれども、じゃあわざわざ何人もとすることはないわけですよね。目的で、市民というふうに書いて、これが幅広い国民全体といいますか、日本人も含めない、もっと幅広いものを含めるというものがあるならば、そういう前提があるならば、第６条だって市民でもよかったはずですね。ここで、わざわざ、何人も、と変えているわけでしょう、言い方を。その点、矛盾がありゃしないかな、ということを私は思うわけですね。目的で、市民と書いておって、具体的に公開をするところで何人もとしている。わざわざこういうふうにしたのは、やっぱりそれなりの意味があるだろうということを、私思うので、そこを聞いているわけですね。もう一度お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　矛盾が一見あるやにも、我々の方も検討を経ておるわけでありますが、何人もという、この条例公開の本来の精神に沿う表現の仕方、それから、市民の知る権利というのは、これは言うまでもなく、国民の知る権利、つまり民主主義の建前といたしまして、知りたいという意欲のある方には、なるべくオープンに構える、とかく行政というのは、どちらかというと秘密主義あるいは権力主義に堕する危険もありますので、なるべくそのスタイルを、国にもまだ、そういう法律はまだ施行されてないわけでありますが、自治体側からだんだんと広まりつつある、そういう性質の趣旨もございますので、私は、この際、市民というのは、何人もというのと同義語である、そういうふうに理解していただいた方がよろしいんではないか、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　よく理解できませんので、この辺のことをじっくり総務委員会で審議をしていただきたい、というふうに思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　すでに質問で紹介されて理解をした部分があるんですが、１点だけお伺いします。

手数料の関係ですけれども、送付の関係の費用については、当然郵便料とかという形である程度理解はつくんですが、作成にかかる費用の考え方はどの程度とらえていらっしゃるか、その点を質問しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

手数料のところで第１１条、無料でございまして、その後、費用のところで請求者の負担とするということで、ここでありますが、４月までであります ので、このようにずっと来ておりますが、都内１３団体の、今、資料をもとにしておりますが、無料がほとんどのところでございますが、無料でないのが、手数料ですね、無料でないものが中野区と、それから府中で200円、それで中野区は１００円というような形が出ております。

それから、今の費用でございますが、これはコピー用紙だとか写し、そうしたことですね。それからゼロックス、そうしたものの写しでございますので、その実費ということで、１０円から、多いところでは３０円というような数字が出ております。これらをもとに費用の負担の園覧表をこしらえていきたい、と思っております。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　それは規則の方とか、そういった段階で定めをするということでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　これにつきましては、規則でもって、またうたわせてもらいたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　先ほどの夏井議員の御質問に関連いたしますけれども、７条で規定しましたところによりますと、公開しないことができる場合が書いてございます。公開しないことができるということは、反面、行政組織は、場合によっては公開することができる、ということに読むことができると思いますが、そうした場合に、先ほどのプライバシーの侵害の問題が絡んできた場合、１２条による救済手続があるという総務部長からのお答えでしたが、１２条を読みますと、行政不服審査法に基づく不服申し立てである、とこういう規定ですから行政不服審査法による訴えの利益がある場合、つまり、不服申し立てができる場合というのは

申立権者でなければならないんじゃないんでしょうか。

その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども、もしプライバシーの侵害を受けたと言われる人は、もともと、この公開の請求をした人ではありませんので、ここで言う不服申し立てができるかどうか。できた場合に初めて救済手続に入れるわけで、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

７条で申し上げているのは、ことができるということは、非常にあいまいじゃないか。その裏腹で、そうすれば、することもある、というふうなとり方でございますが、ここのところも検討しました。そうして、もしも、もっと強い意思で、ねばならんというようなことでいくべきじゃないか、というようなことがありましたんですが、ほかの市とそういうあれで、ことができるということに結んで、そして、それは弱い考え方である。今、御指摘の、山口議員さんの御指摘のような件がありました。これは、それはできる、こともできると言って、そして、そのところに適用除外で、こういうものはできるというふうに、アだとか、イだとか、ウだとかいうような形で公開するというふうになっております。ですから、強い意思で、ねばならぬという義務的なもので結ぶのがいいのかどうなのかということで、ほかの条例も調べました中で、表現を、公開しないことができる、というふうに結んだわけでございます。

御指摘のように、確かに、とり方によってはちょっと弱い、というようなことがありますが、余りにも強くこれを、すべきじゃないという反面、それではプライバシーの保護はなされないんじゃないか、という第２点の御指摘でございますが、確かに１２条の件につきましては、申請者に基づきましてこれをやりますので、不服審査法でこれを行いますが、プライバシーを侵害されたということになりますと、どういうことなのかということでございますが、それは、このプライバシーを、個人情報をまずその前の段階で公開しないという原則のもとに基準を置きまして、そして、こういうものについては、もうできないということで、例えば先ほど申し上げました氏名、年齢、性別ですか、これぐらいのところは公開は法的にはやっているということになりますれば、それ以外はできませんということで、個人に関してはその場で受け答えということで、すぐするとか、しないとかということでなく、十分その窓口で検討して、そして日時を置いてこれをやっていきたい、というふうな、これは庁内の指導でございますが、そ

して、このプライバシーの保護を完全なものにしていきたい、というふうに思っておるわけです。以上です。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　やはり情報公開というのは、民主主義の基礎でございますので、こういう方向に市が進むというのは大変大事なことであろう、と私も評価する一人なんですけれども、要は、今、私がお聞きしましたのは、運用上、どうであるかということではなくて、運用はなるべく今お話しいただいたような方向に沿ってプライバシーも十分尊重しながら公開するということで、大変結構だと思うんですけれども、やはり組織でございますので、組織の中にはそういうように思うようにいかない場合も出てくる、そういうことを考えなきゃいけないんではないか。その場合に、プライバシーの侵害があるいは出た場合に、あるいは出る予測がある場合に、どのような救済をしたらいいのか、ということで法は規定をしているんじゃないかと考えるんです。

そうしますと、この救済手続だけでは、先ほどの夏井議員のお話しになった場合が、この救済手続の１２条で救われるという総務部長からのお答えでしたものですから、それはちょっと無理なんじゃないんでしょうか、もし、そのような場合が、もし出た場合、どうやってお救いになるのだろうか、そこをお聞きしたわけなんですけれども、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　確かにプライバシーの侵害ということで出た場合、それを、この救済措置は、これは行政不服審査のものでございますが、これで、そのほかに手だてはないわけですが、それを、どこでするのかということでございますが、あくまでも、これは第7条のところの、公開しないという適用除外のところでもって、これを第一段階にして、そしてやっていくということで考えておるわけでございますが・・・。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　付託された委員会でひとつ御検討いただければ結構でございます。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　二つ質問させてもらいます。

情報公開、市民の知る権利を制度化するという点で、非常に重要な意義を持っていると思う

んですけれども、質問したいことは、一つは、これまでも日野市は、市民からさまざまな情報公開を請求された場合、資料を出すとか、いろんな知る権利というのは保障してきたんではないか、というふうに思うんですけれども、この制度によって市民の知る権利というのは具体的にどういうふうに拡大されるのか、というふうなことを教えていただきたいということが一つです。

それから、情報には、形のある情報と、ここにも書いてありますけれども、図面、図画だとか写真だとか磁気テープだとか、あるいは書類だとか、そういうふうな情報と、形のない情報もあるというふうに思います。

ここで書かれているのは、形のある情報を公開するんだということだと思うんですが、3条で、記録媒体により管理してないものも、公開を求められた場合は口頭説明等の方法によって積極的に提供するように努めなければならない、というふうに、行政組織の責務が書かれてあるわけですけれども、市民の権利としては、文書等の記録媒体になってない情報も、これは公開されるべきなんだ、というふうな立場でつくられているのかどうなのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　公開の具体的なものとして、今しておりますが、それはどういうものかということでございますが、一つの例を言いますと、住民基本台帳の閲覧でございます。それから住民票、それから請願もそうです。それから、また広い意味では広報も一つのものです。それから選挙人名簿、それから民生委員の名簿、あるいは各機関の委員の名簿、そうしたものが出ております、具体的にです。

それから2点目の、第3条で言っております口頭説明ということでございますが、これは公文書というものが、決裁をされて完結したものからこれを公開する、ということでなく、条例で、職務上作成したということで、文書を担当が作成した時点からのものからこの対象になるということで、これは2条の2項に出ております。行政情報とは、行政組織の職員が職務上作成した、もうすでに作成が始まった、これから、あるいは取得したものということで、ここからが対象になるわけでございます。

それで、それに基づく有形無形ということが第3条でうたわれておりますが、口頭説明というようなことで、図面を開きまして、そして、そこでもって、これはこういう道路ですとか、

そういうふうな口頭説明も一つの情報として、これを行っていきたいというふうに解釈しているわけでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　付託された委員会で審議をしていただきたいと思うんですけれども、やはり情報公開制度がつくられる以上、市民ほとって、情報の領域が拡大されるということが重要ではないか、というふうに思うんです。その点で、市民の権利として、どういうふうに拡大されていくのかというふうなところを、もう少し明らかにしていただきたいというふうに思います。

また、情報公開制度の限界として、やはり、これは地方自治体の日野市の情報に限ったことですけれども、やはり国との関係でも、すべての情報が知られるような、そういうふうな制度をつくっていくということが、地方自治体の中では難しいわけですけれども、そういう方向を探究していくということが、非常に重要になっているんじゃないかというふうに思うんです。以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終決いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８９号、日野市情報公開条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第９０号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第９１号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第９２号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９０号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都の児童育成手当に関する条例の改正に伴い、児童育成手当の支給額を改めるために、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

議案第９１号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本議案も同様に、東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴いまして、老人福祉手当の支給額を改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第９２号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本議案も、東京都の心身障害者（児）福祉手当に関する条例の改正に伴い、心身障害者（児）福祉手当の支給額を改めるために、日野市心身障害者（児）の福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

３議案につきまして、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、都条例が３月３１日付で公布されております。準則の改正等によりまして、市条例の改正を促す局長通達が５月１６日に来ておりますので、これに沿って条例を改正するものでございます。

まず２ページの日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第５条の１項の、第１項第１号に該当する児童、これは育成手当でございますけれども、これが、8,０００円とありますのを8,５００円に改めるという内容でございます。また、同表の第１項第２号に該当する者、これは障害手当でございますけれども、この障害手当を１万円を１万５００円に改めるという内容でございます。

なお、この施行につきましては、適用につきましては１０月１日からということでございます。

続きまして、老人福祉手当の改正について御説明申し上げます。

老人福祉手当条例の一部改正につきましては、都条例が３月３１日に改正公布されまして、準則の改正依頼が通知が局長通知として７月３０日に来ております。これに沿いまして改正するものでございます。

まず２ページでございますけれども、２ページの第２条第１項の中で、状態にあって、と記載されております内容を、状態にあるため介護を必要とするもの、という形に具体的な表現に改めます。

また第３条の第１号でございますけれども、７０歳以上の者を現行１万7,０００円を３万5,０００円に引き上げるものでございます。また第２号の、７０歳未満の者、これにつきましては、規則に定める額の所得制限の以下の者につきましては３万円、規則に定める所得以上の者につきましては２万円を支給するという内容でございます。

この所得制限につきましては、規則でそれぞれ控除後の所得が、本人の扶養が１人の場合、本人のみの場合が１９６万9,０００円、扶養１人の場合に２３５万9,０００円、２人以上の場合にはそれぞれ３３万円を人数に加えるということで、所得制限がございます。この所得の制限で３万円と２万円の区別がされるということでございます。

また、第３条の２項でございますけれども、ここに記載しておりますのは、東京都の制度でございます重度心身障害者手当というのがございます。これは現在４万円を支給されているものでございますが、これが支給される場合は、２万円を支給するという内容でございます。

また、第４条の改正でございますが、これは手当の支給要件につきまして、現在は、手当の支給要件に該当する者が、となっておりますが、これを、受給資格者は、ということで正確にいたしました。

また、第１０条２号の改正につきましては、用語の改正でございます。

また、さらに１０条の次に１項加えまして、受給者は、ということで、これは所得の制限がございますので所得状況の届け出を義務づけたものでございます。これは新設でございます。

なお、付則におきまして、この条例の改正は、１０月１日から適用ということで規定しております。

なお、４ページの付則第３号におきましては、１０月３１日までに７０歳になった者は、70歳以上ということで３万5,０００円を支給するという内容でございます。以上でございます。

次に、心身障害者の福祉手当支給条例につきまして御説明申し上げます。

まず、この条例の改正につきましても、都条例が６１年７月３０日付で改正されまして、これに基づきまして準則の改正等によりまして改正するものでございますけれども、その内容は、心身障害者の、身体障害者の１、２級の者は今まで１万円のものを１万５００円、それから、精薄の者は、１、２、３度の者は１万円が１万５００円、なお、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の者も同様に１万５００円に引き上げるという内容でございます。

また、第２点におきましては、今までの旧条例におきましては、都の手当と市の手当が区別されておりませんでした。そのために、東京都の手当と市の手当が混在しておりまして、都の手当が引き上げられるたびに、市の手当がやはり同調するという形をとっておりましたけれども、今回から都の手当と市の手当を区別いたしまして、市の手当は今回は引き上げを行わない、こういう内容で改正するものでございます。

第３点といたしましては、条例の中における用語を明確に定めました。以上でございます。

次に、内容について御説明申し上げます。

２ページ、３ページでございますが、これにつきましては新旧対照表によりまして御説明申し上げたいと思います。失礼ですが、４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。まず、失礼いたしました。新旧対照表は１０ページ、１１ページでございます。１０ページ、１１ページをお開き願いたいと思います。

まず、目的でございますけれども、この目的は改正いたしませんので、中に括弧して、手当ということで省略する内容を含んでおります。

それから、第２条の支給要件につきましてでございますが、これにつきましては、定義といたしまして、障害者、それから、保護者、それぞれをここで規定いたしまして明確にいたしました。

また、支給要件の内容につきましては、第３条に、受給資格者といたしまして、定めた次第でございます。

１２ページ、１３ページをお開き願いたいと思います。受給資格者という欄が新しくできました。条項ができました。これにつきましては、ここに掲げましたように、日野市の区域内に居住する障害者、または保護者に支給するということで、受給資格を明確に定めております。

第４条におきまして、新しく手当の額を定めまして、別表に明記してございます。

第４条の３項には、併給の禁止。別表の第１区分、第２区分、第３区分の併給はできない、

ということを規定しておる次第でございます。

第５条から第７条は省略いたしまして、第８条、ここには、今までは、旧条例におきましては、収容という、障害者の場合に、施設に収容ということで記載されておりましたが、これは差別的な用語でございますので、今回から、入所という言葉で規定してございます。

それから、付則でございますけれども、付則におきましては、過去に別表をここに記載しておりましたが、この別表の内容が大きく変わったわけでございます。これにつきましては、前に戻りまして、新旧対照表では省略されておりますので、本文の４ページに戻りまして御説明申し上げます。

４ページ、５ページに別表を掲げております。第４条の２項関係でございますが、ここに第１区分が、これが東京都の分でございます。これが、今回１万円が１万５００円に引き上げられた内容でございます。第２の区分は、これは市の区分でございまして、１万円は据え置きという内容でございます。第３区分のところは、同様に市の制度でございます。これにつきましても、6,０００円を据え置くということでございます。また、難病関係につきましても8,０００円を据え置いて現在のとおりということでございます。

以上がこの条例の内容でございますが、この条例は、１０月１日から適用ということでお願いをする次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９０号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第９１号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第92号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９３号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９３号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算第３号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市一般会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ７億2,６７０万2,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３２４億1,３９７万8,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入、歳出全般及び第２表、繰越明許費、第３表、地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　議案第９３号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算第３号につきまして御説明申し上げます。

第１条でございますが、歳入歳出にそれぞれ７億2,６７０万2,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２４億1,３９７万8,０００円とするものでございます。

第２項でございますけれども、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第２条、繰越明許費でございます。これは、第２表の繰越明許費のとおりでございます。

第３条、地方債の補正でございますが、第３表、地方債の補正のとおりでございます。順を追いまして内容の説明をいたします。

まず、事項別明細書の歳入でございますが、１１ページをお開きいただきたいと思います。説明のポイントとしては、説明欄を中心に説明をしてまいりますのでよろしくお願いいたします。

まず、民生費の国庫負担金でございますが、ここに書いてございますように身体障害者福祉費、それから精神薄弱者福祉費の増でございます。これは、対象者の増、それから単価のアップによるものでございます。

次の１３ページでございます。シルバー人材センター高齢者事業団の国庫補助金の増でございます。これは、現在、A級地にランクされておりまして、今年度新たに、ここに書いてござ

いますように1,０２０万円から1,５９０万円になるわけでございます。その差額の計上でございます。次の、同じく委託援助事業でございますが、これは新規に制度ができたものでございます。内容といたしましては、市が高齢者事業団に委託をするわけでございます。この事業に対しまして対象事業費、いわゆる基本額の３分の１を補助しようというものでございます。次は、市営住宅の建てかえ事業推進事業費でございます。これは、現在入っております入居者の移転の移転費に対する補助金でございます。２分の１でございます。

次が１５ページでございます。これは、特に下の欄で申し上げますと老人福祉手当でございますけれども、先ほど議案の中で説明があったわけでございますけれども、１万7,５００円から最高が３万5,０００円、最低が２万円に改正をされるわけでございます。その補助金でございます。

それから１７ページでございます。最下段に東光寺地先グラウンド整備ということでございますが、東光寺の東光寺河川敷のグラウンド整備を本年度予定をしております。それに対する東京都の補助金でございます。

次が２１ページでございます。寄附金のうち一般寄附金でございますけれども、これは開発行為に伴うところの寄附金でございます。公共公益施設費として歳入を見込んでおります。８８１万2,０００円でございます。

それから、次が２３ページでございますけれども、繰越金でございますが、今回、4億9,２７９万1,０００円を財源として充当するわけでございます。

さらに２５ページでございます。説明欄にございますように秋川衛生組合浄化槽汚泥処理ということで、この施設が改修をしておりますので、日野市がこの組合からの汚泥処理を行っておるわけでございます。その歳入でございます。

次が２７ページでございます。市債でございますけれども、向川原市営住宅の建てかえ、それから都市計画道路２・２・５号線用地にかかる事業費の起債を新規並びに追加で計上したわけでございます。

次が歳出でございます。

２９ページでございます。まず一番上段の、恒久平和祈念塔建設式典設営の減額９０万円でございます。これは当初予算にございまして、事業実施いたしませんので、今回減額をしたものでございます。それから、その次に会議室改修とございます。これは、この本庁５階に教育

相談室がございまして、本年度、潤徳小学校に教職員の研究資料室をつくったわけでございます。その中に、現在ございました教育相談室を移設をいたしましたので、この教育相談室を普通会議室に改修する、というものでございます。以下の備品はそれらに関するものでございます。

次が３１ページでございます。中段の積立金でございますけれども、公共施設建設基金881万2,０００円、これは先ほど歳入の２１ページで申し上げましたけれども、公共開発行為に伴うものでございます。それから、環境緑化基金の2,０００万円、この積み立てを行うというものでございます。それから、その最下段、２３節でございますけれども、返還金がございますが、これは、すでに６０年度で受領いたしまして６１年度に精算をした結果、生じました国、都支出金に係る返還金でございます。

次が４１ページでございます。社会福祉総務費でございますが、１３節の委託料で、説明欄にリストバスとございますけれども、これは、リフトバスのミスプリントでございます。御訂正をいただきたいと思います。このリフトバスの運行につきましては、現在、日社協で民間から寄贈を受けましたリフトバスをボランティアの運転手で運行をしておったわけでございます。老朽化並びに運転手のなかなか調達が、この利用者に十分そぐわないということで、今回、補正で、この運行を開始しようということでございます。これは3カ月分のまず計上でございます。それから、その次の補助金でございますが、原爆被害者の会、これはこのとおりでございまして、この団体の名称は日友会でございます。構成員４２名でございまして、本年度１５万円の補助金を出しているというものでございます。

次が４５ページでございます。２０節の扶助費でございます。これは、先ほど議案第９１号で老人福祉手当条例の改正があったわけでございます。今まで1万7,５００円だったものが2万円から3万5,０００円に改正するものでございます。２カ月分の計上でございます。その次の、中央福祉センター敷地内舗装でございますが、公民館前も含めまして現在かなり荒れておりますので、整地舗装をしようというものでございます。

次が４７ページでございます。１３、委託料の地区センター関係でございますけれども、平山地区センターの管理委託を行う費用でございます。さらに、その下の工事請負費の鹿島台地区センターフェンス設置でございますけれども、これは危険防止用のさくを設置するものでございます。

少し飛びまして５５ページでございます。家畜臭気改善事業補助金でございます。この件につきましては、歳入の１７ページに歳入の一部がございますけれども、当初予算では事業箇所２カ所、それから事業費を、平均の事業費で２００万円を予定しておりましたけれども、２カ所を３カ所に、それから事業費を３４０万円にふやすものでございます。その差額の補正でございます。

それから５９ページでございます。中段の１５節、工事請負費の舗装改良でございます。ここに書いてございますように神明上幹線１号線ほか４路線ということでございます。神明上幹線１号線といいますのは、消防署の前の通りでございます。そのほか４件ということでございます。

次が６３ページでございます。１３節の委託料でございますが、この中の一番上の日野駅前歩行者通行量調査ということでございます。これは現在、交通対策特別委員会におきましても、努力をされておるところでございますけれども、ガード下の歩道の拡幅新設等の関連でございます。すでに建設省が調査を実施いたしましたけれども、日野市でも、別な意味でこの歩行者の通行量の調査を行うものでございます。いわゆるパーソントリック調査を行うというものでございます。それから、次の日野本町整備計画策定調査、１００万円でございますけれども、これは日野駅の周辺、森町２０号線沿い、それから桑園跡地の部分にございます留保地、これらを含めまして、今後のまちづくりのあり方につきまして、調査しようとするものでございます。面積といたしましては、８６ヘクタールが対象になりまして、日野市が１００万円出しまして、住宅都市整備公団が３００万円負担をするものでございます。それから、その下段でございますが、金額的には少ないわけでございますけれども、地籍調査説明会会場使用料でございますが、１４節、９節にも若干旅費にも関連するわけでございますけれども、梅ケ丘の地図混乱地域を解消しようということで、国土調査法に基づきまして地籍調査をすべく、今、調査検討をしているわけでございます。この説明会の使用料、１万9,０００円と、上にちょっと戻りますけれども、９節の旅費、普通ないし特別旅費がこれに当たるものでございます。

それから６５ページでございます。区画整理費の繰出金でございますけれども、ここに記載してございますように、土地区画整理事業会計に３億７,２３０万円を繰り出すものでございます。それから、その下でございますけれども、公有財産購入費、都市計画道路２・２・５号線用地買収費の、当初予算にはすでに計画してございますけれども、その追加としてこの記載の

金額を補正するものでございます。それから、次の報償費および委託料でございます。これにつきましては、本年の第１回定例市議会に平和祈念塔ということで予算計上をし、審議をお願いしたわけでございますけれども、諸般の事情で、予備費に繰り入れをしたものでございます。発想を改めまして仲田緑地のモニュメントとして制作をしたいということでございます。内容といたしましては、芸術性の問題を十分考えまして、制作費を5,０００万円から3,０００万円に減額し、さらに作成の手法といたしまして、この報償費にございますように、選考委員会等を組織いたしまして、十分意見を聞きながら作成したい、というものの予算でございます。

それから６７ページでございます。これは緑化費の工事請負費でございますけれども、多摩平幹線３号線植樹帯設置、それから六小の外周の緑化でございます。これは歳入のところではちょっと省略いたしましたけれども、緑化宝くじの収益金を補助として市がもらいまして、これらの事業を行うものでございます。

少し飛びまして７５ページでございます。平山小学校校庭整地でございますが、これは南側に第二幼稚園がありまして、今その移転の跡地があるわけでございます。約2,５００平方メートルでございますが、これを整地をするものでございます。

それから８１ページでございます。体育費の工事請負費でございますが、東光寺地先グラウンド整備ということで、東光寺の河川敷の約、東半分を整地しようというものでございます。来年の１月ごろ工事を発注いたしまして、３月に完成させたいというものでございます。地元の関係、それから建設省との協議はすでに終わっております。

それから８３ページでございます。今まで申し上げてきましたけれども、予備費の8,０００万のうち5,０００万を減額をいたしまして、ほかの歳出にモニュメントその他に回したわけでございます。

それではお手数ですが、前に戻りまして４ページをお開きいただきたいと思います。

第２表、繰越明許費でございます。これは、ここに書いてございますように8,１９０万円を６２年度に繰越明許するわけでございます。後ほど御審議いただきます議案１０６号、ごみ焼却施設関連工事の契約の変更に伴うものでございます。

それから、次の第３表でございますが、地方債の補正でございます。先ほど歳入の中で御説明申し上げましたけれども、向川原市営住宅の建てかえにかかるもの、ないしは都市計画道路２・２・５号線用地取得にかかる起債の新設ないし追加でございます。

以上で説明は終わります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　４１ページのリフトバスの運行につきまして１点質問をさせていただきます。

実は、肢体不自由児のお母さんあたりの話ですと、ここにリフトバスがなくて困っているんだということで、ぜひリフトバスを、常に電話でもすれば使えるような形にぜひしてほしい、こういうような話を聞いたことがあるんですけれども、今、企画財政部長のお話で、リフトバスが運行する。これは今まで運転手さんがいなかったけれども、運転手さんをつけてやるんですということで、何か、説明ですと３カ月分の計上ということなんですけれども、質問としては、今、そういった肢体不自由の方の希望に沿うような、八王子が、例えば何かどっかの自動車会社と委託契約をして、病院に行くときなどは、そこに頼めばリフトバスが使えるんだというような方式に、これ、なるのかということと、３カ月分の補正というのはどういう意味なのか、その辺の２点を教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、リフトバスの運行についての御説明を申し上げます。

４１ページに掲げました委託料、２０８万5,０００円でございますけれども、これにつきましては、かねがねから障害者の団体等からいろいろと要望のあった問題の解決をしようということでございます。

したがって、要望も聞いておりますし、また要望に沿った形で十分に運行していきたい、ということでございますので、これは委託ということで、民間会社との協定をいたしまして、そして必要なときに必要なように乗っていただく、というようにしていきたい。したがって、民間会社も一定の準備期間が必要でございます。これは、陸運局等の許可もとりませんとできませんので、１月から３月までということでの３カ月、ということでございます。人件費あるいは物件費等（「１月から」と呼ぶ者あり）１月から３月までの３カ月間ということで、人件費、物件費を含めまして委託をしたい、ということで計上したものでございます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　６５ページの公有財産購入費で4,３８１万。２・２・５の用地買収費が載っているんですが、この２・２・５号線の、今、どのぐらいで終えるのか、先の見通しと、いわゆる長年の懸案の問題で、私なんかが１２年前出てきたときから２・２・５は、あしたできるようなお話から１２年ぐらいおたちになっているんですが、大変関係者はお骨折りを願っているんですが、いわゆる路線買収の見通しと、いつごろ、何ていうか、工事に着工できるかということを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答え申し上げます。

今の現状が、５８年５月２５日に事業認可をとりまして、５８年には全体の買収面積が今2,６１７.７９平米あるわけですよ。それで、今日まで、この事業としては５カ年でございますけれども、そしてもう３カ年目に入りまして、昭和６０年度 ― 昨年度ですね。その時点で４８.２％の用地買収が完了しております。

しかし、御承知のとおり、大変難しい場所でございます。延長としましては１９９メーターでございますけれども、いろいろと地主さんの御事情もございまして、私どもとしても、できる限りのことは努力しながら今折衝をしているわけでございます。幸いにしまして、今年度は１人の地主さんの御理解が得られまして、３６３平米、全体の１３.１％に当たる用地買収ができたわけでございます。さらに、その方の隣ですけれども、隣の方についてもここで見通しがついてございまして、今回補正しました面積２５２.９５平米、これについても、すでに代替地等充当するということで、見通しがついているわけですけれども、あと１人の方が、当初予算から計上されております４８９平米、これも、この方が承諾されれば、一応、今年度6,３００万円予算計上されておりますけれども、それの橋がけですね、着手する予定でいるわけですけれども、なかなか条件が厳しいという状況にございます。

いずれにしましても、何とか今年度着工したい、という意欲を持って交渉はしております。しかし、今のところ、なかなか私どもとしましては、最善の努力は尽くしておりますけれども、非常に難しいという状況にございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　大変、何か関係者は、いわゆるお骨折りを願っているようなんですが、どうなんですか。非常に何ていうか、庁舎へも通ずるし、非常に重要な、私、路線だ

ということで、関係者もお骨折り願っていると思うんですが、一番何ていうんですか、隘路になっているのは、いわゆる条件なり、条件をよくすればというんですか、可能になるのか、条件にしても非常に何ていうか、いろんな交渉過程だから、ここで何か私、言えということじゃないんだが、距離も、そうある所じゃないだけに、最大限、市の方もいわゆる何ていうんですか、積極的に何かできる可能な限りの条件は満たしてやってやらないと、何かかなり延びていくんではなかろうか。しかし、条件をかなりよくしてやっても無理だということ、そうかといって路線を変えるというわけにはいかないんだろうけれども、そういう点で、私、思い切った、むしろ市長がそういうことにいわゆる断を下してもらわないと、もう恐らく担当もできないのかもしれない。

市長、その辺のところの何か御報告を受けていると思うんですが、これ以上は遅延しないでやれるというお考えか何か、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この２・２・５号線は確かに南北、つまり浅川の地域をつないで吹上に上がり、また庁舎にも近道になる、こういう枢要な都市計画道路でございます。何とか早く実現したいということで、確かに１０年以上も年月がかかっておりますが、要するに古い農村部落のそれぞれの旧家が、建物、蔵、あるいは一番目の前の田んぼ、それらが道路敷地にかかるものですから、非常に当事者の方々にも、公共事業には沿ってやりたいというお気持と、それから祖父伝来の家屋敷をどういうふうに考えたらいいかということで、比較的頭の回転の早い方と、非常に手間のかかる方とおられるのが時間のかかっている事実でございます。

しかしながら、御指摘のとおり、路線を変えたりすることのできない場所でございますので、もう誠心誠意あらゆる努力を尽くし、それから、お立場をよく検察をいたしまして、対応させていただかなければならない。これは、そのことを絶えず担当にも督促をしておるわけでありますが、大分、状況も整ってきておりますので、私も近く出向いてお願いをするとともに、大きな決断もさせていただきたい、このように考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　都市計画費の委託料、モニュメントの制作でありますけれども、先ほどの企画財政部長の説明、前議会で平和祈念塔ということで予算に出てきたんですけれども、諸般の事情で取りやめたということで、芸術性を高めて、改めてモニュメントという形で

提案するということでありますが、この手のものが必要ない、金が、予算も額も大きいということもありますけれども、予算もさることながら必要性もないということで、諸般の事情ということじゃなくて、議会の意思という、つまり市民の意思で必要がないというふうな動きがあったわけでありまして、その意に沿って取りやめた、というふうに私は受けとめているわけであります。

そういう状況の中から、再び今度はモニュメントという形で、減額をした、3,０００万円の予算だということで提案されているわけでありますけれども、なぜ、こういうモニュメントが必要なのか、どうしても必要なのかどうか、その辺の説明をもう少し私どもの理解を得るような説明を、ひとつお願いしたいということと、それから、私は聞いただけで確認しておりませんけれども、何か昨年、広島から被爆の石をいただいてきた。その石の活用を、この平和祈念塔なり、あるいは今度のモニュメントの制作に生かしたい、という考えがあるのかどうか、その辺のところもあわせて、このモニュメントのある程度どのような形で制作をするんだという、そういったことについての説明、そして、また予備費に、前議会、予備費に回った5,０００万のうち3,０００万はモニュメントという形で、そのモニュメント、その他にあとの2,０００万は回ったということでありますけれども、その他の部分について、もう少し具体的な御説明をいただければなおありがたいわけであります。

以上、３点お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　調整の立場で、私の方からまず答弁をいたします。

まず必要性でございますけれども、御承知のように４ヘクタールを、国からそのうち２ヘクタールを借り、その残りの２ヘクタールを有償で購入したわけでございます。土地代金といたしましても、約３０億の大金を出して取得したということがございます。それから、さらにこの公園の工事にいたしましても、８億近い工事費を出しまして、来年の３月、竣工する予定でございます。

日野市にとりまして３０億に近い事業をやるという、３カ年で事業をやるというのは――失礼しました。４０億に近い事業をやるということになりますと、現在、ごみ焼却炉の六十数億がございますけれども、これに次ぐ工事費でございます。その工事の内容にいたしましても、公園という一つの未来に永久に残る大事業でございますので、その公園の築造に合わせまして、

後世に残るような、こういったモニュメントを作成したい、というのが趣旨でございます。

それで、３月の定例会の議会の中での御意見なり御指導を、私ども、あらゆる角度から検討したわけでございますけれども、その中で御指摘のございました、かなり項目としてはございますけれども、分析をいたしますと三つぐらいに分かれるのではないか、というふうに考えております。

一つは、芸術性の問題でございます。当初計画したものが、２０メートル近くのもので、平和祈念塔ということで、鉄筋コンクリート、ＲＣで、外部を大理石で一部包むというような構想であったわけでございます。余りにも将来残すモニュメントとしては芸術性がないのではないか、ということが第１点でございます。第２点目は、5,０００万円の金額でございます。市民感情からいたしまして、少し高いのではないか、いま少し低い金額でできないのかどうか、これが２点目の指摘でございます。それから、第３点目の指摘でございますけれども、これは急にこういった構想が出てきた。じっくり構想を市が発表し、市民等の意見を広く聞いた中で作成した方がいいんではないか、ということでございました。これらを十分踏まえまして、先ほど説明をいたしましたように、芸術性を高めたものということと同時に、金額も3,０００万円に減額をしたわけでございます。

この3,０００万円の一応考え方でございますけれども、都市計画、いわゆる担当主管課ともいろいろ協議をいたしまして、文化のための１％システムというのが一般的にあるわけでございます。これは、主には公共建築物、建物、それから橋等をつくる場合に、総工事費の１％ぐらいを、そういう後世に残るような芸術性を加味したデザインなり付与をさせたらどうか、と、そういう考え方でございます。

したがって、この3,０００万といいますのは、公園では、じゃあどういうとらえ方をしたらいいのか、ということでいろいろ検討した結果、公園は一つの建物じゃございませんで、土地というものが一つのインフラになりまして、この公共施設が形成されるということであれば、用地取得費の１％というのが妥当ではないかなということで、3,０００万の金額をはじき出したということでございます。

それから３番目の、つくり方でございますけれども、市の一方的なつくり方ということじゃなくて、委員会をつくりまして、委員会でこの作成の方針等を決めまして、作者を選びましてその作者に一応構想を、いわゆる一般的にはコンペといいますけれども、作品を出してもらい

ます。それを、この委員会で検討いたしまして、この選定の方向を出してもらう。この委員会の結論を市長が尊重しまして、作品を決定し発注をする、というふうに考えているわけでございます。

それから３番目の、５,０００万のうちの２,０００万ということでございますけれども、当初から５,０００万を仲田緑地の経費ということで考えたわけでございますので、３,０００万はモニュメントに使い、２,０００万につきましては、今後、南平八丁目の緑地の取得をしなきゃならないし、まだ公園の北川原の用地買収、築造、こういったものを控えているわけでございます。緑化基金の方に２,０００万繰り入れた、というものでございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　部長の説明を聞きました。説明をしていただければ、その説明そのものはよくわかりました。その説明を聞いて理解して、改めてますますこれは必要ないな、というふうな感じを持ったわけでありますけれども、４０億近い事業をやって、それを後世に残す記念を残したい、一番の目的はそこにあるんだ、ということはよくわかったわけであります。

そのことは私もわかるわけで、理解するわけでありますけれども、しかし、だからといってその後世に残すものが平和祈念塔とか、あるいはモニュメントという形のものが、必ずしもベターな方法だとは考えないわけであります。

私は、もし後世に残すというんであるならば、特に、こういう平和祈念塔とか、あるいはモニュメントなんていうのは、一度つくってしまうと、後はほこりをかぶって野ざらしにされる、雨ざらしにされる、というふうな状況にあるわけであります。仏をつくって魂は入れないまんま、ということがよくあるわけでありますけれども、後世に残すということであるならば、血の通う行政を後世にも残すという考え方であるならば、むしろ魂の方を大事にする、そういう考え方に立てば、例えば一つの方法として、せっかく市長が、平和運動に御熱心な市長が、広島から被爆の石を、もし手に入れたとするならば、その石を置いて、その周りに日野市の指定の木であるカシの木を植えるとか、あるいは指定の花である菊の花壇をつくるとか、そして、それはもう絶えず手入れをし、脈々と大きな事業を記念する、そういったものが後世に残せる、そういうふうな、むしろ手法の方が血の通った、しかも何ていうか、情緒豊かな記念として、記念物として残せるんではないか、というふうな気がいたします。そういったことが、いや、どうしてもそれじゃあ物足りないというならば、もういっそのこと、私はそれならば、もう大

きな事業をなさった記念、後世に残る記念として、森田市長が自分のポケットマネーでも出して、森田市長の銅像でも建てた方がまだ気がきいているな、というふうに思うくらいで、中途半端なモニュメントとか祈念塔なんていうのは、決して市民は望んでいない。私はそのように思います。

委員会で十分にいろいろ議論されると思いますので、余り言いませんけれども、（「委員会に任せろ」と呼ぶ者あり）それから、ちょっと戻る、バックする話になりますけれども、この5,０００万の平和祈念塔の提案に関してでありますけれども、今になってみると、例えば芸術性がなかったとか、予算が高かったからとかいうことを言っておりました。

それから、2,０００万の使い道についても仲田緑地の事業だとか南平八丁目の緑政事業にも金が必要なので、というふうなことを言いました。そういう説明だと、ますます納得がいかなくなってくるわけでありまして、そういう必要性があるにもかかわらず5,０００万の平和祈念塔の予算を出してくるなんていうのは、もうとんでもない話だ。改めて怒りを覚えるわけでありまして、その辺のところは、ひとつ、我々議会がストップをかけなかったら、あの予算が通ってたら実施されるところでありました。そうすると、結果として、市民に何が残されるかというと、芸術性のない平和祈念塔が残される。非常に高い経費をかけた祈念塔が残される。そしてまた、仲田緑地の事業費もなくなっちまった、それから南平八丁目の緑政事業にもその分、金がなくなってしまったという、市民にとって大変不幸な結果になるところ、幸い、議会の賢明な指導で、方向づけで、これが取りやめられたわけでありまして、本当に市民にとっては御同慶の至りでありますけれども、こういうふうなことをしばしば繰り返されたんではたまったものではない。

今度のこのモニュメントにしても同じ、しかりであります。ちょっと時間を置いて頭を冷やして見ていただきたい。そうしますと、今回と同じような反省をする材料が出てくるんではないかと思いますので、委員会でじっくりと御審議をいただきたい、というふうに思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　数点お尋ねいたします。

３１ページの文化福祉ゾーンということで、これは、たしか６４プロックのところの田んぼ、田んぼじゃありません。畑をつくるという話だったろうと思うんですけれども、当初予算で約

1,０００万ぐらいですか、お金をかけてやるということなんですが、私の記憶では、具体的にお話を受けなかったので、ちょっとここでお聞きしたいんですが、当初、あそこは、むしろ芝生を植えて、各施設との間の交流を図る広場的な運営を図りたい、というふうなお話を私は受けたような気がしているわけです。しかし、ここでは文化福祉ゾーンということで、畑をつくってあそこでやるという発想になっているわけですけれども、どうして畑に変わってしまったのか。また約1,０００万ぐらいの予算だと思いますが、それをかけてやるという発想の仕方がちょっと私には理解できませんので、そこをお尋ねしたいと思います。

それから、これは本会議で聞くことがふさわしいと思いますので、あえてお尋ねしますが、６３ページの日野駅前の歩行者通行量調査ということで、これは、いわゆる中央線と２０号線の日野駅前の通行人の調査の問題だということなんですが、今のお話ですと、建設省が調査をしたけれども、日野市も独自にまた調査をするんだ、ということで、なぜ2回も調査を同じことを、同じことなのかどうかなんですが、するのかな、ということが一つと、それから、この見通しをどの辺に射程距離を置きながら、建設省の方でも調査をしたということですから、どの辺のめどで、時期的なめどでてき上がっていくのか、というお話であります。

あと、もう1点は、これは前回の本会議でもお尋ねがほかの議員さんからあったかと思いますが、日野本町整備計画策定調査ということで、今、御説明によりますと、住宅都市整備公団の方から３００万の調査費をいただいてやる、というお話があったわけですが、これは、今回の予算委員会の中で仲田緑地の北側の国有地がありますが、あそこに総合体育館をつくることのお話の関連の中で、あそこへ公団を道路沿いにびょうぶを立てたような形で、ずっと建てるような構想の図式のお話がありまして、そのちょっと裏側あたりに下駄履きの、下が総合体育館、上が住宅というふうな構想のお話がありまして、市長の方では、一石三鳥というお話なんですが、そのお話なのかどうか。いよいよ調査費をつけて始まった、この構想の実現に向けての第一歩なんだ、というふうに受け取っていい話なのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから６７ページの第六小学校の外周緑化ということで、これは、一つは、各学校の周辺に地震対策を含めて緑化を進めていく、という計画の一環のお話として、ここで補正予算であえて組まれているわけですが、そのように理解してよろしいのかどうか。

一番最後に、これもやはり補正予算のところで、東光寺地先グラウンド整備ということで、補正予算で今回金額が組まれておりますけれども、これも当初どおりの予定で進んでいる計画

なのかどうか。むしろ計画が早まって、補正を組んで時期的に早まったと理解してよろしいのかどうか。以上をお尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは第１点の文化福祉ゾーンの件でございますが、発想を転換してやったのかということでございますが、当初、確かにおっしゃるとおり盛り土でできておりました。それを石を取り除く、その予算を計上させてもらいました。それで、広場ということでなく、それをもとに、そこにおきまするあの地域の施設が、保育園、幼稚園、それから浄水場、つばさ学園、老人憩いの家、それから学童クラブ、このような六つの施設があります。その施設の共同的な、共同経営的なものということで、村、仮称的なものですが、６４という古い区画整理の時代の名前が出ておりますので、その６４村というような形で、村的意識でお互いにそこを利用し合っていきたい、というような発想から、この福祉文化ゾーンというものが生まれてきて、それの利用ということで、ここにお願いしたわけでございます。それで、それが、ですから当初からそれをとって、盛り土をとって、そしてやるというような発想でありますので、転換ということじゃなかったんですが、それを、その周りの公共施設の管理者あるいは従業員、そうした者が一緒になって、そこの共同的なものをつくっていきたい、そしてできた、一番最初に考えられたのが、それをとって農園的なものでやっていきたいということで、６月初旬にそれをとりまして、いい黒い土が出ましたので、そこに皆さんの合意のもとにサツマを植えて、そして現在に至っているというような状況でございます。

そこで、ここにお願いいたしました報償費から始まりまして需用費、備品費という関係につきましては、これらにかかる費用を追加でお願いしているというような状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　それでは２点目の日野駅前歩行者通行量調査について御説明申し上げます。

御承知のとおり、日野駅前の、いわゆる日野駅中央線のガード下の歩道の拡幅につきましては、この数十年来、懸案事項となり、議会等からもその改修方要請されていたわけです。その中で、昨年来、私たちもそうでございますけれども、今年度に入りまして、議会でも交通対策特別委員会等設置されまして、積極的に、いわゆる建設省に対しまして、日野駅ガード下の歩

道の改修について、陳情あるいは意見書の提出ということで、活動していたわけでございます。したがいまして、建設省の方はそれを受けまして、本年４月２２日に、いわゆる日野駅前の歩道検討調査を行ったわけでございます。歩道検討調査というのは、いわゆる、あの場所において、歩道をどう拡幅するかということで、これは、いわゆる歩道の方法、例えばガードそのものをかけかえるとか、あるいは昔ありました日野駅から入る階段、旧駅の階段ですけれども、それを改造するとか、そういったことの検討をして比較設計を行ったということでございます。

したがって、今回、私たちがやろうといたします交通量調査というのは、それら建設省の方で行った、そういった調査をさらに私たち自身、本来ならば、あの歩道を改修してもらうに当たって、一体どの程度の人たちが日野駅に来たり、あるいは周辺の南側にあります２・２・４号線、あるいは東側の駅前にある２・３・４号線、あるいは甲州街道の２・２・１号線、それから、さらに、東光寺に行く都道がございます。そういった方向に一体人間がどのように流れているか、今の、たしか日野駅前におきます乗降客数は３万9,９９８人でございます。そういった人たちは、一体、バスをおりてからどういった系統でどういったふうな状態で動いているか、ということを知らなければなりません。そうしませんと、これから建設省がせっかくこれだけの３００万の費用をかけて調査し、これから、これを実現するためには、さらに今度は国鉄への問題があるわけでございます。

仮に建設省の方で、いわゆる、ある案を決定した場合、仮定としまして、例えば現在の旧階段を利用し、ＰＣ工法でボックスカルバートで、じゃあ歩道を３メーターにつくるという仮定した場合においても、国鉄に対して、今度底地の用地を提供してもらわなきゃならないわけです。そういった仮定において、国鉄側としても、国鉄さん、これだけ日野駅について人間がこういうふうに入ってくるんですよ、ということを持ってなければ、国鉄を動かすことはなかなかできません。

そういった観点から、今回、この交通量調査をやろういうことで、計上願ったわけでございます。特にバス系統につきましては、皆さん御承知のとおり、日野駅前には７系統ばかりのバスがあるわけでございますけれども、そういった人たちの乗降は、特に重要になってございます。

それから第２点目の・・・。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　委託料、６３ページの今御質問として、日野本町の整備計画策定調査というのを、１００万円計上について質問をいただいておるわけでありまして、これは、かなり大きな今後の事業に展開するもとになる、ということもあるわけでございますので、ちょっと私からお答えをさせていただきたいと思います。

日野市の都市構造といたしまして、日野、豊田、高幡という一つの３極構造が、必然的に今までの発展の経過を保ってきておる、というふうに考えております。その際、高幡はこれから区画整理に取り組み、将来発展の一歩が築かれるわけでありますが、日野の場合は、日野駅の場合は、ちょっと古い時代に、つまり経済成長のまだ中期のころに設計をし、現状の日野市の一つの玄関になっているわけであります。区画整理の当時の駅前広場でありますとか、あるいは線下の道でありますとか、一応できておりますし、今後のまた可能性の拠点になり得るものだ、というふうに思っております。あわせて、甲州街道の多摩川側といいますか、これは東光寺、栄町、新町も含め、あるいは日野本町ほかは、これからの発展にどうしても備えなければならない宿命が存在する、というふうに思っております。そうして、特に日野駅あるいは、その駅と相向かいます。甲州街道を経て向かいます森町の区域、あそこにお住まいの方も、建物を建てるにも違反建築になり、出入りの道路はなく、将来の下水はどうなるのかというふうな、また御心配もあって、非常に悩んでおられます。したがって、もう一遍、日野駅、それから森町、それから多摩川寄りの日野本町、確かに一つには留保地の確保あるいは将来利用、これは、留保の理由に、望ましい都市像を描けというふうにされておりますので、それらのことを、総合的に住宅都市整備公団に相談を問いかけております。

したがいまして、今回は、日野市のおつき合いは１００万円でございますが、整備公団は３００万円を投じ、多分その背景には、また国の補助もあるというふうに聞いております。

そういうことで、日野の将来の発展のために、一定の駅を中心とする多摩川沿いの側を新たな構想を一つ描きたい、こういうことから発しまして、この予算計上をいたしております。

いろいろ御意見も伴うことでございますし、いたしますが、将来のひとつ発展のための基本基礎資料をつくるといいましょうか、そういう意味での提案でございますので、何分とも、御理解をいただきながら、地域の発展の条件整備を考えていこう、このように御理解をお願いしたいところでございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第４点目につきましてお答えいたします。

東光寺の地先のグラウンドの関係でございますけれども、最後の詰めの段階で、問題点が二つあったわけでございます。

一つは、この占用する地域の一部が、明治時代に河川がはんらんをいたしまして、いわゆる建設省が無償で没収といいますか、河川に編入をしたわけでございます。これらの土地が、今度、河川という行政財産でなくなった場合には、旧権利者に無償で返還するという、そういう法律になっているわけでございます。したがって、建設省は、その土地の占用を行う場合には、当該権利者の同意を得なさい、というのが第１点でございます。

それから、新堤防と、新堤防のさらに南側に旧堤防がございます。この旧堤防、その間を現在、建設省が浅川河川の河道掘削をいたしまして、一部埋め立てをしたわけでございます。旧堤防と、その埋め立てをした土地のレベルとの間に、約７０センチから１メーターぐらいの段差がございます。将来、この段差があるままにグラウンドをつくってしまいますと、当分の間、この堤防は取れませんので、年限で言いますと、最低５年から６年、いわゆる廃河川敷になるまではその旧堤防に触れることができない。そういうことになりますと、現在、占用しようとするグラウンドの面積も、若干、大人が野球するには狭いわけでございますので、こういった障害物がありますと、なお野球等に支障がございますので、さらに１メーター近く埋め立てをしなきゃならない、ということでございます。この埋め立ての量といたしましては、２万立米ぐらいの土が必要でございます。かなり膨大な土量でございます。これを市が有償で持ってくるということになりますと、経費からいきましても、それから周辺の搬入の関係からいたしましても、大変なことでございます。これらの問題につきまして、建設省と協議をしてまいりまして、今回、滝合橋上下流の河道掘削を行うわけでございます。この土を、砂利を現在占用しようとする所に運搬をしてもらい、それで約１メーター弱ございますけれども、レベルを上げまして、旧堤とレベルを同じにしたいというふうに考えております。

これらの二つの問題が、一応協議が整いまして、工事着工ということになるわけでございます。

しかしながら、建設省は河川敷の工事をやる場合には、仮に、占用許可はもちろんとるわけでございますけれども、とりましても、雨季には絶対に工事はさせません。いわゆる冬の間だけでございますので、この時期を逃しますと、１年間、この河川敷のグラウンドの利用が先に

いってしまう、ということでございます。それから、さらには、建設省が約１メーター盛りまして、その上に表土を市が搬入をするわけでございます。この計画では、約３０センチ前後の土を入れるわけでございますけれども、これらの搬入にいたしましても、約3,０００立米ぐらいの土が必要になるわけでございます。これを、河道掘削の砂利の搬入が終わり、その搬入路を使うことによって、付近の方の迷惑、お住まいの方の迷惑をかけないで済むわけでございます。

様々な利用がございまして、本来なら当初予算で計上をし施工するのがセオリーではございますけれども、６１年度の予算計上の時点で完全な見通しがつかなかったわけでございます。当初予算の計上を見合わせまして、補正でということで、ただいま申し上げましたいろいろな隘路のクリアーができましたので、６２年度の当初予算を待たず、来年の３月まで完成をし、供用を開始したい、ということで今回の補正になったわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　６７ページの第六小学校の外周緑化に関する御質問でございます。

今年度につきましては、第六小学校の南側ですね、ここを緑化していこうということで、これは、先ほど歳入、企画財政部長の方から予算の説明がございました緑化事業に対する補助金が来るわけでございます。そういうことで、外周の緑化工事を行うものでございます。

それで、この意味につきましては、地震対策も含めているのか、こういう形でございますけれども、当然、これにつきましては、今の南側につきましては、低木あるいは中木を植栽するわけでございますので、その辺も含めている、こういうように御理解していただきたいと思います。以上です。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　やっぱり一言、平和祈念塔の、とは書いてありませんが、小山議員がおやりになりましたが、市長からは、当の提出者からは、何ら御回答がないということで、やはり言っておいた方がいいと思いますので、手を挙げました。

市長は、ことしの３月３１日に、日野市議会議長、黒川重憲様ということで、「さきに提出した議案中、昭和６１年度一般会計予算書（案）及び説明書を、別紙のとおり訂出しますので、よろしくお取り計らいください」という文書を出しました。この文書によって、私どもはこの

当初予算書から都市計画費の公園整備費に関する訂正の手続をとったわけであります。

そころが、それからわずか半年後に、再び今議会に市長は提案をしてまいりました。

よく見てみますと、最初は公園モニュメント括弧恒久平和祈念塔、というふうになっておりましたが、今回は、これがちょっと名称が若干変わって、モニュメントとだけなっております。恒久平和の考え方を捨てられたのかどうかはわかりませんが、市長のこうした態度は、私は、少なくとも議会が当初予算において、市長の申し出に従って訂正の手続をとったわけでありますから、当然、議会の意思を１年ぐらいは、尊重するぐらいの形だけでも態度を見せなければ、議会無視になるのではないかと思います。（「議会軽視だ」と呼ぶ者あり）軽視どころか、私は完全な無視だと思うんですね。市長は、この提案を議会無視だとは思わないのかどうか、お尋ねをいたします。このところ、日野市議会は、森田市長になめられっぱなしという感じが私はいたします。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）助役の今回の２名の条例の改正案の提出とともに、これが成立するかどうかわからないにもかかわらず、助役の同意案件も議案としてきて出している。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市政図書室等にあります議会運営のマニュアルを見てみますと、こうした案件は、当然条例の改正案が成立した後に出すのが当然だということが、どの本を見ても書いてあります。

この一連の市長の議会無視の、私は、動きに対して、やはりここで一言言わないことには、日野市議会の名誉にもかかわることでありますので、この点をお尋ねをいたします。はっきり答えてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の全く意思にないことではございますが、議会に対応いたします御指摘のようなことで、軽視だと思われておるとすれば、まことに遺憾でもあり、不徳のいたすところを省みることになるわけであります。議会の御審議をいただき、議決をいただくことによって、予算の執行する義務が生ずるわけでございますから、よく言われております車の両輪論以上に、議会のそれぞれの御意見を尊重しなければならない、という心構えに全く相違はございません。

それで、具体的な事例として挙げられました二つの事柄と言うべきでありましょうか、当初予算の際に、やや勇み足的なふうにとられた意味が、もう反省せざるを得ないわけでございましたから、御了解をいただく方法によって予備費に回し、そのことによって当初予算の成立を

お認めいただいたことをよく記憶いたしております。そして、当然、予備費に戻入を一時する、ということでありますから、それの処置をなるべく近い議会にしなきゃならない、私は、そのような責任があるというふうに考えておりました。

そこで、一般的に大きな事業を行います際の祈念碑と申しますか、モニュメントに御指摘のとおりの、なるべくむだと言われないような内容を持たせなきゃならない。それで、先ほど小山議員に、企画財政部長からお答えをしたそのことに対しまして、つまり３点の反省をいたしました、ということでありまして、そのことを認めたといいますか、議会からそういうふうに御指摘があった、とこのような考え方で対応をしたということでありまして、そのことに対します反省の誠意も、ひとつお認めをいただければ幸いと思っております。

それから、条例提案、助役の二人制ということにかかわりまして、つまり名前を入れない形の選任議案というのは、確かに不完全議案であるということも、承知いたしております。昨日、代表者会議でもそのような御指摘もいただき、また、考え方も表明させていただきまして、今、審議に付されて付託まで進めていただいておるわけでありまして、両者とも、議会に対します御指摘は、十分反省をしたり、いかに市民に御理解がいただけるかという努力、それにまた先立って議会での対応ということを、手落ちなくと言うと、誠意の披瀝としては不十分かもしれませんが、そういう気持ちで、一に日野市政の正常な運営のため、あるいは日野市の将来の発展のために役立つことをやらせていただこう、ということで進めておりますので、何とぞそのように、意の足りないところはおくみ取りいただきまして、御理解をお願いしたい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　私は、議会軽視とは言ってないんです。軽視を通り越して、無視だということを言っているわけです。

この平和祈念塔ということで、当初提案をされたものは、私どもは、どういう形をして、どのような構造になっているか、全くわからなかったんですが、共産党の議員団ニュースを見ますと形まできちんともう入って、塔の形がきれいに描かれているわけですね。我々は全然知らないものを、ある特定の政党の議員はよくわかっているというようなことで、何か、これは共産党が裏でやっているのではないかな、ということが強く感じられたわけです。と思っておりましたら、昭和６１年、ことしの５月の共産党の機関紙、赤旗に、やっぱりそうだったかな、

という記事が出てます。品川区で、非核平和都市宣言の1周年事業として実施した平和祈念碑建立ということで、言葉が全く同じで、塔が碑に変わっているだけで、日野の場合には、碑を塔に変えたということで、やはりこういうことは、共産党の人がやっぱり熱心に裏で動いていたんだな、ということがよくわかったわけであります。

我々は、平和ということに関しては、皆それぞれ真剣に考えるということでは、いつも異論がないということは言っております。しかし、こういう特定の何か政党や団体、グループと結託をした形で、平和のみのに隠れて公金を支出するということは、いかがかなということで、常に批判をしているわけです。

市長は、この平和祈念塔という言葉を今回削除しておりますが、このモニュメントの建設に当たっては、どのような性格づけを考えておられるのか。つまり平和祈念塔というのは、今申し上げましたように、品川区では、共産党の人が非常に熱心にやっていた、というのがわかったわけですが、今回、それをとった、つまり市長は、共産党との訣別を決意をして、これを提案をしたのが。このモニュメントの性格づけを、ひとつもう一度説明をしていただきたい、そのように思います。

それから、先ほどの私が、議会無視だ、なめられっぱなしだと言った例に一つ引きました助役の選任の件ですが、私は、不完全議案というものが、氏名が入ってないものをすべてそうだからいけない、ということを言っているわけじゃないんです。助役の選任の件については、現在の条例でいけば1名ですから、仮にいろいろ各それぞれの要所の方に御相談をなさって、議会に従来の形で提案をされ、それがたまたま氏名の欄が空白でも、我々は不完全議案ということでやかましくは言いません。しかし、2人を選ぼうという議案を同時に、条例がまだ制定されていないにもかかわらず出してくるということが、これは議会無視だというふうに言っているわけです。

首かしげておられますが、市長も議員をやっておられた。そこの市政図書室にある議会運営のいろいろな手引書をごらんになれば、これはいけませんということが全部に書いてあります。そういう態度が私は議会無視だと言っているわけで、不完全議案だからいけない、ということで言っているわけじゃないんです。不完全議案のウルトラCだから、私は、いけないということを言っているわけです。もし反論があったら言ってください。

このモニュメントの性格と、それから共産党との関係、答えてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　春の議会におきまして、所信表明の中で、ことしは国際平和年に該当する年であります。そこで、毎年、国際何々年と言われる趣旨を、市政にもいろいろ取り入れまして、国際障害者年にはつばさ学園を発想したとか、国際婦人年には婦人センターをとりあえず設けたとか、いろいろそのような施策をこれまでも御理解をいただいてまいっております。ことしは国際平和年でございますので、そのまた国際平和年の自治体にかかわります宣伝都市という、そういう連絡の形もだんだん生まれつつありますが、我が市におきましては、大きな事業を、何かそのことに意義づけたい、このように考えたことを、そういう位置づけで平和公園として位置づけたい、ということを表明いたしております。ここに、ちょっと資料ありませんので、正確な読み上げはできないわけでありますけれども、そのように申し上げております。

それから、そのことの具体化がモニュメント、つまり平和祈念塔というふうに考えましたのが、市民参加の運動があったわけでも、たしかなかったものですから、議会でも御指摘をいただいた、このことの反省はしなければならない、このように考えております。

そこで、何か特定の支持政党の、何ていいますか、一方的な協議のもとに、そういうことは積み上げた、ということは全くございません。あちこちの平和都市宣言を行っているまちで、そのような施策が行われておるということは承知しております。それ以外に申し上げることもないわけでありますが、そういう御指摘のような形で市政を考えるということはございませんので、その点をはっきりと皆さんのすべての御意見を尊重させていただいておる、ということでありますので、御理解をお願いしておきます。

議会軽視、議会無視のことは、ちょっと私にも、なお足りない点はもっと考えて、失言や、それから越権のないようにしなければならない、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　これ以上、あれですので私もそう申し上げませんが、市長には十分、議会の意思というものは市民の意思でもあるわけですから、それをゆめゆめ侵害するようなことのないように、十分に御注意を配慮をしていただきたいと思います。

それから、たまたま私が助役のことを申し上げましたので、ついでに言っておきますが、今まで、慣例として選任の議案の同意をするものについては、いろいろ氏名欄等が空白で出され

てきたわけです。しかし、それは事前にいろいろな議会に対する有形無形の働きかけによってある程度、議会対策ということもあるでしょうが、スムーズに事を運ぶために皆理解を示してきたわけですね。

ところが、今回の場合、いろいろ聞いてみますと、そうしたことも全く行われていない、ということが一つあるわけです。それから、本来ですと、先ほど申し上げましたように、議案ですから、どこのだれかがちゃんとわかるように、どういう方かということが判断できるようなものを、議案として出さなければならないということは、これはもう大原則です。

ですから、こういう機会に、私は議会運営委員会でも申し上げたんですが、できるだけきちんとした完全な議案で、議会事務局でも市長から送られてきた議案については受け取ってもらいたい、ということを申し上げたんです。つまり、もし不完全な議案を事務局で受け付けなくても、また議長が受理されなくても、これは全く市長の長の責任である、ということがきちんといろいろな本を見ますと書いてあります。ですから、いろいろな今までの慣例によって行われてきたことは尊重しなくちゃいけませんが、今回のように、全く助役の件については、我々があずかり知らないところで、市長の胸の中で処理されて、いきなり議案として出てきている、ということについて私は指摘をしたわけです。と同時に、受け付けて、本来いけないものを今までの慣例だからということで、ただ受け取っているということでは、我々は議会の構成メンバーとして、我々が選びました議長さんですから、議長さんに恥をかかせるようなことがあっては絶対いけないわけです。

ですから、こういうものを本来受け取るべきでないということが、もう、一つの考え方として、正当な考え方としてあるということを、こういう機会に申し上げさせていただくわけですが、市長は、条例の改正案が通って初めて追加議案として出してこなくてはいけない助役の選任同意の議案を、同時に送付をしてきているということを、私は議会無視の例として挙げたわけです。ですから、不完全議案の取り扱いと若干関連はしますが、こういう条例改正案が通る前に、選任同意の議案も一緒に抱き合わせて出してくるということは、もう、これは完全に議会無視なんですよ。そのことをよく心しておいていただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終決いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９３号、昭和６１年度日野日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般及び歳出のうち、総務費、予備費、第２表、繰越明許費、第３表、地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち、民生費衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち、農業費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち、教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時５２分休憩

午後４時２７分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第９４号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９４号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,４１１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を３１億6,８３４万6,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、議案の第９４号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,４１１万円をお願いするものでございます。

特別会計予算書の説明書、６、７ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございます。療養給付費交付金繰越金1,２５５万1,０００円、その他の繰越金１５５万9,０００円につきましては、いずれも６０年度よりの繰越金でございまして、合わせまして1,４１１万円を計上いたしました。

次のページの歳出でございます。前回お願いいたしました国保税の改定に伴いまして、国保の運営協議会に御審議を重ねてお願いいたす、というような関係もございまして、会議費に不足を生じてまいりましたので、今回、会議に伴う委員報酬あるいは会議費の補正をお願いするものでございます。

次のページの諸支出金でございます。償還金でございますけれども、退職被保険者等にかかわる交付金が６０年度実績によりまして額の決定がなされましたので、社会保険診療報酬支払い基金へ返還をするというものでございます。以上でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９４号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９５号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第９６号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９５号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出予算それぞれ４億4,８０６万9,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２７億4,1１５万4,０００円とするものであります。

次いで、議案第９６号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ８１２万7,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、３１億3,７０３万5,０００円とするものであります。

以上、２議案の詳細につきましては、それぞれの主管課長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　それでは、日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号の詳細な説明を申し上げます。

まず歳入歳出予算事項別明細書に基づいて説明を申し上げます。

ページ数１８ページ、１９ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。繰入金でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。区画整理管理費に3億6,９２７万1,０００円、それから、高幡区画整理費に３０２万9,０００円を繰り入れていただくものでございます。

次に繰越金でございます。これは前年度の繰越金でございます。7,５７６万9,０００円を計上いたしました。

次に歳出でございます。22ページ、23ページでございます。一般管理費の委託料でございます。

これは、万願寺の埋蔵文化財調査費として事業が多少延びましたので約6,４００平米相当分の調査費が不足となりましたので、ここで計上させていただきました。7,５７５万3,０００円でございます。それから、用地取得費でございます。これは豊田南区画整理事業の用地費として2,５５3.３４平米購入するものでございます。当初予算で４９7.８１平米計上しておりますので、総体で3,０５1.１５平米、今年度購入するものでございます。

次に２４ページ、２５ページ、万願寺区画整理費でございますけれども、区画整理総務費、賃金でございます。事業も最盛期になってまいりまして、道路水路等ができてまいりました。これらの保守管理のため臨時職員を雇うための補正をお願いするものでございます。当初予算で７０人分見込んでおりますけれども、今回、５０人を追加させていただきたい、ということでございます。

それから、事業費でございます。工事請負費、実施設計に伴いまして多少延長が延びました。それから、そういう関係でその不足分をここで補正をさせていただく。距離にいたしまして５８０メーターが当初の予定よりふえております。

それから、次のページ、高幡区画整理費でございますけれども、これは５月１日付で職員１名増員になっております。その職員の給料等でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（黒川重憲君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　それでは、日野市下水道事業特別会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ８１２万7,０００円でございます。

３６ページ、３７ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては前年度からの繰越金８１２万7,０００円でございます。

３８ページ、３９ページでございます。下水道総務費でございますが、この中の１３節の委託料４５４万5,０００円でございますが、下水道使用料の収納事務の委託金ということで、当初予算概算で組みましたが、今回、この確定がなされましたので４５４万5,０００円減額するものでございます。管きょ管理費でございますが、需用費、１３の委託料でございますが、これは、それぞれ樋管の修繕でございます。先般の検査によりまして河川管理者の方からいろいろ指示がありましたので、これに基づきまして修繕を行うものでございます。それから、目の３の処理場費でございますが委託料の４５４万7,０００円でございます。汚泥の脱水ケーキの搬出委託料、これが当初単価では、単価になかなか、前年に対しまして単価が非常に値上がりしております。そんなことで、予算に不足を生じますの、で４５４万7,０００円補正させていただきました。

次の４０ページ、４１ページでございます。管きょ建設費でございます。６２０万円、これ

は、それぞれ多摩市あるいに八王子市の公共下水道の建設負担金でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９５号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）議案第９６号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第９７号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９７号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議会は、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億8,９４５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,890万6,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　それでは議案第９７号、日野市受託水道事業の特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

総括につきましては、提案理由といたしまして市長の方から御説明があったとおりでございます。

まず歳入に入っていきたいと思います。４８、４９ページでございます。お開き願いたいと思います。水道事業の委託金でありますが、これは１億9,３９９万5,０００円の増であります。

これは、歳出に必要な経善を都から委託金として送付してくるものでございます。

次に50、51ページの諸収入でございますが、今、下水道課長からも説明がございましたが、下水道の使用料徴収委託を水道でやっております。これを精算いたしましたところ、昭和60年度におきまして超過負担をお願いしておりましたので、今言いました454万5,000円を市の方に返していただくことでございます。

歳出でございますが、水道管理費といたしまして、52、53ページでございます。2,645万3,000円の増で、その内容は、目1の浄水費で660万円の増、需用費のところ、説明欄でございますが、300万円、これは三沢浄水場の自家発の部屋の内部改装に要する費用でございます。節の委託料でございますが、これは360万円の増でございます。工業計器といたしまして110万円、これは水計とか流量計等でございます。それと自家発のぐあいが少々悪うございますので、これに対しての点検を要する費要250万円でございます。目2の配水費は610万円の増で、市といたしまして、京王七生平山台の高地区配水池ののりが、昨年の7月1日の大雨で被害を受けて、御報告申し上げたところでございますが、これは復旧は終わっておりますけれども、今後とも、こののりが、どのような移動ぐあいであるか、これを調査いたしたい。これに要する費用として320万円でございます。また、こののりが被害を受けたとき、ガス管に影響があって、第2次の被害を起こしてはならないということで、ガス管の修理をいたしてもらいましたので、この復旧費が152万7,000円でございます。また、都といたしましては、多摩平浄水場に将来は5,000立方メートルの配水池を計画いたしております。この前段といたしまして、多摩平浄水場の一番東側の650立方メートルの配水池をここで解体する、という計画を立てております。これの解体設計料が60万円等でございます。節15の工事請負費でございますが、1,354万3,000円の増で、これは既定計画を変更した結果でございます。目5の業務費は説明欄にあるとおりでございまして、特に申し上げることはございません。

次に建設改良費でございますが、54、55ページでございます。1億6,299万7,000円の増であります。これは水道改良に要する費用で、節13の委託料159万7,000円は、多摩平浄水場の建築に伴う工事管理費であります。15の工事請負費1億3,940万円の増で、その主な理由といたしましては、万願寺区画整理利用地域内の工事が非常に順調に伸びております。当初、約2,000メートルの布設を計画いたしましたが、これが4,300メートル工事

ができる予定でございます。この工事量の増によるものでございます。それ等でございまして、それと、備品といたしましては、メーターの購入費等でございます。以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９７号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９８号、市道路線の一部廃止、議案第９９号、市道路線の廃止、議案第100号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９８号、市道路線の一部廃止について提案理由を申し上げます。

本議案は、市道中万願寺４号線ほか２路線を他の道路区域に編入する等のため、道路法第10条第３項の規定に基づき一部廃止するものであります。

議案第９９号、市道路線の廃止について提案理由を申し上げます。

本議案は、市道中島１号線ほか８路線の現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、道路法第１０条第３項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第１００号、市道路線の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野９２号線及び日野９３号線を道路法第８条第２項の規定に基づき、新たに市道認定するものであります。

以上の３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議の

ほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　ただいま提案されました３議案につきまして逐次御説明してまいりたいと思います。

議案第９８号でございますが、市道路線の一部廃止でございますけれども、３路線の廃止をお願いするものでございます。その３路線につきましては、一部廃止の理由にございますように、１番につきましては日野９２号線の道路区域に編入する、とこういうことです。それから、２、３号につきましては、現況が廃滅している、とこういうことでございます。詳しくは別表の２ページにつきましては１番、それから、２番につきましては３ページ、それから、３番につきましては４ページ、それぞれ凡例によりまして図示されている所でございます。

次に議案第９９号でございます。市道路線の廃止でございますけれども、これにつきましては、整理番号の１から６まで、中島１号線から後畑３号線までございますけれども、これにつきましては３ページに凡例によりまして図示している所でございます。ほとんどが京王線の軌道内あるいは車庫地になっている箇所でございます。それから、７号、８号、９号でございますけれども、これにつきましては４ページに凡例によりまして図示している所でございます。いずれも現況が廃滅している、こういうことで廃止をお願いするものでございます。

次に議案第１００号でございますけれども、市道路線の認定でございます。２路線につきまして認定をお願いする。１、２につきましては、認定の理由にございますように、開発行為の完了に伴います帰属のためでございます。２ページに、凡例によりまして路線が表示してございます。それらを認定していただくものでございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９８号、市道路線の一部廃止、議案第９９号、市道路線の廃止、議案第１００号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第１０１号、日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結、議案第１０２号、（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結、議案第１０３号、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結、議案第１０４号、（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結、議案第１０５号、向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結、議案第１０６号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは、ただいま上程されました議案第１０１号から１０６号にわたりまして、それぞれ提案理由を説明いたします。

議案第１０１号、日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市多摩平浄水場改造建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案をするものであります。

入札の結果、２億6,３５０万円で、浅野工事・東京建設興業建設共同企業体が落札いたしております。

議案第１０２号、（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結について提案の理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、９億1,５００万円で、清水建設・清水組建設共同企業体が落札いたしております。

議案第１０３号、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結について。本議案は、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結をするもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億6,３００万円で、東邦電気興業株式会社が落札いたしております。

議案第１０４号、（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について提案の理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、３億4,５００万円で、ナミレイ株式会社が落札いたしております。

議案第１０５号、向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、向川原団地市営住宅建替建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、３億3,５００万円で、西武建設・青木建設工業建設共同企業体が落札いたしております。

議案第１０６号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事の請負契約のうち、工期を昭和６２年５月３０日までに変更するものであります。

以上の７議案につきまして、それぞれ詳細につき、担当部長に説明いたさせますので、よろ

しく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、逐次御説明申し上げます。

議案第１０１号、日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約でございます。

これにつきましては、まず入札までの経過でございますが、６１年７月１８日に指名委員会を設けまして、そして指名で、ここでＪＶ――ジョイントベンチャーの方式で実施するということで、これの編成説明会を７月２５日に行い、７月３０日にＪＶの届け出を完了いたしました。そして現場説明を８月１日、入札を８月１３日でございます。そして表題のとおり２億6,３５０万円で、浅野工事・東京建設興業建設共同体が落札いたしました。指名競争入札でございます。

相手方の住所は、東京都中央区日本橋本町四丁目２番地、浅野工事株式会社、代表取締役社長、中島悌一と締結をするものでございます。

工事内容につきましては、３ページにございます。鉄筋コンクリートづくりの地下１階、地上２階建てでございます。敷地面積5,３７８.８９平米に対しまして、建築面積５３５.３４平米、延べ床面積におきましては1,５３０平米で、地上２階、地下１階の建物でございます。

続きまして１０２号議案でございます。（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結でございます。

入札の状況でございますが、指名委員会を８月８日に持ちまして、やはりジョイントベンチャーで行うことになりました。

そして説明会を8月9日、届け出を8月14日、現場説明、8月15日、入札を8月26日に執行いたしました。

その結果、表題のとおり９億1,５００万円で清水建設並びに清水組建設共同企業体が落札いたしました。指名競争入札でございます。

相手方の住所は、東京都中央区京橋二丁目１６番１号、清水建設株式会社、代表取締役、吉野照蔵でございます。

３ページの工事概要につきましては、鉄筋コンクリートづくりで地下１階、地上４階建てでございます。中に生活センター、それから保健相談センター、そしてプールというような工事内容でございます。延べ面積にいたしまして4,９８８.１８４平米でございます。あと、各階につきましてはそこに記録されているとおりでございます。

続きまして１０３号議案でございます。第１０３号議案、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結でございます。

指名委員会を８月８日に実施いたしまして、現場説明を８月１５日、入札を８月２６日に執行させてもらいました。

その結果、表題のとおり１億6,３００万で東邦電気工業株式会社が落札いたしました。指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から６３年１月３０日まで。

相手方の住所は、東京都渋谷区恵比寿一丁目１９番２３号、東邦電気工業株式会社、取締役社長、江口鉦三郎でございます。

工事内容につきましては、３ページにございますとおり、受変電設備、３相の３線で３７５ＫＶＡでございます。トランスの容量でございます。あと自家発電設備でございます。それから、電気設備。４ページにおきましては、放送設備、インターホン設備、テレビ共聴設備、電気時計設備、火災報知設備。５ページにいきまして、自動閉鎖設備、消火器設備、避雷針設備等が含まれております。

続きまして議案第１０４号でございます。やはり同じく（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事の請負契約の締結でございます。

これも、８月８日に指名委員会を開きまして、現場説明が８月１５日、入札を８月２６日に実施したものでございます。

その結果、ナミレイ株式会社が３億4,５００万円で落札いたしました。指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から６３年１月３０日まで、相手方の住所は、大阪市北区中之島三丁目２番４号、ナミレイ株式会社、代表取締役社長、松浦幸男でございます。

工事の内容につきましては、３ページにございます。給排水衛生設備、それから、給湯設備。４ページにおきましては、空気調和設備、熱源機器として都市ガスを使用したものでございます。以上で、それらの設備を工事するものでございます。

続きまして議案第１０５号の議案でございます。向川原市営住宅建替建設工事請負契約の締結でございます。

これにつきましては、指名委員会を７月２９日に持ちまして、そして、ジョイントベンチャー方式でございます。８月９日に説明会を、ジョイントベンチャーの説明会をいたしまして、届け出を８月１４日、現場説明、８月１５日、入札を８月２６日ということで、入札を執行さ

せてもらいました。

その結果、表題のとおり３億3,５００万円で、指名競争入札で、西武建設・青木建設工業建設共同企業体が落札をいたしました。工期につきましては、契約の翌日から６２年５月３０日まで、相手方の住所は、東京都豊島区南池袋一丁目１６番１５号、西武建設株式会社、代表取締役、浜木悦二郎でございます。

工事の内容につきましては３ページにございますとおり、これは、プレキャストコンクリートづくりの工法でございます。４階建てで２棟、１棟が２４戸、全棟で４８戸の建物でございます。

附帯工事といたしましては、ポンプ室、自転車置き場、外構整備一式でございます。

続きまして議案第１０６号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更でございます。

これは、すでに昭和５９年１０月６日から３年計画で、６２年３月３１日までという工期のもとに、現在着工しておるわけでございます。完成に向かっておるわけでございますが、そこにもございますとおり、変更理由といたしまして、ごみ焼却の際に発生するダストの処理方法で、東京都担当局との協議の決定に時間がかかったということで、先ほど、補正予算で繰越明許費で、この金額が提案されましたのでございますが、それに基づきまして、工期の延期を２カ月、６２年３月３１日から６２年５月３０日まで、ということで変更の訂正をさせてもらうために、提案した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　ちょっと単純なことなんですけれども、１点は、この日野市の生活・保健センターの建築工事の、これは、ほかの何か保健というか、こういうプロジェクトなり医師会等でいろんな御検討されたと思うんですが、議会に対しては、何か、こういう従前に、こういう構想で、こうだという資料を、私も不勉強なんで、いただいたかどうか、説明を受けたかどうかというが１点。

それから、いま１点は、今度の契約案件で、特に生活・保健相談センターの分離発注だからですけれども、トータルすると１４億2,３００万ですか、このくらいの金額になるのに、１回で、これは何か落札されたか。その２点です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　生活・保健相談センターにつきましては、この件で、契約工事の内容につきましては、担当の建設部からは、説明はなかったと思います。ただ、今までの予算の説明、そうした中で企画の方で大体のアウトラインについては御説明して、こういうものを建てるという方向のものについては説明があった。それが１点。

それから、分離発注でございます。その分離発注でございますが、この２ページのところでお願いいたしますが、第１回の入札で落札いたしました。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　これは、確かにここまで来ちゃってるのに、何かちょっと申し上げにくいんですが、これだけの予算が伴うのに、ある程度議会に全協等で、いわゆる発注する前なり、少なくとも何ていうか、１年ぐらい前なり、半年、少なくとも基本設計ができた段階に、かなり議会に詳細説明があることの方が、私は当然ではなかろうか。これは、もちろん意見になるかもしらんけれども、総務委員会に我が方の小山委員長がいられ、ベテランが座っているので、十分審議をしていただきたい、ということを要望しておきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　ただいまの石坂議員の質問と大いに関連をするわけですが、１０２号、生活・保健相談センターというふうに名前が変わっているわけですが、これで３点ほどお伺いをします。

まず名前の問題ですが、当初、たしか生活・保健センターというふうに私どもは伺いました。私どもは、日野市の行政の中では、よくこういうことが行われるんですね。一番初めに説明をしたときと、途中と、できたときと名前が変わっちゃうということがよくあるんですが、実は、今も仲田広場といいますか公園ですか、あそこがどういうふうになるか、私は非常に関心を持っているところなんですが、この生活・保健相談センターになった、この相談がついたということは、どういう意味合いなのかということ、ひとつ教えてください。これが１点。

それから次に、これは、かつて私も質問したことがあるんですが、関係団体、つまり医師会歯科医師会あるいは薬剤師会、こういったこのセンターを根城としていろいろ市民のための保健活動をするであろう団体との連携が、十分にとれていないのではないかな、ということを聞いていたわけです。そして、その結論といいますか、こういう形であればいいよ、というふう

な合意といいますか、各関係団体も協力しますよ、というふうな合意がとれた上で、この発注工事に移られたのかどうか、ということを２点目として確認をしたいと思います。というのは当初、各団体の方々がかなり強い意見で、余り自分勝手に行政サイドで進めるんだったらば協力はしませんよ、というようなことまで、ある会合で、私がいる会合で、そういう強い意見を言われた委員さんもいらっしゃいましたので、その辺を踏まえての説明をいただきたいと思います。

それから、３点目は、温水プールですね、これも非常に問題になっているところなんですけれども、一体、リハビリ用、いわゆるリハビリ用としての温水プールとしておつくりになるのか、それともレジャー用といいますか、そういうふうな形のプールなのか、この性格を教えていただきたい。

以上、３点をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず第１点目の、名称の中に相談が入った理由でございますけれども、これは、かねてから説明をしておりますけれども、防衛庁の補助金を予定しております。防衛庁の補助金の基準の中に、この相談センターという一つのメニューがございまして、この施行の段階で、補助金の申請その他でこの相談という名称を使っていただきたいということで、途中からこの相談が入ったということでございます。

２番目の医師会等との関係でございますけれども、これも以前の議会でのやりとりもございますけれども、私ども、庁舎内の職員でのプロジェクトチームのまとめの段階、それから、基本設計ができた段階、節目、節目で医師会等と協議をいたしまして、内容的に意見の食い違いはございません。ただ、指摘がございましたのは、温水プールでございます。この温水プールについて不必要ということではなく、リハビリということでやる場合、非常に運用が難しい。かなり計画なり、それから、運用を詰めてやらないと大変なことになるよ、そういう御指導をいただいたわけでございます。現時点では、その後、医師会との協議を進めてきたわけでございますけれども、その合意書をとるというような、そういうことではございませんけれども、内容的には一致しているのでございます。

それから、温水プールでございます。これは当初からリハビリと、それから健康増進のため

の中間的なプールである、というふうに説明をしてまいりました。また、そのように準備をしてきたわけでございます。

今、この温水プールにつきまして、財源の問題で東京都と協議中でございます。と申しますのは、生活文化局の所管で、スポーツ施設に対する補助金の制度があるわけでございます。通常のスポーツ施設になりますと、補助対象になるというものでございます。この辺の問題がございまして、今、考えておりますプールは、第一段階、ここで着工するものにつきましては、リハビリの機能は当面つけないで、中高齢者を対象にした健康増進のためのプールに近づけた、そういう形態になっております。将来、リハビリをここで行うという場合には、若干追加工事等行えばできるような、そういう配慮をしたもので考えております。

この温水プールについては、さらに通産省のソーラーシステムの補助金のメニューもございまして、今その交渉をしているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　最初の名称の変更が、仮称ですけれども、このことについては、今、防衛庁の補助金をとるにはこうした方が、というふうな説明でしたね。これは、当初からわかっていたんじゃないんですか、企画をする段階で。初めは、じゃあ市長は防衛庁の補助金なんか要らない、あえて生活・保健センターでいいじゃないか、というふうなお考えだったんでしょうかね。それとも、当初、わからなくて、いろいろやっているうちにようやくわかって、こういう名前になった、ということなんでしょうか。もう一度教えてください。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

確かに防衛庁と協議の中で、この相談という名称は入っていることはもちろん承知をしておりました。私ども、事務手続の中で、防衛庁に対して、この相談という名称を使うことによって補助金がいただけるなら、そのようなことで事務を進めるわけでございますけれども、関連の手続に、この名称を入れてほしいというような防衛庁の指導もございまして、途中から入れたというものでございます。

それでは、じゃあ、これからこの設置条例をつくる場合に、この相談を入れるか、ということにまずなるわけでございますけれども、この点につきましては、まだ結論が出ておりません。防衛庁の方に、この相談を削除して、当初、市が考えておりました生活・保健センターの名称

でできないかどうか、現在、交渉中でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　どういう名前でも別にいいんですけれども、結局、私ども、いろいろ審議をする過程で、途中で内容が変わってしまったり、いろんなことがあるというのが一番困るわけですよね。どういう内容のものができるぞ、ということで始めたんならば、それでずっと通してほしいなと思うわけで、それで申し上げているわけです。ぜひ、この辺は委員会の中で十分御審議をいただきたい、今後のこともありますのでお願いをいたします。

それから、関係団体との連携について医師会等との連携はとれている、文書の約束まではないけれども、大丈夫だ、というお話でした。もう一度確認をしますけれども、これはできたけれども、例えば予防接種だとか、いろんなお医者さんがお使いになるだろう、というところはたくさんあるわけですけれども、そういうところも含めて、医師会の方々等が、関係ありませんよなんて言われることは、絶対ないですね。確約をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

基本設計の段階で協議してございますので、そのような事態は考えておりません。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　それから、プールですね。結局、これがもう一番の問題であったと思うんですね。初めから、恐らく今説明があったような、保健増進、中高年者の健康増進用のプールといいますか、リハビリ用ではなくて、そういうふうなものしかないだろうな、というような感じがしたわけですね。そういう中で、あえて当初、初めのころの説明というのは、リハビリも含めたといいますか、中間的なものとして考えている、というふうな、非常に耳ざわりはいいんですけれども、実際に運営をするには難しいだろうな、と思われるような説明をずっと通してこられた。最終的に、ここまで来て、しかも質問を受けて、初めてそういうふうになりました、というお答えが来るわけですね。これは非常に重要な問題だと思うんですね。温水プールができる、周りの人たちはどういう内容のものができるのか、ということを聞きたいんです。しかしながら、先ほどの石坂議員の質問にもありましたように、一番基本的な問題で、議員各位にも、こういうふうな形ですよ、それで契約をして建物ができるんですよ、というようなものもない。非常に不安だと思うんですね。

今後、こういうことについて、かなり基本的な問題だと思うので、こういう契約等の前には、どういう内容に具体的になってきたのか、過去の説明とは、こういう点が変わってきたぞ、ということは、事前にぜひ教えていただきたいというふうに申し上げておきます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君。

○１１番（川嶋　博君）　２点ほど確認したいと思います。

総務委員ではないので、これをいたしますが、この生活・保健相談センターの敷地内に、現在、婦人センターがございます。この婦人センターとの関係はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

あと２点ですが、立派な建物の中にいろいろと各部屋もあるし、いろいろな医療の関係も入りますが、什器関係がこの予算の、契約予算の中にのっているのかどうか、もし、のっていなかったら、あれですね、また数千万円の予算化が必要ではないか、とこう思いますが、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

第１点目の婦人センターの件でございますけれども、婦人センターは、現在独立した建物に入っておりまして、直接この生活・保健相談センターには関係はございません。

それから、２点目の備品の関係でございますけれども、来年度の予算に計上する予定でおります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　地域保健協議会が以前出しました要望では、保健センターというものを市でも早くつくるべきだ、中に医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体の事務局のようなものも置いて、総合的な市民の健康管理に当たっていく、ということで提言がなされておりました。

今回のものは、それとは全くほど遠いもので性格も異なると思うんですが、市長は、市民が、例えば人間ドック等に行って自分の健康の総合的なチェックを受けたいと思う場合には、日野ではなかなかそれができないわけです。市長は、毎年１回定期的に市外に行って、ちゃんと自分の健康だけは万全を期しておられますが、市民はそうしたことが、なかなかお勤めをお持ち

の方等はできにくい状態にあるわけです。

地域保健協議会の提言等、答申等踏まえて、今後、日野市にそうしたコンピューター等導入した、高度医療機器を備えた市民の健康を守るための、府中等が持っておりますような、健康センター等つくる考えがおありかどうか、この議案に関連いたしますので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、着工いたします生活・保健センター、先ほど、保健相談という言葉も、財源確保ということもございまして、しばらく用いることになるかもしれませんが、地域保健協議会の提案、これからスタートしている、そういう流れにあることは間違いないわけであります。ただ、日野市は、市立病院を持っておりますので、つまり医療機関は市立病院で本来担当するのが適当だ、というふうになりますので、この場所には、むしろ保健、いわゆる文字どおりの健康を保つためのいろいろな行政施策もございますし、市民みずから努めていただく、そういう分野もあってほしいというふうに考えております。

そこで、今御質問の人間ドック的機能は、ここでは行わない、ということは早くから明らかにしているわけでございまして、人間ドック機能は、ぜひ遠くないうちに、市立病院で何らかの対応をする考え方でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終決いたします。

本６件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１０１号、日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結、議案第１０２号、（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結、議案第１０３号、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結、議案第１０４号、（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結、議案第１０５号、向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結、議案第１０６号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより報告第３号、昭和６０年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第３号、昭和６０年度日野市土地開発公社決算の報告について申し上げます。

本報告は、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、昭和６０年度日野市土地開発公社決算を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、報告第３号、昭和６０年度日野市土地開発公社決算の報告について申し上げます。

決算書の１ページでございますが、これは６０年度の事業報告でございます。このような形で取得と、それから処分をした結果が、ここに立派に大きな金額が出ております。

それでは、４ページ、５ページでございますけれども、昭和６０年度に、これは取得いたしました用地でございます。合計いたしまして１３件で9,７８5.２７平米、１０億7,０３１万6,０１５円の金額でございます。

次に、６ページ、７ページでございます。これは昭和６０年度におきまして公社が処分した用地でございます。御承知のように、１から２２までありまして、大体ほとんどが日野市に処分したものでございます。２２件、面積で５万7,８１８.７７平米で、３９億7,520万2,421円でございます。

次に、８ページ、９ページでございますが、収入でございます。事業収益といたしまして用地の処分代金で３９億7,５２０万2,４２１円、借入金につきましては、長期借入金明細書が26ページから３１ページに明細が出ております。そして、そのうち２６ページから３１ページでございますが、ここに借り入れられました１２億につきましては、一番最後の３０ページ、31ページのナンバー３、一番上からです。これが当年度６０年度のものでございます。これが借入金で出ております。それから、事業外収益といたしまして、受取利息で市から利子補給をされた分の合計が２億6,９９８万6,７２１円ということでございます。これは今、９ページでご

ございます。収入合計は５４億6,６４１万2,８３２円になります。

支出、出費につきましては、続いてのページ、１０ページ、１１ページでございます。土地取得費といたしまして１０億7,２７７万３０３円でございます。造成費におきましては８億3,６０７万3,０００円、事業費の合計は１９億８８４万3,３０３円になります。次の、販売費及び一般管理費につきましては、土地開発公社の必要経費でございます。

次、それから事業外費用にいたしましては、借入金償還金がございます。２６ページから30ページでございます。この明細に長期借入金明細書というのでここに出ております。長期借入金、６０年度に償還しました２９件でございます。次の、支払利息につきましては、借入金明細書にございます６０年度分の利息で、合計２億5,６２５万９０５円になります。

それから、ページを飛びまして、１８ページから２１ページまででございます。公有用地明細書でございます。３７件で、面積は５万3,０４９.８８平米で、金額にいたしまして３６億2,５１４万3,３３７円の公有用地でございます。

以上、雑駁でございますが、報告にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　土地開発公社の問題で、私がたびたびいろいろな問題について指摘をしてまいったわけでありますけれども、一番最終的な問題として、擁壁のやり直し工事のことについて、これも問題を追及してきたわけでありますけれども、この決算に当たりまして、この件についても、市長の最終的な責任といいますか、というものを求めたい、というふうに思うわけであります。

いわゆる、三方一両損ということで政治的な決着を図った。私は議論の蒸し返しをするつもりはありません。市が5,６００万でしたか、のやり直しの費用負担をしなきゃならないという、そういう立場にあるということであるならば、それはそれとして、やむを得ないとして、政治的決着をしたなら、政治的責任を明確に示してほしいし、これは市民の立場からの考えであります。細かい、なぜどうだとか、どこに責任がどうだ、というふうな議論はするつもりはありませんけれども、最終的に市民の税金が行政ミスによって5,６００万というむだな使い方をされたということについては、やはり森田市長の、それに対する責任というものをきちんと示し、そして、この決算の最終的なけりをつける、というふうなことが大事ではないかというふうに思います。

この問題について、市長の責任をとる意思というものが明確に出ておりませんので、いろんな問題があったにせよ、とにかく、そういうこの税金の結果的にむだ遣いになった、ということについての、市長としての責任をはっきりと、ひとつ示していただきたい。決算期に当たって、強くそのことを望むわけでありますけれども、市長の考えを述べていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市土地開発公社は、御承知のとおり、公共事業のために必要とする用地を先行取得をし、市の行政発展に寄与する、こういう性格の機関でございます。それで、組織上は助役が理事長を担当し、庁内の幹部職員が理事になるなりして、成り立っておるわけでございますが、もちろん、その総括的監督責任は市長にある、というふうに私自身も感じております。たまたま、都立高校を誘致する際に、用地の造成まで土地開発公社が引き受けたということは、過大な仕事を引き受けたとも言えるわけでありまして、しかし、これは日野市の日野市民の求める高校の誘致のために、また必要な手段であった、とこのように考えております。

そうして、その取得と造成に当たりましては、理事長、亡くなった赤松助役を初めとして、非常に努力をしてまいりました結果、目的は達成されておりますし、たまたま、その造成工事の仕上げの段階で、擁壁の膨らみという、ちょっと信じられないミスを起こして、そのために経費をある程度必要とした、こういう経過でございます。

その内容を分析してみますと、まさに設計ミスでもあり施工ミスでもあり、また、それを監督をした技術ミスもないわけではないわけでありまして、私は、監督者としての立場から、これをなるべく容認される範囲の処理を行って解決に寄与したい、こう考えました。そこで、御承知のとおりの、それぞれの責任のある設計者、施工者、そうしてまた技術的な任務を担当した市の組織ということで、責任の分かち合いを感じた、とこういうことでございます。

その際に、確かに帰属するのは、資金も、その利益は市民に喜んでもらうということでございますし、それから、その処理としては、私はミスの中であっても容認される範囲でいただけるものだ、とこう考えております。

したがいまして、本来ならば、理事長以下のある程度の叱責もしなきゃなりませんが、これは努力に免じて、気持ちの上で、そういうふうに十分反省をさせた、ということでございます。

私自身も、また容認をされる範囲であっても、今後、二度とこういうことを繰り返さないようにという戒めを持って、一応の責任の感じ方というふうにさせていただいた、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　市長独特の責任論といいますか、の展開であります。理事長以下について、努力に免じて、反省ということでよし、という形でありますけれども、しかし、市長の場合は、今度のこの政治的、いわゆる三方一両損という解決は、いわば政治解決でありますから、市長も、いわゆる助役以下の皆さんと同様に、気持ちの上で反省をしましたということだけでは、私は、市長自身は容認される範囲というふうに申し上げておりますけれども、市民の立場から立ちますと、もちろん高校は誘致できたということの喜び、恩恵というものは、これはもちろん高く評価されるわけでありますけれども、しかし、一方においての行政執行のあり方、そのことについて、いろんな意味で、今度の都立高校誘致については反省する材料がたくさんあるわけでありますけれども、各部署で反省をし、戒めているということは、これはもう当然のことであります。

しかし、市長はそれだけでは済まされないんだ、というふうに私は思うわけであります。したがって、この政治的解決、これは本来、公社の問題ですから、理事長の責任において事をなすべき問題であったかもしれませんが、その理事長でも、解決することのできない大きな問題になってきたというぐらいの問題でありますから、したがって、市長自身が乗り込んで、総括責任者としての立場から、政治的な解決を図ったということでありますから、市長自身が、その三方一両損の案を示してやらざるを得なかった、というところに、また問題の大きさもあるわけであります。

この五千数百万という金額、簡単に見過ごしてはいけないことでありますから、そういう意味で、市長がもう少し責任感があるならば、私は何も過分な自己譴責をしろと申し上げているわけではないんです。責任の一片でも、言葉だけではなくて、たとえ報酬の１カ月の１００分の１でもいいから、減給するぐらいの、そういう責任感、そういったものを市の職員に対しても、あるいは市民に対しても、ぜひ示していただきたい、このように思うわけであります。そのことが、職員に対する市長の信頼感、あるいは市民の信頼感、というものを回復する有効な手だてだ、というふうに思うわけでありまして、今の森田市長に求められるのは、その責任の

一片でもいいからとってほしい、報酬の１００分の１でもいい。それができないなら、1,000分の１でもいいんです。ただ言葉だけでは済まされない、というふうに私は思うので、どうか市長、そういう意味で、今度の都立高校の誘致、この事業が立派な業績であった、という評価をいただくためにも、やはり正すべきところは正し、反省すべきところは反省する、自己に対する厳しい責任のとり方を示していただくならば、さらにその評価が私は高まると思うんです。

そういう意味で、せっかくの立派な事業をされたわけですから、森田市長、どうかひとつ1,０００分の１でも結構です、報酬の１カ月の1,０００分の１でもいいから、減給するぐらいの、そういう責任のとり方はできないでしょうか。このことを、あえてまた、どうですかと聞くのもやぼでありますので、どうか、ひとつこの年度内にでも、森田市長みずからが、この問題について有終の美を飾る意味においても、この報酬の1,０００分の１でもいいから減給するという、そのぐらいのひとつ責任のとり方をぜひ示していただきたい。

そのことを強く期待して質問を終わらせていただきます。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　ちょっと今のことで、この決算書を私、見て、よく、今小山議員が指摘をした点がどこに出ているのか、公社の決算書ですから、私どもに、読み取り方に、私に問題があるのかもわかりませんけれども、どこにそれが出ているのか、ちょっと教えていただきたいんです。

つまり、工事代金については、見積もりが１億6,８００万円、ところが、契約したときは１億3,５００万円でしたから、市の負担が３分の１になるのか、約５割近くになってくるのか、ということで議論がいろいろ分かれたわけです。結局は、市は工事代金を、この擁壁のやり直し工事で、鹿島建設に8,４３８万円支払っております。これで工事が完了をしたわけです。その後に、日本技術開発から2,７７１万円を市は受け取っておりますから、結果的に市が負担をした金額は、5,６６７万円ということになるわけです。

赤松理事長は、この工事代金はどうするんだということをお聞きしましたら、土地開発公社の余剰金が、つまり利益がたくさんあるから、その１０億円程度の中から取り崩して支払う、ということを答弁しておりました。つまり、所有をしている土地の、何ですか、地代といいますか、使用料の積み立て等から充てる、という意味だったと思いますが、今の一連の事柄が、この決算書のどこに書いてあるのか、ちょっと私、わからないんですが、御説明をお願いした

いと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答え申し上げます。

それでは、最初に鹿島建設に8,４３８万円で工事を請け負わせました追加工事、これはどこにあるのか、ということでございますが、これは支出でございまして、ページの１４ページでございます。工事請負費でここに7億9,９１８万円、この中でございます。決算額の中でございます。そして、今度は、日本技術から2,７７１万4,０００円ですか、これが収入の方で入ってきております。それは前ページの、収入の１３ページでございます。一番下段の欄の、その他雑収入の2,７８７万1,８６０円という数字の中でほとんどが、これが日本技術関係の数字でございます。あと、電柱とか、そういうものの貸付料の、これはプラスされたものでできております。

さて、それでは残りました運用益5,６６６万4,０００円につきましてはバランスシートと申しまして、１６、１７ページでございます。ここに資産の部と、それに基づきまして負債の部と資本の部を合わせたバランスシートが出ております。この中で運用益ということでございますが、当期純損失、１７ページ、資本の部でございますが、その中の準備金、1、前期繰越準備金、ここにも含まれますが、今回の決算では、括弧３の当期純損失でございます。2億4,023万4,３９７円の、この中で含まれております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　やっとわかりましたが、それらの一連の市長の責任云々ということも、小山議員だけではなくて、ほとんどの議員の方はそういうことをお感じになっていると思うんです。

それらの一連の出来事があって決算を審査されたんですね。決算を審査された監事の方の意見の中には、この点が全然出てこないんですね。5,６００万円の支出ということで、損失に当たるわけです。これらの点についての指摘が、全く決算のこの報告には審査意見で出てこないんですが、岩沢監事、（「そうだ、答弁」と呼ぶ者あり）全く問題ないということで、不問に付されたのか。議会の我々の立場からすれば、これは重大な市長の責任ということで、私も再三このことは取り上げてまいりましたし、小山議員もそれをやってこられたわけですが、審査のときには、全く意に介されなかったのかどうか、御意見を求めたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　土地開発公社監事。

○土地開発公社監事（岩沢代吉君）　ただいまの関係につきまして、私ども監査を担当させていただいております。したがいまして、この監査結果につきましては、いろいろ関係書類等の内容につきまして、すべて見たり、見聞をいたしまして、確認をさせていただいてきております。したがいまして、最終的な、この審査の結果につきまして、中にうたえばよろしかったかもわかりませんけれども、その点につきまして、私の方といたしましては、特に記さなかったというふうなことでございます。

したがいまして、これらについての関係について、特段記すこともないんではなかろうか、こういうように思っておりましたので、大変、そういうふうな結果になったわけでございます。ひとつ御了承いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　この工事ミスに当たりましては、私が、今は亡き赤松助役に、この負担はどうするのだということで、工事の補修代金の支払いと責任について、議会でやりとりしましたときに、当初は、議会の、この本会議場で、業者にこの支払いは当然求めていくということを、最初は、この土地開発公社の最高責任者である公社理事長は、おっしゃったんですね。その後、森田市長の絶妙の仲介の労が功を奏しまして、いろいろな政治的な決着を図ったということで、この点が、じゃあ果たして妥当かどうか、ということが問題にしばらくなっていたわけです。

しかし、議会の答弁の中で、公社理事長が、一度は、当然市が負担するべきものではない、業者に対してこの工事の補修代金は求めていく、という答弁もしている事実を考えれば、当然、監査の段階で、この点についてはある程度の留意をされてごらんになる、ということも、心得ておやりになったと思うんですけれども、その点、意を払われる必要が私はあったのではないか、と思うんですが、以後、十分慎重に御審査をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告第３号、昭和６０年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより請願第６１－７号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－７号の常任委員会への付記は、会議規則第１３８条の規定により議長において、総務委員会に付記いたします。

これより請願第６１－８号、老人保健制度等の改善に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－８号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において、厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６１－９号、東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－９号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において、文教委員会に付託いたします。

これより請願第６１－４号、他市に通園する無認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願の訂正の件を議題といたします。

本件については、昭和６１年６月１７日、請願者より、お手元に配付しましたとおり訂正の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、請願者の申し出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１－４号、他市に通園する無認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願の訂正の件は、これを承認することに決しました。

先ほど、議案１０１号から１０６号議案の質疑の終了後に、建設部長から発言の申し出がございました。その内容は、皆様のお手元に配付をいたしました議案第１０５号の配置図の公道の道幅の訂正のミスプリのことでございましたので、御理解を賜りたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

本日の日程は、すべて終わりました。

１１日の本会議は、午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時５６分散会

9月11日　木曜日　（第3日）

昭和61年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第27号）

9月11日　木曜日　（第3日）

出席議員（29名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
5番	山口達助　君	6番	天野輝男　君
7番	福島盛之助　君	8番	福島敏雄　君
9番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員（1名）

23番　黒川重憲　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和61年9月11日（木）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１４分開議

○副議長（中山基昭君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２５名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めさせていただきます。

よろしく御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、高齢化社会に向けての課題と老人福祉施策の充実についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（馬場繁夫君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日本の人口が高齢化を始めましたのは、昭和３０年の５％台から徐々に高まり始め、高齢者の割合が総人口の７％を超えましたのは、昭和４５年のことでございます。６０年には１０.２％となり、急速な高齢化が進行しております。

厚生省人口問題研究所は、昨年１０月に実施されました国勢調査結果をもとに、日本の将来人口新推計を発表いたしました。これによりますと、１４年後の昭和７５年には、６５歳以上の老年人口の割合は１６.２％と高齢化社会への足取りが、さらに速まっていくことを示しております。世界最長寿国スウェーデンと肩を並べる見通しで、高齢化が始まってから西欧水準に達するまでの期間から比較しますと、高齢化の速度はフランスの４倍、北欧の３倍という高齢化のスピードであります。

さらに、２１世紀に入ると高齢化は進行してまいります。昭和７５年、西暦2,０００年になりますと、人口は１億3,１２８万人、老年人口は１６.２％でありますが、昭和９６年になると２３.５％のピークに達します。昭和１００年では２３.３％、国民４人に１人が老人と言えます。

このような超高齢化現象は、今のところ世界に前例を見ないこの大問題をいかに乗り切るかは、今後の大きな課題でもあります。高齢化社会を考えたときに、だれもが必要な場合には安心して社会的扶養の援助を受けられる制度を設けることであります。すべての高齢者を画一的に社会的に援助しなければならないということではなく、人々がそのライフサイクルにおきまして、どう役割を果たしていくかであります。中高年層、もしくは前期高齢層の長年の経験や能力を、社会に家庭に地域に高齢化社会に還元してもらい、働く能力と意欲を持っている人に

は働く機会を与え、生きがいと活力のある人生８０年時代にふさわしい福祉と経済の社会システムをつくることが、高齢化社会の課題とも言えるのであります。

なお一層行政の役割と責任は重いものがあり、行政のリーダーシップのいかんによれば、高齢化社会も決して暗いものではなく、明るくなってくると私は確信する一人でもあります。

そこで、質問第１点目といたしましては、高齢化社会の課題は、就労、年金、福祉、医療、住宅、余暇開発等極めて多岐にわたり、それぞれが相互に深い関係を持ち、全国的課題から地域的な課題へ移行、さらに行政範囲の課題より、民間、個人の分野の課題へと展開しつつある。

人生５０年時代に形成された既存の諸制度、諸慣行を見直し、人生80年時代にふさわしい経済、社会システムに移行する流れでもあります。

日野市におきましても、時代の流れにおくれることなく、２１世紀の高齢化社会に対応した中短期の老人福祉基本計画を確立すべきでありますが、そのお考えをお聞きいたします。

第２点目といたしまして、人口の高齢化は、生産年齢人口の減少により、経済の活力の低下を招き、行財政にも多くの影響をもたらします。

ひとり暮らしの老人、寝たきり老人等、老人福祉施策に対する要求が一段と強まることは十分予測のつくことでもあります。市民会館建設基金も役目を終わったことだし、高齢化社会を対象にした高齢化社会対策基金の設置を考えられたらどうかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

第３点目といたしまして、高齢化社会に対応した老人福祉基本計画に基づき、人生８０年にふさわしい社会システムに移行するに当たりまして、老人行政機能が多岐にわたっており、一本化することにより、より効率的、効果的、サービス向上の老人行政運営がされることは、周知の事実でもあります。

高齢化社会に当たり、今後特に前期高齢者を老人福祉前進の一翼を担うべきことも十分予測できることであり、老人行政の一本化がより強く求められてきております。

さらに、現在、お年寄り関係は、社会課、健康課、福祉事務所、保険年金課と多岐にわたり職員も十分配慮しているにもかかわらず、高齢のお年寄りなので大変でもあります。より老人行政の一本化が望まれております。お考えをお伺いいたします。

まず以上３点につきましての御答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、ただいまの高齢化社会に向けての課題と老人福祉施策についての御質問にお答えをいたします。

御質問にございましたように、今や我が国の状況は、高齢化社会が実現して、人生８０年時代の到来ということでございます。人口の高齢化も日野市は迎えてきておりますけれども、これは、要するにライフサイクルの長期化、また、特に高齢期の長期化が現状でございます。それに対応する社会、経済の施策も広範にわたって影響が出てきております。

これからの市民生活の安定向上を考えていく上では、従来の人生５０年時代に形成されました諸慣行を見直して、人生８０年時代にふさわしい社会システムに転換する必要が出てきているところでございます。御指摘にありましたように、種々の問題、特に所得の保障、高齢者の雇用制度の問題、また、税制面での高齢者対策の問題、また、在宅サービスの問題、保健医療の問題、住宅環境整備の問題、その他サービス情報の整備の問題等々、たくさんの社会システムを総合的にシステム化していくということが、求められてきているところでございます。

新しい社会システムの構築につきましては、昨年、「広報ひの」に市長署名で高齢者の社会参加を積極的に迎えようということが提案されておりますし、また、日野市の老人憲章におきましても、老人を理解して老人の生きがいある日常生活を保障する、ということを定めている次第でございます。

日野市では、老人の処遇といたしまして、各種の事業を行っておりますし、また、多くの方々の参加を呼びかけてきておる次第でございます。学習や趣味等の取得、また、健康増進等の場の提供、また、老人が地域社会活動に積極的に参加して、仲間をふやしていくということについても、今後努力をしていく所存でございます。

高齢化が進展する中で、老人の自主的な社会参加を迎える社会づくりが、一層必要になってきておるというぐあいに考えております。また、高齢者のための日常生活援助、これもますます目的別に援助サービスがなされてきておるところでございますけれども、御質問にありましたようにケア事業等につきましては、一層研究調査を進めながら今後に対応していきたい、というぐあいに考えております。

特に今後の２１世紀に向けての対応といたしましては、システムの開発という点につきましては、長短期の計画との総合的な展開、特に日野市における、長短期計画との中での福祉の施策の展開が、ますます求められてきているというぐあいに考えております。

また、第２点の御質問にございました幼年人口の減少に伴う活力の低下、また、その中でのひとり暮らし、寝たきり老人等の増加、この点についての対応の問題、これにつきましては、私どもはケアサービスシステムの開発と合わせまして、今後それなりの資金が必要だ、ということも十分に理解されるところでございます。また、今後の行政の中での一本化の問題、対応の簡素化の問題、この点につきましても、ますます必要が高まってきておりますので、そのような努力も進めていきたいというぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　今、部長の答弁をいただきましたけれど、おおわくでは行政におきましても、このような対応の仕方をしていくという考えをお持ちのようではございますが、それでは、具体的に中短期の老人福祉基本計画につきましては、いつごろそのような方向で、そういう計画をつくるおおわくの予定がありますのか。さらには、その老人課の設置、もしくはそういう老人業務の一本化ということにつきましても、おおむねとして、いつごろにそのような段階を踏み込んでいくというお考えがあるのか、その辺２点につきまして、再質問お願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

長中期計画の御質問でございますけれども、現在、企画財政部で、日野市の長中期計画を策定中でございますので、私どもといたしましても、それとの整合性を考えながら福祉の施策を接合していきたい、と考えておる次第でございまして、日野市の福祉はどうするかということにつきましては、福祉部の中におきまして、それぞれやはり専門がございますので、その辺のノーハウを明らかに我々としてはしながら、総合的な日野市の施策の展開の中での福祉の施策という形で考えていきたいというぐあいに考えております。

また、老人福祉課なり、あるいは老人課の問題につきましても、前々からその辺のところについては、必要が強調されてきておるところでございますので、福祉といたしましても、市の全体的な行政の体制の見直しの中での意見は、それなりに言っていきたい、というぐあいに考えておるところでございます。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　もう少し深い角度からいろいろと市長の将来高齢化社会に向

けての日野市の行政としては、どういうような取り組みをしていくんだ、そういう基本計画の具体的な今答弁の中では、企画部で政策中のようなニュアンスの答弁もありましたので、その辺も踏まえながら、市長から御答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、高齢化社会という未知の将来像に対しまして、なかなか明確な描き方が難しかったわけでありますが、国においても経済企画庁におきまして、国民生活審議会の中で、高齢化社会という言い方ではなくて、長寿社会という言い方で、つまり高齢者の部分の対策行政ではなくて、人生一つの生涯サイクル、あるいはこの経済社会の一環ということで、構想が示されつつあることを承知しております。私どももその考え方には同感でございますし、一地域社会といたしましても、従来は言うなれば対策行政という形で取り組んできておりますけれども、もっと総合的な取り組みに発展をさせなければならない、とこういう認識でございます。

日野市の場合は、ちょっと一般の情勢と差がありまして、まだ６５歳以上のいわゆる高齢化人口の割合は、全体の6.2％程度の位置でございまして、一般的にはもう１０％を超えているとか、あるいはもっと割合が進むということとは、ちょっと状況を異にしております。というのは、日野市が、生産都市であるという理由もあると思いますけれど、人口急増時代に市民を迎えて、若い世代が市民層を形成しておりますので、それらのことも十分背景に考えつつこの長寿社会時代の対応を果たしていかなければならない、とこう考えております。とりわけこの福祉の分野のみならず、やっぱりまちづくりそのものが、健康やそれからこの市民生活の意識にかかわってまいりますので、今までやってきておりますことは、総合的には、基本的にかなっているといいますか、そういうふうに考えてよろしいと思っております。

それから、健康行政は、とにかく長寿の時代に耐えられる健康の維持のためには、恐らく幼時からの自分で健康をつくるという意識と、それから、その意識が生かせることのできる、そういう地域の条件整備が必要だ、とこういうふうに言えると思っております。

したがって、長寿社会の時代には、未知の部分もたくさんございますけれど、今までやっていることをやっぱり正確に恒常的な政策として追求をしていくということで、かなり総括的なカバーはできる、このような認識でございます。

しかし、高齢化いたしますと、やっぱり健康も衰えますし、それから、生産時代は卒業して、

休息時代というふうにもなるわけでありますので、そういう意味での全体の中のその分野としての取り組みは、かなりだんだんと充実をしていく必要がある、こんなふうに考えております。中長期計画の中にも、この中長期というよりもむしろ中期、あるいは短期計画の中に具体的に入れていかなければなりませんのは、特養老人ホームでありますとか、あるいは老人の居宅の問題でありますとか、給食のことはまだ緒についたばかりでございますが、このことの発展も必要だと思っております。

社会参加のシステムは、まだまだ不十分でございますので、高齢者事業団を中心とし、もっと施設、あるいは業務のスペースを拡大いたしまして、いかなる階層の方にも、向き向きの対応ができる、こんなふうにいたさねばならない、とこう考えております。

したがって、経済社会に高齢化するために活性化が鈍ってはいけない。これが一番問題だと思うわけでありますが、取り組みようによりましては、私は、今までのこの定年制というものは、いずれもっと延長されるべき時代が来るに違いない、とこう思いますし、これまでこの日本の経済が、過疎過密の状態を、期せずしてといいましょうか、そういう政策の結果、そういうふうにならざるを得なかった、そういう面があろうと思っておりますけれど、やはり過疎、過密というこれの延長ではなくて、もっと知恵を出して、そして、経験者、それから、能力を持っておられる方々のいろいろな社会参加による活用によって、活性化は、またつくり得るとこんなふうに考えておるわけであります。

したがって、将来を暗い暗いと言わなくて、必然性のある高齢化の方向でありますから、それに対して明るい要素を開発をしていくということが、恐らく我々の施策の関心事だ、このように言えると思っております。我々のは地域社会のことでございますから、発想の転換もしなきゃならないこともございますし、ごく概要的に言いますならば、やっぱり健康の維持と、それから、生きがいをいかに提供するか、こういうことになるわけでございますので、今まで高齢者対策協議会、こういう名称で私的、諮問機関を持っておるわけでありますけれど、これをもっと対策ではなくて、一つの高齢化行政という、そういう広範囲の視点で取り組みたい、このように思っております。

行政の一本化は、どの分野にもよく言われるわけでありますが、私は、縦割りのこの組織は、これはやむを得ませんので、組織を横断的に取り組めるチームをつくって、縦横つまり両方で立派に機能できる、そして、本当の窓口は、やっぱり縦割りの窓口が担当するけれど、役所の

中のことは、もう、いろいろなチームワークによって、あるいはその横との連絡は十分ついている、という形でやらなければいけないものだ。どんなに一本化をしても、やっぱり一本化にも限度がありますし、そういうことで当面取り組むつもりでございます。具体的にはいろいろあると思っておりますし、御指摘のいわゆるケア――介護のことも当然伴ってまいります。あるいは機能もだんだん減退いたしますからして、それに対応する医療的ケアも、もちろん大切でありますし、ホームヘルパーというふうなそのあたりも多分当然必要になってくるわけであります。以上のようにお答えをして、具体的な政策も、また勉強させていただき、御指摘をいただければ幸いだと思っております。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　今、市長の答弁をいただきまして、何点かちょっと気にかかるところがありましたので、まず第１点は、現在日野市は６５歳以上の高齢化が6.2％であるというような趣旨の中で、それほど他の行政の中で見ても低い方ですからというような趣旨の中で、お話がありましたけれど、確かに現在は6.2％という一つの水準でございますけれど、日野市の人口の構成を見ますと、これは、ちょっと古いんですけれど、昭和５５年度のを見ますと、５４歳から非常に人の幅というんですか、密度が非常にふえてきているんです。ですから、今６０年度ですから、これは６０歳からというふうに認識ができるかと思いますので、こういう人たちが、今度は一挙に高齢化というふうにつながってくる、というふうに見られますので、確かに現在は6.2％という数字であるかもしれませんけれど、急速に高齢化が一挙に進んでくることも出てきますので、十分その辺の対応も考える必要があるんじゃないか。特に多摩市におきましても、たしか、今多摩市は非常に三多摩２６市におきましても、4.8％ですか、非常に高齢化が、もっとも進んでいない行政でございますけれど、一挙に２１世紀になりますと、高齢化が進んでいくということで、今対策もとられ、それらの中で進めておるところでございますので、日野市におきましても、多摩市以上に早くそういう部分が訪れますので、そのことも十分踏まえながら行政運営もしていただきたい。特に今まで市長の話の中でも、今までやってきたことを正確に追求していくことによって、カバーができるんだ、という考えがお持ちのようでございますけれど、これには、やはり限界もあり、現在は、このような部分ではなかなか対応できないので、それぞれの行政が新しい試みをそれぞれ持って２１世紀に迎えて準備をしているというのが現状でございます。やはり、市長のそれらのいろいろな今までのこと

がありますけれど、今後それを踏まえながらやっぱり発想の転換をいたしまして、２１世紀の高齢化社会が、明るいものとするための中短期の老人福祉基本計画を策定し、それに基づいて単年度ごとに一つ一つを積み上げていくという部分が、ますます重要になってきておることは、多くの方も認識をしているところでございますので、市長も十分この部分をさらに認識をしていただきまして、行政運営をしていただきたいと思います。

さらに進めさせていただきます。

６５歳以上の痴呆性老人は、5.1％の出現率と言われており、厚生省の推計では、全国に６２万人存在すると見られており、昭和７５年には１００万人を突破する予測もあり、特別養護老人ホームに入所４万人、精神病院３万人、５５万人が家庭で介護されているという状況でございます。調査によりますと、介護の８割が女性で、そのほとんどが４０歳以上となっております。全体の４分の１が生活に苦しいと訴えているそうでございます。

特に、入浴、排せつ、歩行とも５０％以上が人手をかりないとほとんどできない状況であり、片時も目を離すことのできない状態とされ、体の疲れ、睡眠不足等は５０％以上の人が訴えております。家庭の破壊など深刻なケースも特にふえつつある現状であります。

一方６５歳以上で寝たきりの期間が６カ月以上のいわゆる寝たきり老人は、全国で４８万人で、６５歳以上の3.１２％の出現率とされております。

日野市では、６５歳以上の寝たきり老人が、６０年度の「統計日野」によりますと２７５人、６５歳以上の寝たきり老人は2.８９％の出現率であります。介護状況も痴呆性老人のケースと同じく、息子の妻が３４％の介護に当たり、配偶者が３1.5％で、介護している人の８8.8％が女性であります。

老人の多くは寝たきりになっても家族と一緒に過ごせることを望んでおりますが、住宅事情も悪い上、家族間のトラブル、介護の疲れ等深刻なケースも多くなってきております。

特別養護老人ホームに入所希望があるが、なかなか入所できず、やむを得ず在宅介護を行っている現状であります。厚生省は、寝たきりになったなら施設へというのでは、福祉の名のもとに、老人を一般社会からはじき出すことになりはしないかとの見方もあり、老人福祉の重点を施設収容から在宅対策へ転換することを決めました。

質問の４点目といたしましては、日野市の場合、特別養護老人ホーム３６施設１０６人が入所され、養護老人ホーム１５施設４３人が入所されております。担当も大変努力しておるとこ

ろでございます。しかし、今後ますます希望者の増加が予測されておることもあり、今後の建設計画、もしくは対策についてお伺いいたします。

第５点目といたしまして、厚生省の施設収容から在宅対策へと老人福祉施策が方向転換する中で、入浴サービス、ショートスティ、寝たきり老人看護手当等、在宅への施策を進めてこられたが、介護家族の問題は深刻なものも多く、今後さらに施策の充実の必要性が望まれておりますが、今後の計画についてお伺いいたします。

第６点目といたしまして、都市の施策で、デイホーム事業を行っておりますが、近年、教育費、住宅ローン等の出費が多くなった関係もあり、さらに、女性の社会生活への積極的参加の流れが一段と多くなり、老人が家庭で一人で留守番をすることが、大変に心配になってきたこともあり、女性が、社会参加の妨げにもならないためにも、さらに、お年寄りが生きがいある人生を送るためにもデイホーム事業の必要性がより高くなってまいっておりますが、今後の行政の取り組みについて、お伺いいたします。

第７点目といたしまして、在宅福祉の中核として位置づけられておりますホームヘルパーであります。ヘルパー派遣事業主体は、市町村が多く、財政背景の問題もあり、ヘルパー人数を増員することも困難なこともあり、ヘルパーの労働条件も余りよくなく、非常勤が、かなりの割合とされております。

在宅福祉を考えるとき、必要なところへ必要なときに必要なサービスを速やかに提供することが、大きな課題でもあります。

高齢化社会を支えるため、このヘルパーの役割を正しく発展させることが大切であると考えられます。

厚生省は、来年度よりホームヘルパー制度を抜本的に改める方針であります。各市町村ごとにヘルパーを登録制とし、広報などを通じて、地元へのヘルパーの連絡先をわかるようにして、利用者は、電話で直接ヘルパーと相談をし、サービスを受ける方式であります。厚生省の対象者としては退職した看護婦を考えていることであります。

しかし、在宅福祉を考えますと、市民一人ひとりが思いやり、助け合いのできる地域社会の福祉の輪を広げていくということが大事だろうし、さらに、高齢者が、社会のお荷物負担として位置づけられるのではなく、高齢者の長年の経験や能力をもっと積極的に社会、地域、家庭に還元してもらう、役に立ってもらう、高齢者が社会の一員として溶け込む社会づくりを進めていく

ことが、求められているのではないでしょうか。この社会づくりをするのが、行政の役割であり、この精神から考えますと、既に他の行政も幾つかの試みを行っています。例えば、北区、田無市で行っております民活在宅福祉制度が、一つの方法ではないかと思われます。子育てを終えた主婦、お年寄りが、６０歳以上のお年寄り、身障者、母子、父子家庭等の利用会員が、食事の世話、洗濯、掃除、買い物等のサービスを有料で受けることができる。近所の人という気楽さもあり、安心してサービスの利用を受けることができるのではないでしょうか。

これら日野市に合った日野方式をつくることが、在宅の介護の手助けの一部にもなり、特に前期高齢者の社会、地域に役立て、生きがいにも通じることになり、自分の後期高齢者となった場合も安心してサービスも受けられる、このようなことになることも十分考えることでございます。この方式を日野方式に導入するお考えがあるか、お考えをお伺いいたします。

質問８点目といたしまして、人生８０年時代を迎えた今、老後はもう一つの人生でと言っており、その長い人生を豊かに過すためには、住まいが大切な条件の一つでございます。

ところが、現在の住宅事情では、子供夫婦と同居は大変難しい。

全国社会福祉協議会が、軽費老人ホームＢ型の入所理由を調査したところによりますと、住宅事情３２.２％でトップであります。家庭事情が３０.３％あり、これも住宅の狭さゆえの問題が含まれていることは、推測されることであります。ひとり暮らしや老夫婦だけの世帯は借家住まいが多く、２年ごとの契約更新時は悩みの種と言われております。住宅の建築設備も老人向けになっていない。高齢者にとっても必要なのは、社会的に孤立せずに、近隣や友人との交流できること、できる限り自立した生活を援助することなどの点であり、個人に責任をゆだねるだけでなく、公的にバックアップする政策が必要であります。特に国の住宅政策が大変重要な部分でありますが、地方自治体の役割も十分バックアップする時期に来ているのではないかと考えられます。

お年寄りの住宅政策、市営住宅内に老人向けの住宅政策の取り込む考えは、将来ともあるのか、お考えをお聞きいたします。

質問９点目といたしまして、ぼけには「老年痴呆」と「脳血管性痴呆」の二つのタイプがあります。

「老年痴呆」は脳の神経細胞がおびただしく脱落し、神経細胞相互を連絡している樹状突起も少なくなってしまうという脳の異変によるもので、原因も解明されておらず、治らないとさ

れています。

「脳血管性痴呆」については、早期治療とリハビリテーションによって治すことができるとされております。

「ぼけ老人」は６５歳以上の4.6％が物忘れがひどく身の回りのことも満足にできず「ぼけ老人」と推定されております。単純の図式ではないが、老いの役割を剥奪し、家庭、社会からの疎外、生きがい喪失、さらには老人の人々の側から見ますと、いたずらに自己卑下したり、利己的で頑固で、若い世代と交わろうともせず、新しい知識を吸収しようとせず、楽にする風潮に流れる人が、ぼけの発生につながると言われております。

ぼけ老人を介護する家族の心身の疲労は著しく睡眠不足や経済的負担など困難な状況を抱えております。

ぼけの防止とぼけに対する介護の仕方につきまして、ぼけの介護読本、もしくは介護方法をビデオにより解説を行う方法もあろうかと思いますので、このようなものを今後行政の中でつくり、作成し、介護の手助けにするお考えがあるかどうかのお考えをお聞きいたします。

質問１０点目として、寝たきり、病弱な老人が脳卒中や心筋梗塞など発作に見舞われたとき、ボタンを押すと２４時間体制となっております都社会福祉総合センターに緊急通報受信室がこれを受信し、あらかじめ依頼してある近隣のボランティアに連絡いたします。このような制度も三多摩２６市の中でも最近ふえてきておりますが、日野市の行政におきましても、今後この導入について、どうお考えになっておりますか。

以上の点につきまして、御答弁お願いいたします。

時間も余りありませんので、短時間で御答弁お願いします。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

何点かの御質問がございましたので、お答えしていきたいと思います。

まず特養老人ホームを今後つくる計画があるか、ということでございますけれども、これにつきましては、いろいろと御要望も出ておりますし、私どもとしては、近いうちに何とか市内に小規模なものでも建設をしていきたい、こういうことで、現在、検討中でございます。これにつきましては、次の在宅サービスの問題とも絡みますけれども、特養老人ホームというのは、基本的には寝たきり老人の入所施設でございますけれども、それと合わせまして、いろいろ地

域サービスのセンターという役割を果たすべきケアセンター、この建設を東京都は、併設で認めておりますので、また、このようなものも合わせて検討しながら、今後の在宅サービスの拠点として考えていく、ということも必要だろうと思っております。

また、デイホーム事業等についての御質問でございますけれども、確かに現在、老人が一人で暮らしているというようなこともありますし、また、婦人の社会参加と申しますか、共働き数もふえてきている、こういう状況の中での老人の問題、また、活性化していない老人の活性化の問題といたしましても、重要な問題でございますので、現在立川の至誠で実施しておりますけれども、今後ともこれはふやしていきたい。できるだけ施設を考えながら、ありとあらゆる角度でこの問題については、既存の施設の活用ということで考えていきたい、というふうに思っております。

また、ホームヘルパーにつきましては、在宅サービス、在宅福祉の基本となるべきものでございますので、これにつきましては、入所施設をつくるだけでなくて、同時にやはり在宅の御老人が半分以上おられますので、在宅の老人の対応の基本としての多様なホームヘルパーが必要になってきますので、これについては、必要なサービスを提供できるようなシステムを開発していく必要があろうか、と思っております。

現在の市のホームヘルパー制度にとどまらずに、厚生省で考えておりますような退職者看護婦等の活用とか、あるいはその他のボランティアの活用というような形での広範な市民の参加によるホームヘルパー制度を確立しながら、民官活力を導入しながら、民官レベルでのホームヘルパーサービスの展開もますます今後検討の対象としては必要であろう、というぐあいに考えておりますので、そこのところにつきましては、厚生省も先般一定の方針を考えているようでございますので、まだ具体的には、これは、指示としておりてきていきませんが、これについても一つの考え方として、中心に置きながら考えていく必要があろうかと思っております。

また、老人の中での住宅問題が、御質問ございましたけれども、確かに老人の住宅問題は、深刻なものがございます。特にひとり暮らし老人の住宅問題が深刻な問題がございますので、これについては、総合的な住宅問題の一つとして、特養老人ホームを含めて老人アパートとか、あるいは市営住宅の活用とか、市営住宅をつくる際には老人の居宅、あるいはケアつき住宅を考えるとか、こういうようなことも今後とも考えていきたい。

東京都ともこの辺のところも考えているようでございますので、この辺のところの問題を含

めて、今後老人の問題として、住宅問題を考えていく必要があろう、というぐあいに考えております。

また、ぼけの問題につきましては、先ほどおっしゃいましたように、アルツハイマーというんですけれども、老人性の問題、あるいは脳血管性の問題、この二つの種類があると今、言われておりますけれども、このぼけの問題大変対応が難しいものでございますから、現在いろいろ試行錯誤している。特養老人ホームでもなかなか受け入れてくれない、という問題もありますので、日野市といたしましてはアゼリヤを来年度からお願いをして２０ベッド契約いたしますけれども、そのうちの５ベットは、老人痴呆性の御老人を受け入れていただく、こういうように考えておりますし、今後ともこのぼけの問題については、かなり重要な問題があろうと思いますので、特養老人ホームの対応といたしましても、単に寝たきりだけではなくて、ぼけの対策、特にショートスティなり、セミロングなり、あるいはロングなり、それぞれのやはり中での転換を考えながら、一定の時間お預かりしてまた自宅に帰っていただくというようなことも、サイクルを考えながら、やはり考えていくことも厚生省で考えておるようでございますので、この辺のところも、今後とも特養、単に寝たきりにせずにぼけも対応できるような形でやはり考えていく必要もあろうかというぐあいに考えます。

また、緊急通報システムにつきましても、今後ともこれはケアつき住宅とか、あるいはその他のひとり暮らし老人等の対応としても、今後重要な問題が出てきておりますので、だんだんやはり各市でも考えておるようでございますし、民間レベルでもこの問題を開発しているようでございますので、いろいろといい方法を探りながら、この緊急通報システム等の導入もしかるべき時代の対応すべき対策として、できれば早いうちに対応すべき問題だというぐあいに考えて、研究していきたい、というふうに考えております。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。ちょっと再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中にありました特別養護老人ホームを市内の中につくっていきたい、ということを検討しているんだ、という趣旨の答弁でありました。特にその中で、少しいろいろな角度から触れていたとは思うんですけれど、特養老人ホームをつくりながら、それに在宅の看護サービス、入浴とか、ショートスティを踏まえながら、さらにデイホーム事業も踏まえた総合

的なケアシステムですか、そのような部分の中での御検討なのか、その辺もう少し計画の段階で、いろいろとあるんでしょうけれど、答えられる範囲の中で教えていただきたいと思います。

さらに、老人住宅という中におきまして、最近の新聞報道によりますと、旭が丘四丁目の平山台の工業団地におきまして、都市整備公団が、団地の計画をされておる中で、６２年の３月に高齢化対応住宅を発注され、６３年に入居予定である、というような報道もされておりますが、公団の方に確認いたしますと、今、公団も将来の高齢化対策の中で公団住宅のあり方ということで、そのような趣旨の勉強会を行っている。今回、平山台の工業団地に建設されます団地の中に、このような高齢化対応住宅が取り込めるかどうかについては、非常に微妙であるというようなお話であります。そこで、地元の行政といたしまして、何とかその住宅公団にもそのような高齢化対応住宅も一部つくっていただき、そこに市民の方が優先的に入れるような働きがけも進めていただきたい。

さらに、先ほど部長からも答弁ありましたけれど、市営住宅の中にも考えていきたい。東京都も考えている、ということでありますので、南平の都営住宅も今年度からいよいよ建設が始まってまいります。このような中で、どこまで取り入れるかは、非常に難しい部分はあるかわかりませんけれど、今後積極的な対応をひとつお願いいたします。

まずその点について再度質問をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今後当面の建設を予定しておりますというか、検討中でございます特養老人ホームにいろいろな機能、例えば、在宅サービスのケアセンターのようなもの、あるいはぼけ対策のようなものもすべて含めて、リハビリとか、総合的なやはり老人対策のセンターとしての位置づけができるか、あるいはできないかというのは、一つ土地の広さとか、あるいは建物の大きさすべてにかかわり合いを持ちますし、また、今後１カ所で済ませるか、あるいは小規模のものを数カ所市内につくるか、その辺のところの問題としても検討をしていく必要はあろうかと思っておりますので、その辺のところにつきまして、まだプランが確定しているということでもございませんし、今後幾つかの考え方が出てこようかと思いますが、ともかくいろいろな制約――現実的な制約、土地の広さとか、あるいは今後のプランの計画とか、そこら辺のところの絡み合いの中で出てくる問題だろうと思いますけれども、しかしながら、方向としては、いろいろな老人のケアのセンターとしての役割を含めたものが、今後必要

になってくるということは、それぞれの識者の言っているところでございますし、我々もそういうぐあいに現実的に老人給食をやっておりましても、やはりいろいろ考えていることもございますので、そういうようなところで今後とも計画策定の中で、はっきりさせていきたい、こういうぐあいに考えます。

また、２点目の住宅都市整備公団の方でのケアつき住宅の問題につきましては、これはまだ聞いておりませんし、具体的にはわかりませんので、これは、もしも情報がわかりましたらば、それなりに確かめて御報告を申し上げたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　向川原市営住宅につきましては、今議会で、建築工事の議案をお願いしているわけでございます。これは、あくまでも建てかえということでございますので、建てかえにつきましては、２年間であそこにお住まいの方が全部新しい市営住宅に入る、ということでございますので、あれを全部の団地計画としましては、４カ年計画で整備していきたい、ということで、その中に二種住宅も考えておりますので、その辺の中で考慮していきたい、とかように考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　老人の生活に対します施策として、住居の問題、日常生活のケアの問題、その行政からのアプローチの仕方いろいろございますが、御提言の具体的なそのホームヘルパー、つまり地域社会で調達できる相互扶助的なホームヘルパー制度をつくれ、これは、もうまさにぜひ今後こういう形で対応したいと思っております。

それから、通報システムにつきましても同様でございまして、既によそでも行われておりますから、これも早速やることにいたしたい、このように考えております。

そこで、住宅のことで、特に旭が丘の都市整備公団が、用地を取得して計画をしておりますハイテク工場の誘致、それから、合わせて職住接近の住宅ということになっておるわけでありまして、その場所は、ハイテク工場に直接従事する方々をなるべく居住させる。職住接近の意味をそこで発揮する、こういうことが主眼になるわけでありますので、福祉住宅としては、ひとつ別の形で考えさせていただきたいと思っております。そのことは、用地のことで、随分これまでいかにすべきかを考えてまいりましたけれど、いずれ市内の市営住宅の特に平家の老朽化している時期になっておりますから、ほとんど建てかえの時期に入ります。その際に高齢者

用の住宅、あるいはいわゆる老人ホームの用地を何か割り出していく、そして、そこを一応のセンターとして、狭い周辺の地域にケアのできるようなシステムをつくっていく、こういうことが考えられますので、将来の市営住宅の建てかえに合わせて、そういう要素を取り入れていきたい、このように考えております。施設方式から地域方式へということは、恐らくこれから一番中心課題になってくると思いますので、そのような取り組みでいきたい、このようにお答えをさせていただきます。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　どうもありがどうございました。それで、ちよっともう１点、お伺いしたいんですけれど。ホームヘルパー等に前期の高齢者が、社会の中でより活躍をされていくという立場から、ホームヘルパー制度がそれらの行政の中でも幾つか試みているところでございますし、先ほどの答弁の中でも、若干市長も触れておりましたけれど、もう少しその辺の具体的というか、市長のお考えをもう少しお伺いいたします。その１点お願いします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど具体的に言われました田無で既に実施をしているという有料ボランティア的友愛サービスといいますか、こういうことは実現をしたい、とこういうふうに、これもなるべく早くやりたい、というふうに考えております。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　いろいろな施策が、今後行政におきましても多岐にわたりまして大変でございますが、２１世紀の高齢化社会が明るいものとなれるようなさらに行政の努力のほどをひとつよろしくお願いいたします。

これをもちまして質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１の１、高齢化社会に向けての課題と老人福祉施策の充実についての質問を終わります。

続きまして１の２、金融行政（税金の効率的運用）についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○１２番（馬場繁夫君）　地方自治体の資金管理を行う方法には、二つの側面があると言われております。

一つには資金の滞留を排除し、手元流動性の適正化を図るため、余剰資金の拡大、または資

金不足の縮減をどれだけ正確に行うかという資金管理事務にかかわるものであります。

もう一つは、資金をどのように効率的に調達し、または余剰資金をどのように効率的に運用するか、という調達、運用にかかる側面であります。

資金の管理におきましては、営利を目的とする事業法人や金融機関とは異なり、市民の皆さんから信託された財政資金であるという自治体資金の特性上一定の制約条件があります。管理運用に当たっては、諸制度の制約範囲内で、適切、かつ安全で効率的な管理、運用を図らなければならぬことは、周知の事実であります。

特に近年、金融の自由化、国際化、さらには土地信託制度等が急速に進展する中で、地方自治体を取り巻く金融情勢等が大きく変化しております。

今回は資金管理を行う二つの方法のうち、調達、運用にかかわる方法、特に運用面につきまして、質問をさせていただきます。

歳計現金は、地方自治法上、指定金融機関、その他の確実な金融機関への預金、その他の最も確実、かつ有利な方法によって保管しなければならないと規定されております。支払準備金に支障のない限り、安全で危険のない方法で、しかも最も経済的な効率的な方法で保管できるということであります。

質問１点目といたしまして、歳計現金の運用の内訳、特に、預金の種別、金融の収支比率、運用比率、さらに全国６５２市中、効率運用では、どのくらいの位置づけになっておりますか、お伺いいたします。

質問第２点目といたしまして、基金には財産の維持、または資金の積立を目的とした積立基金は５基金あります。定額の資金の運用を目的とした運用基金は４基金、合計９基金あります。６０年度決算によりますと、残高７０億6,447万9,000円となっております。基金は指定金融機関で運用を行っておりますが、この運用状況をお伺いします。

まず、この２点について答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。収入役。

○収入役（加藤一郎君）　収入役でございます。

それでは、ただいまの２点につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず最初の１点目でございますけれど、歳計現金の運用状況は、ということでございますけれど、まず種類、いわゆる内容といたしましては、ＣＤ、いわゆる譲渡性預金、あるいはＣＤ現

先及びＭＭＣ、いわゆる市場金利連動型預金などの自由金利商品、これを主に延べ１５７回、５５９億1,７００万円余りを運用いたしております。これに対しますいわゆる利子でございますけれど、１億5,１０７万７５５円、これが、６０年度決算における預金利子の収入でございます。

次に金融収支比率でございます。これにつきましては、資金繰りや資金管理の指標でございますけれど、算式といたしましては、預金利子から一時借入金利子を引きまして、これを歳入総額で割るということでございます。これは、当市の場合でございますけれど、まだ数字的なものは、公表されているわけではございませんけれど、一般会計だけで試算してみますと0.４２９％、これが公表される段階では、これは普通会計と申しまして、一般会計、それに区画整理事業関係、あるいは下水道事業会計の一部、あるいは仲田緑地用地、こういった関係が入りますので、この総トータル、いわゆる預金利子におきましては、区画整理事業におきまして、やはり効率運用をしておりますので、１億6,１２３万7,８３８円このような預金金利があるわけでございます。これから、一時借入金の利子７６０万9,５８７円を引きまして、普通会計の歳入総額３４７億2,９４２万7,０００円、これを割りますと0.４４２という数字になるわけでございます。

次に運用比率関係でございますけれど、これは基金の積立金をいかに自由金利商品で効率よく運用されているか、これを見るものでありまして、歳計現金は、次の質問の調査対象から除かれておりますが、積立金同様の算式で計算いたしますと９９.８％、このような数字になるわけでございます。

次の質問の金融収支比率のランキングでございますけれど、６５１市の関係におきましては、先ほど申し上げました数値から推測いたしますと、１００位以内に入るのではないかと思われます。

それから、基金の運用状況でございますけれど、前年度から繰り越された土地開発基金を初め、六つの基金の合計で６３億9,２３２万7,８９２円、これが前年度から繰り越されておるわけですけれど、これをＣＤ、ＣＤ現先、ＭＭＣ、国債、債券の現先、それから、昨年の１０月から発足いたしました大口定期預金の自由金利商品、これを延べ９５回２２８億 7,９４３万5,０００円ほど運用しております。この利子が4億2,８５０万1,７０７円でございます。これは前年度繰越額に対しまして、平均で6.７％の利子収入を得ているということでございます。

次に、基金には金融収支比率はございませんが、効率運用比率でございますけれど、これについては９１.８％ということでございます。

次に全国のランキングでございますけれど、これは歳計現金同様まだ未発表でございます。５９年度で６８.３％、６０位でございましたので、さらに上位にランクされるのではないか、とこのように考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　最近、市場の競争原理の上から、一部自治体では事実上の競争入札を実施して、従来の取引関係にこだわらず最も高率の金利を提示した金融機関を選ぶ方針もあるとされております。

当面は指定金融機関にするが、いずれはレート本位で選ぶ競争入札、または金利裁定方式を導入する考えのある自治体もあります。入札方式の導入は、自治体と指定金融機関の力関係を逆転するものと一方では言えることもあり、資金の調達、運用の面で指定金融機関制度が大きな曲がり角を迎えていると一部では言われる現象も出てきております。私も当初指定金融機関の見直しと競争入札制度の導入を図り、資金の効果的運用を図ることを取り上げる考えでありましたが、収入役を初め出納課の皆さんの努力のおかげで、金融情報を早く把握することにより、刻々と変化する金融情報を的確にとらえて予測を行い、決断をし、さらに指定金融機関のメリットを活用し、資金の効率的運用に努めております現時点におきまして、よく認識もできましたし、さらに６０年度基金の運用状況審査意見書におきましても、監査委員より財政資金の運用にあたっては支払い準備金等に支障のない範囲でＣＤ、ＭＭＣ、大口定期等の金融商品を積極的に活用し、財源確保のため効率的に行われていることを認められたと評価しております。

そこで、再質問させていただきます。

資金管理におきましては、運用の効率性のみ追求されると、脚光を浴びてしまうきらいもありますが、資金管理事務面と運用面をトータル的に効果的に図ることが大事であるとも言われております。

特に歳計現金におきましては、調達と運用の有機的関計性も十分認識を深めながら、さらに一時借入金を減少させ、効率的運用に努めることが必要と考えられますが、それについての今後のお考えをお聞きいたします。

質問２点目といたしましては、基金の運用に当たりまして、６０年度は基金を９５回にわたり回転し、効率的運用を図っておりますが、さらに効率的運用するためには、９５回にわたって回転し、利子を得ました利子を、さらに効果的に運用するためにも、基金の一般会計に繰り入れ、繰り出しの事務的な手続を行うし、事務的な手続のさらなる簡素化を行い、効率運用に図ることは可能なのかどうかの御質問をいたします。

第３点目といたしまして、指定金融機関のメリットを生かしていると考えられますが、他の金融機関に対しても、銀行検査等を行うなど行政とのかかわりもあり、今後指定機関以外でのＭＭＣなどのウエイトの移行を検討される必要があろうかと思いますので、これについて３点の再質問をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　収入役でございます。

１点目の質問ちょっと私まことに申しわけなくて内容がちょっと理解できなかったんですけれど、まず最初に２点目、３点目からお答え申し上げますけれど、御承知のとおり、基金の運営収益は、この法律、あるいは基金条例によりまして、会計年度、一般会計の歳入歳出予算に計上して、一たん歳入といたします。それで支出手続によりまして、基金に積み立てておるわけでございますけれど、歳計現金の方から見ますと、しばらく残しておけばそれだけ運用が図れる。こういう一面もございます。また、基金側から見ますと、運用がおくれる、こういう不都合もあるわけでございます。このようなことになるわけでございますけれど、現在関係課とこの件については、十分協議してございまして、いっときよりは早目にこの処理が行われているわけでございますけれど、今後につきましても、さらにこの事務処理の短縮化を図っていきたい、とこのように思います。

次に収納代理機関のいわゆるＭＭＣの導入でございますけれど、いわゆる他行に対するＭＭＣの導入でございます。いわゆる収入役の付随的職務権限といいますか、これは収納代理機関の検査というものがございます。市では、現在３０カ所の収納代理機関の検査を会計規則により毎年３月と９月に２年間のサイクルで実施しております。従来から、この際に手数をかけているという気持ちの上から、一定額を定めまして検査後３カ月の定期預金を行ってまいりました。

しかしながら、低金利時代ということでございまして、定期預金御承知のとおり、３カ月が

3.5が2.13％とこのように低下してきているわけでございますので、市の効率運用を図るという趣旨には沿いません。このようなことから御指摘のように、今後検査を行った際は、余裕資金がある限り、ＭＭＣをお願いし、市の収益はもちろん、収納代理機関にも喜ばれるようにしていきたいと思っております。

現在、６０年度におきましても、既に他行の中にＭＭＣの導入、いわゆるこれは、何周年記念というような記念がございます。各金融機関に。そのような際にはＭＭＣをお願いしているという実績もあるわけでございます。以上でございます。

まことに申しわけありません。第１点目の……。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。なお、馬場君の持ち時間は１１時４５分までです。

○１２番（馬場繁夫君）　再質問の１点目は、資金管理上面と運用面で、トータル的には効率を図っていくことが必要である。そういう観点から見ますと、計画的に資金運用を行いながら、一時的な借入金を減少させて、その効率的に運用を図っていくという観点でございますので、その辺からのお考えをお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　収入役でございます。

運用面から、いわゆる効率を図るための計画的にということでございます。市といたしましても、先ほど、ちょっと触れているわけでございますけれど、歳計現金の場合におきましては、既に収支予定ということを各課に協力をお願いいたしまして、これを毎月とって、その収入支出の状況の把握を行い、いわゆる資金計画を立てながら、その余裕資金を運用しているということでございます。

それで、基金につきましては、これは、いわゆる一つの財産でございますので、これは、長の方からの一つの支出予定がなければ、これは一つの年間における安定したものでございますので、これを収入役といたしましては、十分この運用を図っていく、ということでございます。

それで、ただいま一時借入金の問題が出ましたけれど、これは歳計現金というものは、毎日収支のいわゆる差し引き残でございます。これは、毎日変動しておりまして、ですから、その歳計現金というものは、支払準備金が、本来でございまして、年間的には大変毎日のように変動しているわけでございますけれど、これが収支のバランスの中で、やはり年度末あたりにま

いりますと、やはり資金が不足してまいります。支払いが多くなりますけれど、入る方の金は少ない。特に起債関係におきましては、出納閉鎖間近に歳入になります。そうなりますと、いわゆる３月あるいは４月あたりに支払います、資金に不足をしてまいりますので、一時借入金が発生してくる。これは、現在の状況の中では、避けられない状況である、とこのように私ども思っております。そういうようなことでございますけれど、これらにつきましても、計画的にできるだけその一時借入金を少なくするということで、今後努力していきたい、このように考えております。

○副議長（中山基昭君）　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　以上で終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１の２、金融行政（税金の効率的運用）についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３６分休憩

午後　１時　８分再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の１、助役の定数（二人制）の条例について問うの通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔２７番議員登壇〕

○２７番（石坂勝雄君）　今第３回の定例会に日野市の助役の定数条例の制定について、という議案が送付されたので、私も満１２年間の議員生活の中で、こういう議案に対してずばり通告質問をしたというのは初めてでございます。

それは、本来なら私も非常に通告質問でするということを非常に何というか、ちゅうちょしたんでありますが、なぜしたかということは、会派の皆さんにもお諮りして、同意案件で107号に、助役の同意案件、こういうものと見方によれば関連性がある中で、しかも、現在、１名の助役も赤松助役死亡後にいないという中で、いわゆる定数条例の制定ということが、いかに

見方によれば重要であるか、また、見方によれば唐突に出てきたんではなかろうか、こういうことで質問するという考えを持ちましたことを、まず御了承いただきたいと思います。

私が一番先にこの議案の送付を受けたときより新聞を見まして、読売新聞なんですが、「助役の二人制日野８日開く議会に提案」という記事を見て、この８５号の案件を知ったのでありますが、この提案の理由としては、新聞紙上で見る限り、市長は、行政の効率化を図るため、というような説明がなされております。その点について私の考えを入れながら数点質問をさせていただきたいと思います。

まず私のいろんな２６市の他市の例なども踏まえまして、いろいろな点申し上げたいと思います。

今回の第３回の定例会に、赤松助役さんが亡くなってからも８０日過ぎ、入院されてからでは８カ月もたっております。実質的に助役は８カ月間も空席であった。こういうことは、恐らく市長としては、諸般の事情もあったと思いますが、いわゆるこの多様化の行政需要の中で、大変恐らく市政の運営については大変であったと思うのですが、現実には、８カ月間の空白が持たれて突然何ていうか上程をされてきた、いわゆる二人制の助役の定数条例が提案されてきた。こういうことに私も、非常に何というんですか、戸惑いを感じております。特に現在の国及び地方自治体の厳しい行財政の改革を言われるとき、しかも、市長としましては、４期目もいま少しで１年半も経過して、４期目の中盤に入ろうという時期が、果たして私、適切であるかどうかということに、まず疑念を抱きます。そういう点で、もし、こういう重要案件を提案されるんなら、議会に対しての同意のいわゆる下工作というんですか、いわゆるこれだけの同意をしてもらうという理由づけというものをしっかり示されるのが妥当ではなかろうか、こういうことの観点に立っております。その中で、まず私が、申し上げたいと思いますが、東京都下２６市の中で、二人制が条例化されている市は八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布市、町田市であります。しかし、府中は過去には二人制をしいておりましたが、現在では一人の助役さんでやっている、こういうことであります。そういう中で、ちょっとその市の状態を見ますと、八王子は、現在６１年の７月１日現在で、人口が４２万4,０００人、議員数は４０名、市制施行が大正６年の９月１日、予算を申し上げますと９８３億。立川は人口が１５万８１８名、議員は３６名、市制施行は、昭和１５年の１２月１日、一般会計の予算額は３６２億。武蔵野市の人口が１３万7,６４１人、議員は３６名、市制施行年月日は昭和２５年の１１月の３

日、一般会計の予算額は３４２億円。三鷹市は人口が１６万4,５５４名、議員は３０名であります。市政施行は昭和２５年の１１月３日、一般会計の予算額は３９５億円。府中は人口が２０万1,２１０人、議員３０名であります。市制施行が昭和２９年の４月１日、一般会計の予算額は４３０億円であります。調布市は人口が１９万1,１９７名、議員は３０名、市制施行は昭和３０年４月１日で、一般会計の予算額は３４２億円であります。町田市は人口が３２万6,８８０人です。議員が４０名、市制施行は昭和３３年の２月１日です。一般会計の予算額は５２４億円。いろいろな点でよく比較対象される小平市と対象してみますと、小平市は人口は１５万7,６２８人、議員が３２名、市制施行が昭和３７年の１０月１日、予算額は３１３億円。日野市は人口が１５万6,８４２人で議員は３０名です。市制施行が３８年の１１月３日、一般会計の予算が、端数は切り捨てて３１６億円。こういう現状を、私、理事者は、特に市長さんはよく御存じだと思うんですが、こういう中で、隣の多摩市は、ニュータウンで非常に人口が急激に急増しております。いわゆる昭和４６年の１１月１日に市制をしいて、現在の人口が１２万5,０５８人、一般会計の予算額が３２０億円、こういう中で、多摩市は別に二人制ということでなくやっております。

私は、こういう問題を踏まえた場合に、いま一つ申し上げたいことは、過去に助役を二人制をしいて、現在は、いわゆる一人にされておりますという市があります。それは東村山市であります。東村山市は、日野より１年遅い市制が昭和３９年の４月１日で、人口が１２万6,１８１人、議員が３０名、一般会計の予算額が、今年度のは２２４億円であります。しかし、この昭和４８年９月に助役を行政需要の増大と人口の増加に伴うハードの面、ソフトの面の担当をさせるため二人制をしかれました。しかし、自分の任期中に５６年９月の任期中に、いわゆる一段落ついたというか、行財政の改革の中で二人制を廃止して１名にされた、ということを私、ある当局者から、今回の問題を踏まえる前に聞いております。

それから、条例化されている市で、現在１名の何というか、助役さんでやっている府中市は、過去に２名をしいたというのは、多磨村なり西府村というのを合併したときに、いわゆる二人制をしいた。こういうことでいますが、現在では、議会がむしろ２０万を超えて行政需要の増大、こういう面を考えた場合に、二人制をしいたらどうだというのが、議会からそういう要望が強く出されているそうです。しかし、現在の吉野市長さんは、いわゆるいろいろな問題を踏まえながら、１名のいわゆる助役さんでやっている。こういうことをやはり行政の中の人から

私、聞きました。しかし、ただ府中は、日野の現状と違うのは、必ず何というか、助役なり、収入役さんというのは、内部昇格をしない、あくまでも外部から登用しているというのが、府中の特色だ、ということも、私、何というか、説明を受けました。

こういう点とまた日野で一番恐らく市長は、市としては兄貴分である革新市政である町田は、人口が３０万を超えていて、大下市長が２期目の時期に、二人制の助役をしかれた、こういうことで５２年に二人制を実施されています。それで現在に至っているというのが、町田の二人制であります。

前段にこういうことを申し上げながら、私、これから質問の事項に入りたいと思います。

まず第１点に、議案上程に当たって市長が説明された、いわゆる行政の活性化、こういうことをせられたり、もちろん住民サービスの向上というような、それから、そういう型で特に職員に対する活性化というようなことを申されていますが、私、先ほども申し上げたように、実質的には赤松助役は入院されて、その後お亡くなりになって、８カ月間の空白で現在まで及んできた理由ですね。この理由をいわゆる何というか、何か８カ月間、これだけ二人制をしくというには、しかも、８カ月間の助役が実質的には一人もいないという空白を置かれた何か理由がありましたら、ひとつ御答弁願いたいと思います。

それから、現下の情勢ですね、日野の行財政の最終答申にも、日野というのは、転換期にある。経費の削減、そして何というか、効率主義だけではいけないが、いわゆる市民参加の推進、行政組織の再編成、財政運営の効率化ということが、提言されております。そういう中で、８日の市長の行政報告の中で、基本計画を市長は策定する、こういうことを、野中主幹ですか、そういう人を中心に基本計画を策定されるというような、いわゆる報告がなされましたが、この二人制の助役にこの問題に関係するかどうか、２番目にお答え願いたいと思います。

それから、３番目に地方自治法の１６１条に、市町村には助役を一人置く、ただし条例で置かないということもできる。しかし、また、何というか定数を定めて複数置くこともできる、こういうことでありますが、いわゆる助役の発案件、提案権は市長にあるが、いわゆるこれに同意するかしないかということは、議会の重要な案件である。同意をするのは議会である、議会が同意しなければ、いわゆる助役を任命することができない。こういう行政判例も出ている中で、少なくとも議会運営委員会なり、議長のお計らいで、何というか、同意案件は、最終日に持っていかれたから、私は、何というか安堵をしたというか、非常に議会議長なり、議会

運営委員会は、非常に我が会派から市川委員長が出ていて、非常に寛大な取り計らいをされたので、私もほっとしているんですが、そういう点で、もし、最初の日に提案であったなら、少なくともいわゆる市長の代理をする、日野に限らず地方自治体でナンバーツーで、しかも顔と称される助役さんが、全くその議案の提案の日に、我々議員の中に、何というか、工作というか、内報が、人事案件ですから、市長の言われるのもよくわかるんですが、少なくとも提案をされるというには、何かの形でアプローチがなされているということでなければならないんではなかろうか。その問題は、たまたま最終日ということになったので、まだまだ時間がありますが、少なくとも、私、２２日の総務委員会までは、少なくともこういう問題は、きちっと示されて、それと二人制のやっぱり助役の条例化の是非を慎重に審議をしてもらいたい、ということもあわせて申し添えて、この点もお答え願いたいと思います。

そういう中で、過去にこの助役さんの二人制の問題があるんですね。私、たまたま西も東もわからない、ここにいわゆる与党の人では大先輩の人がいますが、自由市民会議では、私が経験しただけでいません。昭和４９年の３月議会、いわゆる予算議会のいよいよ会期末に近づいたころのときに、前川助役さんを同意をされた後に、助役の二人制の問題が出されてきたわけです。実質的には、委員会では可否同数でここにおいでになる共産党の米沢委員長が委員長裁決で委員会では通った。本会議では時間切れになったというのが議事録です。

私は、これは、ちょっとそういう深く意味はございませんので、ずっとこの初めて私、１２年前のことを思い出してみますと、たまたまこのときには議会勢力というのが、私なんかもいろんなことがわからなかったんですが、市長が初めて日野に革新市政がしかれて２年目で、いわゆる議会勢力は、可否同数というか、１５対１５対、しかも、それが大下議長が議長さんでいられたということであります。ただし、野党である私たちの方の野党側の滝瀬政吉議員が選挙中に倒れまして、実際には一日も登院をされていないという中で、いわゆる助役の同意がなされた。しかも、提案された二人制の問題も、普通ならいわゆる４、３で委員長の何というか、判定はなかったんではないかなというふうに私は感じているんですが、少し私が憶測すると、そういうことを見計らって出されたんではなかろうかというようなそのころ憶測もあるやに聞きました。

しかし、現在は私も日野の財政の規模、それから行政需要の増大、こういう点では市長は提案するからには、恐らく確固たる信念があられたり、確固たるまた人材をそろえて議会に示さ

れるということの前提に立っての二人制の条例化であると思います。

そういう点で私が考えまするのに、私、この４９年ごろの質問を私も先輩の剣持議員がいたので、まねごとで言っていると思うんですが、実に乱暴な幼稚な質問をしたということは、今省みるとよく心臓でやったもんだなということは、深く反省をしております。

しかし、現在の私のきょうの質問は、私なりにいろいろな考えを持っていて、しかも、先ほど申し上げたように、総務委員会で十分審議をされて、この是非をつけてもらいたい。また、市長の確固たる、いわゆる提案に対する理由づけを示してもらいたい。こういうことも強く要望しておきます。

どうかそういう点を踏まえまして、最後に私、申し上げて第１回目の質問をしたいと思うんですが、この問題は、市長は、会期を延長、それこそ今回の第３回の定例会というのは、９日が最終審査ということで、かなり長いんですが、実質的には通告質問が６日あって、内容は、そんなに私は、決算があるにもかかわらず長いんではないという中で、かなり時間はあるんですね。そういう中で、どんなことがあっても市長は、この何というか、黒白というか、市長としては通してもらいたい。我々としてみれば、その真意をただしながらどうするんだ、こういう判断をしなきゃならんと思うんですが、その件の市長の決意もお聞かせ願いたい、こう思っております。

それから、次に申し添えたいことは、助役を二人制に置かれるというには、恐らく私、他市のを聞いても名前を呼ぶ場合に、第一助役、第二助役とか、さもなければもっといわゆる何というか、我々の政治的な判断であれば政務助役なり、事務助役、こういうようなことに恐らく区分されるんではなかろうかと思いますが、この質問は、非常に市長も人名を私、決してここで何か言ってくれというようなことは申し上げませんが、少なくとも条例二名化してあった場合には、庁内から２名の助役を選任するのか、１名は、外部から何というか任用してくるのか、１名は職員から抜てきとは言わなくても登用するのか、その辺のところもお聞かせ願いたい、こう思います。

まず１回目の質問は、何というか、この程度にしたいと思うんですが、あとは市長の答弁によって再質問をさせていただきたいと思います。以上です。

○副議長（中山基昭君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　このたびの議会に助役二人制の議案を提案させていただいて

おります。そのことに伴いまして、いずれ表明しなければならない考え方について御質問をいただきまして、ありがたく思っております。

このときに二人制の提案ということは、恐らく時局認識に欠けるとか、あるいは行革の折に何の増員であるか、むしろそういうことが問われる点が大きいということを考えます場合に、非常にあつかましく、あるいは市民に対しても恐れの多い提案だということは、よく存じております。しかも、その上に、なお提案をする理由がある、と私としての正当性を感じておることは間違いございませんので、そのことをなるべく御理解がいただければ幸いである、このように思っております。

確かに、この二人制を実施できたとして、その際の行政機能の能率化、あるいは実績としての効率評価、こういうことを考えます場合には、考えどおりに果たしてなるかどうかということもあると思ってはおります。

しかしながら、今回の提案のどうしても御理解をいただかなければならない私の誠意ということであるとしますならば、無力とか、非力とかいうことを今さらいっても、これは意味のないことだというふうには思っております。したがって、足りない点を補うということではなくて、今までやってきている実績の上に、もう一段と例えば事務事業の短縮を図るとか、あるいは当面の行政改革を確実に完了し、終えるとか、そういうエネルギーの補強のためにお願いをするものでありまして、客観的な他市がどうしているとか、あるいは当たり前の予算の増大ないしは事務事業のふえておるという状況はあるわけではございますけれど、それだけが理由というわけでは意味をなさない、というふうに思っております。

したがいまして、そこのところが理解いただけるかどうかが分かれ目でございまして、今までのこの一応御理解をいただける範囲の仕事ならば、今までどおりでやれなくはない、と思っておりますが、なお、日野市が直面しております都市基盤の整備事業、あるいは行政改革の問題、あるいはＯＡ化を中心とする行政事務の見直しの問題、いろいろな意味で成果を上げるための指導陣の増強だ、というふうに御理解をいただくことでありまして、それ以外に意とするものはございません。

今、御質問の中で、提案をしております議案としての位置づけの問題とか、あるいは自治法上の定めの問題とか、不十分といいますか、不完全といいますか、そういうことが、あるいはあるかもしれませんけれど、私の意とするのは、全く行政機能の能率をより高めて日野市のま

ちづくり、日野市の市民サービス、これに指導力を加えたいということのみでございますので、そのように御理解をお願いできるならば、とこのように願っております。

過去の４９年のときに、このときこそ、私は、みずからの非力を補う意味で、一人スタッフに助役の増強をお願いをした、ということはありますが、今日はスタッフの増強のためというよりも、より仕事をしっかりと成果を上げるため、日野市民の要望にいかに能率的に早くこたえ、また、議会の御指導に対しても的確にこたえる、こういう力をみずから持たせていただければ、こういうことに尽きますことを繰り返して申し上げるわけでございます。

確かに現在８カ月に及んで助役の不在の期間もあるわけでありまして、これは、よく職員が努めてくれまして、そう欠けることなくやってはまいっておりますけれど、しかし、現状を固守するということで終わるわけではいけない、こう思っております。

新しい時代に向かって、より的確な効率性の高い、あるいは機能性の高い、しかもスクラップし、また、ビルドする、そういう大切な日野市の行政改革を実現するために、思い立っておる、とこういうことでございます。そのように御理解がいただければ幸いでございます。

この提案の仕方で、確かに欠けている状態を速やかに補い、そして、増員の部分は、あとの議案にお願いをする、こういうことが御指摘のとおり、適切かというふうにも思いますが、そういう今日のこの議案の配列で預かっていただいておりますように進めさせていただくつもりでございます。

したがって、当座、議案を提案し、それから、今期の最終日に、その二人制を実現するということは、これは無理だというふうに思っておりますので、若干の時期を変えて、そして、その間に十分人選上の御理解もいただいて、そして、条例の成立並びに人員の充実、ということになるのが、順序だろうとこのように思っております。

庁内、庁外のこともございますが、これは、能率ということを中心に考えまして、もちろん庁内的な経験も必要でございますし、また、新しい発想の能力を取り入れるということも重要だというふうに考えております。１名は庁内から起用するのが、つまり現在の欠を補うには庁内から起用するという、そのような考えでございます。

それから、そこまでお答えをして、あと不足するところがありましたら、極力理解がいただけるだけお答えができれば本当に幸いだと思っております。

何とぞ批判には十分こたえ、また、そのことに対する反省もし、対応させていただきたいと

思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　市長、今答弁でまだ私、足らないというか、かみ合わないところもありますが、こういう問題かみ合わせるということ自体の方が、私も無理だと思いますので、さらに私の考えを踏まえて何というか、お聞きしたいと思います。

市長、私もその点には同感です。他市が人口がどうだから、他市がやっているからどうだという、これは全くただ参考に申し上げますよと言ったんで、私もそのことに対しては、そう何か異存はありません。

ただ日野市の仕事の効率化というか、市民サービスの向上のために必要なんだ、これは、市長の言われるんで、私の方も即それには、基本的には私もわかるんですが、即それには、いま少し具体的なそういう点で何か再度の質問をしたいと思うんですが、私、助役を二人制を提案してくるということの仕方の中で、市長が、４８年に市長に当選されて、明くる年にやられてきたということは、私、まあ、私なんかが初めて当選してきたときですから、私もいろんな状態がつまびらかに掌握ができないんですが、私としては、少なくとも、人口というのは、昭和４８年から日野は１１万7,０００、それから、現在中盤の５４年に１４万台に乗って、それから１５万台に乗ったのが、いわめる.５９年だ、こういう人口的に見てこういう言い方、いま一つは、一般会計の予算が、４８年に、これは私の見方、一般会計の最初の予算のところで申し上げているんですが、小さい端数は切り捨てて６３億、特別会計が２４億、それから、５２年ですね、５２年というのは、私、市長が、２期目の選挙をやられた年なんですが、そのときが、一般会計の予算が１６４億、それから、特別会計が３７億、人口も１３万6,０００台へ上ってきた、こういう中ですね。それで、庁舎が、ここでこの年にできたので、恐らく私、庁舎の中にも、助役さんの部屋が二つできている、こういう点を踏まえて、きょう、実は小平市に聞いたときに、小平さんでは、他市の例をまた引くと、市長にしかられるかもしれませんが、あくまでも私のいわゆる質問の中で申し上げますので、小平市が、やっぱり庁舎ができたときに、助役さんの部屋が二部屋あるそうです。議会側からも二人制はどうだ、という声はあったけれど、現在では、理事者も議会側もそういう二人制という問題は出ていない。私は、提案する時期としては、人口も１５万6,０００になったし、予算の規模も約４８年、市長が、最初就任されたときより、一般会計だけでも３倍の規模に近くなってきている、こういうときが、私の考

えでは、庁舎ができ上がって、その時点が、しかも森田革新市政も２期目に入ってきている。町田の大下さんも２期目にいわゆる助役の二人制をしいた。こういうときに、私は、少なくとも、いわゆる長期の展望に立っての施策を断行していくというには、こういうやっぱり自分のいわゆる将来見通しを立てての施策を強く推し進めていくには、こういう時期が、よかったんではなかろうか、と私は思います。

その点では、その次に考えられるのが、昨年、市長が当選されてすぐに、日野は、３１０億円台に一般会計がのって、特別会計が、非常に伸びてきているんです。日野では、恐らく私、この辺のところの説明が、市長から出れば、私、総務委員会で、もっと議論が出てくるんじゃないかと思うんですが、ちょっと４９年に、一般会計が４９年は８７億で、現在は４９年度の４倍なんです、約４倍なんです。

それから、特別会計の方は、４９年に２５億で、現在は、その何というか、6.5倍から７倍近い数字になってきている。実に見方によれば、日野は、ハードの面がおくれている。いわゆる、そういう面で、ハードの面を克服するには、どうしてもいわゆる専門の何というか、これを担当させる助役が必要で、しかも、スタッフとして、助役の何というか、任用には、こういういわゆる経験を持ったものを据えるんだ、こういうことが出てくれば、また議会は、一つのいわゆる勘案というか、いわゆる同意案件としての深く考えていく、一つの資料になるんではなかろうか、こういう点を、私、質問しながら市長の真意を聞きたいと思います。

お答えがなければ、私も、言いっ放しになってしまうんですが……。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　正当性というよりも、妥当性を御理解いただくために、本来いろいろな客観的な数字のこと、あるいは他市のこと、一つの証明にはなると思っておりますけれど、客観情勢からいいますと、日野市のこの自治体としての規模ということと、もう一つは、今日、いわゆる自主的な行政改革に取り組もうという、もう一つ、また、中長期計画も立てようという、そういう重要な時期に直面するものですから、日常的、あるいはこれまで、いろいろと御指導いただいております、その事務事業の執行という点で、欠けるということは、申してないわけでございまして、要するに、強力な執行体制のまた指導力をつけたい、とこういうふうにお願いを申しておるわけでありますので、この予算執行上、あるいは規模、そういうことで特に理由づけをし、妥当性をとなえるというよりも、意気込み、日野市の直面してお

ります御承知のとおりのハードの面のまちづくり、区画整理が三つも四つも重なり、下水道事業に取り組み、また、言われておりますところの情報化、それから高齢化、そういう時代にこれから取り組むわけでありますので、それに適応できる能力をこの際に拡大をさせていただきたい。

これが仮にいっときであってもいいかもしれませんが、そういうことを思い立っておる、とこういうふうに御理解をいただければ幸いでございます。

今までどおりの一人制でもちろんやれないなんていうことを言ってはなりませんが、二人制をしくということは、それに期間の上でも、あるいは仕事の展開の上でも、特に時代の要請にかなう行政の各般の取り組みをより先取りをしようというぐらいな考え方である、というふうに御理解をお願いできれば幸いでございます。

○副議長（中山基昭君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　それでは、あと先ほど申し上げたように、２２日の総務委員会で、自由市民会議の小山総務委員長のもとで、慎重に審議がされると思うんですが、総務部長に、ちょっとお聞きしたいんですが、現在の日野の助役の控え室といういうんですか、助役の部屋ですか、部屋の面積が何ほどあるかということと、いま一つは、これから、立川が退職金の一番全国一高いんだ、日野でもそういう問題も言われていると思いますが、いわゆる対組合に対するこういう給与の体系、退職金のいわゆる引き下げの問題、それから、あらゆる市長も需要に対する事務能力の活性化というんですか、そういう点で組織がえということは、いわゆる今の行政組織の中の機構というものをただいじるということではなくて、能率化された現在の対応に即したようなお考えがあるか、総務部長に答えられるかどうかわかりませんが、その２点をちょっとお答え願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在、相当数の多い部制をしいておるわけでありますが、私は、より組織機構におきましては、簡素化、機能化ということに取り組みたい、とこう思っております。

○副議長（中山基昭君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　ちょっと、いま１点加えますけれど、助役さんの年間と、いわゆるほかの諸経費を含んで４年間の退職金どのくらいの経費がかかるか。ちょっと、お聞か

せ願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、総務部長の方からお答え申し上げます。

１点目の部屋の面積でございますが、確かに、５２年この庁舎ができ上がりましたときに、二つとっております。その面積は、３５平米で同じ面積でございます。

それから、２点目の組織につきましては、今、市長が申し上げましたが、庁内でも既に推進本部によって、これらの答申は出されておりませんけれど、今進行中でございます。

それから、助役の４年間でございますが、現在の給料で当てはめて給料、それから、期末手当、共済費、退職金をあわせまして４年間で5,１７９万5,０００円という試算でございます。以上です。

○副議長（中山基昭君）　石坂勝雄君。

○２７番（石坂勝雄君）　私も何というんですか、これ以上いわゆる事が人事案件に及ぶ問題なので、どうか総務委員会で慎重な審議をされることをお願いし、ただ、最後に市長に要望を申し上げたいのは、市長の意とすることが、少なくとも、やっぱり議会にいわゆる反映するというか、議員に理解されないと、やはり同意を得なければこの条例も制定されないし、しかも、１０月の９日に、助役といわゆる教育委員の人事案件が提出されても、理解をされないと市長の意とする適正な人物でないと、同意が得られない場合には、余り好ましいことでないので、その辺を早くからきちっとした立派な人を推薦されて、議会ともども両輪のような形で、いわゆる動ける、日野の活性化ができるようなことを強く要望しておきまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２の１、助役の定数（二人制）の条例について問うの質問を終わります。

一般質問３の１、日野市財政の将来展望についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔１７番議員登壇〕

○１７番（旗野行雄君）　それでは、日野市財政の将来展望というタイトルで、一般質問をさせていただきます。

やがてあと１６年たつと２１世紀に入りますわけですけれども、果たしてどのような社会に

なるだろうか、ということが言われておりますけれども、最近、２１世紀は、国際化、情報化、あるいは高齢化の時代である、ということが定説になっております。国際化ということは、今、日本が御存じのとおり、世界のＧＮＰ１０％国家になった。また、最近問題になっております国際貿易収支の黒字の問題もあります。要するに、いろいろな国際的な視野でなければ、問題が解決できないということであろうかと思います。また、情報化ということは、私、余りその方面は得手でないので、よくわからないんですが、コンピューターどうのこうのということで、経済、産業的にも重工業から、情報産業の時代に入ろうとしている、ということも言われておりますし、あらゆる面で、社会の情報化ということが、進行しているということは理解できるわけであります。

高齢化、これが一番自治体に関係のある問題でありまして、議会でも再三取り上げられている問題であります。先ほど、馬場繁夫議員も取り上げられましたけれども、最近、昨年の国勢調査の資料をもとに、試算し直したところ、ますます２１世紀は、超高齢社会を迎える、というような推計も出ておるわけであります。同時に、一番問題となるのは、生産年齢人口、つまり１５歳から６４歳の方を指しているわけですが、これと老人人口との比率が、非常に違ってくる、とこういうことが言えるわけであります。

資料によりますと、現在は、大体6.7人で１人の老人の方を養っている、とこういう数字でありますけれども、これが、2,０１０年といいますと、約２５年後には、３人で１人の老人を見なければならない。さらに、かなり先のことですが、2,０４０年には、2.4人対１人の老人人口比、とこういうことになるようであります。

これは、どういうことになるかというと、いろいろな面で、税金なり、あるいは社会保障費が、非常に負担が重くなるということになるわけであります。医療費にしてもそうです、お年寄りは、当然医療費はかかる、６０歳以上の方は、平均の人の医療費の3.3倍かかるそうであります。７０歳以上になるとそれ以上約５倍の医療費がかかる。８０歳以上になると、さらに８倍の１人当たり医療費が必要だ。これは、当然理解できることでありますし、また、年金にしてもそうです。まだ日本では年金制度が未成熟でありまして、非常に受給者が少ないということで少額の費用で済んでおりますけれども、今、たしか、平均の勤労者の所得の１０％のちょっと上の年金保険料が平均でありますけれども、それが、倍にも3倍にも、３５％ぐらいになってしまうんではないか、というようなことも言われております。

また、老人福祉にしても、当然これからは、今５７年で、国民所得の0.１５％、3,０００億のちょっと上が老人福祉費だそうでありますけれども、こんなことではとても量が足りなくなる世の中になってくるわけであります。

日本の今税金プラス社会保障費が、大体国民所得の最近３６％という数字が出ておりますけれども、これが、今の制度を続けていく以上５０％ぐらいになってしまうんではないか、今の西欧諸国が、大体スエーデンの６９％、あるいはフランスが、たしか５９％ぐらいの数字だったと記憶しておりますけれども、イギリスにしても西ドイツにしても、５０％台の国民負担率になっておるわけであります。これに、当然日本も近づいていくわけであります。こういう世の中の情勢でありますけれども、皆さんごらんになったかと思いますけれども、行財政調査会の答申の中に、比較的要領よく書かれておりますけれども、日野市が、戦後どのような状態で現在まで来たか、ということですけれども、要するに高度成長に伴って、人口が大都市近辺に集中してきた、非常に危激に人口が増加してきた、という事実があるわけであります。

日野、七生合併当時、これは、昭和３３年ですけれど、約3万の人口だったそうであります。３８年の市制昇格のときに5万、６０年の4月で１５万になったわけですから、約２０年ですか、２０年で3倍になった、とこういう現象があるわけであります。その間、いろいろな学校建設を中心に、土地施設の整備に追われてきた、ということだと思います。現在、これからどうなっていくであろうかということですけれども、非常に社会増も少なくなってきた、あるいは出生率も一時2.５％から３％ぐらいの時期があったわけですけれども、現在では、その半分の大体1.３％ぐらいにおさまっているそうであります。したがって、乳幼児人口も、約最高時の1万5,０００人から1万1,０００人ぐらい、約3分の2に低下している、とこういう現象があるわけでありまして、全国的な規模と同じで、これから高齢化現象は、避けられないわけであります。

先ほども発言の中にありましたとおり、現在の高齢者人口が、6.2％という数字が出ておりますけれども、同じく行財政調査会の資料によると、１５年後には、約3倍に高齢者人口がなるであろうというような推計も出ておりますし、一番問題になるのは、高齢者のうちのさらに８０歳以上の方は、現在の約1,０００人から5,０００人ぐらいの規模になるであろう、ということが言われております。全国的に一番問題になるのが、高齢者のうちの７５歳以上の高齢者が、約半数を占めるんではないか、ということも言われております。非常に日野市は、若い都

市でありまして、生産年齢人口対老人人口の比が、今、１１対１ぐらいです。非常にその辺有利なわけであります。

さて、そういうような状況の中で、これから、日野市の財政は、どうなるであろうかというようなことが内容でありますけれども、行政と財政というのは、これは一体のものでありますので、現在の日野市の行政の状況は、どうであろうかと、いわば、行政の現況指標というようなことに一言だけ触れておきたいと思います。

学校教育施設につきましては、さっき申し上げたように、人口の急激な増加に伴って、過去、非常に対応に追われてきて、石油ショック以後、保育園をたしか四つですか、幼稚園二つ、小学校７校、中学校３校というような非常に教育施設の充実に追われてきた、というような事情もあります。さぞ大変なことだったろうと思いますけれども、御存じのとおり、学童数の減少の時期を迎えております。これについては、これからは、さほど心配はないのではないか、あと五小の建てかえとか、あるいは三中、四中の給食室の整備とか、学校開放の問題とか、多少問題が残っておりますが、それほど気にすることはないと思っております。

よく道路、公園等の整備状況は、どうかという問題が出るわけでありますけれども、これも数字的には、他市と比較するとさほど劣ってはいない、というようなことが言われております。

ただし、道路にしても南北交通が非常に不便だということもありますし、整備された地域、あるいは既存の部落については、ほとんど整備されていないというような事情もあります。また、公園についても、区画整理、あるいは民間による大規模開発による公園が、大部分を占めている。旧地域については、ほとんど公園らしい公園は見られないというのが、現状であると思うわけであります。

さて、現在の日野市の財政状況が、どんなであろうか。いろいろの指数があるわけでありますから、よく言われる財政力指数ですね。これは、1.１８という数字が出ておりますけれども、都下でも武蔵野、三鷹に次いで非常にいい数字でありますし、全国的に見ても非常に良好な数字ではあるはずであります。よく財政のバランスがどうかという問題で、経常収支比率という数字が出ているわけでありますけれども、これも５９年度の決算によりますと７２.９％という数字が出ております。いま一つ、市税収入が、総収入のうちにどのくらいの比率を占めるか、という数値ですが、これも５９％ということになっておりまして、全国的に見ても人口１０万から３０万ぐらいの規模では、この程度の市税収入がある市はそんなにない、約２０市ぐらい

だということが言われております。ただ、問題点は、非常に法人市民税のウエイトが多い、こういうことが言われております。このことが非常に懸念されるかけでありまして、たしか固定資産税を含めますと、全市税の３割が法人関係だ、法人市民税一つとってみましても、市税の約２割に達しているというのが、現状であります。

申し上げるまでもなく、非常に法人市民税というのは、景気の動向に左右されやすいということが言えるわけでありまして、最近の例を見ましても、円高不況によりまして、急激に法人市民税の減収が見込まれるのが最近だと思います。たしか、６０年度決算では、約４０億の法人市民税収入があったわけでありますし、今年度の当初予算も約３２億計上されておりますけれども、今年度は、見通しとしては、第１期分の収入状況を見ましても、減額補正をさせざるを得ないのではないかというような事情があるわけであります。

いま一つの問題点は、地方債が、他市に比べて非常に多いということがあるわけであります。どうも私、この点だけはいろいろ財政状況を調べても理解できないんですけれども、ちょっと申し上げてみますと、２６市のうちの類似都市の例と比較してみますと、武蔵野市が約１５０億が地方債の残高です。三鷹が１５４億、府中が１２６億、調布が１７３億、小平は、ちょっと多くて２３０億ですか、立川が１４５億、これに対して日野市は２４２億の地方債の残高であります。

市民１人当たりに換算してみますと、武蔵野が約１１万、三鷹が９万、府中が６万、調布が９万、小平が１５万でありますけれども、日野が最高で１５万7,０００という数字が出ております。立川はたった９万8,０００だそうであります。公債費比率という指数があるわけでありますけれども、これが１０％を超えると危険ラインだということが言われておりますけれども、これが５９年度は１3.６％という数値が出ております。

どうしてこんな高い地方債残高があり、公債費比率が、こんなに悪いのかということでありますけれども、過去に学校建設に追われて、その地方債が、非常に多いんだ、という説明が返ってきます。ただ、一概にそうは言えないと思うのでありまして、現在、地方債残高のうちの教育債は、約４０％に過ぎないわけであります。また、考えてみますと、まだ日野市では、下水道、あるいは区画整理事業が、ほとんど進捗していない、今後の課題だということが言えるわけでありますけれども、この下水道事業についても、これからも申し上げますけれども、非常に財源として、地方債に頼らざるを得ない面があるわけであります。今、申し上げた類似都

市のうちの武蔵野、三鷹、あるいは府中、調布にしても１００％既に近い下水道の普及率であります。にもかかわらず、地方債の現在高が少ないということは、逆に言えば、日野市が、まだこういう大きな事業が残されているのに地方債が多いということは、私、理解できないわけであります。非常に日野市の財政は、豊かだということが言われておりますけれども、一面法人関係の市税が多いということが、一つの問題であり、今、言ったように地方債の残高が非常に多いということは、必ずしも１００％財政状況がいいと言えないわけでありまして、将来この辺が問題になるんではないか、というふうに言わざるを得ないわけであります。

これからの再三申し上げておりますように、一番の課題は、下水道、あるいは都市基盤の整備である区画整理事業であります。基本計画もまだできていないという現段階で、担当課へ行っても下水道のきちんとした財政計画は、できているんだと言われます。ただし、試算の数字は出ておるわけであります。大体総事業費が現在の工事費で見ると４１３億、これに対して起債が、国の補助が約半分だそうであります、６割から５割くらいに落ちてきたということで、これは、多少地方債の発行高はふえるかと思いますが、これが、ある時期が来ると償還せざるを得ないわけであります。償還がいつごろ、どの程度の金額になるかということは、下水道工事の完成目標が１５年に置くか、あるいは２０年に置くか、２５年に置くかで違ってくるわけでありますけれども、仮に今世紀中に何とか１００％を達成したい、つまりあと１５年ということで計算してみますと、あと八、九年のうちに償還が約１０億のラインに達する。そして、その四、五年後にピーク時を迎えて約毎年２０億円を超える償還をしなければならない、という数字が出ております。また、区画整理事業におきましては、昭和７９年までの総事業費が、約９１２億という試算が出ております。

通例、現在までの日野市のこうした区画整理事業に対する日野市の一般財源の負担が、どのくらいになっているかということを調べてみますと、この神明上につきましては、約総工事費の３５％が一般財源からの持ち出しになるわけであります。今、施行中の万願寺の区画整理ですね、これは、１７％程度でおさまっておりますけれども、高幡、豊田、あるいは万願寺の２期工事、あるいは西平山の区画整理事業については、およそ２０％ぐらいの一般財源の持ち出しは、これは覚悟しなければならないと思います。そうすると、ざっと計算しましても、900億の２０％ですから１８０億、当然起債になるかと思いますので、その利子分の償還を含めますと、下水道事業ほどではないにしても、２０億近くの償還分が、将来避けられない、こうい

うふうな試算が出てくるわけであります。

いま一つ、高齢化社会を迎えて老人福祉の問題があるわけであります。

さっき言ったように１０年、１５年先を見ますと、高齢者人口が、約３倍になる。さらに、それ以上の比率で７５歳以上の方、あるいは８０歳以上の方の人口がふえていくわけであります。

今、老人福祉費として、日野でどのくらい支出しているかという数字を調べてみますと、約９億円であります。もちろん、これは、国なり都の補助金がありますから、これが全部市の持ち出しになるとは限らないわけでありますけれども、これが、１０年、１５年先には、４倍、あるいは５倍になる可能性が強いわけであります。９億の４倍というと九四、三十何億という数字が出てくるわけであります。例えば、この一般質問に何人かの方が質問されます養護老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームにしても、年々対象者がふえていくはずであります。60年決算、あるいは６１年予算の数字を見ましても、約１割近い増加を見ております。この傾向は、毎年、毎年続くんではないかと思われます。

以上のような観点から基本計画を先日６８年度分まで一応立ててみるんだという説明がありましたけれども、私の見方では、６８年時分までは、まず財政破綻はないであろう。下水道事業の起債の償還が始める７０年近くから、日野市の財政は、非常な危局を迎えるということが考えられるわけであります。いろいろな面で、５年、１０年といわずに、いま少し長い目で将来を見通して、今、行革ということが盛んに言われておりますけれども、引き締められるところは引き締めて将来に備える。積立基金をふやすとか、あるいは繰り上げ償還をして身軽になる、というような対応で取り組んでいかないと、将来えらいことになるんじゃないか、とこういうことは、むしろ可能性というよりも確実ではないか、と私、思うわけであります。

法人市民税のこれからの増収ということは、いろいろ地価の関係もあり、交通網の発達に伴って工業の地方転移ということが言われております。

日野市においては、低成長時代ということもあるし、期待できないと見て間違いないと思うわけであります。

さらに、申し上げたように起債の償還、これは一般事業債についても、普通債についても言われることでありますけれども、相当将来の見通しは厳しいと見なければなりません。

ここで幾つか質問したいわけでありますが、まず、行政報告のところでも、ちょっと触れて

おきましたけれども、本年度の法人市民税の見通しはどうなのか。新聞によれば、最終的には３２億の当初予算について、２５億ぐらいになってしまうんではないか、というようなことも報道されておりますけれども、その辺の見通しはどうなのか、ということを１点質問したいと思います。

それから、今、大体繰り上げ償還を含めて、約３０億の公債費が毎年、毎年見ているわけでありますけれども、まだ仲田緑地、あるいは当面すぐ対応しなければならないのは、淡水区跡地の国有地の取得というような問題がありまして、これだけでも約１００億ぐらいの財源が必要だというような関連もありますし、将来の公債費の償還計画の見通しはどうか、ということが第２点であります。

さらに、今、申し上げましたような下水道事業の将来計画なり、あるいは起債計画、あるいは償還計画というものは、できているのか。区画整理事業についても、同じことが言えるわけであります。この辺を質問いたします。

さらに、一番これからの高齢者時代を迎えて福祉面で問題になる老人福祉の問題でありますけれども、老人人口の比率が、将来日野市において、どうなるであろうか。最近の統計を見てみますと、一番日野市で各年齢別の数値を見てみますと、多いのは２０代３０代の方が一番比率的に多いわけです。とすると、将来は、この方が老齢化された場合には、出生率の低下と相まって、相当高齢者比率は、急激に高まらざるを得ない、と思うわけですが、その見通しがあったら、答弁してもらいたい。

さらに、今、一番養護老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームについての老人福祉費のうち、委託費です、これは、相当支出されております。約６０年度決算で３億、対象者が１５０人ですか、これが、６１年度予算になると３億6,８００万、約２０％ふえている。この状況は、毎年、毎年変わらずに数字的にはふえていくはずであります。

この両施設に入っていることしの予算書を見ますと、約１８０人を対象にしているようであります。担当課へ行って聞いてみますと、現在入所待ちの人が、どのぐらいあるんだろうか、というようなことでございますが、幾人かいられるけれども、先ほども福祉部長の答弁にありましたアゼリヤ会が、近い将来２０人程度日野市分として確保してあるので、何とかそれで対応できるんではないか、ということでありますが、長期的に見ると、どうしても、市内に養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、あるいはよく言われている中間施設というものの建設が、

どうしても必要になってきます。

確かに地価も高いし、施設の建設、あるいは維持運営については、相当問題点があり、財源的にも大変なことだと思われるわけですけれども、こういうものは、小規模でも、あるいは中規模でもいいから、はるか奥多摩の山の中へつくったんでは、これは意味がないわけであります。老人を施設に預けられる方にしても、しょっちゅう老人と家族との接触ということが、非常に必要なわけであります。身近なところに、将来はどうしてもこういう施設を建設することが必要なわけであります。その辺の将来見通しは、どうなるんであろうか。先ほどの馬場議員の答弁にもこのことは多少触れておりましたけれども、大事なことなので、私もこの辺をいま一回質問してみたいと思います。

以上、いろいろこれからは、下水道にしろ、区画整理しろ、あるいは今言った老人福祉の問題にしろ、非常に財政的に難しい面が出てくるわけでありますが、総体的にそれらを含めて将来の財政的な収支見通しというものは、どう考えているのか、ということを最後に質問して、最初の質問にしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　簗野行雄君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、１点目の法人市民税の本年度の見通しはどうなのか、という御質問でございます。お答えを申し上げたいと存じます。

御指摘のとおり、法人市民税につきましては、景気の浮揚というような内容で、非常に左右されるということでございます。特に日野市の場合には、御指摘のとおり、法人分の比重が、非常に高いということで、今回の円高のような状況になってまいりますと、非常に税収の、景気の浮揚ということで、非常に苦労するわけでございます。

そこで、今年度の法人市民税の収入ということでございますけれども、先ほど議員もおっしゃっておりましたように、これは、８月２９日の新聞でございましたでしょうか、各市の法人税収が大幅にダウンされたというような、新聞に載っております。

ここにございますように、日野市におきましても、大手輸出関連企業の６２年度３月決算見込みを見てまいりますと、軒並みに前年度対比で２０％から４０％も落ち込み、というようなことを予想されております。この落ち込みの分によりまして、法人市民税に換算いたしますと、６０％以上も落ち込む法人も出てきているということは事実でございます。また、中間決算を行う法人も予想されますところから、実は当初予算の法人税割、現年度課税分の約30億8,000

万円よりも大体５億円程度、新聞にも載っておりましたけれども、５億円程度の落ち込みが予想される、というふうに担当の方では予測をしておるところでございます。

なお、６２年度の見通しにつきましても、この円高状況がどのようになってくるかということで、また変わってくるわけでございますけれども、企業の業績の結果が、半年おくれで出てまいりますので、仮に来年度円高不況が、脱出したということになりましても、その結果につきましては、６３年度以降になります。そういうようなことから判断いたしますと６２年度についても、相当厳しい法人市民税の減収ということが考えられます。そのようにお答えを申し上げておきます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

２点目の繰り上げ償還の関係でございますけれども、少しちょっと前から御説明申し上げますと、５６年からの資料が、今、手元にございまして、ちょっとこの辺から申し上げますと、５６年に繰り上げ償還をした額が、これは1,０００万単位で申し上げますけれども、2億5,000万、５７年が４億1,０００万、５８年が４億1,０００万、５９年が１３億7,０００万、６０年が１４億4,０００万、６１年度の当初予算に計上したものが、４億ちょうどでございます。

現在、この繰り上げ償還の特別な計画は、持っておりませんけれども、先ほど議員さんも御指摘がありましたように、いわゆる公債の残高が、日野市は、非常に高いわけでございますので、今後の下水道を初めとする行財政の需要が高いわけでございますので、できるだけ財政的な力をつけるという意味から、今後も財政の許す限り、繰り上げ償還に努力していく、というふうに考えております。

公債費比率で若干申し上げますと、５６年が１３.１、５７年が１１.８、５８年が１３.３、５９年が１１.３、６０年が１０.５でございます。６１年がまだ予算でございますけれども、１１.７ということでございます。

確かに、現在は、安定をしておりますけれども、西暦いわゆる２１世紀ぐらいを眺めますと、特に下水道事業にかかる公債費の問題が出てくる、ということは確かでございます。

また、日野市では、完全に下水道の実施計画、いわゆる財政計画が固まっておりませんけれども、先ほど類似市ということで、都下の各市が例に出たわけでございます。この下水道が、財政負担にどのようにかかわってくるかという、その辺を類似市の中の一つの市で紹介いたし

ますと、昭和４５年に公共下水道に着手いたしまして、昭和６５年に完成をするということで、現在進めております。その市の６１年度の予算で、この公債費関係が、どうなっているかということでございますが、まず一般会計からの繰入金でございますけれども、２４億円でございます。この市は、都市計画税が、約１５億前後でございます。日野市は、現在１３億円程度でございますから、１５年ぐらい先になりますと、都市計画税に見合うところで申し上げますと、２倍まではいかないけれども、１点七、八倍の財政負担がかかる、というふうに言えるのではないか。

さらに、じゃあ、この２４億の一般会計の繰り入れをした場合、どういう使われ方をしているかということを見ますと、そのうちの１６億4,０００万円が公債費でございます。借金の返済でございます。一般会計から繰り入れの６８.５％が借金の返済に充てるようになる、ということでございます。

したがって、簗野議員さんが、指摘をされたように、日野市の財政は、この七、八年ないし１０年ぐらいは、まず安全だろう、というふうに見られるわけでございますけれど、その後につきましては、今から１５年ないし２０年先の財政見通しを立てて行財政の運営をしないと、大変なことになるということは、事実でございます。

２点目の償還計画でございますけれども、この償還計画を立てるということは、非常に難しいわけでございます。５８年でございます。将来にわたる償還計画ということで、この議会でもお答えをしたわけでございます。現在、今持っております償還計画は、昭和８４年まで、見通した償還計画を持っております。この償還計画を立てる場合に、いろいろな前提条件がございますから、その条件の設定の仕方によっては、いろいろな数値が変わってくるということが言えますが、仮に今持っております償還計画で申し上げますと、昭和６４年以降、約３０億円の起債を起す。

それから、その起債の償還方法でございますけれども、３年据え置き２０年償還、年利６％、それで計算をいたしますと、公債費比率がどう変化するか、ということを見ますと、昭和６５年から６８年ぐらいにかけまして、一番高い数字が１２.７ぐらいになる、という数字が出ております。

ただ、これは、先ほど申し上げましたいろいろな条件を設定してのことでございますから、経済、それから、行政需要の段階で、この数字が変わるわけでございますけれども、起債をさ

らに仰げば、当然のことながら、この、公債費比率も上がりますし、それから、これは、あくまでも普通会計で言っているわけでございまして、下水道につきましては、別にこのほかに数字が出るわけでございます。先ほど申し上げましたように、一般会計から繰り出して、それが、下水道の会計の中で、また、償還費に充てる、ということでございますので、一概に言えませんけれども、先ほど、類似都市のことを申し上げましたけれども、この類似都市は、現時点では、財政が硬直とまではいかないけれども、経常収支比率が、上昇していることは事実でございます。

先進市のそういった状況を踏まえまして、これからの下水道を含めた基本計画をつくるわけでございます。目標年次は、６８年ではございますけれども、下水道計画のようなものは、その先をにらんだ中で計画を定める、というふうに考えております。

今後その計画の段階で、また、御説明をし、御意見を賜りたいというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

第３点目の高齢化社会へ向けて老人人口が、どう日野市の場合には推移するだろうか、という御質問でございますが、この問題につきましては、大変難しい問題でございますので、私どもで簡単に推論できない要素がございますけれども、国なりの推計をもとにして考えますと、人口動態なり、あるいは経済企画庁の先般出しました「長寿社会の到来」この論文の中でも一致しておりますのは、2,０２０年のころにピークが来る、とこういうことでございますし、日野も大体第１次、第２次のベビーブームのころから推定いたしますと、そのころにピークが来るのではないか。大体国の推論では、２３％ぐらいが、高齢化人口というぐあいに見ておりますし、日野も大体２０％前後にはなるのではないか。そういうぐあいに考えますと、大体人口２０万人のうちの４万ぐらいは、高齢化人口、とこういうように推論されると思います。

また、先ほど御質問にありました、２点目の老人の入所措置費の増加の問題でございますけれども、現時点での老人ホームへの入所者は、養護老人ホーム、それから、特養老人ホームをあわせまして１５０人、待機者が１４名、とこういう状況でございますけれども、大体これの発生率は2.3％、こういうことでございます。

東京都の方でも、大体2.5％の発生率ということで考えておりますし、今後とも大体このくらいの発生率を考えていく、ということになりますと、大体そのピークのころの収容人員とい

うのは、1,０００人ぐらい、1,０００人でございまして、１人大体市町村の負担は、現行で市が、１００万円ほど、年間で負担しておりますので、現在では１００万円ということで、これを計算しますと、１億円ぐらいは、その経費にかかると、こんなような推論も大体のところは出るんじゃないか。実際に一つ入所しますと、現在２０６万円年間でかかるということでございます。その半分が市町村負担、ということでございますので、大体１億円ぐらいは見なくちゃならないんじゃないか、というぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　　簾野行雄君。

○１７番（簾野行雄君）　いずれにしても、非常に今までは、税収が好調だったわけであります。いろいろ説明がありますけれども、どうしてもこの地方債の残高が他市よりも多いということは、私には理解できないわけであります。いま少し将来、今申し上げましたように、下水道計画あり、あるいは区画整理の問題もあり、あるいは高齢者問題もあるわけであります。将来の財政負担の急増というのは、目に見えているわけであります。何とかこれに対処しなければならない。もっと長期的に将来負担を含めた収支構想を考えて行政運営に当たらなければならなかったんではないか、これからもならなければないんではないか、こういうふうに考えるわけであります。

いろいろ部長も他市の例を比較して、下水道関係についても、説明がありましたけれども、昭和６５年に終了見込みの下水道事業と、これから工事着工しようという下水道事業では、工事費が全然違うわけです。恐らく相当数事業費が同じ規模の下水道事業でも増加しているはずであります。その辺があるので、むしろ、財政的に余裕があった今までに、下水道事業は、早期に着工すべきではなかったか、というようなことは言えると思いますけれども、これは、もう過ぎたことで仕方がないんですが、これからも長期的に見て、１０年、あるいは１５年先を見通して、今は数年の間は、財政的に心配ないんだからでは困るわけでありまして、将来、破綻のないような行政運営をしてもらわなければ困るわけであります。

それで、長期計画という話が出ましたけれども、むしろ、もっと長い目で見て、下水道事業あるいは区画整理事業を含めて、地方債の償還を考えて長期計画を立てて、これからの行政、あるいは財政運営に当たるべきだと思うんですが、その辺市長の意見を伺いたいと思います。

また、一番私思うんですけれども、行政運営の上で、行政のコストを考えなければいけないんではないか、例えば、給食費ですが、これは、今、保健給食費というような目ですから、詳

しくは計算してみなければわからないんですけれど、小学校で５億7,０００万ぐらいの保健給食費という数字が、中学で約２億というような数字が出てきます。

また、これに携わる市の職員が、小学校で１校当たり5.５人、１１０人、中学校で約１校当たり７人というような数字が出ています。この給食員一つとってみても、全職員の約１割ぐらいに当たるわけです。

さらに、二中、三中、あるいは四中の将来の給食のことを考えると、相当数の割合で市職員全体の中のウエートを占めるはずであります。確かに給食というのは、これは必要なことではありましょうけれども、一体これが幾らかかるのか、また、学校給食ということも確かに一番いいには違いないわけですけれども、ただ、コストがどうかという問題が、果たしてあるわけでありまして、こういうことをして、果たして、将来の財政負担に耐え得るかどうか、という問題があるわけであります。よく老人に理美容券のことを言うわけですけれども、これに現在、約7,４００万の支出をしておるわけであります。これは、もちろん国なり、都から補助金はもらえるわけじゃない。単独事業ですから、まるきり市でかぶるわけでありますけれども、考えてみますと、これは、お年寄りの方は、よくその辺の事情は御存じないから、どうも日野市で頭の面倒まで見てもらうのは非常にありがたい、というふうに思われますけれども、実は、自分の税金を払って自分の税金で理美容券を発行してもらっている、と大多数の方にとっては言えるわけであります。

さらに、こういうことは、高齢者がふえるに従って、この理美容券の対象人口が、将来３倍、４倍にはすぐふえるはずであります。仮に３倍としても、これは２億以上の理美容券の発行するための経費がかかるわけであります。これ理美容券だけのことをとってみますと、これは、確かに結構なことには違いないんですが、将来の財政負担を考えると、果たしてここまでやって妥当かどうか、という問題があるわけであります。年間２億ですと、１０年やると２０億かかるわけです。これをやって果たして、将来の財政破綻に通じないかどうか、という問題があるわけであります。ほかにもいろいろあるわけであります。

職員定数の問題が出ております。確かに、一般行政職だけとってみますと、職員１人当たりの人口は、約２００人ということで、他の２６市と比べても相当いい数値ではありますけれども、総職員数から見ると１１０人ということで、これは、むしろ、２６市の下位の方に属するわけであります。どうしてそんなことになるかというと、確かに、日野では、いろいろの施設

が多い、給食にしてもそうですが、委託方式、あるいは集中方式をとっているところは、このウエートが非常に小さいはずであります。

さらに、市立幼稚園あり、市立保育園あり、そういう面が影響しているかと思いますが、将来を考えると、現在は、確かに、人件費比率というものは、そんなに悪いわけじゃないんです。しかし、こういうことで、今やっていけるから、果たして、これでいいだろうか、という問題があるわけであります。将来に備えて、できるだけ行革ということもありますけれども、今、やれるからいい、ということでなくて、余裕のあるうちに積立金なり、あるいは地方債の償還を繰り上げるとかいうことで、将来に備えるべきだと思うわけです。給食調理員にしても、年間１８０日の給食数というようなこともありますし、できるだけパート職員に切りかえるとか、そういう処置をとって、なるべく将来に備えていくべきではないか、ということが言えるかと思います。その辺市長、将来展望として、どう考えているのか、再度質問したいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　簇野議員のこの財政見通しにつきまして、常日ごろ、いろいろ御指導をいただいておるわけであります。その精神は、今日の本市のまちづくりに当たって、将来の必要経費もその増大する額が、当然考えられるので、あらゆる観点から都市の経営論理、あるいはコスト意識を持って取り組む必要がある、こういうことをいつも教訓として、伺っておるわけであります。私も、全くその点につきましては、同感というふうに存じておるわけであります。

ただ、まちづくりの理念、つまり市民自身という事柄から、私は、虚構の楽観論であってはいけないと思いますけれど、何かこう、先を余り窮屈に考えることも、むしろ、日野市の場合は、おかげさまで、もっと積極的に物を考えてよろしいんではないか、というふうに思っております。

国の財政は、御承知のとおり、まさに破綻をしている、これは、我々の自治体比ではない実情があるにもかかわらず、堂々と国際化に悟して立派になされておるというふうに――それから自治体も我が市のような市民意識の高い恵まれておる条件の中ですから、ひとつ胸を張って堂々とやっていきたい、とこのように考えております。

そこで、御指摘のことでありますが、その財政見通しにつきましては、来年には、この財政分析という専門的な調査を専門家にお願いをして取り組んでみたい、というふうに考えており

ます。その際には、今、発足をしようとしております長期計画とあわせて、どういう推移をたどり得ることができるかということが、比較的明らかになるというふうに思っておりますので、仰せのとおりの論理を十分わきまえながらかかるのは、これは申すまでもありません。つまり、むだを省く、あるいは非能率を起こさないようにする、硬直化しないようにする、活性化をますます盛んにしていく、こういうことだと思っておりますので、それが、市民参加と、それから、そういう行政の展開によって、今後のいわゆる住みよいまちづくり、それから、住んでよかったと思われる、そういう市民の意識が確保できる、そういうまちづくりに進みたいと思っております。

むだは、これはあってはなりませんので、その点には十分配慮してまいりたいと思います。学校給食のことも、一部のこの単純労務のパート化でありますとか、理美容券につきましては、ある時期には、所得の関係の限度額でありますとか、そういうことも導入しなければならないかもしれません。また、職員定数におきましても、非常に能率的な、行政職がちょっと不足をしておるという、これは、もうまさに努力と能率化によって成り立っておるわけでありますが、最小限の人員の中で、最大の効果を上げるということで、今後も邁進していかなければならないことは、申すまでもございません。いろいろの機会に御指導いただいておりますことを十分配慮しながら、今後に取り組んでいき、心残りのないそういうことでなければならない、とこう思っております。

○副議長（中山基昭君）　　簾野行雄君。

○１７番（簾野行雄君）　　じゃあ、いま一回、私の質問なり、意見を述べさせてもらいたいと思いますが、非常に市長は楽観論者です。それは、それでいいかもしれないけれども、そう長く１０年、１５年先まで、市長務められているわけじゃないでしょうから、それで用は足りるかもしれませんが、後を受け継いでやる人は大変だ。どう考えても財政的に見れば、将来破綻の可能性が、非常に強いわけです。ぜひ、もっと長期的な見方、計画的、効率的な行政運営を、これは当り前のことかもしれませんが、考えてやってもらいたいと思います。福祉というのは、一つ、一たん始めると後退は許されない、という面があるわけです。理美容券も、今より限度額を設けるどうのと、口では確かに簡単に言えるかもしれませんけれども、非常に難しい問題があるわけです。

よく総選挙で、間接税の問題が出てきました。確かに、理論的に考え、あるいは国際的に見

れば、税の公平の面からいっても、間接税も、むしろ所得税を減らすなら間接税を導入しなければやむを得ない、という面もありますけれども、いざ選挙となるとなかなかそうはいかない、ということになるわけであります。今の議会政治からいけば、確かに、そういうマイナス面もあるわけでありますけれども、それは、それとして、今後とも長期展望に立ってむだを省いて、効率的な運営をしてもらう、そのことをお願いしまして、終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって3の1、日野市財政の将来展望についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時　6分休憩

午後3時30分再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、行財政改革の積極的推進について問うの通告質問者、山口達夫君の質問を許します。

〔5番議員登壇〕

○5番（山口達夫君）　通告に従いまして、御質問をさせていただきます。

初めに私は、行政改革については、通常の日々生じている行政課題とは、全く異なる視点で取り組むべき課題ではないかとの意見を持っております。

ちょうど時代は、いわば変節点に至っている。欧米型の肥大型の行政に追随していくか、あるいは、また全く新しい未知の調和型の社会を切り開いていくか、まさに重大な転換点に来ているのではないでしょうか。

行政改革をこの新しい社会形態への扉を開く道具ではないか、と私は考えるわけであります。肥大化した体質を勇断を持ってそぎ落とし、職員を優秀なる精鋭集団へと養成することによって、その個々が、地域に直接結びつき、指導力を発揮していくような、そんな真の開かれた住民自治による、自立、自助的な地方自治の構築をするために、行政改革こそが、その必要不可欠の第一ステップであると強く主張するものであります。

今日、日野市では、一方では東京都の都市型都市の中でも最低水準の下水道の整備率、あるいはまだ１４％に満たない都市計画国道を初めとする道路の整備状況、多摩川、浅川等の水面を除いた日野市の陸地面積2,３６２ヘクタールのうち、わずかに５０５ヘクタールだけが、区画整理事業が終わっている。８２％の陸地が、まだ未整備状態のまま放置されている現在、都市基盤整備が急務の課題となっている。それを実現するための財政的な需要は、かなり知れないわけであります。

このことにつきましては、先ほど、旗野議員の方からるる説明、御質問があったとおりであろうかと思います。そればかりか、人口は鎮静化し始めておりますが、生活保健相談センター、あるいは体育館、郷土資料館等の箱物の計画、建設、運営がひしめいており、さらには、多様化、高度化した市民の要望を踏まえる、世界に例のない初めて経験する、このすごいスピードによる高齢化社会への突入といった複雑、多岐にわたる課題解決が迫りきたっているのが現状であります。

他方円高不況のあおりで、６１年度歳入でも、先ほど、理事者側からおおよその御説明がありましたが、予算より１０億円をオーバーするのではないかという現象が予想されるという、いよいよ財政難の兆しが見え始めています。地価高騰による不利益、通信、運送手段の迅速、効率化によって、日野市にあります大企業は、一昨年のファナックのときにとどまらず、さらに日野市からの転出があろうかとも、うわさされている昨今であります。法人市民税の減少は、市の台所に決定的なダメージを与えかねないわけであります。この解決の大きな手だてが、行財政改革ではありませんか。いかがでしようか。すべての課題に先立つ転ばぬ先のつえこそ、優先課題として取り組んでいただきたい、と心から願うものであります。

そのための第一が、職員定数の削減にあるのは、論をまたないところであります。東京都が、昭和５３年度、都財政史上最大の実質赤字2,０００億円を抱えていたのを、昭和５４年、鈴木都知事登場とともに財政再建に着手、２年間で、8,１０５名、3.７％の定数を削減し、他の施策と相まって、３年間で赤字を完全解消させたのは、記憶に新しいところであります。

私は、今年秋をめどとして、策定を予定されている行政改革の推進要綱が、まだ私たちの手元に配布されていない現段階で、行政改革推進本部第二部会が課題としております給与、職員定数、組織、機構のうちから、相互に密接不可分であると思われるにもかかわらず、あえて職員定数だけを切り離し、しかも増員の条例改正を求めておられるのが、どうしても理解に苦し

むわけであります。

市長にぜひこの辺について、考え方のおおわくといいますか、基本的な発想について、お聞きしたいと思います。定数は、削減したいのだが、行政改革が、おくれにおくれ間に合わないから、やむを得ずの処置なのか、あるいは別の理由があるのか、その辺のところをよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、総務部長の方からお答え申し上げます。

定数条例の提案理由につきましては、これらの踏まえた中での、最初にお話し申し上げましたんですが、確かに、行政改革に逆行するというような中で、日野市が、あえて踏み切っている、ということにつきましての詳明を申し上げました。それは、今、山口議員さんからも御指摘がありましたように、日野市の都市整備基盤の中での下水道が１４％、――面的整備におきまして。それが未整備ということで、８６％のこうした中での考え方も御指摘されました。今、このように他の自治体を見ていられない状況であるということ。ということは、提案でも申し上げましたように、建設途上でどうしてもなさなければならない日野市の特別の理由というものが、生れております。それをここで、市民行政部の面から遂行していかなければならない。この面に立ちまして、定数をいかに迎えるか、あるいは増員するか、ということで議論を積み重ねてまいりました。それは、組合からはもちろんのこと６９名、それから、庁内部局におきましては、部長を初め課長さんからのヒアリングを踏まえ、そして、ここに２３という数字の決定的な削りに削ったものを最小必要限度で、議会の議員さん方に御理解を賜りたい、ということで出したわけでございます。

それから、また、もう１点は、この行財政の答申にもありますが、類似団体と比較しまして、日野市は、非常に少ないというような指摘を受けております。それをもとにひもときまして、数字的なこと、きのうも提案のときにお話ししましたように、３１.４という数字につきまして、検討をし、それを削りに削りまして、２３ということ。

それから、今、御指摘のように、もう１点は、箱物であるということで、既にそれが計画線上にあり、そして、また実行段階に、契約とかいうものが、既にこの議会に提案されております。そうした中での対応の仕方というものを踏まえまして、３年を目安に一応の、本当に腹を切る思いでございますが、これを提案させてもらうというような提案理由の説明になりますが、

そうしたことでお願いにあがっております。今、質問を受けましたように、非常に第二部会での組織、定数、機構、そうしたものが、今、検討段階である中で、あえてここに出してきたということのもう1点の理由といたしまして、御承知のように、今年度は大学卒の会社訪問が１０月１日解禁でございますが、８月の２０日から既にスタートをして、この9月の２０日には短大、専門部関係のが、そうした採用の時期に入ってきます。1カ月早まる、あるいは2カ月早まる、というような中で、日野市も今年度の採用というものを、やはり採っていかなくちゃならない。そうした場合に、人材の確保そうしたものも必要であります。そうした中での苦慮をいたしまして、このような定数増の議案を提出したわけでございます。

何とぞ御理解のほどお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長、基調的な、補足的な答弁はありませんか。

○市長（森田喜美男君）　この日野市の職員構造と申しますか、確かに、この一般比、つまり職員の数対市民との比率、この関係では、決して少ないということはないわけでありますが、よその市が行っていない仕事を日野市では、今までの市政の発展の中で数少なくないわけであります。市立病院は、これは持っていない市もあるわけでありますが、日野市の場合は、二十数年多摩平のできましたころから、医療の地域での確保のために発足を見ております。それだけでも約２００名近い人員を要しております。

それから、保育園、危速な都市化に伴いまして、若い人口の流入に伴い、保育園の要請が非常に強かった。それで、日野市では、公立の幼稚園を御承知のとおり、１２園擁している。ここに約２５０名近い保母その他の職員が配属されております。

図書館活動にも、よそよりも人員の配当をいたしておりますし、一番日野市で優等生は、今日から見れば、その評価のことは別にいたしまして、清掃部では、その清掃作業を早くから委託に出したということで、かなり効率的な経営にもなっておるわけでありまして、そういうことを、もし、広くお考えいただきますならば、日野市のやっぱり行政の特色というものがある。直営をしている市立病院、あるいは保育園、これをもし、市民サービスに支障なしとして、そういうことを経営してなかったならば、まさに職員定数は非常に少ない。1,０００を切るぐらいの数にもなり得るわけでありますが、現実の問題は、市立病院も大変大切な医療の機関でありますし、保育園もまた子供の数は減りつつありますから、これの改組は、今後の課題にはなりましょうけれど、今まで市民の日常生活、特に婦人の社会活動のために、非常に役割を果た

してきている。こういう現実の問題が長期にわたって今日をつくり上げておるわけでありまして、一つの建設点として、絶えず行政改革という視点から見直しをするということは、必要ではございますが、これまた、生きた行政でもございますから、必要なものには、やっぱり補充をしなきゃならない。とりわけ、これから高齢化社会に向かって、健康行政というものが、特に自治体として重要になってまいります。そのための健康行政に要する生活保健センターにも、最小限の人員の配当は必要であります。

それから、その次に取り組むことになります「ふるさと博物館」、これも長年の懸案でございまして、これを運営するためにも最小限の専門職の３名ほどの配当が必要であります。もちろん庁内の組織間の配置転換、異動、これらによって処理をすることも最大限に行った結果の今回の員数の結論だ、ということでございまして、一般論から言えば、まさに行革の中の逆行である、こういう評価も出るわけでありますけれど、やはり必要最小限のものは、市民要求にこたえていかなきゃならない、という具体的な情勢もございますので、そのようなことの現実論として、提案を申し上げておる、こういうことでございますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私は、行政改革について、先進的である市の市長さんを初め、幾つかの方にお会いした経験がございます。その中で、常に言われますのは、結局やるかやらないかは、市長の意思にかかっている、できるかできないかは、市長の意思にかかっているわけであります。どちらに理屈をつけるのかは、行政の当局者の判断によるわけであります。私は、その意味で、どのような決断に対しても、説明としては、十分な説明ができるであろう、ということを推測します。しかし、断固として行政改革をやろうという意思があるんであれば、何ものをも乗り越えるという決断でもって、定数の削減に取り組んでいただきたかったわけであります。

これ以上は、委員会に付託された議案で、そちらに関係いたしますので、立ち入ることは差し控えたいと思いますが、ただ、先ほどの話から聞いておりますと、これが一時的なものなのか、あるいは定数削減についての意欲が、本当にあるのかについて、多少気になるところがあるわけであります。もし、その意欲があるとすれば、一定の期間を超えたら、もう一回削減するという条件つきの、期限つきの改正案の提案がなされてしかるべきではなかったんではない

かと思うわけであります。

また、スリムになってこそ、初めて職員の活性化も求められると思いますし、このときこそ、知恵と経験を持った高齢者の出番ではないだろうか。

例えば、相模原市では、高齢者を中心として運営されている施設管理公社に箱物の管理を委託しております。例えば、市民健康文化センターでは、直営に比べ約５７％の経費の削減が報告されております。このようにやる気になったならば、代替案が、必ず今までの市長の経験の中から探し得る、こうかように信じているわけであります。ぜひとも短兵急に定数を増加することで、この危機を乗り越えることではなくて、別なる創造を心からお願いしたいわけであります。

また、今議会において、情報公開条例が提案されておりますが、これが、本当に機能をし始めますと、市民が情報を市と共有することで、より多くの市民の行政への直接的なかかわりが見込めるようになり、あらたな地方自治へと歩み出すことができるのではないでしょうか。そういう市民の力を借りるのも、やはりスリムにするためにどうしても不可決ではないかと思います。私たち議員は、与党、野党といった会派の議員であると同時に、まず日野市の一人の市民であります。日野市に住み、日野市を愛してやまない一人として、市長が、今、抱えておられる課題は、すなわち私たち市民自身の課題でもあるわけです。ぜひ市長におかれては、苦悩を一人の苦悩とせず、町の発展のために、胸襟を開かれ、我々議会とともにもう少し発展的、協調的な姿勢をとられることをお願いしたいと思います。

思い起こせば、昭和３５年の１２月２７日、池田内閣が、国民所得倍増計画を策定したとき、それ以後の日本の高度成長ぶりは、世界に例を見ず、年利率１０％に及ぶ継続的な実質成長率により、あっという間に、日本は、世界の主要先進国へと仲間入りしたのであります。当時、私たちは、きのうよりはきよう、きようよりはあしたが、必ずよくなると確信し、いわば常識化しておりました。ところが、昭和４９年、突如として襲ったオイルショックは、高度成長神話を打ち崩し、日本を混乱の渦へと巻き込んでいったわけであります。いわば高速道路をハイスピードで走っていた車を突然ブレーキングして、何とか一般道路へとおりることに成功したわけです。あのとき、テレビの深夜放送は中止になりました。ネオンサインは１１時まで、等々おおよそ自由競争社会では考えられないほどの協調と、国民が一丸となって、あの難局を乗り越えたではありませんか。歴史には転換点があります。私は、今こそ、その転換点を迎えた、

そのように思うわけです。

市民、職員、議会、市長と一致した協力で何とかこの苦悩を乗り越える必要があるのではないでしょうか。市長が、先ほど申し述べられたように、虚構ではない楽観論とおっしゃいましたが、私は、その楽観論にのることが、大変危険であると多くの市民が心配していることを申し述べたいと思います。

給与体系の是正による責任に裏打ちされた行政の活性化、民間委託の導入、退職職員があれば後を不補充とするとか、高齢者の方々の力を借りる等々の手段を工夫することによって、何とかこの転換点をスムースに曲がっていきたい。日野市民として、市長により一層の御努力をお願いしたいと思います。

以上で質問終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって４の１、行財政改革の積極的推進について問うの質問を終わります。

続きまして一般質問４の２、日野市民の生命、財産を守るための総合的防災対策について問うの通告質問者、山口達夫君の質問を許します。山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　通告に従いまして、御質問させていただきます。

先月の８月の３１日、多摩平の第六小学校で総合防災訓練がございました。私も出席させていただきまして、きびきびとした組織だった行動、防災機関の協力を見まして、大変感動したわけでありますが、市長が、その席でのお話で、ともかく市民の皆さん、自己の生命、身体の保全に努めてください。必ずすぐに救助、援助が向かいますから、というお話をされました。私は、これを聞いて大変心強く思ったわけであります。

土地の古老に聞いてみますと、大正１２年の９月の１日、関東大震災のときは、この日野地区では、それほど大きな被害はなかったとか聞いておりますが、今では、日野市も人口１５万、そして、オープンスペースも当時とは比べものにならないぐらいに減っております。産業構造も変わっている、このようなときに、やはり今日的な問題が、大震災の襲ってきたときにあるのではないかという一抹の不安もあるわけです。

そこで、防災計画に準拠しながら、幾つか御質問させていただきたいと思います。

日野市地域防災計画によりますと、災害予防計画に関しまして、災害危険区域に関する調査、研究をすべし、との規定がありますが、まず第１点として、日野市内の危険区域についての調

査の結果についてお尋ねしたいと思います。

次に、いざ現実に地震等によって、同時多発災害が発生した場合についてですが、一つ、食糧の確保と水の確保は、いかになっておりますでしょうか。二つ、また、浅川にかかっている橋が落ちるというようなことで、南部、北部地域が分断された場合は、どのような対応がなされますでしょうか。三つ、また、自家発電設備を備えている機関には、どんな機関がございますでしょうか。

最後に、非常災害となりますと、道路の寸断やあるいは被災地によっては孤立化が生ずることもあります。このときには、やはり民間の協力が、大変大事になろうかと思いますが、そのための組織、あるいは訓練、教育は、どのように考えておられるでしょうか。また、各戸で用意すべき防災用品について、市から何らかの働きかけをしたことがありますでしょうか。これらの点につきまして、まず御回答をいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長、お答え申し上げます。

御質問のとおり、日野市の地域防災計画につきましては、災害対策基本法にのっとりまして、日野市地域防災会議によって決められてございます。御質問の第１点の災害危険区域の調査結果でございますけれども、現在のところ、南部丘陵地帯に３カ所ございまして、落川に１点、平山六丁目に１カ所、南平二丁目に１カ所の３カ所が危険地域として指定されてございます。

それから、２点目の食糧と水の確保でございますけれども、食糧につきましては、現在、市独自でおよそ2,０００食の乾パン、それから、さらに、東京都から預かっております同じ量の乾パン、合計いたしまして、4,０００食の乾パンを確保してございます。これは、一度災害が起こりましたときに、十分な量ではございませんので、このほかにお米屋さんの組合と協定を結ぶほか、スーパーマケットとも協定を結びまして、災害時に食糧の供給をしていただくような約束ができ上がっております。

それから、自家発電を備えている機関、これは各会社ごとの自家発電の備えている状況につきましては、現在、手元に資料を持っておりませんので、後ほど資料を提出したいと思いますけれども、市の機関では、水道部にございます三沢の浄水場、それから、旭が丘の浄水場、それから、多摩平の給水場、そういったところに自家発電の装置がございます。

さらに、道路などの寸断のために、地元の組織、それから、地元の皆さんの災害に対する教

育、訓練、それから、防災用品の提供などにつさましては、昨年度の消防委員会から、今年度、それから、さらに来年度の消防委員会の諮問事項として、地域の自主防災組織、その組織は、どうつくったらいいかということについて、諮問をしてございまして、目下その線に沿って鋭意討論をしていただいております。

それから、浅川にかかっております橋が落ちた場合、このことにつきましては、現在のところ、具体的な策を持っておりません。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　再質問ですが、食糧の確保についてなんですけれども、これは、合計4,０００食といいますと、大体どのくらいの人数を何日分という想定でございますでしょうか。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　少し大き目の乾パンでございまして、そうですね、５センチの七、八センチぐらいの角型の乾パンが、５枚が１パックになっておりまして、これは、大人１人１食分でございます。したがいまして、4,０００食は、4,０００人分の１食分ということになります。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　それでは、また、再び順次再質問させていただきたいんですが、先ほど、南部、北部については、対応策がないというお話でしたが、近隣市といいますか、多摩市、稲城市、あるいは八王子市、これとの連携において、救えるための施策といいますか、組織はあるのでしょうか。

また、水の確保の点ですけれども、貯水槽といいますか、市民が、そこからしばらくの間、水、いわば汚れない水を確保することができる、そういう場所があるのかどうか。

食糧の確保について、今、現在は、どちらに確保されているのか。それが、南部、北部両方にあるのか、一方だけなのか。

また、自家発電装置の中に、病院は入っているかどうか。病院が入っているとしたらば、せんだっての３月２３日でしたか、大雪が降りましたが、自家発電の稼働状況は、いかがだったでしょうか。その辺をまずお聞きいたします。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　特定の地域に災害が起きた場合に、近隣の各市との連携プレーは、これは、非常に大切なことでございますけれども、日野市の場合、お隣の八王子でございますとか、多摩市とか、具体的な協定、援助の方法などについては、まだ取り決めがなされておりません。

それから、２点目の水の件でございますけれども、現在、水道部で持っております浄水場、旭が丘の浄水場は、約5,０００トンのタンクがございます。それから、三沢の浄水場につきましても同じく5,０００トン、そのほか多摩平、大坂上に水をためておく施設がございます。さらに、京王の団地の上部、それから、下部にもポンプ場がございます。そのほか、東京都が直接管理しております程久保の給水場、こういった水を貯水しておくタンク、これが、震災が何時ごろ起きるかによりまして、貯水の量が違ってまいりますけれども、３分の１ぐらいはたまっているだろう。そうしますと、１人１日３リッターの必要な水は、この浄水場で十分確保できるのではないか、こういう見通しを持っております。

それから、市立病院につきまして、発電装置を持っているかどうか。これは持っております。その稼働の状況は、病院事務長からお答えをいたします。

○副議長（中山基昭君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　病院内には、１５０キロワットの発電装置が設置してございます。

それから、３月の大雪でもその発電機は稼働いたしました。以上です。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　水の件ですけれども、先ほど申し述べましたように、同時多発的な災害で、交通の寸断があった場合、この３リッターをここから持ち出すというのは、なかなか困難であろうかと思います。そのような場合に際して、防災会議として、あるいはこの計画の中では、どのようなことを考えられておられますでしょうか。例えば、広報関係で、自分で我が身を守る、そのために何とか隣、近所でまず地震が起きたら水を確保してくれないか等々、いろいろな方法があろうかと思いますけれども、その辺の御見解をお伺いします。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

先ほどのお答えの中で、一つ落としたものがございますけれども、食糧の確保について、ど

こにしまってあるか、この本庁の地下の倉庫にしまってございます。

さらに、６１年度から年次計画を持ちまして、公共施設の中に、国鉄の貨物のコンテナのようなアルミ製の倉庫をつくるべく予算をいただいております。既に６１年度につきましては、南平（なんぺい）小学校の体育館のわきに、この防災倉庫を設置いたしまして、食糧、それから、応急的な薬品類、それから、資材類そういったものを格納してございます。この南平（なんぺい）小学校に設けました理由は、南部の丘陵地帯を想定いたしまして、大体丘陵地帯の東西のほぼ真ん中辺に位置するということから、この位置に決めたものでございます。（「みなみだいら小学校だよ」と呼ぶ者あり）

南平（みなみだいら）小学校に訂正をさせていただきます。

水の件につきましては、８月３１日の防災訓練のときにも実際に訓練を行いました。水道部の職員が、ポリタンに詰めた水を給水をしております。ああいう方法をとるほか、緊急時の広報活動の一環といたしまして、給水場所を皆さんにお知らせするなどの方法によりまして、水の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

○副議長（中山基昭君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　水道部から少々御説明申し上げます。

給水の確保ということにつきましては、やはり、災害に強いまず水道施設の整備だ、というぐあいに考えております。

第２番目といたしましては、震災後の迅速なる復旧計画と応急給水、ということを考えております。応急給水につきましては、今、生活環境部長の方から説明がございましたが、都の方では、大坂上の浄水場と多摩平の浄水場、これを大きく耐震性のあるものにつくりかえたい。その容積はおのおの5,０００立方メートルでございます。これを大体昭和６５年ぐらいから開始したい、ということを言っております。この前の補正予算のときも申し上げましたけれども、その一環といたしまして、多摩平の一番東側の６５０立方メートルのタンクをここで壊します。お断りしておきたいんですが、平山浄水場と前申しておりましたが、これを最近、正式に文書で都から回答がございまして、平山台浄水場を日野旭が丘給水所というぐあいに名称を変えることになりましたので、よろしくお願いいたします。

また、ここには、６２年度で、都の方で緊急遮断弁をつくって取水ができるようにする、ここに5,０００トンの水がございます。

それから、これはお願いでございますけれども、水道で常々お願い申し上げておるわけでございますけれども、各自で水の確保ということをお願いしたいわけでございます。くみ置き、これは、ポリタンク等に密閉しておかれますと、3日間は、十分もちます、塩素は消えませんから。それから、避難どき、これは必ず水筒に水を入れてほしい。これを非常災害時の持ち出しのためのものにしてほしい。しかも、その容器といいますか、水筒はポリ等ではなくて、アルミ製等にしていただきますと、いつでも水をくんでそれを煮沸して飲むことができるというようなことでございますので、ひとつ、ぜひお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　大変いろいろと教えていただきまして、ありがとうございます。

やはり、最終的に、当初市長のお話を申し上げましたけれども、我が身で我が身を守る数時間というのが、大切だろうと思いますが、実は、私、隣のうちが火事になったことがございますけれども、やはりあわてふためいたといいますか、なかなかどこをどうしていいのかわからなかった。辛うじで1階、2階に幼児が寝ていないかどうか気を配って階段等走り回ったぐらいで、それ以上の動きができなかったわけであります。やはり、災害というものは、ある程度訓練を積まないとうまくいかない。その意味で、市から積極的に住民サイドへこのような働きかけをなさることをお願い申し上げまして、この部分についての御質問終わりますが、一つだけ残しておりましたものですから、そこをお伺いします。

南部丘陵地帯――落川、南平二丁目というぐあいに先ほどお話のありました危険区域でありますが、具体的にいってどのような危険があるのかを御説明願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　落川、南平二丁目、平山六丁目、いずれも南部の丘陵地帯でございまして、がけ崩れの危険が大変大きいということでございます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　これはいつごろからわかっていたことでしょうか。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　落川につきましては、はっきりした年度――何年度ということは、わかりかねますが、平山六丁目、南平二丁目につきましては、ことしの調査で

新しく追加をいたしたものでございます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　私は、行政の最低の義務というのは、やはり市民の生命、財産を守ることにあろうかと思います。まず第一にすばらしい町になる前に、まず第一に命、そして身体財産を守るためにこそ我々は、税金を払っているのではないでしょうか。がけ崩れが危険区域としてあるというだけで、放置されたのでは、そこの地域の方々も、なかなかこれは、納得されないんではないか。どのくらいの年限をもって、どのようにして解決するか、もちろんその中には、自己負担の分もあろうかとも思いますが、何とか市民の大切な命ということで、ここの部分に計画を着手していただきたいものと思います。現状の計画をお聞きします。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　新しく追加をいたしました南平と平山につきましては、早速、東京都の担当の部局に連絡をいたしまして、この危険の解消について、今後努めてまいりたい所存でございます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　平山六丁目といいますと、たしか平山苑と称せられる地域かと思うんですけれども、あそこの一番上は、大変危険ながけ崩れの起こり得るということは、実は、これ去年、おととしにわかったことではなく、市民から、何度も市の方にお話があったかと思うんですけれども、先ほどのお話で、追加したというのは、ことしであっても、御理解いただいていたのは、もう少し前ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　ことしに追加いたしまして、以前からも危険地域として、気をつけてはおりましたけれども、ことしに追加いたしたものでございます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○5番（山口達夫君）　あそこの地域は、下から火が出ますと、ほとんど逃げ場がないという地域だと聞いております。よく日野市の方へ避難通路をつくっていただけないか、という交渉があったかとも聞いておりますけれども、ぜひこの点について、鋭意関係官庁とも御相談の上、取り組んでいただきたいとお願い申し上げます。

また、梅ケ丘の団地の下に防空壕があったと聞いておりますけれども、現在、そこについて

はいかがなっていますでしようか。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　はっきりした年度は思い起こせませんが、完全に埋めてあるはずでございます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　ありがとうございます。

防災計画によりますと、危険区域は、単に開陳するために危険区域として指定するのではなく、当然それを市民の命にかかわることですから、何とか改善するためにやるわけですので、今後見守らせていただきたいと思います。ひとつ御努力のほどお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長（中山基昭君）　これをもって４の２、日野市民の生命財産を守るための総合的防災対策について問うの質問を終わります。

続きまして、一般質問５の１、市立総合病院に理学診療科の設置についての通告質問者、秦正一君の質問を許します。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（泰　正一君）　市立総合病院にリハビリテーションの設置について、簡単に質問いたしたいと思います。

本来ならば、三田院長に来てもらわなきゃならんわけですが、既に、質問の内容を病院事務長を通してお願いしてあるもので、事務長の方から答弁を願いたい。今、院長忙しいもので、今の時間に来られないので、そのように配慮したもので、よろしくお願いいたしたいと思います。

申すまでもなく、市立病院は、長い歴史の中で、幾多の困難を乗り越えて現在に至っております。地元医師会との接触を重ねて、協力も得て、もちろん病院運営委員会とか、いろいろなそういう面の手を経まして、何回かにわたる増床もし、現在に至ったわけでございます。現在、１６２床、診療科目は９科目、これで進められております。この間、医療面で、完全ではないにしても、市民要求にこたえ、市民のお役に立ってきたことは事実であると思います。常日ごろ、開業医と異なった公立病院としての特徴を生かした方向に、病院運営をしていかなければならないと言われているわけですが、幸い昨年、ＣＴの導入がなされ、それから、さらに、高

度医療の実現に向けて頑張っていることを院長は申しておりました。また、長期的ビジョンとして、院長は、包括的医療に該当すべき項目を入れて、病院運営をされるべきであることも申しておりました。

それにしても、効率のよい病院運営を図るための３００床にするにしても、高度医療の充実を図るにしても、また、医師の定着を図る上においても、今の病院の建物や敷地の面積では、無理であることは、院長は強く申されております。我々も承知しております。といって、今ここで速やかに増築を図るとか、また、他の広いところに移転をするということも、院長は気があっても、財政面からは市長が踏み切れない、という現状だと思います。

とりあえずは、当分の間は、現状のままで運営させるを得ないということになると思います。ここで、問題提起をあえて申し上げたいと思います。

それでは、リハビリを充実し、できないかということでございます。高齢化社会が進む中で、脳溢血、脳血栓、脳軟化の患者がわりとふえておると思います。また、交通事故等の患者など、治療が進んで必要な時期にリハビリを利用しています。脳溢血等で倒れ、治療が済み、ある程度よくなって歩くことができ始めた人の機能回復、また、交通事故等で、骨折してギプスをはずし、後の機能回復を必要とする場合に、リハビリ施設を利用すると思います。このような患者の機能回復の場合に、二通り考えられると思います。

一つは、市立病院に関係する患者と、あとは一般外来患者に分けられると思います。最初は、最小限の市立病院の患者を対象として、今、市立病院の一室に古い機器、また、設備がありますが、これでは理学診療としては、対応し切れないと思いますので、さらに、機器や設備を充実してもらい、さらに、スペースも今の倍ぐらいに何とかならないか、ということであります。仮に実施するとして、今置かれている機器や設備が、十分間に合うかどうか、その点についてお伺いいたします。ただ、あとはライセンスを持った指導員を最低１名、また、パート１名ぐらい確保することが必要だと思います。

ここで、私の知っている方ですが、１人は石和の病院にリハビリテーションに入っておりますが、経費が月に５０万から６０万かかり、家族の者も遠いので大変だ、というふうに申しておりました。また、もう１人の方は、市立病院を退院して、多摩丘陵病院に現在入っております。ここは、老人が多く、内容も充実しております。ただ公立病院ではないので、費用面はかなりかかります。これは、一般の部類ですが、患者さんが、ある程度よくなって、リハビリを

受け、また、退院してから後は、機能回復を強要していかない、ともとに戻るのもだめになってしまう、ということであります。これには、いろいろと軽い軽度のものから、重度のもの等一様にはいかないと思いますが、いずれにしても、このように体をかなり強制していかないとならないということでございます。公立病院の特徴を生かして、それこそ最低限のリハビリを実施していただきたく質問をするものです。

１点といたしまして、市立病院でこれに該当する患者は、何人ぐらい現在いるか。機能回復を必要とする患者、退院して、しばらくはこれに該当させた方がいいという方も、何人ぐらいいらっしゃるか、お伺いします。

それから、病院を移転しないで、今のところで、最小限のリハビリができないかどうかお伺いします。それには、指導員の問題がかかってくると思いますが、この点についてもお伺いします。

先ほど質問しました、どの程度の機器、また、設備、こういったものが現在あるか。一室に置いてありますが、この程度のもので間に合うかどうか、この点についてもあわせてお伺いいたします。

健康保健センターの建設もなされ、予防医学の面は、もちろん大事ではありますが、現実にリハビリによって社会に復帰できるかどうか。機能回復の結果よくなって、健康な余世を送るようになることができるかどうか。このような方もわりにいることを忘れてはならないでほしいと思います。市立病院にリハビリの設置を図ることは、市民の切なる願いであり、要求であることを、さらに強調しておきたいと思います。

まず以上の点について、答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　院長にかわりまして、私の方からお答えをいたします。

まず院内の機能回復訓練の状況を申し上げますと、医療水準の高速な進歩で、我が国の平均寿命が世界のトップクラスに到達をいたしました。こうした情勢の中で、成人病、また、老人病と言われる悪性腫瘍、それから、脳血管障害等の疾病も増加してございます。御指摘のように、また、交通事故による後遺症や脳血管障害による後遺症の場合は、比較的長期間の機能回復訓練を必要とするケースが多く、専門的なリハビリ施設の需要も増大しているものは、事実でございます。

当総合病院も４４年に、リハビリ部門を開設して、以降その整備を図ってまいりました。現在、マッサージ師２名と各種の機能回復訓練の機械を設置して、伝染病棟の一部をお借りしてリハビリを行っております。伝染病棟の一部をお借りしているのは、実際には６人部屋の二部屋をお借りしてございます。その中で、１室は訓練機械を主にした回復訓練、あとの１室は、マッサージ及び索引等を主体に行ってございます。しかしながら６人部屋の病室をお借りしている現状でございますけれども、スペース的には限られた場所でありまして、先ほど、御質問のように訓練機能の設備もまだ十分でございませんし、専門職員の理学療法士の採用もしていない状況であります。そういう残念ながら、リハビリ該当患者のすべてを受け入れる体制にはなっていないが、まず現状でございます。

そこで、高齢化社会の進む中で、入院患者関係で機能回復を必要とする方は、何人ぐらいいるか、ということについてのお答えをいたします。

現在、入院患者中で、リハビリ該当患者は、およそ１３人でございます。そのうち整形外科関係の外傷による患者が１０人、それから、脳神経外科関係の脳血管障害による患者が３名、また、退院をされた後、外来をされてリハビリに通っている方を全体を含めますと、現在８５人程度の人が当病院のリハビリを受けている方でございます。リハビリ通院は、毎日通院する人と、それから、週に数回通院する方いろいろでございますけれども、１日の平均のリハビリの通院患者さんは、約５０人程度でございます。このうち整形外科が外傷が２４名、それから、交通事故等によるむち打ちの索引の方が約１０名、それから、腰痛の方１０名、それから、脳神経関係の患者さんが約６名と、１日５０名程度でございます。

それから、第２点の最小限のリハビリ施設を持って市民要求にこたえられないか、ということについて申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現在、当院のリハビリは、場所等によりまして、軽度の障害の患者の機能回復訓練が主でございます。重度障害の方のリハビリは、施設的な面、それから、先ほど御質問にありました人的な面の困難性がございまして、特に御指摘の脳血管の障害患者の方は、比較的重度の方が多いため、その方々の対象とするリハビリには、それなりのやはり施設的なものが充実と専門職員の理学療法士の採用が必要となってきます。やはり、しかしながら御指摘にあるように、高齢化社会に進みます脳血管障害、その方々の機能回復訓練は、重要性の高いものと考えてございます。今後やはり院内施設の中の医療外施設等の利用方法、そ

れから、将来の構想等も十分勘案した中で、リハビリ施設の充実に努力していきたいと思ってございます。院長もそういうふうな意向でございますことをつけ加えておきます。

それから、現在、設置されているリハビリの機械でございますけれども、マイクロウエーブ、これは、肩、腰等を温める機械でございます。それから、低周波機械、これは、手足の神経麻痺を治療する機械でございます。それから、パラフィン浴、これは、温熱療法で主に手を入れまして、温めて治療するものでございます。それから、気泡浴、バイブラバスというふうに言われてございますけれども、手、足の温熱の療法でございます。泡がこういうふうに出てくるものでございます。それから、歩行訓練用の平行棒、それから、ホットパック、全身の温熱療法、それから、肩関節運動機、手関節運動機、こういうふうなものでございます。あとは自転車の訓練機、現在あるのは大体このようなものでございます。

それから、特に整形医師等の今後のリハビリの機械のこういうふうなものが必要だということを申し上げますと、歩行訓練用の大型鏡、これは、全身を見ながら歩行訓練をするという大型の鏡でございます。

それから、訓練用の階段、これは、五、六段の階段がありまして、そこの階段の上ぼりおりの訓練をするということです。

それから、斜面台とか、マットですね。それから、トレッドミルというふうな機械でございまして、歩行訓練用のこれは機械でございます。それから、ハーバートタンク、これは、浴槽の中に全身を入れまして、機能回復訓練を行う、一つの浴槽のものでございます。そういうふうなものが、今後リハビリに必要だということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、スペースの関係もありますので、今後必要とするものの中から、最も有効な物を選択していきたいと思います。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　秦　正一君。

○２２番（秦　正一君）　ありがとうございました。院長は、リハビリの充実を図って今後いきたい、ということの答弁でございます。参考までに申し上げますが、近隣の市立病院――市民病院です、この状況を申し上げますと、青梅市の場合においては、１室をリハビリに充て、１人の指導員が、担当しておるそうです。ただ利用者が入院患者の希望者が多くて、なかなか１人では間に合わない。

それから、町田の市民病院においては、ある程度よくなった患者については、多摩丘陵病院

の方へお願いしている、というふうに言われております。

また、稲城の病院は、理学診療科の機器、設備も充実し、病棟とは別に建物をつくってやっておるそうでございます。利用者は、入院患者を初め、外来一般、かなり多くの方が利用しておるようでございます。指導員は３名、看護婦１名、このようになっております。このように他市においても、公立病院は、大なり、小なりこのリハビリを最近は、進めているのが実情でございます。時代の推移によって、必要に迫られて実施していると、このように理解するわけでございます。どうか日野の市立病院においても、スペースの関係で、いろいろと難しい点はあるかもしれませんが、何とか充実に踏み切ってもらいたい、とこのように要望する次第でございます。

最後に１点お伺いしますが、この充足する機器、設備、これどのくらい費用が、かかるかどうか。現在の物以上に足らん分を補充する場合に、費用としてどのくらいかかるか。また、専門的なリハビリのライセンスを持った方を雇い上げる場合の費用は、どのくらいかかるか、その点だけ１点お伺いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　第１点のどういうふうなものが有効で、その中から、どういうふうなものを選択していくということで、私、先ほど、７点ばかしの物を申し上げました、そういうことで、全体の金額は、まだ把握してございませんので、後ほど。

それから、理学療法士の場合は、一般の要するに賃金体系ということでございますので、年齢によって違いますけれども、大体年間３００万ぐらいじゃないかな、というふうに思いますけれど……。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　秦　正一君。

○２２番（秦　正一君）　ありがとうございました。特に市長の方から、これに対しての考えなり、感想がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。なければ結構です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　秦議員のこれまでの御活躍の中で、リハビリに対します執念に近い御指摘をいただいておることを、よく記憶しております。市立病院の今のレベルなものですから、なかなか十分というふうにはいってないわけでありますが、今後の改善計画の中で、なるべく早く、その分野の一応の整備というものは、日野市の今の医療体制の中で必要である、

というふうに感じております。院長とよく相談をいたしまして、なるべく早く適切な実現に向かって努力をしたい、とこのようにお答えをしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　秦　正一君。

○２２番（泰　正一君）　以上もって終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって５の１、市立総合病院に理学診療科の設置についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

続きまして、５の２、市立第三小学校プールサイドのがけ崩れ防止と、日野台二丁目補助７号線の交通安全対策と、西平山五丁目山王前１号線の整備についての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

○２２番（泰　正一君）　大変細かい質問で恐縮ですが、お許し願いたいと思います。

第１点といたしまして、市立第三小学校のプールサイドのがけ崩れ及び土砂の流出を生ずる恐れがあるとして、近隣の住民から意見が出されたもので、これは、かつて陸軍の高射範陣地の跡で、戦後間もなくその周辺に築いたざんごうに、水や雨がたまり、それが原因で土砂崩れがありまして、付近一帯田畑が土砂で埋め尽された、という経過をたどっている地域だそうであります。その後数年、数ミリのがけ崩れが続いておるので、現状のままで放置しておきますと、将来は、第三小学校の用地のプールサイドにあるポンプ場まで、浸食することになりかねない、というふうに言われております。

特に、当該地の下の地域住民の生命や財産を侵害することになりかねないと思いますので、この辺について、何とか対策を講じてもらいたいということでございます。ただ言えることは、当該地は、都の用地と市の管理している国有地と民有地が、接触しているところでございます。このような点から、難しい問題もあるとは思いますが、そのことも含めてこの防止策をお願いする次第でございます。

２点目といたしまして、日野台二丁目補助７号線の交通安全対策ですが、これは、日野台四丁目の八王子境から右手に入って日野自動車の裏側、こばと保育園の前を通って、日野台二丁

目、緑ケ丘住宅を通ってバイパスに通ずる市道でございます。朝夕の通勤時間のときは、非常に車の通行量も多く、多くの歩行者も通っておりますが、安心して歩いていられない、というのが実情でございます。私の知っている方で、足の悪い方ですが、この道路を利用するのに大変危険が伴っている、日野自動車の塀のところまで行けば、ガードレールがある、歩道にもなっているので心配はない、ただ、日野台二丁目の住宅街の辺においては、心配を感じ危険だ、このように申しております。

補助7号線の緑ケ丘部分は、道路の境界、もちろん、これは民有地も境界になっているわけですから、拡幅といってもなかなか大変だとは思いますが、何らかの交通安全対策を考えてもらえないかどうか、この点について、お伺いするわけでございます。

さらに、花王石鹸のところの、現在、信号機が設置されております。日野台四丁目、五丁目、八王子の境ですね。その信号機の作動が、いまだになされておりませんが、どういうわけで動かないのか。公安委員会の方で、認可されないのかどうか、この辺についても、若干お聞きかせを願いたいと思います。

要するに、交通安全対策としては、何らかの標識、また、大型車の規制、こういったこと等も考えられると思いますが、その点についてお伺いします。

3点目といたしまして、西平山五丁目、山王前1号線の整備についてお伺いします。

これは、大和田中1号線、既に地域の議員さん初め、担当部長、課長さんの努力によって拡幅整備されて、市民の方は、喜んでいるわけですが、この路線の途中から西に入って、L字型を通って、大和田地区センターの横に通ずる道路ですが、最近は人口もふえ、マンションができ、道路が狭隘のために一たんこの中に事故が起きた場合には、救急車や消防車も入れない、というのが実情でございます。

市民生活の安定を図る上からも、拡幅整備が急務だと思います。山王前1号線の整備計画をお伺いいたします。これは、既に市長あてに地域住民からも、陳情がなされていますが、確認を含めてお伺いいたします。

また、この道路のL型のカーブの箇所に民地の境界の塀の道路寄りに樹木が植わっておりますが、通行に際して、非常にこの樹木が、障害になるのですが、何とか除去できないのかどうか。市として地主に折衝していただきたく、お願いするものでございますが、その点についての考え方もお伺いいたしたいと思います。以上です。

○副議長（中山基昭君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　教育次長でございます。

それでは、御質問の第１点目の第三小学校のプールサイドのわきにありますがけ崩れの防止対策につきましての御質問に対しましての答弁をいたします。

ただいま、御指摘のございました危険箇所につきましては、先般、教育委員会の庶務課長、公害防災課長、関係職員ともども私も現地へ参りまして、当該がけの所有者でございます方々の御案内をいただきまして、危険箇所の現場を目の当たりに見てまいりました。

ただいま御質問の中にもございましたとおり、このがけを放置しておきますと、そのがけの上にございますところの民有地の一部、さらには、その西側に面しておりますところの東京都所有の水道局のポンプ場がございますけれども、ポンプ場、その南側には国有地がございますけれども、国有地の一部にも危険を及ぼす可能性があると思います。さらには、このがけが崩れますと、その下に住んでいらっしゃいます民家の方々の生命、あるいは財産にも危険を及ぼす可能性があろうか、というふうに判断をいたします。これにつきましての抜本対策につきましては、専門家の意見によりますと、擁壁工事を行うことが、一番望ましい方法ではなかろうか、こういうふうな御指摘もいただいておるわけでございますけれども、ただ、この場所は、大変地番が入り組んでおるところでございます。民有地とそれから市有地の境の問題、さらには、国有地の境の問題、その辺の査定を明確にする必要があるだろう、というふうに思います。それによりまして、仮に今後工事を行うような場合には、施工責任者の問題、あるいは工事の負担の問題等の利害関係が、生じてまいりますので、民有地の所有者、あるいは市、それから、関東財務局等の関係者と十二分に協議をし、この防止策につきまして、対応してまいりたい、とこういうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　建設部長、２点目、３点目につきまして、お答えをしたいと思います。

まず御指摘の場所でございますけれども、緑ケ丘の西側の市道補助７号線でございます。延長約２８０メートルぐらいになろうかと思います。現状の幅員は、６メーターでございます。私も現地へ参りまして、しばらく立っておりましたけれども、非常に交通量も多いということでございます。その辺につきましては、認識しておるところでございますが、何せ幅員が６メ

ートル、こういうことと、その拡幅につきましては、非常に民家が、敷地いっぱいに建っているというようなことで、非常に困難性がございます。そういうことで現状の中で、交通安全対策につきまして、交通管理者等の関係機関と十分協議をいたしまして、安全対策につきまして、実施するように検討していきたい、とかように考えております。

御指摘のような大型車の進入禁止等も含めてということで、協議してまいりたいと考えております。

それから、八王子行政境の信号機につきましても、これにつきましては、早速公安委員会の方へ申し入れまして、早く検討するように要請してまいりたい、とかように考えます。

それから、２点目の西平山五丁目の山王前１号線の整備についてでございますが、これにつきましては、御質問の中にございましたように、大和田中１号線１号線は、５９年度に拡幅整備したわけでございますけれども、それに続きます山王前１号線でございますが、これは、非常に公道部分が、６尺道路というふうなこともございます。私も現地を見たわけですけれども、今、植木の植わっているところとか、そういうものについては、セットバックしているところもございます。こういうことでございますので、これらにつきましては、沿線の土地の所有者の関係、あるいは地区の住民の方の御理解と協力を得まして、これから整備していきたい、とかように考えているところでございます。

なお、この道路につきましては、下水管の埋設の計画がある、とこういうことを聞いております。そういたしますと、生活道路ということで、位置づけられると思いますので、これにつきましては、整備していく方向で努力したい、とかように考えております。

それから、御指摘のセットバック道路の民地に樹木が植わっておりますけれど、これらにつきましても拡幅計画の中で、何とか除去していただくような方法で努力してまいりたい、とかように考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　秦　正一君。

○２２番（泰　正一君）　　３点にわたって市民要望ということで、取り上げて質問したわけですが、いずれにしても前向きな姿勢でその対応策を検討していくということなので、これをもって質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

副議長（中山基昭君）　　これをもって５の２、市立第三小学校プールサイドのがけ崩れ防止と、日野台二丁目補助７号線の交通安全対策と西平山五丁目山王前１号線の整備につい

ての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時１分散会

9月12日　金曜日　（第4日）

昭和61年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第28号）

9月12日木曜日　（第4日）

出席議員（30名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
5番	山口達夫　君	6番	天野輝男　君
7番	福島盛之助　君	8番	福島敏雄　君
9番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	都市計画課長	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和61年9月12日（木）

午前10時開議

日程第　1　　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時９分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２４名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問６の１、助役二人制と行政改革についての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（川嶋　博君）　助役二人制と行政改革についてと題しまして、一般質問を行います。

地方行政は、その中にある市民の日常生活に直結する行政課題は、市民のためにあり、少しでも効率化に役立つ発想ならば、積極的に取り上げる。そこで働く公務員は、市民の要求に耳を傾けなければならないのであります。また、そうすることが民主主義の原則であると思います。社会は毎日変化をしているために、既に時代おくれになった施策、新しい状況に対応するための施策と、行政も絶えず変化が必要になっており、そのテンポも早まっております。市民に身近な行政を担う自治体は、こうした時代の変化に敏感に反応していかないと、大変な事態が起こってまいります。

私は、あえて行政改革といわずに、仕事の見直しは、常に必要な時代になっていると思います。行政は、そうした日常的な見直しだけではなく、処理し切れなくなった状況では既に遅く、積極的に１０年先、１５年先を計画し、２１世紀に向かって安定した運営ができることを念頭に置いて、本題の質問と提言を行いたいと思います。

まず第１に、議案に上程されました助役二人制についてでございます。助役二人制の理由として、紙上で、行政の効率化を図りたい、仕事量の増大により責任分担を明確化し、市民サービスの向上を図るため二人制を提案した、と新聞紙上で発表をしております。

私は、この問題は、現行どおりで、仕事量増大等は部課長の権限を見直しを行って、対処をすべきだと思います。３月議会以降、半年間欠員であったことを見ても、本当に必要ならば臨時議会を開会してでも提案できるが、この問題について、市長として二人制提案の理由をお聞かせ願いたい。

次に、２番目といたしまして、職員定数の問題であります。今回の議案に上程されました市職員の定数増についてでございます。行政改革を進めるに当たっては、すべて一律に抑制する

といった姿勢ではなく、まず市政内部に目を向け、定員及び組織を縮小、少数精鋭、スリムな自治体として、それで余剰の財源で、もっと積極的に住民向けサービスを拡大、推進することが必要であります。内部のむだ、不合理、肥大化をそのままにして、安易に住民向けの事業の仕事の差し控え、抑制するといった姿勢では誤りであり、行政改革を積極的に進める自治体とそうでない自治体とでは、３年後、５年後、町づくり、住民サービスの面で大きな差がつくといったことを認識していただきたいと思います。

具体的に、生活保健相談センター、ふるさと博物館、旭が丘児童館など二、三年後に完成する、そこで働く職員をここで提案するなど、この問題については人員計画であると思いますが、私は必要に応じ提案することが適切であると思うが、皆さん、考えはどうでしょうか。これで次の質問に移ります。

３番目として、民間委託についてでございます。どのような考え方か、理事者側の考え方をただしたいと思います。

既に、かしの木荘の管理、電算化事務、清掃事業、学校警備などがございますが、まだまだ１００％ではありません。日野市におきましても、行政改革というものは今日だけではなく、将来にわたって常に進めていくべきであると思います。むだのない、能率を上げるための努力をしていくことを、行政も効率的運営ができるように、年々検討を加えていく必要があると思います。

以前より課題となっている学校給食事務がございます。学校給食調理につきまして、各自校方法を進めておりますが、これはセンター方式に何らかの方法で検討を加える時期に来ておると思います。センター方式と各自校方式とでは、どのような差があるか、明らかにわかることであります。

また、今後、財政面から、学校給食を民間委託化にして検討をすべきであると思います。なぜかといいますと、日野市の人口の推移を見ても明らかになるように、高齢化社会に向かって病院、医療の増大ですが、教育委員会で発表いたしましたこのデータの内容によれば、学校児童数は減少する傾向が明らかになっております。この時期に、職員定数増を提案することは、逆行ではないかと思います。

そこで、学校給食で、センター方式、民間委託に反対する理由として言われているものは、次の問題があると思います。御飯が冷たくなってしまう、石けんを使わないで中性洗剤を使う、

添加物が入ったものを給食に使う、などの点を挙げております。私は、この問題を否定すれば、現状と変わらず心のこもった給食ができると思います。

学校給食、学校警備、ごみの収集など、直営に比べ民間委託が、経費の面から見ると格段の節減ができることは、よく知られております。直営のコスト高の要因は、一日じゅう、あるいは一年じゅう継続して仕事がないのに、正規の職員を当てているためで、さらに退職金を加算すれば、直営と民間とのコスト差はさらに大きいものになると思います。

この問題について、職員組合からは労働強化につながる、市民団体からは行政サービスの質の低下につながるといった、反対の意見があると思いますが、民間委託について、民間企業はストライキや倒産など、業務がストップするおそれがあり、信頼性といった面で、問題があるといわれた時期がありました。しかし、最近では民間の方がくふうを凝らし、サービスの向上に努め、直営に比べ市民から苦情がむしろ少ないという話を、よく耳にいたします。行政運営の面で効率化を図るためには、もっと大胆に民間活力の導入することを、日野市でも実行していく計画はあるか、質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の前段の、行政改革の進行の中で、助役の二人制は逆行ではないか、そういう趣旨の御質問の部分に、まずお答えをいたしておきます。

今回の議案に、第８５号として、助役の定数の二人制についての議案、それから１０７号におきまして、助役の選任議案、ともに関連をする議案でございますが、この提案を申し上げさせていただいておるわけであります。

助役二人制につきましては、さきに石坂議員その他の方からも、同趣旨の疑問の上に立った御質問をいただきまして、それに一応私の信念を吐露して、御理解をお願いをしたところであります。

確かに、行政改革をこれからより強固に進めなければならない中で、特別職をふやすということの矛盾につきましては、私は市民に対しても恐れの多いことである、というふうに感じておることを申し上げております。極端な言い方をしますならば、私は、行革を遂行するために、いっときこの二人制の中枢能力をお認めいただきたい、こういうことでございます。

つまり、行政改革を遂行するために、指導力が特に必要である。私の力不足で、それを補うためにお願いをするということは、言ってないわけでありまして、より大きな仕事に取り組む

ために、いっとき力が必要である、このようにお訴えをさせていただいておるところでございます。

そのように御理解をいただくことができれば、当面の行革の課題、あるいは町づくりの課題、市民サービスからはいろいろ求められておる、この行政事情に対します機能強化の課題、そのようなことを思い立ちまして、お願いをしておるという内容、性格でございます。

以下の御指摘の点、いろいろお答えをすべきことがあるわけでありますが、これらを仮に是として取り組むといたしましても、なかなか今日の組合の理解を求める交渉事、また市民にこたえる町づくりのこと、この際、特に仕事量が増大をいたしております。したがって、権勢順位で、そろそろ我が市でも二人制を設けていいではないかという、そういう客観的な事情ではないわけでありまして、日野市独自の事業だ、私の考えます独自の事業の遂行のためだというふうに、御理解をいただく以外にないわけであります。説明不十分、あるいは誠意の吐露の仕方の不十分なこともあろうかと思っておりますけれど、それらが日常の行政の活動の中で、その不十分の点も、補わなければならないと思っております。

助役が欠如をした状態で、確かに８カ月ばかりを経過いたしております。その間に、日常的な業務は別段支障はございませんが、いよいよ当面する課題を考えてみます場合に、力をいっとき、行政の機能を達成するためのそういういっときが、私は非常に重要だということを感ずるために、御提案をし、御理解をお願いをしたい、こういう事情であります。

一般論といたしまして、これまでもお答えいたしておりますとおり、行政の簡素化、あるいは機能化、そうして職員定数を歯どめをかけて、そういう情勢の中で将来の見通しを、財政的にも、あるいは行政の仕事の上でも、的確にそのときそのときに正確に対応しながら、スクラップ・アンド・ビルドの原理と、企業的な経営的な感覚の導入、コスト化――コスト意識の導入ということも、これまでの所信表明の中でも申し上げておるとおりでございまして、今後、比較的単純な作業の委託化、あるいは、特にＯＡ機器の導入によって、事務能率の向上ということを徹底的に追求をしたい、こういう考えでおりますことを、お答えの精神としておることを、御理解をいただきたいと思います。

その他の、学校給食のこともいろいろ論議がございます。民間委託が不可能だということも、言っているわけではありませんが、日野市の場合は、客観的に考えまして、もう各校方式が徹底しておりますし、その中に単純労務の部分を一部パートの導入というようなことは可能であ

る、というふうに考えます。

その他の分野でも、極力単純労務、単純な作業というようなことは、機械化とか、あるいは委託化によって徹底をさせたい、こういう考えを持っておりますことを、この際、お答えをいたしておきます。

それぞれの具体的なことにつきましては、主管部からお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、２点目の職員定数に基づく計画を、３年計画でお願いいたしたわけでございますが、それらはどうするのか、というような御質問でございますが、今、るる説明がございましたとおり、それから、昨日、山口議員さんからも御指摘がありました行革との問題、こうした中での苦しい選択を、今迫られております。そして、あえてここでお願いに上がったわけでございますが、私の意の通じない点、そうした点も多々あり、また説明不十分もあるかと思います。

まず、行革ということで、今御指摘のありましたように、行革は政府がやるとか、それから都がやるとかいうものでなく、やはり自分自身の自治体、日野市自体が常に考えていくということを、御指摘ありました。これは、私も前にもお話ししましたように、市自体が常に改善、あるいは見直しをしていく、これが行革である。それは毎日の、日常の一つの事務の流れにおいても、それはやっていくというような観念で、これは職員がそれぞれのセクションにおきまして、十分わきまえてやっておるつもりでございます。

そうした中で、今まで来ますと、では職員定数、私は臨時助役会に問題も出しましたけれども、むしろ、今まで職員定数につきましては、多少御理解を賜りまして、今までも増員をお願いしてきましたけれども、施設関係を除きましては、言うなれば自分自身、市自体で定数についてはふやさない方針、ということでやってまいりました。それは、施設職員を除きますと、非常に人数的に、一般行政職の人数が少ないという面が出ております。そうした中で、今までも、行革という名ではありませんが、職員定数については非常にぎりぎりの線でやってきた。

そうした中で、提案申し上げました箱物、それから今後の事務、建設事業、下水道、それから区画整理、こうしたものがスタートしております段階で、どうしても行政として最小限度のものは確保していかなきゃならない。ということは、一面、委託をすべき点は委託をし、そし

てどうしても直営で市民サービスの向上を図らなければならない部分は、それはそちらに回していくというような方法でこれを対処していく、というような形でお願いに上がったわけです。

それで、御質問の点、3年計画といいますが、これは既にもう計画にあり、そしてまた事業をスタートする段階でありますので、これらに対します職員のぎりぎりの線でお願いに――これを主体にしてやっていかなきゃならない。

それで、今考えられます、確かに一つのこれから3年後の例をとりますれば、生活センターにおきましても、その運営についてはどうするかということは、まだ不確定の要素も多々あるかと思います。しかし、現在考えられます設計、そうしたものにおいては、これだけは最低限度必要だという数字でお願いに上がっているわけです。そうしたことで、この3年計画が無謀だということではなく、現時点での考え方でそれを人事の計画にのせていく、ということでの御理解をひとつ賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　3点目の、学校給食の民間委託、この問題に関係しながら、私の考え方を少しお話しさせていただきたいと思います。

ただいま、川嶋議員さんの方からお話のありました、行財政改革の一番基本になるところ、いわゆる人件費の圧力というものが、財政硬直を起こす一番基本にある。その辺のとらえ方については、私も全く同感でございます。できるだけそういう面での人件費の膨張というものは省いていかなくてはならない、そういうように感じているわけでございますけれど、教育の場ということで、別に甘えるわけではございませんけれど、教育の場におけるところの効率化という問題、この問題を、ただ効率という面だけでとらえていいのかどうなのか。教育の場におけるところの人件費というものは、ある面では事業費的な性格を持っている。

例えば、４０人学級よりも４５人学級、４５人学級よりも５０人学級の方が、財政的見地からの効率というものをとらえてみるならば、その方がより効率を上げるということは、これは言えるわけなんです。ただ、その中で、５０人学級から４５人学級に落とし、さらに４０人学級を目指しているというところ、ここには人件費というものを、別の面では事業費的な性格という形で認めているという、そういう側面もあるわけでございます。

学校給食の、特に調理員の民間委託、この問題につきましては、確かに５９年の１２月に総務庁勧告というような形で、いわゆる学校給食というものが置かれている現状の中から、いろ

いろな方策を提示しているわけです。民間委託という方法、これも考える必要があるんじゃないか。あるいは、センター化方式、こういう方法もとれるのではないか。あるいは、パート化方式、こんなものも考えてみる必要があるんではないかと。

こういう総務庁勧告を受けながら、文部省の方では６０年の１月になりまして、一応学校給食業務の運営の合理化という通達を出しております。その中で、文部省の方としては、地域あるいは学校の置かれている状況に応じて、弾力的に運用されたい。今出されております幾つかの方式、そういうものをできるだけとらえながら、運営の合理化については、やはり今のような状況の中では、当然努力していくべきである。ただ、その中で、地域とか学校の置かれている状況、そういうものに応じて、弾力的に対応していきなさい、こういう通達が体育局長の名でおりてきているわけです。

私たち自身、決して給食の問題につきまして、ただ安易に、新しく中学校給食が行われた、新しい施設がふえた、だから人をふやすんだという安易な形で対応しているわけでは決してございませんで、今までも、例えば一中、三沢中、七生中等の給食が毎年次々に行われてくる中で、何とかぎりぎりのところ、今の定数基準を守りながら対応できる方法はないかと、必死になって取り組んできている現状でございます。

ただ、今、給食を今後も二中、三中、四中と、次々に中学校給食を実施していかなくてはならない。そういう中で、一方では小学校の児童生徒数が減少していく、こういう状況の中で中学校給食をとらえるならば、必ずしも調理員の定数増というものをつくらなくても、何とかやりくっていく方法があるんではないか。こういうことで、今職員組合の方に対しましても、現在の配当基準の見直しという問題、こういう問題で十分意を尽くして協議をしていきたいという、その提案を行っております。

確かに給食調理員の定数の見直しという問題、この問題につきましては、直接職員の労働条件、これにかかわる問題がございますから、一方的にただ教育委員会の方で、今後行われる給食については何食から何食まではこういう人数で実施していきます、という形で、一方的な対応ということは難しいわけでございますけれど、何とか今置かれている状況、こういう社会的状況というものを十分話し合った上で、定数をふやさない方向の中で、二中、三中、四中の給食を実施していかれるような方式をとって、全力を挙げたい。このことにつきまして、決して民間委託がどうのこうのというわけでございませんけれど、今とっている取り方、やり方、こ

れが日野市の学校給食を実施していく上では最善の方式だ、そういうように思っているもんですから、ぜひその辺のところ、定数をふやさない形の直営方式の、各学校ごとの給食、これが実施していくことのできますよう、御協力をお願いしたいと思うんです。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君。

○１１番（川嶋　博君）　それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、市長にお伺いいたしますが、先ほどの答弁の中に、仕事量の増大、このようなことも触れておりました。これについて、現行の中で、現在の組織の中で、部課長の権限の見直し等によって、このいっとき大変な時期を乗り切るという、そういう決意があるかどうか。

または、昨日の石坂議員の同じ質問の中にありました、助役は、提案される中で１名は庁内から、こういうお話も触れておりました。それでは、ここで、庁内から上がってくる助役さんのお名前はどなたであるか、この点、差し支えなかったらお話し願いたいと思います。

第２点目といたしまして、４月３０日に行財政調査会が解散されたと聞きましたが、この答申を受けまして、市は、現在、どのように取り組んでいるか、お聞かせ願いたいと思います。

三つ目は、学校給食のことでございます。ただいま教育長の方からお話がありました。各自校方式で決まっている、これはわかりました。しかし、この中で、それでは自校方式を今後の計画としてどのように進めていくか、現在の給食関係の仕事といたしましては、１年間に180日間給食をつくるそうです。約６カ月ですね、ざっと延べ計算でございますが。この給食稼働日数でございますが、このあとの、例えば夏休み等、この日を老人給食等もございます。いろいろな、給食だけじゃなくて、ほかの給食の作業もできるように考えられるんですが、こういう点はどうでしょう。

今の学校給食の人たちをお伺いいたしましたら、調理員が１３１名だそうです。栄養士が13名。平均給与といたしまして２６万5,０００。これを掛けますと、ボーナス等も計算を入れまして、６億5,０００万ぐらいの計算になります。これはデータからでございますが、このような縦割りだけじゃなくて、有効活用に努力していただきたいと思います。

教育委員会の方から、学校の生徒の数の推計、推定が出ております。ことし61年度から67年度まで。７年度へ行きますと、生徒数が現在よりも1,７５６名、小学生で少なくなる。中学生で約1,５０５名の生徒が少なくなる、こういうことでございます。こういう面でも、各自校

方式の縦割りじゃなくて、給食という問題を考え直しますと、その中にさらに改善できる方策があると思いますが、その点ありましたら、自校方式の改善をお伺いしたいと思います。

以上、3点お伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　社会情勢の変化に伴う今後の行財政のあり方の指針を求めるために、行財政調査会に諮問をし、その答申をいただいておる内容については、できるだけ尊重をして取り組んでいく、というのが現状であります。そのために、庁内に推進本部を定め、行革要綱の設定を進めつつある、こういうことは御承知のとおりであります。そして、その中に、私は組織機構の簡素化、つまり部、課、係の再編成ということも考えるべきであると、指示をいたしております。

そういうことで、なるべく簡素で機能的な日常の行政の展開をする、ということを目指しておることは、御指摘のとおりであります。そのために、特に職員という組織と、それから、特に政策ないし方針についてリーダーシップをとる特別職の役割というものが、おのずから非常に大切なわけであります。部、課への権限委譲ということは、極力その能力に応じてやっていきたい、こう思っております。

しかし、こういう大きな転換期でありますから、政策的なリーダーシップは、また大きく取り組まなければならない。そういう大きな系列、体系組織の中で、この行財政改革のことと、事務事業の執行のことと、町づくりの展望のことと対応しようというのが、リーダーシップの立場からの二人制の提案をしておる、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。とりもなおさず行政改革のための大きい、いっときの手順である、このように御理解がいただければ幸いでございます。

他のことは、主管部においてお答えをいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　2点目の、答申後の行革への取り組みはどうか、ということでございます。

ただいまの、市長の方からお話がありましたように、既に推進本部を発足をさせてございまして、その中に3部会つくってございます。この部会につきましては、課長並びに部長でございますけれども、8人で構成をいたしまして、7月上旬から9月の初めにかけまして、検討を

したわけでございます。部会の作業といたしましては、ほぼ完了しております。現在、各部会間の調整の作業に入っているということでございます。

今後の予定でございますけれども、当初申し上げておりますように、１０月中には推進要綱を作成したいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　学校給食調理員の夏季休業中の取り扱いはどうなんだ、あるいは今後の計画というもの、これをどんなように進めていこうとしているのか、という質問でございますけれど、確かに日野市の場合、中学校給食が、進行過程中にあるわけなんです。でき上がった、あるいは完成してしまっている市と異なる状況の中で、来年の４月には二中の給食を始めなくてはならない。その次の年の４月からは四中の給食を手がけていかなくてはならない。さらに、三中の問題が出てくる。

こういうことになりますと、当然それらの学校の給食を実施していくためには、調理室だけできても、人をそこに配置しなければ給食が始まらない。今の状況そのものからいけば、栄養士あるいは調理員を含みまして、３校で二十四、五名の職員を増員しない限り、その三つの中学校の給食を始めるわけにいかないという、そういう状況があるわけなんです。その二十四、五名の職員を配置する。それを増員をしない方向の中で、現在の小中の調理員のやりくりの中から、幸い小学校の児童数等が、今、川嶋議員さんの方から御指摘になったように、ある面では減少の方向をたどってきている。

ところが、配置基準は、今までのままの配置基準でやっていれば、その中に矛盾が出てくるわけですから。（「その矛盾が困るんだよ」と呼ぶ者あり）ええ。ですから、今言ったように、小学校の配置基準というものを見直ししながら、中学校のこれから始めていかなくてはならない給食を、職員増を伴わない方向の中で、何とか実施していきたい。この面でも、最善の努力を尽くしていきたい、こういうことです。

それから、夏季休業中ですね、この問題。６０年度の３月議会でも非常に大勢の議員さんから、いろいろな角度で給食問題が討議された議会もございましたけれど、一般の行政職の１年間の執務日数、これはいろいろ年間の年休とか、あるいは週休とか、いろいろなものを差し引いて、２５０日ぐらいが一般的な一般職の執務日数という形になります。これに比較してみて、１８０日という給食回数というのは、いかにも少ないではないか。一般職と比べてみて７０日、

確かに食事をつくらなくてはならない日が少ないわけです。

これは、調理員さん自身が怠けていてつくらないというんでなくて、今の学校授業日数と合わせながら給食をやっているものですから、年間１８０日ぐらいの給食しか実施していない。その一番大きな問題が夏季休業期間の、学校の期間中止という、こういう問題があるわけです。夏季休業中の給食調理員さんの活用面、それについても教育委員会の方としても、担当事務局を中心にしながら、いろいろな角度で検討しています。

確かに病院等の給食に、ある程度お手伝いする。あるいは、病院の給食というのはどういう実態で、朝昼晩３食の給食を処理しているわけですから、そういう実態を一緒に参加して経験してもらうような機会をつくったらどうかとか、あるいは保育園、これは夏休み期間もやっているんで、そういうところに派遣するような方法もあるだろう。いろいろ考えながら、特に夏季休業中の給食調理員、これの活用方というものにつきましては、十分また調理員部会等とも協議をしながら、今各方面から給食調理員の問題が一番大きくクローズアップされている。その辺の自覚を当然調理員さん自身にもしてもらわなくては困るわけなんです。そういう問題を含めながら取り組んでいきたいと思いますので、ぜひ御了承願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君。

○１１番（川嶋　博君）　いろいろと、各関係者の方々からお話を聞きました。

一つ例を挙げますと、学校管理の問題、機械方式で管理をいたしますと、月に７万から８万。年間通じて１校１００万ぐらいの管理費になります。人件費でいきますと４５０万。１人でそのぐらいの差が出てまいります。これは、一概に機械の方がいいとだけは、言うこともできません。さらに、ほかには学校開放という仕事もございます。これは、機械だけではできません。

しかし、行政改革という観点から、いろいろな内容を検討いたしますと、これから改善に向かって、さらに進める問題がたくさんございます。この問題についても、行政としても十分考慮をしていただきたいと思います。市民の皆さんから、多くの方々は、現在、円高不況でございます。これによって利益は減少し、汗を流し、働きながら納めた税金がむだのないように、有効に使うためにも、公務員として経済情勢を認識し、苦しんでいるときには、ともに理解し合うことが大切であると思います。

今日の行政の見直しは、２１世紀に向かって、日野市が克服すべき課題として、ますますその重要性が高まっております。市民の皆さんには、日野市の行政運営に、もっと目を向けてい

く必要があると思います。市民のための行政が、いつの間にか市民にとって大きな重荷となってしまうようなことがあっては、絶対にならないと思います。日野市は、この課題に積極的に取り組み、簡素で効率的な体質を実現し、活力ある町づくりこそ、私たち議会側としても進むべき道であると思います。

以上、これをもちまして川嶋　博の一般質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の１、助役二人制と行政改革についての質問を終わります。

一般質問７の１、市民会館、開館一年の実績を問うの通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔１５番議員登壇〕

○１５番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

けさの新聞各紙に、こういう折り込みが入っていたのを御承知でしょうか。「日野市民会館＝バラエティー」という表題のある、市民会館のＰＲのビラであります。ことし２回目でしょうか。表には、今月から来年の３月まで、計６回の自主事業が招介をされ、裏側には会館の座席表、及び路線バスの時刻表が載せられております。なかなかしゃれておりまして、しかも気がきいたビラになっております。館長以下、いらっしゃいませんけれども、担当職員の意欲がうかがわれまして、非常に頼もしく感じた次第でございます。

さて、その市民会館でございますが、着工以来２年の歳月と、総工費２８億6,０００万円をかけて、昨年の７月２０日にオープンして以来、約１年を経過をいたしました。改めて、建設までのさまざまな議論を思い出すところでございます。交通の便はどうか、駐車場はあるのか、防衛施設庁の補助金はなぜ断ってしまったのか、大ホールの座席数は1,５００以上は絶対欲しいぞ、いや使い安さから言えば８００席ぐらいがいいんだ。多目的ホールにするのか、限定目的のホールにするのか、お茶室はつくれるのか、いろいろな、実に多様な議論があったところでございますが、今回はそういった市民の幅広い要望、熱い期待のもとに完成をした市民会館につきまして、この１年間の運営実績、問題点、さらには今後の運営指針など、６点に分けて伺いたいと思います。

第１点。この１年間の利用状況について伺いたいと思います。定例会ごとの行政報告、ある

いは昭和６０年度の事務報告書によれば、当初心配した利用率も、大ホールは、大まかに言いますけれども、約６割の利用率。小ホールについては、約７割から８割の利用率となっておりまして、利用者の評判も概ね良好でありますが、さらに詳しく利用率、利用者数を教えていただきたい。

また、近隣各市の同様の会館と比較して、一体日野市の場合どうなっているのか。

加えて、各ジャンル別、演劇とか音楽とか、そういったジャンル別の利用状況なども、お教えいただきたいと思います。

第２点。会館運営における収支のバランスについてであります。昭和６１年度の決算によれば、会館準備関連費用を除いた通常運営費として、約１億2,３００万円のコスト。これに対する使用料収入は3,３００万円ということで、費用に対する収入は約２７％ということになっておりますし、また、今年度の予算を見ますと、１億2,900万円の運営コストに対して、3,160万円の使用料収入ということで、かなり控え目に使用料収入は見込んでいるようであります。

乱暴な言い方を許していただきますと、市民会館を１年間運営していく費用は、差し引き年間9,０００万円ぐらいである、ということだと思います。この辺の運営コスト及び収入につきまして、もう少し詳しく内容を教えていただきたい。

例えば、文化事業協会への補助金、昨年は５００万円。ことしは1,２００万円となっておりますけれども、その補助金で運営をされております、いわゆる自主事業については、できれば個々の事業につきまして収支を教えていただきたい。砕いて言えば、どんな興行が入りがよくて、どんな興行が悪いのか、実態を教えていただきたいということでございます。

第３点。主催者及び観客それぞれにつきまして、小まめにアンケートを取っているようでありますが、これは会館の今後の充実のために、非常によいことであると思います。恐らく、かなりよい評価が出ているのではないかと思いますけれども、そのアンケートあるいは直接聞いた市民の声も含めまして、利用者からはどのような評価がなされているのか、これも、いろいろ具体的に教えていただきたいと思います。

第４点。交通の便について、問題点はないか。私なりに感じますのは、具体的に申しますと、路線バスの最終便の時間が早過ぎるように思うわけでありますが、利用者の不満はないでしょうか、お教えをいただきたいと思います。

第５点。自主事業の今後の運営指針について、伺います。まだ、開館１年ということで、あ

らゆるジャンルのものを、幅広く取り上げてやっているようでありますけれども、近隣各市にも同様な会館がふえているという中で、将来的には日野市民会館としての独自性を出した運営を心がけてもよいかと思います。

実は、音響が非常によい会館である、という評判が出ておりまして、レコードの録音だけに日野の会館を使う、という団体もあるそうであります。その辺も踏まえまして、例えば、コンサートなどに個性を求めたらどうかということも、私なりに考えますけれども、今後の自主事業について、指針を持っていれば伺わせていただきたいと思います。

最後に、第６点。これは、あるいは市長にお答えをいただくようになると思うんですが、売店及び喫茶室の問題でございます。

実は、開館当初から、いろいろこの問題につきましては議論がありまして、結論が出ないままに、今日まで来てしまったわけでございますが、恐らく先ほど伺いました利用者のアンケートの中にも、かなりの要望が出ているのではないか、と感じているところでございます。

実は、ことしの７月２３日の読売新聞、三多摩版に、この記事が載っておりまして、市民会館の喫茶店施設が遊休である。「狭い」と業者がソッポを向いている、というふうなタイトルで、ちょっと読みますと――３０億円近い建設費をかけた日野市民会館にある売店と喫茶店が、開館１周年を過ぎた今でも営業されないままになっており、わざわざ５０平米のスペースを設け、椅子や調理設備なども備えつけた上での工事に、経費のむだ遣いではないか、という声が上がっている。――このような記事が出ているのであります。この記事の中でも、営業できないいきさつをいろいろ説明をしているところでありますけれども、やはり気になるのは、利用者の声でございます。

会館利用者が最も多い土曜日の午後、及び日曜日には、市役所は休みになっておりますから、本庁舎にあります売店や食堂は全く使えないわけで、非常に不便があるのではないか、というふうに思います。何とかこの喫茶室につきまして、営業できないものかどうか、見通しを伺いたいと思います。

以上、６点に分けて質問をいたしました。後はお答えに応じて再質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　お答えを申し上げます。

御質問にございましたように、市民会館は昨年７月の２０日にオープンいたしまして、現在、

満１年を若干経過いたしたところでございます。

開館以来、この施設が新しい生活の施設ということもございまして、館側の職員、また使用される市民の皆さん、いろいろふなれな時期がございました。それから、戸惑いもございました。しかし、そういったものが、ここに参りまして、各種の公演などについてのルール、そういったものも理解をされまして、現在のところ順調に管理運営されている状況でございます。

御質問の第１点にございます会館の利用状況、近隣との比較、それからジャンルごとの比較について、お答えを申し上げます。

会館の１年間の使用状況を見てみますと、昨年９月から本年８月まででございますけれども、開館日数と、それから使用された日数の対比で表す方法がございます。それによりますと、大ホールが５７.９％の使用率になってございます。これは、月によって変化がございますけれども、昨年９月から本年８月までのトータルの平均でございます。小ホールにつきましては、６５.３％でございます。それからその他の施設、と申しますのは展示室などでございますけれども、その他の施設につきましては９７.６％という高率の使用率となっております。

日野市の会館と同じように、大小二つのホールを持つ近隣各市の類似施設とを比較をしてみますと、調布の駅前にございます調布グリーンホール、これは交通の便も大変よろしいところでございます。さらに、立川市の立川市民会館、これは開館以来十数年を経ておりまして、近隣では大変古いホールでございますけれども、この二つの使用率が、８４％になっております。調布も立川も同じでございます。８４％の使用率でございます。非常に高い使用率になっております。

しかし、そのほかの会館を見てみますと、武蔵野が４５％であります。昭島が５３.７％であります。福生が４７.５％であります。武蔵村山が３１.６％であります。こういったところが、近隣各市の最近１年間の利用率となっております。

八王子でございますとか、町田では、小ホールがございません。大きいホールのみになっておりますけれども、こういうところは使用率が大変高くなっておりまして、八王子は８１.６％であります。町田に至っては、９９.６％の高い使用率になっております。こういう高い使用率が出てまいりますのは、公立のこういった文化施設、一日のうちに、午前、昼間、夜間、三つの使用区分帯がございますけれども、この使用区分帯のうちのどこか一つが使われておりますと、一日使われたという、こういう計算に統一されている関係でございます。

このほかの比較の方法といたしましては、使用者の人数が用いられまして、その日の人口に対する使用人数の割合によりまして、比較できるわけでございます。本市の場合、１年間の使用者の人数が、１９万8,８６２人でございます。本年４月１日の本市の人口が、１５万5,６０４人でございますので、この数で割り返しますと１４４％となります。したがいまして、この１年間に市民１人が平均1.４回、何らかの形で市民会館にいらしておる、こういうことが言えるわけでございます。

これと同じ方法で他市と比較をいたしますと、八王子が７8.７％、うちの約半分でございますね。立川が１７０％、昭島１３4.３％、調布１３5.７％、町田９９.１％、福生が３０7.７％、こういうような状況でございます。これらを総合して考えますと、開館以来年数を経た会館につきましては、宣伝も行き届いておりまして、使用も定着しております。

さらに、御質問のジャンル別の比較でございますけれども、ただいままで行いました自主事業の演目ごとの入場者の数を申し上げます。

日ソ国際親善のエストニア舞踊団、これが1,５１７人でございます。それから漫画映画756人、５月３日の憲法記念日に行いました。それから歌舞伎公演、７月１６日に行いましたが、これが1,８０７人でございます。７月３１日に行いました児童劇、これが５４６名。クラシックコンサート、８月３日に行いましたが、８０９人。それから８月２３日に行いました児童劇が1,４６４人。こういう人数でございまして、これを定員の1,１０４の満席から率を割り出してみますと、児童劇の９１％、これは２回公演でございますけれども、９１％。それから歌舞伎、これも２回ございますけれど８２％、こういったところが、開演ジャンル別で、高い入場者を数えております。

第２点の、バランスの御質問でございますけれども、収支のバランスでございますけれども、これは各市とも一般会計の中におけます市民会館の管理運営に要した経常的な経費を、会館の使用料収入で単純に比較したものとして、御理解をいただきたいと思いますが、日野市の場合、昨年６０年度は、これは会館をオープンした年でございますので、外構工事、それから開設備品、及び開館記念行事などに相当の費用を入れてございます。そういった費用を除きますと１億1,６３３万9,６２５円、これが、かかった費用でございます。これに対しまして、使用料の収入が3,３２６万1,０００円ございました。

したがいまして、入ったお金と出たお金の比率を見てみますと、使ったお金の２８.６％が使

用料の収入として入ってまいります。したがいまして、残りといいますか、入ってこない7割、これがいわゆる持ち出しでございます。

この入ってくる割合が、ただいま申し上げましたように、日野は２８.６％でございますけれども、他市の状況を比較いたしますと、八王子が１７.５％でございます。立川が３７.１％、武蔵野が１６.２％、町田が３８.８％、福生が２２％、武蔵村山が8.4％、調布が３２.２％、このようになっておりまして、いずれの市も、５０％に到達していない数字となっているわけでございます。

御質問の第３点目、アンケートの結果について、ということでございます。アンケートにつきましては、７月１６日の松竹大歌舞伎、これから４回ほどの公演の都度、アンケートを取ってございます。アンケートの内容につきましては、性別、年齢、職業、住所、交通手段、広報、入場料、内容、雰囲気、職員の応対、今後の自主事業についての希望です。それからさらに、自由記述試験式の意見。２回目以降は、自主事業に参加なさいましたか、という項目もふえております。こういう項目について、アンケートをとってございます。

松竹大歌舞伎につきまして、一番高い答えを御紹介申し上げますと、性別につきましては、女性が７７.５％でございます。年齢につきましては、６０代以上の方が３１.５％で、一番多かったようでございます。職業につきましては、主婦が４６.５％。４の住所、交通手段についての問いについては、市内の方が７８.６％、市外の方が１５％いらっしゃいます。特に注目すべきことは、２６市――八王子、町田、多摩、立川、国分寺、府中、調布、東大和、昭島、そういったところからいらしている方がいますし、杉並区、大田区、世田谷区、そういったところからも見えております。神奈川県相模原市からも見えていらっしゃいます。かなり、日野の会館の名前がよく行き渡っているような結果が出ております。

広報手段でございますけれども、何によってこの公演を知ったか。一番多かったのが「広報ひの」であります。アンケートにお答えいただいた４６７人のうちに、２０９人の方が「広報ひの」を見て知った。半分近い方でございます。

それから、入場料はどうか。高い、普通、安い、この３段階でお答えをいただいたわけですが、普通の６０％が一番多かった。

７番の内容について、満足、普通、不満、この三つについてお答えをいただいたんですが、満足が５１.９％。

雰囲気については、よい、普通、不良、この三つの選択肢で丸をつけていただいたんですが、よいが６７.５％であります。

それから、職員の応対。よい、普通、不良。これは、よいが６４.０％でありました。

今後の自主事業については、演劇を望む方が大変多くて、２７６人の方がいらっしゃいます。

それから自由記述の意見については、いろいろ広い意見が出ておりますけれども、先ほど御質問の中にございましたように、バスについての意見もございました。５０代、６０代の、いわゆる高齢の方からこういう要望が出ております。

アンケートをもう一つ御紹介をさせていただきたいと思いますけれども、夏休みオーケストランド、これについて、全く同じ項目でアンケートをとってございます。ここでは、やはり性別は女性の６７％が、男性を圧倒しております。年齢については、１０代３４.８％でございます。したがいまして、職業は学生、生徒３７％で、一番多くなっております。住所、交通手段でございますが、市内の方が８３.５％、市外が１５％。何で来たかという問いに対しまして、車で来たのは８１人、回答者の総数が２２４人でございますけれども、そのうちの８１人が車で来た、バスは３０人、電車が２人、タクシー１５人、徒歩１８人、自転車・バイクが２３人。その他無回答などになっております。

市内のほかは、やはり三多摩各市２３ございます。横浜からも来ております。広報の手段については、歌舞伎と同じように「広報ひの」によって知ったという答えが、一番多いです。３９.７％でございます。

入場料は普通、内容は満足、雰囲気よい、職員の応対もよい。自主事業への参加経験は、今までに６１.１％が自主事業に参加をしている、こういう答えが返ってまいっております。

こういう若い人たちの今後の自主事業の希望を聞いてみますと、やはり音楽が一番高うございまして、１３９人。６２.１％の方が音楽を望んでいます。

自由記述式の意見、御質問の中にございました、レストランがいつから営業するのか、こういうような声も出ております。

以上がアンケートの紹介でございます。

それから、交通の便でございますけれども、バスの終便、終わりの便、終車ですね、終車の時刻をもう少し繰り下げられないか、こういう御意見が多いわけでございます。現在、市民会館前を発車をいたします日野方面行きの最終便が２１時３分。反対方向の豊田の方へ参ります

のが２０時４３分で終わっておりますので、どうしても夜の公演が終わってから、このバスを利用するということでは、大変不便になるわけでございます。バス会社に、今この件について交渉をしたんでございますけれども、夜の公演があるときは、確かに乗客があって採算が合うんだけれども、夜の公洩のないときには、全く乗りおりするお客さんがない。相手が採算を重視する営業会社でございますので、この辺の交渉は大変難しいものがある。そういうふうに、お答えをさせていただきたいと思います。

それから、御質問の第５点目。自主事業、今後の指針、会館の特徴を生かした方向はどんな方法でやっていくのか、そういう御質問がございます。本年度、きょう入ったビラを含めまして、１２の演目につきましては、実は一昨年市が行いました、市民の文化活動に関する調査、というのがございますけれども、この調査結果を見まして、その結果に基づいてジャンルを選択していく計画を立てたわけでございます。御案内のとおり、ジャンルは非常に特徴のない、すべての分野が平均的に年間に配分されている。こういう状態でございますけれども、今後、６１年度、６２年度に向けましては、市民からの声を聞くとともに、こういったアンケートの結果なども尊重いたしまして、特徴ある方向づけをしていきたいと思います。

その一つの案としては、御質問の中にございましたように、音響効果が大変よいので、そういった方面の特徴を生かす会館の運営にするか、あるいは、もっとほかの分野の特徴を生かしたもの、例えば大歌舞伎は非常に好評でございます。そういった大歌舞伎のようなものに重点を置くか、それは今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

それから、お答えが前後いたしますけれども、演目ごとの収支の決算でございますが、大歌舞伎につきましては、チケットの売り上げとかプログラムの売り上げ、この合計が収入になりますけれども、４４７万１００円の収入がございました。これに対して、公演の委託料、会場使用料、当日のアルバイト賃金、チケット印刷代、ポスター、広告料、こういったものに要した支出が、４１０万6,３１０円でございます。したがいまして、収入の４４７万１００円から４１０万6,３１０円を差し引きますと、３６万3,７９０円の黒字が出ております。

それから、市民のための日野コンサート、ベートーベン演奏会というのがございました。クラッシック音楽の演奏会につきましては、収入が、チケットの売り上げが２１２万3,７００円でございます。それに対して支出、公演の委託料、会場使用料、アルバイト賃金、ピアノの調律、花束、こういった支出の総額が４２８万6,１５０円。したがいまして、差し引きますと三

角印で２１６万2,４５０円、こういう結果になるわけでございます。

市民にできるだけ良質で、しかも安い演劇あるいは音楽、そういったものを提供する、こういうような建前から、もちろん収支については最大限配慮をいたしますけれども、ある程度の支出の増、支出負担は、これはやむを得ないであろう、こういうことで、文化協会に対する、６０年度５００万、それから６１年度の1,２００万、こういう補助金をこれに充てるわけでございます。自主事業が、今までに６カ月を過ぎてございます。今後、さらに、きょう入ったビラにあるものが、今年度の事業として消化されるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、良質なもの、そして手近で――良質なものを低廉な料金で市民に提供する。そして、将来的には会館の特徴を生かした方向づけをいたしたい。そのために、今後、研究を重ねていく、そういう考えでおります。

それから、御質問の最後にございました売店、あるいは喫茶のスペースでございますけれども、約３０平米の喫茶室がございまして、そこに２６席ほどのスペースがございます。厨房室には電気こんろ、オーブンなどで調理できる範囲での設備がございまして、簡単な飲み物、それから簡単な食べ物、そういうものが供給できるわけでございますけれども、客席の数が２６でございます。そして、朝から夜まで常時営業状態にもいかない。そういうことで、採算的には非常に難しい施設でございます。

開館以来、事務当局では、ここに入る業者につきまして、いろいろ研究をいたしまして、内々には業者にも意向を当たってみたんですけれども、すべて今までのところ断られました。採算的に合わないんだということで、断られました。御質問にございましたように、土曜、日曜の公演のときは市役所が閉まっていて、買い物が大変不便だということも、重々私ども知っております。近々に結論を出したい、このような考えでおります。（「市長、何かないですか、最後に」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　喫茶店、軽食等、部分が、ごく小規模に設計されておるわけであります。今の市民会館の大ホール事業は、御承知のとおり連日ではございませんし、連日あるいは継続的な使用される部分というのは、公民館的部分の側に属する、そういうことになりますので、いまのところ、まだ採算ベースにはなかなかのりがたいと思います。

そこで、どういう工夫が必要かといいますと、近隣の商店の事情もありますし、それらの中

から何かいい方法がないだろうか、というふうに考えております。自動販売機は、余り姿を露出しない形で設置したら、という考えもございますが、もうしばらく検討をした上で結論を持ちたい、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　非常に御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

時間の都合で、私の要望を申し上げますけれども、先ほど部長のお答えの中になかったんですが、ＰＲ、広報ですね、日野市の広報を見ている方が一番多い。その広報によって来ている方が一番多いというんですが、私がいただいた資料によれば、２番目に多いのは、ポスターを見て来たという人が、かなりまた、これ、いるわけです。

ところが、担当者のお話によりますと、なかなかポスターを張る場所がないんだというようなことで、困っている、というようなことですけれども、できれば市民会館の専用の、簡単な掲示板でもつくって、私ども議員のお宅には全部張るとか、そういうふうなこともいいと思いますしね。そのくらいのＰＲをして、もっともっと収益につながるように努力をされたらいかがかな、というふうに私は思います。

それからＰＲの件で、さらに申し上げますと、日野市民会館だけのＰＲがやはり中心になると思うんですが、先ほどの利用率等を見ますと、どういう関係でお見えになったかわかりませんが、近隣各市の方も結構いらっしゃって、見ていらっしゃったということですから、これからはよその町へのＰＲということも、多少頭に入れておやりになった方がいいんではないかな、という気がいたします。

それから、自主事業の今後ですけれども、これにつきましては、私はこういう考えを持っているんです。――こういう、ちょっと都心部から離れた会館ですと、一つの館だけで、例えば大きな歌舞伎だとか、有名な音楽家を呼ぶというのは、なかなか費用の点で大変だと思うんです。ですから、近隣の三つなり四つなりの館で、共同で呼んじゃう。それで初日は日野がやる、二日目は立川がやる、三日目は町田がやる、こういうふうな形で、同じ事業を通してこの地区でやるというふうに、例えばすれば、共同経営みたいな形にすれば、ＰＲの費用も安く上がりましょうし、恐らく呼ぶための経費もかなり削減されるんではないかと思うんです。

そういうふうにして、できれば１年に１回でいいですから、世界一の演劇だとか、世界一の

演奏家とか、そういうものを日野市民会館にお呼びをいただきたい。これは強く要望しておきたい、というふうに思います。

それから、路線バスの問題については、最終便を延ばすというのは、なかなか、会館だけじゃないぞということで、会社の方も苦しいと思うんですけれども、ぜひこれも鋭意御努力をいただきたい。

それから、売店及び喫茶店につきましては、もうちょっと積極的に開けられるようにしてほしいと思うんです。というのは、私、あそこへ時たま昼休みに行くんですけれども、市民会館を利用している方だけがあそこのロビーに行くんじゃなくて、前の公園に集まったり、役所に来られた方がふらっとあそこへ行っている。食堂の雰囲気とはまた違った形でお茶を飲んでみたい、あるいは食事をしてみたい、という方もいらっしゃると思うんです。

ですから、会館に来ている人だけを収益の対象として見るんじゃなくて、幅広く、このエリアー帯を考えれば、きっとペイすると思うんです。そういう点で、ぜひ、どうもお話だと大手の企業とか、そういうところに偏ってお話を進めているようでありますが、そうではなくて、いろんなところに話しかけて、市民の方が便利に使えるように、早くあの売店、喫茶店の場所がオープンするように、心から要望いたしまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって7の1、市民会館、開館一年の実績を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御意議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後　1時11分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問7の2、小学校の空き教室の状況についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○15番（馬場弘融君）　小学校の空き教室の状況について、伺います。

市内の小学校児童数及び学級数は、第二次ベビーブームの子供たちのピークであった昭和５５年を境に、毎年減少をしてきております。身障学級を除きまして、具体的に数字を挙げてみたいと思います。ちょっと細かくなりますけれども、おつき合いをいただきたいと思います。

昭和５５年、このときの児童数が１万5,８３２名で、４２２クラス。これが、少し飛びますけれども、４年後、昭和５８年には１万4,８７６名の児童数ということで、約1,０００名、４年間で減っています。クラス数は３９３クラスということになっております。

さらに今年度、昭和６１年では、この間、５９年に学校が一つふえて２０校になっておりますが、１万2,８１４名の児童数。ですから、５５年から比べると約3,０００名の児童が減ってきている。クラス数は３５０クラスということに、現在なっているわけでございます。

あと、来年以降の推計を見てみますと、児童数につきましては、少しずつ減っていきまして、約六十五、六年度、この辺が一番の底になるかと思うんですけれども、６５年度には１万1,430名というふうな数字が予測されておりまして、しかしながら、クラスの数につきましては、御承知のとおり今年度から４０人学級へ学年進行で移行する、というふうなこともありまして、来年３４３クラス、この辺が底になって、あとは多少ふえたり、減ったりということが、今後七、八年は続くのではないか、こういう予測がなされているところでございます。

要するに、昭和５５年とことしとの対比で見ますと、繰り返しになりますが、児童数では3,０１８名の減、クラス数では７２クラス減、このように、非常に大幅な減少となっているわけでございます。

それでは、一体、現在２０校ある小学校の普通教室が、どのくらい数があるか、ということが問題になってまいります。教育委員会でいただきました資料によりますと、先ほど申し上げました、現在ある３５０クラスに対しまして、普通教室は４７８室ございます。ですから、単純に差し引き計算をすれば、１２８室がいわゆる空き教室である、というふうなことになるわけであります。それでは、それらのいわゆる空き教室は、現在どのように使われているのか、また、全く使われていないのか、ということになります。

実は、この春の第１回定例会のときにも、少し議論になったわけでございますが、潤徳小学校の空き教室６室の場合は、この３月までは、御承知のとおり都立南平高校の仮校舎に当てられていたわけでございますが、この春からは、６月ぐらいですか、１階の２教室は学童クラブの部屋として使われ、２階及び３階の４教室は、市の教職員の研修室、相談室及び資料室とし

て利用をされております。しかし、残りの１００余の普通教室につきましては、一体どのような利用がされているのか、明らかにされておりません。

そこで、質問の第１点は、これは教育長にお伺いをしたいわけでありますけれども、今申し上げました、単純計算で見ました約１００室の、いわゆる空き教室が現状どのように利用されているのか、詳しくお教えをいただきたいと思います。

次に、第２点として、これは市長にお伺いをしたいわけでありますが、これまでも市長はたびたび、学校は地域のコミュニティーセンター的な機能を持つべきである、という発言を繰り返してきておりますし、空き教室の社会教育面への活用等につきましても、前向きな姿勢を示しているわけでございますけれども、市長は、空き教室の現状をどのように認識をし、今後それをどのように活用されるつもりなのか。特に、コミュニティー行政、あるいは社会教育行政との関連で伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、第１点目の、日野市の小学校におきますところの、いわゆる空き教室の現状が、どういうふうな形で現在利用されておるのか、という御質問がありましたので、第１点目の質問に対しまして、私からお答えをさせていただきます。

ただいま、馬場議員さんからも御質問がございましたとおり、昭和６１年の５月１日現在の普通教室につきましては、４７８教室ございます。クラス数が３５０教室でございますので、したがって１２８教室が一応、いわゆる余剰教室というふうに言えると思います。

そこで、１２８教室の利用形態はどうか、ということでございますけれども、結論を先に申し上げますと、現状におきましては、いわゆる第二特別教室、あるいは管理室、そういった面に転用しておりますので、実質的には空き教室はない、というのがお答えでございます。

御承知のとおり、昭和５５年度から、日野市の小学校の場合におきましては児童数が減ってきております。全国的にも、この昭和５５年度を境といたしまして、全国の小学校の児童は減っております。そこで、児童数の減少に伴いましての空き教室につきましては、それぞれの自治体、あるいは教育委員会におきまして、利用形態を模索しながら、それぞれの実情に沿った形で利用しておるのが、現状でございます。

文部省といたしましても、全国的に小学校の児童数が減っていく中での空き教室の対応につ

きましては、統一した見解で、これに対する方針を打ち出しております。昭和５９年度の後半というふうに、私は記憶いたしておりますけれども、各都道府県を通しまして、文部省から、市町村の教育委員会に対しまして、空き教室の利用の基本的な指針につきまして、通達が来ております。

それによりますと、空き教室というものは、本来は、御承知のとおり、教育目的としたいわゆる教育財産でございます。したがって、教育の目的に立った建物でございますので、第一義的には教育の目的にかなうような形での利用形態を、望ましいので、できるだけ教育目的に沿った形の中での利用計画を立ててもらいたい。

なおかつその上に立ちまして、空き教室があった場合には、先ほどの馬場議員から御提案ございましたような、社会教育的な面での市民のニーズ、社会教育施設等の開放等の要望がございますので、そういった面に対しましての活用をしてほしい、こういうふうな通達が来ております。

したがいまして、私どもといたしましては、この通達を受けまして、昭和６０年度当初におきまして、各小中学校の校長等を通しまして、その趣旨の徹底を、実は図った経緯がございます。それを受けまして、各小中学校におきましてはそれぞれの対応をしている、というのが現状でございます。

小学校２０校ございますけれども、これらの小学校につきましては、設立当初、その地域におきます児童の将来推計を踏まえまして、それぞれ普通教室、特別教室、管理室等が使われておるわけでございます。現在、教室数が全部で７７３教室、２０校にございますけれども、その中におきます、いわゆる特別教室でございますけれども、これらにつきましては、文部省の基準がございます。その基準に従いまして、それぞれの学校の普通教室、特別教室、あるいは諸管理室がつくられておるわけでございます。

けれども、特に特別教室あるいは諸管理室、これはそれぞれの財政状況、その他ございまして、必ずしも文部省の基準に沿った形での余裕というものがございません。特に、日野市の小学校の場合におきましては、視聴覚教室並びに特別活動の部屋はございません。１校ともございません。そういう意味におきまして、先ほど申し上げましたとおり、第二特別教室としての利用を考えてほしい、こういう通達が来ておるわけでございます。

したがいまして、視聴覚教室、あるいは特別活動室、図工室、家庭科室、あるいは音楽室、

図書室、そういった面での特別教室としての転用を図っておるのが、現状でございます。

また、同時に、各学校にあります資料室、あるいは児童の会議室、あるいはランチ室、教材室、そういった面での管理室も不足しておりますので、そういった面に転用しておる、というのが現状でございます。したがいまして、現状におきましては、６１年度現在に関して申し上げますならば、空き教室はそういった面に転用しておりますので、現実的にはないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近ごろ、人口行政によりまして、一時急増期に対応してつくった小中学校の学校義務教育施設が、多少ゆとりが生まれつつある、というふうに承知しております。中学校の場合は、まだピークを超えたということになりませんが、小学校ではかなり言われるところの空き教室が生じてまいっております。そこで、本来学校は教育施設、教育財産でもありますから、教育のために最も優先をして、最優先で使われるということは、申すまでもありません。

したがって、教育委員会の具体的な対応ということが前提になるわけでありますけれど、私どもの地域社会、自治体行政という立場から考えますと、自治体そのものが大きな教室である。いろんな市民が学び、健全な社会をつくるということによって、発展を遂げる。これすなわち次代を担う青少年の教育そのものである、というふうにも考えるわけであります。他域の教育力というとらえ方が出てくるゆえんであります。

そこで、余裕のついた、若干ゆとりの生まれるという傾向は、大変いい傾向だ。また、その傾向をうまく生かすということが、極めて大切だ。重要な資産を最も生かす使い方がなければならない、このようにも考えております。

そこで、一つの方向づけといたしましては、まず第一義的には、当該小中学校のその内部の需用を満たす。第二特別教室というのはまさにそのとおりだと思うんですが、あるいは管理室も要るかもしれません。そういうふうに、暫定使用をしていただく、しかし、そのうち、それでもなお余る。やや恒久的な余剰ができてくることになるというふうに、すべての学校ではありませんが、比較的多くの学校がそういうことになる可能性がございます。

そこで、私の申し上げておりますとおり、精神的なコミュニティーセンター等についての役

割、あるいは社会教育の具体的な場所としての活用というふうなことが、取り入れられることを望んでおります。その例は、恐らく第一番目に、ＰＴＡの会議の場、あるいは活動の場、拠点になり得るだろうと思っておりますし、青少年問題協議会の地域組織であります地区委員会、これなども活動の場、あるいは会議の場、拠点になり得る、このように思っております。

学童クラブに使わせてもらう意味もあるわけでございまして、これは学校行政そのものではないんですけれど、便宜上、同じ学童でありますので、少し範囲を拡大解釈をして、児童福祉の範囲でありますけれど、ひとつ学校の場所を借りてふさわしい使い方をするということは、これは認めていただきたいものだ、こう考えております。

そういう意味で、空き教室の活用ということは、これからの新しい課題として、文部省レベルでも考えられるでありましょうし、それから地域としてもいろんな創意、工夫をして、そうしてせっかくのこういった、公共施設でもかなりレベルの高いものを、いかに市民が使いこなしていくかという、また住民側の意識も大切だ、このように思っております。そのような考え方で、空き教室を地域社会に、なるべく教育を中心として、子供のために活用したい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　１点目のお答えで、恐らく皆さんもそうだと思うんですけれど、私も非常にびっくりしたんです。いわゆるクラスの数と、普通教室の数、大体対応しているはずなんです。それが、百数十も実は教室の方が多いという現状がありながら、現実に空き教室がほとんどないという状況が、今あるわけですね。これはどういうことかというふうに、私は非常にこれ疑問に思ったんです。

実は、数年前から、市長だけでなく、空き教室がいずれ出てきますから、それを有効に使うように考えましょう、というふうな発言が、たびたびあったわけです。今、市長の発言の中にも、多少後に下がってはいますけれども、そういう発言がある。

ところが、実際に現状を見ますと、空き教室はないわけですよ。教育目的以外に利用できる空き教室は、ないという状況。さらに、一番初めにも申し上げましたけれども、今後数年の予測を見ましても、４０人学級への移行等の問題があって、今よりクラスの数はほとんど減らないだろう。というふうになってくると、いずれ空くだろうというふうなことは、今のままではまずない、というふうなことが言えるわけです。

一体、今の利用の方法です、教育次長は先ほどいろいろ、第二特別教室であるとか、児童の特別活動室であるとか、資料室、教材室とか、いろんなことを言っておられましたね。その辺について、もう一度確認といいますか、教えていただきたいんですが、私の手元にある資料によりますと、一番新しくつくられた仲田小学校、これは規模も小さいんですけれども、学級数が１２です。これに対する普通教室の数は、同じく１２です。あと、いろんな特別教室があるわけですが、どうしてこうかといいますと、つまり国の小学校の設置基準、新しい学校をつくるときに、これだけはつくりなさいよ、というふうな基準を満たして、学校をつくるわけですね。そのときに、つまり１２という学級数が予測をされれば、普通教室は１２つくっていく、これでいいんだ、これが基準なんだということで、今、新しい学級がつくられているわけです。

つまり、過去の学校も全部、恐らくそういう形で、つくられてきたと思うんです。当初の予定よりも生徒がふえてしまったというようなことがあって、足し前をした、というような学校も当然あると思うんですが、ほとんど学級数と普通教室の数というものは、必ずしもイコールではなくても、イコールに近い状況にあるというのが、学校の姿ではないかなと思うんです。

今、もう一度お尋ねをしますけれども、各学校がいわゆる特別教室、第二特別教室等の利用をしている状況が、一体どういう基準といいますか、どういう基準で、総合教室が教育目的に使われるんですね、ではいわゆる空いている教室ではないんですね、という判断をしているのか、ということなんです。

と申しますのは、これは勘ぐった見方かもしれませんけれども、学校の校長先生方に言わせれば、空き教室ができましたよということは、そこがどういうふうな目的に使われるかわからぬ。非常に管理の問題で不安があるということから、実は空いてないんです、確かに生徒の数は減ってきているけれども、こういう新しい利用方法を考えて教室目的に使っているんです、ということを言ってくるかもしれないけれども、では、それをみんな認めておきますと、結局、非常に生徒数が少なくてもたくさんの教室を使って、いや余っていません、こういうことも言い得るわけですね。その辺のところの基準ですね、今どのような形で、第二特別教室とかいう利用が認められているといいますか、いいですよ、ということになっているのか、現状についてもう少し教えていただきたいと思います。

お願いします。

○議長（黒川重憲君）　　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、再質問につきましてのお答えをさせていただきます。要するに、空き教室をいわゆる転用する場合の基準は、どういう形で基準を示して利用させるのか、というのが御質問の趣旨だと思います。

先ほどちょっと私、申し上げたんですけれども、文部省のいわゆる空き教室の利用方法についての基本的な考え方は、第一義的には、いわゆる学校本来の目的のための教室ということで活用してまいりたい、というのが基本でございまして、それでもなおかつ空き教室が空いている場合には、社会教育その他の目的に使いなさいという、こういう指導でございます。

そこで、基準でございますけれども、先ほどもちょっと申し上げたとおり、各学校の普通教室、特別教室、諸管理室につきましては、国の基準というものがございまして、それぞれの将来の児童数等の推計を踏まえながら、設置されているわけでございますので、馬場議員さんがおっしゃるとおり、極端に空き教室が余るということは普通ない、というふうに常識的にはとらえられます。

ただ、学校の方の、要するに教室の管理につきましては、教育委員会といたしましては、各学校長の方に委任をしております。特に教育のいろんな施設関係、利用関係につきましては、学校長の統率のもとに、今管理をしているというような現状でございますので、そういった中で、先ほど申し上げた二つの方針を示した中で、学校長の判断に任せておる、というのが実情でございます。

しかし、御指摘にもございましたとおり、これは日野市全体の小学校のいわゆる空き教室を出してみますと、１２８教室という、昭和６１年度、数字が上がってまいりましたけれども、それぞれ各学校によっては児童数も違います。したがって、学級数も違うわけですので、各種ばらばらでございます。全体を合わせますと１２８ということでございます。ですから、場合によっては、学校によっては空かない教室もあるし、空いても少ない教室もありますし、極端に空いている教室もあるということでございます。

したがって、私どもといたしましては、現状のままの、各学校にお任せしていくということに対しては、いささか疑問を感じます。当然のことながら、一つの空き教室を利用する場合には、教育委員会としての今後の課題として、各学校長等の意見も拝聴しながら、教育委員会として規模の、いわゆる学校規模に応じた場合の学級数については、何学級程度が特別教室、あるいは空き教室として利用するのが正しいのか。各学校別の、一つの空き教室の基準と申しま

しょうか、こういったものを今後の課題といたしまして、なるべく早い機会に、学校管理者であります校長、並びに教育委員会当局と、いわゆる空き教室のあるべき基準、こういうものをやはり示して、それに基づいて空き教室を利用させるべきじゃなかろうか。そういたしますと、相当数の学級数が空いてくる、というふうにも期待をしているわけでございます。

そういう中で、空き教室を今後どういう形で開放していくか、これらにつきましては、それぞれの関係者、学校当局、あるいは教育委員会、あるいはこれを使う社会教育関係団体、場合によっては学識経験者、こういったものを踏まえた検討委員会をつくりまして、それらの対策を講じてまいりたい。こういうふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘誘君。

○１５番（馬場弘融君）　ぜひ、その辺の基準というものを、公平な基準というものをつくっていただきたいと思うんです。

さらに申し上げますと、私がいただいた資料によりますと、本当に学校間の格差が非常に激しいんです。

例えば、第三小学校は、いわゆる空き教室、１１教室もあるんです。それが、例えば特別活動室に使われたり、教材室に３室も使われたりとか、そういう状況があったり、中には全然ないところもあるということで、学校長だけの判断に任せておきますと、何かすごくたくさんの教室が、いわゆるゆとりある教育をするには必要なんだ、という名目のもとに、プールをされるというおそれがあると思うんで、本来の目的に本当に使われていれば、何も問題はないんですけれども、国の基準と比べても、こんなにたくさんの教室数が、果たして小学校の教育をする上に必要かどうかということも感じますので、ぜひきちっとした公平な、学校格差が出ないような空き教室の使い方といいますか、基準のお決めをいただきたい、というふうに思うわけでございます。

次に、市長に再質問をいたしますけれども、実は、市長も御記憶だと思うんですが、昨年の第２回の定例会のときに、私、この場でコミュニティーセンター、あるいは地区センターの将来計画といいますか、今後は大、中、小のネットワークを持ってやった方がいいですよというふうな、提言を踏まえた質問をしたことがあるわけですが、そのときに、非常に答えがかみ合わないで、私もかなり怒ったことを記憶しているんですが、その中で、市長はこういうことを

言っているんです。「近ごろ空き教室も随分できてまいりました」こういうふうなことを言っているんです。そして、さらにです、「学校開放ということをあわせまして、地域のコミュニティーづくり、あるいはコミュニティーセンター、学校こそまさに地域のあらゆる意味でのコミュニティーセンターであるべきだ、このように思います。学校を抜きにして、今日のコミュニティーは私は語れない、こういうふうに申し上げた」と、このようなことを言っているわけです。

恐らく、ですから市長は、今教育次長がお答えになったような形で、本来の教育目的だというお答えでございましたけれども、そういうものにこんなに数多くの、いわゆる空き教室が使われてしまうという認識がなくて、かなり空いてくるだろうという想定をお持ちの上で、こういう、空き教室を使ってとか、出てきますから、というふうな発言をしていると思うんです。

ということはですよ、今の教育次長のお話のように、今はほとんど空き教室はない。今後の推測を、予測を見ましても、空き教室が今のままでは出てこない、というふうな感じがあるわけです。こういう中で、今でもなお、昨年の６月に言われたように、空き教室を使っての、要するに学校こそ地域のコミュニティーのセンターである、というふうなお考えは、今でもお持ちでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど答えたとおりでございまして、地域社会から見ますと、適当に配置されている公共施設というのは、学校が一番でございますが、学校はまた、小学校のときあるいは中学校のとき、あるいはその父兄の立場で、出入りすることの一番懐かしい場所でもなければならない、と思っております。そういう意味で、別段の考え方の変化はございません、そういう心構えでやっていきたい。

それから、校長方のお集まりの際には、皆さんは地域の村長のつもりで、教育のことはもちろんでありますし、地域の方々にいろいろな会合、催しの精神的な務めもしてください。待遇が整っていないので、そこまで期待しては無理かもしれませんけれど、気持ちとしては、私はそうあってほしい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　今のお話を伺って安心したんですけれども、ともかく現状が、今のままではほとんど空き教室がないんだという状況、すごくこれ、おかしいなと私は感じた

わけです。これをまた、ぜひチェックをしていただきたいと同時に、市長には、今お答えになったような意味合いで、学校こそは本当に地域の核になるといいますか、ずっと前は学校の塀もなく自由に出入りができたし、何かといえば学校に集まったというふうな経験が、私どもあります。やはりそういう場でなければ、学校教育の荒廃とか、いろんな問題も直っていかないんではないかな、ということも思いますので、ぜひそういう意味で、今市長がお話になったような考え方というものは、なくさないで、さらに伸ばしていただきたい、というふうに思うわけでございます。

一言最後に、掛川の市長さん、榛村純一さんという市長さんの、これは言葉なんですけれども、ちょっと市長に、御承知かと思いますけれども、この場でお話をしたいと思うんですが、今まさに市長がおっしゃったような――小中学校の先生たちは、その地域の生涯教育の実践者であるべきだ、というふうに私は思っています。家庭と小中学校が相互によく交流して、私の町では小中学校の中に大人のミーティングルームというか、公会堂をつくっているわけですけれども、大人も時間が空いているときはみんな学校に来る。日曜、祭日、その他夜は全部大人の学校である。たまたまウィークデーの昼間だけその地域の児童生徒が使う。そういうふうに、逆転の発想で、学校というものを地域の生涯学習センターにしてしまおう、という考えでやっておりますが、学校を開かれたものにしないと、いじめとか非行の問題の解決はできないし、生涯教育をやっていないと先生が尊敬されない。尊敬されない先生のいるところに、非行や暴力が起こる。このように考えています。――こういうことを、ある座談会の席でお話しになっているわけです。

非常にすばらしい言葉だと思うんです。ぜひ市長も、あるいは教育長も、この辺の発想も十分とらえていただきまして、ただ学校の管理という面だけにとらわれて、空き教室はありませんよ、というふうなことがないように、有効な学校の場というものの利用、ということを考えていただくようにお願いをいたしまして、この件の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって７の２、小学校の空き教室の状況についての質問を終わります。

一般質問７の３、多摩川の利用計画について（多摩川サミットを受けて）の通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○１５番（馬場弘融君）　今議会の冒頭、市長の行政報告にもありましたけれども、７

月２４日、多摩川サミットが開催をされております。建設大臣、東京都知事、神奈川県知事を初め、多摩川流域の２８区市町村が参加をして、一つとして多摩川の浄化など現実的な問題と、二つとして多摩川を中心とした水と緑の広域的ネットワークづくりなど夢のある計画、これらが話し合われたところでございます。この席上、多摩川サミット宣言を採択し、今後の利用に関しては「多摩川流域協議会」の設置が決められました。

我が森田市長も、積極的にこの会議に参加をされ、御自慢の緑と清流を取り戻す日野市政をＰＲされたかと思いますけれども、新聞等の報道によりますと、なかなか思い切った発言もされたかに、伺っております。

こちらは、非常に心が膨らむお話でございますけれども、他方、８月の５日から６日にかけまして、川の恐ろしさを改めて認識させるような、大きな水害もございました。台風１０号崩れの低気圧による記録的な大雨により決壊した小貝川を初め、中川支流のはんらん等、関東地方では最近にない大水害となりまして、合わせて２０万人を超える人々が、被害に遭っているわけであります。このように、川は人間に豊かな恵みをもたらし、生活発展の礎ともなってまいりましたけれども、一方では、幾多の自然の脅威をも示してきたわけであります。

多摩川サミット宣言の言葉にもありますように、我々は多摩川とともに生き、多摩川とともに住み、多摩川に親しんできた。我々は多摩川の恵みを次の世代に伝えていかなければならない。こうした観点から、多摩川の現状及び今後の利用計画につきまして、３点に分けて伺います。

第１点は、多摩川の水防対策についてであります。先ほど申し上げました小貝川の決壊、あるいは利根川、中川流域の大水害、これは建設省の説明によりますと、一日3,０００ミリを超えるような記録的な豪雨が原因であって、これは１００年に一度ぐらいあるかないかの記録である。あれだけ降ったら、どんな河川でもとても太刀打ちはできないんだ、いわば天災なんだ、ということを説明しているわけでありますけれども、ただ、小貝川の決壊個所が、皆さんも御承知と思いますけれども、一番新しくつくられた水門のところから決壊が始まっているということは、非常に気になるところでございまして、しからば、多摩川の現状はどうなっているのか。

終戦直後の、たしかキティー台風だったと思いますけれども、そのときの水害以後、多摩川の堤防が壊れたという例はないかと思いますけれども、豪雨に対する安全性が、現在どうなっ

ているのか。多摩川の水防全体について、一体どのような機関で、どのようなチェックが現在行われているのか、伺いたいと思います。

さらに具体的には、４カ所を取り上げまして、それぞれの場所の安全性についても、伺いたいと思います。

一つは、これは、以前壊れた例がございます。四谷下といいますけれども、水門があります。あの付近と、そこから中央線の鉄橋にかけての堤防、これはかなり古いままの堤防であります上に、私は高さも不足しているんじゃないかな、一番低くなっているんじゃないかな、という感じもある。その上、工作物もあるわけであります。加えて、ちょうどあの地域は、それより上流の流れが、あそこの堤防にどんとぶつかっている場所なんです。そういうところで、非常に私が見ますと、危険性を感じているわけでありますけれども、この場所は、一体大丈夫なのかどうかということ。

次に、二つ目として、中央線の鉄橋そのものが、これも随分古いものなんですけれども、一番日野寄りが常に流れにあらわれているわけでありますが、あそこの橋脚の下の土台です。かなりどんどん下にあらわれておりまして、さらに基礎、といったところまで出ているような部分があるんです。それで、周りにあります砂利とか泥がどんどん削られておりまして、その橋脚を半分は支える意味があるんだと思いますが、川底に大きなコンクリの畳のようなものがたくさん置いてあるわけですが、それが凸凹して、水害のたびにかしいでくるんです。その辺を見ますと、果たしてあの鉄橋、いまのままで大丈夫なのかなということを、私、水が出るたびに思うんです。その辺、ちょっと心配なところがありますので、ぜひ、大丈夫かどうかということを、教えていただきたいと思います。

それから３番目が、その鉄橋のすぐ下流の捐防なんです。実は、ここは昨年の夏の大雨のときに、提防から下約１メーター５０センチぐらいですかね、そのくらいまで水かさが増したんです。最盛期に、そのとき私も見ましたけれども。ふえているときには余り問題なかったんですが、水が引き始めたときに、鉄橋のちょっと下流のところの堤防の一部が、崩れ始めたんですよ、それで、実は１１０番が入りましたね。すぐに消防だとか、警察が行ったんです。

ところが、どんどん水が引くうちに、一部のところが崩れただけで、事なきを得たんですが、最近見に行きましたら、その部分が、コンクリを捨てコンを打ったような形で、部分的な補修がされてありました。あんなものでいいのか、大丈夫でしょうか、ということを伺いたいと思

います。

4点目が、一番新しくつくられました工作物であります、東町のところの日野樋門です。あそこのところは、流域の中に、流域に直行するような形で、深い、導水路といいますけれども、あれが掘られているわけですけれども、あそこから日野橋にかけて、ちょうど堤防に桜の木が植わっていて、花見には大変いいとこなんですけれども、あの辺も、やはり古い堤防なんです。これが果たして大丈夫なのかどうか、ということです。

この4点を、具体的にお伺いをしたいと思いますし、さらに多摩川の堤防関係、あるいは工作物関係で、今マークしているといいますか、ここは注意しなきゃいけない、というふうなところがございましたら、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、大きな2点目です。これは、河川敷の有効利用の問題でございます。いろんなところの地域は、それぞれ各議員の方がやっておられますので、1点に絞って伺いますが、これは中央線の鉄橋の少し下流にあります。日野市の区域内なんだけれども、立川市が整備をして、立川市民が有効利用している約6ヘクタールの河川敷であります。これを聞きたいと思うんです。

たしか昭和45年ころだと思うんですが、立川市の方で、日野市さん貸してくれませんか、というお話があって、多分議会も、いいですよ、というふうな許可を出して、立川市が自分のお金で整備費用を出して、あのように野球場4面、それから大きなグラウンドが1面、運動広場が1面ということですね、そういうものでございますけれども、当時、立川にお貸ししたころのいきさつ、果たして日野市民の利用について、どのような約束が当時なされているのか、というふうなことを教えていただきたい。

それから、今あのグラウンドあるいは広場を使うには、申し込みはどうすればいいのかということ、これも教えていただきたい。

それから、開設以来あの場所を申し込んで、日野市民がどのくらい利用しているか、これも教えていただきたいと思います。

実は、市内のある野球をやっている団体から「あれは日野市だということを聞くんだけれども、一体使えるのかね」ということを最近聞いたもんですから、その辺を踏まえてお伺いをいたしたいと思います。

第3点。これは、サミットの関連でございますけれども、将来の利用計画について伺いたい

と思います。

多摩川流域協議会が設置をされたわけでございますが、その趣旨によれば、いずれは多摩川を主軸として広域的に公園や自然緑地を結び、水と緑のネットワーク計画を、推進していくことになっております。

また、市長はこれまでにも川の利用に熱心でございましたし、今月1日号の「広報ひの」では、河川部分は市民共有のオープンスペースとして、多摩川、浅川の自然公園計画――途中を略しますが――が、川を生かす道であることは申すまでもありません。こういうふうに書いてあるわけです。

また、朝日新聞の記事によりますと、市長は多摩川サミットの中で、駒形の渡しを非常に自慢をされた後、「都市の川なんだから、もっと川に親しめる工夫があってもよい。川下りの舟の運行を提案をした」ということが、朝日新聞の記事には載っているわけでする。

さらに、建設省が今度河川の管理について、方針を少し変えまして、これまでは国とか都道府県が一切の管理権を持っていたわけですけれども、これからは河川の有効利用のために、流域の市町村に管理権をある程度移行していこう、というふうな法改正を今準備している。早ければこの秋といいますか、冬といいますか、通常国会にはその改正案が出されるのではないか、ということも聞いております。

これらを踏まえまして、今、浅川利用計画というものはあるわけですが、そろそろ多摩川の利用計画にも着手をした方がよいのではないか。流域協議会を上手に使えば、広域行政の理想的なパターンができるのではないかと思いますし、隅田川などでは、これは一つの案ですけれども、いわばスーパー堤防というふうなアイデアがありまして、堤防の外側約50メートルぐらいはグリーンベルトにしまして、遊歩道や公園など住民の憩いの場として利用していこう、というふうな計画もあるやに聞いております。これらを踏まえまして、多摩川の将来の有効利用にかける市長の夢、これをお伺いをしたいと思います。

以上、大きく分けて3点、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。

なお、時間が2時2分で終わりでございますので、答弁の方、よろしくお願い申し上げます。

建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　それでは、御質問につきまして、順次お答えしてまいりた

いと思います。

まず、水防対策でございますけれども、水防対策につきましては、所管が生活環境部の方でございますけれども、私の方で、多摩川サミットという形でございますので、私の方からかわりまして、御答弁申し上げたいと思います。

まず、多摩川につきましては、１３８キロにわたります区域がございます。そこで、いろいろ建設省でも改修工事を進めているわけでございますけれども、現在、まだ未改修部分が多い。こういうことで、集中的には水衝部対策、あるいは堤防のかさ上げ、それから無堤防対策を主体として、建設省では改修の促進を図っているわけでございます。

多摩川の管理につきましては、建設省の京浜事務所の多摩川水防連絡会という組織がございます。その組織の目的といたしましては、河川法とか、災害対策基本法、水防法の趣旨に基づきまして、京浜工事事務所の中にあるわけでございますけれども、その内容でございますが、河川の管理の万全を期することとか、重要水防箇所に関することとか、その他協力、工法、調査、そういったものをいろいろ連絡し合う、こういうことの会議でございます。そのメンバーといたしまして、日野市でもこのメンバーに入っている、こういうことでございます。

この連絡会につきましては、毎年、直轄河川、多摩川の河川でございますけれども、重要水防箇所を会員から提出している、こういうことでございまして、今御指摘の日野用水栄町の点の問題、あるいは鉄橋の下の問題、あるいは多摩川の鉄橋下、このことの問題、あるいは日野橋のちょっと上流の、今樋門の関係で申し上げたところにつきましては、一応重要水防箇所ということで、日野市の方ではその会の方に提出して、改修方をお願いしている、こういうことでございます。

それから、中央線の鉄橋の関係でございますけれども、これにつきましては、河川管理者と国鉄が今協議している、こういう段階でございます。

日野樋門の安全性でございますけれども、小貝川の例を出されての御質問でございますけれども、小貝川の場合には、水衝部分に近いところに水門があった、こういうことでございますけれども、この樋門の水防につきましては、直線部分でございますので、こういう洪水等の場合にも洗掘されない、安全である。こういうことで、国の方でも保証しています。

それから、立川の市民等広場でございますけれども、これにつきましては、４５年の９月の議会で議決されております。総面積が5.８４ヘクタールでございまして、そのうちの日野分が

4.７６ヘクタール。立川市が1.０８ヘクタール、こういうことでございまして、立川では４６年から４７年にかけまして、6,３００万円で工事をしております。これは、野球場が４面、広場が１面ということで、これは使用は立川市民でございますけれども、日野市民も申し込みすれば使える、こういうことでございます。（「日野市民は使っているか」と呼ぶ者あり）日野市は、まだ使っておりません。

それから、多摩川サミットの関係でございますが、多摩川の利用計画につきましては、これは国直轄河川でございまして、国でいろいろ環境、管理計画を立てております。それで、管理計画を立てる場合には、日野市民の意向も酌んで管理計画に当たっております。いろいろゾーンは決めてございます。そのゾーンに従いましてやっている。この実現方につきましては、河川多摩川流域協議会で要望してまいりたい、かように思います。

雑駁でございますが、以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩川サミットの大きな考え方は、要するに都市河川を見直そうということでありまして、多摩川の場合、また我々の支流の浅川の場合、それぞれ洪水時期、大雨のときの水を排除する、そういう機能で今まで管理されておったのを、都市空間として市民の憩いの場、人間性復活のための場を付与しよう、こういうことでありまして、今後いろんな範囲で取り組んでいくべき、日野のまた、非常に接する面の広い多摩川であります。そういう考えに立っておる、ということでございます。

それから、川下りは、これはサミットの場で私は言ったことじゃなくて、かつて提案をしたことがある、ということを新聞社に話したら、そのように扱われたということでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　わかりました。

河川敷の、立川のつくったグラウンドの日野市民の利用について、ちょっと要望しておきます。

１週間に１日でいいですから、日野市が使う日というようなものを、お願いできませんか。多分6,０００万から9,０００万のお金をかけて整備していますから、いろんなことを言われるかもしれないけれども、１週間に１日でいいですから、あのグラウンドを日野市民が使えるように、しかも日野市の窓口で申し込めば使えるような形を、ぜひ交渉してください。

それを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって７の３、多摩川の利用計画について（多摩川サミットを受けて）の質問を終わります。

一般質問８の１、多摩平処理場用地の将来計画の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１３番議員登壇〕

○１３番（夏井明男君）　それでは、議長のお許しを得ましたので、多摩平処理場用地の将来計画ということで、質問をさせていただきます。

まず、将来計画ということなんですが、その前に、一つだけこの処理場のいわゆる悪臭対策について、強く要望をしておきたいと思います。

多摩平処理場は、昭和３３年にできてから、できた当時はほとんど人家がなかったわけですけれども、最近では、御承知のとおり住宅街の真ん中に施設がある、という状況になっておりまして、悪臭対策についての現状をどういうふうにするかということが、担当の方も相当苦慮されているということは、聞き及んでいるわけですけれども、本年度で間に合わなければ来年度の予算の中で、ぜひ抜本的な悪臭対策を進めていただきたい、というふうに思います。

この悪臭の発生源としては、一番最初に流入してきます槽に覆いがない、覆がいがないということが挙げられております。

さらにもう一つとしては、貯留槽あるいは脱水機室等が、悪臭の発生源になっておりますので、簡易式の脱臭装置を早急につくっていただきたい、というふうに思います。御承知のとおり、あの近辺を通りますと、ふたがけもありませんし、脱臭装置もないということで、風の向き、時期によりまして、かなり匂うというのが現実でございますので、ぜひこれは強力な対策を一刻も早く打っていただきたいと思います。これは要望しておきます。

次に、将来計画でございますが、将来あの地域が秋川幹線に含まれて、１０年後には将来的にはなくなるというお話は、本議会でもお聞きしているわけですけれども、その中で、市長のお話ですと、あれは親水公園というふうな位置づけで利用を将来的に考えていきたい、というお話があるわけですけれども、ぜひ将来計画につきましては、地元住民の意向も十分取り入れた構想を立てていただきたい、というふうに思いますが、この点どのようにお考えになっておられるか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　　お答えいたします。

御承知のとおり、多摩平処理場は昭和３２年１１月２５日に、日野市公共下水道豊田汚水処理場として、その敷地面積が約１万1,０００平米で、都市計画決定がされてございま。そして、多摩平団地の汚水を処理してございます。この地区の下水道は、昭和６６年度稼働の予定で、流域下水道、秋川処理区の八王子処理場に流入する計画になってございます。昭和７０年には、その切りかえが完了いたしまして、多摩平処理場は廃止される予定となってございます。

廃止されます多摩平処理場の跡地利用につきましては、この場所が、市街地に残る東豊田緑地保全地域の中心地に位置しておりまして、そして自然の涌水を生かした、いわゆる親水公園の黒川公園にも隣接しておりますので、自然の環境の整った、市内でも最高の場所でございます。

したがいまして、この跡地利用は、日野市のスローガンでございます緑と清流の拠点として、また自然教育の場所となるよう、清流公園として位置づけたい、このように考えているところでございます。

なお、この計画に当たっては、地元の住民の方々の御意見、あるいは要望も十分尊重いたしまして、総合的に計画する予定でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　　これは市長にお尋ねしたいんですが、市長も親水公園として基本的には考えていきたいというお話だと思いました。

大綱的には、あそこの緑地帯の中の公園ということは、当然のことだろう、というふうに思うわけですが、その調和といいますか、調和を乱さない範囲で、あそこの平担地の部分につきましては、例えば、これは具体的にまだ出ている話ではありませんけれども、地区広場的なものとか、あの地域の地区センター的なものを、将来、親水公園としての構想を損なわない中で、構想としては取り入れる可能性が十分あるんではないか、というふうに思うわけですが、市長のお考えを、この点お尋ねしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　ただいま多摩平処理場につきまして、まず防臭対策から始め

て、将来の活用についての行政側のお答えも、したとおりでございます。また、御提案の趣旨も理解するものであります。

そこで、あの処理場は、日本住宅公団が多摩平団地のために施設した場所でありまして、現在、他の下水処理と比較をします場合には、今日だったらあるいは受け取らなかったかもしらん、という感じがしないわけでもありません。

しかし、受け取ったために日野市の用地ということで、財産になり、将来計画も立てられるわけでありますので、市段階としては、やはり全市民的施設である。それに合わせて地域施設ということも、あわせ考えるという性格の場所である、このように考えております。

そういうことで、親水公園を中心的に考え、なお、地元にも多少の子供たちの遊べるような広場が考えられるんではなかろうか、このように、また御質問の趣旨はそういうことだろうと思いますので、その可能性を十分生かしていきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　この問題については、以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の１、多摩平処理場用地の将来計画の質問を終わります。

一般質問８の２、父子家庭に対する福祉施策の充実をの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１３番（夏井明男君）　父子家庭ということで質問をさせていただくわけですが、１人親家庭への福祉施策ということが、さまざまな角度から手を打たれているわけですが、時代状況といいますか、さまざまな理由から、母子家庭同様父子家庭も、徐々に大きな社会的な問題になりつつあるといわれております。これは、東京都の福祉局の昭和６０年の調査ですけれども、東京都内の父子１世帯の数の推移が、増加をいたしております。

４７年が7,０００世帯。５３年が１万1,８００世帯。５６年が２万3,４００世帯。昭和６０年が２万4,４００世帯。このような父子世帯がふえた背景というのは、さまざまな理由があると思うんですけれども、日野市におきましても過去に、推計だと思うんですけれども、父子世帯についての推計調査をされていると思いますし、現状はどういうふうに推移をしているのか、その辺のお話を第１点として、実態状況をお話をしていただきたいと思います。

さらに、父子家庭で非常に深刻な問題になっていますのが、ふなれな家事とか育児というこ

とで、転職にやむなく至る父親の方も多いわけですけれども、具体的には父子家庭の中で、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんに子供を任せて何とか対応している、という御家庭もあるわけですが、実際にはそういう家庭のない核家族の父子家庭が、推計調査によりますと約５０％を超しているのではないか、という状況があるわけであります。

東京都におきましても、この辺の対策を、昭和５８年だと思いますが、都の補助事業といたしまして、３分の２を東京都の方で補助するので、あとの３分の１を市の方の負担でということで、事業を始めているわけですが、ほとんどの市、２２市が、これを実施いたしております。残念ながら、まだ日野市の方ではその必要性といいますか、市民の方からの要望といいますか、そういう声が、私、上がってきてはいないかと思うんですが、日野市では、この施策については対策がとられていないわけであります。

その施策の内容としましては、いわゆる家事援助事業という言葉で言われているわけですが、内容的には、各市の実施要綱というのは、都の基準をもってつくっているわけですが、その内容としましては、派遣対象を義務教育終了前の児童がいる単親家庭、さらに、市に登録されている家事派遣者がその御家庭の依頼を受けて家事サービスを行う、というふうな内容であります。

この運用ですけれども、父子家庭の所得に応じ――今は父子家庭を中心にしておりますので、父子家庭ということで限定して話をさせていただいていますが、所得に応じて、１日1,０００円であったり、2,１００円であったり、また3,３００円であったり、4,３００円、全額の場合もあるわけですが、サービス時間としては１日６時間。原則として午前１０時から午後４時。この４時が７時に、ことしから改正をされて、実施されているようでありますけれども、その辺の状況を踏まえて、日野市でもその対応をつくっておく必要があるのではないか、というふうに思うわけですが、どのようにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、父子家庭に対する御質問にお答えいたします。

日野市におきます父子家庭の状況につきましては、民生委員を通じて、現在ある程度の把握はしております。既に、昭和５６年に民生委員協議会において、実態調査をいたしましたけれども、その際の父子家庭の出現率は、９月１日現在に当てはめますと、出現率0.０９６％とい

うことでございますので、現在の５万7,２５８世帯に掛け合わせますと、大体の推定といたしましては５５世帯ぐらいが、父子家庭としての存在があるんじゃないか、というぐあいに推測されるところでございます。

また、当時の実態調査、また最近の相談内容を見てみますと、父子家庭において日常生活に関しましては、特に著しく支障があると考えられますのは、まず子供の世話でございまして、次に家事のことで困っている、ということが言われております。このような事情でございますので、特に保育園の入所につきましては、母親不存在ということで、そういう理由で、現在優先的に入所措置の方法をとっております。

また、家事の援助事業の問題でございますけれども、この問題につきましては、現在検討しているところでございます。つまり、食事の世話、洗濯、掃除、育児までの世話をしようとする、家事援助事業制度の導入でございます。

ただ、各市の実施しております状況を見ておりますと、せっかくの制度がほとんど利用者が少ないと、報告もされております。それは、プライバシーが侵害されるというおそれがあるということなど、他人の留守宅に入るのはどうも、というふうなこともございまして、敬遠されている実情にあるということも聞いておりますけれども、こうしたことを含めまして、私どもも今後知恵を絞りまして検討してまいりたい、というぐあいに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　この制度を実際につくってみたけれども利用が少ない、というお話でした。東京都におきましても、この辺の対策をどういうふうに進めるかということで、さまざまな知恵を絞っているようでありますけれども、例えば、プライバシーが侵害されるおそれがあるとか、他人の留守宅にということとか、さまざまな理由があるわけでありますけれども、担当者の――各市の、現場、運用の実際に携わっている担当者の方の声の中では、家事派遣者の選定ですか、どういう方になっていただくのか。

例えば、近所の安心できるような方にお願いをするとか、もう一歩出まして、親類というところにも広げて募集する制度も考えられるのではないかということで、工夫をしている段階だと思いますけれども、東京都におきましても、その工夫の時間を４時から７時ということで、制度的に改良を加えているわけですが、やはり少数の５５世帯という、全体的に見れば少ない数字に読めるわけですけれども、そういう方に対する対策についても、やはり東京都の方で一

応の施策を打ち出しているわけですから、日野市におきましても、ぜひその対応をしていただくことが、やはり一つの前提ではないかというふうに思うわけですが、この点について、市長の御見解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　従来は、母子福祉という法なり考えはあったわけでありますが、父子の福祉ということは、男性には比較的生活力がある、母子家庭は弱者であるということで、余り考慮されなかった、あるいはその必要がなかったかもしれません。

ところが、最近、家庭制度の崩壊等が一面ある、変化が来つつあるということもありまして、父子家庭という存在。その中でも、子供に目を向けなきゃならない。このように、問題ありとすれば思いつくわけでありまして、家事のことまでかかわれるかどうか、ちょっと疑問でありますが、子供にはなるべく寂しい思いをさせない、あるいは子供らしい成長に悪影響のない状況をなるべくつくらなきゃならない、このようには考えますが、果たしてどうすればいいか、ちょっとまだ、御提案を聞いても考えあぐねる状況でございます。実態をよく把握いたしまして、取り組むべき問題がありとすれば、真剣に取り組んでまいる、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　ぜひ、この問題につきましては、かなり当事者の方にとっては深刻な問題でありますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いをいたしまして、この質問について終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の２、父子家庭に対する福祉施策の充実をの質問を終わります。

一般質問８の３、心身障害者福祉施策の充実をの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１３番（夏井明男君）　ここでは、精薄者の方及びその精薄者の方を抱えておられる家族に対する施策、ということに絞って質問をさせていただきます。

精薄者の方の自立の問題ということで、取り上げさせていただくわけですが、ここではいわゆる軽度の精薄者の方の自立、というふうに絞りましてお尋ねしますが、これは既に県段階の話になるんですが、精神薄弱者の方に雇用の場を与えて、自立した生活を送る対策ということで、神奈川県では第三セクターによる法人組織をつくりまして、精薄者の方の基本的な生活習

慣、労働習慣を修得をさせて、雇用まで一貫した訓練を図ろうということで、計画を持っているわけであります。

これは、来年以降に具体的なものとして実現を見るわけでありますが、国の方におきましても、今般労働省の方で８月の２３日に、今国会の通常国会に提案するといわれておりますが、いわゆる精神薄弱者の雇用促進ということで、身体障害者雇用促進法の改正案を提出する予定であり可決する、といわれておりますけれども、このねらいといいますのは、御承知のとおり、雇用対策に盛り込むまでに至った経違としましては、昭和５７年の３月の国際障害者年推進本部が決めた、いわゆる障害者対策に関する長期計画ということが土台になっておりますし、ことしの６１年の７月に、やはり身体障害者雇用審議会の意見書を受けて、打ち出されてきたといわれているわけであります。

この法案の具体的な内容につきましては、一定比率の障害者の雇用を義務づけております雇用率制度を、精薄者の方にも適用する。実雇用率の算定のときにも、やはり精薄者もほかの障害者と同じように扱うという。

第２番目には、精薄者を雇う場合の調整金や報償金を支給する、こういうふうな内容といわれております。

恐らくこれを踏まえまして、各地方公共団体にもその対応策がこれから考えられてくる、具体的に迫られてくる、というふうに思うわけですけれども、第１点としましては、当面は民間企業への雇用促進の要請ということが、第１番目にあると思いますけれども、市におきましても、これは大変難しい話だと思いますけれども、雇用の場を、パイロット的な事業ということになると思いますけれども、確保するような時期に入ってきているのではないか、というふうに認識をしているわけですけれども、その辺どのようにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。

大きな２番目としましては、精薄者の御家族に対する施策ですけれども、いわゆる知恵おくれの精薄者をお持ちの方の、家族に対する対策といいますか、思いやりの制度として、いわゆる緊急一時保護の制度をつくってほしいという声があるわけですけれども、どのようにお考えになるか。

例えば、そのような、これはなかなか難しいと思いますけれども、例えば民間住宅の１軒をお借りをして、借り上げて、精薄のお持ちの家族の中からその運営をお願いするというような

形での、とりあえずは対策が立てられるのではないか、というふうに考えておりますけれども、その辺どのようにお考えになっておられるか、御見解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、身体障害者、特に精薄者に対する雇用促進の問題について、お答えをいたします。

我が国の障害者の雇用促進につきましては、二つの側面から、制度的に取り組まれてきております。

一つは、労働省サイドでの１９６０年にできました身体障害者雇用促進法、これによるもの。それから厚生省サイドからは身体障害者福祉施策法、また精神薄弱者福祉施策法による授産施設、また福祉工場などの形態による福祉施設における雇用促進、ということでございます。

現在、障害者の就労についての要望も高まってきておりますが、その背景といたしましては、まず一つには、経済不況によって障害者の就労が一層困難になってきている、ということが一つ。

二つ目には、障害者の親や関係者の強い要望として取り上げられていました、義務教育運動の結果として、１９７９年に実施されました養護学校の義務制度の関連での、卒業後の進路保障と就労の問題。

また３番目には、児童福祉施設における年長児がたまってきているといいますか、卒業できないでいる状況の中での就労問題。

４番目には、病院やリハビリなどでの機関での職業訓練等を終わった者の就労要求、こういうようなものも背景としてはあるかに聞いております。

そこで、まず、精神薄弱者の自立についてということでございますけれども、この自立という言葉が使われるようになりまして、同時に、これは内容としては多様なものを持っている、というぐあいに考えております。

例えば、重度の子供にとっての自立、また軽度の者の自立、または職場生活の中での自立、その他結婚生活等の社会生活の中での自立等、いろいろ難しい問題がございます。青年期、あるいは壮年期、それ以後と、年代を経るにつれまして、自立の内容や背景が変わってくるということの、自明の理でございます。

また、親の高齢化につ　て、本人への援助力が弱まって、また兄弟縁者等もそれぞれ生活に追われてくる。こういう中で、なかなか自立が難しくなってきている、ということもございます。

しかしながら、こういう困難な状況もございますけれども、障害者にとって働くということは、単に生活の糧を得るということではなく、それにとどまらずに、経済的価値では換算できない、いわゆる人間的な営み、人間的な満足としての、働くということがございます。特に、半永久的な雇用によって生ずる家族的な関係、あるいは社会的な環境等の変化は、大変大きいものがあろうかと存じます。

私ども、そういう問題を踏まえまして、つばさ学園を設立し、障害者の生活自立を第一の目標として指導、訓練しているところでございますが、着々とその成果は上がってきていると考えております。また、そのように御報告申し上げる次第でございます。

また、本年度は重度の障害者の自立のために、はくちょう学園を建設中でございます。これは、日野台の日野共同作業所を改修して、つくるものでございます。そして、より一層の強化をするためには、民間でございますが、法外の未認可施設がございますが、これは青い鳥作業所。また、七生地区を中心としましてはすずかけの家。いずれも、地域に根差した精神薄弱者の自立のための施設でございますが、これらの２団体にも積極的に援助をしていきたい、というぐあいに考えております。

今後、精神薄弱者にも雇用促進法が、御指摘のように法制化され、自立の通が開けてまいりますけれども、しかしながら、障害程度もいろいろとございますので、市としてはつばさ学園、はくちょう学園を中心といたしまして、南へすずかけの家、東に青い鳥作業所というぐあいに、日野市全体のバランスを考えながら、官民一体となって障害者の自立のための努力を、今後とも一層続けていきたいと考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今のお話で、かなり重度の方に対しても、軽度の方に対しても、施策を進められているというお話なんですが、いわゆる建物の中で作業をしていただく、ということになるわけですけれども、やはり親の気持ちといいますか、一般の健常者の方の世界の中での場、ということが考えられてくると思いますし、また、実際に今のお話の対応の中だけでは、これからは問題ではないか。

すなわち、そこでさまざまな技術、訓練を修得をして、対外的な活動をしていくというふうな、一つの位置づけだというふうに思うわけですが、これからは、やはり施設内での訓練、修得の、今のお話ですと、かなりいい実績を上げておられるということですが、それを踏まえて、いわゆる雇用的な面の、対外的な活動が広がってくると思うんですが、その辺の具体的な話をもう少し聞けたら、というふうに思うわけです。

特に、こういうふうな社会的なハンデを負っている方々も、健常者と同様の社会生活を営む姿を我々が見るということは、希望ある社会のあり方ということで、お互いに勇気づけられることでありますし、それがやはり福祉社会の原点でもあろうというふうに思うわけであります。これらの施策を、現状の中で、非常に困難な問題があると思いますけれども、一歩一歩可能性を求めて施策を進めていただきたい、というふうに思いますが、この点について、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よく心身障害者ということで、体の障害と精神の障害を同列に論ずる傾向が、なくはなかったんですが、やはり障害者という立場ではかなり対応が違わなければならない、ということを実感するわけであります。

御指摘の、精神薄弱者のいわゆる障害の方には、なかなか社会に迎えにくい要素もあるわけでありまして、それをどのように克服するかというところに、人権尊重の考えの中でも、難しい感じがいたしております。

したがって、市立病院に緊急一時保護の制度を設置しながら、対応したことは一度もない。まあ、言うべくして、つまりなかなか取り組めないというまだ範囲にある、というふうに感じておるわけでありまして、雇用促進となるとなお難しい。しかし、難しいことを今日の社会でやらなければならないまた賞任もあるわけでありますので、これにはよほど心を開く考え方で対応しなければいけない。また、可能ならしめることができない、そういう認識で取り組まなければいけないと思っております。

軽度、重度のこともありますので、軽度の方は軽作業でありますとか、そういう意味での若干の雇用の可能性はあるわけでありますけれど、重度になりますと、なかなかそれは困難だろう。では、それを実現するにはどうすればいいか。よほど福祉の思想を掘り下げて考えないと

難しい、ということでありますので、日野市内の、そういう手をつなぐ会でありますとか、別の団体もありまして、そちらに対する援助もしながら、何かそれの今度発展を期していく、そういうことに今後分野があるんではなかろうか、こんなふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　ぜひ、困難な状況はわかるわけでありますが、一時緊急保護という制度についても、ぜひ実現に向けて進めていただきたい、ということを最後に要望しまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の３、心身樟害者福祉施策の充実をの質問を終わります。

一般質問８の４、日野市職員定数条例の今後についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１３番（夏井明男君）　今般、職員定数条例の改正案が出ておりまして、私も行政報告の中で、若干お尋ねをしたわけでありますが、実は昭和５９年の第１回の定例会におきましても、やはり職員定数条例の改正が出まして、そこでさまざまな角度から、議員の方から、また理事者の答弁があるわけですけれども、それを踏まえまして、この問題についてお聞きをしたいと思います。

私は、やはり５９年のときにも、職員定数の問題を取り上げさせていただいたわけでありますが、そこでの基本的な考え方としては、定員の管理の適正化という問題は、やはり一地方公共団体で、日野市のレベルだけの話ではない。やはり国の制度、地方公共団体の制度の仕組みの中から論じなければ一方的になってしまう、という認識を持っております。

さらに、定数問題につきましては、当然機構改革の問題、人事管理の問題、さまざまな問題が有機的に結びついておりますので、そういう角度からも、やはり考慮して論じなければいけないという立場に立っているわけであります。

前回の質問をさせていただいた中で、現在までの職易数の実態を教えてほしいということで、各企画部ですとか、総務部ですとか、さまざまな課の増減の実態、さらには係の実態まで教えていただいたわけでありますが、日野統計と若干違う点もありますが、原則としては昭和５３年の５月１日では、職員全体の数が1,２２８人ということでありました。５年後の昭和５８年の５月１日で1,３７０人。プラスここで５年間で１４２名ふえているわけであります。

６１年の現在のお話ですと、条例定数そのままの数が実態とは違うとは思いますけれども、この条例の中では1,４２５名という数であります。この３年間で５５人ふえているわけであります。これは川嶋議員の質問の答弁で、総務部長の方から話があったと思いますが、３年間で、いわゆる６３年までの間に２３人ふやす、というふうな形のお話であったかと思うわけであります。具体的には、こういうふうな形で推移をしてきている。

一方では、自治省の指導ということになるかと思いますが、いわゆる地方公共団体定員管理調査ということで、報告書を上げるような形になっているかと思いますけれども、毎年４月１日現在における、いわゆる地方公共団体の一般職ですが、一般職に属する職員を対象にした調査を、昭和５０年から実施をしているわけであります。

市長の毎回の答弁によりますと、行政改革という言葉を使うか使わないかにしても、やはりそういう角度からの改革というのは、絶えず必要であるし、やはり現在そういうような時期でもあるというお話を、たびたび伺っております。やはり前の、昭和５９年の３月の定例会におきましても、今の企画財政部長の御答弁だと思いますが、日野市の財政状況というのは、今のところ経常収支比率の点からいっても、また公債比率からいっても、財政的にはまだ問題はないけれども、これからは警戒をしていかなければいけない、今後の財政の硬直化が憂える時期に入ってくる、というお話もあったわけであります。

そうしますと、原則的には、やはり日野市におきましても行政改革の流れを強めていく、という方向だろうというふうに認識をしているわけであります。実際に定員の削減問題、定年制の設定の問題、退職金の抑制の問題ということで、定年制の設定がありましたし、退職金の抑制ということも実行されたわけであります。

定員の削減問題につきましては、実は前の助役、５９年の御答弁によりますと、日野市の一般行政職というものは極力少ない状態、これはあらゆる面で、職員それ自体が経験しているところである、というお話であります。しからば、今後これを増員で穴埋めしていくか、ということになりますと、時代の趨勢は許さないわけでございます。年次計画の中で、やはり職種を転換し、あるいは中にいろんな事務機器の導入、あるいは職員の気力の充実、少数精鋭という方式等の中から、やはり対応していかなければならない、このように考えておりますというお話であります。

これは、一応の原則といいますか、話の内容だろうと思うんですけれども、その中で、これ

は第１点の質問になるわけですが、昭和５３年、５８年、６１年と、約２００名近い方が職員として増を具体的に見ているわけですが、将来の職員の定数管理といいますか、その辺、どういうふうに計画的にお持ちであるのか、ということをお尋ねしたいわけであります。前の助役の御答弁にもありましたとおり、すべての職員の方、いわゆる一般職の方のところでは、非常に職員の数が足りないという声が普遍的であるというお話が、一方にあるわけであります。

さらに、５９年のときにお尋ねをしましたときに、どの辺の目安を立てられるのか、というお話を聞きましたけれども、いわゆる先ほど申しました第１点の、将来的な計画をどういうふうにお持ちであるのか、であります。

それから、各部につきまして、私も、どういうふうに推移をしていくのか、というお話を承った中で、例えば、都市整備部は将来的には増員になってくるであろう、さらに建設部もそうである、市民部の方もそうであるというお話がありました。

その中に、教育関係では、いわゆる将来の見通しとして、中学校の完全給食が始まるというわけで、単純計算になるけれどもという前提でございますけれども、４５名ないし５０名がこれから将来的には増員されてくるんではないか、というふうなお話があったわけであります。そのときのお話では、具体的には都市整備部としては、現在、現状ではこれだけの人数がいて、将来的にはこのぐらいの人数になるというふうな、踏み込んだ御答弁はなかったわけでありますが、将来的にはどういうふうに推移をしていくのか、その辺のお話を、具体的に私はつかんでおられると思いますので、お話しを願いたいと思うわけであります。

一方では、こういうこともおっしゃっているわけであります。日野市と非常に似た市といいますか、１０年後においては日野市も２０万の人口になるということで、現在の状況から見ると、府中市が、５９年当時でありますが、１９万の人口で職員の数が1,６００名ぐらいである。そうすると、日野市も大体府中市と同じ程度になるのかな、というふうに考えているという原則を、述べられているわけであります。

そうしますと、約、その当時の話ですが、３８０名ぐらい足りないわけであります。そのときのお話で、私は、これから２０万都市になるときには３８０名前後の職員の方が増になるのかな、というふうに認識をしたわけであります。それを最大限の上限に置いていこうというふうになるのかな、というふうに受け取ったわけであります。それを前提にして、将来的な新規事業については、委託のケースをふやしていくというふうな対応をしていきたい、というふう

なお話であったわけです。また、ＯＡ機器の導入ということで、その増を極力抑えていくというふうな形をとっていきたいとも、お話があったわけであります。かなりここでは、大枠としては府中市の1,６００名前後のことを念頭に置いて、お話しになっているわけですから、その辺どのようにお考えになっていらっしゃるのか、お聞きをしたいわけであります。

よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答え申し上げます。

今、５９年の当時の状況から出発されまして、それでは一体、今定数を上程しているのは、将来計画にどういうふうに結びつけられるかというような、遠大な計画の中でのお話でございます。

まず、５９年のときに、５カ年間で１４０人ふえました、というふうなお話をされております。それは、今御指摘のあった人数から出して、そういうふうなお話でした。それから、５９年のときに１０人の増員をお認めいただきまして、それでいきますと５５人というようなお話も、今お聞きしました。

これらを踏まえていきますと、ここに出てくる問題は、この当時には行革という言葉が、まだほとんど出ていなかったと思います。第二次臨時行政調査会のもとに行革ができて、それから後だと思います。この当時でも触れておりますが、今御指摘のあったように、財政の硬直化、そうしたものを踏まえて、極力事務関係の職員を抑えながらやっていく、というようなことは、前助役が答弁されておるようでございます。それは、事実、先ほど川嶋議員さんが御指摘になりましたように、また、私の方から答弁させてもらいましたように、今までもそういうふうな抑え方でやってきております。

そうした中で、今御指摘の将来の構想というものも、ここにありますように、大体学校関係におきましては給食関係、こうしたものがまだこれから、この当時は二中もできておりません。というような状況の中でございましたので、４５名から５０名を想定している、ということでございました。午前中に教育長がお話になりました、実際にこれからあと３校ありますけれど、これをやっていくと２０数名だというようなお話です。

そうしたこと、それから事務事業の増大に伴いまして、都市整備、区画整理、あるいは下水道というものを、これには私たちが申し上げているのと同じような観点から、やはり増員して

いかなきゃいけない、というようなお話をされておる。そして、将来像の定数の問題といたしましては、府中市の３８０人。ここは、上限とは私取っておりませんですが、そのような数字をお出しになって、増員を考えていくというようなことを、お答えされておるようでございます。

その中には、もちろん委託だとか、ＯＡ機器だとかいうような問題も多少入ってきておりますが、何せ５９年の時点と今の時点では、非常に社会情勢が厳しく、それから後、今言いましたように退職金の問題、それから給与の問題、それから勤務条件の見直し、というようなものが矢継ぎ早に行政改革の中で叫ばれ、そしてまたそれが指導されていくという、そうした中で、それではこれを、３８０人を想定しての人数ということは、とても考えられません。そういう将来構想ではとてもできない、という認識のもとに、現状の厳しい状況を踏まえて、そしてそれでは将来構想というものは、刻々変わる中でも、3年先ぐらいまでは、今机上の上に乗っております計画に基づいて、最小必要限度のものを提案して、お願いしていきたいということで、２３という数字は出したわけです。

それでは、将来に向かって、これが上限としての３８０人というものを想定して、ということでございますが、今、２３人を出しました段階では、それは想定しておりません。むしろそれよりも厳しい状況の中での対応の仕方。それから、それは具体的にはどういうふうな方向になりますかといいますと、たびたび申し上げておりますが、この秋に推進本部からの答申に基づきます機構の改革の具体的な問題、それから組織の見直し、事務事業の見直し、今言いましたＯＡ化の問題、光ファイバーの問題、そうした問題。それから委託の問題。こうしたものが関連されますが、それらを踏まえて、これから後の人事計画に、これを導入していきたい考えでございます。

以上でございます。（「市長の方からは、今のを具体的に御答弁いただきたいと思うんですが」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なかなか、原則論と現実論の調整が難しいことでありまして、原則論に立って指導していくという、また、これを原則に考えたいわけであります。

今回は、具体的に明年あるいは明後年仕事を始める。特にふるさと博物館では、展示の計画も、業務委託をいたしておりますが、職員が学芸員の資格を持った者がおりませんので、具体

的に一つの科目で言いましても、そういうことが必要だ。

あるいは、生活保健センターには保健婦が必要だ、こういうことがありまして、それらを必要やむを得ずということで言われますと、結果そういう数字になった。誠に見識がないといえば見識がないんですけれど、しかし仕事をすれば、やはり法規上専門職を置かなきゃならぬ、こういう現実もございまして、説明のしにくい中で、また原則論を取り違えないようにしなきゃならない、こういう課題に取り組んでおります。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今のお話は、今回の定数条例の中で増として認めざるを得なかった中の、理由の一端だろうと思うわけです。

例えば、生活保健センター、郷土資料館、市立病院でいきますと、医者の方を１人ふやすとか、看護婦の方を３名ふやすとか、かなり切実な話があり、市民の要望に対応するということで、それらの体制を組まざるを得ないというのも、具体的にあると思います。

私も、市の内部のことについては、今、どの辺の強い要望で出ているかという切迫感を、ひしひしと感じているわけではありませんけれども、実際の大枠といいますか、その辺のめどの話が具体的にあれば、一つの、一定の信頼ということで、お話を聞けるわけです。

今回も、５９年にお聞きした内容と同じような形のものであれば、要するに表面的にはその必要性に迫られていく、ということのような現象にしか取れなくなるわけです。実際に職員の方が足りない、対応できないという現象があれば、最終的には市民の我々の方にはね返ってくるわけですから、一律に現状の定数を守れということを、私は言っているわけではないわけで、その辺の大枠を、内容をもう少し具体的に教えていただきたいということで、今質問をいたしているわけであります。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、総務部長に指示をしておるわけですが、何を減らし、何をふやし、差し引きこういう計算になったという具体性がないと、説明がし切れないよ、委員会にはそういう資料を持って臨んできちっとした御理解をいただけ、こういうふうにいたしております。

本会議場でも本来あるべきなんですが、担当の方から説明のできる範囲は説明をしておる、こういうふうに御理解をいただく以外にないわけであります。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今、具体的なお話が聞けそうでありますが、市長のお話ですと、定数の枠をかなり守りながら、大きな配置転換ですとか、職種の転換ですとか、そういうふうな対応をして、その上で認めざるを得ないというふうな、立場のお話もありました。

現在までに、機構改革といいますか、実は１０年前の調査だと思うんですが、市の職員の方に対するアンケート調査の中で、部署と、それから仕事の量とが合理的に配置がされているだろうか、というアンケートが、実はあったわけですが、約６５％の方は現在の仕事の性質、内容、人員の配置からいって、適当ではないんじゃないか、不適当ではないか、というふうな感想も聞かれたわけですけれども、やはりその辺の機構改革といいますか、その辺をどういうふうに計画を立てておられるのかという、現在までの取り組みの対応の内容を聞かせていただきたいというふうに思います。これ、第１点であります。

第２点が、市長の再三のお話ですと、定員の増の歯どめをかける、ということをおっしゃっているわけです。その内容とすれば、やはりＯＡ機器の導入を図りながらするとか、単純的な作業については民間委託をしていくとか、新規事業については極力委託のケースをふやしていく、とかいうふうな形の対応であろうと思うわけですが、具体的に一般職以外の施設の職員の方の数が多い。これはもう市民の要望から、例えば市立病院ですとか、図書館ですとか、保育園、学童クラブ等の日野市独自の施策を持っている中で対応してきているので、その辺は理解をしていただきたいというお話が、話としてあったわけですけれども、そのほかに、また日野市の優れた面としては、清掃関係のし尿の汲み取り関係、ごみの収集関係では民間委託を実施しているし、学校警備については機械警備を導入してその対策を打ち立てている、というお話もあったわけですけれども、それ以外といいますか、具体的にはどういうふうに進められていくのか。

例えば、今抽象的なお話では、単純化されたものは民間委託として行っていきたい、というお話ですけれども、それをどのように基本的に進めようとしておられるのか、特に聞きたいわけであります。これが第２点であります。

第３点としては、それと同じ次元の話になるかと思いますが、これは教育長にお尋ねしたいんですが、川嶋議員の答弁の中で、学校給食について現在の、現状の職員の体制の中で極力知恵を絞ってやっていきたい、というお話でありました。中学校の完全給食を自校方式で、それ

を実際に進めていく。小学校では子供の数が少なくなってきているので、その辺のやりくりをしながらやっていくんだ、というお話もあったわけですけれども、５９年当時のお話では、先ほど申しましたとおり、５０名前後の方の採用が必要になってくるんではないかというお話と、違うように受け取れますし、どういうふうに具体的に進めようとされているのか、お話を承りたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、１点目の機構改革の問題でございます。現在、通信本部の中で、改革についての基本的な方向づけを、検討をしているわけでございますけれども、既に企画財政部の中で事務的な検討はしております。

現在の条例は部にかかる問題で、部それから部内の業務、これを条例でうたってございます。組織の改革につきましては、組織条例を改正する形で検討を進めております。できるだけ早い時期に請願をまとめ、議会に提案をしたい、というふうに考えております。

この方向でございますけれども、これは前提といたしましては、組織の縮小を図り、機能を市の行政能力を増すという、言葉の上では相反するわけでございますけれども、その辺に焦点を当てているわけでございます。

その視点でございますけれども、市の今置かれている特性でありますとか、将来にかかる事務事業の取り組み、それから他市の状況、その辺を踏まえまして、庁内でよく練りまして成案したいという考えでございます。

それから、民間委託の問題でございますけれども、これは基本的な考え方を、ということだろうと思いますけれども、ことしの４月に出ました、日野市行財政の調査検討ということで、最終答申が調査会から出ております。この中で、１３ページで、民間委託についての基本的な考え方が載っております。この中で、要約して載っておりますけれども、ちょっと読んでみますと――企画や政策判断など、行政裁量を要求するもの。市民的立場から見て、公平性や平等性、福祉観点を要するものなど、フルタイムの職員によるサービス提供が必要であるが、随時不定期に必要とされる高度技術や行政的判断を要しない業務については、支障のない限りこれを民間に委託することが望ましい――ということでございます。この答申を尊重し、現在推進

本部の中で検討をしておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　午前中の御質問に絡んで、再び学校給食という問題についての、今後の考え方はどうなんだと。５９年当時、確かに新しく仲田小学校が開校いたしまして、日野一中とそれから三沢中学の給食が同時に出発した。三つの学校の給食をどうしてもやっていくためには、１校平均６名から７名程度の調理員さんとか、あるいは栄養士、こういうものが必要になってくるので、そのときも２０名、３校の給食を一斉に開始するためには、２０名の給食関係の職員を増員しなくてはならない。

しかし、行政が日々厳しくなってきているころでもございましたし、教育委員会の内部努力で、極力増員しない方向の中で、努力できるところは努力していきたいという考え方のもとから、例えば、その当時ございました学童交通擁護員という、これはいろいろ信号機だとか、あるいはガードレールだとか、その辺でも整備が着々と進んでいく中で、昔緑のおばさんといわれた形の中で、なお引き続き残っていた職員の方を、用務員さんの方に振りかえるとか、あるいは幼稚園の用務員さん、その当時全部正職員で１校１名ずついたわけですけれど、幼稚園の時間帯の問題等とも絡んで、臨時職員に切りかえるとか、いろいろ努力をしながら、１０名ぎりぎり、２０名必要なところを、１０名を内部努力でやっていきますから、１０名だけは何とか認めていただきたいということで、１０名の増員を了解していただいたというような経過もあるわけです。

実は、昭和３５年に文部省の体育局長の方から通達が出ておりまして、学校給食という問題につきまして、学校教育の一環という位置づけの中から、学校給食に従事する職員の定数確保及び身分安定について、という形での通達が下りてきているわけです。その中で、一応文部省基準としては、こういうような配置基準に基づいて、それぞれの学校給食はやっていただきたい、というふうな指導等もあったわけでございますけれど、その中から現在の給食というものが実施されているという関係で、全国の自治体では、確かに現在は８万数千名の調理員さんというものを抱えて、現在の学校給食が進められております。

確かに民間委託とか、あるいは、こういう職種の関係の内容を順次切りかえていきなさいという指導も、わからなくはないわけですけれど、今現在、日野が進めてきております自校方式、

これは再三申し上げるようですけれど、学校給食を進めていく過程においては、最善の方法ではないか。確かに効率化という問題からいきますと、さらにいろいろ検討していかなくちゃならない問題というものを含んでおりますけれど、単に効率的な面から委託してしまいなさい、あるいはセンター方式に切りかえてしまいなさいという以上に、自校方式というのは学校給食を少なくてもやっていく過程においては、最善の方法であるというように、私は自覚しているんです。

ただ、何回も申し上げますけれど、今回新しく第二中学校の給食を開始しなくてはならない。しかし、第二中学の給食を開始するから、給食の調理員さんを何名またここでふやしていただきたいとか、こういうことはとても出せる社会情勢ではない。現在の給食調理員の枠の中で、特に来年以降また小学校の児童数減、それに伴う配置基準の見直し、そういう中でのやりくりを通しながら、残された三つの中学校の給食は、何とか実施していかれるような努力をしていきたい。こういう考えで今私自身がいる、ということをお話ししておきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　かなり具体的な御答弁をいただいたわけですけれども、国の方の行政改革の部分がかなりやはり残っているわけで、国の方では、地方団体の方にさまざまなものを、言葉は悪いですが、仕事を押しつけてくる、金はよこさない、しかし人はつけろというふうな、言葉が少し乱暴ですが、それに似たようなものがまだいろいろ残っているわけで、その辺についての事業の見直し、再評価を行うという作業が、やはりあるでしょうし、現に職員の配置についての規制も厳しくありますし、関与をしているという全体の流れも、私、あると思います。

そういう中でのやりくりですから、さまざまな手かせ足かせの中で、住民要望が行政サービスという言葉で置きかえられるような形で、さまざまに細分化されて、要求としては強くなってきているという中にあり、まして自治省の方で昭和５０年から、一般職ですけれども、人数について報告しろというふうな形にもなっているわけで、最終的には、やはり市の職員が現実に少なくて仕事ができないという実態があれば、やはりその辺についての対策が必要でしょうし、不必要なところであれば、やはりその辺の思い切った機構改革も必要でしょうし、将来的な民間委託ということも思い切ってやっていかなければ、財政部長がおっしゃっていました経常収支比率が、日野市は三多摩の中でもかなりいい、トップクラスに、いいというふうに言わ

れているようでありますけれども、やはり陰りが差してきて、将来の事業に対してさまざまな問題を残していく、ということでありますから、ぜひその辺は自信を持ったといいますか、こうだというものを言い切れる暫定的なもので結構ですけれども、お話をしていただきたいと思っているわけです。

特に、前の答弁でも、自治省のモデルの定数の計算ということで、日野市を当てはめてみると、ちょうどもとに適合しているとか、いうふうな御答弁もいただいてますし、日野市長の方でも行政改革を取り組む段階であるとか、市の財政が厳しいとかというお話は、前提としてありますと、やはり実際にこの改正案が出てきている切実なところが、どうしても私には理解ができなくなってくる。さまざまな仕事の量がふえる。人員増で賄うというパターンが、やはりあるとすれば、どの辺で思い切って対策を打つ必要があるのか、その辺の判断をしていただきませんと、最終的にはそのつけが市民に回ってくるということで、将来の、最終的には、市長のお話ですと、単純作業については民間委託をしていく、新規事業については極力人を張りつけるといいますか、ふやして対応することを避けていきたいということに、限りがあるのかもしれませんけれども、その辺、具体的なといいますか、将来展望のある提示をしていただきたい、というふうに希望いたします。

最後に市長の方から、今の話を通じまして、御見解があれば賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いつの時期でも、と言うべきだと思いますが、自治体の行政は住民とともに成り立つものでありますので、なるべく機能的な、また、そのときそのときに的確に対応できる、そういう関係で、絶えず新しい工夫が加えられていくことが必要だと思っております。

今日、いわゆる箱物といわれる職員を、どうしても張りつけなければならないという事業は、ふるさと博物館、その次に体育館がいつできるかということはありますが、ほぼ一応の配属は終わるんではなかろうかと思っております。今後、病院も機能化、結局は機能化ということになると思っておりますけれど、これをいつまでも放置することはできないと思います。

経営をどういう形態でやるべきか、このことは、もう一つには南部に言われております医療施設、こういうこととあわせて、これはもちろん民間に依存したいと思っておりますが、それらの関係の中で確立をしていく必要がある、このように考えております。

学校も、ほぼ今のところはすぐどうこうもございませんし、子供の数が減れば、当然給食の数も減っていくでありましょうし、いわゆる単純労務、あるいは政策的な判断を要しない。しかし、学校の用務員さんは、これは考えようによっては、私は先生以上に、生徒にとっては懐かしさ、優しさ、そういうものが必要な面もございますので、一概には言いがたいところもある。そういう中で、なるべく今持っています手勢を適切に配分をいたしまして、行政改革の実を上げながら、市民サービスには落ちることなく発展する、これが今の自治体の置かれた立場だ、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の４、日野市職員定数条例の今後についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時２５分休憩

午後４時　４分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、宅地造成規制と緑地保全についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔３０番議員登壇〕

○３０番（米沢照男君）　宅地造成規制と緑地保全について、質問をいたします。私の質問は、南平八丁目１１－２２番地先の熊野神社境内北斜面の、宅地造成計画に関連して行うものであります。

具体的な質問に入る前に、当該宅地造成地は、過去に長い経過があって、今日を迎えております。質問する側、そして答弁する側の共通の認識に立って、質問、答弁をしていただく必要があるかと思いますので、かいつまんでこれまでの経過を触れてみたいと思います。

南平８－１１－２２番地先の宅地造成計画は、当初５３年の１１月１７日、ちょうど８年前

になりますけれども、ミナミ企画という会社が、開発を計画をしております。数日後の１１月２２日に、独歩という会社が、計画図を持って市に事前協議に訪れております。その翌日２３日に、樹齢６０年とも７０年とも言われる桜の木７本が伐採されました。その時点で、所有権は芙蓉商事のものであったわけですけれども、開発行為の前段として、桜の木の伐採が強行されたという経過があります。その時点で、地元住民から「こうした開発に反対をする。緑地として残してほしい」という内容の請願、陳情が市に向けて繰り返されたわけであります。

年が明けて、５４年２月２６日には、当時の都市整備産業建設委員会で、この請願、つまり開発反対、緑地保全の請願が、全会一致で採択をされております。これに対抗するかのように、３月１日にいきなりブルドーザーが入れられて、工事が強行されました。当時の課長である小島さんが慌てて駆けつけて、工事の中止を求める、工事中止の指導勧告が市からなされたわけであります。以後、今日まで７年間、宅地造成が中止をされて、立派に緑地として保全されてきていたわけであります。こういう経過のあった中で、今日再び宅地造成が計画をされているわけであります。

そこで、お伺いしたわけですけれども、この計画の内容、事前協議の経過、内容、そして着工に至るまでの手順はどういうことになるのか。住民との関係での手続も含めて、どういう経過が予想されているのか、この点について、まず伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答え申し上げます。

まず、経過でございますけれども、御承知のとおり、この開発行為につきましては、昭和54年８月の２５日に、先ほど議員さんから出ました独歩、いわゆる鈴木重信さんとの間で、指導要綱に基づく協定を締結したわけでございます。

当時の計画内容としましては、区域面積が1.４９１.９５平米でございます。区画数にしまして６区画。それで、前面道路については４メーター５０というような計画の内容でございます。

その後、昭和５４年の９月３日に至りまして、いわゆる都市計画法３２条に基づく公共施設の管理者としての市との同意、協議、そういった手続を完了したわけでございます。そして、その後、一応市の手続関係については、ここで終了をしたわけでございます。そして、この後、御承知のとおり鈴木重信さんの、いわゆる都市計画法違反といいますか、そういった事件が発生することによりまして、ここで東京都に開発行為を申請する段階で、一時中断いたしまして、

今日に至っているわけでございます。

そして、昭和６１年、ことしですけれども、４月１４日に至りまして、鈴木重信氏から指導要綱の細則第６条、これは、いわゆる事業者が協定締結後ここにおいて相続または転売等により名義変更を行う場合には、地位の継承の承認申請をする、市長に提出する、というふうになっております。それに基づきまして、地位の承継の承認申請書が提出されてきたわけでございます。

私どもとしましても、その実情を調査したわけでございますけれども、これらいわゆる鈴木重信氏では、都市計画法３２条１項１２号におきまして、これは法律でございますけれども、申請人のいわゆる資格の中で、資力と信用、こういった点で、従前の協定を行った同意書等において、いわゆる開発行為の申請をここでされても、都としては許可できない、ということでございました。

したがって、鈴木重信氏は、第三者であります二ノ宮不動産に、地位の継承を前提とした、いわゆる所有権移転をしたわけでございます。その結果、二ノ宮不動産から申請がなされてきたわけでございますけれども、私どもとしましては、地位承継につきましては、61年4月25日に一応承認をしております。

その後、二ノ宮不動産の方から、事業の変更の申請が出されてきました。この内容は、開発区域の変更です。それから区画数の変更。二つでございます。それは、区域については、当初1,491.95平米に対しまして約291.51平米縮小した1,200.44平米ということと、それから宅地区画数を６区画であったものを、５区画に変更。一つ減らしまして、５区画に変更された。かつ、前面道路、いわゆる北側の道路です。これが当初4.5ｍであったものを、５０センチふやして５ｍということで、協定変更願いが提出されましたので、私どもの方としましても、６１年の７月９日に、変更に対する協定を締結したわけでございます。

さて、その際、私どもは事実行為がわかった時点で、第三者である二ノ宮不動産に対しまして、開発行為にかかります背景、それから地元住民との間で交わされた確認書、この内容を逐一出していただきまして、それを十分承知の上で、一応協定の変更という段階に持ってきたわけでございます。また、さらに変更時点におきまして、再度業者に対しまして、昭和５４年の５月９日付で地元住民との間で、確認書を提出されているわけですから、その内容の履行と、さらに工事に着手する前の説明会開催を要請してございます。

御承知のとおり、住民の皆さんとの間で雑結した、いわゆる内容としましては、４点ほどございます。それは、まず大きく分けますと、水路関係、２点目が排水関係、それから３点目が道路関係、その他。

水路関係につきましては、いわゆる造成による水路への土砂の流出した場合には浚渫しなさいよ、というような内容でございます。排水関係については、いわゆる造成後において、利用者が接続する排水管の流出音といいますか、それの発生しないように処置しなさいとか、それから道路関係については、幅員4.5ｍ以上守りなさい。さらには宅盤関係でございます。それからプライバシー関係。それから工事施工中の災害の発生。そういったことを、業者に強く指導したわけでございます。

したがって、現在のところは、そこで市側としては終わっているわけですけれども、最近、住民の方から当該区についてブルが入り、木を切ったというような話がございましたので、私どもの方としましても調査したところ、木の件については、区域外のいわゆる熊野神社の要請で、８本ほど、いわゆるケヤキだとか、そういったものを切ったという事実が判明しております。

では、熊野神社と事業者との間の関係については、ということで調べたところ、熊野神社と事業者いわゆる第三者である二ノ宮不動産との間で、６１年８月２日に、そういったことに対する協定、覚書を交わしてございます。それについて履行した、ということでございます。したがって、造成区域外の木を切ったということでございました。

後の手続の問題でございますけれども、一応市の方としては、この内容の中で終わっているわけですけれども、これからはまた都市計画法２９条に基づく、いわゆる開発行為の申請ということで、既に東京都に対しまして申請がなされております。それで、特に今回こういったことが住民の方からいろいろと話がございましたので、東京都に対しましては、今審査中でございますので、したがって十分内容を慎重に審査してまいりたいということで、私どもと東京都の方で、そういったことに対する業者のやった行為に対して、事前着工に近い行為ですから、したがって十分これからは、東京都に申請の中で業者に対して強く指導していこう、というふうな状況になってございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　　引き続き質問いたします。

過去の経過の中で、私はここの、南平八丁目１１－２２番地の宅地造成とその隣接地、つまり過去において日本観光開発が造成した住宅地があります。その問題も含めて、何回か議会の場で、質問を繰り返してきております。その経過を、簡単に、この機会に触れておきたいと思います。

５２年の６月２７日の議会の場で、私は、日本観光開発の開発行為に伴う、その後の問題点について、きちっとした行政指導をやるべきだ、後追いの手直し工事をさせるべきだという要請を、質問を通じて行いました。

つまり、雨が降るたびに、排水施設が悪いために水浸し、あるいは池のような状態になる。これは指導基準に照らしても、排水施設が極めて不十分だ。そのために、そこに転居してきた住民の生活、暮らしをする上で非常に支障になっているということから、指導基準に基づく適切な行政指導がなされてこなかったんではないか、こういう疑問を提起しながら、こうした問題を放置したまま、その隣接地にまた別の業者による開発を安易に認めていくのは、行政上好ましくないのではないか。もっと目的意識的に、積極的な行政指導をやる必要があるんではないか、という指摘をしてまいりました。

続いて、５３年の９月１４日に、南平８－１１－２２の開発行為に関連して、質問を私はしてきております。この開発行為に対して、当時の行政報告書によりますと、現在、意見を調整中、こういう報告がされたわけです。

これに対して、調整中というのは緑地保全も含めた意見の調整なのか、という問いをしました。これに対して、当時の成井都市整備部長は、「開発行為すべてでございます。ただいま御指摘のありました緑地保全の関係、こういうものも含めて、当然検討されるわけであります」こういう答弁がされております。

そして私は、さらにその答弁に対して、この南平８－１１－２２番地先の地域は、当然保全すべき緑地地帯ではないのか、南平周辺、ここ数年来開発が進められて、日増しに緑が少なくなってきている。この地域も、ちょうど神社と住宅の間に挟まれた帯状の緑地帯だ。さらに開発されてしまえば、緑地保全、何をかいわんやということになってしまうんではないかということから、緑地保全の必要性を、私はここで強く市当局に求めたわけであります。

そして、さらに翌５４年の３月１２日に質問をいたしました。５４年３月１２日の質問は、

「不当な開発行為に対し、市民の立場から実効ある行政指導を徹底させよ」こういう表題で、一般質問として取り上げたわけであります。最初に衆田市長に、当該熊野神社境内北斜面の緑をはいでの開発行為は、市として同意すべきではない、こういう質問をしたわけです。市長は、「地形の上で言いまして、かなり開発が無理である地形だということは、私も現地を見て承知しております。したがって、そういう指導をし、なるべく協力してもらうところから事が始まると、こう思っております」こういう答弁をしております。

そして、その前の年の９月に一般質問を行った後、独歩による桜の木の伐採が行われた、という経過などに触れながら、緑地保全の必要性を強調してきたわけであります。

こういう経過を踏まえますと、７年それから経過しての宅地造成計画であるわけですけれども、御承知のように、都立南平高校に隣接して、緑地が市によって買収をされました。今、南平の自然公園計画構想が、まとめられつつあります。問題の南平八丁目１１－２２番地先は、市が計画している自然公園の陸続きといいますか、隣接地であります。まさに緑地として保全しなければならない、いわば緑地と住宅地の接点にある場所であります。

私は、これまで積極的に市が緑を保全するということで取り組んできた、その努力を高く評価するものでありますけれども、あわせて、この地点が隣接地であるということからいっても、積極的に緑地を保全する立場で努力をすべきではないか、こういうふうに思っております。この点について、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　確かに、おっしゃるとおりでございます。

しかし、今の市の実態からいきましても、いわゆる都市計画緑地の指定されていない箇所でございます、今の場所については、したがって、私どもとしましては、今の市の財政上から見て非常に困難でございます。今回の開発行為に当たりましては、もう宅地造成の中において、植栽等による緑の回復を指導してございます。

したがって、今回の場所につきましては、確かにたくさん経過もございますけれども、あの地域にふさわしい宅地として、できるだけ業者には協力してもらうという方向でいきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　引き続き質問をいたします。

これは、過去の質問の際にも触れましたけれども、あえてもう一度ここで引用したいと思います。

かつて行政調査会の報告書で、自然環境の問題について、このように述べられた箇所があります。――人工的な宅造によって完膚なきまでに破壊され、全く自然環境としての機能を失っている。その中にわずかに残っている多摩動物公園も孤立化し、緑地の拠点としての役割を果たし得ていない。宅地造成のすき間に残っている自然と、造成地の緑化を有機的に結び合わせて、緑のネットワークの再編成が必要である。日野市の自然環境は既に破壊され尽くしているといってもよい。現状の中で、何とか自然環境の樹立を図るためには、現在残されている緑地や自然環境の保存を最優先に考える必要がある。――こう強調されております。

もちろん民地の造成ですから、行政側といっても、そう勝手に、市が一方的に計画を変更させるということは、できないと思います。しかし、これまでの長い間の積み重ねによる緑と清流を取り戻そうというスローガンのもとで着々と進められてきた緑の保全、その施策という点からいって、しかも先ほど指摘しましたように、隣接地が、今自然公園構想に基づいて構想がまとめられつつある、そういう地点ですから、私はこの北斜面を削って、しかもさまざまな問題が引き起こされるであろう、そういう懸念のある場所を、あえて開発を市が認めていくというのは、いかがなものだろう、こういう疑問を持たざるを得ないわけであります。

関係住民がこの時点で問題にしているのは、こういう幾つかの問題があります。

まず、現に緑地であるところが削られて住宅が建てられる。つまり、緑地が奪われる、という点を１点問題にしているわけであります。さらには、日照問題、プライバシーの侵害、排水に伴う騒音と悪臭、そしてがけ地を利用しての造成ですから、がけ崩れも心配される、という点であります。

既にあの地域全戸の反対署名が集められて、きょう集会が開かれるようでありますけれども、要は、今ある住環境、緑を残したいという切なる願いを持って、運動が進められているわけであります。こうした関係住民の要望、要求に対して、市長としてどう対応されるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の場所の状況は、私も最近現場を見ております。かつて、今のお話にありました５３年当時のこと等、引き続き考える場合に、ちょっと異様に思っ

たわけであります。神社の境内に近いところでありますし、独歩さんの名前が伴っておるわけでありますので、特に注目もしていたわけですが、その後、名義が変わって、再び開発行為が進められているということは、ちょっとうかつながら正確に知りませんでした。

民地でありますから、主管課の立場では、合法性を持ち、指導要綱に準ずるということであるならば、多分協定を成立させる指導を行うことも、これまたやむなき手順だと思っております。緑を守るということを大きな行政施策とし、住民の支持をいただいておる大切なことでありますので、もう少し目を光らせなければならない、こう感じたわけであります。

市内に、今、開発でトラブルのあるところが二、三ございますが、なるべく災害を防ぐということ、緑を守るということ、それから市民運動を尊重するということで、対応をいたしておるつもりであります。本件につきましても、今からどういう介入、関与ができるか、ちょっと定かではありませんが、市民の、一番身近な市民から情報をいただくということが、これまで多かったものですから、ちょっと手おくれの感じがしないわけでもありませんが、もう一遍取り組み直して検討をいたしたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　大変この時点で、市当局としての対応も難しい側面があるかと思います。その点は十分承知しながら、質問をしているわけでありますけれども、そういう困難の中でも、最大限の答弁がなされたというふうに、理解をしております。

ひとつ、関係住民の切実な要求にこたえて、今後しっかりと対応していただくようにお願いをして、私のこの質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって９の１、宅地造成規制と緑地保全についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

１６日の本会議は午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時３６分散会

9月16日　火曜日　（第5日）

昭和61年
第3回定例会

日野市議会会議録（第29号）

9月16日　火曜日　（第5日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

27番　石坂勝雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	下水道課長	坂口泰雄君
区画整理課長	鈴木栄弘君	都市計画課長	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君	書記	富樫和美君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　保木シゲル君

議事日程

昭和61年9月16日（火）

午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１０分開議

○議長（黒川重憲君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２２名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１０の１、首都改造計画に基づく都市整備事業についての通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔１番議員登壇〕

○１番（奥住日出男君）　おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

間もなくやってきます２１世紀、これに向かって、あるいは次の世代に誇りを持って引き継げるように、私たちの町、日野市を誤りのないように築き上げていくことが大切である、ということは、今さら私が申すまでもございませんけれども、御案内のように、今日、地域社会を取り巻く環境は経済の低迷、あるいは急速に進展しております高齢化の問題等々、厳しさが増すばかりでございます。

こういった時期に、山積しております多くの困難な課題を解決していくことは、大変難しく容易なことではございません。しかしながら、こういった時期だからこそ将来に向けて、しっかりとした展望をつくり上げて、これに向かって努力をしていかなければならない、とこんなふうに考えるわけでございます。

こういった観点に立ちまして今回の件を取り上げさせていただいたわけでございます。

過去、多くの先輩議員の中から、こういった問題について、るる取り上げられ、いろんな審議がされておりますことは議事録等々で十分に理解をしておるわけでございますけれども、そういった面では、今さら私が声を大にして申し上げるつもりはございませんけれども、私たちにとりまして望ましい都市、これはどういう都市が望ましいのか、私なりに整理いたしますと、政治、あるいは経済、さらには文化、こういった面の中枢機能がバランスよく配置されていることだと、こんなふうに思うわけでございます。しかも、それが一カ所に集中しているということじゃなくて、いろんな面に、こう、バランスをされている、こんな姿が本当の望ましい都市ではないかというふうに考えるわけでございます。

しかしながら、多くの先輩の方々が従来から努力されているにもかかわらず、一向にこういった都市づくりが進まない。いろんな弊害があることは存じておるわけでございますけれども、どうも思うように進んでないな、とこんな気がいたすわけでございます。

もちろん、時代の背景に左右されることは言うまでにも及びませんけれども、このような折り、昨年、国土庁から国土経営の構想として、時間をかけて長い間練ってきました首都改造計画、こういったものが発表されております。これは、もう既に御承知のとおりでございます。

さらに本年5月には、この計画の考え方をほとんど踏襲をされた形でもって、国土審議会から第4次首都基本計画が中曽根総理に答申をされているのも周知のとおりでございます。

一方、東京都としても4年前に長期計画としてマイタウン東京構想が発表もされております。

いずれの内容も、その計画は21世紀におけるあるべき姿をかいたものでございます。私は、この計画には、もろ手を挙げて賛成をいたしますし、また大歓迎をしている1人でございます。なぜならば、なかなか解消されない都区部と三多摩の格差、さらには三多摩内の格差、こういったものを是正する絶好のチャンスであると、こんなふうに受けとめておるからでございます。

御案内のように首都改造計画では、東京都の中心にすべてが集中している、こういった都心部依存の形を、そういう面も是正して各地に分散させようと考える、こういった地域構造論が出されております。

マイタウン東京構想でも同じような考え方でもって、都市構造の再編成が打ち出されている。こんな経過があるわけでございますけれども、既に、この計画の一部が実現に向けて動き出していることは御承知のとおりでございます。圏央道も、その一つでございます。

こうして見ますと、この改造計画で果たして私たちの日野市は、将来どんな形になっていくのかな、とこんな期待やら不安やら、いろいろ入りまじったことが気になってくるわけでございます。

そこで、2点につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、当日野市でも、この首都改造計画に基づきまして都市整備構想をつくり、国や都、あるいは近隣の市と連携をとりながら、あすの日野づくりを推進すべきである、とこんなふうに思いますけれども、市ではこの改造計画を、マイタウン東京構想も含めて、どのように受けとめておられるのか、また、この計画に基づく都市整備構想を作成するお考えがあるか、お聞かせをいただきたいと思います。

２点目は、この計画の基本方針、これは、いわゆる中央に集中している機能を、すべて分散をしようという考え方でございますけれども、これはそのまま分権化にもつながっていく、こういう体制づくりにつながっていく、というふうにもなります。そうなりますと、今日、地方自治体にとって避けて通れない課題となっております行政改革、これを進める上でも大変、有効な手段である、というふうに考えるわけでございます。

したがって、住民に対する生活サービス向上を図る上でも、また、住んでよかった町、こういうふうに言われるためにも、この実現に向けて最大の努力をしていくことが当然であるわけでございますけれども、市としても国や都に対して積極的に働きをかけていくということが大切であると思います。この点について御見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上、２点について質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長お答えいたします。

御質問の要点は２点ございますけれども、その前に大変恐縮でございますけれども、今、御質問の中にございました首都圏改造計画、これがどういう仕組みでできているかということを、まず触れてから２点の答弁をいたしたいと思います。

現在、国には国土利用計画法というのがございます。この法律に基づきまして、国土利用計画というものを定めております。これは国の計画の中では最上位を占めるもので、決定に際しましては閣議決定をする、とそういう、かなり政治レベルといいますか、行政の中では高いレベルの計画でございます。

その次にございますのが、国土総合開発法というのがございまして、全国総合開発計画ということで言われております。これは現在、５２年１１月に第３次全国総合開発計画が制定されております。通称、三全総と称するものでございます。

この全国総合開発計画に並びまして、首都圏整備法というのがございます。この法律に基づきまして首都圏整備計画というものが策定をされております。この整備計画の中に、基本計画、整備計画、事業計画と三つの分野に分かれるものでございます。

それで、今、お話に出ました首都改造計画といいますのは、ただいま申し上げました三全総、これは、来年度四全総を出すということで、現在、国の方で準備しているものでございます。

この四全総、それから首都圏整備計画、これを定める上の資料といたしまして、首都圏改造計画という計画案を発表したわけでございます。今後、この首都圏改造計画の内容を踏まえて四全総が固まってくるということになるわけでございます。

それでは、都段階ではどうかということでございますけれども、東京都では国土利用計画法に基づきまして、国の国土利用計画、都から見ますと上位計画になるわけでございます。これを踏まえて、都道府県計画というものを3年ぐらい前に策定してございます。これは都議会の承認を得るというもので、計画の都道府県段階の中では、非常に高いレベルの計画になるわけでございます。

こういったもの等を踏まえまして、東京都では長期計画を策定し、さらには総合実施計画をつくって行政の推進を図っているというものでございます。

日野市の段階ではどうかといいますと、御承知のように、地方自治法の第2条で基本構想の策定が義務づけられております。これは、既に日野市では第2次基本構想ということで、既に策定がなされているわけでございます。

で、さきにも触れましたけれども、いま一つ重要な計画として、国土利用計画法に基づきまして市町村計画というものが位置づけられております。これは行政の中心になります――これは基盤整備等の行政の中心ではございますけれども、土地利用計画を定めるものでございます。これも基本構想に準じまして、市議会の承認を得る計画でございます。

それから、基本構想を受けまして基本計画、実施計画というような体系になるわけでございます。

それで、議員さんの御質問の第1点目の、都市整備構想ということでございますが、具体的にどのようなものを指しているのか、ちょっと私ども、はっきり掌握できませんけれども、今、私が、国のレベルから都道府県レベル、それから市町村レベルに至る計画の体系を申し上げましたが、その中の国土利用計画法に基づく市町村計画ではないか。

この件でお話を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、東京都では既に作成をいたしまして、今、市町村計画の指導をしているところでございます。都下26市の中では、1市策定済みでございます。

日野市につきましては、過般から申し上げておりますように、基本計画の策定の準備に入ったわけでございます。この市町村計画も踏まえて、この計画をどうするか、今、内部で検討し

ている段階でございます。

それから２点目の、首都改造計画を踏まえて、この計画の内容には機能の分散ということがうたわれております。今まで東京の発展の形といいますのは、一極依存型構造といっておりまして、２３区を中心にいたしまして、その都市文化、経済が放射状に発展をしている形でございました。これを連合都市圏型構造に改めようということでございます。これは言いかえますと、多核多圏域型地域構造ということでございます。

さらに具体的に申し上げますと、横浜、川崎、それから八王子、立川。これは、八王子は学園を中心にしたもの、立川につきましては業務を中心にした、そういう都市の発展を考えている。

それから、あと、大宮とか千葉とか、そういうものを核にいたしまして産業なり文化、その他の発展を図ろうということになっているわけでございます。

当然のことながら私どもが策定をいたしました基本構想につきましては、ただいま申し上げました国との上位計画を踏まえまして基本構想が定まっているわけでございます。具体的には、今まで、各、それぞれの計画でやってきたものを今回、基本計画としてまとめようというのが、今、市が考えているものでございます。

この首都圏基本計画なり、首都改造計画の中には、もろもろの計画がのっているわけでございます。今後、その辺を十分検討いたしまして、日野市の計画の策定、それから必要に応じ、都並びに国の方に必要な要請等をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　今の部長さんの答弁で、アウトライン的には私も十分承知をしているわけでございますけれども、基本計画を作成するということ、これも今まで市民が基本構想等々を読んで――いる方も少ないと思うんですけれども、日野市が将来どんなふうな町になっていくのか、これは、だれもよくわかっていない。私もどんなふうになるのかなということが、言葉ではわかっても絵にかくとどんな形になるのか、ちょっと見当がつかない。こんな形でもって、こういった面の質問をさせていただいたわけでございますけれども、既に今の部長さんの答弁にもありましたように、国のそういう業務核都市に位置づけられた立川、八王子、さらには東京都の方から多心型の都市ということで位置づけられた立川、八王子、町田、

こういうところはもう既に、そういった基本計画が出されて、市民にも、一部マスコミにも報道されましたけれども、絵となって示されておるわけでございます。そうすると市民というのは、「あ、こんなふうに自分たちの町が将来、描かれるんだな」ということが、ある程度わかってくる。文章を見ただけでは、なかなかわからない。

こんな形でもって、ぜひ、その基本計画を作成する段階においては、そういった面の絵を入れたようなものをつくっていただきたいというのが、この質問の趣旨でございます。

特に東京都の方では、かなり日野市についてもいろんな言われ方をしております。今までは工業都市ということが日野市のイメージだったんですけれども、だんだん、だんだん、多摩ニュータウンとか、あるいは八王子ニュータウン等々の影響を受けながら住宅化してきているということ、現状がそうである。

これに対して都としては、どんな手を打ったらいいのか、こんなことも出されていることも承知をしているわけでございますけれども、今の答弁の中で、基本計画を早急に出したいという、これはいつごろまでに、どんな形でもって出されるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長お答えいたします。

基本計画の策定のスケジュールでございますけれども、現在、企画財政部におきまして作成要領等の準備に入っているわけでございまして、作成の方法といたしましては関係課から各原案が出てまいりまして、それを内部の委員会、プロジェクトチーム等で検討をし、つくり上げるということになるわけでございます。

その原案の具体的なことをいつ市民に公表できるかということでございますけれども、まず、来年の夏ないし秋口になるんではないかというふうに考えております。素案の段階で提示をいたしまして、広く意見を聞き、またそれを詰めていくというような繰り返しをする予定でございます。

策定につきましては６２年度末ということで考えております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　来年の夏から秋ということで期待をしたいと思いますけれども、このマイタウン東京構想の中で、その地域からの発想、いわゆる、この構想自体がそうい

った面を基本理念としている、ということ……。

したがいまして、都に対し国に対し、こういう三多摩の格差是正、この辺を声を大にして言っていただきたいわけでございますけれども、市長に１点お伺いしたいんですけれども、将来、日野市はどんな形になるのか、あるいは市長自身が任期中の仕上げとして、どんな形につくり上げていこうとしておられるのか。もし、具体的にこんな形に今、計画をしているということがございましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の第１次基本構想では、「市民の参加する町づくり」あるいは、そういうふうな考え方でもってつくられております。

第２次基本構想は、それをやや政策的に掲げまして、「緑と文化の市民都市」こういう標題になっております。それらのことにつきましては、既に市民の合意を得ておることでございますので、基本的にその路線に沿った町づくりをするということは、別段、変化を必要としないと思っております。それをより具体化する施策、これが、これから取り組む、あるいは既に計画としては持ちながら、それの実施順位を定める、こういうことのマスタープランづくりに努めよう、というふうにいたしております。

そこで、中央の国土づくりの取り組み、それから首都圏としての、特に東京都を中心とする、そういう構想、その中の我々の日野市ということでありますので、一面には大きく中央の経済動向、あるいは政策的な持ち込みもあり得るわけであります。

また、東京都としては、特に過大化、肥大化してやまない東京の現状を、どのように分極化をしていくかという課題が、マイタウン構想等にも取り上げられております。

多摩の地域には、戦後の経済動向によりまして地方は過疎化し、中央のみ過密化する、とこういう傾向があるのに対抗して、いかに地方にも産業や文化がたくましく残る、つまり地方の時代、と一言で言われるふうな、そういう発想も当然なければならないわけであります。

しかし、経済を追及すればするほど高機能化を求めることになりますし、情報の集中した都市こそ、そのチャンスがある、ということで、飽くなき首都圏の膨張化、あるいは密度の過密化が進みつつあると思っております。

その際に、多摩という地域はちょっと一息つける、そういう自然の残る場所でありますから、これをなるべく大事に存続しようという発想が生まれることは当然だと言うべきだと思ってお

ります。

我が市では、そのことを早くから取り上げまして、日野市の特徴を一言で言うならば、この水や緑に象徴される自然をなるべく大事にする。その中で環境のいい、いわゆる住みよい町をつくる、これは生活型の都市とも言えると思います。

それから一方に、幸いすることにハイテク工業の立地がありますから、これをなるべく繁栄をしていただいて、この地域社会に寄与していただく。また、その従業員や子弟の教育を、この町自身が受け持っていく、とこういう、いわゆる職住近接の関係の都市が構想できるわけであります。

東京都の施設として日野市の多摩動物園は、これは、いわゆる緑の象徴として、もっと規模を大きくしていただく。それから多摩川や浅川が町を構成しておりますので、やはり、この自然環境のために、これをいかに活用していくかという努力を住民自身が取り組んでいく。その中で余り過密にならない程度で、連檐する各町の関係、あるいは団地の関係、あるいは南北の関係、これらを交通体系によって、よく整えて、そうして日野市に住むことが喜びであり誇りである、というふうな町づくりに励む、これが我々の行政の仕事だというふうに理解をいたしております。

この都市計画、つまり道路を中心といたします都市計画は、あるいは緑地や、それから用途地域を定めた都市計画は、既に持っておるわけでありまして、その基準の中で、それをいかに実現化し、道路交通においては、なるべく公害性を少なくする道路を、早く道路の機能を持たせる完成を図っていくかというところに、今、鋭意努力をしておるという状況であります。

区画整理を行い、それから下水道を整え、これに取り組んでおるというのが、まさに具体的な姿だということでありますので、市民の方々は一段、今、日野市の進む方向に特別疑問を持っておられるということはないと思っておりますし、合意をいただきながら、理解をしていただく努力をしながら、より今までの路線を正確に伸ばしていくということが、とりもなおさず日野市の町づくり構想である、とこのように考えておりますことをお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ただいま市長の方から、るる説明があったわけでございます

けれども、言われている構想は、私はそのとおりであってほしいし、何か、余りにもきれい過ぎるような考え方でもあるわけでございます。

いち早く取り上げたという市長の答弁でございますけれども、方向性については、市民は、誤りがない、これは私もそう信じているわけでございますけれども、中身を見ますと、行政そのものが非常に遅れている。道路の問題、あるいは下水道の問題一つをとっても、八王子から、例えば２０号線をめくら運転をして来る、急に道路が狭くなったと感じて日野に入った、とこんな言われ方もしておりますし、そこの２０号の日野橋へ行きますと絶えず渋滞をしている。これも数年前から言われていることでありまして、なかなか、考え方は私、大変結構だと思うんですけれども、どうも実行の段階になりますと、いま一かなというような感じがしているわけでございます。

この都市整備というのは私なりに考えますと、いわゆる問題解決型、それから発展思考型、こういう二面性があると思うんですね。いわゆる発展思考型でいけば経済の活性化につながると思うんです。こうなりますと財政基盤も整備をされる。これが、そういった大きな力となりまして問題解決型の方の都市整備もバックアップできる、とこういうふうに同時並行的にやっていくのが、私は都市整備のあり方ではないかなというふうに、常々、考えているわけでございます。

幸いにして、この行財政調査会の答申の中にも幾つかの区画整理事業が計画をされておるというような文章ものっておりますけれども、私が質問している内容というのは、将来どんなふうに日野市がつくり上げていかれるのかなということでありますから、きょう言って、あす、どうのこうのじゃないわけでして、ある程度、市長なり、あるいは都市整備部長の御回答でもって予想したといったら失礼ですけれども、そんな形の町になるのかなというのがわかったわけでございますけれども……。

いずれにしても、この周辺、八王子、立川、あるいは多摩、さらには奥の方へ行って青梅、この辺にずっと囲まれた日野市が取り残されないように、吹きだまりにならないような、こんな町づくりをぜひ、スピードを速めて実行していただきたいというふうに思うわけでございます。

行政報告の中でもいろんな面で、助役の２人制の問題とか、あるいは職員定数増の問題とか等々、出されておりますけれども、要は、市民が本当に満足のいくようなサービスを受けられ

る、そういう体制になるんであれば、それはそれとして一つの手段でありましょうし、要は、市民がいろんな面で不便を感じている、特に都市基盤整備においては本当に何とかしてほしい、ということも既に御承知のとおりでございまして、こんな形が数多く出されておるわけでございまして、それも総花的に何だかんだとやるんじゃなくて、ひとつ、決断をするときには決断をしていただいて、やっていただきたいというふうに思うわけでございます。

いろんな面で経済の足踏み、あるいは大きく揺れ動く社会情勢等々を考えますと、この２１世紀に向う道というのは本当に厳しいものがございます。決して平たんではないと思うんですけれども、要は１０年後、２０年後、もう既に、それでは遅いんですけれども、今から即、手をつけていただいて、本当に住んでよかったと言われるような日野市を、ぜひ、つくり上げていただきたいというふうに考えるわけでございます。

これは理事者側だけがやるんじゃなくて、市民と共同でやる事業でございますけれども、１点だけ私が申し上げたいのは、政治にとって決断というものが、いかに大切であるか、これは過去、多くの事例が物語っておるわけでございます。とんでもないことになってしまう、こういうことは見てきておりますので、ひとつ、市長は本当に市のトップとして、いろんな面で御苦労もあろうかと思いますけれども、最後の仕上げというような段階に日野は来ていますので、そういう面では憎まれ役も買って出ていただいて、自分は、こうやるんだという、そういうひとつ、姿勢を示していただきまして、本当の、これからも日野に住んでみたい、こんな日野市をつくり上げていただきたい、ということを最後にお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１０の１、首都改造計画に基づく都市整備事業についての質問を終わります。

一般質問１０の２、６１年度地区センター建設予算の執行についての通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

○１番（奥住日出男君）　本件につきましては、本年度の第1 回定例会におきまして古賀議員の方から一般質問ということで、なされておりますので、基本的な部分については省略をさせていただきまして、その後の経過等について、２点について質問をさせていただきたいと思います。

まず１点は、４月の時点で執行の見通しがはっきりしていなかった６１年度の地区センター

の建設予算の使い道、あるいはその建設の場所、これが決まったかどうか、これについてお聞きをしたい。

２点目については、これは具体的な形になりますけれども、日野台二丁目の緑ケ丘の自治会館、これが建てかえ時期に来ておるわけでございますけれども、これも使用の頻度、さらには老朽化等々で、もう待ったなしの状況下にございます。これがいつごろになるのか、見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

以上、２点について御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　生活環境部長お答え申し上げます。

６１年度予算で地区センター１館分の新設工事費が計上してございます。金額が1,８４０万円でございます。

建設場所につきましては、現段階ではまだ確定をしておりません。現在まで複数の候補地につきまして、優先順位の高い地域の用地交渉を進めている段階でございます。

地区センターの標準的な規模を申し上げますと、大体１００平米、木造あるいはモルタルの２階建てでございますけれども、その程度の規模の地区センターを建設する場合には、私ども事務段階では半年間を見ております。手続き、その他準備に３カ月、建設工事そのものに３カ月、あわせて半年を見ております。

したがいまして、来年３月から逆算をしてまいりますと、今年１０月いっぱい、遅くても１０月の頭までに決定を下さなければならない状況にあるわけでございます。

優先順位の高い地域の用地交渉が、どのような進展をするか、これがひとつ大きなかぎになっているわけでございますけれども、１１月の頭までに、はっきりした見通しがつかない場合には、御質問の日野台二丁目の自治会館の建てかえ、この優先順位が大変高まってまいるわけでございます。

今まで、用地交渉を進めている地区と、この日野台二丁目の地区を、どちらを優先すべきか、てんびんにかけてまいりましたけれども、日野台二丁目の方は、自治会館という名称ながら建物がそこにある、とそういうことで、建物の全くない方を優先順位を高く考えている。

しかしながら、今、御質問の中にもございましたように施設の老朽化も大変進んでございます。そして、あの建設もきちっとした建築計画によって建てられたものとも思えませんし、ま

た、さらに５９年の９月には「自治会館を市当局に移管」に関する請願が採択をされております。

さらに、面積１６３.２平米の地区センター用地といたしまして、日野自動車工業株式会社から寄附を受けております。

こういったようなことから、この日野台二丁目の自治会館の建てかえということも私どもは優先順位のかなり高い方に位置づけておりましたんですが、先ほども申し上げたとおり、さらに高い地域の用地交渉がどのような進展をするか、それによって１１月の頭ごろまでには、はっきりした決定を下したい。このように考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ある程度、理解はできるんですけれども、いずれにしても４月に予算化がスタートいたしまして半年を経過をしようとしている。ただいまの御答弁の中でも１０月がタイムリミットであるというようなこと。その間、いろんな形で折衝もしてきていると思いますけれども、現在、複数にわたってというような候補予定地があるというふうに御答弁があったわけでございますけれども、差し支えなければ、その複数の予定地をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが……。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長お答え申し上げます。

一つは、宅造等規制法ができる以前に開発されました南部丘陵地帯の一番西の端にある平山苑という地区でございます。

二つ目は、この日野台二丁目にございます自治会館の建てかえ、この二つを優先順位の高い方として考えてまいりました。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　平山苑の方の土地の交渉でございますけれども、見通しは、いかがなもんでしょうか、確率的に……。はっきりお答えできなければ、それは結構でございますけれども、見回したときにですね、こんな感じだよとか、だめじゃないかな、とそんな形をもし御答弁いただければ幸いなんですけれども……。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　平山苑の方の用地の問題につきましては、４月当初から都市計画課、用地課が窓口になりまして、この土地の確保につきまして鋭意努力を重ねてきたわけでございますけれども、一部、境界のまだはっきりしてないところがございまして、その交渉が長引いているような状態でございます。

そういった状態でございますので、一生懸命やっていると、そういうことで御勘弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　わかりました。ありがとうございました。私なりに見通しをつけまして……。

いずれにしても、あと数週間ということで見通しが立つやに御回答をいただきましたので、期待をして本件の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１０の２、６１年度地区センター建設予算の執行についての質問を終わります。

一般質問１１の１、高齢化社会をむかえて特養ホーム又は中間施設の建設とそれに対するボランティア活動活性化について市の対応を問うの通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（高橋徳次君）　それでは通告に従いまして、特養ホームまたは中間施設の建設と、それに対するボランティア活動の活性化についての市の対応につきまして質問をさせていただきます。

この問題につきましては、もう私自身も、また、その他の多くの議員の方々からも過去において再々、質問されております。御存じのとおり、高齢化社会に対応する声は、あらゆる方面から上がっております。日本人の平均寿命は、もう皆さん御存じのとおり、男は７４.５歳、女は８０.１８歳と、世界一の長寿国になっております。

この長寿というのは、本来喜ぶべきことで、高齢化社会とか人生８０年時代ということで喜ぶべきことに、その反面どこか暗いイメージが漂っております。臥床老人や、ぼけ老人がふえたといってもその率は全体の４％ないし５％どまりで、つまり１００人に対して四、五人ということで、元気な御老人の方の方がはるかに多いということでございます。老人の保健対策が

さらに充実すれば、その率自体は、さらに下がっていく可能性がございます。

そんな視点から周囲を見れば、肉体的にも精神的にも年齢を感じさせない御老人のふえたのに気づくはずです。今、老人の大半は旅行に、またはゲートボールに、または踊りに、それぞれの趣味を生かし、長くなった人生を豊かに楽しんでおられるのが現状でございます。

日本の総人口に占める６５歳以上の老人の人口の比率は今、1,２８０万に達しています。これは総人口の約一割でございます。2,０００年には二割を超すであろうという予測もなされております。

そして、この老人社会、これは、これから先は社会で有力な階層を構成しつつあります。よって、高齢者は保護を必要とするお荷物ではなくなって、豊富な経験と知識と、独立した個人としての社会の主流を形成する人的財産という形になっていくのではないかと思います。

人生５０年ということを下敷きにした余生とか、あるいは隠居とか、とは異質なものとなり、社会への積極参加により、より充実した人生にするためにも、その参加の場を多様な角度から広げていく努力と施策が必要でしょう。その中の一つに言う老人相互の扶助のボランティア活動、これも考えるべきであると思います。しかし高齢化社会を迎えて、例え４％ないし５％という数字であっても臥床、または言葉は悪いんですけれども、ぼけ老人、その他もあることは確かでございます。また、これに対応する課題も多く、またその対象者の増加していくことも確かでございます。臥床老人やぼけ老人、これは近い将来、１００万を超すと言われております。そういう中で、老人の保健対策が、さらに充実していけば、その率自体は、さらに下がる可能性があります。そんな視点から周囲を見れば、肉体的にも精神的にも年齢を感じさせない老人のふえたのに気づくはずでございます。今の老人の大半は趣味を生かして生きていますけれども、そういった方たちもやがては臥床になられていきます。

東京都におきまして、この８月の調査では、６５歳以上の老人が６世帯に１世帯の割で世帯主になり、高齢者１人だけの世帯も1.６倍にふえていることがわかりました。

したがって都としても、高齢化、核家族化、１人暮らしのトロイ化現象が進むための超高齢化社会への突入を前に、総合的な老人の福祉施策の確立を急務としています。また、高齢化社会が進む中で核家族化も進み、同時に世帯主の平均年齢も４３.６歳から４６.７歳と高齢化してきております。

前回は、主として日野市内を中心とした種々の社会老人対策を申し上げましたけれども、つ

いせんだって、全社協の在宅ぼけ老人の実態調査によりますと、ぼけ老人は全国で約５０万と推定されている。そのうち４年以上の介護が４割もあります。さらに、その４分の１が家計的に苦しんでいるという実情にございます。その結果、長期にわたる介護に疲れ、自殺、または心中を考えるほど追い込まれる人も多く、ぼけ老人をめぐる周囲の深刻な状況が浮き彫りにされております。

この調査は６０年９月、民生委員により全国の在宅のぼけ老人の介護者３万2,７６１名を対象に行ったもので、対象者の６５歳以上の６０％が女性で、７５歳以上になりますと７７％であります。

また、介護者は８０％が女性で、そのうち嫁が４０％とトップでございます。介護者の介護期間も４年以上が４０％という数字になっております。五、六年以上が２３％、１０年以上が６％で、また介護者の半数以上が一日中これに当たり、家族の心労の負担と、それに拘束される姿が浮き彫りにされております。

そして、この介護者の悩みは、体が疲れる、睡眠不足、時間がない、無気力になった、家族に当たり散らす、家出を考えた、自殺や心中も考えた、家計も苦しくなった等でございます。

ここで問題なのは、この介護者の８４％が何らかの福祉サービスを必要としているが、実際には、これを利用しているのが５４％ということです。全国の６５歳以上の寝たきり老人は３６万6,０００人にも達し、これは３年前に比べますと、４万2,０００人もふえているということが厚生省の調査でも明らかになりました。

こうした寝たきり老人の３人に１人が嫁に頼り、もう１人は年老いた配偶者に頼り、残る１人は子供や近所の人の助けを借りる、ということでございます。介護の努力が懸命であればあるほど、その努力が限界に来たときの悲劇は深刻なものでございます。これが、現在の在宅看護の実態ではないかと思います。

高齢化時代の到来とともに、家族は日本の含み資産と言われてきましたが、とても寝たきり老人を家庭だけに任せておける現状ではございません。核家族化の進行、家族の高齢化、女性の職場進出によって含み資産と言われた状態は、既にもう、とっくになくなっております。

現在、寝たきりの介護をしている９割が女性ですが、介護の気持ちが十分にあっても介護者自体も既に高齢に達し、疲れ切っているのも現実でございます。介護をされる老人たちにすれば近親者と同居し、その世話を受けたいのが人情というものでしょう。また、できればそうし

てあげたいというのも、また人情でございます。将来、でき得ればそうしてあげたいものですが、そうであればあるほど介護をする人や、その家族を背後から支える社会システムを早急につくる必要があると思います。

ホームヘルパーの拡充もその一つで、国の方でも今回、1,７０５人の増員をし、2,１６０人とするようでございます。ヘルパーで見ても、日本の状態はイギリスやスエーデンなどの水準に比べると、はるかに低いのが現状でございます。現在、週二回、１回につき２時間程度のホームヘルパーでは、臥床老人が本当に介護を必要とするときに、十分それが満たされないのではないかと思います。制度の、より強化が必要でしょう。介護者個人の所用、または息抜きのためにショートスティやデイケアも、さらに進めることが必要であると思います。

ここで、家族が高齢で寝たきりになったとき介護者の側に立って考えてみますと、介護してやるなら、できるだけ家庭で見てやりたいというのが介護者自身の気持ちでございましょう。しかし、介護者自身がそうなったときは、特に女性の場合は施設入所介護を望んでいるという現実でございます。

老人介護をめぐる希望と現実との間で揺れ動く介護者の気持ちが、都の情報連絡室がまとめました高齢化社会に関する世論調査でも浮き彫りになってきました。この調査は、ことしの５月ないし６月にかけて無作為に抽出した都民1,５００人に直接、面接して実施したもので、男性４３.９、女性５６.１％の調査で、まず、自分が寝たきりになった場合、在宅介護と施設介護とのどちらを希望するか、の質問では、在宅介護を望む、と答えた人が４９.４％だったのに対し、施設介護を希望する人は３９.４％で、その差は１０％となりましたが、女性のみについて見ますと、施設介護が４７.１％に対し、在宅介護の４３.４％を上回り、家族の手を煩わせたくないという結果が出ております。

一方、家族が寝たきりになった場合、在宅介護をしてあげたい、が６４％で圧倒的に多く、施設介護２４.９％に過ぎず、現在の老人施設に任せたくないとの意識が色強く出ています。

老人介護を経験したことのある２３.５％の人だけについてみますと、自分が寝たきりになった場合、男性でも施設介護希望者が４４.７％に対し、介護経験のない男性の在宅介護希望の５９.７％、施設介護希望の２６.３％とは明らかに意識の差を示し、在宅介護の大変さが反映される結果となっております。

また、家族の気持ちとは別にして、部屋数、人手など寝たきり老人を在宅で世話する余裕の

ある人は、何とかなる、を含めて５１％で、３０.８％の人が難しい。そのうち、さらにまた、１６.９％の人が全くできない、とのお答えが出ております。

そして、寝たきり老人の福祉、サービスの充実を求める声が強く、行政の要望では、寝たきり老人の介護施設の充実が３２.６％で、在宅援助の２０.４％を上回っています。

今まで申し述べてまいりましたように、厚生省や東京都の要請に沿うべく建設省としても都市計画区域の線引きの制度の緩和策を検討し、規制の厳しい市街化調整区域に公的施設のみを認めたものを、民間施設の老人ホームの建設を認める方針を打ち出してきております。これは今までのように公的施設のみでは超高齢化社会に対応し切れないためと、民間の活力の導入によって対応することを同時にねらったものであると思います。

今までは、とかく遠隔の地に集中しがちだった施設を都市近郊の町中に実現することによって、今まで、とかく施設に入れっぱなしになりがちだった寝たきり老人とその家族、または身近な人々、そしてさらにボランティアの活性化を強め、地域と老人の交流を図り、老人に希望と生きがいを与えるためのものであります。

つい昨日の朝ですか、テレビでも青森県の八戸市ですか、ここの特養ホームの修光園では、そこに入所されている老人の方々の生きがいのためにということで、その老人の地域の状況、また家庭の状況、その他もろもろのふるさとの状況をビデオに撮り、それを施設の老人方に見せて生きがいにしている、というふうなニュースもございました。

前回、６０年の１２月議会でも、特養ホームと中間施設との併用ということも検討していきたいとの答弁もございました。また、先日の馬場繁夫議員の質問の答えの中でも、一つにするか、または何カ所にするか、というふうな答弁もございました。

しかし、いずれにしましても、これをつくるに当たっては、それに適した土地をまず選定しなければなりません。この建設の要望に関しては、ある会の方が自主的に、長い間いろいろと勉強されておりました。また、現地調査も行っております。そして、それらをまとめたものを市の方へ要望書として提出もしております。

また、いずれにしても施設をつくることは職員の増加ということにもつながってきます。当然、行財政改革との絡みも出てまいります。市が建設するということであれば、一番早道でベターであると思いますけれども、また別な考え方としては官民による第三セクターのようなもの、また民間資本の活用も考えられます。

また、この運営は、もちろん専門職も必要ですが、専門職のみで固めますと、どうしても官僚的になりがちです。これを補う意味では、やはり地域のボランティアの活動も必要となってくるでしょう。

一例を挙げてみますと、もう十数年、立川の至誠ホームに手伝いに行っておられるボランティアのグループもおられますが、当初は室内の掃除、洗濯、ぞうきんがけ等をやっておられたようでございます。そのうちにホームの方の要請を受け、講習等も受け、今では老人の食事、入浴、そしておむつの交換等、だんだん専門的な仕事にも携わるようになってきておるということでございます。

しかし、何分にも１０年以上経過しますと、その人たち自身も老齢化が進み、３０名ほどいたボランティア活動の人たちも、今では実際に動ける人が半分ぐらいになってしまった。そして、その活動の補いは、なかなかつかないというのが現状だそうでございます。これを見ても、ボランティア活動の、ことに臥床老人のためのボランティアは本当に大変だと思います。

まして、さきにも申し上げましたように、社会は核家族化し個人主義の風潮の進む中で、また主婦の職場進出の著しいときに、いかにボランティア活動を活性化し、また育成すべきか、これもひとつの課題に、今後なってくると思います。

それには、まず、さきにも申し上げましたとおり、老人も社会資本の一つとして知識のある人は知識を、技術のある人は技術を生かし、社会の中で生きるべきであると思います。また、そうでない人は相互扶助の精神でお互いに助け合うことが必要となってきます。そのためには今からでも、学校教育の中でも小さいうちからボランティアの何ものかをよく教える必要があるのではないかと思います。

途中ですけれども、この点も、またちょっとお伺いしたいと思います。

元来、ボランティアは無料の奉仕ということが原則でございます。しかし、これから多様化するボランティア活動の中で、果たしてすべての人がボランティアで済まされるかどうか。その中には、やはり、ある程度の知識や経験必要とされるものも出てくるでしょう。ここに、最近言われ出したボランティアの有料化の論議も生まれてくるゆえんです。

かつて、市の社会課が窓口となりまして、老人のためのゲートボールの指導をしたことがございます。これが今、全市的に、あるいは全国的に普及して広がっております。

ボランティアについても、社会課あたりに窓口を置いて、老人の相互扶助のもとに老人同士

のボランティア活動の手助けができないか、その点の考え方も伺いたいと思います。

以上、いろいろと申し上げましたが、要約しまして質問をまとめますと、特養ホーム中間施設の建設への市のその後の対応を伺いたいということと、２点目として高齢者の相互のボランティア活動と、ボランティアの有料化と活性化について市に窓口ができないか。そして、また、学校教育の中にそれを取り入れられないものか。

３番目として、在宅臥床老人を支える家庭に対し、また、その介護者本人への施策の強化と、特に一番大変なのは、その介護者でございます。これを支える福祉の強化……。

以上、３点について御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　福祉部長でございます。

それでは、まず第１点目の特養老人ホーム建設についてお答えをいたします。

現在日野市におきましては、特養ホームの入所者は６１年４月現在において１０６名の方が、至誠特別老人ホーム、また清風園等の３６施設に入所されておられる。また、養護老人ホームに入所しておられる方も４５名ほどで、あわせますと大体、１５０名ぐらいの方が老人ホームに入所しておられる状況でございます。

特に養護老人ホームにつきましては、長期化してくる中での特養老人ホーム化といいますか、寝たきりになった状態での対応の問題が出てきておりまして、あわせまして１５０人ぐらいの方が、施設入所が必要な方というぐあいに考えられます。

現在、6,７００人の６５歳以上の老人の方がおいでになりますので、その比率と申しますと2.3％ぐらいの方が、それぞれの老人ホームに入所しておられる、とこういう状況でございます。

また、福祉手当の受給者、これは６５歳以上の方で６カ月以上寝たきりの方ですが、その２９３名のうちでは８８名の方が一般病院へ入院しているという状況でございます。

また、先ほど御質問のありました寝たきり老人の介護者でございますが、介護者に対する手当ては、１９０名の方に年間１回でございますけれども、１万円の福祉手当を差し上げている、とこういうことでございます。

現在、老人ホームの設置主体といたしましては、区市町村、及び社会福祉法人に限定されておるわけでございまして、先ほど申し上げましたような何名かの方が入所されている中で、公

立といたしましては東京都が２カ所設置している。その他はすべて社会福祉法人が設置運営をしているというのが現状でございます。

また、現在、日野市の状況では１４名の方が待機しておられますけれども、この方々につきましても来年度から八王子のアゼリヤ会で特養老人ホームの入所を契約いたしますので、その方も恐らく入所できるであろうというぐあいに考えられます。

現状では、そういう状況でございますけれども、先々、来たるべき高齢化社会の中での高齢者の増加、この問題での日野市の対応、この問題は非常に深刻な問題もございます。したがって、私どもといたしましては早急に日野市の市内に特養老人ホームを建設すべく、現在検討中でございます。

また、先ほど御指摘のございましたように、特養老人ホームとあわせまして地域のケアサービスの拠点といたしましてのケアセンターの併設、この問題も重要な問題だと考えております。現在、東京都の方では、民間の社会福祉法人の建設に対しましては、国の補助に、さらに上乗せをいたしまして、土地及び建物についての補助を強化しておりますし、またあわせまして、ケアサービスの拠点でありますケアセンターの併設についても都の単独の補助をしようとしておりますし、当然、日野市といたしましても、この制度を積極的に活用しながら早急に市内への特別養護老人ホーム及び地域のサービスのケアセンターを建設すべく考慮していきたいというぐあいに考えておるところでございます。

また、それに伴いまして、ボランティア活動の活発化をする必要があるという御指摘でございますけれども、私どももそう考えております。現在、日社協におきましてボランティアの町づくり計画、これを進めておりまして、この中での来たるべき高齢化社会へのボランティアの活性化、それについての力を果たしておるところでございます。

特に、その中で御指摘のございましたように無料のボランティアだけでは対応できない、こういう時代が来ておりまして、これは先ほど御指摘のありましたように介護者の疲労、あるいは、その辺のところに対応する対策も、何らかの形で今後ますます必要になってきておりまして、これにつきましてはショートスティ、またはセミロングの二、三週間の治療をできるような施設、そのようなものもやはり考慮しつつ軽減していく。または、それなりの解放感を味わっていただく、とこういうことも長期的な介護者にとっての対策としては必要であろうかというぐあいに考えております。そういう点での中間施設の問題といたしまして、単に入所だけで

なくて在宅を基本としたサイクルをひとつ考えていく、とこういうような点も今後の課題としては重要であろうと考えておるところであります。

また、教育の問題も御指摘になりましたけれども、これは、ますます、福祉社会をつくっていく上での青少年の教育ということは重要な問題だと考えておりますし、既に学校教育の中では、福祉教育ということで取り入れられておりますけれども、この問題も単に学校教育にとどまらずに、社会教育の中での問題、あるいは、その他いろいろな福祉的なイベントの中での教育の講座を設けながら、ふれあいマラソン等では、現在、高校生の参加が見られますけれども、そのような問題をさらに発展させるということも必要かと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○１６番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。昨年の１２月の質問と、ほとんど前進が見られないということでございます。

いずれにしましても、この問題は非常に難しいし、また、かなりの困難も伴いますので、これは市長を初め関係者がうって一丸となって、この問題に取り組んでいただきたい。それでない限りは実現は、まず不可能であろうと思います。

市長は、今議会の予算書にも出ていますけれども、非常にモニュメントに熱意を注いでおられるというあれをお見受けしますけれども、私が考えますと、モニュメントそのものよりも、この問題の方がはるかに重要であると思います。このひな壇にいらっしゃる方々も、いずれは近いうちに該当されることでありますし、そういったことで市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前進してないという御指摘なんですが、私は頭の中では、かなり前進のレールを敷けているというふうに感じております。

何事をやるにいたしましても、その用地こそ先に立つわけでありまして、用地が確保できるかどうかということが、一番、仕事を始める入り口になってまいります。その用地のことで、今まで、いかに市内にその目的を達すべきかということを努力してまいりましたが、先般のどなたかの質問にもお答えいたしましたとおり、これから市営住宅の建てかえということが次々と進んでまいりますので、その際に市営住宅の建てかえ用地を確保していこうと、こういうこ

とを思い立っておるというふうにお答えをいたしております。

その具体的な手続きは、また、それぞれ、あろうと思っておりますし、制約があるかもしれません。しかしながら民地を取得するということの困難さ、あるいは周辺に了解を得るということの難しさ、いろいろ伴う問題に比較的可能性の高いのが、既に市が持っておる土地の利用です。今後の、また市営住宅を建てかえする際には、いずれ立体化によって戸数をふやす、とこういうことにもなるわけでありますから、その一部の用地を割いて、そしてホームの用地をつくり出す。その際にも、福祉部長がお答えをしておりましたとおり、地域に対するケアセンターという役割も併設をして、そういう形の場所を市内の数ケ所つくることが、今後、需要を満たすことになるであろう、とこのように考えております。

そのような配慮の中で、来年あたりは、やや具体的なものを姿として予算等に明らかにしていきたい、とこう考えております。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○１６番（高橋徳次君）　ただいま市長から御答弁をいただきましたけれど、頭の中で考えていらっしゃるということと同時に、来年度は予算化もしてみたいというふうに言われております。

いずれにしましても、この高齢化問題、特に臥床の方の問題ですね、これは非常に深刻であるということは論を待ちません。また、今から本当に取り組まないと、もう、そのときが来ても間に合わないというのが現状でございます。

過去、何回かの質問、また今回の質問を通じまして感ずることは、いずれにしましても足踏み状態であるということのようでございます。今回は、また私の後、天野議員、市川議員という方々が、また、この問題に触れて一般質問なさいます。また議会においても、最近、多くの議員の方々からこの問題は取り上げられております。

そういった中で、ぜひ、頭の中で考えておられることを即、一つでもよろしいから手をつけていただいて、それを足がかりに進めていただきたい、と強く要望して、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１１の１、高齢化社会をむかえて特養ホームまたは中間施設の建設とそれに対するボランティア活動活性化について市の対応を問うの質問を終わります。

一般質問１１の２、東西平山地域の都市基盤整備について再々度問うの通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○１６番（高橋徳次君）　それでは、またしても東西平山地域の都市基盤整備について再々度問うということで質問させていただきます。

この問題につきましても、やはり、もう何回も、この席で申し上げておることでございます。ことに、前回の１２月の定例会においては区画整理と国鉄の誘致と、それに同地区の日常生活の都市基盤整備ですか、これに関して質問させていただきました。

区画整理については万願寺は、もう既に着工しております。そして、ついせんだっての議会でも話がございましたとおり高幡、豊田地区も見通しがつき事業認可もおりましたが、東西平山地区については、調査費は計上されておりましたけれども、１２月のときの市長の答弁によりますと、この地域の区画整理は、なかなか難しいものがある、ということでございましたけれども、まず、この地域の区画整理について、その後、進展が、どのような形になっているか、その点をまず最初、伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　区画整理課長です。

西平山、それから東平山の区画整理がどういう状況かということでございます。

５９年に住宅整備公団が区画整理を辞退をして、その後、市の方でこの地域を計画をしてきました。現在まで市街化、要するにＢ調査、それから基本計画の策定、こういうものが一応終わりまして、現在、関係機関とその協議を行っております。一応の結論が出ましたので、この１１月の末から１２月にかけまして地元説明会に入ってまいりたいというふうに考えております。今、予定をしております施行区域の面積でございますけれども、６５ヘクタールということでございます。

それから、この西平山地区につきましては４０ヘクタール以上でございますので、都の条例の環境影響評価も同時に必要でございますので、これも同時にやっていきたいというふうに考えております。

都市計画決定の予定でございますけれども、一応、６３年度をめどという形で、現在、進めておるところでございます。

それから、東平山につきましては、この西平山が事業着手後に検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○１６番（高橋徳次君）　区画整理については、大体わかりましたけれども、昨年の１２月の答弁の中では、地元の説明会を４月ないし５月に行いたいという答弁がございました。そういった中で、また今度は、１１月から１２月が来年にならないようによろしくお願いします。

いずれにしましても、この地域の区画整理は、まだまだ相当の年月がかかるということでございます。それですから、区画整理をやるからということで見過ごされていたんでは、この地域の方々は非常に困るというのが現実でございます。この地域が、もう少し道路とか下水とか、その他生活環境の基盤整備ができておればよろしいんですけれども、そういったことが、ほとんどなされておりません。道路の修復、あるいは多少、U字溝の新設とか修復、そういったことは行われてはおりますけれども、基本的なことは何一つ手をつけられていないのが現状でございます。

それで、具体的に二、三の点について質問させていただきたいんですけれども、まず第一に、先日、馬場繁夫議員も触れられましたとおり、補助１２号線のことでございます。

この路線は前にも申し上げましたように１０年前に自治会の平山連合会と、また滝合小学校並びに四中、これは通学路の関係で、また自治消防の方は緊急自動車が通るので、ということで、議会の方へ請願を出してございます。それで、その翌年、買収費並びに工事費、１億８,０００万が計上された、いきさつがございます。しかし、これは買収不調のため流れてしまったというのが結論でございました。

その後、５７年の３月議会ですか、一般質問の際に当時の企画財政部長が述べられたことは、「今後もさらに、この道路は、拡幅して整備していきたい」というふうに述べられております。しかし、実際問題としてその努力は全然ないように見受けられます。

また、この１２号線に関して今回循環バスがはずされております。それは道路整備がなされていないからというわけでございます。これについては踏み切りが狭い、また、豊田団地の入り口の角の隅切りですね、これに問題がある、というように申されておりましたけれども、そ

のうちに通します、というようなことを申されておりましたけれども、本当にこれを、道路を整備して通す気があるのかないのか、その点……。また、いつごろになるのか、その点伺いたいと思います。

その次に２点目として、これは、せんだって建設省が治水上の関係で、昨年に引き続き浅川の河床の掘削をしたいという話がございました。このときに、長沼橋は、これは、今、現在、車が一車両通れば、もう交換は絶対できない。反対側で待たなければならないというような橋でございます。

ですから、建設省は治水上、今、中央線の鉄橋のかけかえをやっております。これは橋脚が多過ぎるということで治水上うまくない、それと鉄橋そのものも老朽化しているということで建設省と国鉄の方で協力して、今、かけかえの際中です。

そういったことで、長沼橋に関しましても治水と、橋脚が多過ぎるということで、いずれ、かけかえたいというような話もしておられました。ただし、この橋が広くなっても、それに関連する道路が非常に狭い、ということですね。ことに長沼橋から北上して中央線へ出る農道、これは1.8メーターきりございません。しかし、この道路は、朝晩、他の市から平山工業団地へ通う車で混雑します。したがって、この狭い道路で「下がれ」「下がらん」のけんかも再々ございますし、また、歩行者が車をよけるといっても畑の中へ飛び込まないとよけられないというのが現状でございます。

そういった関係にありまして、地元としては、要するに都市計画とは別個に、何とか、この道が広がらないものかということでございます。この地域には道らしい道というものがほとんどなく、狭隘な道ばっかりでございます。

そういったことで、この道路に関する市の考え方がありましたら、お答えいただきたいと思います。

３点目としては、下水道計画の変更はできないか、ということでございます。

この下水道計画では、この東西平山四丁目までは浅川処理区へ入るというのが市の下水道計画でございますけれども、旭が丘五丁目は八王子処理区の方へ流れていきます。それで、また、この五丁目の一部は非常に低い地域にございますので、伺ったところによれば、その低い地域も自然流下でいくということでございますので中央線の踏み切りをくぐれば、当然、八王子処理区の方へ流入することが可能であろうと思います。

ちなみに、この計画の変更ということは、なかなか難しい点があると思いますけれども、ちなみに申し上げますと、最近、要するに流域下水道という大規模な計画、これは非常に大きな事業費と、それから、それを維持管理していくのには莫大な費用がかかるということで、もっと縮小した、縮めた範囲、小さい範囲にして、その下水道計画を立てるということに計画を変更しているところも二、三あると聞いております。

この東西平山地域、これは、先ほどから再々申し上げますとおり開発の非常に遅れた地域で、開発が遅れているから家が建たないかといえば、道路沿いには、どんどん家が建っております。そういった中で、その近所の人は、ほとんどが吸い込みの現状でございます。

また、せっかく側溝をつくっていただいても、宅地の方が道路よりも低いというのが現状でございますので、そのU字溝にも流し込むことができず、仕方なく吸い込みである。しかし、その吸い込みも地価が高い関係で、なかなか広いゆとりのある敷地は買えないということで、掘り返したくとも掘り返せないというのが現状でございます。

U字溝は、もともと、あれは道路の雨水の排水溝だということでございますけれども、しかし、日野の現状はそうではございません。むしろ、道路の排水よりも家庭の雑排水の排水が今、重きをなしているというのが現実でございます。

そういったことで、この下水道計画の一部見直しができないものかどうか、３点目として伺います。

よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第１点目の、補助１２号線の拡幅につきましてお答えをいたします。

ただいま、質問の中で、バスの運行路線から、はずれたというお話がございました。この件について若干詳しく説明をいたしますと、このコースの設定につきましては京王帝都と私どもで協議をいたしまして、実踏もし、それからマイクロバスを走らせまして、十分、検討したわけでございます。

京王帝都は路線バスの運行につきましては長い実績を持っているわけでございますから、現状の把握につきましては、ぬかりがないわけでございますけれども、そういう中で、京王帝都並びに日野市は、マイクロバス程度であれば運行が可能であろうという結論を出したわけでご

ざいます。

それで、いろんな協議を進めてきた結果、当初、市と京王帝都が考えておりましたのは、この路線につきましては車道幅員が狭いわけでございますので、一定の距離を設けまして、バスの待避所を設ける、そういう方向で考えておりました。そのほかに踏み切り前後の問題、それから隅切り、カーブミラー、こういった安全対策を行えば可能であろうという結論であったわけでございます。

それで、最後の詰めの段階で、このバス路線の免許をとる場合には東京都公安委員会の意見が必要なわけでございます。公安委員会の立場といいますのは、交通安全の立場で意見が付されるわけでございます。現地調査等を行った結果、より交通安全という見地から見た場合には、バス待避所その他、交通安全対策施設等をやっただけでは不十分であろう、線として整備をしてほしい、とそういうような考えで、この道路がバス路線から、はずれたわけでございます。

それでは、今後、この道路をどうするか、ということでございますけれども、かねてから、ちょっとお話をしておりますけれども、この道路の拡幅計画があったわけでございます。で、この拡幅計画が実現しなかった大きな理由といいますのは、前から区画整理事業の計画があったわけでございます。区画整理事業がある中で、直接買収をする道路拡幅については協力ができないということで、この計画が、とんざしたわけでございます。

現時点でこの道路を、じゃあどうするかということになりますと、先ほど区画整理課長からもお話がありましたけれども、この付近の区画整理を６３年ごろ事業化したい、いわゆる事業決定をしたいという段取りで準備が進んでいるわけでございます。

そういうことを、過去の経過、それから区画整理事業の進捗のことを考えますと、今、この段階で直接買収、あるいは区画整理だけでいくのか、なかなか決断ができない状況でございます。

今後、区画整理か、それから建設部等と協議をいたしまして、暫定的な道路拡幅をするのか、いま少し時期を遅らす形で、区画整理事業の中で抜本的な整備をするのか結論を出したいというのが私どもの考えでございます。道路さえ整備できればバスの運行は可能なような現在の計画になっておりますので、すぐに対応できるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　第２点目につきましての御質問について、お答えしたいと思います。

今、御質問のように８月の末でございましたが、京浜工事事務所の工務課長が市の方へ参りまして、一応、浅川の河道掘削をしたいんだ、とこういうことで、それは、河道掘削の場所につきましては滝合橋の上下流を中心にやりたいんだ、とこういうことで、いろいろ説明があったわけでございますけれども、その際に議題と出ましたのが八王子の流域を流れます湯殿川という川でございますが、これが全面改修になった、とこういうことで、非常にその流量がふえた、とそういうことで長沼橋の橋脚の問題に触れたわけでございます。これは、やはり流速を速くするためには、やはり長沼橋のかけかえが必要じゃないか、とこういうことで問題が提起されたわけでございます。

この長沼橋につきましては過去に経緯がございまして、４０年から３カ年で八王子がやりまして、そこで日野市が負担した。それから、さらに、これが幅員３メーターの橋でございます。それから５３年には下流の歩道橋２メーターについて分担金を払っている、とこういうことでございます。所有につきましては、いずれも八王子の所有になっております。

こういう実態でございます。

ですから、先ほどの工務課長の話にもございましたように、近い将来には、やはり、かけかえをしていかざるを得ないだろう、とこういう話題の投げかけでございました。

で、それに通じます道路でございますけれども、これは補助１３号線だと思いますけれども、これにつきましては、今、御指摘のように民家ですか、これが道路いっぱいに立っている、とこういうことで、農道につきましては1.8メートルの道幅でございますけれども、それに至る道路につきましては2.6メートルから3.９５メートル、とこういうことで非常に道幅が狭いわけでございますけれども、その上に、さらに住宅が立て込んでおります。

こういうことですから、非常に、私どもの立場で申し上げますと、単独買収方式というのは非常に難しい、困難性がある、とこういうことを申し上げたいわけでございます。それにつきましては先ほど財政部長から話がございましたような形で、内部的には詰めてまいりますけれども、やはり区画整理でやるのがベターではないか、とこういうように考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　下水道課長お答えいたします。

3点目の処理区の変更でございます。御承知のとおり日野市の公共下水道の汚水計画は、浅川、秋川、南多摩の各処理区に分割され、計画決定がされているわけでございます。各処理区の分割に当たっては、地形の状況、あるいは費用、効果等を十分考慮した中で上位計画であります流域下水道計画との整合を図って決定されたわけでございます。

東西平山地区におきましても、これら検討の中で浅川処理区に決定がなされておりますので、もし、これを変更するようなことになりますと、管径の増、あるいは、現在、工事が進められております八王子処理場の規模、こういうものから基本的に考え直していかなければならないというような大きな問題になるわけでございますので、そのようなことから浅川処理区を秋川処理区に編入するということは、まず不可能でございます。

なお、浅川処理区の上流、あるいは中流の下水道整備につきましては、区画整理事業、あるいは都市計画道路の道路計画にあわせて、できるだけ早く整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。

いずれにしましても、この地域の道路といい、下水道といい、また循環バスといい、いずれをとりましても、なかなか難しいということで、何回お伺いしてものらりくらりと、ウナギじゃないけれども逃げてしまう、それで最後は区画整理という大きな寝床へ入ってしまうということで、それでは地域に住んでおられる方は、非常に困るということでございます。

とにかく、市長に、ぜひ、お願いしたいのは、本当に生活関係の都市基盤だけは、区画整理とは切り離してやっていただきたい。これは地域住民も強く要望しております。

そういったことで、最後に市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西平山地域につきまして、いろいろ地元の議員の方の御意見のあるということは、理解できるわけであります。

西平山の、これまでの開発整備についての取り組みは、なかなか、日野市がリーダーシップをとってやるには時間が要するということで、第一段階は東京都に依存をしよう、東京都の住

宅建設、都営住宅建設を伴う地域の整備で取り組もうという時期がありました。次いで、なお、それが不可能であるならば住宅都市整備公団に依存をしようということで試みた場合もあります。そのいずれも用地の買収が不能であるという結論によって計画が費えさったわけでありました。これはまた、やっぱり地元の合意が得られなかったというふうに言わざるを得ないわけであります。

確かに今日、農地をお持ちの方に、なお、減歩を課し、その上に政策として用います用地を含めて、半分以上の土地を手離してほしいということは、無理かもしれません。ともあれ、そういう努力は、したわけでありますけれども、いずれも思うようにならなかったということであります。それで残るのは、地元の御意見でも市の施行において区画整理をやれということでありますから、そのとおりにいたしましょう、というのが現状でございます。

区画整理を行いますには、また、いろいろの手順がございます。本来、一つの時期に二つの区画整理を行うということだけでも、かなり仕事量としては重いわけでありますけれども、あらゆる、あちこちの力を借りて既に決まっておる１・３・１路線を開通させるということを国に対するサービスとして、そして地元の要求が成り立つようにしようというふうに進めておるのが、今、浅川の右岸の計画の進行状況であります。

西平山も、たまたま日野市の西の地域でございますから、軽んずることは、もちろんないんですが、すぐには、今まで言いましたような経過があって実現化してない。しかし、それを実現化させようというのが、先ほど担当のお答えをしておった趣旨であります。

それから、じゃあ当面の区画整理に先立つことをやれ、日常の生活環境整備をやれということにつきましては御承知のとおり、大分、神社のわきにも道路ができておりますし、未排水の施設にも取り組んでおるわけでありますから、何にもしてないということじゃなくて、段階を経てやっている、というふうに御理解をいただく以外にありません。

それから長沼橋につきましては、これは元来、農道のためにつくったリヤカーや自転車までが限度の橋であったわけでありますから、それによそから車をどんどん持ち込んでも、結局、内部の整備ができていなければ、ますます渋滞や混乱を来す。平山橋、あるいは滝合橋もできたことでありますから、一応、現在ある橋を使っていただく、これがものの順序だと思っております。あんまり一度にすべてを急いでも仕方がありませんので、今回は特に西豊田駅という大きな地域の核を中心にして考えようということを提案をいたしております。

そういうことで、地元でも特別異論がないようでございますので、そういう大きな将来計画に沿って、なるべく手落ちのないように急いでいこうということでありますので、大きな意味での町づくりは、それによるというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、個々の、年々一日、何か改善を要するということにおきましては、大きな二重投資でない限りは取り組んでいくということでおりますから、何でも申し出ていただいて結構だと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○１６番（高橋徳次君）　いずれにいたしましても、今、市長が言われたとおり、国鉄の駅といい、区画整理といい、これは相当の年月を要するわけでございます。また、あの地域のほとんどの人の最終希望は、そこにあると思います。

しかし、再三申し上げましたとおり、その間、不便なところで我慢してくれよということでは、もう２０年、３０年我慢してそのままで住んでいられるんです。市長は、また必要があれば言ってもらえればということでございますので、また、これからどんどん遠慮なく言わせていただきます。

そういうことで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１１の２、東西平山地域の都市基盤整備について再々度問うの質問を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　０　時　３分休憩

午後　１　時３０分再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日午後より議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。

特段の御協力をお願いいたします。

一般質問１２の１、栄町、新町地区まちづくりの構想についての通告質問者、福島盛之助君

の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（福島盛之助君）　議席７番福島盛之助でございます。

私は、もとより、この壇上におきまして、天下、国家を論ずるつもりはございません。また、その器でないことも承知をいたしておりますので、ごく身近な問題、言うなれば泥くさい問題を取り上げさせていただきまして、通告質問といたしたいと思います。

なお、これらの問題につきましては既に多くの先輩の方より質問がなされ、理事者の方からは立派な答弁があった問題であろうかと思いますが、私は何分とも初めての登壇でございますので、今さら愚問だと一笑に付すことなくお聞き取りをいただければ、まことにありがたいと思っております。

それでは１２の１、新町、栄町の町づくり構想についてでございますが、質問いたします内容からいたしますと、「新町、栄町地区、当面の問題点について」が、より適当ではないかと、テーマ変更させていただきます。

よろしくお願いいたしたいと思います。

私の住む新町、栄町地区は中央線、日野駅の西側に位置をいたしておりまして、東光寺、四谷というような古くからの部落と、東光寺の八町田んぼと言われたところに、戦中戦後を通じまして町づくりがなされたところと日野台の一部、畑地帯から、なっております。北側は多摩川原に面しておりますので、未開発な部分がまだまだ、たくさんございますが、緑も多く、農地も保存をされておりまして農業も盛んに行われておるところでもございます。

また、比較的駅に近いということと、昨年よりバスも運行されておりますので環境的にも恵まれ、日野駅から多摩大橋方面へ通ずる俗に言う東光寺街道には商店街も立ち並び、これからの発展が約束をされておるところでございます。

だが、一歩奥へ入りますと、昔の農道のまま家が立ち並び、排水は用水路に垂れ流しでございます。そんなわけで、せっかく多摩川から取り入れました清流も日野駅付近までまいりますと汚れめが大変に目立ち、緑と清流の町、日野の看板を下ろす日が、近々、来るのではないか、そんなことが心配されるきょうこのごろでございます。

自然の環境保全と近代的な発展、この二つの矛盾をはらみながら２１世紀を迎えるにふさわしい町づくりが、これから進められるわけでございますが、私は当面の問題といたしまして、

以下５点に分けまして質問をさせていただきたいと思います。

その１点目でございます。

日野市政を語るとき、いつも指摘をされるのが土地の基盤整備、下水道事業、道路交通網の遅れでございます。そこで、いつのころからか地図上に落とされております都市区画整理道路、都道２・２・１１号路線についてお伺いをいたしたいと思います。

この路線は、どのような経過のもとに、いつごろ決定をされたのか、また何らかの形で交渉したことがあるのか教えていただきたいと思います。路線の建設計画、または建設にかかるまでの順序、その方法といたしまして単独買収方法で行うのか、それとも区画整理事業を起こして行うのか、また、ちょっとした飛躍になる話でございますが、順調にこれがいった場合、何年ごろ開通になるのか、まず、お聞きいたしたいと思います。

次に、第２点目でございますが、昨年度２９０万の予算のもとに測量したといわれます２・２・９号路線、栄町五丁目の火の見やぐらから日野台に通ずる道路で、最近では大変に交通量も増大をいたしております。たしか一昨年だったかと思いますが、人身事故のあった道路でございます。

その拡幅計画は、どうなったのか、６１年度の予算書には、その設計費も建設費も計上されておりませんが、その理由などを御説明をいただければありがたいと思っております。

続きまして第３点目でございますが、四谷１８号線、日野第一保育園から四谷に入る道路の隅切りでございます。

実は、私も５４年のころだったかと思いますが、先輩の奥住芳雄さんとともに四谷自治会、また付近住民よりお願いをされまして努力したことがございますので、大体の事情は承知をいたしておりますが、その後、いろいろと先生方、あの手この手と苦労をなさっておるということも知っておりますが、いまだに昔のままでございます。日野駅方面から来る大型自動車などは素直に通れませんし、もしも四谷方面に大きな火災であるとか、堤防の決壊など非常事態が発生した場合には、どのような道順を通ってこれに対処するのか、大変憂慮されるところでございます。この問題につきまして理事者の方では、どんなお考えでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、第４点目でございますが、東光寺上農地についてでございます。

この農地は東京都指定の優良集団農地、これは７年間の期限でございます。それと長期営農

継続農地、これは５６年度より１０年間でございます。それから相続発生してから２０年間の納税猶予の適用農地もございます。また、市長の御理解によりまして、５７年度に３カ年計画で農道の舗装も完成をいたしました。

このようにあめとむち、幾多の保護と制約を受けながら、今では数少ない優良農地として野菜づくりが盛んに行われております。俗に言う東光寺原でございますが、面積にいたしまして約２０ヘクタール、さながら公園農場とでも申しましょうか、付近住民の朝早くからの散歩姿、まさにほほえましいものがございます。私も長い間、農業委員を務めておりましたので地場産の新鮮な野菜を直接食卓へ、また緑の空間として、市民の憩いの場として、これを次の世代にお届けしたい、そんな希望は持ち続けてはおりますが、後継者問題、農産物の自由化による野菜価格の不安定などを考えるとき、このままでいいんだろうか、近代的な町づくりが進められる日野市の中にありますこの農地、いかにすべきか。

将来の問題として、また大きな観点から見た場合の利用方法などについて市長さんのお考えはどうなのか、お伺いをいたしたいと思います。

続きまして第５点目でございます。

これは四谷下多摩川堤防の改修についてのお願いでございますが、これは先日１２日の馬場弘融議員の質問と関係がございますが、私は新町、栄町地区の当面の問題ということでございますので、中央線のガード下より上流へ約２００メートルまでの地点を一応取り上げさせていただきました。この付近は宅地造成がなされ、住宅が建ち始まったところでございます。昭島方面から蛇行した水の流れは、川底が急に低くなっておりますこの四谷下に勢いを増し流れ込み、老朽化した堤防の基礎を洗っております。

８月５日の小貝川決壊で見るように、ここには新坂下団地から流れてきます排水ゲートと日野用水の排水溝とがございます。市では、ここを危険重要箇所として申請をしてあるそうですが、堤防については、たしか建設省の管理下と思いますが、排水溝についてはどうなのでしょうか。現在、四谷自治会では危険を感じまして署名運動を起こしておりますので、今後どのような順序を経て関係機関に要請し、一日も早い改修ができるような方法を教えていただければ、ありがたいと思っております。

以上、５点についてお答えをいただければありがたいと思っております。よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答えを申し上げます。

それでは私の方としましては、１点目の２・２・１１号線の建設の時期と、それから２点目の２・２・９号線の測量結果、この二つについてお答えいたします。

まず最初に、２・２・１１号線の建設の時期の問題でございます。

御承知のとおり２・２・１１号線は昭和３６年の１０月５日に都市計画決定されたわけでございます。事業としましては東京都が施行するということで位置づけられてございます。その起点は栄町五丁目、いわゆる八王子市との行政界から市内を環状線的に通りまして、終点は平山二丁目の２・２・６号線に接続する。延長にしまして１万３９メートルでございます。

現在、その道路の整備率、これにつきましては３５％という状況でございます。内情的には、整備された箇所としましては、御承知のとおり八王子都市計画２・２・２３号線絡みで栄町五丁目地内、約３２０メートル、それから四谷下、いわゆる本町五丁目でございますけれども、これが約４１０メートル、そしてさらに程久保地内。これが約2,３１０メートル、そして京王平山住宅地内の約６００メートル、すなわち3,６４０メートルが整備されているという状況でございます。

これらの状況の中で、これから事業化が進む箇所ということになりますと、いわゆる現在、新聞紙上でも発表されておるとおり、多摩都市モノレール関係の区間でございます。すなわち、２・２・１０号線、あるいは２・２・１１号線が交差いたします日野本町七丁目から程久保地内の多摩動物園から南へ下りまして約６００メートルのところに、２・１・５号線という道路が多摩ニュータウンに抜ける道路と交差した箇所がございます。この間、約5,１００メートルございます。

そして、あと一カ所としましては、いわゆる仲田緑地と、それから現在の留保地の中間にございますその間、３７０メートル、これが予定されるわけですけれども、これらの事業はいずれも、多摩都市モノレールについては最終年度が７２年度ということで予定されてございます。

それから、仲田と留保地の中間の道路につきましては立日橋の片側通行、これが６３年を予定されておりますので、６３年度と予定がされてございます。

さて、栄町地区でございます。栄町地区につきましては、すなわち起点の栄町五丁目から一

一先ほど申しましたとおり八王子市行政界ですね、これから東へ向かいまして中央線までの栄町一丁目ということになります。その延長が1,７２０メートルということでございます。そして、先ほど申し上げましたとおり、八王子２・２・２３号線絡みで３２０メートル整備されております。これは東光寺の火の見やぐらのところまで。

それから、さらに用地として確保されておりますのは、栄町二丁目に、これから都営住宅が建設されます。そこに１５０メートル……。したがって、残るのは1,２５０メートルでございます。これについて、これから事業化を図るということになるわけですけれども、用地の今後の課題として、すなわち事業手法、これを直接買収にするのかということになるわけですけれども、まだ手法としては考えられてございませんが、予想されることとしまして直接買収、あるいは最近奨励されております沿道型の区画整理事業、これらが予想されるんではないだろうかと思う次第でございます。

しかし、整備につきましては今のところ、やはり多摩都市モノレール関連等と相まっての事業計画になるのではないかと思います。

しかし、御承知のとおり２・２・１１号線は地域幹線道路としての役割を果たします道路でございますから、全線整備の必要性が非常にございます。したがって、今後は機会あるごとに東京都に、その整備要請をしていきたいと、かように思っている次第でございます。

次に、第２点目としまして、２・２・９号線の測量結果でございます。

２・２・９号線につきましては昭和３６年１０月５日に、起点を日野台の二丁目、終点を栄町五丁目としまして、その延長が６６０メートルで、そして幅員につきましては１６メートルで計画決定されているわけでございます。この道路は御承知のとおり市道補助７号線、これと重複しておりまして、最近では八王子市内のいわゆる宇津木団地約７７ヘクタールの住宅公団の、いわゆる団地造成に伴う八王子都市計画道路２・２・２３号線の整備によりまして、非常に交通量がふえてきております。今、一日車両台数が約3,５００台と言われておりまして、先ほども御指摘があったとおり、交通事故等も発生している状況でございます。

これらの状況にございまして、市としましては歩行者の安全を確保するという必要性から昭和６０年度において事業化に向けての問題点を検討するということで、計画路線の、いわゆる現況測量、あるいは中心線測量、それから道路の横断測量を実施したところでございます。

その結果、事業実施上の問題点としまして起点側の中央高速道路、それの、いわゆる緑橋、

長さにしまして３６メートル、これのかけかえ、あるいは拡幅。それから東光寺坂でございます。これは延長にしまして約２００メートルございます。これの道路勾配の問題、それから、それに伴う周辺宅地との段差の問題です。さらに、その坂の途中にございます市道東光寺西１４号線、あるいは東光寺上１０号線との取り合いの問題、それからあとは、用地を買収した場合における残地の取り扱い。それからさらに移転家屋９軒の代替地の確保等、数多くの課題がございます。

また、地権者の中には専業農家の方がいらっしゃいまして、単独買収による事業手法でなくて区画整理を全域にわたって、していただかなければ、この事業については協力できない、という方もいらっしゃいます。

したがいまして、これらのことを現在整理検討しているのが実情でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　東光寺上農地の将来展望について、お答えをさせていただきます。

御質問の中にもございましたとおり、およそ２０ヘクタールの連続した面的な広さを持つ優良農地でございます。私どもも、５８、５９、６０年度、この３カ年にわたりまして、地元の農家の方の要望の強かった農道の整備に力を入れました。東京都土地改良事業の助成を受け、同時に市の一般会計からも支出いたしまして約1,５００万のお金をかけまして、２メートル幅のアスファルト道路1,０００メートルをつくったわけでございます。

こういうことからも市としては、この面的な広がりを持つ優良農地を何とかそのまま残したい、そして、現在は名産である東光寺大根、あるいはキャベツ、トウモロコシ、そういった作物が栽培をされておりますけれども、都市近郊型の特徴を生かした農作物の奨励、支援、指導、助言、そういった面にも、今後、力を入れていきたいと思っております。

また、こういうことがあってはいけませんが、防災的な見地からも面的な広がりは非常に貴重なスペースであると、私は、このように思っております。

何とか農地のままで今後も続けていきたい、こういう考えを持っております。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　３点目の栄町一丁目から二丁目にかけます道路の隅切りの

問題でございますけれども、これにつきましては私も何回か地主さんのお宅へ伺いまして、いろいろ協力のお願いをしてまいったわけでございますけれども、どうしても地主さんの協力が得られない、とこういう形で現在のままになっているわけでございます。これからも改めて、また地主さんとの拡幅に取り組んでまいりたい、とこういうふうに考えております。

それから、四谷下の多摩川の河川敷の件でございますけれども、これにつきましては先般の御質問でもお答えしたとおり、この障害につきましては生活環境部の公害防災課が担当でございますけれども、これにつきましては、京浜の工事事務所内に多摩川水防連絡会という会がございます。

それにつきましては、その目的といたしましては河川法とか災害対策法、及び水防法の趣旨に基づきまして京浜事務所管内の水防関係との連絡を密にする、と、こういうことで、この会が設置されているわけでございますけれども、その中には洪水予報の水防警報に関することとか、あるいは重要水防箇所に関すること、その他連絡、宣伝、研究と、こんなことがこの会の趣旨でございます。会長は京浜の工事事務所長でございまして、会員については流域の各区市町村ですか、これらが会員となっているわけでございます。

で、日野市でも会員になっておりますので、連絡会が毎年開かれるわけでございますけれども、今、御指摘の箇所につきましては、６１年度においての日野市内の重要水防箇所、とこういうことで、意見を京浜事務所長の方にも上申して、これについての改修方をお願いしていると、こういう実態でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　それでは第１点目の問題につきまして再質問させていただきたいと思いますが、この２・２・１１号路線の線上にお住まいの方、非常にこの問題に関して関心を持っているわけでございます。と言いますのは、家を新築したいんだが、増改築をしたいんだが、またハウス栽培をしております農家の方は、今後、幾年ぐらいこの経営が続けていけるのかな、というような不安を持っているからでございます。

それと、また、現在のところ、この線上にあります宅地には建築許可がおりるのか、また土地の移動はどうなのか、というようなことも聞かせていただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答えいたします。

いわゆる計画道路内における建築工事でございますけれども、現在の建築基準法の中では、いわゆる固定された建築ですね、例えば鉄筋コンクリート、そういったものについては禁止されてございますけれども、それ以外の木造家屋の二階建て、それから地下を有しないものですね。そういったものについては許可がおりるような状況になってございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　そうすると、今のところでは建築は自由だと、基準法に従えば自由だということでございますか。

それと、時期でございますが、全体の問題は聞かせていただいたんですが、この栄町地区に限っての期限とか、飛躍した話なんですが、完成の時期はどうなんだ、とかいうことを、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答えいたします。

時期につきましては先ほど申し上げましたとおり、いわゆる、今、事業を行うということが明らかになっているのは、いわゆる多摩都市モノレール関係でございます。したがって、栄町関係については、これらの事業と相まって、市としてもこの道路が、地域の幹線道路として非常に必要な道路でございますので、都に対してできるだけ早くやっていただきたいということを要請していきたいということでございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　そうすると、ただいまのところでは、時期はちょっと未定だということで、なるべく早い時点に、ということでいいわけですね。ありがとうございました。

いずれにいたしましても、立派な道路が完成をするということは、全く私たちにとっては、大変、喜ばしいことではございますが、さて、それでは、そこに関係する者にとっては、また本当に大変複雑なものがございます。総論賛成、各論反対ということがそこから出てきたんではないかと思っております。

実は、私も２・２・１１号路線に関係をするわけでございまして、宅地のちょうど半分ぐらいはかかると言われておりますので、今から覚悟しておかなければならない、そんな気持ちで

いっぱいでございますが、下水道の普及とか、最も必要な道路として、また町づくりの基本でもございますので、理事者の方では関係する方々の御意見などを十分取り上げていただきまして、都市基盤整備の実績を高めていただきたいと思っております。

続きまして2点目でございますが、区画整理事業とあわせて2・2・11号路線を拡幅したらいいんじゃないかというようなことでございますが、それでは、当初からこのような計画を立てたときに、今回のことは見込み違いであったのか、それとも先ほども申されましたように、一部、事情があって非協力の方がおられるということですが、これらをどういうふうに処理をして、これから進めていくのか、賛成が得られなければ仕方がないよということなのかどうか、市長さんから、ひとつ、お願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、福島盛之助議員から、福島さんの郷里であります今日の新町、栄町地域、かつての四谷、東光寺でありますが、日野市の全体の発展状況からみると、公共事業の、今なお用いられるところの少ない地域だということがあろうかと思っております。

それで、多摩川に接して古くから農村として発展してこられた地域でありながら、都市化には住宅のみ、民間住宅等でふえつつあるわけでありますけれども、この都市整備的、公的な施策が極めて行き届かないといいますか、不十分だと、こういう感じがおありになることは、よくわかるわけであります。

そして、ちょっと、その際に異論があるかもしれませんが、いわゆる36年ごろ、つまり今から30年前、当時の日本の経済成長の度合いというのは、まだ今日の車社会があろうなどということは推測ができなかった、こういう時期であります。そのころに、いろいろな諸政策が日野の地域、あるいは多摩の地域全体に都市化を求めてくるということが明らかだと、そういう観点から今日の都市計画道路というものが設定をされております。

その都市計画道路は、開発なり整備事業が伴う際には、それに沿って、それを基準にして、あるいはその事業にまさに取り組んで行える、こういう趣旨のものでありまして、都市計画道路があるから、それを急いでやれということでは必ずしもない、こういうところに若干の矛盾が、住民からは出てくるわけであります。つまり都市計画道路があるんだから、その道路を早く建設することが最終目的だ、というふうにとられがちなんですが、必ずしもそうばかりではなくて、今後、都市化が進み開発が行われる際には、この計画を尊重して、それに沿って行う。

言うなれば行政指導の筋書きであるといいますか、指針である、こういう意味もあるわけでありまして、そういう意味から、よく遅れと言われておりますが、そういうことの、まず理解を得ておきたいと、このように思います。

それで、この２・２・１１号線は、日野の都市計画図を見てみますとよくわかるとおり、まさに日野市内の環状線といいましょうか、市内の比較的周辺をつなぐ環状線という形をつくっております。今、達成率は３５％というふうに申しておりますが、そのことが必ずしも東光寺地域には、あるいは栄町地域には、これからの事業になってくる、と、こういう順序があるわけであります。

それで、この２・２・１１に関しましては、まずグラウンドをつくっております桑園跡地のグラウンドに面しますところの部分が、これが東京都の仕事でやっていただける、こういう見通しができております。

それから鉄道、中央線の鉄道をつら抜いて、そして薬王院というお寺がございます。あそこを経由してずっと、あるいは住宅にもある程度かかるわけでありますけれども、八王子よりの既存の道路とつながっていく、とこういうことになっているわけでありまして、最初に手がけられるのがモノレール関係、あるいはグラウンドの地域であります。それから比較的予定をされますのが東光寺、つまり栄町地域にあります都営住宅用地であります。

都営住宅用地では、もう既に、この２・２・１０の道がつくられることも間違いないわけでありますし、その際には、その分のみならず、少なくとも両端が既存の道路に接触するというところまでは、やっていただかなければならないわけでありまして、そういう部分部分の事業によって、だんだんつながってくる、こういう性格であります。そのことが、特に栄町方面からのお立場で考えられると、極めて遅々として、しかも日野の中の整備にすら遅れているというふうに思われることは、十分あり得ることだというふうに考えます。

しかしながら、そういうことでありますので、すぐどうこうということは、今、申し上げる程度でございますけれども、我々の手元で、その道をつなぐ方策の検討は十分している、ということもあるわけであります。

既に、薬王院の部分に大きな樹木がありますのであれをどのように扱っていこうか、あるいは路線の変更はできないものかというようなことも検討いたしましたが、なかなかそのことも難しい。ちょうど交差点になるような意味合いもございまして、大きな樹木で植栽、植えかえ

の可能なものは、ある程度、植えかえるというふうなことで、あそこの緑を守っていかなければならない、こういう考えでございます。

問われた部分以上のことをお答えをしたわけでありますけれども、都市計画道路というものは、そういう形で本当に遅々として、部分部分のみがいつできるかという感じがされると思っておりますけれども、そういう形で都の事業であり、あるいは国の事業であり、あるいは市の仕事として進行するというふうに御理解をいただいておきたいと、こう思っております。

２・２・９路線も同様でありまして、南北関係の道路で２・２・５というのが、つまり一番橋の吹上につなぐ路線でありますが、これすら事業に着手して、もう１０年以上もかかるのにまだできない、こういうお叱りも受けるわけでありまして、いかに、市施工の道路の困難さということも一面、確かにあるわけでありますので、その２・２・５に続いて、いずれ２・２・９に取りつかなきゃならない。つまり２・２・５が終わったら、すぐ２・２・９に取りつくんだと、こういう考えで調査費を計上してやっておるわけでありまして、その調査は必ず後日、生かしていかなければならない、そういうことであります。

ちょうど高速道路のところで、うちが、畑がなくなるといって心配されて、反対されている方もあるわけでありますけれども、これは、やり方いかんによりまして、曲げて通すわけにいきませんので、いずれは直線で、替地を出すというか何なりやっていかなきゃならない、こういうことになってくると思っております。

そこで、東光寺畑と言われております２０ヘクタールの優良集団農地でありますが、これは都市計画という事業が特にない地域でございますので、でき得るものであれば、地元に意欲があれば、なるべく農地として末長く存続することが望ましいわけであります。しかしながら、そうも言っておれないだろうと思いますので、地元の、この農業に対する取り組み意欲のことと、それから都市化への日野市の先行きの進度とあわせまして、やはり農地として維持するにしても、組合施行等による区画整理手法によりまして、基本的な道でありますとか、区画街路は、むしろ、つくっておくべきではないかと、こういうことも考えられるわけでありますので、そのあたりを地元と、十分。御協議をして意向に沿うように努力をすべき大きな課題だと、このように感じております。

この四谷１８号線の隅切りというのは、まことに困った問題でありまして、何回も御指摘を受けるわけでありますが、民地なもんですから承諾なしにどうこうもできません。何か大きな

切り札を出して、やっぱり交渉しないと成功しないんではないか、というふうな感じもしておりますので、何か、いい、そういうトライを探したいもんだと、こう思っております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　道路問題については、確かに用地の買収ということが絡むわけでございまして、これにつきましては市当局といたしまして大変苦労が多いところと思いますが、これからも御努力していただきまして、市民のためにがんばっていただきたい、そんな願いでございますが、４点目の東光寺上の農地について再質問といいますか、させていただきたいと思います。

５７年に２回目の優良集団農地の指定を受けるときに、私たち関係者が集まりまして、そのときに農住構想を進めたらどうか、という話が出ました。そして、そのときに都市計画課の課長の説明を受けたことがございます。そのときには遺跡問題で行き詰まりまして、そのままになってしまったわけでございますが、関係者といたしますと、後継者を育てて農業をこれからも続けていきたいという人もございます。もう後継者がなく、農業はもうしようがないやといって、あきらめている人もございます。また、相続税を納めるんだが、どうしたもんだろうか、といって悩んでいる方もございます。人さまざまでございますが、そのときに一番問題になったのは遺跡調査のことでございます。もし、これを区画整理でもして、行うということになったらば、この遺跡調査にかかる年月は、どのくらいかかるのか、そして費用は、だれが、どうやって負担するのか。もし価値ある遺跡でもみつかった場合には、これが無制限に費用と期間がかかるのか。その場合、国なり都なりの補助はどうなんだという疑問が関係者の方に多いわけでございますので、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ごく概要的なことでお答えをしてみたいと思います。

先ほどの２・２・９に相当する現道から八王子側には、かなり住宅が張りついたわけでありますが、東側には、まだ、ほとんどないという状況ですから非常に特色的だろうと思っております。

その遺跡という問題が、幸か不幸か、この開発を抑止したということが多少あるかもしれませんが、それは、むしろ幸いをしたというふうにも考えていいわけでありまして、確かに一軒、

一軒の持ち主農家によっては、いろんな個人的なお立場があろうと思っております。相続などになりますと、もうどうにもならないという問題も出てまいりますから、その際に、どう取り組んでいくか、やはり、これは地元の意欲ということが一番もとになるべき問題でもありますので、将来に虫食いにならないように、できれば今の集団農地の性格を保ちながら、しかも将来の宅地化も可能である、と、このようなことが一番よろしいんじゃないかというふうにも思うわけでありますから、そのあたりを地元の御意見を、十分、承りつつ進めたいと思います。

それから原則論でありますが、遺跡調査は、公共事業の場合は公共側の負担でございますし、うちを建てるとか何か、私的な立場で工事を行ったりする際には、これは私費負担で、若干の補助を差し上げてお願いをすると、こういうことになるわけであります。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　はい、わかりました。

続きまして、第５点につきまして、また再質問させていただきたいと思いますが、私は、ここで、自衛隊が違憲か合憲かというようなことを申し上げるつもりはございませんが、実は８月の２５日の日に、日野市の防衛協会の役員の方から話がございまして、市ケ谷にございます陸上自衛隊の３２連隊、これは日野市の警備担当だそうですが、偵察という目的で四谷下の危険箇所を下見に来るというのでおまえも同席しろということで出席をさせていただきました。

そして、いろいろとお話を聞きましたところによりますと、不時の災害が発生したときには市長名で出動の要請があれば、いつでも出動するということですが、日野市では幸い、そのような前例が今までないようですし、消防団の訓練も行き届いておりまして万全の態勢が整っておるようでございますが、絶対にない、あってはならない災害ですが、もしもそのようなときには、市長さんは、この自衛隊の協力を要請をするのかどうか、お答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、私どもが理解しておりますこの自衛隊の存在の理由の大きな部分として、災害があるときには出動するということで、一応の説得力があるように存じております。そこで、大災害があれば、この自衛隊の出動ということも、当然、長の責任として要請ができるということも承知しておりますし、立川に、これは余計な部分ですが、防災基地として自衛隊が存続すると言われるから、一応、了承しておると、こういうことでございま

す。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　理由は、ともあれ、市民の生命、財産を守るために万全の措置を講じていただきたいと思います。

以上、お願いを申し上げまして、１２の１新町、栄町の現在の課題についてという質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１２の１、栄町、新町地区まちづくりの構想についての質問を終わります。

続きまして、１２の２、東光寺グラウンド建設についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○７番（福島盛之助君）　先日の企画財政部長の説明によりますと、浅川の滝合橋付近を掘削した土砂を運び込みまして、6,０００万の予算で東側約１万平米のところに野球場一面を建設とのことですが、大山鳴動ネズミ一匹、これでは余りにもお粗末ではないか。ことあるごとに話題になり、またスポーツ関係者、特に野球愛好家の関心を集めております東光寺グラウンドですので、その名に恥じない施設をつくるようお願いを申し上げながら、質問に入らせていただきたいと思います。

まず第１点目といたしまして、進行状況は今後どのような形で進められていくのか。

第２点目といたしましては、河川敷内にあります民地の取り扱いについてでございます。説明によりますと、新堤防が完成をしたときから旧地主さんの権利が復活するということでございますが、その取り扱いなどにつきまして御説明をいただきたいと思います。

また、将来の希望といたしまして、東光寺グラウンドに恒久的施設を整えるには、まだまだ狭いのではないか、地形から見た場合、隣接の民地がございます。これらの協力を要請する気があるのか、ないのか、それらの協力ができるならば、旧堤防であるとか廃河川が、十分、活用できるのではないかと思いますが、この点もお聞かせをいただきたいと思います。

また、第４点目といたしまして、使用開始となりますと、当然、大勢の方が参られます。まず、自動車の駐車場でございます。また更衣室、手洗い所が心配になりますが、河川敷内では、そのような建物が構築されるのかどうか、また自動車の乗り入れは、これから可能なのかどう

か、そのあたりを４点に分けてお聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長お答えをいたします。

まず第１点目の進捗状況でございますけれども、先般の議会でもお答えをしたわけでございますけれども、建設省による河道掘削の砂利の埋め立てを今年の暮れ、ないし遅くも１月の中旬ぐらいまでに上げてもらうという予定でおります。

市の方といたしましては、このグラウンドを占有するにつきましては事務的なものとして占用許可を得るわけでございます。基本的な事項については、すべて整っておりますので年内には占用許可を取りたい。で、工事発注を１月にいたしまして、３月末、整備を完了したいというふうに考えております。

それから２番目の、河川敷内の旧所有者の関係でございます。これは明治時代に多摩川がはんらんをいたしまして、そのはんらんした区域を無償で建設省が所有者から収用といいますか、河川敷に編入をしたわけでございます。河川として使用しなくなった場合、いわゆる廃河川敷になったときには、現在の法律では無償で旧地主に返すということになっております。

現在、日野市が占用しようという面積、地域でございますけれども、現地の約束半分を予定しておりまして、その中に二人の地主が入っております。この地主さんにはあらかじめ、今、了解を既に取りまして、占用許可には支障がない状況になっております。

さらに中心より西側につきましては、八王子の行政界がずっと東の方に延びてきておりまして、ここに同じく二人の地主さんがおります。この地主さんの了解を得れば、さらに拡張が可能ということでございます。今、交渉をしている際中でございます。

それから３番目の、隣接地の買収の問題でございますけれども、確かに新堤防との間の面積は非常に狭いものでございまして、現在計画しておりますグラウンドは、大人が使う場合にはソフトボール、それから子供の野球場程度というものでございます。

旧河川の堤防の問題もございますけれども、南側に成就院というお寺がございます。その間に水田が一部帯状にございますので、できれば市の方で先行取得をしたいということで、現在調査を進めている段階でございます。

4点目の、駐車場とか、あるいはクラブハウス等の建物の関係でございます。

駐車場につきましては、この日野市が占用する土地の形状が東の方が三角にとがっておるわけでございます。その部分は植栽も一部やるわけでございますけれども、一部、駐車場に使いたいということで、この件につきましては、まだ建設省と完全に詰まったわけじゃございませんけれども、そういう土地利用を現在考えております。

それから建物の関係でございますけれども、確かに立派な堤防はできましたけれども、まだ、河川という行政財産でございますので、その中に永久建築物は建設できません。したがって今回の予算には、このクラブハウス等は入っておりませんけれども、さっき申し上げました民地が買収できれば、そこにそういった附属施設を建設したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　現在のところ、この河川敷内には結局四人の方の権利者が生じたというわけですね。で、二人の地主さんは承諾をしていただいて東側に一面の野球場ができるということですが、残った二人の方は、これから交渉するということのようですが、これらは同等に扱っていただけるものでしょうか、条件といたしまして……。

お願いします。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長お答えいたします。

同等に扱うということが、具体的にどういうことか、ちょっとわかりかねますけれども、いずれにしても東が占用するところの二人の地主、それから八王子の行政区域内にある二人の地主、これは法的な内容としては全く同じでございますので、今後、最終的な土地の処分につきましては、それぞれの地主と話をするということになるわけでございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　はい、わかりました。

続きまして質問させていただきますが、現在のところでは野球場一面ということのようですが、将来的にはどのような、いわば野球場が何面とか、ゲートボール場が何面とかいうようなことが、計画があるかと思いますが、どのような計画でいられるのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長お答えいたします。

西半分の占用が可能になれば、野球場が対面、いわゆる、それぞれ二面、対しまして可能だというふうに考えております。

その他の細かい施設につきましては、まだ構想は固まっておりません。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ただいまの御説明ですと、野球場は二面をつくりたいというようなことでございますが、この一面は、少年野球専門に当てていただければありがたいと思っております。と申しますのは、少年の方たちが遠くの方へ行くということは交通問題もございますので、ぜひ、そのようなことの取り計らいをいたしていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、市民待望のグラウンドですので一日も早く立派な施設となり、市民に供せられるよう希望いたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１２の２、東光寺グラウンド建設についての質問を終わります。

続きまして１２の３、八王子処理場の進捗状況についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

○７番（福島盛之助君）　１２の３といたしまして、八王子の処理場の進捗状況についてということで質問をさせていただきたいと思いますが、ただいま質問をいたしました東光寺グラウンドとは谷地川の排水路を挟んで向こう側の地でございまして、たしか昭和４５年ごろだったかと思いますが、カドミウム公害が騒がれたことがございます。そのときにカドミウムの工場団地が建設をされるということで、私たち日野市の農業団体が反対運動を起こした因縁の場所でもございますが、近代設備といっても多摩平の処理場を見るにつけまして、風向きによっては多少の影響が出るのではないか、私たちは利用できずに、においだけはかがしていただくという、まことにありがたくない話でございますが、日野市でも日野台、栄町、新町の一部が恩恵にあずかるということですので、別に反対というわけではございませんが、知る権利としてその進行状況を御説明をいただきたいと思います。

なお、その建設場所には日野分の土地があるのか、ないのか、もしあるとしたら、東光寺グ

ラウンドの敷地の交渉などに、ある程度役に立つんではないか、そのようなことを御説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　下水道課長でございます。

お答えいたします。

八王子処理場の進捗状況でございますが、現在、東京都におきまして処理場用地の買収が進められておりまして、第一系列の工事用地は、ほぼ確保されているんではないかというふうに考えております。６０年度末で約７ヘクタールほど買収いたしまして、本年度さらに買収を進めまして、大体、第一系列の関係する用地については確保できるということでございます。

したがいまして、本年度は処理場施設の基本計画、基本設計、あるいは一部の実施設計に入れるんではないか、というような、現在東京都のスケジュールでございます。

なお、処理場の稼働時期につきましては、昭和６６年度中ということを予定しておりまして、浅川の処理場の稼働時期と大体同一時期になるんではないかというふうに予定されております。

それから、今、御指摘のありました臭気公害等でございますけれども、現在の技術、あるいは現在の施設におきましては、全く、そのような心配はないというような説明を常日ごろ聞いておりますので、御心配はないんじゃないかというふうに考えます。

それから、八王子処理場の予定地内に日野市の土地があるかという御質問でございますが、十分、把握しておりませんけれども、日野市の個人の方の土地は、ないんではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

ただいま御説明をいただきましたように、設計の技術的にも最近では向上いたしておると思いますので、立派な施設とは思いますが、ソ連の原子炉のように重大な欠陥がなきにしもあらずだと思うんです。行政の管轄外とは思いますが、十分チェックをしていただきまして、万々迷惑のないよう希望をいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。

本当にありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって１２の３、八王子処理場の進捗状況についての質問を終わります。

お諮りいたします。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時３４分休憩

午後３時　０分再開

○副議長（中山基昭君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１３の１、乳児医療無料対象年齢を４才児まで引き上げよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（鈴木美奈子君）　　それでは、ただいまから一般質問を行います。

最初に、乳児医療無料対象年齢を４才児まで引き上げよ、このことについての質問を行います。

この質問を取り上げましたのは、私が初めて議会に出していただいた２年目の１２月議会でございました。４６年の１２月に医療費の無料化を取り上げて、その当時、いろいろと婦人の団体からも赤ちゃんの医療費が大変かかり過ぎるので無料にしてほしい、という、こういう運動が全国でも起きましたし、東京都内でも起き、またこの日野市でも、この運動がかなり積極的に展開されました。

そういうことを受けて、私も一般質問で取り上げたわけでございますが、このときでも２歳と４歳と６歳のお子さんを持っていらっしゃるお母さんからのいろんな御意見を聞いたときには、ぜんそくや扁桃腺やおたふく風邪など病気になった場合には、6,０００円から１万円かかるという、こういう状況でございました。

そういう中で、当時は保守の市長さんでございましたが、こういう要求を受けて４７年の１２月２３日の定例議会の中で、この条例がつくられて、４８年の１月１日からこれが実施されました。

そして、それを引き継ぐのが森田喜美男市長でございます。３カ月後の４月から森田革新市

政が誕生いたしまして、このとき、いろいろとあったようでございます。しかし、医師会も協力いたしまして、現在までこのゼロ歳児の医療費の無料化が進められており、この先進に学ぶ自治体も次々と生まれているわけでございますが、まだまだ数が少ない。この三多摩でも府中、清瀬、そして最近、多摩市でゼロ歳児の医療費が無料化になりました。

私は、そういう意味で、ぜひ、今の問題の中では、赤ちゃんの医療費、これを４歳まで年齢を引き上げて、お年寄りの医療費の無料化、そしてまた、保健制度の改悪など、お年寄りに対しては、いろいろと運動もあり、また施策の前進もあるわけでございますが、日野市の中でも次の時代を担う、こういう幼い子供たちの命を大切にする今の政府の中での、いろいろと公害や、あるいはまた薬禍の問題、あるいはまた食品公害、こういう中で、ぜひ私は４歳までの医療費の無料化を進めていただきたい。そういう意味で質問を取り上げたわけでございます。

児童憲章にも「すべての児童の幸福を図るためにこの憲章を定める」とあり、そして１２項の中の１番目には「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活が保障される」このようになっているわけでございます。

しかし、今の子供たちを取り巻く命と健康の問題を考えてみますと、本当に大丈夫なのかなという、そういう気持ちがいろんなところで出てまいります。緑、太陽、栄養のある食べ物、こういうことによって本当に子供たちが健やかに成長してほしいと、こう思うわけですが、食品添加物の多い食べ物もふえておりますし、あるいはまた、小児がんが非常にふえて、この小児がんの死亡率も非常に高くなってきております。あるいはまた空気の汚染、これによって子供たちのアレルギーぜんそく、こういうものもふえてきているわけでございます。

そういう中で、ぜひ私は、お金だけの問題ではなくて、本当にこれからの子供たちの成長の上では、ぜひとも医療費の無料化を４歳までやっていくことが必要だと思います。

よく、北の沢内村では老人医療の無料化が取り上げられ、この前進市の知を学ぶ、こういうところが多いわけです。そして南の方では長崎の香焼町で、ここでも大独占の三菱と対抗しながら子供たちの福祉の問題、お年寄り、こういうさまざまな問題を取り上げ、そして全国一の福祉の町として、特に医療費の問題では４歳まで、香焼町では実施しております。

私は、ぜひ、この子供たちの命の問題、そしてまた、事前に障害を取り除くことができる、そういう意味ではお金を、市の財政、こういうものから少しは出してもいいんではないかというふうに思います。

そういう意味で回答をお願いする次第です。

まず、一問目はよろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

それでは、乳児医療無料化の対象年齢を４歳まで引き上げろということでの御質問でございますので、お答えいたします。

乳児医療費の助成につきましては、都下２６市中４市、日野と府中と清瀬と多摩市が実施しているところでございます。

日野市におきましては、先ほど御指摘にありましたように、昭和４７年１２月に日野市乳児医療助成に関する条例が制定されまして、昭和４８年１月１日から施行しております。

昭和６０年度の医療費助成状況でございますけれども、昭和６１年１月１日現在のゼロ歳児数、1,８２４人に対しまして、８1.8％のお母さん方が、1,４９２人登録申請して、受診件数は8,９７６件、その助成総額は1,７０３万9,３２７円ということでございます。月平均１件当たりに直しますと、1,８９８円という状況でございます。

さらに最近は、各健康保険組合では厚生省の行政指導によりまして、昭和６０年度中に自己負担からの控除額を約1,０００円引き上げております。そのために昭和６１年度からの医療費助成額が１件当たり約1,０００円の増加になってきておる状況でございます。

対象年齢を４歳まで引き上げた場合の医療費の助成額を昭和６０年度の助成状況で試算いたしますと、昭和６１年度１月１日現在の１歳から４歳までの幼児数が7,５４８人になりますので、登録申請者数は6,１７４人ということで推計されます。その受診件数は３万7,１４０件、助成額にいたしますと1,０００円加算した額で計算いたしまして１億７００万円と推定されるものでございます。

対象年齢の４歳引き上げにつきましては、御質問の内容についていろいろな状況もあると思いますけれども、厳しい財政状況から一挙に実施することは困難かと思います。

今後につきましては、財政状況、また先ほど先進例も申されましたけれども、他市の動向等も十分に注意しながら検討を続けていきたいと考えております。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　ただいま部長の方から、財源的な試算も報告されました。

この乳児医療の助成状況では、資格登録者が1,４９２人、そしてゼロ歳が1,８２４人ということで、まだ資格登録してないということは健康だからしてないのか、その辺はどうなんでしょう。

それから、これをやる場合には医師会の協力がなければ実現できないわけですけれども、医師会との――初めて、私が今回、４歳までということで出しましたので、医師会との協議、こういうことで市としても検討を開始していきたいという方向が、もし出されていけば医師会との話し合いを進めていかれるかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　福祉部長でございます。お答えいたします。

未申請者が約２０％ございますけれども、この内容については調べたことはございませんから、はっきりわかりませんけれども、その必要のないという状況が多いのではないかというぐあいに考えられます。かなり、この問題については普及しておりますので、そういう状況ではないかと推測されるわけでございます。

また、これを実施する際には日野医師会の協力なしにはできませんので、現在、何年間かの実績を積んでこられましたのも日野医師会の御協力のたまものだ、というぐあいに考えておりますし、今後とも制度を改めるというような状況になりました場合には、当然、医師会の御理解と御協力がないことにはできないというぐあいなものであろう、というぐあいに考えられます。

○副議長（中山基昭君）　　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　　再質問いたします。

最近は、医療費、医療の問題では非常に保健事業が進みまして、新生児の死亡率も非常に少なくなってきております。１９６１年の出生総数で１５８万9,３７２人生まれたときに、死亡総数が２万6,２５５人、それが１９８２年になりますと、約１５１万5,０００人近い方が生まれましたが、死亡率が6,４２５人ということで、これは、いろいろと私どもも、例えば大津に行って大津方式の医療の問題を検討してまいりましたけれども、妊娠したときの母体のことが、やはり前にさかのぼって、これは必要になるのではないかというふうに思います。

そういう意味で、死亡率は少なくなってきておりますけれども、いろんな調査によりますと、例えば小児がんで亡くなる割合が非常に最近多くなって、ゼロ歳から４歳までの小児がんの死

亡率が１９６０年には3.4％であったものが、１９７５年には8.6％、もうことしは８１年ですからもっとふえているんではないかというふうに思います。

ですから、小さなうちから本当に予防対策として医療の問題を重視していく必要があるのではないかと思います。

先ほど部長の方では、一挙にこれをやっていくことは困難な状況があるというふうに言われました。１億７００万という金額ですから一挙には大変かなあと思いますけれども、これからの未来の子供たちを、この日野市の中で育てていくためには、私は財源の生み出し方もあるのではないか、というふうに思います。

そういう点で、もし一挙が無理なら１年ごと、１歳ずつ加算していく、そういう形で４歳まで近づけていく、こういうことも必要ではないかと思いますが、その辺についての御回答をもう一度お願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　当然、引き上げるということになります場合には、いろんなやり方があろうかと思いますけれども、その辺の状況につきましても、今後、十分検討していく必要があるかというぐあいに考えます。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　私は、ゼロ歳から４歳までの医療費の無料化と、それから同時に子供たち、今までのゼロ歳から４歳までの子供の健診、このことも重要なひとつの仕事ではないかというふうに思います。

特に１歳半というのは、赤ちゃんからちょうど幼児にかかるという一番大事な時期であり、このときに障害が発見される、このことがいろんな事例で出されております。

練馬区ではこのことが、もう既にされておりますし、あるいはまた私どもも議員団が調査に行きました、大津の医療では全国から、健診の、この問題では先進の市ということで調査に行っておりますけれども、私はそういう意味で、ぜひ１歳半の健診も日野市の中で行っていただきたい。

そういうことについて御回答をお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　現在日野市では、生後１２カ月の乳児の健康診査を

行っております。この時期は身体とか、あるいは精神面に著しい発達の後が見られる時期でありまして、今後の発育に大きく影響をしてくる、そういう時期を選んで健康診査をしているわけでございますけれども、よその市では1歳半の時期に区切ってやっている例が非常に多くなっております。

日野市の場合は12カ月でございますけれども、これをよその市並みに1歳半にするかどうか、今後の課題として研究をさせていただきます。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、今までの質問に対しまして、やはり最終的には市長の御決意が必要だと思います。医師会との協力のもとで、ここ14年間もゼロ歳の医療費を無料化に進めてまいりましたが、ぜひ4歳まで引き上げる、このことについての多くのお母さんたちの期待もあるわけです。そしてまた、革新自治体として、ぜひ―― 多くの先進市から日野市へ調査に来るものもあるわけですから、市長の、もし一挙に、困難な状況とか、さまざまな問題がありますけれども、医療費の増加の年齢別既往度というのが、今、資料としてございますけれども、お年寄りの70歳以上の方たちの医療費の増加率は非常に高くなってきております。

例えば、総数100にした場合には、お年寄りの皆さんは46.8％、しかしゼロ歳から14歳までは5.1ということで増加率も3.5％で、それほど医療費の増加は全国的に見てもふえていないわけです。

お年寄りの皆さんの、本当に長生きしてほしいという、そういうところから医療費の無料化運動もあるし、あるいはまた、日野市の中でもお年寄りの施策も前進してきておりますけれども、私はやはり、これは、お年寄りだけではなくて、やはり子供にも平等にやるべきだというふうに考えますので、その辺について市長の方から御回答をお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一人ひとりの生涯の健康、つまり乳幼児から長寿社会の高齢に至るまで、健康で日々を過ごし、成長し社会に伍していくということは、個人にとっても、あるいは社会にとっても極めて重要であることは申すまでもありません。

この社会保障の制度として、医療と保健行政が完成するということは望ましいことでありますし、医療の無料化といわれる個人負担なしにいつでも医療の恩恵に浴し得るという状態をつ

くり出すことは理想だというふうに思っております。

そこで、かつては、この老人医療の無料化と言われる施策が国においても行われることになっていましたが、最近、老健法の改正によって一部個人負担ということが、また、大きな歯どめをつくっております。

幼児の場合、４８年から日野市が実施しております乳幼児の申告制と申しましょうか、医療費の無料化に近い政策をとられております。医師会、あるいは小児科の先生方とも、時々、意見を聞くわけでありますが、ゼロ歳児期間というのは、いわゆる授乳をしておる期間でありますので、割合に病気というのは少ないんだというふうに聞いております。そして、一生懸命にお母さんが愛情のすべてを込めて管理をされる時期でもありますので、割合病気は少ないといいますか、無料化施策というのがどういう位置になるかということに、時々、意見はあります。もう少し年齢層を上げた時期が、かえって効果的ではないかというふうな意見も聞かないわけではありません。

老人の側から、つまり高齢者の方から福祉施策として医療行政をなるべく充実させていく方法と、それから幼児という、また人生のスタートの側から、今、社会保障が両方に、だんだん年齢層を広げて、そして、できうべくは一生涯が医療費ということについては個人負担は直接には、ないんだというふうなことも理想としては――理想というよりはむしろ、目指すべき社会保障であり、また福祉の根幹でなければならない。このことは絶えず、私どもも感じております。

今、御提案のように、日野市で既に行っております乳幼児の父母負担の軽減ということになるわけでありますが、そのことをなお、年齢を上げて拡大をするということには、多少検討を要する問題があろうと思っております。医師会の御意見も聞かなきゃなりませんし、財政のこともまた、考えなければなりません。どちらかといえば、今すぐどちらを取るかと言われれば、私は老人施策の方に視点を向けたいと、こんなふうにも思うわけであります。

そこで、せっかくの提案でもございますので、地域保健協議会という医師会の参加された医療行政を検討していただく機関がございますので、そういう機関にも意見を問うて、御提言もいただくような努力をしてみたい、このように、今、思っております。

子供が健やかに育つということは、だれしも論を挟む余地はないわけでありますし、また世代としては、若い、子供を育てる時期には、あるいは低所得だという事情もあるかもしれませ

ん。したがって、老人サイドの無料化に努力をする、あるいは詰めていく、このことと比較すべきではないかもしれませんが、国の施策も必ずしもそういう方向に向いていないわけであります。その中で日野市が、何がなし得るかというところを十分見きわめて努力をするということでお答えにしておきたいと思っております。

お誕生健診よりも1歳半健診の方が子供の健康管理には、より適切であるという意見は一般的には聞いております。しかし、制度として既にある面もございますので、健診の機会はなるべく頻繁がいいかもしれません。そのあたりも、やはり検討する課題だと思っております。

なお、保健行政といたしましては、予防でありますとか、それに対します法律に準拠するものもありますし、それから市が施策として行うものもあるわけでありますが、できるだけ予防注射等受けない人がないような、そういう施策が、まず前段としても大切だと思いますので、生活保健センターができます際には、集団的にいろいろな健康行政を行い得るということを大きく期待もいたしております。

そのような中で、幼児の医療の問題もできるだけ効果の上がる方法で取り組むべき課題であると、このように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ただいま市長の方から今後のことについて前向きな答弁がございました。これから、この事業をやるには財政的な問題、あるいは、また、医師会の協力がなければ、これは決して実現できるものではありませんので、医師会との協力も必要です。そして、また、地域保健協議会の中で、この問題を、先ほど行われました老人医療の無料化について答申も出しましたけれども、それと同じような方向で出していく、こういう考えも示されました。

また、1歳児健診についても生活保健相談センターが開所するときには、一応、検討する、こういう回答もあったわけでございます。私も、お年寄りの皆さんの方が日野市の中では最優先という形で、それも必要だと思いますし、なるべくだったら、大変な財政状況の中で、国の方がいろいろと行革、行革ということで補助金もカットしていく中では、自治体として、やりたくてもできない、そういう点もよくわかっております。

そういう中でも、ぜひ、日野市の、この革新市政に学ぼうということで、多くの自治体のぜ

ロ歳の医療費の運動も始まっておりますので、ぜひ、私が提案いたしました４歳までの医療費の無料化についても、ぜひ実現していただきますようお願いを申し上げまして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１３の１、乳児医療無料対象年齢を４歳児まで引き上げよの質問を終わります。

続きまして１３の２、老人アパート制度の実施についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○２０番（鈴木美奈子君）　引き続きまして、老人アパート制度の実施について質問を行います。

この質問も、私もしつこいと、先ほどどなたかの議員もやりましたけれども、３回目でございます。やはり実現するまで議会の中で質問を繰り返すのは、やっぱり議員の仕事だと思いますので、ぜひとも私の質問に前向きの御回答をよろしくお願いを申し上げます。

昨日は敬老の日でございました。お年寄りの皆さんが本当に安心して敬老の日を迎えられたかと思いますけれども、1,２００万人、日本中のお年寄りの皆さん、そしてまた、日野市でも先般、市議会の皆さんも御出席になってお祝いをいたしましたが、私は本当に今の――また中曽根さんの批判になりますけれども、お年寄りが安心して暮らせる、こういう社会をつくるためにも、お年寄りの皆さんが安心して過ごせるためにも、私は、これからのお年寄りの皆さんの問題では医療の問題、そして年金、仕事、福祉、住宅、こういうことが必要だと思います。

既に、もう何回も質問を行っておりますので、前置きはこの辺にいたしまして、５３年の１回目、このときの質問では初めてこれを提案いたしましたので、検討を要するということでございました。５９年の２回目の質問では、ある程度、市営住宅を建てたときには、ということで、前向きの答弁がございましたが、ぜひ、３回目の質問でございますので、市の方でも老人アパート、田無や中野区で行っております、住宅を市が借り上げて行う、こういうアパート制度の実施をぜひとも、私は、やっていただきたい、そういうことで質問を行います。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

それでは、老人アパート制度についての御質問にお答えいたします。

まず、東京都におきましては老人のための住宅事業といたしまして、老人向け都営住宅、また老人室つきの都営住宅の供給等を行っておりますけれども、まだその辺のところも不十分だということでございますので、また、それについての御要望もいろいろと生まれてきているという状況でございます。

一方、老人人口の増大ということで、当然、その中におきますひとり暮らし老人の数も急速に増加しつつあります。特にひとり暮らし老人につきましては、最近、東京都の６０年度老人生活実態調査にありますように、持ち家率が低い。４３％ということでございますけれども、圧倒的に７０歳以上の女の方が多い。また、低所得ということからして、老人アパートのあっせん、または紹介等が必要だろうというぐあいに考えております。

また、その生活向上が新しい行政課題といたしまして、本格的にクローズアップされてきております。

当市がさきに実施いたしました老人給食事業は、食の面からの接近でございますけれども、住の方もまた、極めて重大な課題だと認識しております。

都内では、比較的早く老齢化が進んだ２３区において独自の住宅政策が進められておりますし、また、その中では七つの区で老人アパートへの提供事業、また七つの区でアパートのあっせん事業等が行われております。

また、市部ではアパートの提供事業が２市、住宅金融制度のあっせんが当市を含めまして6市という状況でございます。

現在、幾つかの自治体で実施しておりますアパート事業には、あっせんの事業と、それから提供する事業と二つございます。あっせんと申しますのは、民間アパートにあっせんをいたしまして権利金などの入居時の費用を助成するというものでございます。提供と申しますのは、民間住宅を借り上げまして対象者に提供するものでございます。

提供事業といたしましては、先ほど御指摘にありましたように目黒区、中野区のように民間人にアパートを建築してもらって、それぞれの自治体が住宅の価格を所得に応じて何段階かのランクを定めて、そして入居させるという方法でございます。既存のアパートを借り上げて一定の家賃で貸すということでございます。

今後、当市もひとり暮らし老人の対応と、こういう問題の中での老人アパートの問題、これは取り組まなければならない課題であると考えておりますし、他の自治体の経験を参考にしつ

つ、独自のアパート事業を早期に開設するつもりでございます。また、住宅資金融資等も含めまして、住宅制度全体を向上させる必要があろうと考えております。

また、市営住宅建てかえの際の老人向け住宅、ケアつき住宅等の建設も当然考えながら、また、あわせて老人向けの都営住宅の充実等、東京都、国等へ働きかけを強めていきたいというぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　　市営住宅を建てかえるときには検討するということでございましたが、これから市営住宅の建てかえが次々と行われるようでございますので、その場合には何戸分ぐらいお年寄りに対しての住宅として提供するのか、そのお考えをお願いしたいと思います。

それから、住宅のある方にお年寄りの一間を建て増しをするということで、市の方でもお金の貸付が行われておりますけれども、そういう方たちは、失礼ですけれども大変恵まれている方で、全く身寄りがなくて一人で暮らしていかなければならない、そういう方に対してのアパート制度ということで、私はいろいろと質問を行っておりますので、この市営住宅は大体いつごろ取り組んで、いつごろこれが入れるようになるのか……。まだ、これから建てるわけですから、まだ、はっきりと回答は難しいかもしれませんけれども、一応の目安として御検討しているところがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは総務部長の方からお答え申し上げます。

市営住宅につきましては、過日、６月のときにも鈴木議員さんから御指摘もありました。そうした中で御報告申し上げたわけでございますが、市営住宅建てかえで向川原を最初にしておりますが、その後につきまして徐々にやっていくわけですが、向川原市営住宅の建てかえにつきましては、最後の年、63年だと思います。このときに第二種の住宅を６４戸建てる予定でございます。その中に、今、計画では老人向け住宅といたしまして４戸を設定しております。

しかし、その内容につきましては、この前の議員さんの方からの、いろいろの身障者の場合もありましたので、御意見とか、そういうものがあるということでございますので、福祉部あるいは建設の設計の方と総務部と三者で打ち合わせをしまして、よりよいものをつくっていきたい。法に適した中での検討をさせてもらいたいというふうに思っております。

現在の時点での計画は、そういうことでございます。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　それでは田無の例を紹介したいと思いますが、田無の婦人の議員からも私がこの質問を行っているということで、ぜひ、日野市の方でもやったら本当に喜ばれますよというお話を、この間やったわけですけれども、田無では６０年の６月から竣工いたしまして、広報での申し込みに第１回目は２０名も申し込みがあったそうです。

それで、今、二棟目をやっているそうでございますけれども、１９名が女性で、男の方が１人、最高年齢が７９歳で最年少者が６５歳ということで、やはり御婦人の方が、一人で暮らしていらっしゃる方が多いということが、先ほどの福祉部長の東京都の統計の中でも女の方が一人が多いという、こういうことがありましたけれども、ここでもやはり、田無でも同じような状況が見られるわけです。

そして防火対策用備品として、いろいろと電気のカーペットだとか、電気湯沸かし器とか、やはり火事に対する問題でこういう電気のものが使用されております。

そして家賃としては、月額、生活保護世帯では３万1,２００円、前年度の収入が生活保護基準の1.5倍というときには３万3,０００円、1.8倍になるときは３万5.０００円ということで、入居の条件が、「現在居住の住まいの立ち退きを要求されている、または現在住んでいる家屋が保安上著しく保健衛生上劣悪な状況にあるときには入ることができる」ということで、「市内に住んでいる６５歳以上の市議会議員の選挙権を有する者」というふうに規定されております。また、「独立して日常生活を営むことができて、自炊や身辺の処理が可能であること、前年度の収入が生活基準の1.8倍以内である者」ということで、これが決められますと誓約書にサインをして、市長あてに出すわけです。

私は、ぜひ、先般の質問の中でも、市営住宅でやりますという回答があったわけですけれども、市営住宅が建てられるまでに、まだ実現するまでに２年近い年月の中では、ぜひ、日野市でもっと積極的にお年寄りの皆さんの要求にかなう、こういう老人アパート制度を実施していくどこに困難さがあるのかなというふうに思うわけですけれども、市営住宅や東京都だけに頼るのではなくて、本当に中野や田無のように、民間の、こういうところから借り上げる、あるいはまた、建てさせて、そこを市が借りかえる、こういうことでぜひ、やってほしいと思うわけですけれども、その本当のネックはどこにあるのか、もう一回お聞かせいただきたいと思い

ます。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　何ゆえに遅いかという御質問でございますけれども、その辺の問題につきましては、合法的な老人福祉施策の中でのひとつとしてとらえているということでございますし、今後、緊急にやらなきゃならないものからやっていかなきゃならんということでございますし、特段にここがネックだということがあるわけではございませんが、しかしながら財政的な問題も当然ございますし、また、それなりに職員の態勢の問題もございますし、今後、十分に努力してやっていきたいというぐあいに考えているところでございます。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　それでは、市長から答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自立した老人年齢の方に対するあっせんとか提供とかいうことでありますならば、比較的はっきりしているわけですが、ひとり住まいということは伴う問題としていろいろと、その上のまた配慮が必要だと思います。したがって老人ホーム的なことに結局、帰するかなというふうにも思いますし、いや、そうではない、もっと手前の問題だというふうにも考えられるわけでありまして、申しわけないといえば申しわけないんですが、福祉部の方から、その実態調査を果たしてやっているのかどうか、どれだけ住宅が求められているかということすら、私は、まだ正確な認識は持ち得ておりません。大変申しわけないんですが、そのあたりからもう一遍勉強して、そして一番的確に求められるところは何であるか、というところを明らかにして、老人ホームであるのか、民間のあっせんのようなことで足りるのか、こういうことをひとつ、しっかりと、もう一遍勉強してみなければならないと、このように感じております。

ひとり暮らしの老人を、ただアパートの世話をすればいいということではないはずでありますし、もっとつっ込んだ周辺の問題とあわせて一人がいいのか、二人がいいのか、市営住宅に三世帯でも一緒にお住まいさせることができるのか、ちょっと、そのあたりもまだ明確でございません。もう一遍正確な課題として取り組んでみて、一定の可能性を追求していくということが、今の福祉施策の前提ではなかろうかと、こんなふうに思っております。

今までの質問で、その必要性ということは十分唱えられておると思っておりますけれども、

実態調査というものがなければ、これまた、日野市の施策に果たして合うのかどうなのか、他市の例だけでは、また、済まされない面もあると、こんなふうにも思っております。

したがって結論といたしましては、実態調査を明らかにして、何が求められているか、何が住宅として不足であるのかということを具体的にやってみたいと、こう思っております。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○２０番（鈴木美奈子君）　答弁ありがとうございました。

お年寄りの皆さんの実態調査を何年か前に１回やっておりますけれども、最近また、もう２年ほどたっていると思いますので、ぜひ、そのことも調査していただいて、特に日野市――私も先日は、お年寄りのお宅をお尋ねしましたときに、多摩から日野市に移ってきたということで、日野市はお年寄りの施策が前進しているので、とてもうれしい、ということを本人から言われました。それくらい、大変、お年寄りに対する施策は前進しているわけであります。

そして、また、先般行われました給食サービスも、とても、これも喜ばれております。私も、これは本当に、議会でも一般質問を通じて行って、これも喜ばれている施策ですけれども、ぜひ、私は、実態調査、先ほどからちょっと強い言葉を言いましたけれども、やはり、お年寄りの皆さんが、この戦後の日本、戦前からもそうですけれども、長い人生を過ごされて、老後を、この日野の革新市政のもとで安らかに本当に安心して送っていただく、そのためにも、お食事ももちろん大事ですけれども、住宅が一番大事だと思うんです。

老人ホームの必要さも言われております。しかし、またひとりで住みたいという、こういうお年寄りもいらっしゃるわけですから、ぜひ、私は、今の市長の答弁を受けまして、市全体で、このお年寄りの問題、特に住宅の問題について積極的に、前向きな検討がされますように要望いたしまして質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１３の２、老人アパート制度の実施についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前１０時から開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時４９分散会

9月17日　水曜日　（第6日）

昭和61年
第3回定例会

日野市議会会議録　（第30号）

9月17日　水曜日　（第6日）

出席議員（29名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
5番	山口達夫　君	6番	天野輝男　君
7番	福島盛之助　君	8番	福島敏雄　君
9番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簇野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員（1名）

28番　名古屋史郎　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	都市計画課長	平井忠君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君	書記	富樫和美君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和61年9月17日(水)

午前10時開議

日程第1　一般質問

(緊急質問)

追加日程第1　大坂上中学の広島行き修学旅行に問題はないか

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1

午前１１時９分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２９名であります。

お諮りいたします。大坂上中学の広島行き修学旅行に問題はないかの件につき、馬場弘融君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、馬場弘融君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

馬場弘融君の発言を許します。

〔１５番議員登壇〕

○１５番（馬場弘融君）　一般質問の予定があったにもかかわらず、議長初め皆さんの御配慮をいただきまして、冒頭に私の緊急質問をする場を与えていただきましたことを、まず感謝を申し上げたいと思います。

大坂上中学が、この２１日から２３日までの行程で、広島を含む修学旅行を実施するということでございまして、実は、大坂上中学の父母の方々が、この修学旅行そのものの、果たしてこれでいいのかということ、さらには、この修学旅行に至るまでの、昨年の秋ぐらいですか、かなり前からかもしれませんけれども、大坂上中学の、今の3年生が2年生であったころからの、いろいろの事前の準備の教育が行われており、その内容が、いわゆる平和教育という名前を打っているけれども、公の義務教育機関が行う教育としては、かなり偏向しているのではないか、こういう点で非常に問題がある、ということを私伺いまして、それをもとに今回の緊急質問に取り上げたという次第でございます。

初めにちょっと、大坂上中学校の正常化を願う父母の会というものが先般配りました「父母の皆様に訴えます」という文書を、これ、非常に内容が的確に把握してあるようなものでございますので、全部読んでみたいと思うんです。

「大坂上中学の左翼偏向教育をやめさせることができるのはＰＴＡの皆様です」と、これが冒頭に書いてあるわけです。

日ごろ大坂上中学から配布される各種のビラを見て、何かおかしいなと感じておられた方も

多いと思います。昨年までの修学旅行の行き先は京都と奈良でした。それが、今年は生徒、父母に全く相談もなく奈良が広島に変えられました。

そして今、９月２１日の出発を前に３年生に対し、各種の「反核反戦」に名をかりた共産主義教育が、集中的に施されています。音楽の教科書にない「原爆許すまじ」の歌まで歌わせているのです。さらに、共産党関係の講師による講演会を開き、その感想文を生徒に書かせ、それを「学年だより」に載せ、一面的な政治思想のおしつけをはかっています。その中からは、講演内容に反対であったり、疑問を呈するものを除外しています。そして、３年生の家庭には、日教組、共産党関係のビラや署名用紙が配布されています。さらに、先日の修学旅行説明会では、原爆に関する８ミリ映画……（これは、実態はビデオかと思いますけれども）を父母に見せています。

このような教師の立場を悪用し、ＰＴＡ会長が共産党員であることを利用し、内申書を少しでもよく書いてもらいたいと願う、父母の弱みにつけ込んだ偏向教育を一日も早くやめさせ、正常で良識ある中学校教育に戻す必要があります。

こういう文章なんです。最後に「子供たちが危ない。将来の日本が危ない」「広島・修学旅行に反対しよう」最後に「日野市教育委員会と学校に抗議の電話を」こういう形になっているわけです。（発言する者あり）

この文書を読みまして、私、実は、ただ憶測だけで、こういう場で発言をするのはよくないということで、実際大坂上中学に子供さんを通わせている親御さんの方々にお会いをしました。たまたまお祭りがあって、なかなか忙しかったんですけれども、じっくりお話をいたしまして、その方々からいろんな資料を見せていただいたんです。その中で、今回の質問に関係がありそうだなと思うものだけ、大変部数が多いんですけれども、たくさんコピーをしてまいりました。それをもとに、いかに今回の修学旅行に問題があるか、その事前の教育、準備教育に問題があるかということを皆さんにお訴え申し上げ、さらには理事者、特に教育長並びに市長の、このことに対するお考えを伺いたいし、できれば今回の修学旅行をやめさせたい。最大限でも譲っても、内容についてもう少し公平な内容に変えてもらいたい、こういう要望を持っているところでございます。

それで、実態です。現在の市内の中学校が八つありますけれども、これが、修学旅行をどういうふうに実施をしているかということを、現状をまず私は調べました。大坂上中学を除きま

すと、すべてが京都・奈良、あるいは関西に行っているわけであります。さらに過去の例も少し調べてみますと、四中と七生中ですか――が、数年前に、それぞれ1回だけ広島を含む修学旅行を実施したことがある、これが実情なんです。いずれにしても、大坂上中学は今回初めて京都・奈良から、広島を含む広島・京都という日程の修学旅行を組んでいると、こういう実態でございます。

それで、次に今回の修学旅行の内容に、もう少し触れてみたいと思うんですが、生徒に配られた修学旅行のしおりといいますか、これを私見せてもらいましたので、コピーをしてきたんですが、この内容を見ますと、日程が、京都に1泊、広島に2泊なんです。京都は、大体これまでに恐らく行われたような、いわゆる歴史名跡といいますか、そういうところを見るということになりまして、その2日間の広島の日程なんですが、Aチーム、Bチーム二つに別れるんで多少前後する場面はありますが、一つのグループだけをずっと内容を追ってみますと、広島に着くのが朝の11時ごろなんです。2日目といいますか、11時ごろ着くんです。その後、中国新聞社というところへ行きまして、講演を聞くというんです。それから、お昼を平和公園で食べまして、午後からは碑めぐりです。被爆者の方々の案内で各種の碑をめぐって歩くと、こういうことです。さらに、資料館を見学をすると。その後、夕食ですね、夕食、入浴と。で夜がまだあるんです。夜7時半に、食事が全部終わって、夕食後7時半に出発をいたしまして、原爆のドーム前でも講話があります。それで、その講話を聞いてから、9時ごろ帰ってきて点呼と、それで就寝と、広島での1日目は、こういうことになっている。

最終日です――3日目ですが、これは、朝6時に起きまして、食事等を済ませた後、7時40分から8時20分までの間、慰霊祭に行くと、こういうことになっているんです。どういう内容の慰霊祭か私わかりませんが、それが終わって初めて8時半から広島を出る11時前、10時半ぐらいまでになりましょうか、約2時間ようやく、いわゆる市内見学なんです。この中にも、原爆関係の施設のあるところが2カ所ございまして、ほとんど広島を見るといっても、原爆に関連をする広島を見るのであって、私ども冷静な立場で広島といいますと、例えば安芸の宮島がある。あと、広島はカキの養殖が有名であるとか、いろいろ歴史的に、あるいは産業的に見るべき素材がたくさんあると思うのですけれども、全く原爆の問題だけということになっているわけです。こういう内容であります。これが今回の修学旅行の実態です。

さらに、初めにも申し上げましたけれども、もう一つ言い忘れました。子供たちにこういう

── これはコピーですから色がついていませんけれども「ヒロシマへの旅 ── 平和学習のしおり」というのと、さらに、これの副読本として「ひろしま ── 今日の核時代を生きる」と、こういう小冊子も配られているようであります。

この内容も、ちょっと触れておきたいんですが、広島への旅というんですから、今私が申し上げましたように、もう少し地理的な問題、産業的な問題、いろんな問題を教えてあげるのが、中学生に対する適切な指導だと私は思うんです、一切入っておりません。これには、まさに爆心地とその付近、原爆資料館と記念館の見学、平和公園内の碑を訪ねて、原爆病院のお見舞い、広島への旅を終えてと、こういうふうなことで、結局原爆だけの広島への旅ということが、これでもはっきりわかるんです。さらに、この副読本を見ますと、この「ひろしま…」というやつですね。これをじっくり私も読んできたんですが、この内容が、端的に申し上げて左寄りということなんです。つまり、ソ連に対するよくないぞということは全く書いてありません、この中には。全く書いてない。そして、アメリカとか日本は悪かったぞということが随分書いてあるんです。日本悪かったんだよということがたくさん書いてあります。（発言する者あり）

内容を、ちょっと各章だけを挙げてみますと、広島と１５年戦争、今日の核兵器と日本、戦争の歴史と核兵器、広島の子供たち、原爆裁判と被爆者問題、こういう内容なんですけれども、ちょっと拾い読みしてみます、どういうところがちょっと変かということで、例えばソ連に対していかに好意的かということ、こういう文章があるんです。「第１次世界大戦が終わる１年前の１９１７年１０月、地主や資本家を倒して、労働者や農民などが政治をしていく、世界では初めての社会主義国＝ソ連が生まれました」こういう書き方、この書き方だけを見ましても、かなり好意的だなあという感じがするわけですけれども、それから、「第２次大戦中、ソ連のたびたびの頼みにもかかわらず、アメリカ、イギリスは、本気でドイツ軍と戦おうとはしませんでした」と、こういうようなことも書いてある。さらに、中国のことについては「当時の中国には、ソ連と同じように、大地主や資本家の支配を断ち切って、農民や労働者などを中心とした国をつくろうとする努力と、それに反対する勢力があり」こういう文章もあります。

それから、日本が敗戦をするころの記述なんですけれども「ドイツの敗戦が目の前に迫っていた１９４５年２月、アメリカ・イギリス・ソ連の首脳が、第２次世界大戦を早く終わらせるなどの話し合いをしました。これを「ヤルタ会談」と呼んでいますが、ここではアメリカの強い希望で、『ドイツが降伏してから二、三カ月に、ソ連は日本と戦争を始める』ことが決めら

れました。この取り決めに基づいてソ連は、ドイツが降伏してから３カ月目の８月８日に参戦しますが、それによって、中国や朝鮮にいる日本軍はくぎづけにされるので、アメリカ軍の犠牲は少なくて済むし、戦争も早く終わるだろうとアメリカは考えました」と。こういうことは、また注釈があって、さらに詳しく説明してあるんですけれども、要するに、これを読みますと、一方の事実でございます、当時日本とソ連との間には「日ソ中立友好条約」ですか、いわゆる不可侵条約ですが、それが破棄をされて、ソ連が攻めてきたんだという事実には全く触れてないわけです。アメリカが頼んだんだから、ソ連は戦争をしてきたんだよと、こういう書き方をしているわけです。戦争ですから、いろんな状況もありましょうけれども、一方の立場だけの事実を書くんじゃなくて、こっちの事実も、やっぱり書かなければ、これから大人になろうとする中学生ですからまずいと思うんですが、こういう指標が出ています。

さらにもう少し読みますと「原爆の投下は、第２次世界大戦の最後の軍事行動というより、むしろ、戦後におけるソ連との冷たい外交戦争の最初の大作戦の一つであった。」すなわち、ソ連の対日参戦が戦争を終わらせたのではなく、原爆投下こそが戦争終結の力になったことにすれば、戦後の世界の動きの中で、アメリカがソ連より有利な立場に立てると考えたからだと言われています。」もう本当、今申し上げたような、アメリカのこのようなやり方は、戦争が終わってからも変わりませんでしたと、ソ連のこと全然書いてないでしょう。読みますと、みんなアメリカがこうでした、こうでした、ソ連が何かをやったのは、アメリカが、やってくれと言ったからやったんですとこういうふうな文章で、さらに読みますと、「中国に続いて朝鮮やベトナムでも、社会主義の国をつくろうとする人々の勢力が高まっていました。世界で一番大きな資本主義国であるアメリカは、世界各国のこうした変化を何とか食いとめようと考えました」中を抜きますが、「朝鮮やベトナムで、アメリカにとって都合の悪い勢力を抑えようとしたのです」このとおりかもしれないが、じゃあ、ソ連はどうだったんですかということが次になくちゃあ。同じなんですよ、これ。そういうことを、やっぱり冷静に書いていただかないと困るんだけれども、そういうことばっかりでして……。

それから、これ有名なことでございますけれども、戦後１９５０年の３月のストックホルム・アピールという、有名な核兵器廃絶に向けての第一歩になったことなんですけれども、この背後に、国際共産主義組織の大きな動きがあったということが既定の事実なんですけれども、そういうことが大きく書かれております。

で、一番最後なんです。じっくり読んでましたら、要するに原爆でやられた人の詩があるんです。これよく出てくるんですけれども、その一番最後の文章に、「はじめ元気そうにみえていたおにいさんは、『明、おとうさん、おかあさんのことをたのむで、アメリカにかたきを討ってくれよ…』と言い残して、9月2日になくなりました。」なんでわざわざこんな文章を、ここへ載せることがあるんですか。平和をつくりましょうという教育なんでしょう。とすれば、かたきを討ちましょう、ということを言ったかもしれない。でも、そこはカットして、別なところを載せるのが良識ある編集者の考えだと思うんです。最後ですからね、これ。そういうような内容で、この副読本にいたしましても、非常に非常に片寄ったものを、子供たちは持っていくのか、事前に見ているのか、そういう状況です。

それから、また戻りまして、それでは、事前の教育が、どのようなものであったかということを申し上げますが、これは、昨年の第3回の定例会でしたか、古賀俊昭議員が、ちょっと大坂上のこの問題について触れているんです。教育長もお答えになっていますが、つまり、こういった核兵器全面禁止廃絶のためにいう、国際署名というふうな形で、これが、生徒を通じて親に、先生から配られているわけです。これ、去年のことです。配られたビラを全部お見せしますけれども、「あなたは、核戦争阻止・核兵器廃絶で平和な未来を選びますか」大きな「核」がありますね。「それとも…好核政府で（核を好む政府で）原爆死をえらびますか？」この「好核政府」という言葉は、よく共産党が使っているんです。機関紙で。好核政府という、核を好む政府で原爆死を選びますか、ということ。

そして、さらに細かいところを読みますと、ベトナムのことが書いてあるんですが、「私たちは『ベトナムの教師と心は一つ』を合言葉に、世界の多くの人びとと連帯し（これは、いいですな。）ベトナム人民のたたかいを支援し」という言葉がある。平和教育であると言いながら、「たたかいを支援し」と、何事ですか。大体、戦争というのは、守るためにとか、自分たちの方は正しいんだ、それを守るには、立ち上がらなければいけないといって始まるんです。一番怖い。「ベトナムの人民のたたかいを支援し」なんていう言葉が、生徒に配られるビラにあります。「好核政府」「たたかいを支援し」というような言葉もある。みんな同じようなものでございまして、あと、ちょっとお見せしますが、東京近郊に原爆がおっこったらどうなるかというようなことを、すごくセンセーショナルに書いてあるわけです。しかも、わざわざ横田におっこったらどうなるかというようなことをわざわざセンセーショナルに書いたビラを配

っています。こういうものもあります。

それから、富永さんという方を、ことしの6月かな、講師に呼んで、子供たちに聞かしているんだ、話を。これは、どういう方かというと、かつて日本軍の兵隊の1人として中国に行って、アジア侵略の自分も手先であったし、大ぜいの中国人を、一般の人を殺したと、切り殺したと。自分の目の前で、いっぱいほかのやつも殺したし、わたしも殺したというふうなことを、半ばざんげ的に言うんです――こういう話。

それはそれとして、その話の後、恐らくその話だけじゃなくて、先生がいろんな授業を通じて生徒たちに言っていると思うんですが、それを踏まえて子供たちの感想文が出されまして、その感想文のうち、恐らく先生に気に入ったものだけが、学年便りという形でみんなに配られてくるんです。(「だれが編集している」と呼ぶ者あり)それが、一つや二つじゃないんです。本当に一つや二つじゃないんです。みんな読んでみて思うのは、日本という国が、広島が被害を受けている、被害を受けているというけれども、それだけじゃないと、すごい悪いことをしてきたんだぞということが、すごく、何ていうんでしょうね、明白に教えられたというのか、いろんな資料をもとに教えられたんでしょうね、すごくショックを受けているんです。悲惨さ、残虐だとか、というようなことがたくさん書いてあるんですが、その中で、これは恐らく先生がお話しになっているんだと思うんですが、1人の子供の感想文の中で、「日本は被害者であるが、中国への侵略は加害者である」いろいろなことを言った後で、「反省をしなければいけない。しかし、今も中曽根さんの政治は、その反省が全くといっていいほど見られない気がする」と。いろんなことをさらに言った後で、「大人は自民党を支持しない」と、「子供は、いじめをなくそう」とか、こういうことを書いてあるんです。

これは、先生方がこういうことを授業を通じて言わなければ、感想として出てこないと思うんです。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)こういうことが、非常に片寄っているなあ…(発言する者あり)共産党諸君は、そう言うのは自由ですよ。共産党の学校でこれをやったって私何とも言いません。私ども、みんなの税金でやっている公立の、しかも義務教育の中で、子供たちの感想、ほとんどがそんなふうなものなんです。たくさんあるんだけれども、学年便りは、まさにこういうものばかりなんです。もっと違う学年便りがあってもいいと思うんです。(発言する者あり)全然あっちゃいけないとは言いませんよ。だけども、もう少し違った内容のものもあっていいなあと思うんだけれども、ない。

原爆詩集といいますか、そういうものも結構また配られているんです。とっても悲惨で、僕なんか嫌なんです、こういうの。こういう非常にかわいそうな状況というものを、これでもか、これでもかというような形で子供たちに、感受性の豊かな子供たちにお話をしているというか、資料としても与えている。

これも、やっぱり子供たちに配られた資料ですが、6月、7月とあるんですが、6月は、「沖縄戦」というので、沖縄戦の資料がありまして、大体日本人の兵隊さんが、どんなに悪いことをしたか、ということが書いてあります。沖縄の民衆に対しても、悪いことをしたということがどんどん書いてあります。

それから、その後に「日中戦争」というのが、またあるんですが、これ、ちょっと本当すごいですよ、首が、ぶら下がっているんですよ、写真。で、こういうふうに、にこっと笑っている日本兵かなにかがいるんです。こういうものを、義務教育年齢の子供たちに見せるというか、与える ── 学校を通じて与えることが何であるのかと。親が子供に、こういうこともあった、ああいうこともあったという、自分の範囲で教えるならともかく、こういうものを公教育の場で与えていくということが、果たして妥当なのかということを感じるんです。

それで、総じていろんな資料をもとに思いますのは、今の日本の政治状況に対する非常に悪意ある批判が目立つ。それと、過去の日本人が、どんなに悪かったかということを、徹底して植えつけているというか、そういう感じがするんです。

そこで、こういうものを踏まえて、私は、教育長初め市長に伺いたいんだけれども、事前の教育の問題については、一体義務教育がどういうものか、どういう内容のものなのかということを、僕は根本的に問いたい。というのは、教育の一番いいことは何ですか、教育の一番いいことは。人類がやってきた、すばらしいことを子供たちに教えるんですよ、見せるんです。人間というのは、こんなものもできるんだ、こんなすばらしいことをつくることができるんだという、前向きのものでなければ絶対だめです。わざわざ何もおまえたちの先祖は悪いんだ、悪いんだといって、自分たちの生きる力というか、生命力を失わせるような、そういう教育は僕は最低だと思うんです。よいものを見せなさい。

僕は、市長にも言いたいのは、この1階に、よくロビーのところに ── ロビーに来るのは、役所へ来るんであって、原爆のドームに来るんじゃないんだけれども、原爆のいろいろな長い間置いてありますね、写真集みたいな。あれを見に行きましょうという人が見るんだったら、

僕は何とも言いません。そうじゃなくて、全然それとは関係なしに来た人が、強制的に見させられる場に置いてあるから、僕は問題点にするんですけれども、要するに、もっとああいうものを見せるんだったら、ミレーの絵でもいいですよ、何の絵でもいい。芸術的な作品、すばらしい人類の遺産、いいものをつくってきた、そういうものを見せて、ああそうかと、じゃあ我々もやらなきゃいけないなと、もっと前向きに生きなきゃいけないなと、こういう気持ちを起こさせるような、そういうものも、本来の義務教育ではないかと、私は思うんです。もちろん生きていく上の基本的なものを教えるということもありましょうけれども、こういった思想とかの問題になりますと、やはり子供たちの生命力をさらに高めるといいますか、よりよいものをつくろうという、そういう教育をさせる、これが義務教育本来の姿だと思うんですけれども、そういう観点から、本来の教育というもののあり方からいって、これは、どう考えても私間違っていると思うんです。これは、平和教育でもなんでもないし、何となく子供たちに自信を失わせ、日本民族であることに誇りを失わせ…（「そんなことない」と呼ぶ者あり）なんだ、こんなもんだったら、おれたちも、というふうな感じになるかもしれない。少なくとも日本人の、日本人類のいい面というものを、ここの中にはほとんど出てこない。そんなことないんです。なぜ、じゃあ修学旅行に行くか。我々日本人の祖先がつくってきた、すばらしい遺産が残っているんです。世界にも評価をされ、日本の教科書だけではありません。私は見ましたけれども、アメリカの教科書なんかにもたくさん載っているすばらしい建築物、庭園、いろんなものがあるわけです、文化遺産。そういうものを、子供たちに見せてあげようとして行くのが修学旅行でしょう、過去の。（発言する者あり）そういうものを、なぜ見せないで、こういう何ていうのかなあ、醜い、むごいことばかり見せようとするのか、これでいいのかということを、まず第１点として、これは教育長に伺います。

２点目として、初めの問題に戻りますが、今回の大坂上の修学旅行、この問題について、この修学旅行の行程内容、これについて教育長は、どのようにこれまで把握してこられ、かつまた、これについてどのような教育長の立場で指導をしたのか。あるいはまた教育長は、こういう問題についてどの程度指導することができるのか、あるいは助言、監督することができるのか、それを細かく教えてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の方からお答えさせていただきます。

９月の２１日から２泊３日で、大坂上中学が京都・広島の方に修学旅行に出発するということ、よく承知しております。今馬場議員さんの方から御質問のありました、義務教育、公教育としての義務教育のあり方、この問題について、どう考えているのかということと、それから、今回の大坂上中学の修学旅行に対して、どの程度教育長は内容を知っており、また、指導、あるいはこういう修学旅行等の行事を組む際に、教育委員会からの、ある程度の指導そのものが行われる、そういう状況はあるのかないのかというような、そのような質問だと思います。

まず最初の、義務教育の中、特に公教育の中でどうあるべきかと。確かに人類が長い年月を通しながら残してきた大きな文化遺産、こういうものを次代の子供たちによく教育していくということ、これ非常に大切なことであって、そのために、よく修学旅行といいますと、奈良、京都の方への修学旅行を選定する、そういう学校が大部分だと思います。ただ、修学旅行の際に、じゃあ、奈良・京都だけかと申しますと、確かに東北の方、平泉だとか、あるいは向こうの方の歴史等を含めながら、修学旅行に出かけていくというような学校等もございます。それから、先ほど馬場議員さんがおっしゃったように、京都と広島をセットにして、日野市でも、過去に七生中学、それから、日野四中でも、そういうような修学旅行が計画された時点でもございますし、東京都の２３区、それから、２６市の中でも、広島を修学旅行の中にセットにして組んで出かけていっている学校というのは、これはたくさんございます。

そういう状況の中で、まず公教育という形の中で、これは私、きょうこの御質問があるというようなことを聞きまして、今小学校 ── 中学の持ってくればよかったんですけれども、新しい社会ということで、これは、小学校の６年生が使っている教科書です。もちろん中学でも取り扱っていますけれども、この中で、例えばこれは、日野市では東京書籍を取り扱っています。これは、教育委員会で内容を十分吟味しながら、子供たちが使っている教科書ですけれど、この中に、例えば平和の誓いとか、あるいは核平器をなくす願いとか、いろいろ相当の分量を割きながら、教科書の中でこれが取り扱われている。

ちょっと先ほど馬場議員さんお読み上げになったので、ちょっと読ましていただきたいんですけれども、例えば核兵器をなくす願いというので、小学校６年生の教科書に、どんなぐあいに取り扱われているか。「第２次世界大戦の終わりごろに、アメリカ軍が広島と長崎に落とした２発の原子爆弾は、あわせておよそ２０万人もの生命を奪いました。そして、今でもこのときに受けた放射能の被害のために死んでいく人がいます。世界でただ一つの原子爆弾の被爆国

である日本は、非核三原則を掲げ、核兵器の恐ろしさを世界の人々に訴え続けています」と。こういう中に、今の教科書は、みんなコメントみたいのがあって、例えば平和の誓いの中では、「日本国憲法が、平和憲法と言われるわけを調べてみましょう」とか、あるいは「核兵器をなくすための日本の役割を話し合ってみましょう」とか、現に、日野市の小学校6年生の子供たちは、みんなこの教科書を使いながら勉強をしています。

その中にも大変悲惨な形の、実際からいうと、私も、ちょっとこの表現の仕方が、悲惨過ぎるなというような印象を受けるような作文みたいなものも、教科書の中に載っかっているわけです。「死にとうない、死にとうない、助けて、助けて、と言うてのう、何か言うことはないかと聞いても、ただ苦しい、苦しいというばかりで死んでいきました」というような形で、その後ずっと続いているんですけれども、このような形のが、現にこれは教科書で取り扱われている。

確かにそういう側面だけ取り上げているわけではないわけで、教育ですから、これはもう馬場議員さんおっしゃるとおり、教育の中立性というもの、これをきちっと、やっぱり限界を守って子供たちには対処しなくてはいけない。そのことについては重々わかりますけれども、平和の問題というのは、私は非常に大切な問題だろうと。現在の教育をやっていく中で、極めて大切な問題に位置づけられるということは、これは間違いない。また、そのことに対して反対を言われる方はないと思うんです。

ただ、その扱い方をめぐっていろいろあるものですから、逆に現場の先生方が、平和教育とか平和ということに関して、子供たちに直接指導したり、あれしているのを私なんか見ますと、逆に、ちゅうちょしている、先生自身が。どうにか平和ということを教えていくということになると、その教え方の取り扱いによっては、何か問題が起きやしないかというような、そういうようなちゅうちょした気持ちが、逆にあるんではないかと思われるほど相当神経質になっている、先生方自身が、この平和という問題に関して、そういうことは言えると思います。(「それは一般論だ」と呼ぶ者あり)

それで、あと…(「大坂上中学の資料は、そうじゃないですよ」と呼ぶ者あり)いやいや、一応聞いてください。(発言する者あり)それで、去年古賀議員さんから質問を私が受けました。ちょうど今の3年生は、2年生のころ、既に3年生になった修学旅行は、京都・広島を日程に組みながら計画を立てている中で、去年やはり同じ9月議会でしたが、古賀議員さんの方から質問を受けて、そのとき私一番あれしたのは、東京都教職員組合と名前が入っている、そ

のチラシを、そのままコピーにして子供たちに配っているという状況、少なくとも教育活動と組合活動のけじめは、きちっとつけてもらいたいと、これは、学校長を通しても学校の方には、はっきり申し上げています。なお、学校から出されている印刷物については、これは必ず教頭さん、校長さんを通して一般家庭には配布していただきたいと、そこを抜きにして、簡単に、ただ先生方がつくって出される場合、いろんな誤解を生むような記事があってはまずいから、必ず学校長の一応目を通した上で配布していただきたいと、このことも、いろんな機会に校長さん方にはよくお話はしております。

ただ、学校教育といいますと、私自身率直に申し上げて、最近の、例えばマスコミの、何ていいますか、発達といいますか、テレビ等を通しての視聴覚教育、これは正直いって、学校での先生の授業以上の、いろいろな影響を子供たちに直接的に与える、あるいはそういう具体的なプログラムを組んでの編集ですから、そういう中で必ずしも ── 私自身、学校教育の中で偏向教育と、よく偏向教育という形で問題が取り上げられますけれども、平和教育という形で教育が行われるということは、これは絶対よくないし、そのことは十二分に教育委員会も、学校当局と連絡をとりながら対応していきますけれども、ただマスコミ等を通しながら受ける印象というのは、子供たち自身が、私たちが想像する以上の、いろいろな政治的な関心とか、あるいは政治的な問題とか、いろんな問題で普通以上に成長しちゃっているといいますか、そういうのを全く無視すると、あるいは学校教育の中で遮断するということは、現実問題としてはできない問題でありますし、その辺、やはり今回の広島等の修学旅行等に対しても、私いえるんじゃないかと思います。

それから、なお行き先が当日の日程、それから、内容、こういうものを通してのとらえ方でございますけれど、修学旅行等を計画するのは、これは学校行事という形で、教育課程の一つの一環ということで、学校が独自に決めて取り扱っています。ただその際に、一応旅費もかかることですから、父母会その他では了解は得ているはずです。もし父母会等に了解等を得ないで、修学旅行が特定の方に計画されたり、そういうような形のことがあったとしたら、これはもう大問題であって、父母も知らない、子供も知らない、ただ学校の先生方が一方的な形で修学旅行を決めると、ことしの修学旅行のあれは、こちらの方だということは、私はないのではないかと、そんなように思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　今の教育長のお話を聞きますと、特に、マスコミ関係でも十分情報が入ってきちゃうから、教育現場では仕方がないんだともとれるような発言もありましたし、さらに、何となく父兄の方に責任を転嫁するというふうな発言もありまして、それはそれとしても、それを踏まえても、教育委員会としては、今私がるる申し上げたような資料だとか、先生がこういう内容のものを配っているということについて、どう感じているんですか、それがなかったでしょう、全然。今私が申し上げたような、これが、これはいいんだとお考えなのか、これは幾ら何でもひどいなとお考えなのか。特に、今の修学旅行そのものに関していえば、講演会が二つあったり、慰霊祭に参加するとか、どう思っているんですか、これ。もう少し具体的に教えてください。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。修学旅行の内容の日程、広島を目的地に選んであるとすれば、恐らく資料館だとか、原爆ドームだとか、あるいは原爆病院だとか、そういうところを訪ねていくであろうということも想定されます。確かに中学の修学旅行、２泊３日、７２時間以内という時間的な制約がございますから、そういうあれもあると思いますけれど、今申し上げたようなところを、やはり一つの広島を訪ねていくという計画を立てるとしたらば、広島では、特に原爆と関係のある内容について十分勉強してこようと、こういう形で最初から計画を立て、準備の勉強をしながら出かけていくだろうと。ただ、京都なら京都で、１泊京都にして、京都の文化遺産を訪ねる時点では、京都では、こういうことを勉強しようとそういうようなそれぞれの目的を持ちながら訪ねていきますから、広島の場合には、今馬場議員さんおっしゃったように、余りにも原爆関係の問題に片寄っていないかと、訪ねていっても、日程が。しかし、広島を訪ねていくという過程の中には、やはり世界で初めて原爆の被災を受けた都市ですから、それを中心についての勉強、これがどうしても中心にならざるを得ないだろうと。日程的に余裕があれば、私も宮島ぐらいまでは、せっかく行くんだから、行ってきていただきたいぐらいの気持ちはありますけれども、恐らく７２時間の時間帯の中で、そういうようなことを計画されたと思います。

それから、今まで出ておりますたくさんの資料、私も、決して好ましいとは思ってない内容もたくさんあります。ですから、去年も古賀議員さんの質問にお答えして、とにかく、まるで

どこかのあれを焼き写しみたいな形でやるような、そのまま東京都教職員組合だなんて文字が出ちゃっているコピーなんかを、無神経に子供たちに配ってあれをする、そういう教育はやめてくれと、少なくとも組合活動と教育活動は、きちっと区分けしてやってくれと、これは学校の先生方にも、しょっちゅうお話はしています。組合活動を先生方がやられるのは、それは、組合というもので先生方結構だけれども、それをそのままストレートに子供の教育活動の中に持ち込まないでくれと、その辺の区別だけはきちっとやっていくのが、これが当然だと、そういうように思っております。ですから、出されております資料、それは、馬場議員さんが指摘するような大変、例えば、現在の中曽根さんがどうだとか、あるいは藤尾文部大臣がどうだとか、いろいろテレビで聞くことはいいですよ、あるいは見ることもあるでしょう。ただ、それをそのまま学校から各家庭に配られる印刷物等の中に、無神経に載っけて送るという、その辺の一つの区切りといいますか、良識、そういうものはきちっと持って教育に当たってほしいと、こういうように学校当局には望んでいます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　まだまだ非常に不満なんです。何が不満かというと、広島に行く以上、原爆しかないじゃないかというふうな、そうともとれる教育長の発言なんです。（発言する者あり）それは、よく考えてください。（「何を見に行く」と呼ぶ者あり）いやいや、歴史的に今の時点だけを考えて、昭和２０年以降というものを考えれば、そこになるかもしれない。しかし、人類の歴史というのは、もっとずっと長いんだ。そういうすべてのものを全部勉強しなきゃいけないでしょう。（発言する者あり）しかも、いいものをどうして見せないんですか、いい面を。どうしていい面を見せないんですか。この２日間は、恐らく人類がこういう悪いことをしましたよ、こういう悲惨ですよ、こういう悲惨ですよという、この２日間ですよ。そうでなくて、もう少しいいものを見せて、しかも、こういう面もあるんだと。だけど、これはよそうなと、こっちがいいだろう、みんな頑張ろうなと、こういう教育でなければ私はだめだと思うんです。何でこの２日間を、こういう徹底的に、何ていうか、自分が人間であることが惨めになるような……（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）そういう思いをさせるんですか。

というのは、教育長、私は実は一昨年、私の子供を連れて、私、長崎へ行きました。（発言する者あり）長崎へ行きました。ちょっと聞いてください。私も、子供には一応見せなきゃい

かんと思ったんです。長崎のあそこの資料館に入りました。２人の子供を連れて、何ら余計なことは言わないで、ここが原爆が落ちたところだよ、見てごらん、１階だけ回りました。で、２階もお父さん同じ、と言うんです。みんな同じようなことが出ているよ。余り悲惨で、お父さん、僕はもう見るの嫌だ。でも、僕はずっと回ったんです、一応。でも、じっくりこうやって見ることはしませんでした、子供たちは２人とも。嫌んなっちゃうね、ということを僕には言います。（発言する者あり）そういうものは、ちょこっと教えるのは必要だ。あったことを教えるのは必要だ。しかし、これでもか、これでもかといって、ああいう人類というものがやってきた悪業を数え上げたら、じゃあ、きりがないですよ。今たまたま我々は原爆のことだけ言うけれども、ほかの戦争でもいっぱい死んでいるんだ。その場ではどうなったかということばっかり教えてごらんなさい。人生は殺人の歴史ですよ。そればっかり教えるようになりますよ、こんな惨めなことはない。そうでしょう、教育長。（発言する者あり）昔から、ローマの昔から、もっと昔から、人類は必ず戦をしています。戦のときには虐殺をしています。大量殺りくいっぱいやっています。そればっかりを教えてごらんなさい、教育でもなんでもないよ、これは。人殺しの歴史だ、これは。どうして今の原爆だけに限って、人殺しの歴史ばかりを教えるんですか。（「忘れようとするから」と呼ぶ者あり）忘れてはいない。我々は、歴史でちゃんと教えます。どこの国が虐殺をされたかということを聞いてます。（発言する者あり）どうしていい方の面を教えようとしないんですか。しかも強制的にですよ、半強制的に、修学旅行という形で行く場に、その２日間を、いやあ原爆のこと、原爆のこと、こんな悲惨でしょう、よくないでしょうという、それは余りにもひどいと思う。

ちょっと論点を変えますと、教育長、テレビとかマスコミが、暴力場面をやめましょうという話はよく出ます。人殺しの場面はやめましょう、子供たちには見せられない、こういう議論が出ます。一方で、何ですか、これはまさに人殺しの場面じゃないですか、堂々と見せている、隠そうともしない、どこかおかしいでしょう。平和というものは、こういうふうに、何ていうのかなあ、いけにえを見せて、こんなにひどいことになっちゃう、だからやめろというふうな悪いものを見せて平和を守っていくんじゃなくて、もっと前向きに、平和というものはすばらしいものがつくれるんですよ、人類はもっともっともっと伸びられるんですよ、そういう意味で平和を子供たちに教えることがどうしてできないんですか、今の教師に。僕は、そこがすごく残念。（「帰りに大原美術館でも行ってきたらどうなんだ」と呼ぶ者あり）そうでしょう、

教育長。この広島の２日間で、子供たちがいい面で感動し、わあすばらしかった、我々の先祖はすばらしいものをつくってきたという、そういう場はありますか。僕は、すごくそれは残念なんだ。こういう教育が我々の子供たちに教えられている。しかも、公教育として、義務教育として教えられているということが残念でならないんです。

どうも教育長のお話だと、まだまだ認識が足りないです。政治的な教育の中立性という問題ももちろんあります。それより大きな問題として私は教育長に問いたいんです。教育というものは、そんなことでいいのか、先生がちょっとこういうことを教えなきゃいけないというから、そればっかりをやる、そんなことでいいのかと。もっともっと深い人類の歴史、人類の教育の歴史とか、そういうものを踏まえた上で対応をしてもらいたい。日野の教育は、こんなにいいぞということが言えるような教育をしてもらいたい。これは、いろんな問題に関連するんです。

この間も、私は市民会館のときに、世界一のものを日野にも１回ぐらい呼ぼうじゃないか、ということを言ったでしょう。ああいうことで初めて市民が発奮するんです。いいものを見せなきゃだめですよ、教育というのは絶対そうです。すばらしいものを見せて、おれも、その上に行こうという気持ちを子供に起こさせる、それが生命力です。いいものをつくろうという生命力です。それをなくすような、私からいえば、せっかくいい気持ちでいるものを砕くような、なえさせるような、そういう教育は絶対やってほしくないと思うんです。

教育長、さらに問いますが、今の教職員組合云々、教職員組合を使っての、という言葉があるような……（発言する者あり）ちょっと静かにしてください。教職員組合というものが印刷されているようなものを配るのはよくない、組合活動と教育は峻別すべきであるということは指導しています。そんなことはあたりまえなこと。私が言っているのは、それよりもっと中身の問題だ。先生たちが個々教えている教育の中身の問題で、そこで、いわば密室としての教室で、いわば政治教育が行われている、それが問題だということを私言っているんです。だから、そこまでもぜひ立ち至って教育の中立性、公平の問題はやってもらいたい、そういうことを申し上げるんです。

この資料ですね、副読本的に配られている、かなりひどいでしょう、教育長。こういうことが、どうですかねチェックしてくださいよ――できませんか、どうですか教育長。（発言する者多し）どうですか。（「校長がだらしがないんだ」「教育委員会つくな」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　馬場議員さんが、今大坂上中学で取り扱っている資料の問題、副読本というような形で――正式に副読本ということであれば、これは教育委員会に届け出ということが必要になってくると。そこまでの内容でなくて、あくまで修学旅行の資料というような形で配られているんだと思うんですけれど……。平和の問題、これは、本当にいろいろな角度から話をしていけば、際限ない問題だと思うんですけれども、私自体は、少なくとも現在の文部省の教育課程に準ずる範囲の中で、平和の問題、あるいは核兵器の問題、そういう問題がどういう形で取り上げられ、あるいは子供たちに教育していかなくてはいけないかと、その辺の内容で、これは、6年生のお子さんをお持ちの御父兄の方々は、子供さんが持っている教科書ですから、よくごらんになっていただければわかるんですけれど……。

ともかく戦争というもの、このことに対して、確かに文化とか、あるいは長い文化遺産、そういうものも一度に破壊してしまう大変な問題なんだということで、戦争と平和という問題に関して、非常にたくさんの分量を割きながら指導をしている。そういう状況の中での、学校の今取り扱っている教材、その中に、確かに悲惨な面も出てます。東アフリカあたりの飢餓の問題、私これなんかも、よくいろいろアフリカの難民の飢餓の状況のポスターやなにかがたくさん飾られたり、あるいはテレビ等で出たり、ああいうのも見ていると、正直いって馬場議員さんじゃないですけれども、どうしてこういう悲惨な部分だけ強調しなくちゃいけないのかと、もっともっと人類の明るい未来というもの、そういうものを打ち出してもいいんじゃないかという面も持っています。

ただ、それじゃあ、それだけでいいかと。やっぱり過去の問題については、例えばここにも載っていますけれども、日本軍の侵略だとか、残酷だとか、いろんな言葉が教科書の中に取り上げられているんです。これを、確かに今問題になっています、教科書審議会やなにかの中でも。ですけれども、今の中では、やっぱりこういうことも過去の一つのあれとして、きちっと子供たちに教育していかなくちゃいけないという考え方の中で、これが私の、今編集されているんだと、こう思うんです。（「先生がつかめてない」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　今教育長が最後にお話しになった、そういうことも教育しなきゃいけない、これは全く私も同感です、「こも」が。そこで、さっきの再三るる申し上げ

ているように、今回のはどうですかと、事前のことも含めて「こと も」ですか。戦争ばかりじゃないですか、人殺しばかりなんです。どうしてそればかりなのか、ということを私は問題にしているんです。「こと も」ならば、私は大賛成です。いいものもやってきた、こういうこともあったぞと、これはよくないんだから、こっちをやっていかなきゃ人類進歩しないぞと。人類がこれまで進歩してきたのは、悪いこともしたけれども、いいことは余計やったと、だから進歩してきたんだぞと、こういう教え方をするわけで、それが本当でしょう。ところが、これをずっと読んでいったり、見てたりしますと、本当悲惨なことばかりです、事広島に関しては。だから私問題にしているんです。

余りやると、またいろんな日程で困っちゃうでしょうけれども、ともかく私は、今回この問題取り上げたのは、大坂上中学だけじゃなくて、いろんな話を聞くんです。いずれは市内の中学校全部が、広島・長崎かなんかになっちゃうんじゃないかなと、気がしないでもないんです。それで、いいですか、平和教育という名をかりて、実態は、ある一部の思想教育が行われてしまう。(「それは、そうだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり)そういう可能性がある、私はそう思うんです。だからこそ今追及をしたいんです。それを、ぜひ教育長、私どもの取り上げた意味を十分御了解をいただきまして、今後の学校の指導を、特に校長さんの指導には当たってもらいたいと思いますし、もしできることならば、今回の日程についても、慰霊祭だとか、こういうことはナンセンスだと思うんです。大体修学旅行で、講演を2回も聞くなんていうこと自体が、ちょっとこれ不思議だと思うんです。どういう内容の講演会、私これを見る範囲わかりませんけれども、恐らく今言ったような悲惨な戦争云々だとか、そういうふうな話ばかりかと思うんですけれども、これ自体が僕はすごく問題だと思うので、この辺もぜひチェックをしてもらいたい、というふうに思います。

それで、何かまとまんなくなっちゃったんだけれども、市長、今の私が申し上げたこと、教育長とのやりとりを聞いていて、学校設置者といいますか、そういう立場でどういうお考えですか、市長。(発言する者多し)

○議長(黒川重憲君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　地方自治の一つの大きな目標に、次代の国民を育てていくという任務があるわけであります。そこで、私は日ごろ健全な地域社会、地域に教育力の生き生きと背景にある社会、これこそが本当のバランスのとれた、個人としてもりっぱな人生を営む

ことができ、また、社会においても、一定の責任を大きく果たすことができる人格を育てる、このことが極めて重要だと思っております。そうして、そんな平和ということは、個人においては健康であること、社会においても健全であること、国際間、あるいは人類の関係においても、争いのない状態が平和だというふうにいうべきだと思います。

東洋の哲学に、人の性は善なりという、あるいは人の性は悪なりとする、そういう考え方があります。私は、性善説を信じて、これまですべての人間尊重の行政をやってまいっておるつもりであります。したがって、今の論議、一時のバランス感覚があるのかないのか、海は平均になろうと、平均の水位を保とうとして絶えず波打っておるわけであります。したがって、人間も大いに波打っている面もあるわけでありますが、いかに将来に向けて発展性のある、そういう大きな理想と、それから、判断のある能力を持つことが大切だと思います。今の平和教育も、大きな判断力を養う手段として、大いに役立つものがあると思っております。

そういうことで、教育の現場は、これは学校長、あるいは教育委員会に関与をされておるわけでありまして、教育の中立ということは、それは政治的中立ということであって、教育の中立なんていうものじゃなくて、人間性をますます育てる方向を追求していくと、こういうことでなければならないと思っております。その中で運営をされるすべての教育は、私は、正しく判断をする、そのまた、学校なり先生なりの能力も養わなければならない、このように考えます。（「質問に対する答えとは思えない」「市長が余り広島へ行き過ぎるんじゃないの、だから……」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）

広島の市長は、ことしの平和、いわゆる原爆の投下された４１年前の原爆慰霊祭、並びに平和祈願祭、ここで全国民に、あるいは世界に訴えております。つまりすべての人は一度広島に来て――広島のいろいろな資料があります、これを見てください。

広島で国際会議を開いてください、こういう要求をしておることを、私もよく知っております。そういう意味で、絶えず人間の一番基本である生命の発展のために平和を追求すると、そのための、また参加や、悲惨なるところも目のあたりに見なきゃならない、この教育の理由もあろうかと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　全く望洋としたお答えで、何と反論するか、本当しょうがないくらいでございますが、要するに平和学習だということになりますと、これは、にしきの御

旗といいますか、江戸時代の踏み絵みたいなものでして、それを踏むのは大変なことなんです。やつは平和に反対をするのかと、こういうことがすぐ返ってきます。そうじゃないです、私が言っているのは、本当に平和を守るというのは、今行われているような平和学習でいいのかということなんです。その内容を問いたいんです。内容を十分チェックしてください。これは、平和学習に名をかりた一部の思想教育でしかありません。この結果にあるのは、日本という国が、ますますよくない国になっていく、そういう教育になっていくということだと思いますので、ぜひその辺をじっくりお考えをいただいて検討してもらいたい、というふうに思うわけでございます。

市長、それにしても余りにも本当、お話にもありましたが、海のようなお答えで、今大坂上中学で行われている、このような事前の修学旅行準備の教育の実態、そして、間もなく行われる修学旅行の内容、慰霊祭を含めて、これについて市長はどう思いますか。もう少し具体的に、ちょっと市長の考えを聞きたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特別に不思議だというふうには思いません。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　特別不思議だとは思わない、今の内容でいい、というふうに市長はお考えですね。これを、私は今回の質問の成果としたいと思います。教育長には、市長は、ああ言っていますけれども、市長は、これでいいんだと言っているんです。私は、とてもそうは思いません。恐らく父母の多くの方々も、これでいいんだとは思ってないと思うんです。どうかその辺を踏まえて、今回私があえて緊急質問に取り上げた意味も十分に御理解をいただきまして、今後の各学校の指導といいますか、日野市の義務教育が公平で、かつ、日野市のあすを担う、また、日本のあすを担うであろう子供たちにとって、よりよい方向に子供たちの教育がなされるように強く要望をいたしまして、大変雑駁になりましたけれども、緊急質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって緊急質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時１６分休憩

午後２時１３分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１、一般質問を行います。

一般質問１４の１、まちづくり指導要綱の公共、公益施設費の見直しを問うの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（高橋　徹君）　３番、高橋　徹でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第１点目でございます。まちづくりの指導要綱の公共、公益施設の見直しを問う、質問事項が幾つかあるわけでございますけれども、順次質問をさせていただきながら、御回答をいただければと思います。

昭和４０年代から、我が国は、日本列島改造論と位置づけた政策のもとに、全国各地において産業構造の変化、内需拡大とあわせて、大規模な国土開発が行われてまいりました。大都市圏中心の一点集中型から、多心型構造へと移り変わり、必然的に人口もドーナツ型に広がっていったことは、各自治体におきましても、良否さまざまな回答が出ていることと思います。日野市におきましても例外ではなく、特に浅川の南部地域の宅地化は著しく、人口も、当時の約2.3倍、１５万５千人へと都市化が急速に進み始めたわけであります。

このような状況下において、現在千百余の自治体が、開発を規制する要綱を何らかの形で実施をいたしております。特に、宅地造成ブームで乱開発が目立った昭和４６年から４８年に、要綱導入の市町村が急増いたしましたのも、乱脈な宅地造成に対する危機感と、人口急増による学校不足など、自治体の財政の破綻に、歯どめをかけようとした結果ではなかったかとも解釈するところであります。

日野市では、昭和５３年９月に、日野市住みよいまちづくり指導要綱を制定し、公共、公益施設費の経費負担と、専決事項の開発区域面積が1,０００平米未満のもの、地上階数が３以下で、住宅戸数が８以下の建築物を除いた、それ以上の規模を骨格として組み立て、現在に至っているわけです。しかし、昭和５７年、建設省並びに自治省は、市町村が宅地開発を規制する

ために設けている、宅地開発指導要綱の運営に行き過ぎた点は改めるよう、関係各市町村長と知事に通達を出したわけであります。そのようなことは、私ども市民の多くが知るところでもございます。

通達内容を簡略に述べますと、一つ、開発についての業者と協議期間を短縮する。二つ、公共施設の整備水準が常識からかけ離れて高すぎないようにする。三つ目、寄附、負担金の額を適正にし、使途を明確にするよう、以上が指摘されておるわけでございます。

そのような現状認識を踏まえまして、順次質問をいたしたいと思います。

まず第1点目に、指導要綱による関連公共、公益施設の整備費についてであります。現在、その整備費が、1平方メートル当たり6万5,900円というふうに算出されております。そして、さらに公益施設費が1区画、または戸数当たり158万3,000円の経費負担になっているわけですけれども、その算出根拠と基準をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答え申し上げます。

算出根拠でございますけれども、まず、公益施設、1戸当たりの負担でございます。この内容としましては、いわゆる負担対象となっている施設としましては、集会所、小学校、それから、中学校、そして、幼稚園と保育園ということで、四つを基本として、その対象として1戸当たりの負担を求めているわけでございます。

内容的には、集会所につきましては、建設戸数250戸について1集会所が必要であるという算出方法でございます。すなわち、集会所の敷地面積を350平米と定めまして、用地負担につきましては、1戸1.4平米ということになります。また、建物につきましては、100平米を基準としまして、1戸当たり0.4平米ということになってございます。

次に小学校の関係でございますが、小学校につきましては、建設戸数が1,000戸につきまして1校必要ということで算出してございます。児童数の発生率につきましては、1戸当たり0.45人ということでございます。学校の、いわゆる規模としましては、12学級を標準といたしまして、1クラス45人ということでございます。したがいまして、通常小学校における校地の面積は、基準面積としましては1万6,500ということで考えて算出しますと、用地につきましては、1戸当たり13.75ということになります。校舎につきましては3,000平米

という基準の中で、１戸当たり2.5平米ということになります。さらに、屋内運動場としましては、体育館の規模を標準としまして、５３２平米としました場合、0.４４平米が戸当たりでございます。それから、さらにプールがございます。プールについては、戸当たり0.２７平米ということが、小学校の負担対象でございます。

それから、中学校につきましては、建設戸数が、2,０００戸について１校必要であるという方法で算出されてございます。生徒の発生数につきましては、0.２２人ということでございます。学級数につきましては１２学級、１クラスにつきましては４５人ということでございます。そうしますと、校地の標準面積が２万平米ですから、用地につきましては8.１４平米、校舎の標準面積は3,８００平米でございますから、戸当たり1.５４平米というふうになります。そして、屋内運動場、これの標準面積が７８０平米でございますから、0.３１平米です。それから、プールでございます。プールについては、戸当たり0.１１平米ということでございます。

次に、幼稚園及び保育園でございますが、建築計画戸数1,０００戸につきまして１園が必要ということで算出をしてございます。したがいまして、用地については戸当たり1.８平米、それから、園舎につきましては、建物の標準面積が４４７平米でございますから、0.４４平米というような内容で算出されているわけでございます。また、用地費に当たっては国の公示価格、建物については国の補助単価を採用し、先ほど御指摘のあったとおり、公共施設については平米当たり６万5,９００円、公共施設については、１区画または戸当たり１５８万3,０００円ということで、事業者の御協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　ただいま大変に丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。その中で、容積とか、また、基準になる係数の掛け方等は、御説明をいただいたわけでございますけれども、では、具体的に１５８万3,０００円の、金額的な内訳といいますか、そういうものについて御説明をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　それでは具体的に申し上げます。総括的に、内容を細細かく申し上げますと非常に複雑になりますので、先ほど、いわゆる対象施設四つの大きな区分の中で御説明申し上げます。集計的に申し上げますので御了承願いたいと思います。

例えば集会所につきましては、用地、建物含みまして１４万５８０円、小学校につきましては、校地、校舎、屋内運動場、プールを含めまして８１万6,２１２円、それから、中学校につきましては、校地、校舎、屋内運動場、プールあわせまして４８万5,５５８円と、それから、幼稚園、保育園につきましては、用地、園舎含めまして１４万1,３６８円、合計で158万3,718円を決定額としまして、１５８万3,０００円という内容でやってございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　ありがとうございました。それでは、2点目の質問をさせていただきます。

指導要綱第２２条の第３項は、次のようにうたってございます。「市内に、昭和４４年１月１日前から居住し、かつ、同年月日前から所有する土地を、みずから分譲または賃貸の用に供するために開発行為（これは、砂利採取を除く）を行う場合は、本人の申請に基づき、建て売り分譲住宅を除く区画数が１６区を１９区に、戸数は、８戸を１１戸にする」となっておりますが、公益負担金の基礎控除数８戸、また、区画数１６は、何を基準とされて設定なさったのか。さらに、１区画当たりの面積は、どのくらいの規模を想定なさっているのか、この２点についてお尋ね申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答え申し上げます。

基礎控除の８戸の根拠でございますけれども、これは、いわゆる都市計画法２９条で、開発行為、いわゆる面的開発の場合に1,０００平米ということになってございます。しかし、日野市の指導要綱では５００平米以上といいますけれども、法的に１４平米以上が開発行為ということでございますから、これに対しまして、指導要綱の中で第１４条に、いわゆる第１種住居専用地域における土地の区画面積については１３０平米、それから、それ以外の区域については１２０平米というふうになってございます。したがいまして、いわゆる1,０００平米以上についての届け出になるわけですから、1,０００平米以下については、当然各区について、いわゆる分譲しても、指導要綱の対象になっていません。したがって、これに対する控除分としまして、例えば1,０００平米に対して各区が１３０平米、これを逆算しますと7.６９という数字になるわけです。

それから、さらに１２０平米につきましては8.３３という数字にもなります。したがって、それをトータルしますと１６、その平均が２分の１ですから、８戸という数字になります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　ただいま根拠につきましてお尋ねいたしたわけですけれども、その面積から割り出されたということで解釈してよろしゅうございますか。

それでは、続きまして次の質問をさせていただきます。

本年度の予算編成の中に、既に盛り込まれております区画整理実施中の万願寺地区、事業決定が決まった高幡、豊田南地域の幼稚園、保育園、小学校、すなわち四小、一中、八小、潤徳小、三沢中、第二中、七生中、二小等の将来の児童数、また、学級数の将来推計と、その新設校の計画がございましたらばお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えをいたします。

まず、万願寺の区画整理に伴う小中学校の受け入れ態勢の問題でございますけれども、万願寺につきましては、区画整理がおくれておりますけれども、昭和67年度に完成するやに伺っております。それの、将来人口が約1万3,000人になるというふうに伺っております。世帯数が3,700世帯というふうに伺っております。これを、小中学校の児童生徒の推計でまいりますと、仮に1万3,000人の人口がすべて入った場合、いわゆる飽和状態になった場合を仮定してみますと、小学校の場合が約800名でございます。昭和67年度と申しますと、45人学級が40人学級に移行するところでございます。したがって、その程度の小学校が必要であろうと。中学校につきましては、その半分でございますので、およそ500名程度の生徒がふえるであろう、こういうふうに予想されます。

そこで、今御質問がございました小学校の区域は、現在万願寺の場合には、御承知のとおり第四小学校が通学区域になっておりますので、これらの競合の問題が出てまいります。あわせまして、中学校につきましては、第一中学校が通学区域になっております。そこらの御質問かと思いますけれども、小学校の場合は、御承知のとおり、昭和54年度を日野市の場合にはピークにいたしまして、55年度から漸減の方向に向かっております。中学校につきましては、昭和61年度をピークにいたしまして、昭和62年度から減ってくる傾向にございます。

そこで、万願寺の区画整理が昭和67年度に完成した場合を推定いたしますと、第四小学校の場合は、現在17学級というふうに記憶しています。これが、昭和67年度の推計でまいり

ますと、１４学級というふうになります。したがって、現在の四小の学級が３学級減るということになります。中学校につきましては、第一中学校の通学区域になっておりますけれども、これが、現在２２学級というふうに記憶しています。これが、昭和６７年度には２１学級になりますので、１学級減るというふうな形になります。

したがって、万願寺におきます小学校、約１万８０００平米の土地を確保してございますが、それから、中学校の場合は約２万平米の土地を確保しておりますけれども、将来計画の中で、先ほど申し上げましたように１万3,０００名の人口がふえた場合を仮定して、小学校１校、中学校１校の用地を確保をお願いしてございますけれども、これらの計画につきましては、それらの四小、並びに中学校の生徒数、児童数の減少状況を見ながら、将来小学校、中学校をつくる、そういう配慮が必要だと、こういうふうに思っています。

それから、高幡の区画整理の問題かと思いますが、高幡につきましては、本年の５月に、たしか事業認可をしたというふうに聞いております。

これが、69年の３月ですか、これに完了というふうに伺っております。御承知のとおり、高幡の場合は、小学校は潤徳小学校、そして中学校の場合は三沢中学校になるかと思います。潤徳小学校の場合も児童数が減ってきております。私どもは、昭和67年度までの推計を出しておりますけれども、潤徳小学校の場合には、たしか67年度の学級数が、14学級程度になるだろうというふうに見込んでいます。現在普通教室は２８教室でございます。これらの、いわゆる６９年度に高幡の区画整理が終わった場合の人口推計でまいりますと、高幡の場合ですと、大体今より1,５８０名の人口がふえるというふうに伺っております。そういたしますと、小学校の児童生徒数を推計いたしますと、これが、６９年度に約小学校の場合１０１名、学級数にいたしまして４学級、生徒につきましては５９名でございますので、これが２学級程度ふえる、というふうな形になろうかと思います。これまた潤徳小学校も、それから、三沢中学校も児童生徒が減っておりますので、十分現在の小学校、中学校の中で、つまり潤徳小学校、三沢中学校の中で十分に対応できるだろうと思っておりますので、したがって、高幡地区の区画整理が終わった段階での小中学校の増設は、考えなくてよろしいんじゃないか、というふうに判断をいたしております。

それから、豊田の南口の開発のお尋ねだと思います。これにつきましても、昭和６９年に完成というふうに私どもは伺っております。豊田の場合ですと、御承知のとおり、小学校は第二小学校、中学校につきましては、第二中学校が該当するかと思います。この地区につきまして

は、特に小学校の場合が大きな問題として浮かんでくるかと思いますが、小学校の場合は、特に一番橋から平山小学校の区域、つまり浅川の左岸の地域が現在田んぼ等がございますので、その地域が結構若干の人口がふえてくるだろう、というふうに私どもは予想いたしております。

豊田地区の人口につきましては、将来６９年８月に3,３００名程度ふえるだろうというふうに私どもは見込んでおります。この3,３００名を、小学校の児童の推計数並びに中学校の生徒の推計数、これ出してみますと、小学校の場合には２０９名ほどふえるだろう、学級数にいたしまして６学級。中学校につきましては１２３名、学級数にして４学級程度ふえるだろう、というふうな推計を出しております。小学校の場合ですと、これは、現在の通学区域は二小でございますけれども、二小は、現在普通教室が２７教室でございます。そして、昭和６７年度の推計でございます ── ２年ほど前になりますけれども、これでまいりますと、大体２４学級になるだろうと思います。そういたしますと、６学級ですから、ちょっと二小の場合は現在、教室が足りません。そういうことで、第二小学校の、いわゆる学校の問題につきましては、どうしても対応できませんので、どうしても１校欲しくなります。

同時に、西平山地区の区画整理の問題が、６３年から事業認可ということで始まりますので、当然西平山地区の方の人口も、区画整理が終わった段階でふえるだろう、というふうに私どもは予想いたしております。そういたしますと、西平山地区の将来の児童生徒数の増加も見込まなきゃなりません。あわせて御指摘のありました二小地域の、南口開発に伴う児童生徒数の増ということも見込まなければならない。そういう意味で、当然西平山地区の区画整理が完了した段階では、児童数もふえてまいりますので、どうしても第二小学校だけでは対応できませんので、私どもといたしましては、現在のところ、二小の増、西平山地区の小学校の増ということを踏まえまして、豊田駅の西にございます鉄道官舎、あるいは豊田電車区の周辺を、将来の小学校が１校必要であるということで、用地確保を市長部局の方にお願いしているところでございます。

中学校につきましては、生徒数もそうふえませんし、第二中学校が現在２８教室ございます。４学級程度ふえても、昭和６７年度の学級数は、大体２２学級程度になりますので、４学級で２６学級ですか現在２８教室で対応できるということでございますので、特に中学校につきましての増設も考えておりません。

幼稚園につきましての御質問出ましたけれども、幼稚園につきましては、当然のことながら

児童生徒数の減少とあわせまして、幼児数も減ってきております。そういう意味で、現在７園の公立幼稚園がございますけれども、その中で十分対応できると思っております。そういう中で、西平山地区の将来の、いわゆる区画整理に伴って人口がふえた場合には、ある程度幼稚園の確保ということも考えられますので、西平山地区の場合の開発に伴っては、幼稚園の１園をつくる必要があるということで、基本計画の中の、幼稚園の確保の問題をお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　それでは関連でございますけれども、保育園につきましてお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは保育園の将来計画についてお話し申し上げます。

ただいま幼稚園の児童推計にありましたように、児童の増加ということは、ちょっと今後大きな変化は考えられませんので、現在の保育園で足りるというぐあいに、現在のところは考えております。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　今細かく御説明をいただいたわけでございますけれども、かつてのような急激な人口の増加に伴って、後追い的に教育施設を急拠つくるというような、そういう考えはなくして、十分に将来にわたって余裕を持って、それに対応できるという解釈でよろしゅうございますか。──はい、ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　それでは次の質問をさせていただきます。開発申請についてお伺いいたします。

最近の実績として、昭和６０年度においては、指導要綱にかかわる申請件数、また、その負担金の徴収額、そして、その地域の分布等について、おわかりでしたらば御説明をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答えいたします。

昭和６０年度の、いわゆる開発行為の申請につきましては、総計で１０３件ということでございます。内容的には、開発行為８件、中高層建築物が４１件、同位置指定が１４件、宅地造成規制法等が３件で、その他が３７件という内容になってございます。

それから、公益施設費関係ですけれども、６０年度につきましては、ちょっと手元に資料がないんで、後ほど御報告させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　それでは、ただいま確認をさせていただきました。では、５点目といたしまして、寄附金等の取り扱いについてお伺いいたします。

昭和５３年から６０年までの公共公益負担金の内訳と、現在高についてお伺いいたします。また、それらの支出についてでございますけれども、基金として積み立てを行っておられると思いますけれども、その現在高について、どのように現在なっておるのか、お伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　５３年１１月から指導要綱は制定されたわけですけれども、現在８年経過しまして、その間１２１件、それの、いわゆる公共公益施設の負担となったわけでございます。総額的には１３億7,４９２万7,０００円でございます。内訳的には、公益施設費が１１億7,６７３万円、それから、公共施設費は１億9,８１９万7,０００円でございます。

それから、先ほどの６０年度の寄附金でございますけれども、総額では9,０３０万9,０００円でございます、６０年度が。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　それでは、その建設基金の支出について答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

ただいま都市計画課長が申し上げた数字と、今これから私が言う数字なんですが、若干数字の始期――初めの年度のとらえ方が違うために、数字の違いがありま　けれども、私の方から説明をいたします。

公共施設の建設基金につきましては、５１年の１０月に条例を公布いたしまして、積み立てをしております。この中に寄附金分が１１億5,０００万、それから、一般財源からの積み立てが３０億6,０００万、合計いたしまして４２億2,０００万円でございます。

それで、参考までに、このお金がどういう形で使われたかということを申し上げますと、公益施設関係の整備費に７億8,０００万円、それから、緑地関係に１億2,０００万円、下水道、道路、その他で１１億円という数字になります。それから、昭和５８年の４月に環境緑化基金というものを設置してございます。この時点からは、公園緑地にかかる寄附金分につきましては、この環境緑化基金に積み立てをしてございます。内容を申し上げますと、寄附金分が１億8,０００万円、一般財源分が３億円、合計４億8,４００万円でございます。この緑化基金の取り崩しは、現在５８年以降１銭もございません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　　１点再質問をさせていただきます。

指導要綱の中にうたわれております寄附金等につきましては、公益施設整備費、または緑地整備費に使う、ということがうたわれておりまして、そのような名目で開発業者、また、高層集合建築の建て主に対して要求をされているわけですけれども、ただいま部長の答弁の中に、下水道、道路、その他ということで、１１億８８９万6,０００円が出てきているわけですけれども、この点について、また、その使い方につきまして御説明をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

環境緑化基金の発足が５８年からでございます。公共施設建設基金につきましては、５１年の１０月からやっております。したがって、緑化基金が発足する以前は寄附金の全部を公共施設建設基金に積み立てをしたというものでございます。このお金が　さっき申し上げましたように１１億5,０００万円ということでございます。

基金でございますから、基金の目的に使用すればいいわけでございますけれども、高橋議員さんの質問は、寄附金の内容が、さっき平井課長から申し上げましたように、学校とか、あるいは幼稚園、保育園、そういったものを算定にして寄附をもらっているのではないかと。それを、下水道、道路その他に使うのは、ちょっとおかしいんではないかと、そういう質問ではな

いかと思うんですが、そのような質問にあわせて答弁をするわけでございますが、寄附金が１１億5,０００万円、そのうち公共施設関係、これは、学校、幼稚園、保育園、その他も若干含んでおりますけれども、７億8,０００万円ございます。それから、そのほかに緑地整備関係で１億2,６００万、合わせますと、９億1,１００万円が学校関係、保育園、幼稚園、集会所、緑地、公園関係に使われているというわけでございます。現在の公共施設建設基金の残高が、決算書にも記載してございますように、２９億円まだあるわけでございます。ですから、その取得する内訳からいきましても、その内容どおり使われているということが言えるわけでございます。

それから、ちょっと私説明の中で落としましたけれども、この申し上げました数字は、元金だけで申し上げましたので、決算書その他に出ております数字とは一致しませんので、お含みのほどをお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　それでは、続きまして環境緑化基金、現在までの積み立て額をお伺いしたわけでございますけれども、この積み立て額は、幾らになったときに使い始めるのか、そのことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

環境緑化基金につきましては、財政調整の基金でございます。一般会計におきまして、公園緑地等の取得、それから、整備、こういったものに係る財源として繰り入れるというものでございます。したがって、目標額は、条例では１０億ということになっておりますけれども、財政の運用の中で、必要であれば、その途中でも取り崩して使うというものでございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　ただいま詳細にわたりまして日野市の公益、または公共負担金の現況等、答弁をいただいたわけでございますけれども、学校の、将来区画整理地域における児童数、または学級数、学校の増設等をかんがみましても、今までの定められました金額の見直しを、そろそろ始めてもよろしいのではないか、そのように考えるわけでございます。

今身近なところで申し上げますと、特に東京都の中における三多摩２６市がございます。そ

の三多摩２６市の学校施設の負担金と、基礎控除戸数等を見てまいりますと、青梅市の場合は、基礎控除戸数が３０戸でございます。負担金額が４９万円。小平市も、基礎控除戸数が３０戸、負担金額が４３万円。同様に昭島市も３０戸でございます。東村山市は１６戸、負担金額が20万円となっておるわけでございます。そして、現在３０戸の自治体が四つ、それから、２０戸の自治体が八つ、１６戸の自治体が七つ、１５戸の自治体が一つ、１１戸の自治体が一つ、10戸の自治体が二つ、９戸の自治体が日野を含めまして二つということになります。武蔵野市の場合は、基盤整備等々のところからかんがみまして外されております。

そして、先ほど申し上げました中に、自治省、また建設省等からの通達で、改正を既に行った自治体が幾つかあるわけでございます。６０年の４月の１日に府中と町田市、６１年度の４月１日には青梅と立川市、そして、最近では６１年度の９月の３日ないし４日付の「東京新聞」だと記憶いたしておりますが、同じく保谷市が基礎控除戸数八つを１６と、このように大幅に見直しをされているわけでございます。

特に、この数字を見てみますと、顕著なものが町田市と日野市でございます。この２市は、現在名称的には革新自治体であると言われておるわけでございますけれども、そのような形の中で、将来見直し等をぜひ図っていただきたいわけでございますけれども、市長にちょっと御答弁をお願いいたします。

要綱によりますと、関連公共施設の整備等の水準は、地方公共団体が地域の実情を踏まえ策定運用してきたところであるが、他の地方公共団体における整備等の水準を大幅にかけ離れた高い水準については、適否を再検討の上、適宜修正するなど、行き過ぎがないように、処置を一日も早く行いなさい、このような内容の通達が出されておりまして、既に３年半以上が経過しているわけでございますけれども、多摩地区の府中、町田、青梅、立川等は、大変に迅速に市民の大きな声として、その負託に見事にこたえられているわけであります。予測といたしまして、さらに、今後多くの自治体が、青梅市や小平市の内容に近づけるべく努力をされることと思いますけれども、現在三多摩２５市の合同検討連絡会議、そのような名称のものがあるのか、また、あればその実情とか、また、その具体的な内容についての説明をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人口急増期に制定をいたしました、いろいろな反省のもとに、

各自治体が開発指導要綱という条例でない施策を定めてまいっております。それから、５８年のころに建設省から、その指導要綱の中の、公共公益負担金等の使途については明確にすること、あるいは均衡を失しないこと、というふうな、これまた行政指導があったことをよく承知しております。先般のどなたかの御質問にもお答えをいたしましたが、日野市では、なお当分の間、現在持っておる開発指導要綱を守っていきたいというふうに、基本的になお考えておるということであります。

開発指導要綱の功罪といいましょうか、評価につきましては、いろいろな観点からの御意見があるわけであります。東京都下の２６の自治体の中でも、人口のふえることを余り考慮しない政策をとっている市、あるいは、既にもうかなりふえて、人口の増加が非常に緩慢になったので、あるいは若干ふえる施策をとりたいと、いろいろあると思っております。私どもの日野市では、現在人口の増加かげんが、大分社会増、自然増も当然あるわけでありますけれども、御承知のとおり2,５００、あるいは3,０００以内というのが、ここ数年間の推移となっております。そして、人口急増期には、学校づくりを初めといたしまして、いわゆる急増対策に大わらわだった時代が、ほんの遠くない過去の時期だったんですが、今ようやく鎮静期といいましょうか、日野市の場合は、このときにこそ都市基盤の整備をしっかりとやっておこうということで、区画整理事業を進め、あるいは下水道事業に着手しているということは御承知のとおりであります。

この指導要綱の計算の根拠、非常に細かく小学校、あるいは中学校をつくるにいたしましても、割り振った計算をしておるわけでありますが、計算の単価になります、いわゆる土地代ということになるんですけれども、単価そのものは制定以来８年間ちっとも上げてないわけですから、そういう意味では漸増ではなくて、漸減だというふうにも御理解がいただけるものであろうと思います。

そして、日野市の場合、まだ人口も徐々ではあっても、ある程度のふえ方は、積極的に迎えていこう、こういう時期であります。財政運用の中で、学校その他公共施設は、起債にかなり依存しておりますので、新しく入られる市民も、その負担をしていただく。これは、納税でしていただく意味もありましょうし、それから、住まいを求められる際に、ある程度の負担を頼む、というふうにもなっているわけでありまして、今のところ日野市の指導要綱は、ちょうど適当なところではなかろうかと、こんなふうに思います。

これこそ、まず自治体の固有の権限の中で、いろんな意見を反映に判断をしておる状況でございまして、施策ですから、ある適用する変化というものはやっていいと思っておりますが、現在では、つまりはっきりといいますか、わかりよく言えば、宅地をつくり、あるいは家が建つ、つまり人口のふえるということは、一方に緑地の減ることでもあると、その意味で、何か緑地を買う際に補いとなる基金を定めておこうというのが、緑化基金の発想であります。その他、既に建っております公共施設、ある意味での若干の負担はしていただこうと。その際に、住宅は、あるいは宅地は、市場相場というのが需要供給の関係であるわけでありますから、開発を業とされる方は、なるべくそれは公共負担等は少ないがいいと、これは、需要者の立場に立っても言えるところでありますから、そのことにも配慮はいたさなければなりません。

それから、区画整理を行います際には、地主さんから２５％とか、それに近い公共減歩、あるいは保留地減歩、これによって公園や道路の用地が生み出され、また、工事の負担も若干その中から支出をすると、そういうことがありますし、新しい市民を迎える際に ── 物価ということでいえば、なるべく安いということは望ましいことではありましょうが、既に日野市が、まちづくりを営々とやってきて、その成果をすぐ生活の上で仲間入りができる、こういうことでありますから、新しく来られた方にも、それは納得ができると。日野市に来る際には、この程度の負担は持たなきゃならないというふうに、砕いて話せば御理解はいただける、こんなふうに思っております。

それから、全く新しく土地を求めて、利潤追求のための開発を目指す方もありますし、それから、古くから農業の用として農地を利用したい、宅地化したい、あるいは住宅化したい、これにはまた若干の差をつけておるわけでありまして、そういう意味では、ある意味でのバランスは成り立っているだろう、こんなふうにその基礎控除の中で調整ができておりますので、御理解がいただけるところではなかろうか、こんなふうに思っております。

日野市は発展途上にありますから、先ほどの説明、お答えのように、学校もまだ若干つくらなければなりません。それから、集会所でありますとか、計算の基礎につくっております幼稚園、保育園に至るまでの計算というのは、今後多少の変化はあっていいかというふうには思っておりますが、今のところ、一応の基準として、今まで、また指導要綱をいっぱい守っていただいた、負担金ばかりではなくて、道路幅、下水の構造、あるいは緑地、すべて指導に沿ってもらっていますので、最近の開発には、将来の市民生活にそう支障はなくなっていると。ただ、

古く指導要綱等、あるいは規制法がなかった当時に開発をされた団地に、後遺症としての諸問題が残っている、こういうことでありますので、意味は成果としては極めて明白だと、このように御理解をお願いしたいものだと思っております。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　ただいま市長から、将来に向かっての日野市の施策の中での、財政的な面を中心にお話をお伺いしたわけでありますけれども、現在日野の市域の面積を見てみますと、市街化区域と市街化調整区域がございまして、既に過去、大きく分けまして８カ所ぐらいの区画整理が、既に完了されているのではないかと思います。そして、また現在も３カ所の区画整理の事業決定がなされ、また、施行の進んでいる地域もございます。そのようなことを見てまいりますと、民間の開発業者が、残されました市街化区域等で、中で1,０００戸に対して小学校が１校、また、中学校は2,０００戸に対して必要だと、そのような大規模な開発は、日野の丘陵地帯では、もうないのではないか、というふうに考えるわけでございます。そして、区画整理を行った地域におきましては、既に地権者が、市の施策に私たちも力をかそうというような、前向きの姿勢で協力をされているわけであります。そうしますと、減歩率等々見ましても、また、１区画道路がたくさん入ってきますので、開発の規制の対象になるような面積というのは、なくなってくるのではないかというふうに考えるのであります。

そのような考え方もあわせまして、また、市長がただいまお話をされたところをお伺いしますと、負担金というものは、公団や、また、公社から、取れるところからは取るんだ、というふうにも解釈できるわけでありますけれども、日野市の西部地区にあります千代田自動車の跡地のところに、民間の企業の分譲、また、賃貸に供する建物が、これから出来上がっていくわけであります。戸数にしまして５００世帯、大変に大きな金額でございますけれども、その金額は、どのような形で将来お使いになるのか。聞くところによりますと、仲田緑地の東側に、現在３ヘクタールの建設省の用地がございます。そこに、公団が整備をする共同住宅を持ってくるんだと。そういうための、それを財源にも充てていく、また、そしてさらには、負担金の額に見合う範囲でプールをつくっていかれる、そのようなお話もお伺いいたしておりますが、私は、この問題を一つに考えるんでなくして、やはり二つに分けて考えた方がよろしいのではないか、というふうに考えるわけでございますけれども、現在の市長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の指導要綱は、公団あるいは公共的な機関は一応対象といたしておりません。しかしながら、別の意味で、あるいはそれ以上の、計算ではそれ以上になるかもしれない、その責任を果たしていただくわけであります。

千代田自動車という今お話が出ましたが、その千代田自動車の土地に相当数の、この間お話をいたしました職住隣接という形での住宅が、一部つくろうと、こういう考えをもって、千代田自動車の跡地を公団が所有しております。その計画には日野市が参画をし、指導しながら進めておりますので、一定の負担金をいただく、こういうことになります。それをもって、また日野市の財政運用の面にも、その活用が考えられるわけでありますから、そういう考え方で、例えば1,０００戸分、何億円、そういう目の予算はできるわけでありますから、そういうことはあり得るというふうに、御理解をいただいておいて結構でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　森田市長は、先ほど、当分の間堅持をなさるというようなお話でございましたけれども、私は、「当分の間」とは、具体的に何年ぐらいを指しておっしゃっているのか。といいますのは、現在日本の経済が低成長時代に入りまして、また、日野市の人口も安定期に入った今日、日野市の建設計画の将来の推移を考えましても、十二分に市民サイドに立ったお考えも、また持たれてもよろしいのではないか、というふうに考えるわけです。多摩地区の多くの自治体が、既に見直しをされているわけですから、その「当分の間」というものを、例えば昭和６２年の３月めどに、開発行為によるところの基礎控除戸数８戸を、青梅市並みに３０に引き上げる努力をされるとか、また、負担金におきましても１５８万3,０００円を、中の幼稚園、また保育園、小学校、中学校等の負担金の額の見直しを図りながら、総体的に東村山市のような２０万円に近づけ、そして、引き上げるように強く要望させていただくわけでございますけれども、市長の、また再度お考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　指導要綱は、本来は人口急増時の財政困難を克服する、一つの自治体の知恵ということで波及をしたというふうに考え、理解しております。また、そのことが、一面には町づくりの秩序に大変役立ったということと、それから、もう一つは、若干大型開発等の規制に寄与した、あるいはその内容の整備に寄与した、こういうことだったと思っ

ております。

今日、日野市の実情を考えますと、確かに数百戸開発をするとか、大集団団地が造成されるというところは、もう地積的に存在しない、こう思います。むしろ、今後はミニ開発という形で、宅地の細分化が十分考えられますので、日野市の ── 細分化といっても、今の基準は120平米であるとか、１３０平米であるとか、既に宅地としては狭小ではあるかもしれませんけれども、需要と供給の関係もありますから、それ以下のものは原則的にはつくってほしくない、町づくりのためにも、そういうことは適当でないという考え方はあります。

それで、より一層町に人口増加、あるいは人を迎えていいという時期は、私は来るように思っております。市内にも、また、地域によっては、ある程度高層化をして、学校の用意は既にできました、だんだん子供の数も減りますから、むしろ人口を迎えていいという地域もあるように思います。そのあたりの配分をどう考えるか、ということがあろうかと思っております。

従来の土地を持っておられる農家の方を抑圧するために、この機能を存在させるという考えはございません。むしろ、用いるとすれば、よそから金もうけのために来る、そういう開発企業を、あるいは業者を、ある程度指導するために、この役割りは十分生かしておきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　ただいまのお話を伺っておったわけですけれども、その間にできるのかできないのか、または、されるのかされないのか、というような明確なるお答えは、今いただいてないわけでございますけれども、ぜひお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　判断に誤りのないように慎重を期し、また、十分市民の御理解もいただける方法をたどっていきたいと、このように考えます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　私が考えますのに、日野市は、今住みよい町づくりと標榜しておりますが、そこに住む市民、さらには、将来また、日野の町に縁あって転出転入なさってくる方々も、そのような形で販売をされる分譲地、または分譲マンション等については、大変に高い買い物をせざるを得ないという考えができるわけです。そのように見てみますと、日野市は住みよい町なのか、逆に私は、住みにくい町ではないかな、というふうに考えるわけであり

ます。よいことは、他市に先駆けまして実施をしていくことが、市民の負託にこたえる、私は自治体の役割りではないかと考えるわけであります。

そして、最後でございますけれども、要綱というものは、性格は条例と同じに見ることができないわけでありまして、条例さえも適正に改正ができるのに、要綱は金科玉条不変のものと解されないのであります。要綱の性格とは何か、あわせて市民の立場にもう一度立っていただきまして、一部の改正をされることを強く重ねて要望いたしまして、私のこの件の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１４の１、町づくり指導要綱の公共、公益施設費の見直しを問うの質問を終わります。

一般質問１４の２、市道の整備計画を問うの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

○３番（高橋　徹君）　市道の整備計画を問うと題しまして、質問をさせていただきます。

現在日野市の市域面積は、市街化区域が2,２４０ヘクタール、市街化調整区域が４７１ヘクタールを合わせた2,７１１ヘクタールとなっているわけでございますが、よりよい環境のもと市民生活を営み、生産活動を行うには都市基盤の整備が大変重要であり、その筆頭は道路ではないかと思います。その整備率の高さが、町の生活を快適なものにしていけるか否か、大きなバロメーターになっているのではないでしょうか。

既に区画整理が完了いたしました市内の多摩平、平山台、神明、四谷、吹上、京王平山、平山下耕地、金田地区の５０５ヘクタール、さらには、旧住宅地事業法に基づく開発行為による都営・市営住宅の３３２ヘクタール、そして、工場、学校、公園緑地の１７４ヘクタール、区画整理施行中の高幡、万願寺、豊田南の２３１ヘクタール、合計は1,２４２ヘクタールとなり、市道としての整備は既に整っているわけでございます。しかし、その市街化区域の2,２４０ヘクタールから、1,２４２ヘクタール差し引きますと９９０ヘクタールが残るわけであります。この残された部分の市道が未整備地域となっており、これは、市街化区域の約４４％から５％に該当するのではないかと思います。地域別に眺めてみますと、落川、百草、豊田、東豊田一丁目、川辺堀之内、栄町、新町、大字日野、新井等々でございます。このような状況を踏まえ、４５％に該当する地域の、一日も早い市道整備が行われるよう、何点かにわたりまして質問をさせていただきます。

まず、第1といたしまして、区画整理事業も、年次計画を策定して実施がなされてきたわけでございますけれども、どのような経緯で現在に至ってきたのか、そして、未整備地域の整備年次計画というものが、現在日野市の中におきまして、既にでき上がっていられるのかどうか、その点をお伺いいたします。それが1点でございます。

それで、2点目といたしまして、区画整理の実施予定地に含まれますと、減歩率を決めて道路のつけかえや拡幅等、整備の基礎ができ上がっていくわけであります。しかし、既に宅地化されている地域の地権者が、一集落単位で、区画整理事業に協力は残念ながらできません、そのような趣旨の申し出がありますと、当局は、その地域を結果的に外してしまい、事業決定をしていくわけであります――今までの事業の行い方ではなかったかというふうに思います。身近なところですと、高幡地区がそうでございます。そのように一つの機会といいますか、時機を逃してました。そしてまた、外れてしまった地域の道路整備は、減歩率等のこともありましょうが、買い上げに応じない、また、応じていただけない場合、どのようにして市道の整備を将来進めていかれるのか、その点についてもお考えをお伺いいたします。

それから、三つ目といたしまして、今まで日野市内で開発をされました地域の、まだ未整備道路の未移管という状態が、まだ少なからず日野市内にはあろうかと思います。その未移管道路について、どのような対応をされていかれるのか、その点についてお伺いいたします。

四つ目といたしまして、特に最近は、落川、百草地域に下水道事業において、南多摩処理区に入る下水道管の布設事業が行われているわけでありますが、未整備の道路事業にあって、大変に幅が狭く、また、くねくねと曲がっているようなところにも、無理やりに施工がされておるわけです。そして、将来それらの地域を区画整理事業を行った場合、私は、事業費の二重投資といいますか、そういう結果が、大変に財政困難な中において、行われてくるのではないかな、というふうに考えるわけであります。その他の地域におきましても、今後同様なことが考えられるわけでありますが、重ねてそのような地域の市道整備を充実して、計画的な町づくりを図っていかなければならないと考えるわけでございます。そのような考えに対しまして、建設的な答弁をいただければと思います。

以上、4点でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。

○建設部長（伊藤正吉君）　4点につきましてのお答えを順次してまいりたいと思い

ます。

まず市道の整備の年次計画の点でございますけれども、私どもの方では、内部資料といたしまして、短期の計画を持っているわけでございます。それに基づきまして整備をしている、こういうことでございますけれども、それにつきまして、さらに計画を具体化するという意味合いにおきまして、６０年の３月でございますか、日野市道の幹線道路網の見直し調査、これを実施しておるわけでございます。これに基づきまして、一応市内の道路網の整備、これについての調査をしたところでございます。そこで、それにつきまして、いわゆる道路構造令に基づきます１級道路、あるいは２級道路と、こういう区分けをして調査したところでございます。

この道路の整備計画につきましては、都市計画事業によるもの、あるいは区画整理によるもの、あるいは私どもの方で担当しております単独買収による、この三つの方法があるわけでございます。こういう三つの方法で、それぞれの道路を整備し、あるいは改良していく、こういうことでございます。

道路網の調査の関係につきましては、一応見直しの調査ができ上がりましたので、今現在庁内組織でございます道路の整備検討委員会、これを開催しまして、今内部検討いたしまして、先ほど申し上げました幹線道路の見直し調査について、どういう時点で、どういうふうにやったらいいんだと、こういう具体的な今内容を検討しているところでございます。これらにつきましては、やはり基本計画の中に織り込んでいきたい、かように考えるところでございます。

それから、２点目の区画整理地区外の市道の整備でございますけれども、これは、市道の整備につきましては、やはり一にも二にも地主さんの協力がなければできないわけでございます。その辺につきまして、私の方も鋭意努力はしているところでございます。こういう形でございますので、なお一層の御協力をお願いする、こういうことでございます。

それから、未整備道路の移管の件でございますけれども、市道になるという条件は、まず議案として認定していただく、それから、供用を開始する、それから、告示をする、こういう三つの方向でやりますと、それが市道という認定になるわけでございます。その時点で市の道路に移管する、こういう形でございます。今御指摘の未整備道路につきましても、今三つ申し上げた手続中ではないか、かように考えるところでございます。

それから、落川下水道の布設の関係の、道路との関係でございます。これは、確かに御指摘のように、やはり道路と下水道、こういうものが一体という考え方でございまして、これにつ

きましては、絶えず下水道課の方とも連絡を密にいたしまして、買収を手がけているところでございます。あの路線につきましては、私の記憶では、下水道の布設に伴います市道の整備ということで、3路線ほど、下水道整備にあわせまして買収をしたということがございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　今部長から御答弁をいただいたわけでございますけれども、大変に皮肉にも日野市において、特に七生地域といいますか、南多摩処理区に一番最初に下水道がつながる地域が、将来にわたって二重の投資ということになりますと、区画整理をその地域がやってみたいんだと、また、やりたいんだと、そのような、もし地域の要望が出た場合に、なかなか対応といいますか、予算的なものが難しい中で、最後になってしまうのではないかなという、そういう懸念もあるわけでございますけれども、そのようなところの説明を、また答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　御質問の趣旨を、ちょっと私も聞き漏らしたわけでございますけれども、今南多摩処理区につきましては、下流の方から順次下水道管が埋設されてくるわけでございますけれども、そういう意味合いにおきましては、やはり下水道課と密接な連絡をとりまして、そういうことで道路の方に布設する場合には、用買あるいは拡幅をしていると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　それでは、市長に総括としてお答えをちょうだいいたしたいわけでございますけれども、日野の町は大きな都市計画があるわけでございますけれども、都市計画が、何か片方は人間に例えますと、げたを履き、また、片方は草履を履き、右手にはゴム手袋、左手には絹の手袋と申しましょうか、そのように大変にちぐはぐな形で現在行われているんじゃないかな、というふうに思うわけであります。そのような観点から、市長の、いや、そうではない、このようなことが将来自信と責任を持って、市民の負託にこたえていきます、というような観点からの御答弁をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。残り、あと5分ですので……。

○市長（森田喜美男君）　いろいろな見方があるなと思って伺っております。つまり、今までの恐らく何百年に及んだ農村当時からの地域の状況、それから、都市化に向かって、特に近代的な生活感から強いられたといいますか、整備しなければならない、そういう面と、非常に今まで経過してきた道は複雑であります。そこで、新しくできた、いわゆる高い地域の団地が何か非常に近代的で、低地にある本来の地元の農村であった地域がおくれておる、こういうふうには否めない現実があるわけでありまして、つまり人口が急増した地域というのは、村落からなるべく遠い、余り従来の農業経営に、一番早く手離してもいいというところから、開発の手がつけられたということであります。その開発をされた地域は、これは近代感覚、あるいは近代手法による、いわゆる都市という形でつくられたということでありますから、結果的に見ると、それをアンバランスと見るか、一つの発展の姿と見るか、その見方によると思っております。

しかし、従来の農業村落的生活が、日野市では成り立たなくなったということでありますから、やはり基準は都市化という形に整えていかなきゃならない、こういうことだと思っております。その順序が、これはだれのせいということじゃないんですけれども、とにかく手に入る、つまり開発の可能なところから手がついたということでありますから、言うなれば下水道事業では、下流から整備するのが一番いいに決まっていますし、それから、道路だって、本当は一番村落を中心として、放射的に町が発展するという姿が一番いいわけでありましょうが、それらを跳び越えて今日の姿があるということであります。ですから、現実に沿ってなるべく――これは市民感覚からいいますと、不公平というふうになってはいけません。不公平にならないように、そして、皆さんが納得できる、あるいは満足できるという状況に、なるべく早く到達をすると、これがハードな意味での町づくりの順序だと、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　私は、日野の市民の生活しております地域が、特に在と言われる地域であります、同じ税金を納めながら、既に開発されたところにお住まいの方と、また、未整備地域に住んでいる方との、大変にやはり不公平なことを早急に是正をしていただきまして、どの地域に住んでも平均的に、そしてまた、納めた税が、市内各所に滞りなく配分され、そして、それが快適な町づくりにつながっていくことを強く要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１４の２、市道の整備計画を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時４４分休憩

午後４時１０分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１５の１、婦人行動計画策定の早期実現を！の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（宮沢清子君）　通告に従いまして、婦人行動計画について質問をさせていただきます。

歴史のページをめくれば数限りない闘いがある。しかし、人類の生存と輝かしい発展のために、最もすばらしき闘いを営々と繰り広げてきたのは、偉大なる母たちにほかならない。悩める友のため、さらには人類の崩れぬ平和と幸福のため、今日までだれよりも賢明に、また、りりしく闘ってこられたのは、とうとき生命に生き行く平凡にして偉大な母たちにほかならなかった、と、アメリカの詩人、ヨワキン・ミラーの詩の中にありました。子を持つ母というだけではなく、もっと広い意味で、女性本来の母性という立場に立って、女性の連帯が求められる時代に入ってきているのではないかと感じる次第です。

１９７５年の６月、メキシコシティーで国際婦人年の世界会議が開催されました。平等、発展、平和の三大テーマのもと、国連婦人の１０年がスタートいたしました。そして、この間、女性を取り巻くさまざまな問題が社会的に取り上げられ、婦人運動が活発に展開されてまいりました。婦人問題は、その広がりから見ても、まさに人間生活の全般にわたり、現代の社会問題すべてに及んでいるといっても過言ではないかと言われております。このような問題意識の中で、一人ひとりが自分自身の胸中のあふれる思いを出し合い、婦人問題を具体的に解決するための、世界行動計画が策定されました。そして、１０年目の昨年、１９８５年、ケニア共和

国の首都ナイロビで開かれました最終年世界婦人会議では、この国際婦人年の流れをとめることなく、西暦2,０００年に向けて、あらゆる女子差別解消の行動を、発展させることを申し合わされたと聞き及んでおります。

このような経緯の中で、日野市におかれましても、昭和５５年の１０月１４日に、この差別撤廃条約の早期推進を求める意見書が採択されました。また、５７年１１月には、女性の生活と地位向上を目指す活動拠点として、多くの婦人の方々の署名、請願活動の結果、市立婦人センターが開設されました。さらに、婦人センターの完成と時を同じく、市の婦人関係施策を検討していただくための、日野市婦人問題懇談会が、市長さんの諮問組織として設置されました。日野市も、各地域の動きにおくれることなく、着実に進められていることと確信いたします。

日野市婦人問題懇談会より出されました、日野市における行動計画策定のための提言の中で、第１期懇談会は、昭和５７年１１月から５８年１０月に開かれ、ここでは、主として婦人センターの運営に関する問題の検討とともに、市政２０周年の記念事業の一環として、シンポジウム「いま女の周りで」との企画で運営されました。また、基礎的調査といたしまして、「女の暮らしアンケート」を実施されるなど、啓発調査を実践的活動を中心に進められてきました。第２期におかれましても、昭和５９年１１月に発足をされ、市長さんから出されました５項目の諮問事項でございます。1.男女平等観に立った教育の推進、2.婦人の社会参加の推進、3.働く婦人の社会的環境の整備、4.家庭生活の安定と婦人福祉の充実、5.婦人の健康増進と母性保護について、限られた時間の中で、日野市婦人に関する意識調査をされるなど、精力的に審議をなされ、第１次答申といたしまして、昭和６０年１２月に発表されております。

この第１次答申は、大きく３点にわたって述べられておりました。第１点は、第１次答申までの経過について、第２点目は、婦人問題解決のための行動計画の全体的方向と、領域別重点施策の考え方（指針）、第３点目には、当面着手すべき政策への提言、と、このように大変中身の濃い長期的視点に立たれた具体性のある、すばらしい答申だと感じました。

ここで私は、この答申を踏まえまして、数点にわたり質問をさせていただきます。

第１の質問といたしまして、市当局といたしましては、既に庁内婦人行政連絡会を発足された旨をお聞きしておりますが、何らかの検討がなされていることと思いますので、その進捗状況を説明していただけないでしょうか。

第２点目の質問事項ですが、「市役所内部のシステムに関連して」と題しましての中に、1.

婦人問題担当の専管部門の設定と、条例による婦人問題審議会の設定が提言されておりますが、行動計画を推進するために、この二つの柱が中心になって、それぞれが十分に機能を発揮されるとき、本計画の基盤が確立されることと思います。また、審議会設置に当たりましても、メンバーの人選等、いろいろと御苦労もおありかと思いますが、市当局の推薦を初め、また、公募という形も含めながら各議会層の推薦等、多角的な面から、重層的なメンバーの推薦をしていただけるよう、考慮していただきたいという希望があります。市民と行政との協力による総合の力で、婦人問題の解決を図っていけるよう提案したいと思いますが、十分に検討していただければ幸いと思います。

第3点目の質問といたしまして、婦人関係施策への具体的要望といたしまして、困ったときに派遣できる制度を望まれる世帯が、３０代以上から圧倒的に高く、３０代では４０.２％、40代で４９.５％、５０代で４９.１％、６０代で５３.５％と、順次高くなっております。このことは、病気をしたとき、また、緊急時など等、さらには、ひとり暮らしの高齢者世帯や、寝たきり老人、乳幼児を抱えている世帯など、緊急時に安心して家事を依頼できる制度を必要としております。また、多くの方が求めております、女性の老後に来る負担など、女性ならではの切実な要望があらわれております。今後、高齢化社会の対応といたしまして、近い将来、日野市独自の多様性あるシステムといたしまして、開発をお考えになっていらっしゃるか、また、どのような形態で実現されようとなさっているのか、お伺いいたしたく思います。

最後に、国立市では、国立市婦人問題市民委員会条例が設置されました。６１年４月１日から施行されております。ぜひ日野市におかれましても、婦人問題を時代の潮流と歴史的課題としてとらえられ、その取り組み方を明らかにしていただき、市民参加による婦人行動計画の策定を進めていただきたく、そのお考えと取り組み方をお伺いいたします。

以上につきまして御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　ただいまの御質問に順次お答えを申し上げてまいります。

婦人の地位向上は、国の内外を問わず、ただいまの御質問の中にもございましたように、今や時代の要請となっております。昭和６０年、昨年１９８５年を最終年とする、国連婦人の10年を契機にいたしまして、我が国も差別撤廃条約を批准いたしまして、そして、その責任の明

確な位置づけが行われているわけでございます。日野市におきましても、５７年に婦人センターを開設いたしました。また、婦人の意見要望、そういったものを広く行政施策の中に取り入れていくべく婦人問題懇談会を設置し、婦人関係施策の推進を図ってまいったわけでございます。

婦人の行動計画につきましては、５９年の１１月から第２期の婦人問題懇談会を設置いたしました。座長は、東京都立立川短大教授山岡熙子氏にお願いをいたしまして、その計画性発展のための提言について諮問をいたしたわけでございます。５点にわたる諮問の内容については、既に御質問の中に述べられておりますので省略をいたしますが、１７回にわたる熱心な討議を重ねてございます。そして、６０年の１２月に、「日野市における行動計画策定のための提言」という表題で、答申をいただいております。この答申は、婦人問題解決のための行動計画の全体的方向として、御質問の中にございました五つの領域別の指針と、当面すぐにでも着手すべき政策についての提言、この二つが主な内容であろうと私は考えております。この重要な提言を私どもは理解し、そして、さらにこれを真剣に受けとめております。

この答申を受けまして、婦人施策の総合的、そして、積極的推進を図るために、生活環境部長を座長といたしまして、関係課長及び課長職１５名からなります横断的な組織を庁内に設けました。これを、庁内婦人行政連絡会と名づけまして、設置をいたしましたのが本年の４月でございます。４月以降この会議を重ねまして、行動計画策定の態勢づくりをいたし、現在各関係部局から出てまいりました施策を、事務局である生活課が中心になって調整中でございます。この連絡会で出されたいろいろな政策の案を生活課が調整をいたしまして、なるべく早い時期、具体的に申し上げますと、私どもは年内１０月いっぱいをめどに考えておりますけれども、10月いっぱいに日野市婦人行動計画といたす予定でおります。

それから、御質問の中にございました婦人問題担当室の設置についてでございますけれども、婦人の施策推進のためには、確かに組織の充実が、これは不可決なことでございます。しかし、現状ではなかなか組織を拡大する方向で解決することは大変難しい、いろんな条件がございます。検討の余地が多分にあろうかと思います。婦人問題が、より広範な分野にわたる問題を含んでいることから、組織的にも横断的な体制を確立いたしまして、行政ニーズに対応していきたい、現時点ではこのように考えております。

それから、条例による婦人問題審議会の設置でございますけれども、要綱によるよりも、条

例に位置づけた婦人問題審議会については、婦人問題の総合的施策の樹立、さらに、発展を将来にわたって確立保障、そういう意味合いがあるわけでございますけれども、この問題についても、いまだ結論が出ておりません。今後十分に検討を重ねまして、間違いのない方向に進みたいと考えております。現在の婦人問題懇談会は、要綱設置によるものでございますけれども、なるべく開放的で、そして、しかもフレキシブル、柔軟な実行性のある組織として、今後これを発展充実をさせていきたい、このように考えております。

それから、能力及び労力提供者派遣制度のことでございますけれども、これは、当面すぐにでも手をつけなさいという、注進的な御提案でございました。５９年１１月に実施いたしました、日野市婦人に関する意識調査、御質問の中にございましたけれども、婦人に関する意識調査の中で、充実すべき婦人のための施策について、病気や緊急時に家事、育児の手助けする人を派遣する要望が、非常に高い順位で占めておりました。女性が、非常の場合や社会参加のために、必要に応じて能力だとか、その労力、それから、時間的余力を融通し合い、お互いに助け合う、このシステムの確立を求める切実な声が、大変強かったわけでございます。日野市婦人問題懇談会におきましても、この問題を取り上げまして、当面着手すべき施策として、提言の中に織り込んだわけでございます。

女性の英知と力を地域社会に生かすことは、第２次基本構想の中にもうたわれております。人材活用と、それから、社会参加の条件整備、さらに、新しいコミュニティー形成の見地からも重要な課題でございます。ただ、具体的なシステムづくり、方法につきましては、なお研究の余地がございますので、もう少し時間をいただきまして、庁内的にも十分に検討を加え、研究を進めてまいりたいと思います。

それから、最後の国立市の例でございますけれども、今後、国立市とも十分連絡をとりまして、事によりましたら、婦人問題懇談会の委員さんを国立に派遣するなど、そういう手だてをとりまして、国立の行き方も十分取り入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　本当に心から皆さまが、婦人行動計画に対して深い御理解をいただきたいということで、私のところにも多数のお声を寄せていただいておりますので、また、年内１０月いっぱいに、しっかりまた検討を進めていただきながら、実施の方向に向かって進

めていただければ大変ありがたいと思いますので、十分な御検討を加えていただきながら、よろしくお願いいたします。

それから、さらに行政当局を初め、男性の皆様の深い御理解と、関係者が一丸となって取り組んでいただきたいと思いますが、市長さんのお考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今までも婦人問題につきまして、知識不十分ながら積極的に取り組んだつもりでございます。まず、婦人の社会的な地位の向上のためには、一番自治体の地域社会でいろいろと参加をしていただく、あるいはリーダーシップをとっていただく。特に、子供の健全育成や、それから、福祉活動には、婦人でなければならない貴重な能力がおありだと、このように思っておりますので、今後より一層婦人の方々の参加がしいいように、また十分意見が反映できるような、そういう工夫をしていきたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　私たちも、男性の皆さん、また、女性がそれぞれの特質を理解し合い、再認識する中で、新しい建設への基点としていくことが大切だと思っております。そして、大きな大綱の中で、市民の皆様からの声を聞いていただきながら、じっくり検討していただき、進めていただきたく思います。

そして、この婦人行動計画を確実に推し進めていくことを通して、平和と平等を希求して力を合わせようとしている国内の動きと世界の動きに協調して、ともどもに連帯の和を広げていきたいと思っております。さらには、２１世紀を生きる未来からの使者たちに、すばらしい社会を一歩一歩と近づけてあげたいという願いを込めて、この行動計画が大きな道しるべになるようお願い申し上げます。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１５の1．婦人行動計画策定の早期実現を！の質問を終わります。

一般質問１５の２、市民の健康増進（特に婦人）についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○２番（宮沢清子君）　続きまして、市民の健康増進（特に婦人）について、質問をさせていただきます。

健康は第一の富であると言われておりますが、一家におかれましても、明るく健康的な母の姿ほどとうといものはないと思います。その母が病に倒れたならば、家庭は、ともし火が消えたように沈んでしまいます。主婦の健康は、一家の幸福を左右するのではないかと、多くの方々が認識されておるとおりです。

東京都の主婦の調査でも、８０％の人が日常の関心事として健康問題を挙げ、家計や経済、あるいは教育に関する関心事と同じように、または、それ以上に高くなっております。日野市民の意識調査の中におかれましても、健康や医療に対する関心度の高さもうかがえます。健康は、人生の極めてとうとい価値目標とされておりますことは周知の事実であります。

日本人の平均寿命は、女性が８０.４６歳、男性が７４.８４歳となり、女性の方が男性よりも５年余り延びており、引き続き世界一の長寿国の地位を保っております。この結果、全人口に占める６５歳以上の老齢人口の比率は、全国平均でも１０％に達しました。県によっては、既に１５％を超える状態になっております。日野市におかれましても、昭和６１年４月に、日野市行財政調査会の中から、市民生活と健康づくりに関する答申も出されておりますが、その中で、日野市民の健康の特質としては、今のところ、６５歳以上の老齢人口は6.5％くらいで、それほど高齢化は進んでいない状況にあります。しかし、昭和５６年３月当時からは１％余りふえておりますので、今後は、さらにふえ続け、数年後には厳しい対応が迫られるでありましょうと、指摘されておりました。

ここで私は、この調査会の答申を中心に、市民の健康について、数点にわたり質問をさせていただきます。

健康で快適な生活を営むための基本は、人々が自分の健康は自分で守ることは当然でございます。したがって、市民の皆さん個人の立場でできる健康管理としては、まずバランスのとれた栄養をとり、十分な睡眠をとられ、適度な運動をして体力づくりに励み、過労は避けていかれるなど、注意をしていくことが考えられます。このような健康管理を、日常的な習慣としてできるよう、努力することはもちろんでありますが、将来起こり得る病気に対しても、治療を中心とする医療から、病気にかからないように注意をしていくための健康診断、健康相談、健康教育の充実を、さらに推し進めて、幅広い予防医療の態勢づくりが大切であることは周知の事実であります。

日野市におかれましても、５８年２月に制定されました老人保健法に基づく年次計画の中で、

一般健康診査を初め、各種の検診が実施されてまいりましたが、第１点目の質問といたしまして、主婦の誕生日月健診実施についてお伺いいたします。特に、家庭の主婦については、定期的な診断の機会を失いがちであります。全国的に見ましても、健康診断の受診率は低く、健康には深い関心を見せながらも、健診事業そのものへの理解度と関心が薄く思われます。そこで、内容、実施方法についても、検討を加える時期が来ているのではないかと感じる次第です。

総合的な健康診断制度の導入でありますが、成人病、胃ガン、子宮ガン、乳ガン等を検診表の中に一括セットされて受診者をふやしていただき、定期的に受診していただくために、主婦の誕生日月健診を実施の方向で検討していただけないでしょうか。主婦の誕生日月を記念いたしまして、日野市からのプレゼントとして、受診通知表を個別に発送していただき、最寄りの病院で診断していただく制度であります。多忙な日々を過ごす主婦にとって、忘れていた誕生日に、かわいい我が子から、真心のこもったプレゼントをいただいたときの母親のうれしい笑顔、大切な御主人から、優しく温かいねぎらいの言葉をかけていただいたときの喜びはひとしおでございます。そして、日野市から、いつまでも健康でいてください、このような願いを込めまして検診表のプレゼントを行っていただければ大変にありがたく、皆さんお一人お一人が二重三重の喜びに包まれることでしょう。

太陽が上れば、すべてが明るくなるように、健康で幸せに満ち満ちた安穏な家庭が、一軒一軒と広がりを見せていかれたときに、人と社会に活力を与え、すばらしい地域社会が一段と築かれていくことと確信いたします。全国的に見ましても、また、さらには都下の市におかれましても、実施を見ているところがたくさんございますので、実施に向けて努力をしていただきたいと思います。

ここで、困難な場合には、第１段階といたしまして、３３歳、３５歳、４０歳、４５歳、５０歳、５５、６０、６５歳等の年齢にお誕日を迎える市民の皆様を対象に、３年から５年に１回行う節目健診を提案させていただきたいと思います。

女性の厄年と言われます年齢は、１９歳、３３歳と言われておりますが、中でも女性の３３歳は、さんざんに通ずるということで、大厄だと言われておるようです。また、この年齢になりますと、生理的にも社会的にも、人生の一つの転機を大変感じるときでございます。このような時期に、ますます健康で充実した毎日であってほしいという願いを、だれもが持たれておることと思います。３３歳を基点に、または、３５歳を基点に個別通知をしていただき、５年

ごとの節目健診で受診できるよう、お取り計らいいただきたいと思いますが、今後どのような計画でいらっしゃるか、お聞きしたいと思います。

また、特に子宮ガン検診につきましては、現代は、子宮ガン頸ガン検診を実施されておりますが、子宮体ガン検診と申しまして、子宮の奥まで対象を広げていただくことによって、子宮体ガン検診が定期的に受診されることによって、子宮ガンは完全になくすことができるということも聞き及んでおります。ぜひ実現に向けて考慮していただきたく、お考えをお伺いいたします。

第２点目の質問といたしまして、夜間休日健診の実施についてお聞きしたいと思います。

家庭婦人などの健康診断体制の整備とともに、企業などで組織的に健康診断を受ける機会のない人たちを対象にいたしまして、自営業者の方々を初め、子育てを終えてパートで働かれている主婦の方、また、母子家庭のお母様、さらに、育児や家事など、雑用に追われている人たちにおかれましても、健康には深い関心を見せながらも、昼間自由な時間がとれないために、定期的な診断の機会を失いがちであります。どうかこうした皆様のためにも光を当てていただいて、夜間休日健診の、健診体制の確立を図っていただけないでしょうか、お伺いいたします。

第３点目の質問といたしまして、提案でございますが、自宅で大腸ガン検診ができるよう配慮していただけないでしょうか。日本の食生活が欧米型に近づいた最近、大腸ガンが増加の傾向にあります。高年齢化するほど、その発病率は高く、５０代から６０代の人たちに多く見られると言われております。病状が進行してから発見されたのでは、手術が成功しましても、人工肛門をつけなければならないと聞いております。早期発見の場合は、ほぼ１００％完治するんではないかと言われております。既に実施を見ております世田谷区におかれましては、肺ガンと乳ガン検診に続きまして、昨年から大腸ガン検診も実施されております。受診方法といたしまして、はがきで最寄りの保健所に申し込まれますと、折り返し便潜血反応スライドが送付されますので、受診者は自宅で採便したものをスライドに塗って、区保健センターに郵送いたします。受診対象者は４０歳以上の方で、自宅におりながら無料で受診できるとのことでありますから、連日申し込みが殺倒しているとのことです。昨年１０月からスタートいたしましてこの春３月までに3.５４８名の人たちが受診されました。そして、わずか５カ月間で、６名の方から大腸ガンを早期発見いたしました。いずれの人たちも、手術をいたしまして完治されたと聞き及んでおります。早くもすばらしい成果を上げておられます。

日野市におかれましても、早期発見、早期治療を施すことによって、人工肛門の補助金の負担を軽減させ、健康診断の方に回すような形がとれないものでしょうか。さらには、日野市の国保税にも、大きな影響を及ぼすことになると思われます。場合によっては、引き下げも可能になるのではないかと、このように考えてもおります。ぜひ実施の方向で御検討していただけないでしょうか。

第4点目の質問といたしまして、乳児医療無料化制度の拡大と、医療費支払手続の簡素化を図っていただけないでしょうか。

現在、日野市におかれましては、乳児が健やかに育つよう、乳児が病気やけがなどで病院にかかりましたときに、かかった医療費の個人負担分を、市が全額負担してくださっておることに対しまして、乳児を持つヤングミセスのお母様方から、大変ありがたく感謝しておる旨の声をたびたびお聞きいたしております。ただ、助成を受けることの対象が、市内に住所のあります生後1歳児未満の乳児となっておりますので、1歳児、2歳児までの乳幼児に枠を広げていただけないかとの要望が、数多くのお母様より寄せられております。

1歳児未満の乳児につきましては、まだ母親からの免疫が多少なりともございますが、1歳児、2歳児の幼児が、医者にかかる率が高くなってきております。よき種は、よき苗となり、よき花が咲きます。これは自然の道理でございます。と同じように、未来を託す大切な乳幼児期の成長が、今後の発育に大きく影響を及ぼします。乳幼児期の最も大事な身体面、精神面で著しい発達をする時期でありますので、ぜひ1歳児、2歳児の幼児にも、医療費無料化対象に入れていただけるよう、推進していただきたくお伺いいたします。

また、現在日野市で行っております支払いのシステムといたしまして、患者が自己負担分を一度支払った後に、市に申請するようになっておりますが、今後、事務的手続上でいろいろと懸念される部分も、おわかりかと思いますが、より事務手続の簡素化が図れないものでしょうか。例えば赤ちゃん健やかカードのような形式で、市が証明書を発行され、カードと保険証を医療機関に提示していただいて、病院の窓口では医療費の支払いは行わないで済むような方法が考えていただけないものでしょうか、さらに、利用できる医療機関も、市内全域と、隣接市の一部まで幅を広げていただければ大変ありがたく思います。ぜひ御検討いただきたくお伺いいたします。

最後に、第5点目の質問といたしまして、自動血圧測定器を、市の公共施設に設置していた

だきたく、お伺いいたします。

市役所を初め、支所及び、これからできます仮称生活保健相談センター等に訪れる市民の皆様が、気軽に利用されまして、自分の健康管理の一つの目安にしていただければと思います。行政視察に行きました折にも設置されておりました。測定は、筒状の部分に右腕を入れまして、返しボタンを押すだけで、自動的に行われる仕組みになっておりました。終了しますと、最高血圧値、最低血圧値、脈拍数が、測定年月日、時刻とともに記録紙にプリントされて出てくるようになっております。健康づくりの一環として、備品として設置していただけますよう、御配慮していただきたいと思います。

以上、数点にわたりましたが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

初めに、老健法が施行されまして、それ以来、いわゆるヘルスの六事業のうち、健康教育、健康相談に対する昨年度の我が市の実績について、ちょっと御紹介申し上げたいと思います。

健康教育でございますが、１５回教育の場を設けまして、延べ1,３２４人の方が学習をいたしました。さらに、健康相談につきましては、６２回相談の機会を設けまして、延べ4,９２１人の方が相談に見えました。この相談事業につきましては、人がたくさん集まる会場に、こちらから出かけていきまして、相談に見える方を待つ姿勢でなくて、積極的に出かけていって相談を受ける、そういうような方法をとっております。

御質問の第１点目でございますけれども、主婦の誕生月健診の実施について、どのような計画があるか、この御質問からお答えをしていきます。健康診査の方法を決めるにつきましては、対象者をどのようにとらえるか、そして、その健診の日時をどのようにセットするか、こういうことが非常に重要なポイントになってまいります。例えば日野市のように、主婦とか男性とか、そういった区別をしませんで、３５歳以上の成人は、だれでも希望できる、こういうよう

なとらえ方もございますし、御質問に出てきました誕生月に健診をする方法もございます。さらに、５歳ごとの節目と呼ばれる年回りですね、３５、４０、４５、５０、そういった５年ごとの年回りに健診を受けていただく、そういうとらえ方もありますし、あるいはまた、厄年に健診をやっていただく、そういう方法もあるわけでございますけれども、現在日野市でやっております３５歳以上、男女ともども希望者のみということになりますと、市民から希望をとりまして、その年の予算の範囲内で受けられる方に受けていただく、こういう方法になるわけでございます。この方法でございますと年間１回、あるいは春秋年間２回ですね、そういった回数に集中することができるわけでございます。ところが、誕生月に今度健診をすることになりますと、１月から１２月まで年間を通しまして１２回、この健診をしなければならないわけでございます。しなければならないと申しましても、その回数をいとうわけではございません。今のところ、いろいろな公共施設をやりくりいたしまして、借用いたしまして、健診の会場をつくっておる関係から、また、現健康課の体制では、予防接種など年間を通じていろいろな保健事業がございますから、そういう事業の中に、年間１２回の健康診査を割り振るということは、これは大変難しいことでございます。

老健法が施行されましてから３年目を迎えるわけでございますけれども、現在日野市がやっておりますような方法は、大体大方のどこの市でもやっております。誕生月健診、あるいは節目健診、こういう試みをやっているところは大変数は少ないわけでございます。市町村の住民健診の趣旨は、申し上げるまでもなく、早期発見して早期の治療でございます。そして、さらに自主的に定期的な健診を習慣化していただく、そういうことが主眼になるわけですけれども、御提案の誕生月健診の方法ですと、誕生日が来たから健康診断、こういうように健診の趣旨が生かされる、こういう長所があるわけでございますけれども、また反面、現在の体制では大変難しい面も出てくるわけでございます。

誕生月健診になりますと、こちらから通知を差し上げまして、対象者全員に通知を差し上げる。したがって、健診があるということがわからなかった方にも、１人も余すところなくＰＲできるというようないい点もございます。したがいまして、私どもも、生活保健相談センターができたとき、そうしますと、これは施設は借り物でなくなりますから、年間を通していつでも保健事業に使えるわけでございます。こういった状勢の変化ができたときに向けて、節目健診、さらに子宮ガン、そういったものの総合的な女性の健診制度ができないものだろうか、そ

ういう面に思いをいたしまして、これから研究をしてまいりたい、そういう御答弁を申し上げておきます。

それから、夜間休日健診の件でございますけれども、健診の日時につきましては、できるだけ多くの市民の方が受診しやすい日時を選定して、受診率の向上を図ってまいりたい、このように考えております。現在では、ウィークデーの午前9時ごろから午後4時ぐらいまで、そういう日にちと時間の設定をしておりますけれども、受診率を高めるためには、御質問のように土曜日、日曜、あるいは祭日などのお休みの日に健診をやるとか、それから、夜間に行うとか、それから、出勤前、あるいはお仕事の前、商売の前ですね、店を開ける前に早期の健診を行うとか、こういうような方法をやりますと、確実に受診率が上がるわけでございます。これも大変申しわけないんですが、生活保健相談センターという専用の施設ができますまでに検討させていただきまして、実現をさせてまいりたいと、このように考えております。

ちなみに、昨年度の一般健康診査の結果を見ますと、全受診者2,307人いらっしゃいましたけれども、そのうち女性が1,939人、84%が女性の受診者でございます。したがいまして、日野市といたしましては、当面男性の受診率をいかに向上させるか、こういうことが非常に大きい課題となっておるわけでございます。市民に受診しやすい機会を提供し、受診率を向上させるとともに、自主的な健康管理、そういった意識の高揚が今後の課題でございます。先ほども申し上げたとおり、2年後の生活保健相談センターの完成までに、健診態勢の充実、こういったことを十分に今から研究をしてまいりたいと思っております。

さらに3点目の、自宅で大腸ガンの検診ということでございますけれども、大腸ガンにつきましては、非常に検査が難しい。潜血反応検査でありますとか、X線検査ですとか、内視鏡検査、そういう検査の方法があるということを聞いておりますけれども、いずれも食べ物に制約があるとか、それから、検査に3日ぐらい日にちをかけなければならないということで、集団検診になじまないんではないか、このように考えたところでございますけれども、ただいまの世田谷区の例、大変示唆に富んだ御提言をいただきました。この世田谷の例も十分に参考にさせていただきたいと思います。

それから、4点目を飛ばしまして5点目にまいります。

自動血圧測定器でございますけれども、実は、測定器につきましては、健康課で昨年大分研究をいたしました。この近所で設置をしております八王子の市役所にも問い合わせまして、そ

の結果、測定器を置いておくよりも、測定器から打ち出された最高最低の血圧、それから、時間、そういったものから、一言でもいいから専門の保健婦が、相談にあずかれるような態勢がとってあれば非常によろしい、そういうような回答が出てきたわけです。また、最高最低の血圧値につきましては、スーパーで実はレシートのような形で出てくるんですけれども、安静にしてないで計りますと非常に高くなると。したがいまして、１０から２０ぐらいの振幅差が出てまいるわけでございます。そういうことから考えまして、それを市民の方がうのみにされしまうと、かえっていろいろ間違いのもとになってうまくない。したがいまして、これも大変恐縮でございますけれども、保健相談センターができて、保健婦が常時いる場所、その近くに機械を置きたい、そういう結論に達して見送ったわけでございます。したがいまして、保健相談センターの中の備品の中には、自動血圧計を最重点に考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは４点目の乳児医療の対象の拡大と、支払い方法の簡略化についてのお答えをいたします。

乳児医療の対象の拡大につきましては、先般鈴木議員さんからの御質問にもお答えしたところでございますけれども、現在この辺の計算は、０歳児が、対象人数といたしましては1,824名、１歳児が1,898名、２歳児が1,816名ということでございますので、約これを２歳児まで引き上げますと、約３倍の医療費が推定としては考えられる。また、現在私どもがちょっと心配しておりますのは、療養費付加金――これは、各健保から付加金として出しているものでございますけれども、この限度額が1,000円引き上げられる、こういうことで、医療費の健保負担が減ってくるというようなことも考えられますので、ここら辺の財政負担の問題、これもかなり今後出てくるんじゃないかと考えられます。したがって、現在の単価で計算いたしましても、２歳児までやりまして、約5,000万の経費は年間必要であろうと、これが、付加金の切り下げが行われますと、8,000万ぐらいになるんじゃないかと、こういうような心配もちょっとございますので、ここら辺のところの財政的な問題。また、医師会の協力を得ないことには、この辺のところは成立いたしません問題もございますので、そこら辺ところの問題、いろいろの問題もございます。かなり慎重に検討を進める必要があろうかと思っておりますので、その辺のところも含めて今後検討させていただきたいと思います。

また、手続の簡略化の問題でございますが、これは、既に実施しております市は４市ございます。そのうち、清瀬と多摩市は窓口無料制度と、こういうことでの無料化が実施されておりますけれども、ただ、問題に私ども感じておりますのは、各健保 ── 組合健保の場合には、家族療養費付加給付金が出ております。これは、個々の組合によって最高1,０００円から最低は２万円までの限度で、それ以下のものは本人払いと、それ以上のものは組合払いと、こういうようなことでございますので、この辺の家族療養費附加給付金を二重払いする可能性が出てまいります。この辺のところが今後の問題だろうと思います。多摩市あるいは清瀬市等におきましては、窓口での無料化を実現して、簡単ではございますけれども、しかし、本人への組合からの還付、これが二重払いになってくる、こういう問題が生じる可能性がございますので、そこら辺のところを考えますと、現在の日野市の方法がいいのじゃないだろうかと、これは、多少面倒くさいと言われる方もございますでしょうが、しかし、二重払いというような問題については解消できると、こういうことでございます。又、他市への拡大、こういうようなこともございますが、他市は現在、治療費を支払った領収書を添付された請求書が参りますと、これについてはお支払いをしておりますので、他市で治療された場合も、当然これは対象となっておりますので、そこら辺のところは、御質問の点については、既に実施されているというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　大変失礼を申し上げました。生活環境部長答弁漏れがございますので、その分についてお答えをさせていただきます。

子宮ガンの件でございます。子宮ガンにつきましては、３５年からの統計を見てみますと、現在は半減をしております。反対に、３５年から倍増をしておりますガンは乳ガンでございます。子宮ガンの検査でございますけれども、御質問の中にございましたように、子宮頸ガンの検査でございましたけれども、来年度以降、子宮体ガンの方の検査の方法につきまして、予算編成までに課内で十分検討をいたします。そして、さらに子宮ガン検査につきましては、御提言にもございましたように、５歳刻みの節目健診、節目の年齢に当たる方々を私どもの方でセレクトいたしまして、その分につきましては、現在委託をしております検査機関と別の検査機関に送りまして、節目の方のデーターをそろえておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　仮称生活保健相談センターができた暁には、さまざまな形で希望の持てる御答弁をいただきましてありがとうございました。

そこで、最後になりましたが、市長さんにもお伺いしたいと思います。

仮称生活保健相談センターが完成されました暁には、市民の健康づくりを推進するための健康相談、健康教育、健康診査と、保健サービスを総合的に行う拠点となっておりますが、その運営内容についても、今さまざまな形から御答弁をいただきましたが、さらに深い内容がおありでありましたら、そのことに関しての御答弁をお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お一人お一人の健康管理は、御自分でやっていただくことが原則になるわけでありますが、そのための情報をいろいろな形で、なるべく完全な形をとっていく、そういうことが健康行政の大きな眼目になる、このように考えております。生活保健センターはそういう拠点になる、そしてまた、健康行政の現場になるというふうに位置づけたい、こう思って進めております。大きくいえば、健康教育でありますとか、あるいは健康診査でありますとか、いわゆる老健法に伴う六つの機能という課題に対しまして、なるべく正確にこたえていく、そういう施策を進めることだというふうに感じております。また、いろいろな診断、診査の技術も進んでおるわけでありますが、これまたいかに参加をしていただくために、その場所に出ていただくということに、まだまだ工夫がいる部分があろうと思っております。そういう今工夫のことについて、いろいろ御指摘があったように思いますので、もう一遍、そのあたりも点検をいたしまして、できるだけ所期の目的にかなう、そういうセンターづくりにしたい、このように考えております。交通の便をよくすることも、これまた大切でありますし、帰するところは在宅婦人、特に婦人の場合いかに出ていただくかと、あるいはそういう行事に参加していただくかということに、大きくＰＲをする課題があるだろうと、こう思っておりますので、それらも含めて効果を上げるための、あらゆる取り組みをするというふうに考えますので、また、御指導もお願いしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　大変ありがとうございました。明るい見通しの中で、お互いに健康には十分気をつけながら、新しい世紀に向かって前進してまいりたいと思っております。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１５の２、市民の健康増進（特に婦人）についての質問を終わります。

一般質問１６の１、日野市の基本計画を設計、実施せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（天野輝男君）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。時間が参りまして大変恐縮に思っております。

これらの問題は、私、市議会議員になった目的は、これらの問題を一日も早く果たさなきゃならない、そういうところから、私自身真剣に考えている問題であります。３月の７日と２１日だったと思います。「毎日新聞」に、２１世紀の都市を考えるという論文がありました。私、これに沿って大体まとめてあるのでやります。そういうところから、日野市の町づくりはどうしたら進むのかということを、私自身、また、まとめております。そういうところをかいつまんでまいりたいと思っております。そういう面で、少しピッチを上げませんと全部終わりません。前置きはともかくとして、これから始めさせていただきます。

２１世紀に向かっての日野市の町づくりはどうあるべきか、現在の状況では、果たして区画整理を初め都市計画事業が完成するのであろうか、大きな難問が山積しております。高齢化社会のカーブは急速に進み、私たち、子供たちに、このままでは大変大きな借金を残すことになるからであります。自治法第２条５項で、市町村は、事務処理に当たって、議会で議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない、と定めております。

そこで、日野市においても、昭和４６年７月、第１次基本構想を策定し、日野市の将来のあるべき姿が、この目標に到達するために必要な基本的施行の台本を定め、総合的、かつ計画的な行政の運営を図るために基本構想、すなわち基本計画と実施計画を策定いたしました。この基本構想は、日野市の目指す都市像として、暮らしを守る住宅都市、連帯する市民の都市を目標にして、１０年計画でなされました。そこで、人口増加を１６万から１７万と見込んで町づ

くりに取り組み、市政発展の指針といたしました。しかしながら、オイルショック等日本の経済の著しい変動を見た時期でもあり、日野市の人口増加とともに、幼稚園初め小中学校の公共施設の建設のために多額の予算が計上され、どうしても行政計画は学校建設費のために、後追い的な行政施策に追い回されてまいりました。このような理由から都市計画は大幅におくれて、特に下水事業の進展は全く見られず、昭和３０年代の多摩平公団の１１.５％のみの比率でありました。

第２次基本構想は、昭和５８年から昭和６８年までを目標年次に置いて計画されております。この時期において、急激な人口は、大幅におくれております下水道の普及率の悪さ、また、日常の生活の便宜の悪さから、人口は鎮静化しつつあります。しかしながら、日野市の将来を考えますときに、やがては基盤整備等が進むならば、高級住宅地として発展することが予想されております。そのためには、まず日野市全域の都市計画事業を推進しなければならないと私は思っております。市長の目標とする都市計画像は、緑と文化の市民都市と定めております。そして、日野市が目指す町づくりは、緑と清流と太陽の都市、文化と潤いの都市、人間尊重、自治参加、連帯の都市として、大きな柱として町づくりを進めていくことを施策しております。

これを、具体的都市像の実現を目指すために、また、小さな柱として、生きる喜びを創造する健康と福祉の町、豊かな人間を育てる教育と文化の町、自然と調和する安全快活な町、活力ある産業と豊かな消費の町、参加と連帯でつくる市民自治の町、これらの五つの柱で、なお具体的に市長の基本構想の趣旨を明らかにしております。

市長は、当選と同時に対話集会や市長相談等を通して、市民による町づくりを推進すべく、努力していることを私も認めております。しかしながら、市民相談の記録等を見ますときに、この中で一番問題として受理されているのが、都市施設、環境整備の問題であります。５９年度の例をとって申し上げたいと思います。これは、対話集会の受理であります。１６１件中、都市施設が７８件、４８.４％に相当します。生活環境２７件、１６.８％、住まいが３件で１.９％であります。これは、全体の１０８件に及び、６７％に及んでおります。

そこで、今回の私の、日野市の基本計画を明らかにし、一日も早く実施せよという、市民要望の高い問題を取り上げて質問させていただきます。

幸いに日野市は、今年度より東京都の都市計画課より、野中勝美さんが来て、都市計画の計画に参加していただくことになっております。これは、大変喜ばしいことであると私は思いま

す。都市計画法の１４条を見ますと、都市計画の図書が定められております。なお、１３条では都市計画の基準、この中で、要するに日野市に関係するのは全国国土開発計画、首都圏整備計画、首都総合開発計画という項目に該当します。そして、土地利用、都市基盤の整備及び地域市街地開発事業に関する事業で、該当都市は、健全な発展と秩序ある整備を図るために必要なものを、一体的かつ総合的に定めなければならないとうたっております。そして、１５条では、都市計画を定める者、これは市長が ── 日野市であったら市長であります、これが決定するということが掲げられていることであります。これらのことを踏まえながら、日野市の豊かな環境と、そして、基本計画を実施するということについては、私たち、市長初め議会全員が一致協力のもとに、そして、市の職員が一丸となって関与しなければ、当然解決できる問題ではないと私は強く考えております。

市長は、これらの問題を通して、一部今までに都市計画の事業を進めてまいりました。そして、都市計画を実施にされたところ、また、同じ地域であっても実施されないところ、先ほど高橋　徹さんからも質問ありましたように、そういうアンバランスのところが、実に日野市は多いわけであります。そして、これらの差別を一日も早く直すには、手入れして開発するにはどうしたらいいかということが、私たちの一番の役目だろうと私は信じております。

そこで、今日までの日野市の歩みを考えてみる必要があると思います。私たちの先輩や先駆者たちは、日野市の将来を考えて努力してまいりました。特に、日野市は都下唯一の穀倉地帯として知られ、長い間農村として栄えてまいりました。ここに先駆者たちの苦労があり、努力があったわけであります。土地を無償で提供したり、また、安いお金で土地を売却して、将来の夢を託しながら、日野市に昭和１０年ごろより機械工場の誘致を持ってきたわけであります。そして、戦後国内の復興とともに、工場はたくさんできてまいりました。特に、この時期になりますと、４０社ほどの工場ができて、日野市は工業都市としての様相を一段と高めたわけであります。工場ができれば、当然人口がふえます。そして、人口増加とともに、多摩平団地を初め集団住宅がたくさんでき始めました。この時期に、乱開発も無計画になされた面もたくさんあります。私は、このあたりが日野市の大体分かれ道になってしまったと思うんです。この時期から、日野市の町を長期的に計画する、これが必要だったと思うわけであります。

昭和３０年には七生と合併し、昭和３８年、市制が施行されて、全国で５５９番目の市として日野市が誕生いたしました。この時期では、全国で有名な財政の豊かな市として、他市から

もうらやまれるような、また、他市から注目されていた町であります。これが私たちの誇りでありました。そして、私たちは日野に住んでよかったと、欲張った喜びで満ちていたわけでございます。その後、首都圏整備法等市街地の開発の指定を受けて、工業都市への方向を決定されましたけれども、昭和４０年ごろ、これが修正になりまして、日野市は近郊整備地域とされて、東京都の住宅地として位置づけされてきたわけであります。

日野市は、東京まで通勤通学に中央線、京王線等の交通の便のよさで、首都にとって大変立地条件、構想としてみなすべき都市像も変化してまいりました。日野は、今後どういうように進むべきか。日野の土地は高騰いたしまして、工場立地を推進することは、もう難しく考えられます。そこで、今後は日野市は高級住宅地として開発されることが予想されております。

そこで、私は非常に残念に思っております。ということは、一部日野市の企業がほかに転出いたしまして、大幅な減収になっているわけであります。なお、日野市のほかの企業も、このままでは他県に移ってしまうというような声が出てきているのは現状であります。日野市の財政は、今私が申しましたように、日野市の企業が日野市に落とした市民税、固定資産税が大きい割合になるからであります。そういう面において、どうか私は市長に申し上げたいことは、ぜひ企業に意見も問いながら、日野市の町づくりを進めていただきたい、そのように強く考えております。

確かに市長の考えております第２次基本構想の文章はすばらしいところがあります。しかしながら、幾らこの文章がすばらしくても、実施計画がなされてない。日野市の将来をどう考えておるのかということになりますと、ちょっと私自身納得できないような面がたくさんあるからであります。そういう面で、どうか私は市長にこれから質問させていただきます。

この大坂上二丁目、そして、本町四丁目等、区画整理が終わっている箇所で、この箇所を将来基盤整備、また、都市改造等を行って開発していただけるような意思があるのかどうか、まず１点市長から答弁願いたいと思います。

それと、続けて三つばかりありますもので、また、万願寺や石田の、今万願寺、石田、新井の都市計画事業が進んでおります。この中で、特に下水道の事業費が今年つきました。私はうれしくなって見ました。そしたら、この北から、要するに終末処理場からずうっと来ているんだろうなと私思っておったんですが、そしたら、ところどころ区画整理が終わった道路分にのみ管をいけておるんです。これでは、やはり確かに都市計画事業費ということになると、予算

がつきます、そのためにやっていると思いますけれども、やはり仕事というのは、どこから解決していくかというものを、優先順位を考えていただき、やはり終末処理場の方から解決してくることが先決ではないかと思います。この面において、ぜひ……（発言する者あり）大坂上の二丁目です。こういう面において、早く処理場をつくるように努力するとともに、要するに下の方から徐々に下水道の工事もしていただきたい、ということが私の考えです。

そういう面で、市長ぜひそういう区画整理事業をするに当たっても、地主が反対するからできないなんて寝言いっているんじゃなくて……（笑声）どうしたら協力していただけるか、このあたりをまず考えていただきたいと思っております。そういう面で、ぜひ下の方から、そういう面で私は、ぜひ市長に、仕事というものは、やはり一番必要なところから区画整理も始めていただきたい、このあたりの答弁もお願いいたします。

それと、もう一つ仲田緑地の周辺で、ことし、今回特別調査費がつきましたこと、本当に私も大変喜ばしいと思っております。ただ、これをよく話を聞きますと、これは六丁目までなんです。少なくともあそこは、東町というのは、今、まだ日野市日野ですね、要するに東町というのは、皆さん御存じと思いますけれども、羽田ヒューム管の周りのところであります。あそこはスラム化して大変危険な状態なんです。（笑声）このあたりを、やはり道路を隔てて反対側まで考えるわけですから、市長、あのあたりも、やはり取り入れて大きく調査をしながら、町づくりをどうしたらいいかということを考えていただきたいと思います。

以上、３点であります。御答弁お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の発展の経過を述べられて、そう考え方が変わらないというふうに聞きました。第１次基本構想の当時は、実はまだ下水道計画はなかったんですが、第２次基本構想ではそれらを具体的に事業化する段階に入っておるわけでありますので、そのあたりは御承知いただきたいと思います。

それで、具体的に大坂上二丁目、すなわち柳町の地域、あるいは本町四丁目、すなわち森町の地域、そして、東町のヒューム管周辺の地域、このあたりの町づくり構想を持っているかという御質問だと思います。

そこで、今回の予算の中で調査費というのを、日野駅を中心とする――この間もお話ししましたが、甲州街道から多摩川寄り、この範囲に将来の町づくり構想を描く必要があるということ

で、その調査業務を、日本都市住宅公団に委託をしようということでいたしております。道路というよりも、駅を中心として、そして、甲州街道の、よく言われております多摩川の側、どちらかというと古い日野市の日野当時、日野町、あるいは多摩川から取水をした水田地帯であった、この地域について、日野市の将来像を描きたいと、このように考えております。

東町まで入れるかどうかという御指摘もございますが、東町につきましては、一応別途の地域との交渉をある程度持っております。つまり、特に排水ということを根本にして、どのように雨水、あるいは将来の公共下水道の布設ができるかと、こういう課題になるわけでありまして、技術的なことは担当の者が話すべきことでありますけれども、私は、今つくりました２・２・１０都市計画道路の上の排水地点があります。つまり神明上都市下水と呼ばれておる雨水排水の道であります。川の水面があり、それから、堤防の高さがあり、あわせて比較的低い地域でありますから、技術的に土かぶりが浅い。したがって、取り入れる範囲が低いところから、困難があるということがありますけれども、これは、ポンプアップ装置でもして、やはり取り入れるということをやらなければならない、このように担当にも指示をいたしております。

そういうことで、広範な町づくりの御質問でもございますが、そういう地域に、これから当然町づくりの焦点を当てて、少なくとも生活環境の整備、とりわけ雨水、雑排水の処理が、日常生活に支障がないというふうにすることが大切だと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　市長のおっしゃっていることは、もっともであると思うんです。しかしながら、やはり私たちが自分たちの子供たちに、要するに私たちは、かつて若いときに誇りを持っていたような、そういう町づくり、町を残すためには、市長が申し上げていただいたような、東町の下水道処理等については、恐らく時代が違う。時代が違うということは、やはりそのところに住んでいる方々、本当に、ああ日野というと、嫌なところだなという悪いイメージを与えるのではないかと思うんです。そういう面で、やはり市長がたびたび憲法を持ち出します。その中で、やはり私たちの生活は公平であってほしいと思うわけであります。難しいから、また、市民が協力できないから町づくりをできないというような、逃げ腰のような答弁であったら、私本当に残念に思うわけであります。

幸いにして、先ほど申し上げました、東京都都市計画の方から、この担当者が来ておるという、このことに私期待しております。そして、今私が申し上げましたようなところを十二分に取

り入れていただきまして、そして、日野市が、誇れるような町をつくれるように努力していただきたいと思います。そして、私、第1の質問は終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１６の１、日野市の基本計画を設計、実施せよの質問を終わります。

一般質問１６の２、仲田留保地の購入と総合体育館の建設についての通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○６番（天野輝男君）　この問題については、要するに調査費がついたということで、控えさしていただきます。ただ、桑園の跡地が建設省で昭和４６年に事業決定いたしました。それは、仲田の緑地として決定したわけであります。そして、東京都では５８年に――ちょっと私記憶が間違っていたらごめんなさい。５８年から６３年にかけて、仲田の緑地を6.3ヘクタール開発するということで認可がおりていると思います。この点につきまして、まだ留保地と一部仲田の緑地が、網がかかった部分が3.4ヘクタールですか、残っております。こういう時期でありますので、私はこの体育館等をつくるに、いろいろ資料を集めました。そして、佐賀県の唐津市には、すばらしい体育館があるというんです。これを、私今度視察に行かしていただきたいと思っていますが、これは、スポーツ公園で、すばらしいものなんです。これ見ますと、やはり私もちょっと勘違いしておりましたことをお許し願いたいんです。ということは、三浦重春先生がまだお元気でいらっしゃるときに、私、市長が土地、仲田の緑地売っちゃうと言っているんだと、だから、ひとつ東京都の方で何かならんですかと言いましたら、じゃあ、よし、天野君、あなたじゃあ私と都庁へ行って知事に会おうと、そして、そこに都のものかなんかできるように努力してみようということなんです。

確かに補助金というものは、要するに補助金のあれを見ますと、都市計画事業には、たしか最低限度国が3分の1、都が3分の1という割合なんです、あれ見ますと。三浦さんも、それ言ったんです。私、それがありましたもので、確かめました。それで、今までも言っておりましたけれども、この間、都市計画の方に行って調べました。そして、都の補助金、特に府中なんかの体育館を調べたんです。そしたら、やっぱり国や都の補助金というのは１０分の１ぐらいしかおりてないんです。そして、多摩市や東大和市――今東大和市というのは現在つくっておるんです。それで、６３年に完成予定なんです。ここでも補助金なんていうのは、都の補助金、国の補助金は、大体総工費が１３億8,８５１万なんですけれども、２億1,０００万ぐらい

しかついてないのが現状なわけです。そういう面で、日野市の体育館、総合体育館についてもまず土地を住宅公団に一部払い下げて、そして、そのお金でつくるなんていう愚かな考えを、あの体育館をつくるに当たって入れてほしくない。そして、私もまたいろんな面で体育館をつくっていただきたい。あそこの仲田の緑地は、要するにあそこの本町、それから、本町も私たち住んでおります。私たち、そして、東町だけの問題じゃないんです。私は、あそこ以外に日野市の総合体育館というものは、できないと思っております、土地がありませんから。そういう面で、このところにつくるに当たっては、やはり最大の努力をしていただいて、そして、立派なもの、そして、市長の名前が残るようなものをぜひつくっていただきたい、そう思います。

それと、もう1点は、私、この仲田の緑地の記念塔のことであります。確かに先ほど申し上げましたように、仲田の緑地としての計画設計は、東京都の設計出したそのものについては、来年の3月に終わることになっております。しかしながら、まだ留保地を初め、一部残されているのは、仲田の緑地は完成しないんです。だから、ぜひ記念塔を建てるのであるならば、少なくとも全部仲田の緑地が開発された時点につくっていただきたい、それまで市長頑張っていただきたいと思うわけであります。ぜひそれらを取り入れまして、ぜひ市長、私の考え方を取り入れていただきたいと思って、この質問も終わらせていただきます。（「答弁」と呼ぶ者あり）答弁いいですよ。（笑声）じゃあ、一言言っていただければ――また同じようだから結構ですよ。

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の2、仲田留保地の購入と総合体育館の建設についての質問を終わります。

一般質問16の3、生ゴミの収集についての通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○6番（天野輝男君）　ここで、私の地元で起きている問題であります。私も、生ゴミの処理まで男性ですから気がつかなかったんです。そうしましたら、日野市においては、生ゴミの収集について、ダストボックスで処理、要するに集積所としておるところが2,840カ所であります。ここ見てください、ここ見ますと百草の周りだけですよ、やってあるの。本町が取り残されてんだ、私、冗談じゃないと思っているんです。それと、袋で処理しているのが1,432カ所あります。そして不燃ごみがある。これはダストボックスなんです。これは2,032カ所です。こういう面で、私、地域の住民に、要するに私に相談に来たんです。日野駅前で、生ゴミを置いておきますと、収集する前日に持ってきて、そうしますと、猫や犬が生ゴミをビ

ニールから出しまして、その処理が大変困っておると。それで、私も現場見てまいりましたら、大変散らかっておるわけです。そして、近くのおばあちゃんが、困って掃いているのが現実でありました。そういうことで、私ここに、衛生課ですか ── の方に来ていただきまして、見ていただきましたら、相模原方式がいいんじゃないかという見解が出まして、相模原に行って見てまいりました。そしたら、相模原では、要するに金枠をつくりまして、そこに入れているんです。それで、要するに網張ってありますから、猫があさってもゴミが散らからないんです。私、これをつくっていただきたいんです。これを見積もりさせましたら、一つ大体3万4,000円でできるんですよ、市長。これ全部つくったって4,868万8,000円です。だから、5年計画でつくっていけば、1,000万ぐらいずつつくっていけば日野市全域いくんです。それから、市長の考えております憲法が市政に生きるんです。そういう面で、市長、これをぜひやっていただきたいと思うんです。よろしくお願いいたします。できれば市長の方から、一言やれるとか、だめだとか、ひとつ御答弁願います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　生ゴミ収集区域は、これは集荷作業が困難な地域、あるいはボックスの設置が困難な地域と、幾つか理由があるわけであります。また、東町の方面では、自治会がみずから、いろいろな生活経験があると思っておりますけれども、ボックスをいらないと言われる地域もあります。そういうことで、現在ボックスの置ける地域には、安全に置ける、あるいは安全に作業ができる地域には積極的に置いていこう。それから、置けない地域というのがありますから、これにはなるべくサービスをよくして、つまり感情的格差を言われないようにしよう、こういうことで基本的には取り組んでおります。

猫や犬の被害を受けない装置としての金網かごを設置する、どういう形のものにするかということはありますけれども、やっぱり固定物が置けないということでは同様ではないかと、こんなふうに思います。

しかし、実際にいい、地域の方にも喜ばれるということがあれば、考えなければならないと思っておりますが、そういう場所であれば、私はむしろボックスが置けるんではなかろうかと。そして、小型車を運行していって、その後ろから手送りで袋を詰めていきます、後部のパッカー方式の車がございますので、それで作業をするのが、これは作業員のためにもいいんではないかと、こんなふうにも思っております。もっとも具体的な、また、現地的な調査もさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　それでは、今市長の答弁いただきまして、現実に日野駅前の住民は困っているわけです。もし、今私が申し上げましたようなことができないのであるならば、ぜひ日野駅前にボックスを置いていただきたい。それをもう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もちろん調査をした結果、置きがたいという結論で置いてないものだと思っておりますが、置ける条件があれば、置いて作業が円滑に危険なくできれば、これは置くべきだと、こう思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　この問題も、急に私が出して、すぐ回答をというのは難しいと思いますけれども、やはりボックスがあるところ、ないところの差が、市長が申していただきました、その言葉の中に、差がないようにしているといっても、実際差があるのです。差があるところをいかに縮めていただくか、これ実際、ぜひこの問題も取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の3、生ゴミの収集についての質問を終わります。

一般質問16の4、南平体育館の連盟開放を望むの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○6番（天野輝男君）　日野市に南平体育館ができまして、私も大変喜んでおります。しかしながら、体育館を利用する団体が一般に限られておるんです、バドミントンとか卓球とか、弓道なんかも使っております。柔道は、あそこは余りやっておりません。そういう面で私は、結局あそこは体育館と武道場と分かれておるんです。そういう武道場の中に卓球台が入ってきているんです。そして、靴でずかずか畳の上へ上がるんです。だから、私随分不愉快に思っておるんですけれども、やはりこれも市の建物ですから、一々私は文句言ったりするわけにいきません。そういう面で、やはり武道場という名前がついている限り、やはり武道を専門に使わしていただきたい。

そして、日野市の、特に体育連盟の補助金もだんだん、だんだんカットされておるわけです。

そういう面で、このままでは、特に柔道なんていうのは技術が必要なんです。と申しますのは、年間学校の安全会等の調査を見てわかりますように、年間一番事故があるのは柔道なんです。これは、指導者がいなくて、要するに頸椎を骨折したり、これらも重症な事故であります。そういう面で、実際指導者がいないで教えておる、こういう状態は、市民にとっても大変危険が伴うことでありますし、やはり私たちとしても、十分注意しなきゃならないと思っております。そういう面で体育連盟を育てるということには、多少お金もかかると思うんです。ということは、柔道を通して私たちの仲間をふやしていくということになりますと、やはり時間もかかるんです。そして、今、必ず高校になりますと柔剣道をやっております。そして、確かに文部省の柔道教師の基準は難しいんです。だから、普通３０名受けても１人ぐらいきり受からないです。そういう面で、文部省の基準のある資格を持っている人たちは、実際少ないわけであります。そういう状態のもとで、柔道を習って、すぐ初段ぐらい取れます。そして、来ている子供たちを見ておりますと、全くはらはら私たちしてしまうんです。

そういう面で、この子供たちも教えてあげたいなと、私は実際あそこへ行きますと、柔道やっているの見ております。しかしながら、そういう私たちに対する多少なり身分措置をとっていただかない限りは、あそこでも、ひとつ人が集まって教えてほしいということを、私からは言えないわけです。それで、今八王子の、ことし道場できました。八王子の富士森公園の中にあるんです。これは立派な道場です。この場道の中で、要するに一般使用 ── 連盟が使用すると１回1,５００円だそうです。日野市で使いますと、１回が2,０００円になるわけです。そういう差が実際あるわけです。そういう面で、特に日野市の体育連盟が使うようなときには、また、一般的に使用できるような方法をとっていただいて、そして、日野市の体育協会が育っていくならば、やはりこの中から青少年の健全育成とか、また、いろいろないい面が育ってくるのではないかということを感じております。そういう面で、ぜひこのあたりの使用方法について御配慮いただけるものであるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは私の方から御答弁をさせていただきます。

ただいま質問者からもお話がございましたとおり、昭和５４年の４月に、初めて日野市に体育館が、南平にできたわけでございます。これにつきましての使用、あるいは管理方法につきましては、公共施設でございますので、地方自治法の規定を受けまして、一般市民あるいは団

体が使用に当たりまして、平等に公平に差別がないような形で使わせるような形で、条例並びに施行規則ができております。

そういう中で、今体育館の場合には、個人使用と団体使用という形であるわけでございます。特に、体育団体、連盟等が盛んに使用いたしております。それに対しまして、特に体育連盟等に優先措置といいますか、優遇措置と申しましょうか、そういう形で開放したらどうか、というふうな御提言というふうに受けとめました。体育連盟につきましては、教育委員会といたしましても、特に競技種目の振興、あるいは体育選手の育成、あるいは体育等の記録の更新、そういった面での日ごろの、何ていいますか、援助等を、補助金あるいは体育連盟にいろいろと事業を委託しまして、そういった面での育成を図っております。そういう面におきましては、いろいろと特別の措置を行っておりますけれども、いわゆる体育館を使用する場合に、体育連盟に対しまして特別優先措置をとるということは、先ほどちょっと申し上げました、いわゆる公平・平等等という原則がございますので、この面については、他の体育団体もたくさんあるわけでございますので、そういった面での差別ということも、してはならないということが原則にあるわけでございますので、一般論として、特に体育連盟等が、いわゆる公益を目的として市民全体の体育の向上、スポーツの振興を図るという、広く一般市民を対象とした意味でのスポーツ大会等があった場合には、減免措置あるいは優先的に貸し出しということができるわけでございますけれども、いわゆるふだんの練習等において、体育連盟を特別優先措置をするということにつきましては、他の体育団体との均衡もございますので、御質問の趣旨はよくわかりますけれども、現状の条例施行規則等をあわせた場合には、御提案につきましては、ちょっと不可能な問題があるんじゃなかろうかと思っております。何分法律の趣旨並びに条例施行規則の趣旨を十分に御理解をいただき、御了解を賜りたいと、こういうふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　先ほども私申し上げましたように、一般、特に格闘競技の柔道という、こういう種目でありますと、これは、だれか本当に指導者なり、経験者がついていませんと、事故防止につながる一番大きい競技だと、スポーツだと思っております。そういう面で、もしこれが、だれも管理者なり指導者がいないで事故をした場合においては、この事故をしたということの責任は、どなたがとるおつもりなのかどうか、この点について質問をさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それではお答えをいたします。

体育館を使用する場合の、事故等が起こった場合の、いわゆる責任はだれがとるかという、こういうような御質問だと思います。体育館を使用する場合には、いわゆる公の場で使用する場もございます。それから、体育連盟が独自で行う場合もありますし、また、個人で使用する場合もあろうかと思います。当然のことながら、日野市の教育委員会が主催で行う事業、あるいはまた、日野市体育協会に市が委託して行うスポーツ事業がございます。これらにつきましての実施に当たりましては、スポーツに参加する選手等に対しましては保険等をかけておりますので、その管理下のもとに事故が起こった場合は、教育委員会等の主宰する団体のある程度責任あるかと思いますので、そういう面の責任は、公で行う場合の責任ということに対しましては、実際にそれを主宰する教育委員会なり市なり、そういった面での責任があろうかと思いますけれども、いわゆるふだんの個人、あるいは団体等が練習に使う場合には、それぞれ個人ないし練習する団体、そういった面での責任というものが伴うんではなかろうか、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　私もそのように今考えておりますけれども、しかし、市の公共の施設を使って個人が事故をしたということになりますと、やはりこの責任の追及は、今の市民感情といいましょうか、個人の利益を守る、そういうところからきますと、多少責任を追及されると私は思っておりますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　その辺の責任の問題でございますけれども、体育館の、いわゆる正常な管理下のもとに起こった場合、それから、個人が不注意によって事故を起こす場合、いろいろとケースがあろうかと思います。正常な管理下に起こった場合の、公共施設でございますので、その場合には、ある程度の責任というものが、それぞれ教育委員会が管理しておりますので、責任の問題生じてくるかと思いますけれども、正常な管理下以外のもとで、いわゆる不注意によっていろいろと体育の練習、あるいは競技している最中に事故を起こした場合、これは、それなりの個人の責任もあろうかと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私、再三申し上げていますように、南平の体育館の柔剣道場のスプリングが固いんです。そして、事故があったときもあるんです、試合中に。そして、今の子供の体というのは、やわらかいといいますか、骨組みがまだ完全にできてない子供たちでありますと、大変あの道場は危険な状態なんです。もし小山次長さんが、柔道今まで経験ありましたら受け身に１回とっていただきたいと思います、どれほど痛いか、あの畳が。そういう面で、私はあの施設であるならば、十分事故があり得ると仮定して物を言っているわけであります。そういう面で、もし事故が起きた場合には――今はっきり言って、簡単な事故だったらいいと思います。しかしながら、要するに投げられた反動で強くどーんと打って、頸椎を骨折して、不幸にして亡くなってしまったというような事態になりますと、それはそんな簡単に問題は、私は解決できないと思っておるんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えをいたします。

たしかこの前の３月でしたか、定例会の際にも、柔道場の問題につきましての、いわゆるスプリングがあるかどうかというふうな御質問があったというふうに私も記憶しております。いろいろと私どもといたしまして、その後、柔道場等の施設をいろいろと点検したわけでございますけれども、スプリング等は、ちゃんと設置した際に入っております。その場合の、いわゆる使用するに当たりまして、事故が起こった場合どうするかというような御質問でございますけれども、できるだけそういうふうな事故が起こらないような措置も、今後体育館の管理運営に当たりまして、十分な配慮をしてまいりたい、こういうふうに感じます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そこで、市長にお願いがあるわけであります。私、市長に質問いたしましたら、小山次長の方から私のところにすぐ連絡がありまして、天野君、スプリングが入っておるよと、見てきてくれということで、私も、もぐってみました。そしたら、確かに入っておるんです。だけど、あのスプリングは正規のスプリングの、柔道場に入る正規の入り方じゃないんです。と申しますのは、正規の入り方といいますのは、やはり二重のスプリングで、要するに基礎が高く上がっているわけです。そして、十分反動がスプリングがきくように

工事してあるんです。やはりそのあたりをよく踏まえて、私は、この体育館はつくっていただきたかったなあと思うのが1点であります。

それと、実際使用するものにとってみては、これは、実際私たち柔道教えてまして、いかに事故なく教えるかということが、一番私たちが常日ごろ考えていることなんです。そういう面で、年2回は必ずあの道場を柔道大会で使っております。そして、このごろ何か受け身も余り上手にできないのが来まして、ときどき実際事故があるんです。そういう面で、それはどうして事故があるかといえば、やはり畳が固定してないというような面もあるんです。あれが動いてしまう、そうすると、足がつま先入ったりなにかして、そして、ころんでけがをするというような場合が往々に実際あるわけです。そういう面で、まず畳の固定方法を、もっとしっかり考えていただきたいということと、もう一度検討する余地がありましたら、スプリングの件も考えていただきたいと思いますけれども、市長の御答弁をもう一度いただきたいと思いますけれども……。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　以前に、南平体育館の柔道場のスプリング装置が、ないんではないかというふうに問われたことがありました。その際に、まさかとは思っていましたけれども、設計図並びに建築担当の職員に聞いてみましたら、基準に沿う設計になっておるということがわかりましたので、そのように天野議員にはお知らせしたことがあります。なお、不十分だと言われるわけでありますから、もう一遍検討しなきゃならないと思いますが、恐らく体育館には、そういった格闘技の場所に対しましての、装置の基準があるんだろうと私思っております。それに該当するものであれば、やっぱりそれで鍛錬をし、なれていただかなければならない、このようにもとれますし、しかし、障害が起きるようであれば、そうはいかないというふうにも思うわけであります。

それから、もう一つは、公共施設の、施設の保険はかかっておりますが、人身事故の保険ということについても、これは検討しなきゃならんな、というふうに思いました。そこで、例えば体育連盟等の団体で、助成金を差し上げることによって、団体保険にも入っておいていただいて、使用の際には、そういう条件をつくっておいていただくということが、可能であるかどうか考えるわけであります。あそこの使用料というのは、これはプールその他の、いわゆる体育施設と均衡する意味で使用料が制度化されておりますから、個人使用でもできるわけですから、

そのあたりとの均衡の問題も考えなければならない、このように思います。今まで、しかし、けががなかったということは、そう欠陥はなかったという証明にもなるんじゃないかとは思いますが、武道をやる際には、やっぱり指導者はよく指導をしていただくと、これも大切だと思っておりますので、そのあたりのところを、事故を起こさないように、なお御指導をいただきたいと、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　市長の言っていることは実際わかるんです。しかしながら、年2回、私たち体育会で南平の武道場を使っております。それは、市長がそんな簡単に考えるようなわけにいかんです。実際私も、私の弟子が3年前に足折ったんです。そして、日野市でも、ちょうど保険入っていただきましたから、治療費の方はお支払いいたしました。その後、要するに親と――私が悪いんだから払えというわけです、向こうは。そして、訴訟問題も私やりました。選挙もやることだし、そんな意地張ったってしょうがないから私は示談しましたけれども、実際そういう面で私たちは柔道の大会等については、事故がなくてあたりまえ、あれば自分の門下生の親にだって訴えられちゃうんです。そういう実際難しい面も考えると、だから柔道なんかやめちまおうかと思いますけれども、やはりこれは子供たちにとりましては、そういう大会を通して、勝ったり負けたりする、これがやはり人間の情操教育にも一番つながると思うんです。今度は負けた、よし今度は奮起して頑張ろうとか、そういうところへ、私たちの子供たちの未来を託す意味で、私は努力しているつもりなんです。そういう面で、市長ぜひ、これは簡単に私たちに責任をなすりつけるような答弁じゃなくて、やはり市の行政の管理者として、やはり事故がなくてあたりまえじゃなくて、事故がないように私たち努力しているから事故がないのであって、そのあたりもよく考えながら、私たちの意見を十分取り入れて、この規格がどうだこうだじゃなくて、やはり悪いものは悪いんです。だから、実際スプリングについても、直していただければ私幸いに思います。その点について、もう一回、市長からの御答弁をいただけましたら幸いに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　設備といたしましては検討もいたしますし、なお、その他の方の意見もお伺いしてみたいと、このように思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の4、南平体育館の連盟開放を望むの質問を

終わります。

一般質問１６の５、特別養護老人ホームの建設についての通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○６番（天野輝男君）　つい先日の新聞に、高齢者社会を迎えて、要するに私の学んでいたところは、３５年たちますと、５人に１人の割合で老人であるということを信じておりました。しかしながら、皆様御存じと思います、その新聞の内容は、３５年たちますと、４人に１人の割で老人がふえてくる、という記事がございました。私は、これを注意深く読んでおりました。そして、就労人口ですか、要するに働ける年代です。それが、１４歳から６０歳までの人たちはその時代に担う、現代は２人に１人の割であるという記事がありました。私は、この問題を見たときに、やはり今後老人対策というものが、いかに日野市においてもなされなければならない問題であるかということを強く感じております。

私たち今回の一般質問でも、前回でも、老人問題については出ております。特に寝たきり老人を持つ御家庭の負担というものは、大変な問題があるわけであります。そして、日野市においても、森田市長は福祉政策を重点的にとって今回まで来たと思っております。そういう面で一番私たちが老後、また私たちの親も、また周りの人たちも、老後をひとりになったら、また病気になったらどうしたらいいか、というような願いが強いわけであります。私のところにもたくさんの老人が参ります。そして、老人とお話をよくします。そういう中で、やはり不安を持っておるんです。ということは、息子たちは、企業が転出しますと、やはり勤め先が転出しますと、やはり親を置いていかなければならない。そして、また親とのトラブルがあって、家を出て行ってひとり住まいの人とか、それで、病気になったらだれも見てくれないんだ、というような言葉を私よく聞きます。そういう面で、こういう問題を今取り入れませんと、私はなかなか解決できないのではないか。

特に日野市においては、なかなか調整区域もありません。そして、特に、特殊老人ホームについては、私、東京都の方から資料いただきまして調べてみますと、大体土地があればできるんです。規格が1,０００坪です。1,０００坪あればできるんです。ところが、馬場繁夫議員の質問の中にも、小規模の老人ホームをつくりたい、というような考えを持っておるようなんですけれども、小規模の、もし特別老人ホームをつくるという計画があるならば、これを具体的に、いつごろできるのか、まずこのあたりお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　お答えいたします。

特別養護老人ホームの建設につきましては、東京都も、特別養護老人ホーム建設促進の方策ということで、昭和６１年３月に、方策についての検討委員会からの文書を出しております。これによりましても、今後の高齢化社会、急速に到来するであろう高齢化社会に向けての、東京都における特別養護老人ホームの数の少なさ、そして、その形態をどうするかと、こういうような問題について、その提言は触れているわけでございます。その中では、将来の特別養護老人ホームの規模といたしましては、１００人規模、または、５０人規模ということで提言しておりますけれども、特にその中で、老人ホームを人間の生活環境の一つの形態として考える場合には、できるだけ小規模の方が、アットホームで望ましいという考え方もあると、こういうことを言っております。

日野市といたしましても、小規模な老人ホームを数カ所建設する、こういうことも一つの方策として考えられるんではないかと、こういうぐあいに思います。今後、これにつきましては十分に検討いたしまして、計画化していくということが必要であろうと思っております。いずれか日野市の高齢化社会の中での老人の数は、数年のうちに１０％近くにはなるんじゃないか、そういう状況にふさわしい特別養護老人ホームを、年次計画的に考えていく、こういうことが必要になってくるであろうと思います。

国の基準といたしましては、最低基準が５０人でございますので、５０人規模以上の施設をつくるということが、補助金の中での施設建設ということで考える場合には最低基準ではないかと、こういうぐあいに考えているところでございます。

今後、具体的な計画を練りまして、来年度早々に、それなりの取り組みをいたしまして、建設していきたいと考えております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　小規模のものを数カ所つくるという考え方であります。しかしながら、小規模のものですと、今福祉部長のお話の中にありましたように、この規格があるんです。特別養護老人ホームについては、要するにベッド数５０、そうすると、職員の数もおのずから決まってくるわけです。そして、５０ベッドであるならば、たしか私たちも七、八年前、これを盛んにやっていましたから、市の、いや、職員の給料も東京都から出ることになってお

るんです。もし小規模のものであるならば、また、日野市で、市の職員の、お医者さん雇い、また、看護婦さん雇い、お金がかかるんです。そういう面においては、やはり小規模のものじゃなくて、５０ベッド、１００ベッドのものがいかにしたらできるかということを、私考えるのが先決だと思いますけれども、このあたりどう考えるか、説明してください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特養老人ホームのことは、既にお答えをいたしております。基準規模に沿って、そうして、公設民営という形式で運営がよろしいんではないかと思っております。用地の確保に苦心をしたというふうに申し上げておりますが、その方式の一つとして市営住宅の建てかえの際に、用地を確保していこう、こういうことであります。具体的には高幡の地域に、なるべく早く１園開園したい、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私、高幡の地域と言われても、ちょっとわからない。高幡の市営住宅のどこにあるんですか……（「橋を渡って左側」と呼ぶ者あり）左側、あれ南平……、じゃないですか。わかりました。そういう面で、そういうお考えがありますれば、当然その建物は市営住宅なわけでしょうか。市営住宅につくるということであるならば、それが理想であると思いますけれども、日野市の市民の要望の高い問題でもありますし、このあたりも本当に行き当たり的なものの発言じゃなく、もっと真剣に考えていただくことが一番よろしいかと思います。

そして、先ほど市長の言葉の中でありましたように、これは、企業体が経営するよりも、民間に委託した方が、これは可能性が高いんです。ということは、つい最近、私たちの、やっぱりグループが五日市に特別老人ホームを１００ベッドでつくります。今東京都には、市長御存じかもしれませんけれども、今６５ぐらいの、要するに申請が出ておるんです。そういう面で、市長が考え方をしっかりまとめて、今すぐ出したからといって、すぐできないんです。そういう面において、やはりこれらの問題も真剣に考えて、早急に取り組まない限り、私は実施できないのではないか、ということを強く感じております。そういう面で、具体的に、もしその市営住宅のところにつくっていただけるならば、いつごろできて、そして、どのような形でその管理をするのか、そのあたりで今御答弁いただければ、していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　取り組みに当たりまして、調べなければならないこともありますから、今いつ明確に開園というお答えはできませんが、来年度の当初予算には、スタートの足跡をつけたいと、このように考えております。

それから、もう一つ経営につきましては、先ほども申し上げたとおり、公設民営の形がいいんではなかろうか、と思っておるということです。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　ぜひこれらの問題は、市民要望の高い問題であります。ぜひこれらの特別養護老人ホーム等が一日も早くできまして、そして、日野市の福祉も少しずつ充実していくことを願いまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１６の５、特別養護老人ホームの建設についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前１０時より開議いたします。

時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時２３分散会

9月18日　木曜日　（第7日）

昭和61年
第3回定例会

日野市議会会議録（第31号）

9月18日　木曜日　（第7日）

出席議員（28名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	簇野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員（2名）

14番	小山良悟君	23番	黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	都市計画課長	平井忠君
下水道課長	坂口泰雄君	病院長	三田盛一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和61年9月18日（木）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１１分開議

○副議長（中山基昭君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２３名であります。

本日、議長所用のため、かわりまして私がその任務を務めてまいります。よろしくお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問１７の1、人々に健康で爽快な感覚を与える森林公園をつくれの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔２５番議員登壇〕

○２５番（谷　長一君）　それでは、６１年第3回の市議会定例会におきまして、通告に従いまして、議長のお許しをいただきました。それで、ここで質問をさせていただきます。人々に健康で爽快な感覚を与える森林公園をつくれ、ということで質問をいたします。

まず最初に、この日野市の市民読本、これを見てみますると、まず表紙に、緑と清流のふるさと、ということであります。それで、次ページには、めくってみますると、ふるさとの心を伝えたいということで、発刊の言葉、日野市長、森田喜美男ということになっております。

そこで、この発刊の言葉の中のあいさつを見てみますると、まず第1に、昭和３８年、多摩地区に１１番目に市制をしたということや、高い市民意識に押されて教育福祉の環境は、一応の水準に進むことができた。今、未来に向かって、健康で文化的な市民生活を保障できる町の条件を整える。それには、下水道、道路、交通網の整備、公園、緑地を含め、環境整備の区画整理、これに力いっぱい取り組んでいるところである、ということです。

それで、これらをなすがためには何をしなければならないか、どのようなことをしなければならないかというと、市民参加で、みんな手をつないで、どなたも愛着と誇りを持てるように、活力と魅力に満ちた――これはすばらしいですね――緑と清流、健康文化都市の実現に向かって、力強く歩んでまいりたいと願っております、ということになっております。

それで、次が、目次にはいろいろありますけれども、これは目次に従うということで、何ページかちょっと見てみますると、緑と清流、市の中央を貫流する浅川、それから北または東へ、西から東へ流れる多摩川と、この二つの川に挟まれてできているということで、日野市。その中に、南側になると、段丘のすそからわき出す泉が絶えることなく、清流を生み出し続けてい

る。また、南部には標高１００メートルの多摩丘陵が、緩やかなスロープを描いて横たわり、北部は緑のネックレスと呼ばれる段丘地帯の樹林が、今なお武蔵野の面影を残している。この緑と清流の織りなすこの町こそ、私たちのふるさとであるはずです、ということになっております。

本当に緑と清流の町に住む私たちを、自分自身で現在、それから過去、さらには未来というのを考えてみますると、本当に我が日野市、ふるさとは、本当に市民の温かい心、さらには自然、緑と清流に囲まれ、また、我々も日常生活を営む上におきましても、誇りを持って生活をすることのできる町であるということも、つぶさに考えながら、よく感じるわけです。

多摩川の、また浅川の両岸に広がる、緑と太陽がいっぱいのふるさと、東京から３５キロ、中央線を下り電車で小１時間ということになっております。それで人口がふえ、東京郊外のベッドタウンとして昭和３０年度に、先ほども申し上げましたけれども、３８年に市制を施行すると同時に、人口は急増しております。それで工場団地や何かがあります関係上、非常に財政も豊かであり、市民参加と連帯を柱とする市政の運営に努めてきました。打ち続く都市化の進行がもたらす自然環境の破壊など、いろいろなひずみと真正面から取り組み、一つ一つ解決をしてきた、ということであります。非常に、日野市はまだまだ若い、これから壮年になる町ではないかと考えております。

さらには、めくってみますると、多摩川に伝統の漁法がよみがえる。私たちが小さいころ、多摩川は非常にきれいな川でありました。季節になると、多摩川のほとりにせきができまして、その上に屋形船が浮かび、我々もその近くで水浴びをしたり、魚をとって遊んだということを、この壇上で私は振り返ってみるということは、その当時は夢にも思っていなかったということを、今振り返ってみると感無量なものがあります。

それで、その風景というものは、本当に江戸時代から伝承された寄せ網というんですか、それから四角な、持っていまして魚がはねてくるのをとる漁法とか、いろいろあるわけです。それは、ただいまの市民読本にもあるように、多摩川に伝統漁法がよみがえるということで、日野市でも補助金を出して、伝統漁法を後世に伝えようということで、非常な努力をしているわけです。

次には、自然歳時記ということに行きますと、これは花です。まず最初にカタクリとか、スミレとか、ヤマユリ、それからオケラとかサザンカ、ヤブツバキというふうになっております

けれども、これには日野の市の花である菊がないんです。野菊はありますけれども、確かに原生というとこからいけば、キク科ということになると、野菊ということでありますけれども、花ということになって、これは私が感じたことですから、開いてみて、ああ、菊がなかった、やはり今の菊だっていいんじゃないかなと、考えてみたわけです。

それと同時に、さらに自然歳時記を見ますと、林、これは暮らしの中の雑木林ということでありますね。それで、私が森林公園をつくってもらいたいということは、やはり林、これは今いろいろなことを言われておるんです。海水浴にも匹敵するように、森林浴はいいとかというようなことです。いろいろ、不明な点はたくさんあろうかと思いますけれども、やはり私は武蔵野の自然は、皆様方の力によって、連帯によって守っていかなければならない、というふうにいつも考えております。後で、また詳細については申し上げなければならないわけです。

それで、この山々に横たわる木というのを見てみますると、小葉樹林、常緑紅葉樹ということになるわけでありますけれども、その中で、昔我々もよく遊んだということも、今思い出してみると、なかなか懐かしいものがあるわけです。

さらには、野鳥です。これは、前にはたくさんいなかったカルガモや何かも、そうしたり、カモ類ですね。これは今、多摩川、浅川へ行きますと、たくさんいるわけです。また、セグロセキレイとか、キセキレイとかというのも、我々が小さいとき以上に、今は保護を加えられている。いわゆる禁猟区になっている関係上、見受けられるようになり、ツグミまたはオナガ等が非常にふえているわけです。

しかし、ふえた反面、その次に出てくる昆虫、この中で、特にセミ等が少なくなるというのは、オナガまたはツグミがたくさんふえると、セミをとって食べちゃうんです。それですから、減ってしまうんです。やはり天敵というのはいる。これは、人間の世界でも敵はいますから(笑声)、当たり前ですね。これは、いていいんですから。いなくちゃ、やはり発展というのは、私はないと思うんです。お互いに切磋琢磨をするというところに、生存競争というのはよく発展するというふうに考えて……。

けさも、うちの前のケヤキにオナガが来て、何をするかと見ていたら、アブラゼミをくわえて、持っていっちゃうんです。それでオナガが飛ぶと、そのわきにあるカシの木にいるツグミが、今度は空中戦で落としちゃうんです。本当に鳥というのは、しぐさというのを見るとおもしろいなと思って見ていたわけです。

それで、歳時記の昆虫を見ると、河原の中の虫たち、バッタとか、いろいろのものが出てきます。ここには、ゴキブリもいます。カブトとか、それからチョウもおります。

次は、川ということになっております。これは市でも、多摩川、浅川をきれいにするためにクリーン作戦というのをやっているようですね。私も、多摩川、浅川までは出ませんけれども、自治会の中のクリーン作戦には、毎年出ております。日野の中に住む人にとって、多摩川と浅川の自然の中で育つ、大きくなるということは、当然その恩恵というのは受けているわけですから、川を大切にするという心が養われるというふうになると同時に、多摩川、それから浅川を、どのような形で文化の発展に貢献するような形で利用するかということも、大切じゃないかと思います。そのようなことを考えてみますると、浅川には親水公園をつくるとか、または、これは計画で終わっておりますけれども、さらには高幡橋の下流である二番橋、これはことしは５００万の調査費を取ったようですけれども、まだ手がついていないんじゃないかと思うんですけれども、これらも、やはり親水計画の第一歩というような形で、ぜひかけてもらえば、非常に市民は助かるのではないかと思います。

その次には、暮らしの風景に溶け込む工場群、日野市といえば都下随一の広大な多摩動物園、多摩テック、百草園というふうになっておりますね。これらは、やはり多摩動物園等は、これは新しいものであります。また、百草園は非常に歴史がありますけれども、古いものは古いなりに、また新しいものは新しいものなりに、その時代、時代の人が、努力をして後世に伝える、これが私は文化的遺産ではないかと思います。ただ、ノンポリと今よく言うんですか、ぼやっとしてて歴史なんていうのはつくれるものじゃないんです。やはり戦いというんじゃなくて、切磋琢磨することによって、現在の時代の文化的遺産を後世に残すというのは、２１世紀に誇りを持って残すことのできる、ふるさとづくりということになるんじゃないかと思うんです。別に難しいことではなくてです。

そこで、また、暮らしに溶け込む工場群というのを見まするると、やはり緑の繁った旭が丘公園とか、または平山台の工業団地といわれる、我々が見ましても調和のとれた工場地帯ということになるわけです。それで、行ってみまするると、やはり非常に緑も多分にあるわけです。道路の端には木が植えてあります。そういうのを見ると、どうしても台風や風や、または季節の変わり目には、葉が落ちたり何かをしていろいろありますけれども、邪魔なときもあるんです、確かに。しかし、基本的にはどなたも、緑を見て腹の立つ人はないと思うんです。腹が立った

ときに緑を見ると、何となく落ち着くというのが、普通の人間じゃないかと思うんです。そうなると、当然緑に目を向けるということは、心理的にも心が感性されるということになりまして、非常に私はいいことではないかと思うんです。

そのようなことを考えれば、当然、暮らしの中に溶け込む風景ということになると、これは単に工場だけではなくて、自然と調和のとれた町ということが、どなたの口からも出てくるわけです。そうなると、一体何をせねばならぬかということになると、行政の果たす役割というのは、非常に今度は前途において、山積してくるわけです。確かに憩いの場も、忙しい現代の社会に、１０年先が見通せない不透明の時代ということになると、おのおのが一生懸命やっているわけですから、また、たまには多摩動物園や多摩テックへ行って遊ぶ、余暇を楽しむというのもいいんじゃないかと思うんです。

それで、公園ということになると、多摩動物園は４７万平方キロメートルもあるわけです。それで、動物園の中には、千二百二、三十種類の動物、いわゆる何て言うんですか、動物、昆虫とか、いろいろいるようです。それで、行ってみると非常にスペースがありまして、まさに上野の動物園とは違って、動物だって自分のうちへ、アフリカへ戻ったんじゃないかと思うような感を、私は動物と話ししたことがありませんから、わかりませんけれども、まさに自然郷といっても過言じゃないということが、私は言えるんじゃないかと思うんです。

そういうことを考えながら、やはり人も、本当に企業等で働いてきますと、自分の早く家へ戻りたい、または早く日野市に戻りたい、というような町をつくるということが、私は、動物である、一番力を持っているのは、動物の中で人間ですから、私はそうだと思っているんですよ。そういうことを考えると、やはり人間は万物の霊長であり、高等動物ですから、動物より以上にいい自分たちの住む町というのは、当然つくらなきゃならないというふうに、私はなってくるんじゃないかと思うんです。

これらを考えてみると、日野市の公園面積というのは一体どのくらいあるか、ということですね。これはもう、私が申すまでもなく、日野市の統計というのを見ればわかるように、約2.6平米あるんです。多摩動物園が４７万今平方メートルといったから、今度は日野市民の１人当たりということは、１５万で割ればすぐわかるわけですよ。恐らく、幾つになるかな、日野市が2.6（「平米」と呼ぶ者あり）平米だ、それはヘクタール違うよ。多摩動物園は４７万平方メートルだから ── ここへ来ると上がっちまうからな、わかんない。 ── 3.1ぐらいかな。

それですから、合わせると五点七、八になるんじゃないですかね。少しぐらいのことはどっちでもいいですけど。（笑声）

そこで、東京都はどのぐらいかということも、今度は比較してみるのも、私は必要じゃないかと思うんです。そうしますと、東京都の公園面積は、調べたところによりますと、１人2.1平米となっています。日本の平均が、国民１人当たりの平米数ですけれども、4.7というふうになっております。それですから、欲が深いんですけれども、多摩動物園の公園面積と日野市の公園面積を合わせると、東京都よりも多くなるんです。まあまあということになるわけです。それで、今度は、日本が4.7ですから、比較してみると、日野市の場合は2.6平米ですから、東京都の方よりちょっと多くなって、国より低くなる。

しかし、今度は、都下２６市の中で順番というのを見てみまするとと、決して下じゃないんです。心配要らないです。上の方にありますから。これはもう、皆さんのおかげです。

そういうことを考えながら、今度はまた外国を見てみまするとと、外国と日本とは比較にならないんです。いわゆる「水と緑の国際的文化都市」というのが、東京都のタイトルだと思うんです。そうなると、やはりでかいことを言ったって、日本はなかなか、ああ、こんなことじゃ何しているんだ、ＧＮＰが世界の総生産量の約１割、１０％というけれども、こんなことじゃ世界第２位の経済大国なんて、とても言っちゃいられないんです。ワシントンを見まするとと、市民１人当たりが４５.７平米。アメリカという国は、実にワシントンを見ただけでも偉大だといえるんです。

どうしてかというと、日本では、ここでまた３兆数千億の（「5,０００億だよ」と呼ぶ者あり）まあいいよ、そんなことは。―― ３兆数千億の補正をするわけです。しかし、アメリカの場合は、やはり世界の平和、力の均衡もありましょうけれども、世界という観点に立って、赤字が出たって2,０００億ドルや何かでは、びくともしないんですよね。日本の場合は、国が負債を、あれは１４０兆かな、約ね。そうなると、日野市においたって、ことしの末になると２４４億ぐらいになる。何％だ、何％、予算を見れば、ことしのやつは9.3とかとなっているけれども、確かにそういう面で心配するということは、非常に御苦労様で、当たり前なんです。（笑声）

しかし、やはり日野市をどうやっていくかということになったらです、笑っちゃいられないんです。どうしてかといいますと、やはり皆さんが言っているように、２１世紀に誇りを持っ

て残すことのできる日野市ということになると、真剣に取り組むということは、私は大切ではないかと思うんです。

そういうことを考えて、さらには今度は、もう本当に退廃したフランス等を見てどうかということになりますと、パリの公園面積は市民１人当たりということで、これは発表させてもらいますけれども、１２.２平米です。ロンドンは３０.４、こういうことになるんです。中国等は非常に多いんです。これはまだ発表していないから、わからない。出ていませんでした。

そういうことを考えてみまするとと、私は、日本は公園等を見て、社会資本の投下、いわゆる社会資本をどのようにしてこれから充実していくかということは、非常に必要じゃないかと思うんです。それで、それらの観点に立って考えてみまするとと、またここで３兆数千億の補正ということも、社会資本の充実ということに、大きな目が向けられていると同時に、また円高不況ということで、企業の救済もしなきゃならないというようなことも、けさの新聞に書いてありました。

そのような観点に立って考えてみると、まだまだ、ただいま申しました公園もたくさんつくらなきゃならない。それから道路、橋梁、これらもつくって社会資本の充実をして、外国の方々が来られたら「この橋を見ろ。こういうようなすばらしい道ができているんだ」ということで案内して、それで初めて、みんなをびっくりさせなければ、案内したって案内した価値がないと思うんです。本当に。口でばっかりでかいことを言って、金ばっかりためてみたところで、何もできないですね。お金というのは、持って死ねるわけじゃないんです。死ぬときには必ずはだかですから、みんな同じですよ。

そういうことを考えていると、どうしても市長、公園は、今１０６ありますけれども、もっと、今度は我々のためになる、いわゆる温水プールや何かをつくると、非常に建設費もかかるし、維持管理にもお金がかかるんです。森林浴ということになると、お金というのは、後はかからないんです。これは植える木によって、非常に格差はありますけれども。

そこで、私は、この間、神社とお寺を回ってみたんです。そうすると、自然と、神社へ行くと、森、または中に入ってみると、夏３６度もあるようなときでも、何となくひやっとした感じを受けるわけです。これは、私だけではなく、どなたでもそのような感じを持つわけじゃないですか。

それですから、今の社会というのは、言論も自由だし、宗教、信仰等も自由で、お寺やお宮

へ入っちゃだめだという人もいますよ。それだから、そういうようなことも考えてみると、やはり森林公園等は、公平の立場からいって、つくらなきゃだめだと思うんです私は。これは。とにかく修学旅行へ行ったって、学校の校長先生が門の外で待っているわけですよ。それで、中へ入らない人を集めているんですね。本当にああいう風景を見てみると、校長先生だって大変ですよ。そういうことを考えてみると、やはり社会全体の責任として、いわゆる憲法で保障されているんですから。保障されていながら入れない。教育は平等だと言っていながら、結局、勉強なんですよね、旅行へ行ったって。勉強なんですよ。確かに文化的遺産を見させてもらうということは、大切でありますけれど、見ない人がいるんですから。学校の校長さんや教頭さんが一緒にいて、外で子供をつかまえて待っているわけですよ。どこへ行くかわかんないんです。

本当にああいうのを見ると、森林公園の必要性というのは、これが各地に、各所にできれば、こういうとこへ行って子供に自然を観察をさせながら、時間をつぶすと同時に、つぶすじゃなくて、勉強をさせる。徳育をさらに自然から授けてもらうということも、私は必要じゃないかと思うんです。

そのようなことを考えながら、また、今度は日野市の予算というのに戻ると、予算が、決算だと６億8,６００万だか繰り越されているわけですね。それで、こんど緑化基金やなにかを見まするとと、きのう天野さんが、区画整理でしたかね、質問したときに、緑化基金が幾らあると言ったっけな、どっかへ書いておいたんですけど。それからいくと４億。限度が１０億でしたよね。限度が１０億で５億ですか、４億幾ら残っている、あると思うんです。これは環境緑化基金です。それらを、ただ積んでおけば利息は出ますけれども、利息の運用なんていうのは、決算のあれで見ますと、大したことないんです。

それですから、やはり土地を買うことができなかったならば、借りて、私はこれからはやるべきだと思うんです。土地というのは、所有権というのは、確かに法によって保護されているし、または持っている者は不断の努力を必要とするということで、維持ができているわけですけれども、やはり土地というのはあくまでも絶対権じゃなくて、やはり大衆のため、国民のためには、使って初めて土地の有効利用ということが、言われるんじゃないかと思うんです。

そのような観点に立って、私がこれから申し述べる程久保地区、これが多摩動物園の南側の都道の両側にあって、都道から１００メーターまでは市街化区域、それ以外は調整区域です。それで、今東京都がその地帯を緑地保全地域に指定して、ある程度の網はかぶせてありますけ

れども、聞くところによりますと、多摩動物園は、将来といってもそんな遠い将来じゃなくて、近い将来、拡張になるのではないかというようなことも、この前、ちょっと都庁の方へ行きましたら、言っておる人がおりました。それらは事実かどうかわかりませんけれども、案外向こうへ行って話を伺いますと、それは本当だったなというようなことも、今までにはあったわけです。

そのような観点に立ちまして、どうしても、先ほど申しましたように、国際社会の中で経済的安定を基盤としながら、世界の指導的な役割を果たしていくという上からも、もう社会資本の充実ということは、必要欠くべからざることであるということは、皆さんも既に認識をしているわけです。

それですから、森林公園というのは、どうしても私は、社会資本充実の一部であるということと同時に、日野市は、２６市の中でまだ森林公園を持っているところはないと思うんです。非常に森田市長さんも大変ではあるけれども、やはり６億8,６００万を単に繰り越す、確かに基金に繰り入れてありますけれども、そのあたりをもっと、市民の税金ですから有効利用をしていただいて、後世に誇りを持って、ああ、森田市長さんは本当に大した市長だった、こういう市長もいたんだ、とやはり私、死んだ後の（笑声）市長の評価が大きくなるということを願って質問しているわけです。それですから、生きているうちは悪いことを言われても、私は受けて、甘んじているという程度でいいんじゃないかと思うんです。ひとつ、そのあたりをよくお考えになって、これから質問をいたすわけです。

まず第１に、多摩動物公園南側緑地保全地域の自然環境状態についてと、その面積を問うということです。

それから２番目として、その中に植物はどのくらい成育しているか、ということです。

それから、３点目としましては、野生動物の生息状況。それで、その中に内訳としては哺乳類、爬虫類、両生類、節足動物とか、軟体動物、それから環形、線形、扁形動物、そういうものがいるかどうかということです。

さらには、昆虫。これはバッタ、コオロギ類、セミ、カメ虫類、ガ類、鳥類、それから甲羅のある爬虫類。

それから、５番目として、鳥類の生息とその状況または状態でいいです。

それから、第６番目として、森林浴の効果。

最初に、その6点をお伺いしたいんです。

以上、お願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（井平　忠君）　お答え申し上げます。

まず、第1点目の、緑地保全地域の問題でございます。御指摘の場所につきましては、いわゆる首都近郊緑地の保全区域でございます。これは昭和42年の2月16日に、八王子と日野市の行政区域にまたがりまして、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域というふうに、指定されたわけでございます。その区域面積は、約264ヘクタールでございます。そのうち日野市の区域、これにつきましては、128ヘクタールでございます。この区域は、昭和45年12月26日に調整区域にも指定されているわけでございます。

したがいまして、現在、保全区域として、多摩動物園を除く区域の状況でございますが、多摩動物公園につきましては、面積にしまして52.3ヘクタールでございます。それから、多摩動物園の南側で、都道の154号線までの地域、これにつきましては15.6ヘクタールでございます。さらに、多摩テックと明星団地を除いた都道154号線から南側、いわゆる八王子市側です、これにつきましては44.3ヘクタールでございます。残りが、いわゆる多摩テック等で15.8。したがいまして、日野市内で唯一の山林が残っているのは、多摩動物公園の南側の部分、先ほど申し上げました15.6ヘクタールと、さらに八王子境の44.3ヘクタール、合計で59.9ヘクタールでございます。それが面積でございます。

2番目としまして、植物はどのように成育しているか、ということでございますが、これにつきましては、1976年に発刊しました日野市の植生によれば、この付近の丘陵部の尾根や斜面の中腹などには、クヌギ、コナラ群落、ヤマツツジ、アカマツ群落等の、多磨丘陵に一般的に見られる二次林が広い範囲にわたって覆ってございます。

丘陵部のいわゆる沢沿い、この針面には杉樹林がございまして、さらに農家の周辺にはケヤキや、あるいはシラカシ等が、屋敷林として残ってございます。現地の調査によりますと、シダ植物以上の高等植物、これにつきましては102科ございますが、種類としましては505種類に上っているそうでございます。

3番目の、野生動物の生息状況。最初に哺乳類関係でございますけれども、これにつきましては、モグラ、ノウサギ、ニホンリス、アカネズミ、タヌキ、イタチの6種類でございます。

爬虫類、両生類でございますけれども、トウキョウサンショウウオ及びヒキガエルなど２１種類でございます。

それから節足動物。これは、クモ、ダニ、ムカデ、カニ等３４種類ぐらいです。

それから軟体動物。貝、マイマイ等６種類でございます。

それから環形動物。ミミズ、ヒル等３種類でございます。

それから袋形動物。これは、ワムシ等でございます。

それから扁形動物。これはウズムシでございます。

それから昆虫関係でございますが、バッタ、コオロギ　あるいはゴミムシ、アリ等で、数百種類と言われてございます。

５番目の、鳥類の生息が見られますのは、留鳥の種類が非常に多く、春から夏にかけまして、これらの留鳥のほかにいわゆる夏鳥が加わった鳥相を促してございます。また、秋から冬にかけては、冬鳥を加えた鳥相を示しているわけでございます。人家の周辺ではスズメだとか、あるいはキジバト等が生息しているわけでございます。

したがいまして、樹林地等に限り生息している鳥類としましては、コゲラ、エナガ、イカル、コガラ、あるいはカケス等でございます。

次に、６番目の森林浴の効果。これは、御承知のとおり、森を歩いていると一種独特の、いわゆるすがすがしい体験ができるわけでございますが、最近、医学的立場から、森の樹木が健康によいという研究発表がされまして、森林浴、すなわちフィトンチットという言葉がクローズアップされてきたわけでございます。フィトンチットとは、樹木がみずから消毒、殺菌するために発生する芳香性物質のことで、これは１５年ほど前にソ連の学者によって発見されたものでございます。実験によりますと、フィトンチットをかぎますと、瞳孔の反応が敏感になりまして、いわゆる自律神経の働きが活発になることがわかったわけでございます。したがって脳の働きが活発になり、精神が充足しまして、ストレス解消等の効果があるといわれているわけでございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君。

○２５番（谷　長一君）　ただいま課長が答弁なさった植物または動物、それから、これは哺乳類とか爬虫類、両生類、節足動物、軟体動物、それから環形、線形、扁形動物という

のは、私も、家ではよく見てこなかったんですけれども、途中で日野市の動物のガイドブック、こういうのが出ているんです。そうしましたら、これに全部書いてあるわけです。ああ、なるほどなと思いまして、そうしましたら、またあと一つは、植物のも出ているんです。それで、それらにも書いてあったということで、質問して非常に申しわけなかったと思っています。そのようなこともあわせて考えてみますると、もっとよく勉強しておかなければならなかったと、今反省しています。

今度は、今課長が申されました森林浴の効果ということでありますけれども、これらをひとつ踏まえて、豊かな自然からいろいろの形の方についての考えということを、市長さんにお願いしたいんです。

それから、第８番目として、多摩動物公園南側緑地保全地域を貸り上げて、または、一部買い上げてもよい森林公園をつくる考えがあるかどうか、ということをお伺いするわけです。

その前に、先ほど課長が答弁なさいました、森林浴の効果についてということでありますけれども、これは、案外難しいことではなくて、私が前に山へハイキングに行くときに、竹のモウソウチクの皮に、昔のおばあさんが御飯を詰めてくれたんです。それで、中へ、当時だからカツブシか梅干しだと思うんですけれども、こういうふうにしまして、ふろしきで、三ツ峠へ上りまして、富士急行だったんですね、富士山麓電鉄で禾生でおりて、それから三ツ峠へ上って、向こう方の船津へおりて、船津から河口湖のところをずっと回って、忍野村の方へ、また富士吉田へ出て回っていったときですけれども、ほかのいい弁当箱に入れた方は、御飯がすえちゃっているんです。私も、多分すえちゃっているんじゃないかと思って、ふろしきから、私はふろしきを横にしょっていったんです、その時は。リュックサックよりもその方が楽ですからね。それで行きましたら、そのときに私の弁当だけがすえてないんです。

それで、今度は森林浴ということで、初めていろいろ読んでみますると、ああ、なるほど。わからなかったけれども、御飯がすえなかった、腐らなかった原因というのは、なるほどこういうところにあるのかなと思ったんです。それと同時に、今、ササモチとか、ササにいろいろ包んで、新潟や何か、または東北の方で都会へ持ってきますよね。あれは、不思議だと思いませんか。私は、本当に現代の科学では究明されていないものがあるんじゃないかと思うんです。それと同時に、やはりカシワモチとかサクラモチといって、カシワの葉っぱ、日野だってそういうことは昔の人がやっていたんですね。そうすると、植物の皮に包んでおくと、体のために

もいいし、保存も長くできるということが言われていたわけです。

そのようなことを考えながら、森林浴の効果というのを、我々が味わった中でさらに考える必要があるんじゃないかと思うんです。先ほどの課長の答弁によりますと、森林に入ると木のにおいがする。これが花が咲いていれば、花のにおいもするでしょう。ヤマユリが咲いているときは、どこからともなく風に乗って、ヤマユリの花の香りというか、花粉がぷんぷんとにおってくる。これは、私は非常に独特な揮発性のにおいというか、揮発性の物質の香りが空気にまじって飛んでくる。これが、先ほど課長がフィトンチットンといっておりましたけれども、私はそういうことはよくわかりませんけれども、これが最近話題になっているということです。これは、先ほどの話によると、樹木や葉から発散する揮発性の物質がフィトンチットというんですかね、その物質が脳とか体のために、特に先ほど課長が言われたように、脳がよくなるというんですからね、大変なんですね。

そういうことを考えてみますると、どうしても子供たちの教育のためにも、ぜひ脳をよくするために、森林浴ということが必要となってきてしまうわけです。と同時に、健康のためにも非常に効果がある成分ということで、注目されているという話であります。植物の持つ力というのは、非常に不思議なものだ、と私は考えざるを得ないわけです。そのような中におきまして、不思議な力というのは、フィトンチットということになるのではないかと思うんです。その不思議な力を、やはり人間の英知によってこれを活用する、これが、私は森林公園をつくれという、もとになっているわけなんです。

そういうことを考えながら、いかに森林浴が我々の人体に有効に影響を与えるか、ということを考えてみると、やはり今の科学、医学ではわからない特殊な成分が発散して、微生物や病原菌を殺す作用を持つ。これが、しかもロシアで発見されたということですから、大変なんです。私は、共産国というのは、余り医学や何かが発達していないかと思ったら、自然の中から、自然のもたらす力というのは非常に大きなものだということを、今、課長の答弁でよくわかったわけです。そのような作用を機能させるためにも、まだ不明な点はたくさんあるでしょうけれども、人に対して有益に働くということですから、つくるということは、市長さん、必要じゃないかと思うんです。

そのような観点に立って、私はぜひ森林公園をつくってもらいたいということと、あと一つは、７番目の質問で、豊かな自然のいろいろの形の保護ということになりますと、いろいろと

いうのは、本当に種類がたくさんあるわけです。日野市で出しました動物、植物のガイドブック、先ほど課長が答弁されました、その中にあります森や林、それから多摩川、浅川の水生動物、水生植物を保護する上からも必要じゃないかと思うんです。

そこで、市長さんが、たくさん市民読本を初めその他の本を出しておられます。手元にあるのは、市民読本と日野の動物ガイドブックス、これでありますけれども、これを見ましても、どこを見ても緑と清流。緑と清流のないところはない、といっていいくらいなんです。特に緑、全部これに緑という字がないところが、本当にないんです。それらを見ると、いかにしてこれからの緑の保護、最後に程久保が残された、私は緑のとりでではないかと思うんです。そのとりでを守るということは、私は市民サイドに立って考えても、絶対に反対する人はだれもいないと思うんです。

予算というのは、今までは予算は配分主義、どこへでも影響のないように、文句が出ればちょこちょこと手配して、予算の配分的な形で、今やってきたわけですけれども、やはりそれは区画整理、土地基盤整備や下水道の整備も必要ですけれども、さしあたり保護しなければならないと思います。

区画整理等は、私の方は日野市におきましては在ですから、水の心配はありませんけれども、非常に生活等は不自由はしていますけれども、その中において、ただいま課長さんが答弁されましたフィトンチットという、わからない物質の影響を受けて、育ってきたわけです。それで、私もこんなにでかくなったんじゃないかと、今、考えているんです。

そういうことを考えながら、どうしても、いろいろ優先順位はあるけれども、私は何も買い上げて、やれということじゃなくて、一部はいたし方ない、買ってくれという人のは買ってあげても、借り上げてもいいからつくってくれ、ということをお願いするわけなんです。ぜひ、質問の7番目、8番目に対しまして、ひとつ誠意を持った回答を、市長にお願いするわけです。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　谷議員さんから、人間尊重、その中の地域社会の自然を大切にする、そういう哲学に裏づけられた、しかもロマンのある質問をいただいて、全く同感でございます。

とかく経済効果が優先される面の多い、競争の激しい時代に、別の視点からまちづくりの長

い将来を見通しての視点ということも、極めて重要だというふうに考えております。及ばずながら緑と清流のスローガンを立てて、日野の一つの目指すべき姿を、緑と文化の市民都市、つまり自然の環境の中で、健康と文化を享受のできる、そういう自治体、地域社会をつくろうということには、市民の共感もいただけておるというふうに考えております。

具体的な課題として、緑を中心といたします、地域の中で自然を守る、あるいは緑を積極的につくっていく、確保していくということの困難さという、両面の、とかく矛盾しがちな社会情勢の中ではありますけれど、どちらを優先するかというと、長期の視点から言うと、どうしても緑の存続ということを、政策の大きな位置に置かなければならないというのが、今までやってまいっております私どもの議会、共有する市政の課題であったと思っております。

そこで、具体的に森林浴の効果という言い方で、緑をもっと積極的に守れ、こういう御意見でございますが、考え方としては、まさに同感でございます。ただ、日野市という地域社会にすべてを網羅するというわけにも、なかなかいかないわけでありますけれど、多摩のよさは、やはり水と緑のよさということで、多摩の住む人たち、あるいは行政の全く考え方は、基本的には同じである。

西多摩方面の青梅でありますとか、秋川でありますとか、これはどちらかというと、今日の政策は開発を進めたい。これは、自然は大変あるけれど、自然だけでは人間が今日の生活を維持、享受することができない。こういうこともあるわけでありますが、ちょうど日野市は、大きな将来変貌の、また今まで遂げてきた社会変貌の曲がり角にもある。だから、今日なすべきことは何か、ということを考えますならば、市民には快適な生活環境ということで、都市計画事業あるいは下水道事業、これも完成させなければなりません。

一方に、残っておる緑、特に程久保の動物園より、南方の、近郊緑地保全区域、この地域につきましては、ぜひ積極的に、あらゆる方策を通じて現状を守っていきたい、というふうに考えております。

幸いに、得がたい自然動物園の、東京都の施設が日野市に誘致されて、５０数ヘクタールの地積を、既に公共用地として確保できております。引き続いて、あと残っているのが２０ヘクタールほどあると思います。これまで、その地域はいろいろな開発の関係のプランを持って、日野市にもいろいろな交渉がございましたが、すべてお断りをしております。つまり、ここは日野市の最後の緑地ですから、いろいろな理由はあるにせよ、現状のままでなるべく守ってい

きたい。

しかし、民地という一面もございますから、相続等で、やむを得ず処分をしたいという方がおいでであったら、これは日野市が、公社なり何なりの手段によって、必ず御不満のないように受け継いでまいりますという考え方で、一応地元の了解を受けておる、というふうに思っております。

森林浴の効果のことにつきましては、発言の中で御指摘のとおりでありますから、森林浴というほどの、森林浴ができるほどの森林というのは、日野市内にはまだないかもしれませんが、長期の保護をやっていけば、ある程度可能な、小規模でも可能なことはあり得るんではないか、こう思っております。

日野市の、緑といわれております樹林地は、原生林、あるいは自然に生えておったという植物というよりも、一時的には、いわゆる雑木という形で、生活の材料の薪炭や、あるいは肥料源として、造林された山というふうに言われております。これを自然に放置いたしますと、もう一度照葉樹林、つまりカシの木でありますとか、ツバキの木でありますとか、そういう樹林地に戻っていく。５００年サイクルぐらいでそういうことになる、と学術的、学問的 ── 植物学の上からは言われておるようであります。手入れをしない、下刈りをしない形で自然を守るというのは、もう既に今日では無理な状況でありまして、ある程度の手入れをし、管理をして、そうして樹林地として守っていく、こういうことだろうと思っております。

確かに私ども、たまに旅行をして、何カ所かそういうことを経験したことがありますが、うっそうとして、空高く、枝の間から光が漏れてくる。何となく湿気にこもっている。そういう大自然の、原始林の中というのは、今言われるような、そういうところが本当の森林浴というのではなかろうかと思いますけれど、それはちょっと日野市に求めることは難しいわけでありますが、神社や仏閣の境内にある大きな木というのは、一朝一夕にはつくれないものでありますし、そういう意味では、自然であるとともに貴重な文化財でもある、というふうに考えますので、できるだけ保護をし、守っていきたい、こう考えるわけであります。

それで、御質問の一番焦点であります、程久保の現存の樹林地を、民地を借りてでも守れ、こういうことでありますが、積極的に、お借りできるものは借りる。どうしても買収をしなけりゃならないものは、買収をさせていただく。あらゆる方法を講じて、開発対象地にされない、そういう守り方を、まずやっていかなければならない、こう思っております。

地主さんの意向というのは、これまで、どうしても手放したい、あるいは何かプランを持たれる側からの誘いかけで、売ってもいいんだ、というふうな反応を持って交渉に来られる方がありますが、それは一応は行政が取りつぶした格好になっておりますので、そういう不満が残らない形で、結局は売っていただく、あるいは貸していただく、何かそういう納得のいく方法で、現状を守っていきたいと思っております。

それから、先般、都知事と多摩市長会とのミーティングがございました。その際に、日野市の発言といたしましては、「動物園に続く程久保の緑地を、将来動物園の拡張地に予定をしていただきたい。もし途中で突然売りたい、処分したいという方がおられたら、日野市でかわって取得をいたしておきます。ぜひお願いをいたします」ということを、発言をいたしました。

日野市の、そのときに申し立てた二つ、つまり流域下水道の処理場を早く稼働できるようにしていただきたいということと、程久保の緑地の保全のことを申し立てたわけでありまして、日野市の現在の都に求める大きな政策というのは、せんじ詰めればそういうことだ、というくらいに位置づけておるということであります。

御質問の、小動物、あるいは植物のこともございましたけれど、人が健康で、人間らしい豊かな生活をするには、自然放きになり立つということは、片手落ちだと思いますし、人間性を豊かにするためには、ますます自然とのふれ合い、かかわり合いが重要でありますから、そのことを、私どものまちづくりの大きな位置づけにしたい、このように考えております。そのことが、なるべく市内に矛盾をつくらないように、一方には、残り少ない土地を、土地利用したい。土地利用というのは、どうしても宅地利用でありますとか、建物利用ということになりますので、そのこととの整合を、いかに市民の御理解を得ながらやっていくか、ということだと思っております。

つまり、経済面の需要と、それから大きな意味での自然を守り、残す、そういう課題の整合をいかに整えていくかということに、大きな市政の、市民の合意が必要である、このように考えております。

以上、一応お答えをさせていただきました。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君。

○２５番（谷　長一君）　ただいまの市長の答弁を聞いておりますと、確かに難しい。それでまた、つくるというようなことは聞けないわけですけれども、確かに現在の市の情勢、

さらには世界の中、または日本の中で考えるということは、早急につくれっいったって、これは無理ですけれども、やはり我々が生活していく上には、どうしても自然と調和のとれた町というのは、ただいま市長が言われましたけれども、これは申すまでもなく、それらの要件が具備されていなければ、矛盾というのは出てくるわけです。その矛盾というのを、どのように自然と整合をさせるのか。さらにはまた、結局予算等もあります関係上、経済との整合、さらには今度は対象が、土地を持っている人は人間ですから、人との話し合い、これらを考えてみると、非常に難しいことではあります。

しかし、行政は、過去を見ますと、いつもおくれ行政。先取り行政というのはやっていないわけです。ですから、私は、都知事とのミーティング、そのときの日野市の発言は、動物園を拡張することを望む、というようなことを申されたということと、あと一つは、流域下水道を早く稼働してくださいという、これは確かにそのとおりだと思いますけれども、環境緑化基金等もあるわけですから、やはりもっと積極性を持って行政を押し進める、その姿勢こそ、市民に対しまして、２１世紀に誇りを持っておれば行政をやっているんだ、というような姿勢を、市長、見せることはできませんですか。

まあ、無理に見せろといったって、しょせん無理なことではありますけれども、公園は、私たちが上野公園や新宿御苑、それから隅田公園、日比谷公園、そういうところへ行ってみても、私はどなたも感じることだと思うんです。

本当に、公園に行きまして、樹木や草の花が咲いているのを見る、または庭の片隅に草が生えていて、その成育というのは、自然ですからわからないんです、我々には。思ったときには、もう既に大きくなっているわけなんです。行政は、その種をまくのが、私は行政じゃないかと思うんです。（「種をまいて育てる」と呼ぶ者あり）

それで、今度は、やはり育てるのは行政じゃなくて、市民と行政が一体になって育てるということが、自然と、いわゆる経済との整合でもあり、また、自然と人との整合でもあるのではないかと考えております。自然の空間のとりなすというか、織りなす、その芸術を人がいかによく取り入れるか、早く取り入れるかというのが、人間の持つすばらしい英知ではないかと思うわけです。そのあたりをよくお考えになりまして、あと少し積極的な答弁を聞きたいんですけれどもね。無理にしたところで、これはむだですから、言いませんけれども（「あきらめるな」と呼ぶ者あり）まだあるかもわかんないですよ。

いわゆる、昨日もどなたか文化的遺産だとか、何とかといって、私も文化的遺産というのは、先人の残した大きな恵みですから、これを大切にしなければいけませんけれども、やはりつくられたものというのは、しょせん人間がつくったものですから、それ以上のものはできるんです。しかし、自然は、一回壊してしまったならば、二度とつくりかえることのできない、大切な、これこそ私は文化的遺産ではないかと思うんですよ。

先ほども申されましたように、照葉樹林は５００年サイクルで行っているということを、市長さん自身も、ただいま答弁の中で言っておられました。下刈り等を行って管理をしなければ、樹林は守れないと言っておりますけれども、まさにそのとおりです。そのような観点に立って、文化的遺産といいますけれども、日野市の植物ガイド等を見てみますると、多摩動物公園の近くの山には、いろいろな植物、先ほど申されました数多くの植物が群生しているところもありますし、また、静かに寂しく一輪の花を咲かせている植物もあるわけです。万葉集にも出てくるような、秋の七草、春の七草もあるわけです。やはりこの草を大事にすることこそ、私は、草を見ながら昔の文化を思い起こさせる源泉にもなるのではないかと考えています。そのようなことを考えながら、森林公園をつくれということは、単に森林公園をつくれではなくて、日野の文化の発展に寄与する上からも、ぜひとも必要であるということを、忘れてもらいたくないわけです。

それで、森林公園を、私はこの前も、水戸市がつくっている森林公園も見てまいりました。また、前に、これは奥津、津山から入っていくんですけれども、あれは岡山ですけれども、岡山県の森林公園も見てまいりました。奥津からずっと入っていって、鳥取県の境ですかね、上斎原、下斎原というところにまたがっているところなんですけれども、非常に山奥で、また日野市とは違った山容を呈しておりました。

それらを見まして、自然の空間から、先ほど市長が言った漏れ日、これは本当に絵にはかけない芸術であると同時に、この森林を人間が利用したら、どんな安らぎを得ることができるであろうか。どうしても必要なのは、やはり人の心を慰めてくれるのは、このすさんだ世の中におきまして、やはり漏れ日でもあり、また漏れ日の織りなす作用、これが人間の、人によって受ける感受性というのは違いますけれども、どなたも腹立たしい気持ちにはならないと思うんです。

そのあたりをよくお考えになりまして、もう一度早い、今すぐつくれとは言わないんです。

一つのこれからの姿勢、決意です。もう一回、先ほど知事とのミーテングのときに日野市の希望ということは、動物園の拡張を望んだということと、流域下水道を早く稼働するように、ということでありましたけれども、最後に臨んで、非常に答弁というのは大変だと思いますけれども、長期計画の中で、ひとつ東京都に、ただ動物園をつくれというのではなくして、日野市の市長の考え、または市民の考えを、動物園をつくるにしましても、織りなすような、自然公園に近いような、動物もそうすれば非常に自然郷に帰ったような気持ちになれる動物園をつくってもらうように、市長から鈴木都知事に申し入れて、もう一回、日野市の希望はこうなんだということを強く申し上げるような、お気持ちがあるかどうかをお伺いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ言葉を使ったものだから、結果、歯切れが悪いというふうに取られたかもしれませんが、御指摘の考えには全く同感です。したがって、できる最大限の努力をさせていただきます。これが、お答えのすべてであります。

森林公園というのが、本当にできれば望ましいことだと思いますので、具体的な課題に向かって、これからもう一歩前進をするということで、きちんと日野市の計画にも明確にのせて、やれる方法をとっていきたい、こう思っております。都知事にもまた、そういう要望をいたします。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君。

○２５番（谷　長一君）　本当に歯切れは悪いんですけれども、今後の努力を期待する以外にないと思います。

努力を期待するにつきまして、どうしても、どなたもおっしゃられることでありますけれども、２１世紀を展望したときに、一体どうなるかということになりますと、まず、私だって、仮に後１５年たてば幾つになるということは、もうすぐわかるわけです。やはり待っているものというのは、高齢化はますます進むというふうに考えていかなければ、いけないと思うんです。それらをどのように、これからの高齢化時代を、長い間社会のために尽くした方々に対しての恩に報いるかということは、市民憲章等を見ても、これを読んでみても、どなたもが感じられるところではないかと思うんです。どなたも豊かで幸せな生活を営む ── 幸せな生活ということになりますと、まず健康が第一であります。活力にあふれた生きがいのある町をつくる。または、個性豊かな地域社会を形成していく。こういうことは、非常に行政の果たす役割、こ

れが重かつ大であるということは、よく御承知なされているところと思います。

私も、そのような件につきましては、日野市の個性ある地域づくり、豊かな地域をつくるんだということは、何をおいてもやらねばならぬことではないかと思いますので、ぜひそのことを肝に銘じて、市長としての職責を全うしていただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１７の１、人々に健康で爽快な感覚を与える森林公園をつくれの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３６分休憩

午後　１時　６分再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１８の１、都市計画道路２・２・１０の計画促進に関する諸問題についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（板垣正男君）　都市計画道路２・２・１０の計画促進に関連する諸問題につきまして、質問を行なってまいります。

２・２・１０計画路線は、甲州街道の日野警察署斜め方向から多摩川に真っすぐ抜ける計画道路であります。既に御承知のように、立川からの架橋工事、進められておりますし、日野市域分の関係地主等の交渉も、東京都が精力的に進めているところであります。ほぼ話はついたかのようにも伺っておりますけれど、将来のモノレール計画の建設とあわせまして、今日、日野市政の中における大きな焦点の一つにもなっていると判断されるわけであります。

そこで、私は、２・２・１０路線の計画が促進されてまいります中で、関連する諸問題があるというふうに考えておりますので、それについて、今回の議会に取り上げた次第であります。

一つは、桑園跡地の問題であります。昨日も天野議員が、関連いたした問題で質問いたしました。いろいろ議論があったわけでありますけれど、桑園跡地の地元払い下げが決定して以来、

日野市は、その用地をそっくり購入すべく努力を行ってきたと思います。3年計画で、2・2・11以南の利用計画も進んでまいりまして、3年目に当たることしは、陸上競技場が完成する年でもございます。来年の3月には、その完成を祝うことができる、というふうに思うわけでありますけれど、市民の待望した施設が完成するということになるわけであります。

あわせまして、2・2・11路線の築造に先立ち都市下水路の建設も進んでまいりました。四ツ谷下区画整理事業の中で、既に埋設されております都市下水路を延長いたしまして、多摩川に排水するというルート、これは長年の日野団地と申しますか、自治会で申しますならば、多摩川自治会のこの住宅地における、水害を解消する抜本策としても、期待されているものでございます。

さらに、今9月議会で、補正予算として計上されました。日野本町整備計画策定調査費100万円に関連いたしまして、日野本町関係の整備計画を進めるべく調査が行われる、ということになってまいったわけであります。これは、日野駅の改築、また、その周辺の整備とも絡んでの調査でございますけれど、関係する住民、強い関心の持っているところだと、判断されるものでございます。

さらに、神明上地区外の都市下水路の建設の見通しも、だんだん身近なものになったということも、挙げられると思います。神明上地区外下水路の完成年度は、64年度というふうに伺っていたわけでありますが、2・2・10の計画促進に合わせまして、これもここ一、二年の課題になってきた、というふうに見られるわけであります。

こういうふうに見てまいりますと、桑園跡地の利用計画、2・2・10の計画促進につれまして、周辺地域の抜本的な整備、運動施設の完成、下排水の完備の促進等々が、進んでまいったわけでございます。これらの事業を進める上で、森田市長を初め関係部局、職員の皆さん、あるいは関係する住民の皆さん方の協力などによって進んでまいってきたことは、言うまでもないことだと思います。また、議会における論議も、こうした事業の促進に大いに役立ったものと、私は判断するものでございます。

質問項目の1点といたしまして、私は、これまで議会で論議されてまいりました、仲田緑地の取得の年度と、総合体育館の建設着工年度を明らかにしていただきたい、という点であります。

陸上競技場の完成を間近に控えまして、あわせて仲田緑地の取得、そしてその跡地の利用計

画、プールつきの総合体育館の建設というのが、これまでの計画の一つの流れとして、ありました。市側も、明確に総合体育館の建設を打ち出しまして、用地の取得、建設費用、合わせて約５０億円近い予算を要することなども、明らかにされてまいってきているわけでございます。

跡地の利用計画の促進に、多くの議論を費やしてまいってきたわけでありますが、ただ１点、何年度に用地を取得するようになるのか、総合体育館の建設年度は何年度になるのかということも、明確になっていなかったように思えるわけであります。事業を進める上で、当然順序がございます。構想を固め、計画をつくり、そして具体的に予算を計上する、こういう順序を踏むわけでありますが、その間、東京都あるいは国に関する事柄の多い事業であるならば、当然これらの機関との調整があるわけでございます。それだけに、取得年度や体育館建設年度が、これまで明らかにされてこなかったとしても、それは何も怠慢だというふうにきめつけるわけではありません。

計画が一定前進いたしまして、今日の時点で、もうそろそろ用地の取得年度、建設の着工年度が明らかになってきているのではないか、というふうに判断いたしまして、私はあえて伺っているわけでございます。

関連いたしまして、私もかつてこの議会で、桑園跡地の取得、跡地の利用計画に関連して、淡水区の研究所跡地の利用についても、質問を行ったことがございます。暫定利用等も含めまして、地元へのスポーツ広場としての開放を行ってはどうか、こういう質問を行ってきたわけでありますが、ここのところ、若干淡水区跡地の利用についての当面する計画が、明らかにされていないようにも思われますので、この際、伺っておきたいわけでございます。

正式に購入するということになれば、それはまたその時点での暫定利用も考えられるわけであります。たびたび市長が説明しておりましたように、中学校の建設用地に充てるという、この利用計画は明らかにされているものの、当面、建設計画がないということであるならば、地元への暫定利用に供する、こういうことのためにも努力が払われてまいってきたのではないかと思われますので、その点の検討を明らかにしていただきたいと思うわけであります。

質問の２点目でありますが、都市下水路の完成とルートについて、お伺いしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、市側のこれまでの答弁、説明の中で、神明上の都市下水路の完成は昭和６４年度と説明されたと記憶しております。ほぼ、今日の見通しで、予定どおり完成するんではないか、というふうに思われますけれど、これは、予定どおりそのような見通

しに立っているかどうかということと、先ほど申し上げましたように、２・２・１１ルートの多摩川へ抜ける工事が、今年度も予算計上されて、建設される予定になっております。東京都の用地交渉、購入の関係などもございまして、若干延びたかのようにも伺っておりますが、し、聞くところによりますと、ほぼ用地交渉の交渉も結論が出た、というふうにも伺っております。順調にいけば、来年度も工事予算を計上して、工事にかかれるんではないか、こういうふうにも判断されるわけでございます。

仮に、６２年度も下水路工事費が計上されて、工事が行われるということになりますと、２・２・１１からの下水路線というのは多摩川に貫通する、こういう見通しになろうかと思います。その辺のことについて、説明をいただきたいと思います。

３点目でございますが、先般、モノレール計画がかなり具体化してまいっているニュースを伺っております。日野市のルートの中でも、カーブをする箇所の路線も、確定したようであります。図面なども、議会に配付されました。殊に２・２・１０、２・２・１１の交差する箇所でございますが、この部分のルートなども決まったようでございます。

そういたしますと、モノレール計画とあわせまして、２・２・１１路線の東の方向に向けた路線の延長というものも、あわせて実施計画にのせられてくるものと思われます。そこで、私は、下水道の普及が、この計画路線の促進とあわせて、順調に処理の方向から伸びてくる可能性があるのかどうか、という点を伺っておきたいわけであります。

御承知のように、万願寺の区画整理事業が、今進められております。処理場の建設も、努力が行われているわけでありますが、市長も、東京都知事に特段の要請を行って、下水処理場の建設促進を要望していることが、説明ございました。それにあわせて、日野市の行う公共下水道事業が、計画に沿って、予定どおり延長されるかどうかということが、当然出てくるわけであります。

都市計画や下水道の普及は、常に処理場から順調に伸びるということにはならないというのは、それぞれの歴史的なまちづくりの経過によっても、あるわけでございます。それでもなおかつ都市下水路の普及と相まって、下水道の本格的な路線の延長も、考慮に入れていかなければならないわけでございます。処理場から路線が延長されて、桑園跡地付近まで下水管が埋設されるおおよその年次、一体どの程度見通しになっているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思うわけであります。

4点目でございますが、２・２・１０を中心とする周辺地域の整備の問題であります。もう繰り返し、この問題については論議が行われてまいりました。都市計画の路線が１本完成するというのは、その周辺住民にとっても大きな出来事でもあるわけであります。用地の提供、周辺の環境が一変するということなど、いろいろと、これまでになかった市民生活に大きな変化をもたらしてまいります。それには、多分に期待感を持たせるものもあるでしょう。逆に、用地を提供して、その見返りと申しますか、より住民に望ましい都市像の夢を与えることができない、ということになってまいりますと、これは行政としては、大きな問題点を残すことになるわけであります。

私は、特に雨水排水、家庭排水も含めての排水問題を中心に、これまで質問を行ってまいりましたし、市側の検討も要望してまいりました。市側も、こうした住民の要望にこたえて、地域での住民との対話、話し合いを進め、地域の皆さん方の要望を組み入れながら、周辺の整備計画の検討が進められてきたようにも伺っているわけでございます。最初に申し上げました９月議会、日野本町整備計画策定調査費の計上も、その一環として受けとめておるわけでございます。

それならば、２・２・１０の路線より右側の地域と申しますか、いわゆる東側に当たる地域、東町と申し上げている地域でございますが、この地域の排水を中心とする整備の計画、これが一体どう現在検討され、その検討が固められつつあるか、という点でございます。抜本的な排水の路線というのは、もう既にできているわけでございます。いち早く道路の冠水等、集中豪雨の際、その冠水水路に利用できるようになっているわけでありますが、さらに一歩入って、地域の排水問題というのを解決しなければならない課題があるわけでございます。

私は、２・２・１０路線が完成すると同時に、排水問題や地域の整備が完成するよう、あわせて事業が促進されることが望ましいことを要望してまいりました。こうしたことなどが、恐らく鋭意検討はされてきたものと思いますけれど、２・２・１０の計画が今後急速に進むにつれて、果たして地域整備もうまくあわせて進むだろうか、こういう若干の疑問を持たざるを得ないわけでございます。

昭和５９年の議会でございましたが、私が排水問題を中心として質問を行った際、幾つかの排水ルートが考えられる答弁がございました。下水道計画によりますと、都市下水路、雨水排水のルートは、甲州街道を横断して、いわゆる万願寺方向に抜けるというルートがございます。

抜本的には、この工事が必要になるということでございましたが、既設の道路への側溝の埋設等によって、当面は排水を処理する、こういう考えも示されました。その考えに基づいて、既に工事も行われているやにも聞いております。しかし、すべての地域を網羅するというわけにも、まだいかないようでございますので、この辺の検討がどのように進められているか、ひとつ説明をいただきたいと思うわけであります。

さらに、今朝ケ島都営住宅がございます。この都営住宅は、空き家になったところは取り壊しが行われております。恐らく建てかえの将来計画があるのではないか、と思われるわけでございますが、日野市の地域整備等の中で、この都営住宅用地なり、あるいは都営住宅というものが、どう位置づけられて、今後の東京都との協議が行われていくかということも、私は重要なポイントの一つではないかと思うわけであります。

御承知のように、この地域は、公共的な広場というものはありません。地域の皆さん方、広場の設置を強く望んでいるところでございます。私は、そういう点からも、都営住宅用地の今後の活用というものは、大きなウエートを占めているんではないか、というふうにも考えるわけでございます。都側との協議が当然必要になるわけでございますが、その前に、市としての都営住宅用地の位置づけを明確にするということが、必要だと思います。これらも関連させて、どのようにお考えになっているか、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

これまで担当部課長の説明など、既に行われた点などもございますが、市長からでも、お考え、示していただけるものであれば、市長からの答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答え申し上げます。

まず第1点目に、仲田緑地関係。二つ御質問がありますけれど、淡水区の跡地は別にしまして、仲田関係について御説明、御回答申し上げます。

仲田緑地にかかる留保地3.4ヘクタールの活用につきましては、先ほどございましたとおり、今議会で提案いたしております日野本町の整備計画策定調査、これによって対象区域86ヘクタールを調査し、都市整備上のいわゆる位置づけを明確にいたします。そして、その中で、現状と課題、これを整備しまして、地域のまちづくり構想、すなわち都市像を設定いたします。

まちづくり構想の中では、事業実施上の課題と、それから対応策の検討をしまして、本地域の市街地の先行的モデルとしまして、この留保地と日野駅東口の具体的な整備計画を策定いた

したいと思っております。

したがいまして、この整備計画が策定されますと、御指摘の留保地についての土地利用にかかる総合体育館、あるいはその用地としての緑地の位置づけが、パイロット・プランとして出して、示すことができます。パイロット・プランにつきましては、議会の皆さん方の御理解を得て、事業化へ向けて用途地域の区域の変更、あるいは緑地の区域の変更、さらには、都市計画上の手続を行って、その後に国に用地の取得の手続を行う手順となります。これらの手続が完了いたしますと、目的の体育館の建設へと進行していくわけでございます。

しかし、その時期としましては、この調査を完了し、できるならば年度内に、この調査についての完了をするとともに、議会の方にパイロット・プランを示し、理解を得てそれからということになりますので、したがって、年度内にある程度の目安をつけ、年度内に目安がつけば、それ以降、事業のスケジュールがなり立つ、というような状況でございますから、できるだけ年度内に、そういった計画に対する調査を終了いたしたい、というふうに考えてございます。

○副議長（中山基昭君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　お答え申し上げます。

第２点の、都市下水路の完成年度の見通し、それから３点目の、２・２・１１路線の延長の見通しと、これに伴うところの下水道事業の整備、それから４点目でございますが、周辺地域の排水、特に排水に限りまして、お答えをしていきたいというふうに考えております。

まず、第２点目の都市下水路の完成年度でございますけれども、御承知のとおり、神明都市下水路は、昭和４８年に都市計画決定がなされまして、およそもう十二、三年たつわけでございますが、いわゆる２・２・１０、これらの都市計画道路の関連がございまして、今日まで延びてきている、という経過がございます。しかし、本年ようやく都市計画道路の建設計画が具体化されまして、私どもの入れる都市下水路の専用の位置、また深さ等も決定されましたので、これからは都市計画街路の築造に整合した中で、本年度より一部着工していきたい、というふうに考えております。

２・２・10号線の用地でございますが、一部についてはもう既に買収が完了しているところもございますが２・２・10、甲州街道に至るまでの間は、非常に現況と公図が著しく相違しているというようなことで、地主さん方の理解は得られている、というふうに聞いておりますが、残された公図上の整理、法務局関係の仕事が残っているというようなことで、若干おくれているようでございます。

そんなことで、私ども都市下水路につきましては、７月の２３日付で事業認可をいただきまして、本年度、６１年度から６４年の４カ年を予定して、工事に着手していきたい、というふうに考えております。今年度事業としてはわずかでございますが、三十五、六メーター施行するにとどまると思います。いずれにしても、一日も早く２・２・１１、この交差点までは早く、早期に整備を進めていきたい、というふうに考えておるところでございます。

次に、第３点の２・２・１１路線の延長の見通しと下水道の整備ということでございますが、都市計画道路２・２・１１の整備計画については、現時点でのスケジュールでは、来年の１０月ごろに計画変更がなされまして、幅員が１６メーターから２２メーターに変更される。それから、モノレールにつきましては、昭和７２年度には全線開通する予定、というふうに聞いております。

そこで、下水道の汚水の計画でございますが、２・２・１１、約4,２００メーター、処理場から栄町の端までですね、この幹線につきましては、多摩川中央幹線、これはすべて２・２・１１路線にルートが計画決定されておりますので、これら促進につきましては、今申し上げましたこの都市計画道路の整備いかんにかかっているわけでございます。特に、万願寺の中は別に問題ございませんが、それから上流に向かいまして、中央線のところまでの間の、いわゆる万願寺の第２期工事、あるいはモノレール計画、これらの事業に先行して入れるわけでございますので、それ以前には整備はできないというようなことで、およその多摩川中央幹線に着手できるのはいつごろか、という御質問ですが、その辺の兼ね合いもありますので、はっきりした年次はお答えできませんけれども、当分先に行くんではないか、というふうに考えております。

本来なら、道路整備がおくれるんであれば、暫定的にも代替ルートを設定してやることもできるんですが、何分にも延長も長いし、また、区画整理という計画もあるわけでございますので、代替ルートが全く設定できない地域でございますので、モノレールあるいは万願寺の区画整理と、手法はどうあれ、一刻も早い道路用地の確保が期待されるところでございます。

第４点目の周辺地域の整備でございますが、排水問題等に限ってお答えしたいと思います。

御承知のとおり、神明都市下水路が２・２・１１、ここまでできますと、現在いろいろ問題になっております四ツ谷下区画整理地内の慢性的な浸水地区、あるいは日野用水の溢水、これらがカバーできるんではないか、というふうに考えております。四ツ谷下区画整理地内につき

ましては、下水道の雨水計画にのっとって、一部管渠の埋設も考えております。来年度あたり工事に着手したい、というふうにも考えております。

それから、日野用水等につきましては、一中の北側になりますか、用水のオーバーフロー分を直接仲田幹線に流入できるような方策を、今年度事業の中で計画しております。

それから、問題になりますのは、御指摘のございました東町地域でございますが、これにつきましては、神明都市下水路の浸水区域は、大体２・２・１０を境にそれから中央線までのいわゆる日野本町、あるいは大坂上、神明上、これら１９５ヘクタールが浸水区域でございます。特に問題のある２・２・１０の東側、この地域は、これは高さ的に都市下水路に取れないということで、浸水区域の中には入っておりません。都市下水路が、もっと深いところに入ればいいんですが、はけ口の計画箇所からやっていきますと、どうしても浅い位置に入ってしまうというようなことで、東町の大部分の排水がとれないというような状況がございます。

先ほど市長のお答えにございましたとおり、あの辺の地域を、いかにして暫定的に都市下水路に落とすかということは、大きな問題でございます。下水道あるいは土木、あるいは水路清流課というようなところと協議を進めた中で、前向きに検討していきたい、というふうに考えております。

同じ東町でも、２・２・１０の以西、いわゆる仲田小学校近辺ですね、約４０ヘクタールほどでございますが、これらにつきましては、これは物理的に都市下水路に流入することが可能でございますので、道路の整備等にあわせて、また２・２・１０の築造にあわせまして都市下水路も整備し、また、特にそういうような問題のある地域につきましては、２・２・１０の側道に、雨水計画に基づいて雨水管も埋設し、家庭の雑排水等も暫定的に流入していきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　ただいまの答弁の中で、１点確認しておきたいと思いますので、再度質問をしたいと思います。

私が質問いたしました２点目の、都市下水路の工事の促進に関係しまして、２・２・１１のルートと、それから２・２・１０のルートは交差しますね。それで多摩川に向けて、ことしも工事が行われる予定になっておりますけれど、来年度でそれは全部樋門まで完成するかどうか、

ということも伺ったんでありますが、この点はどうですか。

○副議長（中山基昭君）　下水道課長。

○下水道課長（坂口泰雄君）　お答え申し上げます。

ただいまの質問でございますが、２・２・１１、２・２・１０の交差点まで来年度完成できるか、という見通しでございますが、一応その計画で現在考えております。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　主幹課長から一応の答弁をしたわけでありますが、答弁漏れの淡水研跡地の利用のこと、それから今朝ケ島都営の広場に関すること、このことについて、一言お答えをしておきます。

淡水研跡地は、万願寺区画整理事業の中で、将来の中学校予定地ということで換地を行なっております。しかし、中学校の設置が要請される時期というのは、ちょっとはかりかねますので、管理されておる、大蔵省だと思いますが、学校用地という了解をいただいておりますが、事前の使用を市民のグラウンドにというところまでは、了解をまだ得ておりません。

そこで、先般来、私もなるべくグラウンドを市内のあちこちにつくりたいという施策の見地から、許されるならば、開発公社等の手法によって確保をし、暫定的な市民グラウンド、市民広場として利用するということは適切ではなかろうか、このように考えております。それらのことを今後追求をしていこう、と　ういう考えであります。

それから、今朝ケ島都営住宅、すなわち２・２・１０都市計画路線に近い都営住宅団地でありますが、平家木造老朽化ということで、当然建てかえの対象にされております。都の住宅局当局から、どのような協議が申し込まれておるかは、私もまだ正確には知りませんが、いずれ建てかえられるものである。このことは、当然推測されますので、その際には、地域のための広場等の条件をお願いをして、極力整備に役立たせていく、地域に役立たせていくという考え方で、交渉に応じたい、とこのように考えております。

その他、落ちているところがあるかもしれませんが、一応お答えをいたします。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　都市計画課長からの回答、下水道課長からの回答もございました。市長の回答もございました。淡水研跡地の暫定利用、かなり明確な回答があったかと思います。ぜひ、その考えを進めていただきたいと思います。

なお、参考まででありますけれど、私も一度、議会でも申し上げたことがございますが、国有財産特別措置法というのがございまして、国の管理する土地の管理委託を、地方公共団体にすることができる、という規定がございます。直接大蔵省の担当者との、その点の話を伺ったこともございますので、これらもよく研究を行っていただきたいと、この際、再度要望しておきたいと思います。

それから、１点目にお伺いいたしました仲田緑地の取得年度、総合体育館の着工年度のことでありますが、これは今年度いっぱいかけまして、日野本町の整備策定調査によって、今後の方向を定めるということでございます。それらの手続きを経てからはっきり決まる、ということになるということでございますが、今年度調査を行って、議会等もその調査に基づく同意と申しますか、そういう方向に意見も分かれないということであるならば、来年度、用地取得や総合体育館の建設に必要な調査費であるとか、あるいは設計費であるとかというようなことが計上されてくる、こういうふうに見ていいのかどうかです。いや来年はまだ早い、まだ２年ぐらいかかるんじゃないか、ということなのかどうか、この点を、私は、今市民の皆さんの中でも、最も強い関心事の一つになっているということであるだけに、市側の考え、今後の見通しを伺いたいわけでございます。

それからもう一つ、周辺地域の整備のことでございますが、排水問題を中心とした考え、明らかにされました。暫定利用というようなことなども、検討されているようでございます。本格的な調査に基づく今後の整備計画ということになりますと、なお数年を要することは、当然予想されることでございます。暫定的な下排水の利用ということも、これもまた強い住民の要望でもございますだけに、ぜひこの暫定利用も検討を進めていただきたいと思うわけであります。

ちなみに、住民の皆さんからさまざまな要望が出されているようでございます。当然市側でも、これらの要望については把握もされているだろうし、検討も進められていることだと考えるわけでありますが、例えば、多摩川堤防沿いに道路を設けることであるとか、仲田小からの多摩川堤防へ抜ける道路の設置であるとか、先ほど都営住宅の問題に関係して申し上げましたように、地区広場的なものがどうしても欲しいんだという御意見、さらには２・２・１０架橋工事に伴う工事用の道路の問題等もございます。これら幾つかの住民要望などを、即、解決されないとしても、解決する方向を明示するということが、私は重要だと思うわけであります。

検討の期間を長くかけるということも、問題によってはあるわけでありますが、短期間でも住民に示すことのできる事柄もあるのではないかと思われますので、これらを住民に示しつつ、地域整備に一層力を入れていっていただきたい、こう考えるわけでございます。

最後に、私は、市長に考え方をお伺いしておきたいわけでありますが、御承知のように、日野市基本構想が定められてあります。この基本構想に基づいて、日野市の基本計画が策定されようとしているわけでございますが、この中で、自然と調和する安全快適な町、という項目がございます。私は、まちづくりの基本的な考えは、その地域の特性に応じた整備計画を行うという方向を、特徴づけていると思います。画一的でない、その地域に応じたまちづくりという考え方、私はこれはこれとして、やはり現実的な一つの方向を示すものだ、というふうにも思われますし、その地域の置かれた自然との調和を最大限生かそうという考えが、底流にあるものと思われるわけであります。

その中の一つに、地域性を生かし調和のとれた土地利用という中で、このように述べている部分がございます。「地域の特性に応じた機能分担、整備の方向づけを行う」ということです。

二つ目には、「計画的に快適性を追求する」、こういうふうに述べているわけであります。だれもが快適に暮らせるようにすることは基本方針に、地域の性格や発展の度合いに応じて、まちづくりを進めるというわけであります。

これは非常に重要なことを述べているものと、私は受けとめているわけでありますけれど、だれもが快適に暮らせるという、この言葉は、まさに言葉どおり、それを基本として地域の整備やまちづくりを進めるという、これは非常に重要なことではないかと思うわけであります。

そういうふうに考えてまいりますと、現在の東町地域は、一体どういう状況にあるか。私はあえて申し上げませんけれども、これは市の当局にあっては、十分掌握されていることだと思うわけであります。今後のまちづくりは、まさにだれもが快適に暮らせるという、そういう方向を示すまちづくりではないかと思うわけであります。その一歩が、排水もない、あるいは吸い込みに頼る、（「市長は住んでみればいいや、あそこに」と呼ぶ者あり）集中豪雨によって道路の冠水や、屋敷内に雨水がたまる、こういう状況がいつまでも放置されていいという状況には、ないわけでございます。

これは、もちろん森田市長個人の責任だなどというつもりはないわけでございますし、長い歴史を経た町の発展という中での、今日の状況でございます。だからこそ、基本構想に盛られ

た考え方で、この地域の都市整備を進めるということが、大きな課題ではないかと思うわけであります。

特に、２・２・１０との関連で、私は再々にわたって、この問題を取り上げてまいりました。排水計画等、先ほど課長からの説明がありましたが、市長にひとつ、私の今の質問にこたえて、考えを披瀝していただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　基本構想に述べているとおりでありまして、理念としては、それに沿って現在まちづくり、どこの場所を問わず進めておるということであります。

３月議会に、行政報告として、蚕糸跡の国有地の留保地部分のことを、財政の問題とあわせ考えて、一つの提案の考え方の報告を行ったことがあります。それは、なるべく国有地を全面確保し、将来の町の発展に寄与するということは、最も望ましいことではありますが、現在の仲田緑地公園、スポーツ公園でありますけれど、これに用地費約３０億円、造成費等を含めて約１０億円、既にそういう事業を行いました。

それから、残りのいわゆる留保地部分、3.4ヘクタールほどでありますが、これを取得して体育館をつくるということは、やはり用地費３０億円、あるいはそれ以上かもしれません。それから体育館が十数億円、その財政負担をどのように構想するか。つまり、そこにそれだけの資金を投じていいかどうかという、市全体のまちづくりの課題に深くかかわっております。

そこで、考えつきましたのが、体育館はもちろんつくる。また、体育館に必要な用地は、日野自身が獲得する。あとの土地の部分を、約２ヘクタールほどのことを考えるわけでありますけれど、果たしてあの仲田地域、つまり甲州街道の多摩川側に属する地域、この地域の将来像を考えてみます場合に、そういう緑地とグラウンドで、あそこの将来構想は、果たして定めていいかどうか。仲田小学校をつくったということは、学校の、学童の受け入れ体制もできておるということでありますし、それから、とかく甲州街道筋が何となくさびれつつある。新しい活力が受け入れがたいというか、生み出されがたい、これはやはり日野本町そのものでありますから、大規模活力もつけて、そうしていろんな意味で、日野の東部の重要な地域として、再編を考えるべきではなかろうか、ということがあります。

今回、日野駅を中心とするパイロット・プランをつくろうというのも、そういうことに発想が届いたということでありまして、あながち公園をますます広く、あるいは緑地をますます広

く、ということだけでは、終わらないんではなかろうか。

一見、そのことは今までの路線上、またその関係の方々から見れば、考えられ得ることではあると思いますけれど、財政負担をいかにしのいでいくかということと、もう一つは、やっぱりまちづくりをなるべく平均的に、日野市内は三極構造だということも申し上げましたが、高幡を中心とする地域、豊田を中心とする地域、また日野駅を中心とする地域、こういうことで、それぞれにどこの地域にも町の発展の素地をつくっておかなければならない、このように考えております。その中での自然の尊重であり、快適環境の追求である。そういうことで、私は日野市の将来像というものを描くべきだ、こう考えております。

そういう意味で、いわゆる残された淡水跡の留保地3.4ヘクタール、これの処理を中心として、考えを、皆さんの意見ももちろん聞きながらということでありますが、そういうことで計画を伸ばしていきたい、こう考えております。

もう一つの２・２・１０都市計画路線の以東の地域、市長に住んでみろ、ということを言う人も、今議員の方から聞きましたが、そういうことはともかくとして、私が住まなきゃわからないといわれることではないということも、はっきり申し上げておきたいと思います。この地域といえども、私は日野市民に対して全責任を持って、今までまちづくりをやってきました。もちろんまだ１０年余りでありますから、整ったところもあるし、整わないところもあるということですから、順序を経て、市内の公平を期しながらやっていくということであります。

（「おかしい。公平ではない」と呼ぶ者あり）

そこで、地形上逆勾配になる地域から、雨水あるいは下排水を流すにはどうすればいいか。なるべく地勢、地形に沿って、下流へ下流へと押し流すのが本旨であります。しかしながら、これの不可能な部分は、場合によってはポンプアップという手法も考えられる、というふうに言っておるわけでありまして、これは私のごく常識で言っていることでありまして、どこのルートをたどり、またポンプアップの、そのポンプを設置する場所は、地元で当然協力をしてもらわなければなりません。しかもそれは暫定措置であって、やはりいずれは橋に近いところに、国道に管渠を通じて、そうして下流に流すということが、また自然の形態であるわけであります。

そういう順序もございますし、それから年次計画を立てて仕事を急ぐということも重要でありますが、今、そういうまた新しい端緒をつくろうというのが、特に仲田地域を中心とするパ

イロット・プランの発想であります。そういうことの中で、暫定措置もありますし、長期的な将来構想も整えながら、地域、地域の理解と、それから将来構想についての、議員さんには十分参加をしていただきながら進めていきたい、こういうことであります。

年次計画のこともないわけではありませんが、今すぐ議場でお答えをするという段階にまでは、なっておりません。遠からず、なるべく早い機会に、そのような年次計画も御報告をする機会を持ちたい、こう考えております。

○副議長（中山基昭君）　仲田緑地に関連した、体育館建設等の取り組み年次等を含めた質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今、年次を、正確には申し上げられない、こう言ったわけでありまして、なるべく早い機会に、年次計画の形で御報告をしたい、このようにお答えをする次第であります。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○１９番（板垣正男君）　市長の考えも、よくわかりました。非常に前向きな姿勢で取り組もうという、そういう姿勢が、ありありうかがえるわけであります。財政問題、そして地域の特性等との兼ね合い、当然あるわけでございます。私は、そういう方向を示すということが、今、重要なんではないかということを、御質問したわけでございます。

なお、仲田緑地、総合体育館の取得年次や建設年次、まだ今日の段階では明らかにできないようでございますが、当然その方向が決まれば、議会でも説明を受けるわけでございますけれど、一刻も早くそれらが示されるよう、今後の努力をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１８の１、都市計画道路２・２・１０の計画促進に関する諸問題についての質問を終わります。

続きまして一般質問１９の１、市職員の労働条件は市民の理解を得られる内容に改訂せよの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○８番（福島敏雄君）　それでは、通告に従いまして、市職員の労働条件は市民の理解を得られる内容に改訂せよ、というふうに題しまして、私の考え方を申し上げ、理事者の御回答をお願いしたいと思います。

私は、市の職員が、市民生活あるいは市民福祉、地域福祉の向上のために、自信を持って仕事をすること。さらに、清潔で毅然と仕事を進めるためには、それにふさわしい労働条件、あるいは処遇が必要であることは、常に考えているところでございます。そして、そのことは、議員の皆さんを初めといたしまして、多くの市民の皆さんも、そしてマスコミの皆さんも否定していないところだ、と私は理解をいたしておるところでございます。

もっと言わせてもらえば、学校の先生が、次代を担う子供たちの教育という、崇高な使命を持っているように、地方自治体の職員もまちづくり、特に人づくり、市民サービスといった仕事を通して、地域に奉仕をしているわけでございます。物を生産し、販売するという民間企業と比べて、労働条件も同一視するわけにはいかない、と考えているところでございます。

しかしながら、給与、退職金、休日などの労働条件につきましては、社会性があるのも、これまた否定し得ない事実でございます。社会性、すなわち世間相場なり世間水準を大きく外れた労働条件なり、処遇の決定基準があるとすれば、市民の理解を得られなくなるわけでございます。今、人によっては公務員の受難の時代である、あるいは冬の時代であるから、頭を下げてじっとしているしかない、という人がおいでになりますが、果たして頭を下げてじっとしているだけで、この受難の時代が過ぎ去ってくれるのかと問われれば、私は、ノーと言わざるを得ないわけであります。

これから情報公開がますます進む中で、市民に理解されない、あるいは支持を得られない労働条件が続く限り、言いかえれば労働条件の社会性から大きく外れた労働条件、処遇が続く限り、受難の時代は終わらない、こういうふうに考えている一人でございます。そして、こうしたことが原因で、労使の対立が続くとすれば、これは行政の停滞、あるいは市民サービスの下につながりかねないだけに、大変不幸なことだと考えているわけでございます。

こうした背景から、私は昭和５８年９月議会におきまして、退職金の是正について、発言をいたしました。それに続きまして、職員の労働条件の中で、社会的水準から大きく外れているという、分析できる幾つかについて指摘をいたしますので、早い機会に労使協議を通じて、市民の理解と支持の得られる内容に改訂をしていただきたいために、ここでは理事者の見解をお聞きするわけでございます。

質問の第１点目は、退職金の是正についてでございます。まず、民間企業の退職金水準がどのくらいかということにつきまして、中央労働委員会が昭和６０年６月に、資本金５億円以上、

従業員1,０００人以上の退職金額を調査した数字がございます。集計の仕方といたしましては、５５歳で退職したら幾らになるか、ということでございます。これは、民間企業５５歳から６０歳まで定年延長されておりますが、その５年間の退職金の支払いの仕組みがかなり変わっておりますので、正確なデーターを得るためには、５５歳で幾らになるか、こういうのが中央労働委員会でも調査をしているようでございます。

その数字を申し上げますので、まず質問の前提といたしまして、日野市のそれぞれの対応する金額が幾らになるのか、これをお答えをいただきたいと思います。

一つは、私は、学歴別に集計するのは大変好きではないんですけれども、今、中央労働委員会なりがやっております比較として、そうなっておりますので、申し上げます。

１点は、大学卒５５歳、勤続３３年、これ、中労委の調査によりますと、退職金額は2,２０７万6,０００円でございます。それで、この人たちの所定内賃金でこの退職金を割りますと、３８.７カ月分になります。

２番目は、高校卒５５歳、勤続３７年の中労委のモデル退職金は、1,９１５万円でございます。同じように所定内賃金で割りますと、４２.２カ月分でございます。

３番目が、中学校卒５５歳、勤続４０年、中央労働委員会モデルですと、1,５１２万9,０００円、月収換算比で４５.０カ月分でございます。

これにつきまして、老後という観点でいきますと、厚生年金があるわけでございますけれども、厚生年金は共済年金と違いまして、ずっと勤め上げた期間の平均給与をもとにして算出をするということで、大変算出が難かしゅうございます。したがいまして、現在、私ども勤めております富士電機の大体の実態を申し上げますと、年間２００万から２５０万、これが厚生年金の水準だと思います。

そういうようなことの中で、今、中央労働委員会のモデルに対しまして、日野市の退職金、そして月収換算の月数、さらには年金額がどうなっているか、まず質問の前提として、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、ただいまの数字の比較でございますが、お答えいたします。

日野市の場合、退職金は御存じのように８５.５カ月ということで、下げてはきましたんです

が、まだ高い水準でございます。それを、８５.５カ月ということで５５歳を見ますと、大学卒３３年でございますが、3,４０４万９７４円ということで、月収の換算では８２.７カ月という数字でございます。

それから、高卒でございますが、日野市の場合は3,５１９万3,５１０円。これは月収の月数では８５.５カ月でございます。

それから、中卒におきましては、同じく3,５１９万3,５１０円で、月数が８５.５カ月。御存じのように、準通し号俸制でございますので、同じでございます。そのような結果になっております。

それから、２点目の年金の計算でございますが、年金はやはり年数によりまして出てまいりますが、今申し上げますと、３７年の場合、高卒でございますが、これが２６０万から２９０万ぐらいのところの試算でございます。それから、３３年のこれは大卒になりますが、これが２４０万から２５１万8,０００円ぐらい、そういう数字でございます。（「中卒は」と呼ぶ者あり）

中卒を申し上げます。中卒の方は、２８１万4,０００円から３１１万5,０００円でございます。これは、やはり年数が多くなってまいりますので。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君。

○８番（福島　敏雄君）　ありがとうございました。議員の皆さんも、大体おわかりの内容だと思いますけれども、今の答弁を聞いて市民が感じることは、二つあると私は思います。

一つは、職員の退職金は大企業の平均値より高いなということでございます。数字を繰り返しますと、一番高い大学卒５５歳、勤務３３年で2,２００万円のところ3,４００万というところで、いくら違うんでしょうか ── 1,２００万違うということは、５割増し、1.５倍。それから中学卒の５５歳、勤続４０年のところは、これはいいか悪いかの議論は抜きにいたしまして、現在、そういうことで働いている人たちが大企業で受ける退職金が1,５００万。これに対して3,５００万、こういう形であることが、今わかりました。

こういう実態について、果たして市民は理解できるのかどうなのか、ということが１点あるわけであります。

それから、いま一つ感じることは、特にこれも通し号俸制ということの給与制度から来るんだという説明のもとに、学歴別の、特に日野市の退職金、聞きましたけれども、これはほとん

ど、１００万の差もないくらいのところでございます。このことも、いいか悪いかという議論は、いろいろあるかもしれませんけれども、いわゆる世間水準、あるいは世間の処遇の決定基準、こういったようなところから比べると、随分違うんだなあという感じを二つ持つことだと、私は思います。

冒頭申し上げましたように、先ほど申し上げましたのが、中労委のモデル退職金が、私は民間企業のあるラインを示しているわけでございます。中労委のモデル退職金というのは、先ほども前提で申し上げましたように、資本金が５億円以上。それから1,０００人以上の企業の平均でございますので、全産業から見れば、これは高目といえるものであります。

このモデル退職金に対して、私が思い切って発言させてもらえば、１０％から３０％高いというのであれば、ある程度市民も理解できるのかな、という感じがするわけでありますが、先ほども話しましたように、５０％から１００％、倍高いというのは、これはいわゆる労働条件の社会性、世間相場の枠をはみ出ている、こういうことで、市民は理解できていない、こういうふうに思うわけでございます。

こういうことは、今までも議会から再三指摘がございまして、問題提起がありまして、市側の方針も聞いているわけでございますけれども、最近、このまた秋口、マスコミも報道を始めているということの中で、現在時点で、理事者は退職金是正について、どのような方針で職員組合に提案し、協議しようと考えているか。要するに水準と、ステップいいますか、時期といいますか、こういったようなことについて、理事者のお考えをお聞きをしたいというのが、質問の１点でございます。

それから、質問の２点目は、夏季特別休暇日数の削減と、それから土曜休日の増加ということに関連して、お尋ねをいたします。

まず、有給休暇と夏季特別休暇を合わせて、民間企業ではどのぐらいの日数になるかというのが、これまた1,０００人以上の企業について、労働省の調査がありますので、これは私、日野市の実態、わかっておりますので、あらかじめ並べて、まずお話をしておきます。

労働省調べの1,０００人以上の企業の平均で、有給休暇は年間１７日であります。これに対しまして、日野市は２０日でございます。それから、夏季特別休暇につきましては、1,０００人以上の方の労働省調べが、平均3.４日というふうに出ております。これに対して、御存じのように日野市が9.５でございます。したがって、有給休暇と夏季特別休暇を足しますと、年間、

民間の1,０００人以上の平均が２０.４、日野市が２９.５、こういうふうになるわけでございます。

さらにもう少し、勤めたことのある人はおわかりと思いますけれども、有給休暇というのは、支給されて２年間有効でございます。したがいまして、大体の人、かなり勤続をたった人というのは、市の職員ですとことし２０日をもらって、来年もまた２０日もらうわけですけれども、大体の人が、２０日間は持っているという感じがいたします。大体の人が持っているということになると、間違ってしまうかもしれませんけれど、最高１年間で、では有給休暇は何日もらえるかという比較をいたしますと、労働省の平均では、先ほど言いましたように、有給休暇が１７、それから夏季特別休暇が3.４、２０.４に対して、平均の付与日数が１７ですから、それを足しますと３７.４、この辺ぐらいが、多く持っている民間の人のレベルでございます。

それから、日野市でいきますと２０日と9.５、さらにまた２０日もらう人がいて、４９.５。こういうことになります。民間ですと、最高２０日というところもかなりありますから、日野市の４９.５に匹敵するものは３９.４というふうな感じになるかもしれません。

こういう前提の中で、質問をするわけでございますけれども、最近、円高の急激な進行、それから国際貿易摩擦の中から、日本人の働き過ぎが非常に問題提起をされております。したがって、私は、民間企業においても有給休暇の増、さらには時間外労働時間の削減、こういうことについては、真剣に推進しなければならない国際環境にある、と考えているわけです。

したがって、今、年間の休日の年次有給休暇の３日間ある差というものは、むしろ民間企業が努力をして上積みを図るべきだ。こういうように、ここでは分析をしたいと思います。ただ、ここで問題にしたいのは、夏休みの9.５日は、民間の3.４日に比べて差があり過ぎるというのが、一般市民の感情だと思います。

例を引いて恐縮ですけれども、富士電機でも７月の２７日から８月３日の、８日間の夏休みがございました。この８日間は、日曜日が２日、土曜休日が１日、有給休暇全員一斉に取得をして２日、夏季特別休暇１日、休日の振りかえ２日、計８日でございます。9.５日に相当するのは、１日であるわけでございます。この１日というのは、先ほどの労働省の調べの3.４日からは減っているということで、後に傍聴に組合の幹部も来ていますから、その辺は改善に努力をしてもらわなけりゃ困ると思いますけれども、いずれにいたしましても、9.５日に相当するのは１日である。平均では3.４日だ。私は、世間水準をゾーンという形で考えるならば、これ

はもう上限が５０％、1.5倍が、市民の理解できる限界のような気がするわけでございます。

そうした尺度で夏季特別休暇を考えますと、5.5日。したがいまして、前後の日曜日を含めて８日間の夏休み程度に是正すべきであるというふうに、日ごろ考えているわけでありますけれども、理事者が、こうした考え方で、本当に誠意を持って職員組合に交渉に臨んだことがあるのかどうなのか、このことについて、まず、お聞きをいたしたいと思います。

それから、２点目は、年次有給休暇と夏季特別休暇が、決められた期間内で取得されずに、切り捨てられている日数がかなりあるんではないか。民間企業では相当あります。したがいまして、１人平均、これは何日ぐらい切り捨てられているのか。昭和６０年度の実態を、お聞きをしておきたいと思います。これが質問の２点目。

それから、３点目の中で、土曜休日の増、４週６休制ということについて、質問をいたします。これまた労働省の調査によりますと、1,０００人以上の企業の９３.５％が、何らかの形で週休２日制を採用しております。それを見ますと、完全に週休２日制、これが３分の１、33.6。それから月３回は週休２日だというのが１１.７。隔週休んでいますというのが１５.１。月２回休んでいますというのは１７.６。それから月１回、これが１５.５でございます。

今、御存じのように、職員の休み方は、４週間のうち１回だけ土曜日休む連休になっているわけでありまして、月１回の週休２日制は、世間水準、今の民間のゾーンからいきますと、下限のゾーンから大きく外れているわけでございます。今までの質問では、上限のゾーンを外れるものについて、指摘をしてきたわけでございますけれども、下限のゾーンを外れるものについては、これは一日も早く改善をしていく必要がある、というふうに考えているわけでございます。人事院の最近の提言、観告ではないようですけれども、提言では、国家公務員の、４週間で土曜日を２日休む４週６休制が、提言されているようでございます。私は、そうしたような背景も考えながら、夏休み5.5日の提案とあわせて、即時４週６休制を、市側から組合に持ち出す、こういったような考え方が理事者にないかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

それから、職務・職能給の、３番目でございますけれども、職務給あるいは職能給の導入に対する市の考え方を聞きたいと思います。

労働省の「賃金労働時間制度総合調査」というのがありますけれども、この中で、所定内賃金１００の中で、基本給というのは、平均的には８３.７％ということでございますけれども、あとは生活手当、勤務手当、こういうのが入って１００になるようでありますけれども、その

基本給の中で、仕事を評価して払われている、いわゆる仕事給の部分は３１.２％ある。これが労働省の調査でございます。これは、民間企業３０人以上の働く会社の賃金構成の中で、３１％ある、こういう報告でございました。したがいまして、今、給与を決める要素といたしまして、仕事の質、それから職務の遂行能力を評価しない賃金決定基準はないといっても、過言でないわけであります。

したがって、日野市の給与決定基準が、いわゆる本俸の中で、年齢、勤続というか、むしろ実質的には年齢のみで決められているという決定基準は、多くの市民が理解できないわけであります。私は、職員の仕事を見ていまして、一つ一つ職務分析をして、本格的に仕事を格付をするという、いわゆる民間でやっている職務給というものの導入は、なじみにくいように感じております。

したがって、職務遂行能力を段階的に区分けをする、いわゆる職能給が中心にならざるを得ないというふうに、考えているところでございます。このことを段階的に、私の私案として申し上げるならば、第一段階のグループといたしましては、定型的な業務ができる段階第二段階といたしましては、相当高度な知識または経験を必要とする業務ができる段階、三つ目の段階が、係長または係長相当の能力を持った人の段階、４番目のグループが、課長及び課長相当の仕事のできる人、こういう者、５番目が、部長及び部長相当職、こういうような五つの職務遂行能力を段階的に区分する、こういったような分け方しかできないのではないかな、という感じがしております。

したがって、今の給与表の分類も５段階でありますので、今、私がこの中に仕事給の要素を入れていく、ということであるとすれば、それぞれのグループの段階から他の段階に昇進する基準を客観的に作成すること、それから、それぞれのグループの中での号俸の数と号俸の賃率を、いかに設定するか、こういうことが、職務給を生かす形の給与制度にしていく、職務・職能給体系に移行していくことだろうというふうに、考えているわけでございます。

そこで、質問でございますけれども、どういう給与制度にしていくか、ということについては、恐らく理事者側でも、それほど時間をかけずに、仕事に見合った賃金体系というものは、素案ができるんではないか、というふうに考えております。もちろん労使協議が成立するということは、これは日野市だけの問題ではございませんから、多くの困難が予想をされるわけでございますけれども、日野市理事者側としては、こうした仕事に見合った賃金体系を、検討し

たことがあるのかどうなのか、また、労使協議のたたき台として、この案を早急に作成する考えがあるかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

次の質問ですけれども、給与制度、人事制度を改訂する中で、私がぜひ考えていただきたいことが一つあります。それは、中堅職員の昇進のおくれであります。今、一番若い係長は何歳なのか。あるいは、課長は何歳か。１０年前はそれぞれ何歳で係長なり課長が出ていたか。20年前は何歳であったか、よく考えて、給与制度、人事制度には対応する必要があると思います。

高度成長期、あるいは人口急増期に入所をした職員が、ただ単にポストがないという理由で、昇進がおくれているとしたら、これは給与制度、人事制度の改善が、私は必要であると思います。そうした意味から、この給与制度において、係長及びそれと同等の能力を持つ者、あるいは課長及びそれと同等の能力を持つ者という、くくりにした、私は処遇の決定基準、これがぜひ必要だというふうに、考えているところでございますけれども、こうしたことを今まで考えたことがあるか、さらには、給与制度を直していく中で考えていこうとしているかどうか、教えていただきたいと思います。

それから、特に職能給の必要な職場として私が感じておりますのは、医療職でございます。市立病院の医療に携わる職員には、国家試験と資格が必要でございます。医師は、既に別格になっておりますから別にいたしまして、御存じのように看護婦にも正看、准看があります。さらに助産婦、保護婦、薬剤師、レントゲン技師など、資格の取り方の難しさ、それから学校に通わなきゃいけない年数の長さ、こういったものがそれぞれ違っております。これは、それぞれの民間では、それにふさわしい職務の格付と処遇の仕方をしているわけでございます。今の日野市の給与制度では、年齢が同じであれば、みんな同じ給料だというふうに思いますが、特に医療職掌についてなどは、世間の賃金決定基準からは大きく外れていく、こういうふうに言わざるを得ないわけであります。

したがって、私は全般の給与体系を、職務・職能給を導入する形に、一気にいかないとするならば、むしろ病院勤務者、医療職、こういったようなものを一つの足がかりとして、職務給に踏み切っていく、このことが必要ではないのか、というふうに考えているところでございます。そうした意味で、そういう考え方があるかどうかということと、あるいは病院サイドでは、そんなことは必要ない、今の給与制度で本当にそれぞれの関係がうまくいっているというふうに、全く総務部の方に、病院の方からは要請などないのかどうなのか、その辺をお聞きをいた

します。

以上が、１点目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、順次お答え申し上げます。

まず、１点目の、退職金手当の問題でございますが、高いということから、これらに対する対応、組合との提案はどうなっている、という御質問でございますが、御承知のように、何回も今まで申し上げておりますように、市長会、それから助役会、そうした中での退職金の見直しということが、３年ぐらい前から非常に検討され、そして事実それらの削減ということでやってまいりました。

ちなみに申し上げますと、過去は１１７カ月でございました。これを　５９年度におきましては、日野市の場合でございますが、９８.９５カ月、そして６０年度におきましては８９カ月、それで６１年度に８５.５ということで、御報告させてもらっております。御承知のように、日野市の改訂計画というのは、昨年１１月に提出いたしました独自の案でございます。これに基づきまして、３カ年計画あるいは４カ年計画というようなもので、逐次下げていく。激変緩和の中での下げ方ということで、これを一応組合の方にもお願いいたしまして、協力をしてもらいまして、過去においてもそういう下げ方も、組合の方の理解を得まして、下げてまいっております。

それで、今後の見通しでございますが、６１年度末には８０カ月というような予定をとっておりますが、６４年度を目安に、これは２６市それぞれで大体６４年度を目標にしておりますが、都並みの６８カ月というところで、ひとつ軟着陸をしてもらうよう努力しております。

なお、それらの各年度の削減につきましては、それぞれの市の状態がありますので、私どもではそれぞれを組合に提示いたしましたのが７５カ月、それから７１カ月、６８カ月というふうな形で、今、努力をしておるところでございます。

２点目の、夏休暇の労使交渉についてでございますが、夏休暇、確かに9.5でございました。これは、昨年もそうでございましたんですが、ほかの２６市におきましても、9.5というのはまだあります。１０日もございますが、そうした中での、やはり統一的な組合交渉というものを持ちまして、鋭意努力をしてまいりました。今年度、強く要望いたしまして、これをさらに下げるというような方向での交渉、談合を持ちまして、やってきましたんですが、６月の期末

手当の問題に絡みまして、今年度はそのまま、前年度並みの据え置きということでございます。そうした中で、さらに組合との交渉の努力を、今後ともしていきたいと思っております。

それから3点目の、年休と休暇の切り捨てられた1人当たりの平均ということでございます。御承知のように、年休が条例で20日間ということでございます。そして、それを使わなかった場合には、翌年度に限り20日間繰り越しで40日というような形でございますが、現在、全職種を年休の切り捨てということで、使ってなかったという日にちを計算いたしますと、1人当たり3日でございます。なお、ちなみに申し上げますと、部課長職については9.1日を捨てております。それから、係長以下では2.6ということでございます。

それから、夏季休暇でございますが、これも部課長職については、やはり1.4の切り捨てで、全体では0.3の切り捨てということでございます。

3点目の、4週6休の提案でございますが、提案されましたように、確かに人事院のこれは勧告のときに、行政指導という形でことし出まして、4週6休、月2回ということでございます。現在、日野市の場合は月1回でございます。先ほども下限のゾーンのアップということで、お話がありましたんですが、これにつきましては、過日助役会が持たれまして、その中でも説明がありまして、今年度4週6休の試行をせよ、というような話でございます。

そしてまた、今までは、これは各市それぞれ違うんですが、条例比したところもあるし、それからまた、職免的な扱いをしているところがありますので、将来に向けての位置づけということ、条例比ということも考えてほしい、という行政指導がなされております。そうした中で、組合とは、ことしの後半におきまして、これらの折衝もしていきたいと思っております。そして、都の行政指導では、62年度から実施するような努力をせよ。ただし、人員増というのでなく、それはその中でやってもらいたい、と強い要望が出されている、そういう方向でございます。

その次の4番目でございますか、職務給と職能給の導入に対する市の考え方ということでございますが、人事院を設けております都道府県におきましては、職務職階制、職階制をするということになっておりますが、現在、これは前助役も答えておりますが、それの職階制ということは、まだ実施されておりません。それで、提案されました職務給、職能給ということでございますが、これを日野市の給与体系に入れますと、私どもも言っています職務給ではないということで、先ほど5段階の御指示がございましたが、それらも含めますとやはり職務給であ

る。御承知のように、準通し号俸制、４９年から実施しておりますが、そうした中での給与の変形、こうしたものにつきましては、どのような取り組み方をして、また組合と交渉しているのか、という御質問でございますが、これにつきましては、先ほども申し上げました改訂計画の中に、やはり市としての強い意思を示しておりまして、これも年次計画で、準通し号俸制でなく、職務給に持っていく考えでの提示をいたしました。

今後、この経過につきましては、組合と鋭意努力していきたいと思っています。もう、それほど通し号俸制という制度が、２６市でも少なくなっている現状でございますので、職員の、先ほども提言ありました、やる気だとか、そうした考えを取りますならば、やはり職務給に移行せざるを得ないということで、強くこれを今後の日程にのせて、組合と交渉していく考えでございます。

その次に、係長、課長職への昇給年齢の遅滞ということでの対策でございますが、現在、御承知のように、中堅職員の昇進はどこでも停滞気味でございます。１０年前と比較して、非常に硬直化しているという状況の中で、日野市の現状を申し上げますと、現在の状況で、係長で４０歳が大体平均でございます。それから課長補佐が４５.６歳の年齢になっております。組織の拡大とか、そういうものがない現在では、御指摘のとおりポストの不足、そうしたものは昇進のおくれの最大の理由になっておりますが、これらにつきましての業務の複雑化、専門化に伴う管理上の係数の多い方、それからそれらを今後見直しをしながら、中心的に、今課長補佐の配置というようなこと、それから職務の特に特殊性のあるところでは、既に実施しておりますが、主査制度を導入しておりますが、それらをさらに特殊性のある主査ということで、課長補佐制度、それから主査制度、こうしたものの位置づけをしまして、あるいは配置をいたしまして、そうしたものの対応の仕方をしていきたい、というふうに思っております。

それから、最後になりますが、医療職の給料表の件でございますが、先ほど申し上げましたように、日野市が準通し号俸制でありますと言っているのは、ここに医者関係の表は別であります。そうしたことで、準という言葉を使わせてもらっております。給料表をひもといてみればおわかりと思いますが、医療職は給料２表でできております。そうして、これは通し号俸制でなく、これは別にこしらえてあります。その給与改訂、そうしたときにも御説明申し上げ、お願いしておりますが、これらの医師の関係につきましての給与、そうしたものはほかの公立病院の医師等の関係がありますので、それらを見ながら、給与体系をこしらえております。

御質問の、これとは別に医療職、言うなれば技師あるいは看護婦、栄養士、そうしたもののことはどうなのか、ということでございますが、今現在、医師を除きまして、給料表は一般職と同じ準通し号俸制の中に含まれております。そうした中で、先ほども申し上げましたが、今後、通し号俸制についての組合の提言の中に、これらを含めまして、職務の関係でこれをやっていきたいと思っております。それらにつきましては、ほかのところの公立病院の給与表、そうしたものを参考にしながら、今後できるだけ改善、見直しをしていきたいということで、御理解賜りたい。

なお、病院の方の提言につきまして、御意見がありましたら病院の方からお答えを願いたいと思います。（「私の聞いているのは、病院の方から変えてくださいよという要望は、総務部の方にありませんか、と聞いているんですから、総務部長が答えてください」と呼ぶ者あり）

それにつきましては、まだ病院の方では、通し号俸制ができた時点から、病院の方については、やはりおかしい、というようなことでの意見がありました。しかしながら、まだそれは一般職等も同じでございますので、そのままになっております。そこで、先ほど申し上げました、全体の職員と同じところでの見直しをしていきたい、というふうに思っております。

何かありましたら、また。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　それでは、見解を、一つずつ申し上げさせていただきたいと思います。

退職金の是正は、今後、昭和６１年末に８０カ月、６４年を目標年次６８カ月に引き下げていく。これが市長会、助役会との合意事項だ、こういうふうに理解をいたしました。私は、ただ下げりゃいいというものじゃなくて、これはやはり労使協議を通じて、今の退職金という実態を、私が申し上げましたように、民間のレベルともよくすり合わせをしながら下げていく必要性を、職員に理解してもらう、こういう努力が、理事者側には当然必要だと思います。

したがって、一方的に通告をするというようなことではなくて、日ごろよく、それぞれトップ交渉なども含めて、パートナーとしての労働組合と、意思の疎通をしっかり図ってやっていただきたい、というふうに考えるわけであります。

今のことは共通するわけでありますけれども、夏休みの5.5日については、努力をするという話ですけれども、私は、先ほど４週６休の休みについては、今年度中に試行せよ、こういう

ような話があるそうでございますけれども、そういった絡みの中のときにこそ、労働組合に誠意を持って、4週6休は早くやります。そのかわり夏季休暇については、削減を5.5日を目標に段階的にでもやっていきましょう、こういうくらいな誠意を込めた交渉が、なぜできないか。そういったような決意を、ぜひこれは市長の方からお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、年次有給休暇の切り捨て日数が、平均で1人3日というのがあります。それから、夏季休暇は0.3日きりないということでございます。合わせれば3.3日ばかり切り捨てがあるわけです。これは、一般的な職員の、一般職の段階だと思います。ここに取得率というのが、市の方で出ていまして、休暇をどのくらい取得するかという取得率です。それで、20日間ある取得率というのは、部長さんが49.5%、課長さんが47.5%、その他の職員の方々の平均は83%。平均で、69.3%を取得をしている、こういう実態でございます。先ほどの労働省の調査によれば、民間の方は17日きりない有給休暇を、平均では10.3日きり取得をしていない。60.6だ、こういう取得率の集計が出ていました。

したがって、特にここでは、ほかの一般的職員の方はほとんど休まれる。部長さん、課長さんは半分休まれる。これが有給休暇の取得の状況でございます。平均では、1人3日切り捨てられます。こういうことでございます。

ですから、私は、休暇を切り捨てるということは、これは非常に今の、ヨーロッパあたりではほとんどない。全部使い切るというのが、休暇の使い方です。これを使い切る。それで足りないなら夏休みをふやしてもいいんですけれども、有給休暇をかなり切り捨て、1人平均3日も切り捨てていて、9.5日に固執をしている必要はないんじゃないか。この辺のところもよく、これはむしろ組合サイドから話をすべきかもしれませんけれども、有給休暇は完全に取得をするという形の中で、それでも足りないから夏季特別休暇は9.5日は死守するんである、というのならよくわかりますけれども、この辺の中身を聞いてみますと、なかなかわかりにくい面がありますので、こういった観点から、こういう事実を労働組合員の役員との交渉の中でよく詰めていただいて、民間との整合性、そしてその中では土曜日の休み方はかなり少ない、これをふやしていこう。そのためには切り捨てもあるわけですから、夏季の特別休暇というものについては、もう少しうまい形にしていく、こういう交渉がなされて当然ではないか、という感じがいたすわけでございます。

それから、職能給の導入に当たってでございますけれども、要するに私も賃金の専門家というわけでもございませんから、それほど細かくは申し上げませんけれども、日野市の仕事というのは、非常にローテーションが早いわけですから、一つの職務で何ができるということでとらえるという、本来の職務給というのはできないと思うんです。ですから、どういうレベルの仕事ができるんだという、職務遂行能力を評価をする、こういう、要するにとらえ方、それでやっていくべきだろう、というふうに考えて提言をしているわけです。

改訂計画は、既に組合に提示をした、こういう話があります。私は、要望なんですけれども、そういう提示をされているんであれば、細かい内容は要りませんけれども、今まで努力をしているとか何とかいう話がありましたけれども、改訂案を具体的に提示をしているというのは、今初めて聞いたことでございまして、そういったことがあるんならば、やはり理事者側の努力ということで、そういうのは議会の中でも、常に言っていただいてもいいんではないか。私はそういう気がいたします。したがって、そうした提示をした内容があるんでありますならば、できるだけ速やかに労使協議を重ねていただくということを、要望をしておきたいというふうに思います。

それから、職員の昇進の方なんですけれども、今、係長は４０歳で初めてなれる。課長補佐は４５歳、こういうお話で、主査、課長補佐制度をつくっていきたい、こういう話ですけれども、私はよくわかります。ただ、今の、私が言っているのは、ポストを何かつけるということも必要かもしれませんけれども、新しいポストがなけりゃだめなんだというんじゃなくて、今は役職手当もありますから、役職手当というものも、賃金の中に占める割合はかなりなものでございます。

したがって、役職になるかならないかでは、年収としてもかなり違うわけです。そういったことを考えますと、そういうことが一つあるということ。それから、民間企業において、例えば大学を出て１５年もすれば、少なくとも係長の人は、数は多い。早い人は課長になっている。こういったような中で、ひとつ、学歴別なことを言うわけじゃありませんけれども、そういった仕事のやりがいというか、生きがいというか、そういった面でいけば、ある程度そういったポストがなくても、あなたはこれだけできるんだという認める制度と、それに処遇もついていくという、そういうことも私は必要じゃないのかな。従来の主査なり、課長補佐なりの延長線上で物を考えるということも、悪くはないと思いますけれども、もっと踏み込んだ形で、これ

にはやっていく必要があるんじゃないか、という感じがいたします。

それから、医療職の問題についてですけれども、医師のことは、これはお医者様が別体系であるということは、当然でございます。そういうことは、私は答弁はしてほしくなかったと思うんです。むしろ、その下にある看護婦だとか、そういったようなことを言っているわけですから、そういう方々が一般職として同じでいいかどうかということ、これは病院からはどういう要望が来ているかということなんです。

私は、厚生委員会のときに何人か、病院長からも直接言われたことがあるわけでして、このことは大勢知っているわけです。ですから、既に病院サイドから総務部の方には、こういう体系は非常に職員の管理、管理というのもおかしいですけれども、やりにくいという話があったわけです。私は、職務給を一般的にこれから導入していこうというのが、口先だけでなくて本当に信念としてあるならば、一番入り口として入りやすい分野だから、これを取り上げているわけです。

そういうことであるにもかかわらず、部長の答弁は、一般職の職務給などと一緒にやります、こういう御答弁でしたけれども、このことについては、むしろ一般職をやるのが、段階的には難しいでしょうから、合意の得やすい病院の勤務者からスタートすべきではないかというのが、私の提言でございます。後で反論なり何かあれば、これはむしろ市長の方からお伺いをしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、逐次答弁したいと思います。

１点目の、理事者からの職員の理解を、退職手当については得よということでございます。もちろん退職手当につきましては、今言いましたように、今年度８５.５カ月、その4.5を削減するについての理解ということで、毎回これはやっております。その努力をしながらやってきております。なお、これも今後とも続けていきたいと思っております。

それから、夏季休暇の件でございますが、これは見方によりまして、こういうことでございます。年休が２０日あります。それから夏休が9.5日あります。そうして、夏休の方がほとんど消化しているという状況、これは、むしろ御質問では、年休を先に取って、そして夏休をしていくべきじゃないか、というふうなお話でございますが、これは、やはり年休は１年間のものであります。そしてまた、その人の健康状態、そうしたものを含めての保障でございますの

で、１年間を通しての考え方でございます。

夏休といいますと、７月から９月までの３カ月でございます。そうした中での消化、それからやはり夏休といいますと、社会的にも、皆さん家庭をお持ちの方は家庭サービスとか、そういうことでの海だとか、山だとかということにお出かけになる。そういうものがありますので、これの方をやはり重点的に使ってきているというふうなことで、ひとつ、その見方でございますが、そういうふうに私は取っておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、４週６休でございますが、なぜ４週６休を組合との交渉の場で、切りかえて年休との関係でやっていかないかということでございますが、それは２カ月前にそういうふうな人事院勧告がなされましたので、それに基づいておりますので、まだ対応の仕方はちょっと戸惑っておりますので、それらに基づきまして、やはり年休、夏季休暇との交渉の中でも、これをやっていきたい、それは提言のとおり、努力してみたいと思っております。

それから、職務給でございますが、職務給につきましては、これにつきましては５段階の能率給、職能給というようなお話でございますが、当然それらも含めながらも、やっていくわけでございますが、やはり公務員という性格の中では、企業と違いまして、難しさもありますので、これらのことも考えながら、給与の是正についての検討も、今後していきたいと思っております。

係長、課長職、これはポストだけでなく、役職手当、そうしたものに踏み込めないか、というような提言でございます。日野市の場合、係長以上が管理職の手当でございます。そうした中での考え方、そうしますと残業等の関係が出てまいりますんですが、残業を認めないで、役職でやっております。そうしたことと、それらの係長のポストの延長線での考え方でなく、もう一つ踏み込んだものにして、特殊性能力を生かしたものにしていく、ということでございます。これらにつきましても、提言の一つの案といたしまして、今後検討していきたいと思っております。

それから、医療職でございますが、御承知のように、それは確かに看護婦、それから技術職、そうしたものを含めましてのことでございます。これを切り離して、まずこれから入り口をして切り込んでいけ、というようなお話でございますが、やはり組合というものも一本でございます。そうした中での対応の仕方でございますが、提言といたしましての受けとめをいたしまして、それを検討してはみたいと思います。非常に難しい、一つだけを切り込むということは、

非常に難しい中でありますが、今後とも検討させてもらいたいと思います。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民感覚から理解される企業体系をつくれということは、一つの時代の傾向でもありますし、今までの自治体の急速な発展経過によって、若干ずれがあるこういうことも言われるわけであります。

そこで、給与改訂計画、3年間を期間とする給与改訂計画というものを組合に提示しているというふうに部長が申しておりますとおり、議会にも御理解をいただいたんではないかと思っていましたけれど、もし必要であるならば、開陳して結構だと思っております。

それから、休暇の取り方に、4週6休は一つのチャンスでありますから、夏休の、日野市が例外ということではないんですけれど、一つのきっかけであるということは事実でございますので、そのような対応努力をしてみたい、このように考えております。

病院の職務給から、今の通し号俸制に伴う一つのきっかけをつくったらどうか、ということでございますが、これも理由のあることでありますけれど、組合も一緒ということでありますので、なかなかそういう発想には、矛盾はありながらも話題になってこない、こういうことがあります。

また、では幼稚園の教師と保母、もともとは差がついていたわけでありますが、それらのこともありますので、交渉の相手側の方で、そのことが理解をされてくる、あるいは要求等になってくるということであれば、きっかけになるわけでありますけれど、ちょっと難しい課題ではないだろうか、というふうに感じます。

いずれにいたしましても、給与体系あるいは定員数、退職金の是正ということは、時代感覚に極力沿って、今るるお答えをしていますとおり、なお改訂計画に合わせて推進をしていこう、こういう考えでございます。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　私も長いこと労働組合の執行委員をやっていまして、きょうのこの種の発言をすることにつきましては、かなり思い切った気持ちで本音を――大方の市民の声を、本音を、ここでいつも古賀さんが言っていますけれども、そういった労働運動を進めてきた民間の立場ということについて、大方の気持ちといいますか、そういうものをここでぶつけた、

勇気を持ってやったつもりです。（「偉い。助役になっちゃえ」と呼ぶ者あり）偉いとか何とか抜きにいたしまして。

したがって、今の、私は、ですから一番初めにも申し上げているように、職員の待遇というものは、それにふさわしい待遇がある。しかしながら、世間水準として、社会性としてのゾーンというものもある。だからゾーンを大きく踏み出しているものについては、これは是正をしなければ、市民は納得できないんです。それを、幾つかの数字を挙げながら、こう言ってきたわけです。それで、それぞれの今の市長を初め総務部長の答弁も、それではいいんですけれども、もっと職員組合の幹部とも話をしながら、自信を持って、やるべきことは、やらなくてはいけないことは、職員組合にむしろお願いをするというか、こういう方向でやっていきたいんですということは、日ごろから言っておく必要があると思うんです。

そういうことがなくて、ただ通告だけしておくというんじゃなくて、本当に、心からそういうふうに思うんであれば、ぜひ職員の関係とも、要するに執行委員の方々との話し合いというものの頻度もふやしていただいて、ぜひやっていただきたい、こういうふうに感じるわけでございます。

私は、非常に正直なものですから、市長が、通し号俸制を改めて職務給にやっていきます、こういうふうに答弁をされるから、それではどういうふうにやっていかれるんですかというふうに、質問をしているわけで、ちょっとその辺は、急だったかもしれませんけれども、市民の皆さんは、大方の市民は、話ししてみれば、ちょっとその辺は理解、私が説明しても理解されないということでありますので、ここで取り上げた次第でございます。

したがいまして、今私が取り上げたのはそういう関係でございまして、特に月々もらう職員給与のことなんかについては、今言及していないのは、私は、そういうことは特に感じていないから言っているだけでございまして、特に感じた問題を提起をいたしましたので、ぜひ話し合っていただいて、是正の方向に持っていただくようお願いを申し上げて、この質問を終わりにいたします。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１９の１、市職員の労働条件は市民の理解を得られる内容に改訂せよの質問を終わります。

続きまして、１９の２、一中の浸水対策を本格的に考えよの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○８番（福島敏雄君）　私の持ち時間が３時４０分ということでございますので、非常に簡単に質問いたしますので、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

７月の２３日並びに８月４日の大雨で、一中の校舎、それから調理室、調理室の中の材料保管室というんですか、こういったところに雨漏りがあった。さらには、給食室、調理室、玄関が浸水をした。こういうのは、いろんな方が既に御存じだと思うんでありますけれども、こうした実態につきまして、教育委員会はどのように把握をされているのか。そして、こういった雨漏りなり浸水対策を、抜本的に解決しなくちゃならないと思いますけれども、どのようなスケジュールでそれを考えていられるか、質問をいたします。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは答弁させていただきます。

御質問は、浸水対策と雨漏り対策の二つでございます。したがって、最初に浸水対策の方からお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、第一中学校につきましては、校舎をつくる際に、もともと校地が田んぼでございました。したがって、用水よりもレベルが低うございます。そういうことで、特にここ数年来、冠水等がございまして、いろいろとそれに対する対策について、考慮をいたしているところでございます。去る７月２３日の冠水につきましては、局地的な集中豪雨によりまして、日野用水路があふれまして、食堂の方に水が入ったということでございます。

この対策についてでございますけれども、いわゆる抜本的対策と当面の対策というふうに、二つに分けて考えられるかと思います。抜本対策についきましては、大きく分けまして、三つの方法があろうかと思います。

一つは、先ほど申し上げましたとおり、日野用水路が大変、許容能力といいましょうか、抱擁能力といいましょうか、大変水を飲み込む量に問題点があろうかと思います。したがって、抜本的には、日野一中の校地を流れております用水路の排水工事、つまりかさ上げ工事、こういったものをやる必要があろうかと思います。実は、昨年度も、夏でございましたけれども、夕立がございまして、一時冠水したというケースがございます。

そこで、用水路の問題につきまして、何とかできないだろうかということで、私どもといたしましては、建設部の方と十分に協議いたしました。先ほど申し上げましたとおり、用水路をしゅんせつする、あるいは一中の校地を流れております部分のいわゆるかさ上げ、こういうこ

とも考えたわけでございますけれども、これをいたしますと、今度は逆に上の部分、一中の校地の上流の部分、あるいは下流の部分、ここには民家がございますので、そちらの方へ水があふれてしまうんじゃないか。こういうこともありますので、これにつきましては、将来の大きな課題として、今後、日野水路の改修という問題を根本的に考えていく必要があるだろうというふうに、第一義的に考えております。

それから、第２番目は、先ほどもちょっと板垣議員さんの御質問の中で、下水道課長が答えておりましたけれども、やはり公共下水道を早期に一中付近に布設することによって、雨水雑排水がそちらに流れ込むだろうというふうに思いますので、公共下水道早期の実現ということが望まれるのでなかろうか、こういうふうに考えます。

第３点目は、実際問題として、一中の校地の中に水が入った場合に、これを一時的に、どこかに一中の校地の中に、貯水といいますか、遊水といいましょうか、そういうことができるかどうか。これが果たして校地の中に確保できるかどうか、その辺の問題につきまして、今後の課題として検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

それから、当面の対策でございますけれども、やはり大きな問題として、一つは、いわゆる谷地川の関係でございますけれども、谷地川の用水が、特に集中豪雨あるいは台風等が来た場合に、大変水がふえるわけでございますので、その際に、取水路にあります樋門を早期に閉めること、これが抜本的な、当面考える問題として挙げられるだろうというふうに、考えております。

第２点目は、これは７月２３日の、先ほど御質問ありました、集中豪雨があった際でございますけれども、いわゆる日野用水が流れています一中校地内の、特に浸水する箇所、つまり用水の低い部分に土のうを積むとか、特に一中の給食室、食堂等は、特にレベルが低うございますから、そこの低い部分に土のうを積みこむ、ということが考えられるかと思います。

実は、７月２３日に、早速私どもの職員が現地へ伺いまして、土のうを積みこみまして、対応したわけでございますけれども、それによって相当数の被害が防げたというふうに聞いております。したがって、８月４日の台風１０号、９月３日の台風１５号の際の、大変水がふえた日でございますけれども、土のうを積みこんだ。それから、いわゆる谷地川の樋門を早急に閉めたということ、この二つを講ずることによって、８月４日、９月３日の日の台風の際には浸水がなかったということがございましたので、これが当面考える対策じゃなかろうか、という

うふうに考えております。

第２点目の、いわゆる雨漏り対策でございます。これにつきましては、一中の普通教室の部分、これは窓枠のひさしの部分でございますけれども、４カ所、確かに雨漏りがございました。あと印刷室、それから給食室の倉庫、体育館の一部に、雨漏りがございました。これにつきましては、早速私どもといたしましては、業者に発注をお願いいたしました。私ども昨日確認したわけでございますけれども、一中の雨漏りにつきましてはすべて工事が終わっているということでございますので、この点を報告いたしまして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　それでは、要望を申し上げます。私が考えるのは、一中だけでなくて、いろんな中学校あるいは小学校の中で、大変困っている問題があるんではないかな、という感じがいたします。

たまに、遠くの方の中学校へ行って運動会なんか見ていますと、そこの校長先生なりから、どうもグラウンドが走りにくくて困るんだよなあとか、いろいろ具体的な話があるわけです。そういったような話を、教育委員会はどのように把握しているのか。私は、一生懸命やられているんだと思うんですけれども、私は、お願いしたいことは、それぞれの校長さんなり教頭さんなりに、それぞれの学校の困っていることをいつも報告してもらう、あるいは話し合う、こういうことをしておく必要があるんじゃないかと思うんです。そういう関係にしておくことが、昨日議論になりましたような、大坂上のああいうことの、少しは効果があるという感じがするわけです。

したがって、教育委員会が学校に、教育内容に干渉するとか何とかということについては、云々言いませんけれど、むしろそういった教育環境施設、設備、こういったようなものについて、学校側の要望を常に把握する、こういったようなことを、ぜひお願いをしたいというふうに感じるわけです。日野一中の浸水対策は、一つの一例といたしまして、それぞれの小学校、中学校、公立の学校に対することについて、要望をいたしまして、この質問を終わりにいたします。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１９の２、一中の浸水対策を本格的に考えよの質問を終わります。

次に、１９の３、日野市民から無年金者をなくそうの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○副議長（中山基昭君）　これも、ちょっと背景だけ、早口で申し上げます。

私、先日、７１歳になる人から、年金が何ももらえない。市役所に行ったら「あなたは何ももらえないんだ」とこう言われたというわけでございます。私も、勉強のために保険年金課に行きましたところ、明治４４年４月１日以前の人は、老齢福祉年金が無拠出で受給できること。明治４４月４月２日から大正５年４月１日の間に生まれた人は、国民年金の特例給付ということで、１０年間掛金を掛ければ年金が受給できる。そして、特例給付の掛金を掛ける最終期限が、昭和５５年の６月３０日に完了している。したがって、先ほどの人は大正４年生まれであったわけですけれども、特例給付の対象に該当するわけですけれども、掛金が全然払っていなかったということで、「あなたはだめです」。当然、今の制度では、そういうことになるわけであります。

私が非常に残念に思ったのは、本人に聞いたら、そういうことはよくわからなかった。市役所の保険年金に行ったら、昭和４４年、４８年、５３年にはそういう人のＰＲをしている、徹底をした、こういういきさつであります。

これは、その人をどうこうするということじゃなくて、これからそういう人がいっぱいいるんじゃないかな。それからさらに、今でも国民年金に入らなくちゃいけない人が、入っていない人も入るんじゃないだろうか。年をとって、いざ、みんな周りの人が年金をもらっているのにもらえない。そのときになって慌てて、私はどうしようというんでは、ちょっと困るんじゃないかなということで、こういうタイトルで質問をさせていただくわけです。

したがって、今、年金を受給できる年齢になって、国民年金に関連する部分だけでいいですから、国民年金が受給できない人は、日野市内で何人ぐらいいるのか。これが質問の１点。それで、例えば救済措置について何か検討されていることがあるのかどうなのか。

２番目は、当然国民年金に入るべき人で、今、掛金を掛けていない人がどのくらいいるのか。これについて説明をしていただきたい。

さらには、こうして、もう国民年金にしか入る方法がない人に、いかにＰＲを今しているのか。その辺のところを、３点、簡単にひとつお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、御答弁申し上げます。国民年金の関係でございます。

まず、１点目でございます。年金者に対する特例交付金の改善ということであろうと思います。御質問の、旧法によりまして、老齢年金を掛けなかった方、あるいは中途で年金を掛けられた方でも、途中で年金をやめてしまった、というような方もおられるわけでございます。年金の未加入者または保険料の未納のまま法定期間の不足となりまして、年金を受けられなくなった方が、７月末日現在で、市内で1,２４０名でございます。ちなみに、八王子の社会保険事務所管内では、これは南多摩地区でございますけれども、9,２７６名というデータが出ております。

それで、過去にこうした方々に対して、特別の交付の方法が、二度ばかりございました。そういう経過はあったわけでございますけれども、さらにこうした方々に対しまして、実は東京都の市町村主管課長会にいたしましても、無年金者の救適措置を講ぜられるように、厚生省に対しまして、現在、要望書の提出等を行いまして、働きかけは行っております。しかしながら、この問題につきましては、なかなか困難性があるということで、非常に難しい問題であろう、このように私どもは解釈をしているわけでございます。ただ、そういう形の方が各地におられますので、厚生省に対しましては、働きかけは行っておるということでございます。

それから、２番目でございますけれども、当然国民年金に加入すべき人で未加入者は何人なのか、ということでございます。国民年金強制加入者につきましては、本年４月１日以降の法改正によりまして、１号被保険者と呼んでおるわけでございますけれども、内容をちょっと申し上げますと、２０歳以上から６０歳未満の者で、自営業を営む個人とその家族、及び５人未満の事業所の事業主、従業員とその家族とされておるわけでございます。７月末日現在の未加入者につきましては、現在1,８３５名市内におられます。

３点目の御質問になろうかと思いますけれども、未加入者に対する市としての対応ということでございます。対策といたしましては、従来から、あるいは広報はもちろんでございますけれども、２０歳の到達者に対しましては、小冊子等を作成いたしまして、１月１５日の成人式の折に、他の配付物と一緒に配付をしている。あるいは年金の街頭相談、あるいは３０歳に到達された方に対しましても、毎年往復はがき等によりまして、加入の奨励は行っておるということでございます。

それから、私、考えておるんですけれども、これからの対策ということでございますけれども、今までの方法はもちろんでございますけれども、未加入者に対しましては、直接本人あて通知をすることが一番いいんではなかろうか、このように考えております。直接本人あてに通知することを重点的に、今後やっていきたい、場合によっては、電話等で本人に連絡をするというようなことも、考えております。

いずれにいたしましても、老後の所得保障の役割を果たす国民年金の重要性から、未加入者を一人でも少なくするということで、さらに努力をしてまいりたい、このように考えております。

○副議長（中山基昭君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

掛金を掛けてなかったということで、年金をもらえない人が1,240人おいでになるということで、かなりいるんだなあという感じが、まずいたしました。

それから、今、国民年金に入るべき人で掛金を掛けてないという人が、やっぱり1,835人いる。こういう人は、やはり市側で働きかけをしていかなければいけないんじゃないかな、という感じです。今、市民部長の方から、直接そういう趣旨の説明をしながら加入をＰＲする、こういう話がありましたから、それしか方法がないかと思いますけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

私、日野市民で、国民年金の窓口は、市野市役所しかないわけです。ちょっと憎まれ口をきくかもしれませんけれども、民間の生命保険会社は非常に熱心でして、老後の生活設計の必要性、こういうようなものを、一生懸命勧誘して教えてくれるわけです。市役所というのは、非常に熱心なところというか、これはもう当然やるべきことですから、税金はちゃんと、きちんと徴収して、納める時期まで教えてくれる。

しかし、反対に給付ということになりますと、ほとんどが申請主義なんです。私は、市役所が申請主義であるということは、やむを得ないと思いますけれども、今こういったサービス、銀行を初め生命保険会社のサービス、いろんなサービスの進展ぶりからすると、何か発想の転換というか、そういうのが必要なような気がするんです。

今、市民部長が直接加入のお願いをするということですから、発想の転換をしていくということで、非常に私は評価をしたいと思います。特に、きのう宮沢清子議員が非常に熱心に勉強

されて、いい質問をされたので印象に残っているのが、誕生日月健診というのがありました。あのとき、私は、口からすぐやじが飛んでしまったんですけれども、あれの生活環境部長の御答弁が、まさに申請主義から抜け出ていない答弁の典型のような気がしたんです。要するに、人手がない。だから来た人だけやってやるんだ。こちらから誕生日に通知をして、いつ幾日ここでやるということはできませんよ、という答弁でございました。

私は、健康保険、要するに健康、ヘルス行政について、健診というものは、むしろあのときの答弁で欲しかったのは、日野市民で、５年に１回ぐらいは必ずだれかはどこかで健康診断はしているんだ、という制度ぐらいにはしていきたい、というような御答弁の中から、いろいろ政策が打ち出てきてほしかったという感じがするんです。また、そのことを宮沢議員も期待をしてた質問だった、という感じがするわけです。

生活環境部長を非常に悪者にして、大変恐縮なんですけれども、その他の部門につきましても、申請すれば「では、出します」というのが、少し多過ぎやしないか。ですから（「じゃあどうする」と呼ぶ者あり）じゃあ、どうするというのは、これはやはり職員の意識をそれぞれ変えていく、そういうことだと思うんです。

この間も、児童手当の改正がありました、申請をすれば支給されますと。これはありますけれど、やっぱり申請漏れだって出てくると思うんです。今度は２歳まで第２児が繰り上ったというのがあります。これが一人ひとりみんな申請だ。私は、これは職員数の定数の問題もあるかもしれないけれど、やはり意識として、やる気というか、本来どういうサービスを提供しなくちゃいけないかということを考えれば、何をしなければいけないか、というのがわかると思うんです。

そういうことで、私はぜひ意識改革を、無年金者が出たということについて、ただ形なりの３回の広報なり何かにやったかもしれない。だけど、直接その人に行って話ししてやれば、では１０年間分払えば、そこで年金をもらえるということになれば、やったかもしれない。そういうことを、やってなかったということじゃないんでしょうけれども、ぜひそういうことは前に一歩出ていくべきだ、という感じがしておりますので。

時間でございます。一方的になって恐縮ですけれども、以上申し上げさせていただいて、３点目の質問を終わりにさせていただきたいと思います。

何か、お聞き苦しい点が多くて、申しわけございません。

○副議長（中山基昭君）　これをもって１９の３、日野市民から無年金者をなくそうの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時３４分休憩

午後４時　９分再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２０の１、幻の「真慈悲寺」跡など日野市の文化遺産保存についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔２９番議員登壇〕

○２９番（竹ノ上武俊君）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は通告者が多く、私で２０番目でありますので、皆様も大変お疲れではないかという気もいたします。なるべく簡潔に質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、第１番目の幻の「真慈悲寺」跡など日野市の文化遺産保存について、質問を申し上げます。

きょうは、中秋の名月です。恐らく1,０００年前か、何年前か、はっきりいたしませんけれども、この真慈悲寺というのがあったとすれば、その高いところから、きょうの中秋の名月を、当時の人たちも眺めていたのではないか、というふうに、思いをはせているところでございます。真慈悲寺というお寺については、いつのころ、どこにあったのかが、いまだにはっきりしていない。しかし、この寺が、日野市近辺に存在していたということも、確かであります。そういう意味で、質問の最初に幻のという字をつけさせていただいたわけであります。

私は、本日、日野市の史実等について、市当局を追及をする、これが質問の中心でないことは、申すまでもありません。文化遺産に対する市の態度というものを、今後どういうふうに発展させていけばいいかという立場で、質問を行うわけでございます。私の先輩の議員の皆さん、あるいは日野市に長年お住まいの方々が、日野市の過去、古代の歴史等も含めまして、詳細に

認識され、調査をされているに違いないと思います。私は、短時間の調査でありますので、日野市の歴史全体については、まだほとんどつかむに至っておりません。

この質問をするに当たりまして、若干、真慈悲寺というのがあったころの日野市の状態はどうだったのだろうかということを、いろいろの書物で読んでみました。既にいろいろの本が、三多摩の歴史というような形で、あるいは日野市の史跡などについての文献という形で、発行をされております。これも、まだ私、全部目を通したわけではございません。しかし、この幻の真慈悲寺、これが存在した時代は、大体どういうころかという見当が、幾らかついてまいりました。もちろん推測も交えてでございます。

日野市に人間が住み始めたのは、大体、約２万5,０００年前ぐらいではないかというふうに、いろいろの史跡から判断をしている方が多いようでございます。そして、9,０００年前ごろ、多摩丘陵や日野台地の周辺に、人々が狩猟をしながら移動生活をしていた、こういう想像をされております。6,０００年前ごろには、平山橋の北岸の段丘上に、住居をつくっていた人たちがいるのではないか、こういうふうに言われているわけであります。立て穴住居だったということでございます。

そして、約4,５００年前ぐらいから、日野市内の吹上、新町五丁目、万蔵院台、東平山二丁目、第一小学校付近などに、大きな集落があったということも、調査でだんだんわかってきております。日本で、土器の形がいろいろできてきた縄文時代の後期、約3,５００年前ごろになりますと、川に近く、川がはんらんするような、そういうところに集落がだんだん広がってきた。こういうことが言われております。恐らくこの時代には、多摩川、浅川の周辺に集落がたくさんできていたことと思います。

そして、弥生時代といわれる、当時日野市では、神明上や吹上、平山に集落が多くできていたということが、調べられています。

また、平山二丁目には、ちょっと進んだ墓などの跡も、そのころのものが見受けられるという状態になったわけでございます。こういう時代に、日本の国の統一的な支配というものが、だんだんと進んできたことが見られます。各地に、大王などと称する一族の王たるものが住んでいたというふうに言われております。そのころ、日野市にも人々が生活をしていたわけでございます。

西暦２３９年には、例の卑弥呼という大王が、魏の国に使者を送ったといわれている時代で

す。そして、西暦の５９３年、聖徳太子が摂政となった時代、あるいは６４５年の大化改新、こういうときに、中央集権制の日本の国の体制ができ上がったわけでございます。この大化改新のころに、武蔵の国というものが設置された、ということになっているわけであります。

そして、この大化改新のころに、いわゆる国が農民党の土地を管理する、という体制もでき上がりました。公地公民というような形になってきたわけであります。そして、西暦７０１年のころ、大宝律令ができました。その当時、農民は、公民とか賤民とかいうふうに、階級にさまざまに分けられまして、奴婢と呼ばれるような、奴隷のような状態の人が大多数の、言わば日本国民として、朝廷に、租とか庸とか調というような形で、税金を巻き上げられ、大変お粗末な、そういう生活状態であったことが、しのばれます。あるいは、雑徭といわれる労役の強制が行われて、なかなか自分の畑仕事などができないというような状態も、たくさんあったといわれるわけでございます。

そして、時代は進みまして奈良時代になり、８世紀の中ごろ前後、こういう農民たちの間に、いろいろの不安があったものと思われます。そのとき出現した有名なお坊さんには、行基菩薩という方がおられるわけでございます。この方は、西暦７３０年ごろの記録によりますと、農民の間などに出てきまして、溝をつくってあげたり、いろいろ稲作の指導をしたりする中で、自分の仏教を広げたようでございます。都の若草山というところでは、この行基という方が行くと、１万人近い国民が集まって、この教えを聞いたというのでございますから、相当な仏教の活動をされた、こういうことがしのばれます。その当時には、全国各地にこういう仏教が興りまして、国民の間にはやったと申しますか、普及がされている時代だったわけであります。

私は、このころの日野市の状態を想像いたしてみました。やはり日本の歴史では、飛鳥時代、奈良時代、こういうふうに呼ばれてまいりますが、このころ、中央の支配の一つの形として、武蔵野、国分寺、こういうものができたり、あるいは、大宝律令ができました。大宝元年から2年たった後の大宝3年には、国司が武蔵の国に赴任してくるという形で、やってきたわけであります。この時代に、さまざまな部族同士の争いなどもあったろうと思われます。また、あるいは、その時代に税金を免れるために、さまざまな土地の管理の仕方を、その付近の力のある豪族の方々とか、あるいはお寺を持つ人たちとか、そういう方々が、さまざまな動きをされたのも、想像できるわけであります。

私は、遺跡から出てくるものを、日野市などの史料によって見てみますと、そのころのもの

であるというものも、落川遺跡その他から多数出ているわけであります。そして、その遺物というものは、当時の中国文化、あるいは当時の朝鮮からの文化というものが入って、その技術者の皆さんが、身分は大変低かったそうですけれども、つくったものがたくさん出てきております。そういうことから、一つの推定としては、ひょっとして真慈悲寺というのも、そのころ、あのあたりにその原形と申しますか、寺ができたのではないかという想像を、これは全く私の想像ですけれども、いたしている次第でございます。

今回、真慈悲寺のことを調べるに当たりまして、市政図書室にある文献等を見てみました。真慈悲寺というのが文献に出てくるのは、百草にあるお寺の、掘り出されたものなどの中、その中の仏像の背中に書き込んだ漢字の文章の中に、真慈悲寺のことが出ているわけでございます。そしてまた、その百草の寺というのは、有名な、現在もその跡といわれている松連寺であります。この百草の松連寺ということにつきましては、武蔵の歴史を書いた古い書物など、この中に書いてあるのが、その史実としてでございます。それは、新編武蔵風土記稿というものが残されております。この中に、百草に松連寺というものが昔からあったということが、記されているわけであります。

それによりますと、この松連寺というもの、あるいは真慈悲寺とも想像される松連寺は、西暦の７３０年ごろからあったものだというふうに、記されております。そして、これが西暦の１０６２年、康平５年というときには、いよいよ源氏、平家、の源一族などが出現してくる時代になってくるわけです。今の東北地方を征伐するために、松連寺に寄ったとか、いろいろの史実が、だんだんとあらわれてまいっております。

そして、西暦１３３３年には、新田義貞などが鎌倉に攻め入る途中に、方々のお寺を焼き払ったことがありますけれども、そのときに、一回燃えてしまったという史実なども、出されております。また、その後、再建をされたりして、１５９０年、天正１８年には、これが廃寺となった、こういう史実も、いろいろのものに出ているわけでございます。そしてこのころ、どうもその寺にあった宝物、仏像等を、さるところにすべて埋めたという話もあるし、また、そのころ、その埋めたものを掘り出されたということも、いろいろの史実に残っているわけでございます。そして最終的には、今の百草園に形をとどめる松連寺は、１７１７年、享保２年、小田原城主の第三夫人が、これをまた立派なものにしたように、歴史は記しているようであります。

そして、明治の６年に廃仏棄釈の運動の中で廃寺となり、その後、百草出身の貿易商であっ

て横浜にいた青木角蔵さんという方が買い取りまして、百草園として明治１８年に開園をした。そしてその後は、明治３２年、京王帝都電鉄が買い取りまして、今の百草園になった。簡単に言えばそういうような状況で、（「昭和３２年でしょう、京王は」）と呼ぶ者あり）失礼いたしました。昭和３２年、買い取りまして、３２年か３３年だと思いますが、百草園として今のような形の管理形態になってきたわけであります。

松連寺というものは、どういう格のあるお寺であったかということが、これまたいろいろの記録に出ております。その中の一つを読んでみますと、白河法皇が死んだ１１００年時代、このころに、法皇の系列下で頑張っておりました源家が、４９日法要を行ったときの記録が、日野市の史談会の会長さんが書かれました小冊子にも、その文書を写しとして出されております。

それによると、鎌倉で行われた法要に、真慈悲寺から３人のお坊さんが法要に呼び集められたということになっております。お坊さんが３人というのは、今の東京では浅草の浅草寺、そして府中の国分寺、この三つのお寺から、３人の僧が呼ばれております。たくさん呼ばれたところは、鎌倉の鶴岡八幡宮でも２０人、こういう状況でありますので、当時の位置づけからして、相当なお寺であったのではないかという想像をする方々も、多いわけでございます。つまり、源氏一族が松連寺というものを重視していたという証拠が、方々に出ているわけでございます。そして、源氏一族などが納めたと思われる仏像、そういうものの中に、先ほど申し上げましたように、真慈悲寺というものが記されている、こういう状況にあります。

今まで、私もまだ日野市の歴史を知っている方々に、１人も面接をしたわけでもなく、また、落川遺跡その他、現地調査をしたわけでもありません。今まで、あの付近を歩いてみたり、あるいはまた、今発行されている資料等から、想像をしているにすぎないわけであります。

松連寺が、先ほど申し上げました７３０年、天平の年代にできたというのも、一つの文書に残されているというだけあって、それを実証する遺跡というものは、出てきていないわけでございます。また、これらを書いた本がいろいろありますが、史実を書いた文書がございますが、それには、先ほど言いました「新編武蔵風土記稿」、それから蜀山人が書いた「調布日記」の中の縁起一巻と称する本、あるいはそれの補足と称する本、もっとぐっと後になりまして、「武蔵名勝図会」という植田何がしという人が書いた本などに出ておるようでございます。その中の一部分が、さまざまな文書に写しとして出されておりますので、私もそれらに目を通してみました。それによりますと、ある本には、松連寺が鎌倉の八幡宮ができる前につくったことに

なっていたりして、史実と事実と比べてみると、おかしいというような文章も、方々にあるようであります。ですから、松連寺がいつできたかというのは、まだまだ真の意味で、確定はされておりません。

きょうは、この程度述べまして、私は、どちらでもいいわけです。松連寺が真慈悲寺の跡であったとしても、あるいはまた真慈悲寺と松連寺は同じものであったとしても、あるいはまた真慈悲寺というものが多摩市にあったとしても、いいわけであります。それには、過去の人間としてこだわるものではありませんけれども、もしもこれが、先ほど申し上げましたような時代、もし松連寺という名前が記録に出てくる前の時代、行基というお坊さんが布教活動などをしていた時代、こういうような飛鳥時代であるとか、奈良時代にできていたものであるとすれば、またさらに一層貴重な歴史的な価値が出てくると思います。

今、東京都と日野市の遺跡調査の係の人たちが、さまざまな形で調査、追跡活動をされているようでございます。出土品等を調べてみますと、真慈悲寺あるいは松連寺は、百草園であったのではないかという説を唱えるほどではありませんけれども、持っていらっしゃる方もおられるようです。あるいはまた、出土品の分布状態から見て、今の東電学園の付近には、相当な遺跡が出てきている。こういうところから、あの付近も想像することができる、という方もおられるようです。あるいはまた、ニュータウンの開発に当たりましての遺跡調査の中でも、似たような、貴重な遺跡が発掘をされております。

そういうわけで、真慈悲寺というのは松連寺と別に、ニュータウンの方にあったのではないか、こういうことを唱える方もおられるわけです。その証拠には、多摩市の方にもさまざまな遺跡があるし、地名も残っている。大栗川というのは、昔大きなお寺があって、そこの庫裡というものの傍を流れていた川だから、「オオクリ川」だったのではないかという推測などをしている方も、おられるようです。

あるいはまた、日野市近辺のことを、昔、武蔵国吉富と書きまして、そういう呼び方をしていた時代もあるようでございます。この呼び方は、昔は「きっとみ」というので、あるいはその昔は「こった」と言っていたのではないかということで、乞田川のほとりに真慈悲寺などもあったのではないか、こういう推測をされている方もいるようでございます。このような背景の中に、幻の真慈悲寺は存在をしていたことは、さまざまな遺跡からの発掘物によって、事実というふうに言うことができるわけであります。

そこで、具体的な質問に入りたいと思います。６点ほど小さく分けまして、質問いたしま

す。

第1点は、市としては、真慈悲寺というものを大体どの程度調査をし、どのようなところに現在推定をしているか。

第2点目として、真慈悲寺等をめぐる調査の到達点、これはどういうふうになってきているかということについて、お答えいただきたいと思います。

そして、先ほど、私の主観的な想像などを申し上げましたけれども、真慈悲寺というものの文化遺産としての位置づけ、これはどういうふうに位置づけておられるか、質問をしたいと思います。

第4点は、真慈悲寺等をめぐる今後の調査の方針、こういうものを持っておられるか、持っていないか、あわせまた、都が落川遺跡等でやっているようでございます。こういう点で、東京都との協力関係という点では、どういう状況になっているか、この点を質問したいと思います。

第5点目は、東電学園等の遺跡のことでございます。私も、しばしば東電学園の付近を通行することがございます。その際、見てみますと、ときどき駐車場がふえたり、工事をしたり、いろいろの形でやっているようです。最近、建設物を増築したような形跡は、私は外からですがわかりませんけれでも、さまざまな工事の人たちが入っている様子は、見受けてまいりました。こういう中で、せっかく貴重な遺跡があると推定され、過去の遺物が ── 失礼いたしました。出土品が出されております。その中には、うわさによると、どこかの博物館に売り飛ばして、現在そういう実物があるというううわさも聞きましたし、さまざまなことが言われているようでございます。うわさでございますけれども、松連寺にあった大切なお経が入った経筒と申しますか、こういうものが、奈良の博物館に現在陳列をされているという、これは事実であるようでございます。

そういうようなことがありますので、東電学園というものについても、市が立ち入りをいたしまして、早く調査をしないと、いずれかの人たちが、せっかくの貴重な遺跡のものを、雲散霧消させてしまうという危険性もあると思います。そういう点で、東電学園との連携プレーはうまくいっているかどうか。今後また、あの付近はどういうふうにして保存し、調査しようとしておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

第6点目は、遺跡の、日野市の遺跡分布図というものについてでございます。これが、私ど

も議員にも配られておりますし、遺跡として出土品があると予想されるところは、法律に基づいて、遺跡調査をしなければいけないことになっているわけです。この分布図の範囲というものは、今まで縮小したり拡大したりしたことがあったかどうか。そして、そういうことをすることも可能であるとすれば、１１番とか、１２番となっております東電学園、万蔵院台、あるいは１５番の落川遺跡、こういうあたりについては、もっともっと、土地の人たちのうわさを聞きますと、いろいろの遺跡が出ていたぞ、昔拾った人もいるぞ、というようなお話を聞いておりますので、こういう分布図、遺跡があると思われる想定の地域というものを、もう少し広げたりしておかなければいけない問題も出てくるのではないか。その点で、町の開発発展ということと、さまざまな矛盾はありますけれども、その辺は、今後統一的に解決するとして、さしあたり、歴史の上で貴重な松連寺や真慈悲寺があったと思われる付近でございますので、貴重な遺跡が今後とも発見できる可能性が、大きくあります。

そういう点での今後の市の考え方、以上のことについてお答えいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

○教育次長（小山哲夫君）　お答えをいたします。

６点にわたる御質問でございますけれども、最初の方の質問は、真慈悲寺を教育委員会としての、今後それをどういう形で調査していくか、現状をどういうふうにしていくか、というふうな御質問かと思います。

私どもの方といたしましては、現在、文化財の保存につきましては、文化財の保護条例、また文化財等の調査の基本的なる調査機関は、文化財の保護審議会という会がございますので、そこらへ諮りまして、文化財の指定あるいは保存等につきまして、お願いをし、協議をしているところでございます。

ただいま御質問ございました真慈悲寺につきましては、現段階におきまして、教育委員会といたしまして、その所在を確認いたしておりません。したがって、これをどうするかということにつきましては、今のところ、はっきりした態度を決めておりません。

そこで、御質問の中にございましたとおり、いろいろと今の竹ノ上議員さんの方からの細かな歴史上の価値の問題等が披瀝されましたので、教育委員会といたしましては、これらの問題につきまして、今後、文化財の保護審議会の方にお諮りをし、これをどういう形で対応していくか、それにつきましては十分に協議をし、意思表示をしていきたいというふうに考えておる

ところでございます。したがって、今後の課題ということで、ひとつ御了承を賜りたいと思います。

それから、東京都の方の協力というふうな御質問が出ましたけれども、これにつきましても、市でできるものか、あるいは東京都の方の協力をいただいてやるものかどうか、この辺につきましても、文化財保護審議会、あるいはまた遺跡調査団等もございますので、そういった専門機関の御意見等もお伺いして、調査方法につきましても検討をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

それから、東電学園の付近から出土する、いわゆる出土品の保管あるいは調査等についての御質問が出ました。確かに御指摘がございましたとおり、東電学園は落川の遺跡宝蔵地になっております。そういった意味で、過去、この地帯におきましての、いろいろと遺跡発掘調査がございました。その都度、遺跡調査会等で調査をし、そこから出ました出土品等につきましては、それぞれ現在保管をしておるというところでございます。これらの出土品につきましては、今後できるでありましょう、いわゆる仮称ふるさと博物館等ができた段階で、広く一般市民に公開をしたい、こういうふうに考えているところでございます。

それから、遺跡分布図の問題についての御質問がありました。遺跡につきましては、御承知のとおり、教育委員会の方で、遺跡の宝蔵地を決定する権限がございます。そこで、いろいろと教育委員会の専門の、いわゆる学芸員という専門職員がいますけれども、こういった職員が遺跡が出るであろう地帯を、常時調査をしておりまして、遺跡の分布図としてふさわしいというふうに判断した場合に、文化財保護審議会等に諮りまして、最終的には教育委員会の方で決定する、ということでございます。

現在、日野市の遺跡埋蔵文化財の宝蔵地でございますけれども、日野市全体で4.38平方キロほどでございます。日野市が27平方キロございますから、大体16.17%、約17%が、いわゆる遺跡の宝蔵地でございます。これについての、今後の拡張等が考えられるか、というふうな御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、日野市の学芸員あるいは遺跡調査会で、いろいろと遺跡調査をしております。そういった中での専門家等の御意見も拝聴しながら、宝蔵地等の拡張をしているわけでございます。

特に日野市の場合は、御承知のとおり昭和40年度を契機といたしまして、いわゆる宅地開発等が行われております。そういった中で、先祖が残しました宝蔵地等が破壊されつつありま

す。そういった意味におきまして、できるだけこういった先祖たちが残しました文化遺産というものを、後世に残していくということが、基本的に教育委員会の考え方でございます。そういった意味で、特に宅地開発の行われている場所で、遺物等が出た場合には、教育委員会の方といたしましても、宝蔵地という形で指定をし、そこの宝蔵地が宅地開発その他で土木工事が行われた場合には、あらかじめ遺跡調査を行っておる、というのが現状でございます。

以上、大変雑駁なお答えでございますけれども、お答えにさせてもらいたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　本日の私の質問の目的は、真慈悲寺というものについての、市当局の認識、また市民の方々にも、その関心を高めていただきたい、市としても、関心をもっと高めてもらいたい、これが第一の目的でございますので、きょうの質問はこの程度にとどめまして、さらに今後、いろいろな関係者に私もお会いいたしまして、また必要があれば一般質問等の席で、質問をさせていただきたいと思います。

今回、日野市の歴史を、ある限りの図書館などの資料で読ませていただきました。ある我々の先輩が申しましたように、日野市も階級闘争の歴史で、ずっと進んできたということが、本当によくわかったわけでございます。きのうも、公明党の婦人議員の方が、戦いとか連帯ということをおっしゃっておりました。現在もまた、ある意味では、日野市においても革新、保守というような形で、階級闘争が行われているかもしれません。

そういう点から歴史をつないでみますと、非常に興味深いものがあるわけでありますし、また、古い人たちがどういうふうにして日野市民の土地を守り、あるいは生産を守り、暮らしを守ってきたかという、この歴史を学んでいくということ、こういうことが我々にも大いに必要だなということを、痛感した次第です。そしてまた、私など新しく日野市に移り住んだ者でございますが、いまいらっしゃる古い方々といえども、1,０００年、2,０００年の単位でいくと、古いかどうかはわからない、ということがありますので、そういう点では、私たちも同じ市民

として、今後、日野市の文化遺産を守り継いでいくということが大いに必要だ、というふうに感じた次第です。

そしてまた、私は、武蔵に武士の集団がさまざま立ち上がった記録などを見てみました。武蔵七党というのがあったそうであります。その中で、日野の名前の由来にも関係のある武蔵西党のボスと申しますか、大将は、日奉氏ということになっております。ところが、家系図等を見ていきましたところが、その中には小川という名前が出てまいりまして、この小川という人は、私の古い田舎である鹿児島県の薩摩郡甑島というところに移られたんです。そして、甑島の島の司、島司ということになりまして、現在もこの小川姓は残っておりますけれども、日奉氏で一番最後まで栄えたのが、この小川氏であるというふうに、武蔵の歴史の、ある厚い本を読んでみましたら、書いてあったわけでございます。

また、そのほかの武士の集団などを見ましたら、板垣とか、米沢とか、さまざまな人たちが昔も闘っていた記録が出ているのでございます。(笑声)そういう点で、私は、我々が先祖のさまざまなつながりの中で、この町に住んでいる。そして現在も新しい歴史、市民の幸せを願って頑張っているということを、痛感いたしました。

日野市には、市指定の文化財が、栄町から百草に至るまで、たくさんございます。そして、最近の教育委員会やマスコミの報道、話などによりますと、高幡不動尊にも、また新しい文化財がたくさんあることが再発見された、ということでございます。そういう意味で、日野市の文化財というものを、より一層私は注目して、日野市が昔から現在に至る日本の歴史の中での位置づけ、こういうものを豊かなものにしていただきたい。

特に、真慈悲寺や松連寺については、もっともっと史実を調べていただき、あらゆる形でPRもしていただきたいし、そういう模型を将来はつくって、日野の図書館にでも飾って市民に示すとか、いろいろされたらどうかと思うわけです。私が住んでいる隣の高幡台団地の分譲住宅の管理集会所というのがございます。ここには、当時やはり闘って頑張っていた、日野市の武士の集団の、三沢十騎というのがいたそうでございます。高幡城の隣に三沢城というのがあったのかどうか、正確でありませんけれども、そのころ、高幡台団地付近にあった三沢城はかくあらん、という図を掲げてありまして、そしてその人たちがこの付近でどういう生活をしていたかということが、住民の皆さんに一目瞭然でわかるような大きな掲示板が、つくって張られてございます。これを多くの人が見ているわけですけれども、昔の歴史を知る上でさまざま

の興味を、子供たちも含めまして、与えられていると思います。

そういう意味で、今後も文化財については、温かい、幅広い目で、日野市当局が見ていただき、また保存のために力を尽くしていただき、遺跡調査についても東京都と協力して、より一層忠実に過去の歴史が保存されるような形で、努力をしていただきたいと思います。

特に、今後、川崎街道の拡幅、あるいは第二関戸橋の開通、こういう中で、この松連寺、真慈悲寺等と関連のある一の宮、あの付近の小野神社から多摩にかけて、また開発が予想をされます。そういう前でもありますので、そういう意味でもこの質問を取り上げましたので、さきの教育次長の答弁をさらに発展させていただいて、努力をしていただくようお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２０の１、幻の「真慈悲寺」跡など日野市の文化遺産保存についての質問を終わります。

続きまして２０の２、ワンルームマンションなどミニ開発と緑地保存についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２９番（竹ノ上武俊君）　それでは、第２点目の通告質問をさせていただきます。

日野市の緑地保存という立場から、日野市の開発について、何回も何回も質問を、私は行ってまいりました。ところが、現実の日野市の緑、緑地、これは次々と少なくなっていっているのが実態でございます。特に、緑が削られていく中には、マンション建設等によって、あるいは小さな分譲住宅の開発などによって削られていく、というところが多いわけでございます。特に、日野市の最も大事な緑の陸続きの丘陵地帯として保存しなければならない程久保、百草、三沢等に至る緑地についても、最近はマンションの進出、ワンルームマンションの進出のうわさなどが、次々と起こってきております。こういうときに当たりまして、一言、質問をしたいと思います。

私は、市当局にお答えをいただくに当たりまして、一言、開発に対する市当局の原則的な立場、こういうものについても、確認をしたい。そのために、現在の日野市をめぐるまちづくりの動きについて、指摘しなければいけない問題がある、というふうに思うわけでございます。

それは、御承知のように、今の政府である中曾根民活路線の、この実態でございます。今までの一般質問、本日に至るまで、開発問題が論議をされてまいりました。この中で、今、政府がこの秋にも発表しようとしている第４次の計画、４全総というものが予定をされております。

これは、過去の３全総と比べますと、あの当時は、東京の集中した都市の発展の姿を地方に分散するという傾向が、言わばまだ残されていたわけでございます。

ところが、今回の４全総というものを発表するに当たっての、さまざまな政府の資料を見てみますと、地方に分散をしていくということではなく、ますます一層、東京に都市の情報の集中、権限の集中を図ろうとする姿が、際立ってきているわけであります。

そういうわけでありますので、この４全総を前にして、第一の計画であるといわれているのが、首都改造計画といわれているものでございます。そして、首都改造計画と並行いたしまして、今、国会でも問題になっている東京湾岸道路、そしてまた首都圏中央連絡道路、こういうものが次々と打ち出されており、既に政府は予算も提案をしている状況になっております。

これらの実態をすべて見てみますと、住民の意見、中小業者の意見、地域の意見は余り聞かないで、最初に建設ありきということで、一部のコンクリート会社や鉄材の会社がもうかることだけを目標にしたような計画として、打ち出されてきております。きょうの読売新聞にも、大きく大きく報道をされていることでも、わかるわけでございます。

例えば、圏央道については、２４日から環境評価書の案というものが縦覧されるそうでございます。この中で行われている環境アセスでは、圏央道ができても影響は少ないという形の内容として、公表をされております。これに怒った反対同盟の人たちが、みずから科学的な自主アセスというものをつくり上げまして、今、政府の態度に対して、大いに住民の力を合わせて、抗議の戦いを展開をされております。そして、このことについては、圏央道促進の協議会に入っていた国会議員も、今回、それを脱退する国会議員も出ているわけでございます。こういうような計画が、次々と打ち出されてまいっております。

そして、東京都は、ことしの予算などでも、新宿への都庁の移転を初めとして、やっぱり大企業中心の大改造の予算をのせてきているようです。その反対に、都内の２３区、２６市等の道路補修費などは、前年度比を下回る。ところが、今申し上げましたような、大企業本位の首都圏改造に関する予算は、大幅にこれを予算を伸ばす、こういう状況になっております。

こういうわけで、今、都心部を中心にして、土地の値段が暴騰をしているわけでございます。そして、坪何億円しても安いぐらいだといって、外国の資本家まで土地を買いあさっているという新聞報道がなされております。ですから、ややもしますと、私たち日野市民も、このような勢いにのまれまして、日野市が、今まで自由市民会議の議員の方までも、日野市は高級住宅

地としてよい環境を保ちたいとおっしゃっておられます。また、マンション等の建設については、住民とともに自由市民会議の議員の皆さんも、先頭を切って、この建設に反対されたりしてきておられるわけであります。

こういう状況でありますので、日野市の開発指導に当たっては、よっぽど住民の立場に立って頑張らねば、私は政府の勢い、大企業の勢い、こういう勢いにのみ込まれまして、日野の市民が環境を害される、損なわれる、緑と清流が変貌のない状態に突き崩されていく、こういうことになるに違いないと思うわけです。このことを、ぜひ市長以下、市の、今担当部長はお休みですけれども、それにかわる課長の皆さん、大変だと思いますけれど、心の中に大きく入れて、ひとつ、今後仕事をしていただきたいと思います。

以上申し上げまして、具体的な質問を一、二行います。

第1点は、今、日野市内でマンションなどこういう開発の申し入れというものは、どのくらい現状来ているか。そして、今後、申し出があると予測される数を見通すことができるとすれば、その数も想像して答弁していただきたい。（「想像して……」と呼ぶ者あり）予測して、答弁をしていただきたいと思います。

そして、今申し上げました、程久保などを中心とする緑地におけるマンション開発、ワンルームマンションの開発や、その他企業による開発行為、こういうものは申し出があるかどうか、この辺の実態についても、お願いをいたします。

それから、第2点目は、それらの申し出があった際に、市としてはどういう立場、姿勢をもって、開発に対する指導や、あるいは規制、こういうことをしていらっしゃるか、いろいろ実例があれば申し上げていただきたいし、なければ、一般的でもよろしいので、御答弁をいただきたいと思います。

第3点目といたしましては、開発指導要綱の内容で、行政指導していらっしゃると思いますけれども、どうしても開発行為が進んでしまうというような場合には、それでは妥協として、どういう点を業者には、大体指導をされているのか、その辺についても教えてもらいたいと思います。

最後は、要望も含めての質問でございます。現在、開発指導要綱というのは、法律ではないという弱点、地方自治体にとっては、弱みもあるといわれているわけでございます。そこで、開発指導要綱を条例比する、そして法の範囲なら地方自治体でいろいろ条例をつくることがで

きるわけでありますので、建築法とか、あるいは建築基準法とか、都市計画法などをよく研究していただいて、開発指導要綱を条例に定めるという形で、緑と清流を守るという点について、私は、この際、踏み出すべきではないかというふうに考えます。そういう点で、条例化、こういうことについては検討しようとしているか、まだそんなことはしていないか、お答えをいただきたい。

あわせまして、緑地を結局開発されるということになれば、これは業者の問題もあり、また地主さんの相続税その他の問題もあろうかと思います。公的な買収ということが、どうしても必要になります。したがいまして、緑地は、先ほど第1の質問で行いましたように、由緒ある緑地だけではなく、私は、どんな雑草地や雑木林でありましても、やはり今後は公的な買収ということも、相当前進させなければ、緑は守り切れないのではないか、というふうにも考えますので、開発指導要綱の改善とともに、そういう決意があるかどうかという点についても、お答えをいただきたいわけでございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答え申し上げます。

まず、第1点目の開発の傾向でございますけれども、現在、マンション関係につきましては、今、相談、あるいは建てる予定で計画を明らかにしたところ、さらには住民等の関係で、まだ話し合いをやっているとかいうのを、入れまして、3件ほどでございます。

それから、今後予想される件数でございますけれども、ちょっと今のところ、その予測はできません。

それから、程久保地内の緑地に対する開発申し入れですけれども、部分的には、いわゆる最近は御承知のとおり、多摩丘陵地帯はほとんど住宅地によって、48％ぐらい既に開発され、大団地13団地程あるんですけれども、残る土地につきましては、例えば多摩動物園だとか、あるいは首都近郊保全緑地、そういった区域を除いた斜面地が開発の対象となってきております。しかし、現在のところ、これに対する開発につきましては、市議会にも開発反対というようなことで、金久団地に1件ほど請願がございます。

そういった中で、もし開発の申し出があった場合の指導でございますけれども、指導につき

ましては、指導要綱の中でも、緑地保全に関する規定がございます。例えば、９条の中では自然保護、２５条では公園緑地、それから指導細則の１６条では、緑の保全及び緑化ということで、そういった指導をすることになってございます。しかし、多摩丘陵地帯につきましては、貴重な自然樹林がございますんで、開発行為をする場合においては、開発される区域内の面積積の４５％を自然樹林として残しなさい。それはたまたま斜面地で、現存いたします緑地という形態をなした宅地の開発する場合においては、そういった指導で、現在やっております。これは、当該地域は第１種住居専用地域ですから、建ぺい率は３０％、容積率は６０％という条件ですから、十分、４５％のそういった自然樹林を残すことができます。そういった中で、比較的公までの例としましては、その指導に応じていただいてございます。

それから、第３点目ですか、これにつきましては、どうしても開発するという場合におきましては、私の方としましては、緑地として買えないわけですから、宅地内の植栽、これをやっていただきます。そして、通常、敷地面積８％を植栽してくださいよ、というお願いをしているところでございます。したがって、そういった中で自然の回復を図っていただく、ということでございます。

それから、条例化の問題でございますけれども、現行法上では、指導要綱を条例化するということは、非常に、地方自治法をごらんになってもわかるとおり、不可能な状況でございます。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自然環境あるいは緑地保全のために、現在、日野市が持っている、また１０年間非常に役に立った開発指導要綱を、より権威をつけるために条例化を考えないか、という質問がありました。

都市計画上の法律あるいは都の条例、いろいろ枠があるわけでありまして、条例は法の基準以上の上積みといいますか、それは原則としては、してはいけないことになっております。そういう意味で、開発指導要綱のメリット、要綱としてのメリット、あるいは、この背景に市民の自治意識の上に立つ、そういう特色があるわけでありますから、私は、条例化というよりも、指導要綱をより現実的に、いわゆる指導という形で運用をして、そのメリットを十分生かしていくことによって、最大限守ることに寄与させる、寄与するように運用するということが、かえって有効であろう、このように感じております。

日野市に、環境保全条例という条例がございます。この環境保全条例は、ちょうど公害問題

の噴き出した４５年のころに制定をされて、四十五、六年のころに制定をされておるわけでございますが、これは主として公害に対します規制の、自治体としての心構えということでございました。この条例が、その中に、環境保全の協議会の制度でありますとか、あるいは公害監視員の制度を定めておりますが、今日いわゆる法律の眼目としております条項につきましては、機能しないということに推移してきておるわけでありまして、この条例をもう一遍再点検をする、手直しをする。その中で、また開発指導要綱の中に定めております自然保護、あるいは水に対します規制等の問題を、より数値の高い形で基準が設けられる、設けることはできないかということを、主管課の方に、今勉強をさせております。

過去の状態には役立ったわけでありますが、今日の状況に機能しないという条例を、いつまでも放置しておくわけにもいきませんので、考え方をまた新たにして、より環境の保全に役立つ、きめの細かい内容にできないものか、ということを検討いたしております。

それから、緑地は、究極するには、なるべく公有地化するということが望ましいわけであります。私権のこともございますから、むやみに強権的に生まれる指導は、これはまた配慮しなければなりませんが、もう処理が不可能だというものはつきましては、ケース・バイ・ケースということもありますけれど、積極的に公有地化する、それによって守るという手段をとることが、これからだんだんと生まれてくるように受けとめております。つまり、積極的にそういう考え方に立とう、ということであります。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。一般論については、前の圏央道に関する質問等で、やりとりをいたしておりますので、重ねて述べ、かつ質問をするということは、本日はやめておきたいと思います。

今、市長の方から、環境保全条例の充実、また開発指導要綱については、メリットを生かした対応という形で行政を図っていきたい、というお話であります。また、緑地については、積極的に保存していきたいというお話でありました。私は、本日質問しましたことで、課長の答弁で満足しているわけではありませんけれども、若干の問題提起をして、この質問を終わりたいと思うわけでございます。

今度の、首都改造計画というのを契機といたしまして、今、大型プロジェクトとして計画されているものは、極めて多岐にわたっております。ほとんどが三井、三菱系、そしてさらには

住友系という不動産会社が中心になりまして、プロジェクトを動かしている。そのほかに、先ほど挙げました業種の大企業などがかみまして、この前の質問でも申し上げましたように、日本プロジェクト産業協議会、ローマ字読みではＪＡＰＩＣ、この団体が政府に圧力をかけて、本来、国民には不要不急であるような計画も、どんどん住民の意向を無視して、工事を予算化し、強行しようとする動きがあるわけです。

ですから、私たちはそういうねらいをよく見抜いて、日野市のまちづくりに当たっては対応をしていかなければいけない、というふうに思います。その点で、私は、参考になるのは、あの武蔵野市の開発指導要綱による、行政の権限をめぐっての裁判ではなかったかと思います。これは、判決についてはいろいろの問題がありますけれども、その内容を見てみますと、開発指導要綱については、高く裁判所も評価をしている。こういう点が、決定の文書の中に出されております。ぜひ、これに目を通していただきまして、開発指導要綱というものが条例ではないけれども、条例と同様な形でも、有効に使える場合もあるという点なども、私は酌み取っていただきたいと思います。

そしてまた、日野市には建築基準の認可権限とか、そういうものはありませんけれども、建築許可の認可権限についても、３週間以内で認可しないでもよいという例が、たくさん行政実例としても、判例としても、全国に出ているわけでございます。それは、市民の要望などを尊重して、行政側が対応した場合には行政の権限を、あるいは行政のサービスを拒否する、そういうようなことを含めても行使してもいいんだということが、裁判官もさまざまのところで述べております。私は、そういう点をより一層担当の職員の皆さんが、研究をしていただきたいと思うわけであります。

そして、先ほど申し上げました条例化については、まだ考えていらっしゃらないようですけれども、条例化ということになりますと、当然現行法と矛盾が起こるので、それがネックになって条例ができないというわけになりますけれども、私は、これについても、開発指導要綱を現在の建築基準法、都市計画法のもとでも条例化するという、いろいろの本なども出されているし、理論も展開されているということを、読む機会がございました。そういうわけで、日野市で今後ぜひ協力な、そういう開発指導要綱から条例化、こういう形へ進む道も、ぜひ探究をしていただきたいと思います。

それにつきましても、今、開発指導要綱などをせっかく全国の自治体がつくっているのに、

規制を緩和せよという中曾根民活路線の圧力が、地方自治体にかかっている問題は、許せない問題であります。そういう点では、市の職員の皆さんも相当気持ちを込めて、開発指導というのはしていかなければ、業者の言うなりになってしまうということがあると思いますので、その辺は、何度も言うようですけれども、心して、ひとつ日野市の緑と清流を守っていただきたい、このようにお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２０の２、ワンルームマンションなどミニ開発と緑地保存についての質問を終わります。

続きまして、２０の３、団地内外の環境改善についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２９番（竹ノ上武俊君）　それでは、通告内容に従いまして、第３番目の質問を行います。

当初、項目をたくさん質問する予定でございましたが、既に、例えば公団住宅の場合は、公団当局との交渉などで解決の方向に向いているものもありますし、また、時間の点もございますので、一、二に限りまして申し上げたいと思います。

先日、百草団地等に配られました、無料の全戸配付の新聞「ニューキー」というのがございました。これを読んでみましたところが、今後、住宅都市整備公団は、団地をつくるに当たっては、相当の福祉とか、まちづくりの協力を、自治体等へもするかのごとく報道がなされていいたわけございます。

例えば、今度日野市議会でも話題になっております、旭が丘の例の企業の誘致と、公団住宅の建設に当たっての、そこをねらってということではありませんけれども、それも一つといたしまして、今後の公団を建設していくに当たっての構想というものが出ておりました。それは、健康とかふれあい、ケアのイメージを設計、施設に取り入れるというものでございます。

これは、例えば高齢化対応住宅というような構想もあるようです。そして、高齢者の予備軍も含めて、快適な生活が送れることを設計の基本にして、今後、公団建設をしていくというもののようです。その中身といたしましては、ケアというのは、世話というふうにここではなっておりますが、地域医療のケアということなども含まれると思います。

あるいはまた、旭が丘に来る企業が、医療関係の会社なので、あるいはこういう発想をしたのかもしれませんけれども、ケアのイメージを取り入れる、こういうふうな記事が出ておりま

す。そして、テニスコート　ゲートボール場などをつくったり、クラブハウスや公衆浴場をつくったり、デイケアセンターをつくったりしたい。そういう構想もある。あるいは、ジョギングコースや散策路もつくる。また、情報掲示板、それから読みやすい大きな看板、あるいはシャワールームやアスレチックルーム、段差のない床面、こういうのも設計をしよう、という想があるそうです。

あるいはまた、設備機器の関係では、ホームサウナやテレビ電話、それから、設備機器についてはリモコン操作、こういうことを取り入れていくという構想があるそうでございます。今後、もし日野市に公団住宅ができる際には、これを上回るような形で、市が注文をつけていただいて、住みやすい公団住宅をつくっていただきたい。そういうふうに、最初に申し上げておきたいと思います。

本日は、２件ほど具体的な質問を行います。

第１点は、今の記事に関連いたしましてでございますが、古い団地はますますこういう新しい団地に比べて、居住環境が低く総体的になってしまうわけでございます。こういう点で、今後、既設の公団住宅などを中心とする団地に対しては、積極的な市としての対応策をしていただかなければいけないというふうに思います。

そういう立場から、例えば具体例を挙げますと、もし公団住宅の場合、団地の中に、災害時の食品などの備蓄の倉庫を公団がつくる場合には、それに対して市の物資を保管させるとか、そういう協力がいただけるか。

あるいはまた、公団が許可した場合、団地の敷地の中に、そういう備蓄の倉庫などをつくる場合に、市として建設費などを、あるいは市の建物として公団の敷地内にそういうものをつくるなどの御協力がいただけるかどうか。

もう１点は、また駐車場の問題等があります。最近は、程久保地域にもミニマンション等が、今後ともまた出てくるというううわさが、あるわけでございます。そういう点では、現在、団地住民などが使っている駐車場等も、だんだんと狭まれていくというようなことがあります。前回にも、何回か質問いたしておりますけれども、そういう点について、団地住民等のやっぱり駐車場の確保について、どうも市等としては協力の仕方がわからないという点もあるかと思いますが、具体的ななかなか協力が得られておりません。そういう点で、今後、駐車場の増設、確保等について、市も公団と話し合って、協力をしていただくべきではないかと思いますので、

そういうことなどがしていただけるか、という点です。

もう1点は、交通量が、百草団地、高幡台等にふえてまいりました。1日1万台ぐらいが、あの道路を通っております。そういう点で、交通量の調査とともに、暴走族の対策とか、そういう点についても、もっと積極的な市の対応が必要ではないかと思います。住民の皆さんも、自主的な対策も立て、調査もしておりますけれども、市も、こういうことにも乗り出して、ひとつ団地の住環境を守っていただきたいと思うわけです。

その他の団地のことも、通告の中に書いておきましたけれども、省略をして、第1点は以上について、お答えいただきたいと思います。

第2点は、百草、高幡の外周道路の件でございます。これも再三質問いたしておりますが、メインの道路については、約2億円の予算をかけまして、公団が、市が受け取るにふさわしい立派な改修を行ったというふうに思います。この際には、市民の意見、自治会の意見、あるいは市、公団の意見等が調整されまして、できてきたわけでございます。さらに、続く外周道路の方も、市に移管の動き、工事の準備がされているわけでございますが、この点について、2点ほど質問をいたしたいと思います。

それは、今まで以上に、外周道路につきましては、住民の意見、自治会の意見をよく聞いて、工事の設計に当たっては、公団等を指導していただきたい、これをしていただきたい、ということでございます。

第2点は、高幡台のことが中心でございますけれども、百草団地も含めまして、メインの道路ではなくて外周の道路を、市に移管するに際して、これは道路だけを市が引き取る予定なのか、それに付随するのり面がございますが、のり面の維持管理等は、今後とも公団に任すということであるのか、あわせて、市が道路ののり面という形で引き取るのであるのか、その辺の考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。

なお、竹ノ上君の持ち時間は5時40分までですから、答弁はできるだけ簡潔に、要領よくお願いいたします。答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　災害時の備蓄倉庫の件から、一番先に出ましたので、それからお答えをさせていただきます。

せんだっての山口議員さんの御質問の中でも、お答えをいたしましたけれども、６１年度、本年度から年次計画を立てまして、災害時の備蓄倉庫の建設に当たってまいります。建設の場所につきましては、６０年度が浅川の南部地区に設けましたので、次は川の北部地区に設ける。それを順次進めてまいるわけでございますけれども、公団の用地ということでございますが、私どもは、避難場所に、できれば備蓄倉庫を設けたい。したがいまして、小学校の校庭の片隅でございますとか、あるいは公園の片隅とか、そういうところに設けていく方針でございますので、団地の中、公団の了承が得られたにいたしましても、私ども、避難場所に設けたい。こういう考えを、今後も持っていきたいと思っております。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

住宅団地内の駐車場の問題でございますけれども、これらの問題につきましては、都営住宅それから公社等による住宅、それから住都公団による住宅、こういったものに関係するわけでございます。駐車場の設置についての話といいますのは、管理者であります公団なり公社、東京都、こういうところが、住民との話し合いの上で、まず解決する問題だろうというふうに考えております。

例えば、多摩平団地内の問題で申し上げますれば、公団と、それから居住者と話し合いをしているようでございます。話し合いがつく段階で、徐々に公団が駐車場をつくっていく、というふうに聞いております。最初の段階から市が出ていくということは、行政的な立場からしまして、ちょっと疑問が残るところでございます。その辺の推移を、まず見たいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　外周道路の受け入れについての御質問について、お答えしたいと思います。

まず、現在、高幡１号線及び百草台１号線につきましては、ことしの５月に、日野に管理が移管されたわけでございます。そのほかの外周道路につきましては、大体、今、公団との協議が整いまして、来年、６２年度中には、すべての道路が市に移管される。こういうことで、今、段階を進めているわけでございます。

それで、住民の意見を聞くということでございますけれども、これにつきましては、設計の段階で、いろいろ皆さんの御意見を伺っている、こういうことを承知しております。

それから、高幡台の外周道路につきまして、のり面の引き取りでございますが、これにつきましては、やはり道路の工作物ということでございますので、のり面についても引き継ぎしてまいりたい、かように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　さらに突っ込んで、また討議と質擬いたしたいと思いますが、時間の点もありますので、要望を述べておきたいと思います。

第１点の、災害関係の対策でございますけれども、災害というのは、予測できないわけであります。そういう点で、今、部長が言われたようなスピードで防災対策を進めていたのでは、これは百草団地、高幡台あたりにそういうものが潤ってくるのはいつのことか、というような気もいたします。そういう点で、促進をしてもらいたいということを、要望いたします。

そして、場所につきましては、例えば、あの付近で小学校となりますと、小学校の校庭も、今でさえ手狭でございます。そういうこともあり、大きなものを広い地域に１カ所つくるというのではなく、ぜひ自治会住民の皆さん方と相談をしていただいて、もっと現実的な災害対策というもので、ひとつ今後検討していただくように、要望をいたしたいと思います。

また、駐車場の問題ですけれども、今までるる議会でも申し上げてきましたとおり、賃貸住宅にしても、分譲住宅にしても、公団と何十回という交渉を重ねた上で、困っている実態を訴えてきているわけでございます。そういう点の認識が、非常に低いというふうに思います。

特に、最近の集合住宅では、１世帯１台の駐車場がつくられております。例えば、エステート百草台というのが、先般売り出されましたが、これは８０世帯で８０台の駐車場が確保をされております。現在の百草団地、高幡台団地の分譲住宅などは、賃貸住宅よりもっと困難な状態でありまして、公団が駐車場をふやすということをしてくれません。賃貸住宅の場合は、空き地があれば、公団が積極的に駐車場をふやしてきております。それでももちろん、全然まだ不足しているわけであります。

そういう意味で、山の上にあるという特殊な地域性ということを配慮していただきまして、今後、外周道路の市へ移管、のり面の市が管理というようなことなどがあるとすれば、ぜひ市

でも、こういう点について該当住民と話し合っていただきまして、駐車場問題等と関連した解決策を練っていただくように要望し、それが今後どのように要望が実現するか、また次なる機会に質疑をさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、この件の質問を終わらせていただきます。簡単にする予定でしたが、持ち時間になってしまいました。御協力ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２０の３、団地内外の環境改善についての質問を終わります。

時間も大分経過しておりますけれども、さらに御協力をよろしくお願いしてまいりたいと思います。

一般質問を続けます。２１の１、市立総合病院の拡充改善についての通告質問者、小俣昭光の質問を許します。

〔１０番議員登壇〕

○１０番（小俣昭光君）　市立総合病院の拡充改善について、質問させていただきます。

その前に、病院長、三田院長、お忙しい中、ありがとうございます。

市立総合病院は、昭和３６年、ベッド数２０床、診療科目５科目で診療を開始したのが始まりで、現在、１６２ベッド数、１０科目の診療となっています。市立総合病院利用者は、６０年度入院患者数は、延べ4万7,447人で、１日平均１３０人。外来患者は、延べ１４万9,608人で、１日平均５０3.7人となっております。これを、前年度を比べますと、入院患者では2.6％の増、外来患者では1.2％、とそれぞれ増加しています。これは従来、２階外科系病棟あるいは3階内科系病棟と、分かれていたものを混合病棟にするなど、工夫が見られ、入院患者が増加が目立ちます。

また、７月以降、入院患者の疾病内容の変化により、重篤あるいは手術を要する外科系患者が増加したといわれております。外来患者については、8時３０分から１１時まで受け付けて、診療が終わるのが、午後3時ごろ終わることがあるともいわれて、病院に行くのにも1日がかりといわれております。ＣＴスキャナ等の導入により高度医療化が進み、一層市民の信頼にこたえ、地域の中核病院としての充実、改善を望み、次の項目を質問いたします。

一つは、外来患者の待ち時間についてお聞きいたします。朝１０時に行って午後3時ごろ終わる。何とか待ち時間を短くできないか、こういう相談を受けまして、私は、この一般質問を

行うことになったわけであります。この点について、何とか工夫ができないかどうか、お聞きいたします。それが第１点目であります。

第２点は、歯科についてお聞きいたします。障害者の診療を始めて、障害者や家族に大変に喜ばれてきております。この障害歯科についての状況を、お聞かせいただきたいと思います。

３点目は、老人医療の有料化や、生保患者、入医患者の退院後の不安、訪問看護などについて相談ができる医療相談室を配置できないかどうか、お聞きいたします。

４点目は、開院以来２５年たち、増築を重ね、施設の老朽化が目立ちます。配水管の漏れなども、たびたびあると聞いております。これらの現状について。そしてまた電気の容量が、全体的には足りているといわれておりますが、部分的に電気器具を使うなど、一斉に使うとブレーカーが落ちるなどということも聞いております。電気の容量について不安なところがないか、お答えいただきたいと思います。

また、給水の容量も、不足しているのではないかと指摘されております。これらについても、お答えいただきたいと思います。

５番目は、高度医療機器や医療の変化などに合わせ、看護婦さんの人員配置について、複数、８日夜勤体制になっているか。これを目指しているといわれておりますが、これについてお聞きします。

また、耳鼻科など、常勤医師のいないところに常勤医師ができるよう、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

６番目は、２階外科系病棟や３階内科系病棟の混合病棟化により、ベッド回りのカーテンがないところが指摘されております。特に、プライバシーの問題など、外科と内科が一緒になったということで言われておりますので、設置をお願いしたいと思います。

７番目は、病院での災害などの事故が、ほかの病院などで起きております。市立病院での防災訓練は、どのような訓練をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、市民の市立病院に対する期待は大きく、高度医療や人工透析、あるいは人間ドッグ、リハビリなどの要望が出されておりますが、今の病院面積では、市民の要望にこたえ切れません。また、老朽化も激しく、病院の建てかえなど抜本的計画を立てる時期だと思うが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、８点について、最初にお答えをいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは、順次御説明、御回答をいたしておきます。院長先生が見えておりますので、まず私の方から、２点を除きまして御回答いたします。

まず、院長先生の方から御回答願うのが、正規医師の配属ということで、これは恐らく耳鼻科・皮膚科の件だと思います。それの件と、それから８点目の、建てかえとその建設に伴う委員会等の設置等の、そういうふうな内容のものは除きまして、私の方から、まず１点目の、外来患者の待ち時間について、これから御回答をいたします。

ただいま、小俣議員さんの方から、御質問の内容の中、外来の患者数６０年度では１４万9,６０８人、前年対比で1.２％の増ということで、今お話ありました。１日平均５０３.７人ということで、これを外来の科別に見てみますと、まず一番多いのが整形外科で、年間3万7,２３７人、１日平均１２５.4人でございます。次いで、内科の３万4,２０２人、１日平均１１５.２人。３番目が小児科で２万3,９７４人、８０.７人という順になってございます。

内科は、整形外科に次いで２番目に、外来の方が多く見えるようでございます。整形外科に比べまして、１人当たりの診療時間が、やはり時間がかかります。そういう関係上、どうしても長時間待たされるケースが、内科においては多いといえます。そして内科は、１日平均115人ですが、特に土曜日、それから休日の翌日等は、患者数が平均を上回っていることから、待ち時間がさらに長くなってございます。

内科の場合、他の診療科に比べまして、患者サイドから見ますと、どうしても主治医的な考えが強くあります。例えば、何々先生に診てもらうんだというふうな、そういうふうなものでございます。そのために、混雑しているといっても、当日のほかの先生は、なかなか臨時的に診療に当たって、患者さんのサイドから見ると、必ずしも満足するわけにはなかなかいかない、という難しさがございます。現在、内科の場合は、毎日２人の先生が担当してございます。

それでは、内科の診療に時間がかかるということで、医師数、お医者さんの数をふやして、その問題を解決すればというふうな考えが出ますけれども、患者さんの待合室のスペース、そういうふうなものを考えますと、なかなか変更できない状態であります。

しかしながら、待ち時間を短くするということは、これはどこの病院、要するに市立病院以外にも、どこの病院でも、こういうふうな問題が表面化してございます。そういうことで、当病院も、これを重要課題としてございます。ですから、一つの方策として、これは検討しなけ

ればなりませんけれども、慢性の疾患の場合には、例えば、一部予約制の導入を図るとか、そういうふうなものをこれから検討いたしまして、待ち時間の短縮に努力をしていきたいと考えております。

それから、２番目でございます。障害者の歯科についての現状でございます。当市立病院は、歯科を設置するときに、いろいろ経緯もありまして、まず、歯科の設置をしたというのは、一つには、政策的医療の面が非常に強くあります。そういうことで、診療の対象の方も、心身障害の方、それから生活保護の受給者の方、それから歯科の開業医さんから紹介がありまして、その診療を受ける、そういうふうな特定の内容を行ってございます。特に、障害者の診療につきましては、一般患者とは別のいろいろの注意もございます。そういうことで、諸設備の充実に努力しているところでございます。

最近の患者数を申し上げますと、１日平均ですけれども、１５人から２０人でございます。そのうちの８割の１２人から１６人ぐらいの方が、要するに心身の障害のある方の診療を行ってございます。現状は、以上でございます。

それから、質問の３点目の、医療相談員を置くことについてということで、御回答いたします。

先ほどお話がありましたように、高度医療器の導入とか、それから高度医療等によりまして、いろいろ市立病院でも患者さんの病状、その他のものが種々でございまして、心配事に対して親身に相談に乗ってあげます。要するに医療相談員ですね、この設置は望ましいものでありますが、やはり当病院の職員の定数とか、それから先ほど出ましたスペースの関係、要するに相談所の場所ですね、そういうふうなものが、現在まだ設置されてございません。ですから、現在は医事係のベテラン職員が、患者さんの心配事に対して、相談に乗っているのが現状でございます。将来に向かいまして、医療相談員の設置の方向を、努力をしていきたいと考えてございます。

それから、第４点目の、電気、水道、配水管の老朽化でございますけれども、開設、ちょうどことしの１１月、２５年を経過いたします。そういうことで、施設が全般的に老朽化してございます。それは、御指摘のとおりでございます。特に、ボイラーの配管が著しい。ということは、暖房の場合には、現在、市立病院はボイラーの配管で、蒸気の暖房を行っています。そういうことで、ボイラー配管、配水管の亀裂とか、それからコンクリートの中に埋め込まれてございますので、なかなかその発見に困難でございます。そういうことで、破損した場合の、まず、どこが破損したのかという原因究明にも、大分時間がかかるような現状でございます。

それから、水道についてでございますけれども、今、くみ上げポンプのオーバーホールで、

マグネットスイッチの交換等を行いまして、良好な稼動はしてございますけれども、屋上にある高置水槽、この容量が、現在、大分小さくなってございます。そういうことで、病院の場所によっては、水道の水圧が非常に低いこともございます。それから、高架水槽の、高置水槽の老朽化が、危険個所が考えられますので、建築家の専門技師に調査を依頼しまして、そして来年度、交換工事を行うようになろうかと思います。

それから、電気の関係でございますけれども、現状では、今は大きな問題は特にありませんけれども、医療機械の進歩によりまして、これは入院、外来を問わず、種々の医療機械が増加してございます。そういうものに伴いまして、容量の不足等の問題も、今後生じてくることは確実でございます。

そういう中で、病院という特殊性から、電気、水道、ガス等、関連するものは、一時も猶予ができません。緊急性のあるものは、即時処置するように努めていますが、全般的には、先ほど言いましたように4分の1世紀を経過してございます。施設的にも、諸般の問題を抱える病院の将来について、これを対処したいというふうに考えてございます。

それから、5番の労働条件について。特に、看護婦さんの勤務状態についてでございます。現在、病院の中では、4病棟単位をとっています。そして、このうち2階病棟、3階病棟の2病棟単位については、ほぼ、一般に言われます2・8体制ですね、これがとられてございます。ただ、今、産婦人科病棟、それから小児科病棟、この病棟については、要するにベッド数の定員が非常に少ないもんでございますので、入院患者が少ないもんでございますので、看護婦さんの配置の関係上、これを多少オーバーしているのが状況でございます。

このところの、先ほど言いましたように、入院患者、脳神経外科の開設とか、それから外科系の充実によって、重篤または手術を要する患者さんが急増してございます。これらの患者さんの看護に対する対応というんですか、少なくとも2階及び3階病棟ですね、ほかの市立病院等も行って、一部ございますけれども、3・8勤務体制、これが必要だと考えられます。そういうことで、病院の経営上とか、あるいは諸般の理由によって、当初から完全体制の3・8体制は困難だと思います。そういう中、例えば準夜等の、そういうふうな将来に向けて実施を、体制づくりを行っていくのが妥当かと考えられます。

それから、病床のカーテンの関係でございます。3階病棟の病床カーテンは、一部設置をされています。未設置のベッドのカーテンも、数多くまだございますけれども、61年度に予算

をお願いいたしまして、そして工事用の予算を計上してございます。ですから、ある程度の充足はできます。

ただ、病床のカーテンについては、例えば看護体制の中で、患者さんの病床や、いろいろなそういうふうな中で、一概にも全部カーテンをつくれというのは、ベターではない場合もございます。そういうことで、必要に応じて充足をしていきたい、というふうに考えてございます。

それから、７番目の防災訓練の実施でございます。これは、入院患者さんの、避難の訓練を、昨年の秋の防火予防週間ですか、この週間に合わせまして、消防署の署員の立ち会いのもとで行いました。２階、３階に救命袋が設置してございます。そういうふうな救命袋を使用しまして、訓練を実施してございます。

先ほど申し上げましたように、正規医師の配属のこと、それから建てかえ等について、これは院長先生の方から、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　病院長。

○病院長（三田盛一君）　病院の三田でございます。日ごろ、大変病院のことについては、御関心をいただきまして、いろいろ御協力をいただいているということに対して、まず最初にお礼を申し上げます。

それで、ただいまのいろいろな御質問に関しましては、事務長が大体、今、お答えを申し上げたとおりでございます。

ただ、基本的な考え方といたしましては、先ほどの第１の、例えば待ち時間の問題にいたしましても、これがなぜそういうふうに長時間待たなければならないのかという原因を、きちっと追求いたしませんと、ただいたずらな予約制を行っても、またこれが屋上屋を重ねて失敗に終わる、というようなことがあったんではいけないんではないか、こう思います。

ちなみに、新患率と申しまして、全外来患者さんに対して、どのくらいの新患 ── 新しく見えたという患者さんが、どのくらいのパーセンテージであるかということを、昭和６０年度のチェックをいたしますと、当院では、新患率全外来患者さんに対する初診の患者さんの率は、１４.６％でございます。言うなれば、１００人の患者さんが見えていても、新しく見えた患者さんは１４人、あるいは１５人、こういうのが率でございます。これは、大体、全国の自治体病院も、それからその他の病院も、一応総合病院あるいは急性期の患者さんを取り扱う病院の

外来の新患率ということになりますと、多くは１５ないし１８％前後でございます。やや下回っているというのが実情です。

それで、これがなぜ下回るのか、こういうことになるわけですが、これは、やはり慢性疾患の患者さんが多いんではないか、こういうことが、その数字から裏づけされるわけです。

ちなみに、これを各診療科別に、例えば内科、小児科、整形、こういうふうに分けて、診療科別に新患率をとってみますと、内科は１３％、小児科は８％でございます。それから整形外科が１４％。それから、その他の、例えば外科、脳外科、婦人科、これは大体２０％台。耳鼻科、眼科、皮膚科、これは大体約３０％弱というふうになっているわけです。これは、それぞれの診療科あるいは疾患の性質によりまして、当然変わってはまいります。

ここで、先ほど事務長が申しましたように、内科の待ち時間が多いんではないか、こういうことの問題でございますが、その疾病構造の問題も一つ、それから、あとは、診療の姿勢と申しますか、こういうことで、どうしても時間の延長が避けられない、というのが実情でございます。

これに対して、予約制をとるということの問題は、私も実はこの病院に参りましてすぐにそのことは考えました。それで、今の新患率を出してみますと、なるほど慢性疾患が多い。例えば、御承知のような糖尿病であるとか、高血圧であるとか、腎疾患であるとか、こういうような比較的慢性に経過をする、あるいは長い時間チェックを要する、そういう患者さんに対しての予約制は、確かに可能でございますが、急性期の患者さんに対する予約というのは、一概に予約と申しましても、なかなか難しい。その辺の対応を、いろいろと今現在、摸索中でございます。

いずれにしましても、患者さんが、過去に申しましたように、３０分の何とかで１分診療というような、そういう地獄的な診療体制は、私たちも余りとりたくないと思っております。

しかし、問題は、外来を、病院というものの本来の姿勢が、入院に主を置くべきであって、外来はその入院患者さんの門、ガイドの場所なんだ、こういうのが理想的な病院の形ということではございますけれども、自治体病院という性格を踏まえますと、必ずしもそれだけは申せない、というようなことがございますので、外来の運営に関しましては、御指摘のとおりでございますし、これは議員さん方ばかりではなくて、直接おいでになる患者さんからも、そういういろいろなコメントはいただいております。それなりに、病院としても現在検討をして、何

らかの形で対処したい。いたずらにドクターの数がふえたからすぐ解消する、というものでもございません。

結局、ドクターの数をふやしますと、外来の窓口がずっとふえるわけです。ふえて、いたしますが、御承知のように、例えば内科のドクターが１人で１時間に何人の患者が診れるか、こういう時間の割り振りも考えなきゃならないということもございますので、これは非常に多角的に考えなきゃ　　いと思っております。

それから、先ほどの正規職員という御質問、御指摘がございましたけれども、確かに現在、非常勤医師で外来を補っておりますのが、耳鼻科と皮膚科でございます。このうち、特に耳鼻科に関しましては、地元の皆様方からの要求、患者さんの希望、これが大変多うございます。そういう意味で、今現在、鋭意ドクターを当院に回していただけるような、いろいろな手はずを整えておりますけれども、トータルで耳鼻科のドクターが比較的少のうございます。そういうことで、それぞれの人材の確保という点で、なかなか今思うに任せないというのが実情でございますが、これは、いずれにいたしましても、御指摘にあるとおり、必要な診療科でございますし、ドクターの手配を、今現在しているところでございます。

それから、その次の、先ほど事務長の申しました労働条件の問題に、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思いますが、これは、御承知のように、２・８体制というのは、もう人々の口に、あるいは耳に、なれている言葉、現実にそこへ持っていこうと、みんな努力しながら、なかなかそれが完成できないという実情も、これまた事実でございます。幸いに、市の方のいろいろな御理解がありまして、人員的には先ほど申しました２階の病棟、３階の病棟は、やや２・８体制に近い状態を維持しております。

ところが、そのほかの他の２個看護単位、つまり小児病棟と婦人科病棟でございますが、これは定床数が、小児病棟が３１、それから婦人科病棟が２４、定床はそういう定床になっております。したがって、これが満床になりますと、当然相当の看護婦を配置いたしませんと、看護に支障が来る、こういうことになります。

ところが、残念ながら、この２個病棟に関しましては、病棟の充足率は５０％前後というような実情でございます。２階、３階の内科系、外科系の病棟は、８０から９０％を維持しております。にもかかわらず、こういうところに問題があるというようなところで、どうしても配置数が少のうございますので、ここにいる看護婦さんたちの労働条件は、やや他の病棟よりも

数の上では、逆に２・９とか２・１０になりますので、ちょっと厳しいというようなたともあろうかと思います。

しかし、考えてみますと、混合病棟化ということをいたしまして、他の病棟では十分に充足しているにもかかわらず、そちらでは充足率が少ないというようなこともありますので、この点は、これは病棟の問題ではなくて、病院全体の問題で、看護単位の再編成を行うか、あるいは看護婦さんの配置を傾斜配置をする。つまり重症な患者さんのいるところには多数の看護婦を投入する。それから、軽症患者さんを収容する部門には、それなりの対応をするというような、傾斜配置のことも現在考えながら、少しずつ検討をしている段階でございます。

そんなことで、労働条件そのことの問題についての御質問のことについては、ちょっと事務長さんのことに補足をいたします。

あと、建てかえの問題に関しましては、先ほど御指摘にございましたような、電気、水道、配水管、そういうような老朽化、あるいは修繕、改善というような問題、これははっきり申しまして、日野市立病院ではここ数年間は恐らく３６５日中、常に何か問題が起こっております。ましてや、過日の暴風にまがうようなときになりますと、病院で雨漏りが起こった。これは、どうも健康人の収容場所での雨漏りならば、あるいは一つの興を添えるかもしれませんけれども、病人を収容する場所での雨漏りは、何ともいただけない状態でございます。そんなことで、こういうような、いろんな設備の老朽化ということも含めまして、病院全体の老朽化はいかんともしがたいと私は思っております。

さらに、つけ加えれば、先ほどの各看護単位のベッド数の配置も、これも建物の関係で、どうしてもそういうような、非常に現実に対しては非合理的な配置をせざるを得ない、ということもございますので、建物の構造の効率的な配置も考えなければならない。ということになりますと、どうしても病院の建築ということ、再改築あるいは新築というようなことも、どうも念頭に入れなければいけないんではないか、こんなふうに考えております。

そこで、昨年の秋ごろ、病院の中に、一応整備委員会という名称の委員会をつくりまして、外の病院以外の方々の御意見はさておいて、病院にいる職員たちは、現在の病院に対してどういうことを直したらいいか。テーマは「日野の市立病院をよくするために」、こういうテーマです。これは、あくまでも大きな立場から皆さんの意見を求めたわけですが、それでいたしまして、施設設備の関係では、大体約１５０項目。それから診療のいろんな機能の問題、これで

約１００項目ぐらいが、各職員の中から提出された、一つのいろいろな改善の項目でございます。現在は、それをまとめながら、当面すぐできる問題は少しずつ改善しましょう、という形をとっております。

その中に、先ほどの診療の待ち時間の問題、予約制の問題、それからケースワーカーの問題、これ全部入っております。つまり、職員自身も、それを何とかしようよ、こういう、病院ぐるみで、みんなで何とかしようという、今現在、動きになりつつあることが事実です。

そういうことを踏まえまして、過日、自治体病院の協議会の方にあります施設センターの方に、いろいろな病院の現状の数値を出しまして、この病院が、これから先この地域ではいかにあるべきか。それから、この地域では、今までの実情から考えてどの規模の ── どの程度の機能を持って、しかもベッド数を持っているのが一番妥当かどうか。これは、あくまでも第三者的な物の見方をしていただく、こういうことで、日野市自身のいろいろな要望は、これはさらに基本の骨子ができました上で、それにつけ加えて考えてみよう。こんなことで、昭和６１年度に予算を多少いただきましたので、そちらの方を現在進めております。

これが、どういうふうな回答で参りますか、それによりましては、また改めて市当局はもちろんのこと、いろいろな形でこれを検討する場をつくって、検討しながらやっていきたい、かように考えております。

よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　　小俣昭光君。

○１０番（小俣昭光君）　　どうもありがとうございます。

何点か、再質問させていただきます。

電気設備の問題に絡んで、外来の待合室の問題が、冷房がないというようなことで、大変夏になれば暑いといわれています。ここでは、産婦人科の待合室もそうですし、内科の待合室もそうですし、同じように、廊下で冷房のない、扇風機で温かい風を送りつける、というような状況が出ているということで、おなかを大きくしたお母さんが、本当に貧血でも起こして倒れるんじゃないかということで、看護婦さんたち、あるいは周りにいる人たち、心配しているというような状況だそうであります。そういう点でも、何としてでも建てかえ、あるいは抜本的な改善をお願いしたい、というように思っております。

また、看護婦さんの更衣室なども、やっと、ことし扇風機がつく。本来は、冷房を入れてい

ただきたいという要望の中で、冷房では電気容量が足りないというような話の中で、扇風機に切りかえられる。こういうのも、建てかえまで我慢しよう、というような話がされているそうであります。そういう点でも、この辺の問題も解決していくためにも、ぜひ積極的な、抜本的に取り組んでいただきたい、というように思っております。

また、耳鼻科の常勤医師についても、日野市では、耳鼻科の病院が数軒しかありません。たしか4軒ぐらいだと思いますので、そういう点でも、特に小学校の定期検診の後、大変に民間の病院も込み合っております。そういう点でも、日野市立病院での耳鼻科のお医者さん、どうしても正規の職員としてやっていただきたいという、強い要望も寄せられておりますので、努力はしていただいていると思いますけれど、一層の努力をお願いしたいと思います。

そして、建てかえ問題については、どういう方向になるかわかりませんけれど、医師会など、あるいは職員等の話し合い、今されているということを言われておりますけれど、職員や、また市民からも親しみのある病院にしていただきたい、というように思っております。その辺について、市長から御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当面の病院の問題点は、今お答えをしたことだということを、私も日ごろ感じております。自治体病院がいかにあるべきか。日野市は、病院を持ったからには、これをよくする方向に進めることが、道は一つしかない、というふうに考えられるわけであります。

さて、今の自治体病院として、確かに中途半端である。中途半端でなくするには、どうすればいいか。一番隘路になるのは、私は、地積の問題と、それから財政力の問題だ、このように思います。したがって、それらに対して十分の見通しを持って、それらの見通しが明らかになった時点で、建てかえるなり何なりの方向を見出すべきである、このように感じております。

財政のことにつきましては、いろいろとまだなすべきことがありますのと、用地をいかに確保するか。これは、病院の用地ということではなくて、まだこれから取り組む日野市発展のための用地の確保であります。それらとうまく整合させながら、可能性を見出して決断をする。今、調査費等を取って、あるいは内部からも検討しておるということでありますので、どういうふうに道を選ぶかということは、これからもうしばらく時間が必要だろう、こう思っております。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○１０番（小俣昭光君）　病院が開設以来２５年たって、老朽化も、病院長が言うように、甚だしく老朽化が進んでいるということで、また、市民から、健康と命を守る病院として、期待も持たれております。そういう点でも、人工透析や、あるいは人間ドッグなど、そういう希望も、要望も、出されてきております。そういう点でも、今の敷地面積では、建てかえについては狭いと思われる点があります。

そういう点でも、病院を、例えば京王線や、あるいは中央線、南北の共通の地域、例えば、今、豊田南区画整理が行われておりますが、そういうところに移すなど、検討も含めて、そして、あるいは今の中央公園のところに移すなど、いろんな検討をすることが必要だと思います。そういう点でも、市民の要望にこたえられる場所に、あるいはそういう点での十分検討をしていただきながら、場所やそういうのを検討していただきながら、建てかえをしていただきたい、というように要望をいたしまして、私の一般質問、終わらせていただきます。

遅くまでありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２１の１、市立総合病院の拡充改善についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時２４分散会

9月19日　金曜日　（第8日）

昭和 61年
第3回定例会

日野市議会会議録（第32号）

9月19日　金曜日　（第8日）

出席議員（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	建設部長	伊藤正吉君
福祉部長	高野隆君	水道部長	永原照雄君
病院事務長	大貫松雄君	教育長	長沢三郎君
教育次長	小山哲夫君	都市計画課長	平井忠君
区画整理課長	鈴木栄弘君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和61年9月19日（金）

午前10時開議

日程第1　一般質問

（請願上程）

日程第2　請願第61－10号　住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し緑地

		の保全を求める請願
日程第３	請願第６１－１１号	中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願
日程第４	請願第６１－１２号	国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願
日程第５	請願第６１－１３号	大型間接税導入反対に関する請願
日程第６	請願第６１－１４号	「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願
日程第７	請願第６１－１５号	地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第７まで

午前１０時３７分開議

○議長（黒川重憲君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、２８名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問２２の１、日本共産党の「『いじめ』根絶への提言」についての通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔９番議員登壇〕

○９番（中谷好幸君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

日本共産党は、ことし３月、いじめ根絶のため、学校、父母、地域、行政の総力を挙げた取り組みを、という提言を行いました。私は、この共産党の提言について御紹介させていただくとともに、これに関連して幾つか質問を行いたいと思います。

提言の紹介に入る前に、教育について、日本共産党がどういうふうなことを期待しているのか、このことについて簡単に触れることをお許しいただきたいと思います。

共産党は、学校教育で共産主義教育をやろうとしているのではないかなどというような軽薄な、ばかげたデマ宣伝が繰り返し行われているわけでございます。（「そうだ」「事実だ」と呼ぶ者あり）しかし、決してそういうことではございません。共産党の最高の決定機関は党大会でございます。

きょうは、共産党の１１回の大会の決定集を持ってまいりました。これは、１６年前の第11回党大会の決定集でございます。党によっては、党の方針がくるくると変わるような政党もあるわけでございますけれども、共産党は、教育についても一貫した立場を貫いております。この大会の中で、こういうふうに共産党が教育について求めるものについて述べております。我が党が学校教育に求めるのは、今日においても将来においても何よりもまず基本的な事実、科学的認識の基本を正しく教えることにあります。現在、我々が学校教育に求めるのは、何よりもまず青少年が社会についても、自然についても基本的な事実、基本的な法則を正しく知り、真に自主的、批判的に物を考え、社会の主人公として行動できる能力の基本を身につけるようになるということでございます。こういう立場から大会決定でも、私たちは、学校教育に政治教育や思想教育を持ち込むこと、断固反対する、こういう立場を表明しているわけでございま

す。（「おかしいぞ」「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それでは、こういう教育を推進するためには何が必要か、このことについて、こう述べております。それは、基本的には学問の自由と教育の自主性が守られ、学ぶ者も教える者も研究する者も真実と真理のみに忠実で、他のいかなる強制にも服さないことが、制度上からも確保されることによって保障されるものであります。――こう述べているわけでございます。（「選挙なんかに出ているのはどういうわけだ」と呼ぶ者あり）

私たち共産党は、党の理論的な基礎として科学的な、科学的社会主義の学説をその理論的な基礎としております。このことと、こういう立場とがどういうふうな関連を持つのかということについても述べております。学問の自由と教育の自主性が真に保障される中でこそ科学的社会主義の学説も含め、真理が確実に人々の心をとらえることを確信する。私たちは、わざわざ学校教育に政治教育や偏向教育を押しつけなくても、真理を学び取る、こういう能力を持つならば必ず科学的社会主義の学説も広まっていく、こういうふうな楽観的な見方をしているわけであります。

私たちは、こういう立場から憲法と教育基本法の定める民主教育の理念を断固として擁護する、こういう見地に立っているわけでございます。私たちは、こういうふうな教育に対する基本的な見地からこれまでにも教育政策についてさまざまな提言を行い、また、先生方、父母の皆さんと運動を行ってまいりました。例えば、政策では、教師は労働者であるとともに聖職とも言える、国民から大きな期待がかかる専門職である。ですから、ストライキ一辺倒のやり方は国民の支持を得られない、こういうふうな立場から民主的な教育論、教師論、こういうものも提起をしてまいりました。また、子供に民主的な市民としての必要な道徳教育を行う、民主的道徳教育論などの政策提起も行ってまいりました。さらに４０人学級の実現、私学助成の運動など教育条件を整える運動でも国民の皆さんとともに力を合わせてきたわけでございます。

今回のいじめの提言についても、こういうふうな流れの中で、共産党が国民の皆さんに議論をしていただく、共同していただく、こういう立場で提起をしたものでございます。

このことを最初に触れさせていただきました。

さて、今回行いました日本共産党のいじめ根絶の提言でございますが、最初に、提言は、今日小供たちの間でのいじめは広範にして、しかも大変陰湿な形で進行している、このことを述べております。そして、このいじめは、これまでいじめとかけんかという現象は未成熟な子供

の発達過程において必然的に発生するものとされてきたけれども、今、問題とされている今日のいじめは、そうしたものとは明らかに異質のものであるということを述べております。そして、このいじめの根底に、今日こうしたいじめの問題が深刻化してきた根底に、長年にわたる管理主義と詰め込みの教育を進めてきた自民党政治の悪政がある。このことを明言しているわけでございます。いじめの心理的な背景として、今、子供たちに大変大きとストレスがかかっている、大変な抑圧がかかっている状況のもとで、子供たちは今大変いらいらした状態である。こういうことが文部省の側からも、あるいは現場の教師の側からも共通して言われるところでございます。大人であれば、むしゃくしゃしたことがあっても赤ちょうちんで一杯やるとか、ゴルフに行くとか、そういうふうに解消することもできるわけでございますけれども、子供たちはそういうふうにはいきません。

それでは、子供たちにどうしてこういうふうな荷重な抑圧、ストレスがかかってきているのか。このことが極めて重大な問題なわけでございます。子供たちを抑圧している重大な要因としてさまざまございますけれども、学校教育における差別と選別の体制、管理主義的な体制があるのではないか、こう私たちは考えるわけでございます。（「具体的に何だ」と呼ぶ者あり）自民党政府の財界本位、財界に役立つ人間をつくるための教育政策、また、学歴社会のゆがみから詰め込み教育と能力差の名により差別と選別の教育が、この間、学校に押しつけられ、落ちこぼれや学習の目的や意欲を喪失する子供たちが、この間、大量に見出されてきたのではないでしょうか。

詰め込み教育の例ですけれども、私も小学校の４年生の子供がいるわけでございますけれども、大変な実態でございます。例えば、子供の教科書を見て驚くのでありますけれども、掛け算の九九は、私たちはたしか３年生で習ったと思いますけれども、今日では、もう２年生で覚えなくちゃいけない、こういうふうになっているわけであります。あるいは、昔は、たしか私のころは中学校の高学年で習ったと思われる集合だとか、高校にならないと出てこない確率、こういう概念もすでに小学校の教育過程で出てくるということでございます。義務教育で習う漢字の数について見ますと、昭和３３年までは、小中学校の９年間で習う漢字の数は８８１字でしたが、今日では小学校の６年間で９９１字覚えなければならない、こういうふうな事態になっているわけであります。この結果、授業についていけない子供が大量にふえているわけでございます。

ある調査によると、クラスの４分の３以上の生徒が、自分の授業についてくる、わかっている、理解してもらえる、こう答えた先生は、小学校では３３％、中学校では１７％、高校になると１５％、先生が、私の授業は生徒のほとんどにわかる、こういうふうに答えている先生は、こういうふうな少数の状況であります。あるいは、３分の１とか４分の１、ほとんどの生徒が、自分の授業をわかっていないと答えた先生の数は、小学校で２２％、中学校で３５％、高校では４９％という報告もございます。いずれにしても、大量の落ちこぼれ、こういうことが詰め込み教育、差別と選別の教育体制の中で生まれているわけでございます。

提言は、こういうふうに言っております。その抑圧の重大な要因として、学校教育における管理と選別の体制が挙げられる。財界本位の選別的な人材育成政策と学歴社会のゆがみから詰め込み教育と、能力差の名による差別と選別の教育が小学校の段階から強制され、落ちこぼれや学習の目的や意欲を喪失した子供たちを多数生み出してきた。これに対し、本来、教育を取り戻そうと自主的に努力する教師に対しては、任命制教育委員会のもとで勤務評定、官制学力テストの強制、主任制度化など管理統制が強化され、学校から自由で創造的な教育が奪われていった、こういうふうに述べているわけでございます。

こうした落ちこぼれの対策として、どの子にも行き届いた教育を、落ちこぼれをなくそう、こういう運動も行われてまいりましたが、しかし、逆に、子供たちを権力で押さえ込む管理主義教育、事実上の体罰の容認、管理、抑圧、画一化の方向が強まったのではないでしょうか。過密学級を放置する、教師の勤務条件がますます悪化し、多忙化する、統制が強められる、こういう中から学校の伸び伸びとした明るい雰囲気を失わせ、一人ひとりの子供たちの心情に触れた指導を行わせることを困難にしてきた。こういう点を踏まえて日本共産党は自民党政治家の教育行政の責任が極めて重大であると指摘しているわけでございます。

確かに、いじめの問題については、そのほかにもさまざまな社会的な要因が複雑に絡んでいるということも事実だと思います。テレビや、あるいは週刊誌などで流される退廃的な文化、テレビでは毎日のように、弱い者いじめ、お年寄りや婦人を侮蔑するような番組が流されております。たくさんいじめを受ける子供たちも、その多くは家族の愛情に支えられて乗り切っていく、こういうことが多いわけでありますけれども、家庭の崩壊も進んでおります。労働者の長時間残業あるいは出向などの中で家族そろって夕食をとることができない、こういうふうな家庭崩壊も進んでいるわけであります。

しくクラブへ入ってきた１年生の、中学１年生の女子の子供たちを捕まえて、おまえの好きな子の名前を言え、上級生の女子の子供から、それを言うまではなかなかクラブの中に溶け込めないような空気をつくり出すとか、あるいは二、三の女子生徒がグループをつくって、やはり自分のグループに入らない女子の子供をなぐる、ける、そういうような形での行動をとるとか、そういうような形のケース、これが最近のいじめの特徴として言えるのではないかと、こんなように思っています。

いじめの問題の原因というところは、どんなところにあるのかと、今の中谷議員さんの方から管理主義教育という問題と、それから詰め込み教育と二つ柱を立てて申されましたけれど、管理主義教育というのは、これ、私、教育の行政に携わっているものの立場からいきますと理解できない面があるんです、率直に申し上げて。管理主義教育という中で、どんなに学校を、何か先生方をもう管理し尽くしちゃっているみたいなことは、まずないんじゃないかと、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）正直言って。確かに勤評とか学テとか、あるいは主任制の問題、こういうような問題も出されてきております。ただ、学校というものが一つの組織として、組織として動いていく限りにおいては、これは、やはり学校長を中心とした一つの学校全体のまとまりというものは、これは、どうしても必要であって、その中で、できるだけ民主的に職員会議その他を通して、先生方との意思疎通を十分図りながら学校教育が私は進められていっていると、こういうように確信しているわけなんです。

ただ、確かに詰め込み教育というのは、今の教育課程の中におきまして私自身見ましても非常にレベルが上がっている。これで本当に子供たち自体が学年の教育課程そのものを完全にこなしながら進んでいくことができるのだろうかと、そういうような危惧するわけですね。危惧を持つぐらいレベルアップしているということは、これは率直に申し上げて事実です。その中で決められた教育課程を何とかこなそうと学校の先生方は、これ、努力します、当然。そういう中からどうしても、それについていかれない子供、これが今の状況の中では出てきて、逆に、そういう子供がよく落ちこぼれ等という表現で言われますけれど、学校が授業がおもしろくない、わからない、楽しくないと、こういうところから、やはり何か自分自身の存在価値というもの、これを認めてもらいたい子供の気持ちからいろんな暴力行為を行って、自分の方にみんなのあれを集中させたいとか、あるいは、おもしろくない、うっぷん晴らしですね、自分より弱い立場にある者をいじめてみたり、そういうような関係での詰め込み教育というもの、この

問題につきましては、やはり、もっといろんな角度から検討して、その子その子に合った教育というものは、どういう形でやっていかなくてはいけないのかということについて、真剣に、学校、教育委員会含めながら今取り組んでいるというのが実情でございます。

特に、日野市の場合には、授業研究という授業、わかる授業を子供たちにしてやるということ、このことが一番子供が学校に来る喜びというものを持つわけですから、授業がつまらなかったら、これはもう学校へ来ても本当に一日の生活というのが、子供にしてみれば苦痛なんですから、わかる授業、楽しい学校、こういうものをつくるために全力を尽くしているというのが実情でございます。

それから、対策についてということでございますけれど、一応やはり一つは、学校長を中心とした教師集団のまとまった、組織的にまとまった手だて、ある先生はこうだと、別の先生はこうだと、まるっきし学校の中が指導する先生先生によってばらばらだったら、子供たちは、どうそれを受けとめていいかわからないんですから、校長を中心として学校全体の先生方が一つの組織的な形での意思統一をしながら取り組んでいくという、そういう方向、それから、学校と父母との協力態勢、これを何としても確立していかなくてはいけない。父母会で、あるいはまた、お母さんたちと話をしていろいろ苦情を言われるのかというような形で、ＰＴＡの会合等避けるような雰囲気あるいは子供を先生に人質にとられているから言いたいことも言えないというような父母の気持ち、そういうものを何としてもなくしながら、この父母と教師の協力態勢の確立、これはもう絶対に必要なことだと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

それから３番目に、地域社会におけるところの合意づくり、これはもう確かに地域というものの教育力、よく市長さんが言われますけれど、これは、地域というものが、これは非常にやっぱり教育に大きな影響を与える。昔の学校が、おらが学校という形で部落集団を中心にしながら、学校が一つの心のよりどころ、そういう方向でまとまっていたわけで、そういう地域社会におけるところの合意づくり、これをどうしてもやっていきたい。そういう中で、これらの問題に対する対策というものができていくんではないか。そんな面で教育委員会も地域へ出て行って、直接地域の方々と話し合いをする場をつくっていこうということで、本年度から、そういうような地域との対話集会的なものを教育委員会としても心がけるようにしている、こんなような状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

要因は確かに複雑であるわけでございますけれども、事態の進行を見守っている、こういうわけにはいかないわけであります。今日の現状のもとでも学校、父母、教師、地域、行政が力を合わせて取り組めば必ずいじめは根絶できる、こういうふうな立場から、日本共産党は、このいじめの提言を行ったわけであります。具体的には五つの提言を行っているわけでございますけれども、時間の都合上、その骨組みだけを紹介して質問に入りたいと思います。なお、このいじめの提言は、コマーシャルになりますけれども、共産党ブックレットと、こういう形で出版しておりますので、御希望の方はぜひお申し込みいただきたいと思います。

提言の一つは、第１は、一切のいじめ根絶を目指す学校づくりでございます。どんないじめも許さない人権擁護の原則の確立、困難に勇気、気概を持って立ち向かう教職員集団の確立、また、子供自身の生徒会活動など、自主的な取り組みも重要だ、あるいは学校において民主的市民道徳の教育、これを行うことも重要である。そして何よりも、すべての子に学ぶ喜びを持たせ、落ちこぼれを出させないこと、また父母、地域に開かれた学校づくりを行っていくことが大事だと述べております。

第２の提言は、一切の体罰の否定、これを、この原則を徹底させるということを提起しております。体罰否定は、いじめ克服の大前提であり、体罰を合理化するような管理的指導は何としても克服しなければならない、こういうことを提言しております。

第３の提言は、学校、父母の合意づくりを進め、地域ぐるみの取り組みを興すこと。そのために学校と父母の合意づくり、ＰＴＡづくり、また、さまざまな善意の取り組み、地域パトロールなどにもみんなで取り組んでいく、あるいは退廃文化への批判活動、子供の地域での生活を豊かにしていくこと、子供の健やかな成長にふさわしい地域の環境づくりを行っていくことなど提言しております。

第４の提言は、いじめ等、教育問題の正しい取り扱い方の確立についても述べております。警察の介入を廃止すること、あるいは排除すること、あるいはマスコミなどの取材に当たっての配慮などについても触れているわけであります。

そして提言の第５は、行政の果たすべき責務として、何といっても行き届いた教育条件の整備、４０人学級の早期実現について訴えているわけであります。また、教師の地位と権限の確立、学校、地域の自主的取り組みの奨励、健全な地域環境の整備、暴力や不法行為の防止、こういうことを行政の果たすべき責務として掲げているわけでございます。

さて、こういう提言を踏まえて最初に質問をさせていただきます。

日野市の小中学校におけるいじめについて、教育委員会ではどのようにその実態を把握されているのでありましょうか。件数についてはたびたび報告されているところでございますが、できれば、その内容について、今日のいじめの特徴的なことなどについて触れていただければ幸いでございます。

第2は、教育委員会では、このいじめについてどんな批判的な見解を持たれているのか。特に、その原因についてどう考えられているのか。教育委員会として、どういう対策をとればよいと考えられているのか。また、どういうふうに対応をされているのか。こういうふうな点についてお答え願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

せんだっての行政報告の際にも、公明党の夏井議員さんの方から質問がございましたけれど最近におけるいじめの状況、この問題につきましては非常に鎮静化してきている。少なくとも本年度に入ってから各学校の生活指導主任等の会合で報告される件数というのは、月々少なくなってきている、こういうことは概括的には申し上げられると思います。

ただ、それでは、いじめというものが完全に根絶されたのかといいますと、そうではなくて、やはり各学校で大なり小なりいろいろな問題が起きているということは事実でございます。その特徴的な幾つかの事例を、ということでございますけれど、例えば、これは小学校のケースでは、身体の不自由な子、例えば足の悪い子をからかったり、あるいはからかいが、非常に何回も何回にもわたる中で、その子供自身が結局、死んでやると言って屋上へ駆け上っていったと、ただ、屋上の扉が施錠してあったので事なきを得たというような、そういうようなケースも報告を受けております。それから、中学校あたりのケースになりますと、最近のいじめの特徴の中に女子生徒のケースというのが非常にふえてきている。一般的には、いたずらだとか暴力だとか、いじめだとかなんていうと男子の生徒の専売特許のように一般的には思われるんですけれど、最近の傾向というのは女子の生徒の傾向というのが非常にふえてきているということ、このことは特徴的な状況だと思うんです。特に高学年の女子が、低学年の女子に対してクラブ活動等の際に、おまえ、好きな男の子の名前を言えと、とにかく、そういうような形で新

○9番（中谷好幸君）　それでは、教育長の御答弁を踏まえて、再質問をさせていただきます。

教育長からは、全体として日本共産党の教育提言と共通するような回答があったということを、まず確信したいと思います。

いじめの現状については少なくなっている。しかし、極めて、今ある中身については陰湿、残忍な子供の人権を侵害するような極めて重大な問題が含んでいると、そういうふうな御回答がありました。少なくなっているということについては、これが皆さんの、教師、また教育委員会あるいは父母の皆さんの取り組みによって少なくなっている。先ほど申されたように、子供たちがいじめなどでうっぷんを晴らすんじゃなくて、学校の授業が楽しいと、そういうふうなところで、この問題が解決をしてきているのであれば本当にすばらしいことだと思うわけでございます。しかしながら、この問題については十分検討を加えなければいけないのではないかと思うわけでございます。

ところで、非行だとか暴力の問題が大きく取り上げられた時代があります。そして、この件数が少なくなってくると同時に、いじめが発生してきた、大きな問題としてとらえられるようになってきた。こういうふうな経過があるんではないかと思うわけです。ですから、このいじめの根本には、これまで起こってきた非行や暴力あるいは落ちこぼれなどの問題と共通な根っこがある、こういうことではないかと思うわけです。非行や暴力などが起こって、その問題を抑え込もうと、権力的な方向で、それを取り組むならば、さらに新しいいじめというものが、さらに陰湿な深い、目に見えないような形のいじめというものが発生してくる。今度のいじめについても一生懸命子供たちを抑え込むような方向で、これに取り組めば、また新たな問題で、形を変えた何かが出てくるのではないか、こういうふうなことも考えるわけでございます。やはり統制や、子供たちを管理強化していくという方向ではなくて、学校や父母、子供、地域の自主的な、教育長も言われましたような創造的な取り組み、これを教育委員会あるいは行政の側が援助していく、このことが大事になっているのではないかというふうに考えるわけでございます。

ところで、私は、この問題についていろいろ先生方にお話を伺いました。その中で私が強く印象に残ることは、今、先生方は大変多忙である。そして疲ておられるのではないかということでございます。非行や暴力、いじめなど、一たん問題が起こると連日連夜の会議、また、そ

の対策のために動かなければならない。また教材の準備もしなければならない。こういう心労の中で、多くの教師が、少なくない教師が実際に病気になるとか、あるいは教師を続けられなくなる、こういうふうな例も出ている、こういうことも聞きました。教師が一人ひとりの生徒の心情に触れる指導を行うためには、あるいは学校の実情に即した自主的な取り組みを行うためには、ある程度の教師のゆとりといったものが必要ではないかと思うわけでございます。

少し話がそれるわけでありますけれども、先日、大坂上の修学旅行の問題が取り上げられましたけれども、この修学旅行というのは先生方にとっては大変なエネルギーが必要とされるというふうに言われております。三日三晩、先生はほとんど一睡もできないそうでございます。（「そんなことない」「何言ってんだ」と呼ぶ者あり）この修学旅行の取り組みについては、行き先については１年で決められるそうですけれども、その後、３年までの２年半にわたって準備が行われるわけでございます。京都、大阪への修学旅行というのは一定のパターンになってきているというふうに言われているわけでございますけれども、京都、大阪の中で軽験のない広島でなくても、そのほかの所に修学旅行を設定して計画を立てるということは、さらにも重大な、重要なエネルギーが必要だというふうに聞きました。そして、こういうふうな活力のある取り組みが子供たちの心を揺さぶる。こういうふうな自主的な取り組みが大変教育の中で重要になっているというふうに、私は、この話を聞いて思ったわけでございます。ところが、実際にはこういうふうな、できれば問題を起こしたくない、先生は多忙だと、できるだけいろんなことがないようにしていきたい、こういうことが優先されてしまうというのが現状だということでございます。

こういう点を踏まえて再質問をさせていただきます。

第１点は、いじめ根絶の取り組みのためにも、先生にもう少しゆとりを持ってもらう必要があると思うわけであります。こういう点で教育委員会として何か考えるところはないのかどうか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

第２点で、管理主義教育について理解できないというようなお話もあったわけでありますけれども、私は、管理主義教育の結果というのは、最終的には子供たちが犠牲を受けるということになると思うわけであります。そして、その管理主義教育の最悪のやり方が体罰を肯定するという教育ではないかと思うわけであります。生徒の内面、心情に触れた指導ではなくて、子供たちを抑えつける、権力的に解決をする、問題を権力的に抑えつけさせない、こういうふう

な象徴的な問題というのが体罰ではないかと思うわけでございますが、この体罰について教育委員会はどういうふうに考えられておられるのかということを、第２点としてお聞きしたいと思います。

第３点には、ゆとりを持った教育、本当に一人ひとりが授業がよくわかる、授業がおもしろい、こういう教育、落ちこぼれを出さない、こういう点で４０人学級を即時に実現するということは極めて重大な問題だと思います。こういう点で、この４０人学級実施の権限を持つ東京都に対して、ぜひとも教育委員会としても働きかけていただきたい、こういうふうに思うわけであります。このことについてお伺いしたいと思います。

ところで、ちょっとお話を聞いたわけですけれども、日野の第八小学校の６年生で、６学年が、ことしは１学級４７人、４７人、４８人、こういうふうなクラス編成になっているということであります。４５人をはるかに超えているわけでございます。こういうふうになった実情ですね、どうして、こういうことになるのかということ、そして、今、６年生というのはこれから中学に上がるわけでございます。そして、これまで６年間の教育を振り返って一人ひとりの子供たちについて基礎学力が十分つけられてきたかどうか、個別の指導、こういうことをやる非常に大変な時期ではないかと思うわけでございます。大変不幸な状況だと思うんですけれども、この問題について、どうされるのか。これだけのクラス編成であれば１人先生をふやすということは当然できると思うわけですけれども、教育委員会として、東京都に、どういうふうに働きかけられているのか。また、教育委員会として援助ができないのかということについて、お伺いしたいと思います。

第４点目に、これは市長にお聞きしたいわけでありますけれども、地域の教育力を高める立場から積極的に取り組んでおられるわけでございますけれども、このいじめや教育の荒廃について、市長はどういうふうにお考えになるのか、感想なりコメントをいただきたいと思います。

以上です。お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

第１点目の、ゆとりを先生方が持ってもらうと、先生方が忙し過ぎやしないか。大変、内容をあれしていきますと、確かに現在の学校の多忙さというのは、これは率直に申し上げまして、先生方が６時、７時、８時と学校に残って学校で仕事をしているというケースを、私もまま見

かけます。

個人的なことで申しわけありませんけれど、実は私の次男坊もカエルの子はカエルで、今、杉並区の方の中学の教師をやっているわけなんですけれど、まず夜帰って来るのが９時から１０時なんです。おまえ、何やってたんだと、いや、秋祭りで、校外で生徒と一緒にお祭りに行ってきたなんていう調子で、とにかく非常に先生方自身が帰りが、学校を帰る時間帯が遅いということ、これは、今、御指摘のとおりだと思います。忙しいということ。

文部省の方も、昭和５５年、５６年に教育課程の一応編成がえを行いまして、いわゆる、学校裁量の時間という、ゆとりの時間というのを、今まで中学校は大体週３４時間授業をやっていたのを３０時間に圧縮して、４時間の分については学校裁量の時間と、学校でいろんなときに自由にお使いなさいと、昼の給食の時間を長くするのもいいでしょう。放課後、先生と生徒が一緒にグラウンドでクラブ活動をやるのもいいでしょう。とにかく今までの３４時間の授業を３０時間に圧縮し、小学校も高学年の方の３２時間ぐらいの時間は、４時間圧縮して２８時間を最高とするというような中で、学校裁量の時間というものをつくって、なるべく先生方が自由に使える時間、こういう中で子供たちと生活をしていただきたいというのが打ち出されているんですが、かえって先生方が戸惑っちゃうんですよ。授業が時間割りに組み込まれていると、組み込まれた時間割りのとおりにやるけれど、先生方、自由にお使いくださいという形で出された学校裁量の時間を、今度、何に使ったらいいのかと、せっかくそういう時間が、ゆとりの時間という形で出てきたけれど、それをどういうぐあいに使おうかということで、また悩んじゃって、この時間をむだに使っちゃっちゃまずいんじゃないかというような感覚で、そういうところに学校教育の、いわゆる硬直化あるいは画一化、こういうものをいろんな角度から、例えば臨教審あたりも指摘している面も私はなきにしもあらずだと思うわけなんです。確かに、この辺のゆとりの時間の問題につきましては、学校のいろんな行事、もう、この秋なんていうのは大変です。今の修学旅行、運動会、文化祭ですね。あるいは音楽鑑賞教室、もう、とにかくその間に授業もやっていかなくちゃなんないというような状況で、学校行事の精選ということですね。なるべく学校行事を先生方は年度初めに各学期に分散して精選してくれと、こういう中で、できるだけ学校に子供たちが来て追い回されるような状況、こういうものは何とか学校全体の知恵を絞って解消してほしい。

それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれど、学校というのは組織的な対応をしてい

ただきたいんです。個人プレーで一人で悩み、一人で苦しんじゃって、一人で何もかもという形になっちゃって、その先生だけに仕事が集中されるということでなく、全体で学校というものを支えていく。そういうような方向をやることによって、特に新卒あるいは学校に来たばっか、学校になれていない若い先生も含めて、年配の先生方のそういう協力関係、組織的な形での取り組み、これがある意味では先生方のゆとりを生ずる一つの方法ではないかと、こんな点も考えております。

それから、管理主義の教育の中で体罰の問題というような形で問題指摘がございましたけれど、これは、学校教育法の中にきちっと懲戒という項目がありますけれど、その中に、とにかく校長並びに教員は、児童生徒に対して教育的見地に立って懲戒を加えることができる。ただし、体罰はしてはならんと、そういう項目がきちっと載っている。ただ、法規に載っているからというだけでなくて、これは、暴力による教育というのは、これはもう完全に否定されなくてはいけない。 暴力で自分の主張を通そうとする、暴力によって自己主張を通そうとする、この問題は、これは何としてでも今の民主主義社会の中においては避けなくちゃいけない、あるいは、やってはならないという方向で、学校にいじめが起こすもとになる暴力を肯定するということは、そういう観点に立ちまして、先生方には、体罰というものについては厳重に禁ずる、その辺の指導は、折に触れやっております。

最後に、４０人学級の実現の問題、これにつきましては２６市の教育長会でも都教委に対する要望事項のトップに掲げて、ぜひ1年でも早く、この４０人学級というものが小中学校で実現できる方向で努力してほしいということを申し入れております。また、そういう形での取り組みをしております。

それと絡めて、八小の４７人、４８人学級の問題なんですけれど、実は、今の学級編成というのは4月1日現在のあれで、児童数ですね、それで、学級認可が都教委の方から来るわけです。八小の6年生の場合、4月1日現在、１３５名だったんです。１３５名ということは４５人クラスがちょうど3クラスできる学級だったんです。ところが、年度途中で、これもまた珍しいんですけれど、八小に6年生にだけ集中して転校生が7人ばかり月々入って来て、４５人学級のところが、1人子供が、転校生が入ったんで４６人学級になったと。その次のクラスも４６人学級になったというような状態が続いて、7人の転校生が来たんで４７、４７、４８というような学級になってしまった。 これは、もう今の現在の４５人学級を超えちゃっている

んですから、確かに届け出をしてクラスをふやすということは可能です。

ただ、学校では、この辺の問題について、これ、５年生のときから、５年、６年と担任が持ち上がってきているんです。今、卒業前にここでクラスを解体して３クラスを４クラスにするのと、今のまんま卒業させてやるのとどっちがより教育的かと、この観点で物を見ちゃっているんです。これは見るんです。そうしますと、これは、今、６年を前にして２学期で学級を解体して４クラスにするよりも、３クラスで担任の先生と子供のコミュニケーションができているわけですから、このまんま卒業させてやりたいというのが学校側の考えでもあるんです。このことは都教委の方でも逆に４月１日当初、例えば９１名だった。　９１名の子供が４月１日にいたときに、４５、４６になりますから、４月１日現在で９１名クラスの場合には３クラス編成を認めてくれているんです。途中から子供が転校した、今度、逆に９０になっちゃった。４５人学級のあれからいきますと二クラスになっちゃいますけれど、年度の途中で子供が転校して、それが９０人あるいは８９人、８８人になったという場合にも、そのクラスは１年間そのまんま３クラスを保障いきます。　そのかわり、今度ふえた場合の、これは今のような八小のように極端にふえた場合は、これは申請すれば、申請すれば確かに学級増というのは認めてもらえるんです。認めてもらえる中での対応、これが今申し上げたような、ちょっとくどくて申しわけありませんけれど、八小の現状だということをお含み願いたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、少し現実の把握のために客観的に観察するというようなことで、もし感想を言うならば、今、社会の正しい競争原理ということは、また、それあって人類の発展、進歩があるわけですが、そのスピードが、いわゆる速度、また、個人個人にどうしてもそのスピードがアンバランスが出てくると、そういうことからいろいろなトラブルが発生する。そのスピードをまた教育的でない事柄が余りにも多いと、そういう矛盾がいろいろな形で児童生徒、青少年の育成の場で、いわゆる、いじめの形だとか非行、落ちこぼれというような形で発生する、このように言えるんではないかと思っております。そうであるならば、その教育的でないところをいかに規制、抑制できるかと、これは大人の問題であり社会の問題であり、いろいろみんなが考えなければならない、そういう共通の問題があるように思います。

民主主義という手順は、これは人間が到達しておりますお互いの尊重のし合い、認め合い、

こういうことの原則に、原理に立つことでありますから、その民主主義の中で、そういうトラブルをいかに吸収していくかと、減らしていくかと、これが解決の大きな糸口となるんではなかろうかと、このように思っております。日本は、いわゆる資源が少なく、しかも教育度の高い、また人口密度の多い国ですから、競争原理がうまく機能して、今日、経済成長では成果をおさめておりますが、その競争が結局また価値観を特定してしまって、いわゆる有能という形が一方だけ価値として取り上げられておる。頭がいいとか競争が巧みであるとか、そういうことではないかと思うわけであります。

そこで、やっぱり、ゆとりとか潤いとか、そういう一息できる余裕がどこの社会にもぜひ必要である。 今、教育現場の多忙さが言われておりますが、確かに、そういうところにもいろんな形で多忙が重なり、それがストレスとなり、それが子供たちにも伝わり、何となく安静した安らぎの状態、一人ひとりが一人ひとりで能力を発揮できる機会がなくなっておる、こういうふうに反省すべきではなかろうかと思っております。

しかし、我々のできることも分野がありますので、一般行政といたしましては教育の環境をいかに、今、申し上げましたようなことを目指して条件を整備をし、環境を整える、こういうことが堂々めぐりのことがあっても、やっぱり、それが本当の基本だろう、このように思っておるわけであります。

静かに考えてみれば、やはり世の中のつき合いは愛情とか思いやりとかということであることが一番人間的でありますし、また、教育的でもあるわけでありますから、まず荒れた状態は絶対につくらない。その一番もとになるのは、やはり自然は自然のあるべき姿に置いて、これは、無言の教育の資源がある、このように考えます。それから、地域社会の秩序のある、つまり大人が尊敬、子供から見て尊敬される、このルールが守られ秩序が整っているという、そういう、やっぱり社会でないと、子供は、どこに価値を見出していいかということに多分迷うだろうと思います。

そういう、帰するところは、やっぱり大人社会がまじめな人生の考え方と、それから毎日の生活は、家庭は団らんをし、そして競争は、競争であっても人をけ飛ばして打ちかっていこうというようなことをやっぱり世の中から、むしろ、それは非人間的である、そういう評価を与えて民主主義の原理に絶えず復元をしながら、いろいろな矛盾、トラブルを一つ一つ克服をしていく、こういうことではなかろうかと思っております。

専売特許、日野市の合意のできる、やっぱり緑は緑として、清流は清流としてなるべく復元をさせる。それから、いろいろの駅前の自転車のたたずまいでありますとか、ごみの処理のことでありますとか、川の汚れでありますとか、こういう社会のあるべき秩序をきちんと守っていく、こういうことができれば、もう教育的でない問題をかなり克服できる、こんなふうにも思うわけであります。

帰するところは、大人が競争社会に余りにも巻き込まれてしまって、本来の人間の進むべき、あるべき姿を少し忘却をしておるといいますか、競争が、競争の成果が価値としてとらえられてしまって価値観のとらえ方にもう少し視点を変える、そういうことが必要ではないかと、こう思うわけであります。

そんなつもりで、ひとつ地域社会を正確に守っていくということで教育の教育的な地域と、あるいは教育力の地域ということで成長、まちの市民と一緒に成長参加をできる、そういう共通のその状態をまた一つのオーソリティーとして認める、こういうことが私は大切だろうと、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　大変ありがとうございました。2点ほど要望して質問を終わりたいと思います。

先ほどの教育長の御答弁の中で、秋は特に行事が大変多くて先生方の負担になっているというふうなお話が出ました。私も、そのようなことを聞きました。ぜひ、ここら辺のところを検討していただきたい。これも、上から削り取るとか、そういうことでなくて、自主的にみんなで知恵を寄せ集めて行事について検討していただくということをやっていただいていいのではないかと思うわけであります。

もう1点の、八小の問題ですけれども、私も学期の途中でクラスを解体して再編成する、こういうふうな点は学級運営上からもさまざま問題もあると思うわけでございます。しかし、この6年の時期に1学級48人というふうな指導を行っていくということも、また一面で極めて重要な問題をはらんでいると思うわけです。1学級ふやして先生をふやすということが法律的に許されるのであれば、学級をそのまま置いておいても先生、補助的な教員をふやすとか、そういうふうな努力ができるのではないかと、そういうようなことをぜひ検討していただきたいということを要望したいと思います。

いずれにしましても教育の問題というのは私たちの次の世代を担う人間を育てていくという極めて重要な問題であると思うわけであります。こういうふうな深刻な問題というのがそのまま放置されるならば、私たちの未来にとっても大きな障害となるということも間違いのないところでございます。学校、父母、地域、行政の総力を挙げた取り組みで、必ず、いじめは根絶できるという確信も表明しまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２２の１、日本共産党の「『いじめ』根絶への提言」についての質問を終わります。

一般質問２２の２、既存住宅地に公園等公共施設を確保せよの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○９番（中谷好幸君）　日野市の公園の問題については、これまでにもたくさんの議員の皆さんが取り上げられております。日野市の公園は、いわゆる、都市公園、子供広場などの遊び場も含めて、公園緑政課の資料によりますと、昭和６０年４月１日現在で１４２カ所、89万平米、市民一人当たり5.9平米となっております。これは、他の三多摩市町村に比べてもかなりよい水準にあると言われているわけでございます。

ところで、この資料の後ろに日野市内の公園の分布図が掲載をされております。気がつくことは、この公園の分布には、しかしながら、極めてアンバランスな状態があるということでございます。宅地造法制定以前に開発された地域だとか、あるいは都市計画等、特に持ってこなかった地域、民間のミニ開発に規制が加えられなかった地域等では極めて公園が不足していると、こういうふうな状況にあるわけであります。この分布図を見まして、今、区画整理が行われている万願寺の地域や、これから行われる予定の高幡だとか豊田等々の地域を除きますと、特に目立つのが程久保川流域、程久保の、いわゆる専用水道地域、あるいは落川や百草の地域ではないかと思うわけであります。私は、特に、これらの地域の問題に絞って質問をしたいと思います。

程久保川の流域といいますのは、ある面で大変恵まれている地域だと思うわけであります。第１に、軸をなして流れるこの程久保川というのは、上流の水源から浅川の合流点までほとんどすべて日野市内を流れているわけでございます。上流部は七生丘陵、その一部は多摩動物公園でございますけれども、昨日の谷議員の御質問の中でも明らかにされましたように、市内で

も最も豊かな自然が残されているわけでございます。また、下流にも農家の皆さんの御努力で水田地帯などもまだ広く残っております。こういうふうな自然環境は、私たち日野市民と市政の努力次第で守り抜くことができるというふうに思うわけであります。また、御承知のように、この程久保川流域というのは、日野市の計画の中でも、上流から下流まで下水道が一番最初に恐らく完備される、整備される地域ではないかと思うわけであります。下水道が整備されると程久保川に清流が戻ってくるということも、すでに日程にのぼっているわけでございます。このように、この程久保川流域というのは極めて日野の中でも可能性に満ちた、ロマンの持てる地域であると思うわけでございます。

しかし、冒頭にも述べましたように、現状は公園などの公共施設が不足している、あるいは、かつて行われた乱開発の結果、七生丘陸などで今も市政に大きな負の遺産となって残っている地域もあるわけであります。そして、今日も流域全体でミニ開発やスプロール化も進んでいるわけでございます。

私は、こういう現状と可能性を踏まえて、程久保川の流域のまちづくりを進めていく上で、避けて通ることのできない課題の一つである公園などの公共用地スペースを、どのように確保していくのか、こういう観点から幾つか質問させていただきます。

具体的な質問に入る前に、この定例会での質問の中で何人かの先輩の議員の皆さんから、まちづくり指導要綱への問題について触れられております。これまでに、この議会で、この問題についてどのような議論が行われているのか、私は詳しく知るところではありませんけれども、この問題は、大変重要な問題だと思いますので、私にも一言だけ意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

まちづくり指導要綱など、開発に対する規制を緩和せよという動きが政府や財界あるいは開発のサイドから強まっております。しかし、それらの声をよく聞いてみると必ずしも、まちづくりの観点、市民にとって住みよい環境をどう整えていくのか、どう環境を保全していくのか、こういう観点は大変希薄なんではないかと思われてなりません。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）むしろ、内需の拡大とか民間活力の導入とか、主として景気対策だとか経済的な要求がその声の中に見え隠れするわけでございます。

行財政調査会の委員でもあります元東京都の公害研究所長である柴田徳衛さんはこういうふうに言っておられます。東京というまちは、世界の大都市の中で一番合理的に、効率的につく

られているまちである。行政や企業の中枢機能が集中する都心の主要な駅には四つも五つも地下鉄が集まっている。こういうところは世界じゅうにない、そして、毎朝、この狭い所にヨーロッパの一国にも匹敵するような人々が確実に運び込まれる、こういうふうにできている。高度経済成長を支える、経済成長を支えるというような点で見れば、東京は世界一合理的、効率的なまちとしてつくられてきたのではないか、こういうふうに言われているわけでございます。一方、柴田さんは、しかし、ここで働く人、ここで子供を育てる人にとって、東京はどんなまちであるか、こういうふうに問いかけながら、きのうも谷　長一議員さんが言われましたけれども、世界から見れば、公園の面積はワシントンやパリとも比較にならないと、恥ずかしいような状況である。また、住宅については世界の人々からウサギ小屋だと、こういうふうに言われる水準にあるわけであります。日本の都市というのは世界的に見ると、これ以上ないというほど経済効率が優先されてきたわけでございます。そのために、人間が住む所、住環境ということが犠牲にされてきたと私は思うわけでございます。

まちづくりの要綱というのは、こういう経済優先のやり方に対する住民の戦い、環境権を掲げる住民運動を背景に、これに支えられて地方自治体が初めて手にしたものでございます。今日では、まちづくり環境保全の重要な自治体が握る手段となっているわけでございます。このまちづくり要綱に対して、今また経済的な動機から、この自治権に対する干渉が強まっているわけでございます。幸い、この日野市においては、森田市長が、これを堅持すると答弁されましたけれども、私は、断固その立場を守っていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。この点を踏まえて具体的な質問をさせていただきたいと思います。

今言いましたように、程久保川流域では大変公園面積など、公園など不足しているわけでございます。具体的にお伺いしたいと思います。

一つは、さきに程久保川の旧河川敷の利用計画を作成され、東京都に提出されております。この進捗状況と今後の展望についてお聞かせいただきたいと思います。

二つは、落川の千代田林間学校、都市計画公園緑地に指定されておりますけれども、この林間学校は廃止され、現在ではテニスコート４面、建物の一部がテニスコートの管理事務所として使われているほかは、今は使われないで閉鎖されたままになっているわけであります。千代田区に、この売却を含めて働きかける考えはないのかどうなのか、ということについてお伺いしたいと思います。

三つ目は、今年度、油面公園の整備の予算がつけられましたけれども、地元では大変喜ばれております。多摩川の河川敷、これに続きます多摩の一の宮公園の続き、百草の歯科学校の裏、こういう地域に河川敷、そう広くはありませんが、あるわけでございますけれども、この確保について、確保できないのかどうなのか、このことについてお伺いしたいと思います。

あと幾つか準備をしてきたんですけれども、時間が迫ってまいりましたので、とりあえずこれだけお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　それでは１点目についてお答え申し上げます。

５９年に旧程久保川の河川利用計画の基本計画を作成いたしまして、そして、６０年６月に東京都から日野市が利用する、活用する意思があるか、ないかという照会に対する回答をしております。したがいまして、東京都の方は、いわゆる河川敷が、現在、国有財産でございます。したがいまして、６１年度から６２年度にかけまして国から都への譲与申請の手続を、現在しているところでございます。したがって、６３年以降、東京都は今度、河川法９０条によりまして、財産の保管、管理をすると、そこまでが現在わかってございます。したがって、その後、日野市が申し出ております跡地の活用についてのお話があるんではないかと、そのような状況でございます。

次に、２点目の千代田林間学校の跡地の問題でございますが、御承知のとおり、浅川の末流の右岸堤防に接しまして、非常に松あるいは雑木林の繁茂した良好な環境を有してございます。地域面積にしまして1.8ヘクタールということで、日野都市計画の公園として位置づけられているわけでございます。この整備につきましては、今後、今現在やっております、仲田あるいは北川原公園等の事業の進捗を見まして逐次整備していきたいと、かように思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　3点目の河川敷の利用につきましてお答えをいたします。

御指摘の場所は、現在、多摩市が河川敷を占用いたしまして使っているところの上流でございます。過去に、リトルリーグが使っておりまして、その土地を市が占用して使おうということで、調査、それから建設省の京浜工事事務所とも協議をした経過がございます。数年前にも

あったわけでございますけれども、川の瀬がちょうどその位置にぶつかっておりまして、洪水のたびに河川敷が削られている状況でございます。占用するということになりますと堤防から１０メーター、それから、現在流れている水の位置から１０メーター、セットバックをするという一つの規定がございます。そのようなことを考えますと、市が占用して地元に開放するという場合には、非常に面積が狭隘であるということで現在に至っているわけでございます。また、現地を見まして、現在、どんな状態になっているか調査はしてみたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　それでは、要望したいと思います。それで、最後に森田市長から御答弁をいただきたいと思うんです。

程久保川の旧河川敷の利用については、先日、東京都の南多摩建設事務所へ伺ってお話を聞いてまいりました。東京都というのは、今、旧河川敷等は早く廃河川の手続をして、自治体へ払い下げを行いたいというふうな立場だそうでございます。一方、日野市の計画では、これを無償でいただいて、緑道などの計画がされているわけであります。一つのネックとなるのではないかと思うわけですけれども、こういうふうな点も含めて、早くこの河川敷利用、できればできるところから、大変ここの地域は公園の不足しているところでありますから、この付近の買収も含めて計画を進めていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

２点目に、多摩川の河川敷の問題です。昨年の暮れ、石坂議員の質問の中でも、浸食されていて非常に狭隘になっているので使えないのではないかというふうな御答弁がありました。私も実際見てきましたところ、護岸工事が一の宮公園から百草の歯科学校のあたりまですでに完成をしております。さらに程久保川の下降の合流地点あたりまで蛇かごでこの護岸工事を行う、近く行う計画もあると聞きました。確かに、野球ができるほど広い河川敷ではないと思いますが、しかし、テニスコートやゲートボール程度ならば、かなり利用できるような良好な所ではないかというふうに思うわけでございます。また、さまざまな建設省との交渉も必要であろうと思いますけれども、ぜひ、調査をして大至急、これを使えるようにしていただきたい、このことをお願いするわけでございます。

千代田林間学校につきましては、テニスコート以外は特に使っていないわけであります。千代田の教育委員会で聞きましたけれども、特に使用目的も決まっていないということでござい

ます。この地域も、大変、公園などが不足する地域で、数年前ですか、落川子供広場は期限切れで廃止される、その後がないというふうな事態もあるわけでございますから、ぜひとも、この開放を千代田区などに可能な限り、働きかけていただきたい、このように要望したいと思うわけでございます。

この地域の公園など、公共施設を確保していく問題について、市長から御答弁もいただきたいと思うわけであります。昨日、竹ノ上議員の質問に、緑地等については買収等も積極的に行っていく、こういうふうな立場の発言がありましたけれども、ぜひとも、例えば明星団地など、すでに開発が進んでいる、こういうふうな地域では、買収以外になかなか方法はないんじゃないかと、公園を確保するために、ないんじゃないかというふうに思うわけでございます。ぜひ、公園などの公共施設をつくる場合、こういうふうな緊急、極めて不足している地域については、買収等も含めて御検討いただけないものなのかどうなのか、ここら辺のところを、ぜひ御答弁いただければと思うわけでございます。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、市が管理する公園が百幾つあるわけでありますが、いわゆる、用地を買収をして公園化した例はないという状況であります。それは、どうしてつくったかといいますと、区画整理事業によって公共減歩の中に公園用地を確保したとか、あるいは開発、民間開発に伴いまして指導要綱に沿った公園を要請したと、そういうことで、大小の形はありますけれど、数では、かなりの数になっておるわけであります。

都市の発展で、早い時代に宅地化したと、それらが市街を構成する大部分であるというまちもあるわけでありますが、日野市は、多少時期がおくれたものですから、その開発の秩序を保つための規制の法律あるいは指導要綱等によって、ようやく、そう過密状況には部分部分でもしないで済んでおると、こういうふうに見ております。しかし、早くから開発をされた団地には、確かに宅地が非常に機能的にはつくられておりますが、公園がない、こういう地域で、あれですね、処分をしたいというような例が出れば、場合によっては考えなければならない、こういう時期が遠からず来るんではないかと思っております。

程久保あるいは落川、三沢というふうな地域は、多摩川の、（「市長、時間がないよ」と呼ぶ者あり）時間のことがありました。

御要望をなるべく尊重して具体的な例を検討するということで、総括的なお答えにいたして

おきます。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　私は、程久保川流域を緑豊かで、夏になればホタルが飛ぶような子供たちのふるさととしたい、こういうふうな夢を持って公約を掲げて市議会に送り出していただきました。

こういう問題では、党派を超えた先輩の皆さんとも力を合わせて、この地域のまちづくりのために奮闘する決意でございます。市当局の皆さんにも、ぜひとも積極的な姿勢で臨んでいただけますように御要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（黒川重憲君）　これをもって２２の２、既存住宅地に公園等公共施設を確保せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後０時　８分　休憩

午後１時３２分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２３の１、万願寺土地区画整理事業に関連し諸問題を問うの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔４番議員登壇〕

○４番（土方尚功君）　今回、議員として初めて一般質問の通告をいたしました。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告の内容に従って質問をさせていただきます。

現在、日野市政の中に取り上げるべき問題は数多くあろうかと思います。まず、今回初めての質問という中で、私が住んでおります万願寺地域の問題として、今回、万願寺区画整理事業に関連し、諸問題を問うというようなことで質問をさせていただきます。

非常に、今回２３番目というような状況で、非常に終わりに近い順位でございまして、私の一般質問をする前に、すでに関連といたしまして、基盤整備の問題やら、１１人の議員の方々

から質問がされ、もうすでに回答を得るような部分もございまして、どういう組み立てでいったらいいか、非常に迷いに迷ってきたわけですけれども、自分なりに一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

御承知のとおり、万願寺地区区画整理事業が進められまして、この事業にかかる基本的な計画やら、あるいは問題、こういったことにつきましては区画整理の審議会委員や都市計画審議会あるいは関係部課で非常に御苦労され、すでに１００％に近い仮換地の指定もなされ、そして、街路の築造あるいは家屋の移転等、順次事業が進められてきておるわけですけれども、この事業も６８年あるいは７０年代には完全に終了するんだというような見通しでございます。また、一面、地域に関連する浅川流域下水道の処理場の問題やら北川原公園、そして、仮称東部会館、二番橋の架橋あるいはモノレール、こういったことにつきましては諸先輩議員から、それぞれ過去の議会の中で質問もされ、それに向けての事業推進が図られている現状でございます。

こういったことにつきまして、今まではどちらかといいますと、道路あるいは、その基盤整備ということでハードの面が中心に論議がされたり状況が進んできているという状況の中、私も地域に住む一員として、これから本当にソフトの面といいますか、地域づくりを、そして、まちづくりをどうしていくかという問題がこれから起きてくる。こういう中で、本日、この質問の場では、事業完了後のまちづくりの方向性といいますか、用途地域の変更やら地区計画、こういった問題も起きておりますので、こういった市側の考え方、そして、現在、進行する中にも、やはり問題点、こういったことを二、三、質問、それとあわせ周辺の地域外の問題、こういったことで質問をさせていただきたいと思います。

最初に、これからのまちづくりの方向づけという中で、今、申し上げました用途地域の変更と、地区計画という問題につきまして、すでに担当課の方におきまして、本年３月から、順次説明会なり地区計画の縦覧がなされております。このことについて、まずお伺いをいたしまして、その後、関連する質問をさせていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。都市計画課長。

○都市計画課長（平井　忠君）　お答え申し上げます。

御承知のとおり、万願寺土地区画整理事業は、昭和５６年に着工されまして、昨年の１０月

２８日にはすでに仮換地指定がほぼ終了したわけでございます。現在の全体の進捗率は約３０％と言われているわけでございます。そして、これからは、いわゆる家屋の移転と、集落地域における家屋の移転の事業に入ってくるわけですけれども、これに従いまして、この事業を進捗させるためには、いわゆる用途地域の変更が必要となってくるわけでございます。

現在の万願寺の用途地域につきましては、第一種住専あるいは第二種住専、準工業と、三つの用途地域で構成されてございます。したがいまして、これからは、この二つの用途地域が加わってくるわけです。その特色としましては、いわゆる都市モノレールの駅が設置されます東部地区、これの２・２・１１号線、１・３・１号線が交差する地域、その地域に、いわゆる近隣商業地域、区域面積としまして約５ヘクタール、それからあと、１・３・１、沿道沿いですね、これにつきましては、住居地域ということで新たな用途地域が加わってくるということでございます。１・３・１道路につきましては、将来の国道のバイパスということになるわけでございますから、したがって、区域面積としましては約１０ヘクタールということでございます。それが用途地域の内容でございます。

また、地区計画でございますけれども、地区計画の導入につきましては昭和５６年から、いわゆる法律の改正によって新たに導入されたものでございます。したがいまして、万願寺地区につきましては、地域の特殊性を考慮いたしまして四つの事項についての地区計画を導入しようということでございます。

その概要的には、第１点目が、敷地面積の最低限度でございます。これは、第一種住専あるいは第二種住居専用地域、それから、準工業地域については最低敷地面積を１２０平米にしていただきましょうということと、それから、近隣商業地域については１００平米以上と、さらに、住居地域については２００平米ということでございます。

二つ目につきましては、垣、または、さくの構造の制限でございます。このままの状態で家を建てていただきますと必ずへいをつくります。その場合に、ブロックべい等の高さが問題になってくるわけです。いわゆる、防災的な見地から、ブロックべいについては１メーター２０以下にしていただきましょう、それ以外については垣、生け垣にしていただきましょうということでございます。

それから三つ目が、建物の壁面の後退でございます。現状のままでいきますと、建て売り等を見てもわかると思いますけれども、非常に接近した建て方をしてますので、最低、民法上の

５０センチあけていただきましょうということでございます。

そして、さらに四つ目は、いわゆる風俗営業法の適用を受けない近隣商業地域、この地域につきましては用途専用となります。これは、いわゆるモーテルやラブホテルの建設を禁止しようということでございます。したがって、これによって青少年の育成、健全なる育成を図ろうという趣旨でございます。

それ以外に、いろいろと日野市内で、現在行われている建築協定の中では取り決めはございますけれども、当面、この四つを主体として地域皆さんの御理解を得ようということで、今日まで努力してまいった次第でございます。

したがいまして、本件につきましては来る２９日の日野市の都市計画審議会に諮問をする予定でございます。その後、用途地域と含めて１１月の東京都都市計画中央審議会に上程いたしまして、１２月からは施行したいと、かようなようになってございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　ありがとうございました。若干の関連ということでお伺いしておきたいと思いますが、特に、日野の場合に、すでに地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例ということで、高幡台、鹿島台ガーデン５４地区、こちらについては地区の条例が定まっておりますけれども、当然、市としては条例化というような問題が先行き起こってこようかと思いますけれども、特に私権といいますか、土地の所有者の結局、権利を、その効力といいますか、そこに及ぶ問題ということが含まれておると思いますし、これからの対応に当たっては、土地の所有者等の意見を十分反映させて決定をしていく、こういうような余地を十分考慮していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

引き続きまして、施設あるいは施策の方針等につきましてお伺いをしたいと思いますが、５点に分けてお伺いをしたいと思います。

まず、第１点、モノレールの構想というようなことで、発表もすでにされ、近々、住民には説明会が行われる、こういう状況であるようでございますけれども、このモノレール駅周辺に対する考え方、この点、あるいは１・３・１、２・２・１１、こういった面に関連した中で、お話をいただければと思います。

２点目といたしまして、小中学校の建設計画というようなことで、これにつきましては、さきの質問の中にもございましたけれども、どの程度で計画をしていくのか、そこら辺をもう一

度、改めてお伺いをしておきたいと思います。

3番目といたしまして、近隣公園あるいは児童公園ということで、地域内における建設の計画、できれば内容にも若干触れて、お話がいただければありがたいと思っております。

4番目といたしまして、防災関係ということで、防災の施設設備、こういった関係につきます設置計画、これをお願いしたいと思います。

5番目といたしまして、水田から畑作に変わるような農地が当然残るわけです。ここにかかる、農業経営にかかる施策、こういったものがありましたら御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　それでは、私の方から、1番、モノレール駅周辺の考え方と、それから3番目の公園の計画ですね、この2点についてお答え申し上げたいと思います。

モノレール駅というのが今現在計画されている地域が1・3・1、それから2・2・11号線の交点でございます。先ほど、都区計画課長の説明にございましたとおり、この地区は将来的にこの地域の商業、それから文化の中心、核となるというふうに位置づけておるわけでございます。したがいまして、今度の用途の見直しの中でも、この地域は近隣商業というふうに位置づけております。

それから、3点目の公園でございますけれども、公園につきましては、今、事業計画の中で、この地区に10公園、全体で計画をされております。その公園でございますけれども、第1号公園というのは一番大きい、約3ヘクタールの公園でございます。おのおの、その他は児童公園という形で多少の植栽を植え、それで、子供の遊具程度を置く程度のものでございますけれども、1号公園につきましては、考え方としては森林的な環境、そういうふうな森林的な公園を考えているということでございます。

それで、なお、この地区については公園がございませんので、現在、公園がございませんので、この地区の一部分を、もうすでに地域の皆さんに開放をしていると、こういう状況でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、第2番目の万願寺区画整理地内におきますとこ

ろの小中学校の建設計画につきましてお答えをさせていただきます。

先般、高橋　徹議員さんからも同様の趣旨がございました。その際に、お答えしたとおり、一応、将来計画を踏まえまして、万願寺地区におきましては小学校１校、面積にいたしましておよそ１万8,０００平米、中学校につきましては１校、面積にいたしましておよそ２万平米の土地の確保をお願いしてございます。

規模につきましては、この地域の将来計画を見ますと、世帯にして3,７００世帯、人口にして、たしか１万3,０００人の将来計画がございます。それに見合った一応学校を考えております。小学校につきましては、そのころになりますと、たしか昭和６７年ないし７０年度ということでございますので、当然４０人学級になっていると思います。それを踏まえまして、現在の、いわゆる小学校、中学校の推計を出してみますと、小学校におきましては、およそ、800名程度の児童がふえるだろうと、したがって、規模につきましては、およそ２１学級程度の小学校が必要だろうと思います。中学校につきましては、およそ５００名、大体１２学級程度の学校規模の施設が必要だろうというふうに考えているところでございます。

ただ、御承知のとおり、現在、この区域につきましては、小学校は第四小学校でございます。中学校につきましては第一中学校でございます。今の小中学校とも、児童生徒数が減ってきております中で、いつ、つくるかという問題が出てくるかと思います。第四小学校の場合は、現在、１７学級でございます。これが完成したころは、多分十二、三学級になるだろうと思います。ずっと減ってまいります。中学校につきましては、第一中学校、現在、２１学級でございます。昭和６７年度の推計でまいりますと、２０学級になるだろうと思います。したがって、これらの将来人口が実際に全部に張りついた場合には、もっと減ってくるだろうと思います。

したがって、これらの現在の通学区域におきます小学校並びに中学校の児童生徒数の動向を十分に踏まえながら、建設につきましては配慮していく必要があろうというふうに考えております。したがって、いつ、つくるかということは、現在のところ、未定でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　４点目の防災関係についてお答え申し上げます。

万願寺区画整理地内の防災関係と申しますと、南部の丘陵地と違いまして、平たんな土地でございます。その防災の第１番目には、やはり火災の心配をするべきだと思います。火災の心

配については、消防水利をきちんと整備しなければなりません。

この消防水利の問題につきましては、昭和５９年度の消防委員会で検討されました消防水利の現況と整備計画、これに基づきまして、必要な所から順次、その整備を進めております。消火栓でございますとか、防火貯水槽については、予算の範囲で執行に当たっております。昭和６１年度につきましても、すでに本年度の予算は執行済みでございます。この執行の方法につきましては、消防署とも協議をいたしながら、危険度が高く、そして、しかもなお用地などが確保されている所から順次整備をしております。

御質問の万願寺土地区画整理地内では、現状では、まだ、ほかの地域に比べまして家屋が少ない、したがって、危険度が低いランクでございますけれども、この区画整理事業が将来的に完成いたしますと、住宅が立て込んでまいります。危険度もおのずと高くなることが十分予測されますので、これらのことを考えまして、ある程度、先行的な投資をすべきではないか、このように考えているところでございます。

さらに、この区域には消防団の施設が２カ所ございます。消防車あるいは器具の置き場、詰所、そういった機能を果たす場所が２カ所ございますけれども、その一つは、一分団の一部でございます。もう１カ所は、五分団の二部が該当いたします。この二つの施設の整備につきましても、焦眉の急として私ども、取り上げておりますけれども、五分団の二部につきましては、昭和６３年度、昭和６３年度に東部会館の建設計画の一環として計画をいたしております。それから、一分団の一部の方につきましては、区画整理課と代替地などについて協議をしておりますけれども、昭和６２年度――来年度の事業の中で考えていく予定でございます。

それから、５点目の農業関係でございますけれども、区画整理が完成いたしました後に、この地区内に残る水田が約６０アールと、私どもは数えております。６０アールの水田が残りますと、当然、そこに農業用水を引かなければなりません。直接関係のある用水は新井と上田の用水でございますけれども、この新井、上田の用水、二つの用水につきましては、関係者とすでに話し合いを進めておりますけれども、なかなか、この二つの用水組合だけは解決がつきがたい問題がございまして、そこに至るまでの日野用水だとか豊田用水の方々との話合いもしなければなりません。したがいまして、今後、新井、上田用水以外に、日野用水、豊田用水の方々にも集まっていただきまして、用水問題についての話し合いをしてまいる予定を立てております。

それから、将来計画につきましては、基本調査をいたして、この基本調査はかなり高額な調

査費用がかかりますので、これから財政部局とも協議をいたします。

それから、水田を畑に変える転換畑の問題でございますけれども、ここに埋める土につきましては、区画整理課にも、なるべく良質の土を入れていただいて、すぐ畑作ができるような状態にしていただきたい、このようなことをお願いしているところでございます。市街化区域内の農地になるわけでございますので、そういった特色を生かしてまいりたいと思います。すなわち新鮮な農作物を付近の方々に豊富に供給する土地として、それから、生産緑地として緑の保全、これも大きな目的でございます。それから、東光寺の上の畑作地と同じように、やはり災害時の緩衝地帯と申しましょうか、そういう意味合いで、非常に大きな意味を持ってまいります。こういうような役割を果たしていただきたい。そして、畑からとれる作物につきましては、だんだん土地が狭くなりますので、農地の効率的な利用、あるいは高度、高度利用というんでしょうか、そういう方向でその方策を研究してまいるとともに、農業関係者とも、今後、十分話し合いをしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　それぞれにわたりまして御回答いただきまして、ありがとうございました。

この中で、二、三お伺いを、または、こちらからといいますか、地域の要望として、こんなことがあるんだというようなお話をいたしまして、今後に向けての検討をお願いしたいと思いますが、まず、小中学校の建設の計画、これにつきましては、人口の増というものに合わせて検討をなさるというようなことでございます。その間、用地も一部土地開発公社、すでに取得もして、六千何平米、こういったものも、５，６５０平米ですか、もうすでに取得も終わっている、こういう状況もあります。

そういった中で、この地域、今まで特に公園やら運動をするフィールドといいますか、そういったものもない状況でございました。ぜひとも、そういった場所を多目的に使えるように、オープンスペースとしてもまた必要でありましょうし、そういった使い方を、ぜひ検討をいただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、同じく近隣公園、あるいは児童公園についても順次つくられていくと思いますけれども、特に、万願寺というような地域につきましては、今まで水田もあり、農家が大分中心となってきたわけでございます。特に、移転の問題等で古い家屋が取り壊されるというような

状況もある中で、できれば民家園的に、ひとつ保存でもするというような計画をも、取り組んでいただきたいというふうに考えております。ひとつ、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

それから、防災関係につきまして、ただいま五の二については東部関連、一の一については６２年度で検討というようなことがございました。前段の公園の中にも関連するわけですけれども、現在、これからは消火栓、あるいは自然水利が系統的に水郎計画されて統合整備というような状況の中、非常に少なくなってくるわけですけれども、ぜひ、そういったサイドから、公園の中に早い時点で、今、進められている耐震用の貯水槽、こういったものを先にセットしておくというようなことも、火災に限らず、当然、飲料水確保というようなことにも使えるわけなんで、早い時点から、そういった計画を盛り込んでいただきたい。そして、なお、一の一が６２年度に、現在、ことし本来ですと移転をするというような問題も出てきたんですが、建てかえの時期にも来ております。そういった際に、下には防火の貯水槽があり、そして器具置き場があり、団員の詰所がある、こういうようなものも、ひとつセットして考えていただくように御配慮をお願いしたいと思います。

農業につきましては、やはり、そこで農業をするか、しないか、というような、これからの農家としても新しい区画整理という問題に直面しているわけで、見通しが立たないというような面もあろうかと思いますけれども、ぜひとも、意向の調査を早い時点にしていただきまして、それに向けての対応を検討をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、大きな問題といいますか、質問の２点目といたしまして、ただいま、将来的な見通しの中でのお話をいただいたわけですけれども、現実、三つほど問題点を絞って挙げてきました。農業用水路として使われてた水路に雑排水あるいは汚水が流入し、浄化の作用をしていない。現実に、一般的に言う土手といいますか、そういった部分が崩れるという状況も起きている。それほど水が悪くなっている、こういう状況の中で、非常に区画整理中ということで、水も流れない現実があるわけで、ぜひとも、その点を悪臭をなくし、不衛生の面を取り除くというような意味合いで、通水を定期的に欲しいというようなことの要望がございます。ここら辺につきまして、ひとつお話をいただければありがたいと思います。

それから、都道の１５４号線、中央道と根川の間でございますが、慢性的に、雨が降ります

と浸水といいますか、冠水といいますか、非常にひざ上まですぐたまってしまうというような状況がございまして、これに伴いまして、四小の方面からの排水等もともにできない。常時、そういった水がたまるという状況がございます。区画整理がされれば直るんだというようなことがあろうかと思いますけれども、当面の対策について、どのようにお考えを持っているか、お伺いをしたいと思います。

それから、３番目、ただいまの前段で質問の中に、農地の問題で出てきましたんですが、良質の土を入れてほしいというような状況を申し入れはし、なおかつ、それなりの対応はされていると思いますけれども、現実、こぶし大程度の石もまざっているということも聞いております。これを取り除くためには、やはり耕うんをすると必ず機械を傷めてしまう、こういうような現実もある中から、その石を拾い出すような機械でも導入してほしいというような意向がございました。ここら辺につきまして、施工中の関係課の方からお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　それでは、第１点目の悪臭を放つ水路のことでございますけれども、確かに、事業水路、道路、こういうものができ上がってまいりました。それで、仮換地もほぼ指定終わりまして、家の移転も始まっております。そういう関係で現状の水路が至るところで寸断をされていると、こういう状況でございます。そこで、部分的に既存の住宅の排水等による悪臭が発生しておりますので、こういう地区につきましては、定期的にポンプによって排水を行っております。そういう形で今後もやっていきたいと、当分、御迷惑をおかけすると思いますけれども、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それから、都道の排水、高速道路周辺でございますけれども、確かに、この地域の一番低地、低くなっているわけです。したがって、万願寺の区域の水はもちろんでございますけれども、区域外の水がそこへ皆集まって来ると、こういう状況になっておりますので、区画整理事業の中では、今の現在の都道に1,１００、それから８００、こういうボックスを計画をいたしております。ただ、この年度が今の年度でまいりますと６４年ごろの予定になっておるわけです。これを、これから再度いろいろ検討しまして、できるだけ早く布設するような方法で、今後、検討をしていきたい。ただ問題は、現在の都道は、あの周辺の唯一の幹線になっているわけです。これが一つあるのと、それと、あそこに水道の本管が通っております。多摩川を横断して

きて通っております。こういう関係で、これの移設と絡めてやらなきゃいけない。そのためには、その周辺の家の移転が絡んでくると、こういう関係がございまして、ここら辺の調整が、ちょっとまだ整ってないという状況でございますので、できるだけ早くやるような方法で努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、３番目の農地の石の問題でございますけれども、万願寺地区で今予定をしております土は、約５０万立米程度を予定をしているわけです。そうしますと、どうしても大量の土の中には、どうしても多少瓦れきが入っておると、こういうのは避けて通れないものですから、整地をするときに、その都度、その石を全部拾わせるという方法を一応とっております。ただ、これを１００％、なかなか取り切れないものですから、その点は、ひとつ農業経営の中で、ひとつ御協力願いたいという形で、農業には支障のないような形では一応引き渡している予定でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　ありがとうございました。一応、それぞれ事業を進める中には問題が出ようかと思いますので、ぜひとも、そこら辺の問題点につきましては、完成するまでというようなことでなく、できるだけ早い時点での対応をお願いし、事業がスムーズにいくように、我々としてもその関係者にはお話をいたしますが、市側としてもよろしく御配慮をお願いしたいと思います。

引き続きまして、３番目の問題といたしまして、今までは万願寺の区画整理が施行されている状況という中での、それぞれ今後の方向づけ、あるいは問題点の指摘というようなことでやらせていただきました。それに引き続きまして、それを外れる地域といいますか、周辺の地域の整備について、ひとつ御質問をしたいと思います。

万願寺の区画整理の一番問題となる点は、幹線の主要道路がそれぞれ行きどまりになるという状況があるわけで、この地域をまた挟んで２・２・１１、あるいは２・２・２号線、そして、モノレール、こういった問題が出てくるわけですけれども、その２期の区域内を中心としてこれから整備がされる、特にモノレールも早急に計画が進んでくるというようなことが予測される中で、建設部としては、道路の整備検討委員会という会議の中での市道の整備を検討していくというような基本的な考え方を持っているということではございますけれども、特に、今言う２・２・２あるいは２・２・１１、２・２・１、要するに甲州街道、これを挟んでモノレー

ルの駅周辺、こういったものに取りつける道路これについて早急に起きてくる問題であろうかと思うので、そこら辺のお考え方を、ひとつ伺っておきたいと思います。

あわせて、都道１３７号線の、日野郵便局から、今度計画されている２・２・２号の、一般的に郵便局から入る市の補助道２号線といいますか、この関連につきまして、非常に郵便局からの間は交通が多いわけですけれども、オリエントと水路、あるいは、さき言った、やはり水路が関連し、非常にすれ違いもできない状況、区画整理の事業が済めば南側から通るという人が多く出ようかと思いますけれども、現状として、そこら辺の例えば水路にボックスカルバートを入れて退避場をつくるとか、あるいは一部民地を借りて退避場をつくる、こういうような形で、できるだけ交通の面を整理を一時しておいてもらいたい、こういった問題がありますので、そこら辺についての市側の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　区画整理課長。

○区画整理課長（鈴木栄弘君）　それでは、私の方から、当面の道路の問題は別といたしまして、将来的に幹線につきましてお答えを申し上げたいと思います。

２・２・１１、２・２・２号線、こういうものは、すべて万願寺地区、昭和４０年に決定された万願寺地区の区画整理区域の中で皆処理されるような計画になっておるわけでございます。そこで、問題は、この万願寺の第２地区は、今の予定でまいりますと今年度、一応調査を行うと、それで、これから調査検討を行いまして区域等見直しをしまして、今の計画でまいりますと６４年には認可を取っていきたいというふうな予定で進めているわけです。したがいまして、こういう幹線街路につきまして、また抜本的な道路整備、こういうものにつきましては区画整理の中で一応考えておるということでございます。

なお、当面の部分的なこういう一部道路、できてまいりますので、地区外の連絡道路等の、こういう整備につきましては、まだ認可を取っておりませんので、建設部長の方からお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　２点につきましての御質問にお答えしたいと思います。

まず、質問者の方からも御指摘がございました、道路整備検討委員会、こういう会が組織されているわけでございます。これにつきましては、構成メンバーは建設部と都市整備と、こういう形の関係の事業課長が中心になるわけでございますので、その辺につきましては連絡を密

にいたしましてこれに取り組んでまいりたいと、かように考えます。

それから、市道補助道２号線の件の御質問でございますが、確かに、現在、幅員につきましては、一番狭い所が３メーター８０ぐらい、大きい所では４メーター８０ぐらいの幅員道路でございます。これらにつきましても、検討委員会の中には資料として出してあるわけでございますけれども、それにつきましても、やはり年次計画というような形がございます。そういう意味合いにおきまして、一応質問者の方の御指摘を踏まえまして、退避場あるいは、その他、これにかわるべきものがあるかどうか、いろいろ私ども検討いたしまして、もし退避場ができることであれば設置してまいりたいと、また、そのほかの方法があればまた検討してまいりたいと、かように考えます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　ありがとうございました。特に大きな都道あるいは国道に絡むような問題ということは、それぞれ関連する団体あるいは諸機関、調整も必要だろうかと思いますけれども、最後の補助道２号につきましては、できるだけ早い時点で御検討をお願いしたいと思います。

以上、大きく三つに分けてお話をお伺いいたしました。一応、質問という中では終了していくわけですけれども、特に、この問題につきましては、市長に直接お伺いをして考え方を、というようなところが特別にピックアップするところがございませんという状況でございますので、また、市長に直接お伺いすることは次回以降のこの壇上におきまして、じっくりと伺っていきたいと思いますので、以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました（拍手）

○議長（黒川重憲君）　これをもって２３の１、万願寺土地区画整理事業に関連し諸問題を問うの質問を終わります。

一般質問２４の１、市長よ、驕るなかれの通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

（「市長、よく聞いてくださいよ」と呼ぶ者あり）

〔１８番議員登壇〕

○１８番（一ノ瀬　隆君）　私にとって４９回目の一般質問、７８問目の質問ですが、なぜか、今までになく事前の反響が多かったようです。（笑声）

９月５日に、この質問の通告を事務局に提出したとき、おごる、と仮名にしてほしいと言わ

れましたが、あえて難しい漢字で通告させていただきました。私の提案が聞いていただけて、今期の冒頭、各議員に配付されました例解新国語辞典によりますと、驕りという言葉が二つに分けて説明されています。一方は、いい気になってぜいたくな生活をする。自分のお金で人にごちそうする。他方は、金や権力、才能などあるのをいいことにして、いい気になって思うままの行動をする、とあります。もちろん、私のこの質問で言いたいのは後者でありまして、これは、漢字でも区別されていますので、この漢字を使わせていただいたところであります。驕る平家も久しからずの、驕るであります。金や権力、才能などをあるのをいいことにして、いい気になって思うままの行動をすることは、驕りであるということですが、金、権力、才能などの中で、私のここで言うおごりは、権力であると理解していただいていいと思います。金や才能でなく、権力だということであります。

神奈川県逗子市で当選した富野市長だったと思いますけれども、富野市長は、市長にこれほど大きな権力が与えられているのかと驚いたと言ったと聞きます。しかし、大きな権力が与えられているからといって、驕ることは許されていいはずがありません。(「そのとおりだ」と呼ぶ者あり)私は、森田市長の驕りをかいま見ました。私の質問の通告後、まさに驕り以外の何物でもないという声が頻繁に聞こえています。(「やっとわかったか」と呼ぶ者あり)私たちが、このように感じるのだから、市長に対して立場の弱い職員への対応はどうなのだろうか。市政を執行するに当たって、市長だけでは何もできない、職員の協力があってこそであるが、その職員が市長を信頼し、市長と一体となって市政発展のために真心から働けるような状況がつくられているのだろうか。そのために、市長の驕りのない態度が職員に向けられているのだろうか。私は、大変疑問に思い、市政の発展のために、を旗印に、あえて私なりに調べてみました。そして、今、日野市政の中での最も大きな問題であると把握し、この通告質問となったのであります。

与党なのだから一般質問なんかとお思いの方もいらっしゃるかと思いますが、近ごろ、私の声が小さくなったのか、森田市長の耳が遠くなってのことか、実効がないと考える、この議場の感度のいいマイクの必要を感じましたので、御理解のほどお願いいたします。

どんな立派な人でも、そこに座り続けるとふんぞりたくなるものでしょうか。私ども議員もそうですが、4年ごとにある選挙が強力な制御装置となっていて、それがなくなると、私どもも緩みが出てくるのではないかというように思います。かつてのある議員が、ある地域から3

期という約束で議会に出てきた。3度目の当選をすると途端に威張り出したという話を聞きました。4年たってその地域からはかわりに出る人がいなく、今までの人が続けて出ようとしたが、とても持ち上がらなかったという話でした。議員なら威張り出しても次がだめになるぐらいかもしれませんが、市長は、それでは済まない。任期いっぱい、驕ることなく、市の発展のため、市民の幸せのために、市職員と一体となって努めなければならないのであります。

市の発展を旗印にした私の調査、私の把握したことを申し上げ、市長のこれからの糧にしていただければ幸いであります。

職員の市長に対する不満は、市役所の中にあふれている。残念ながら、まず、これは間違いない事実であります。どこの職場ではこんな不満を持っている、こんな市長のやり方はけしからんと言っているなど、具体的なことをここで残念ながら発表するわけにはいきません。私に語ってくれた職員に迷惑をかけることになるからです。したがって、抽象的にならざるを得ませんが、幾つかを申し上げておきます。（「そういうことを自由に言える職場がすばらしいの」と呼ぶ者あり）

市長は、職員のやる気を損なうことばかりやっている、職員がまじめに考え、一生懸命やったものをむげに否定する、職場で多くの職員が十分討論して編み出した結論も簡単に拒否する、職員が主張すると、敵意を持っていると思われるようで、主張を続けられない、市長は、職員を全く信用してくれない、職員が起案した文書は、市長に会うとめためたにされてしまう、直されて直されて、もとの文書がどこかへいってしまう、これでは最初から市長が自分で書けばいい。こんなとき、職員はどんなに惨めに感じることか、驕る市長には、職員の気持ちなど眼中にはないのでしょうか。職員は、特に管理職は、市長に話を聞いてほしいと思っているようですが、その機会をつくってくれない、出先の職場でなど、すぐ近くに来ても、決して寄ってくれない、一言でも市長の言葉がどんなに励ましになることかと考えているようです。職員との会話は必要です。職員の話を聞くやり方はいろいろあると思います。例えば職場ごとに市長と職員が一緒に昼食をする、そこで職員から気楽に話を聞く、こんなことも一つの方法だと思います。そんなことが必ず市政の発展、前進につながると思うのですが、市長は、自分の意見をはっきり言う人、立派な主張をする職員、市長と違った見解を持つ人は、嫌いなようです。市長の言うことがよかろうが、悪かろうが何でも、はい、はい、市長、わかりました、と言う素直な職員がお好みのようです。それで、うまく市政が運営されればいい、神ならぬ市長で、

そううまくいくはずはないと思うところです。市職員の中には、何十年もこの市役所で働き、市政についてのベテランも多い、その道については、市長より何倍も詳しい人もいるはずです。その人の意見も無視し、ひとりよがりの判断をするのは非常に危険であると思います。

幾多の功績を残して亡くなられた赤松助役と、生前話をする機会を持ち得たことがあります。そこで、助役でさえも、あの経験豊かな赤松さんでさえも市長に思うことが言えないという状況があったことを把握しました。助役とも十分な意思疎通がなく、任せることのできなかった市長に、職員を信頼し、信用してほしいと言っても無理な話なのかもしれません。

今定例会に、助役の選任同意の議案が提案されています。助役は、市長に一番意見を言える人、市長が嫌いなタイプかもしれませんが、イエスマンでなく、市長に思うとおり自分の意見を言える人から選ぶべきだと思っています。市長に堂々と物の言える、市長がいなくても任せることのできるような助役を選任すべきだと思います。

ある職員 ── だれだか忘れましたが、先を見る確かな目を持った有能な職員だったと思いますが、その職員が言いました。市長の、森田市長の任期の先が見えたとき ── この時点が半年前か1年前かは私はよくわかりませんが、任期の先が見えた時点で、こんなことでは、今のような市長のやり方では、職員のだれもが、市長の言うことを聞かなくなるのではないか、市長の言うことを職員が全く聞かなくなれば、市政は麻痺してしまうだろうとまじめに考えているというのであります。私は、この発言を深刻に受けとめ、そんなことにならないように、驕りのない市長の今後の十分な配慮をお願いするところであります。

私ども社会党は、公明党、共産党と協力して、その中心となって森田市長を誕生させ、四たび当選させました。私どもは、推薦という行為で日野市民に責任を持っています。市長の驕りのあるこの状況は非常に残念であります。素直に反省していただき、任期いっぱい死力を尽くして有終の美を飾ってもらいたいと考えます。

以上の私の発言に対し、市長の意見や考えがあったらお願いしたいと思います。

雑然とした私の発言でしたので、ここで、この発言を、この質問を要約して重ねて申し上げた上で、市長の答弁をいただきたいと思います。

市長よ、駐るなかれ、いかに大きな実績を上げてきた市長といえども、4期目にもなり、次の選挙の審判も不要となれば駐りが出てくる。森田市長には、驕ることなく最後まで日野市の発展のために死力を尽くしてほしい。市長の驕りが最も影響を被るのは市の職員である。今、

職員は、職員にやる気を起こさせない市長のやり方、職員を信用しない、信頼しない市長に大きな不満を持っている。今後、市長は、職員を信頼し、職員の意見を聞き、あるときには全面的に任せる、職員とできるだけ接触し激励する必要がある。職場ごとに昼食を職員とともにするなども考えてよいと思う。助役の選任に当たっては、単に市長に追従するだけでなく、立派な意見を持ち、すべてを任せることのできるような人であるべきだと考える。私ども社会党は、四たび当選した森田市長を推薦し、市民に責任を持つものであり、市長の駐りの姿勢は許せない。

以上についての市長の見解を問うものであります。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、日常の部下に対する戒めとして、私心を持たない職務をするということで貫いておるつもりでありますが、ただいまの御指摘のことにつきましては静かに反省をして、正すべきことは正すと、そういう糧にさせていただくということで、特にお答えをすることはございません。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　私が一言申し上げただけで、すべての職員が市長を尊敬し、市長と職員が一体となって市政推進ができるようになるとは思いません。今後も監視し、必要によっては今後も繰り返し発言することもある得ることを申し上げておきます。

この発言をしていて２人の社会党の市長が思い出されてきました。１人は元武蔵野市長の後藤喜八郎さんです。後藤さんは武蔵野市長を４期やりました。市長は３期までで、それ以上はやるべきでないとの持論でしたが、後継者に事欠き、さらに１期をやりましたが、４期できっぱりやめました。全く驕りのない市長だったと聞きます。４年前の私の選挙の応援に来てくれました。私の下手な演説をなかなかよかったと褒めてくれました。褒められるといい気になって元気を出す単純な私の性格を読み取っての言葉だったと思います。昨年の日野市長選挙の前には、森田さんが心配だよと、日野駅から２５分かかって私の家に歩って来たこともありました。ことしの２月の市議選では２日間、私の応援に来てくれました。雪の積もった日、朝早く来て私の選挙事務所の前の道路に高く積もった雪をきれいに掃いていてくれました。かつて、社会党の都知事候補にも上げられた、この人かな感激した記憶があります。

思い出した、あと１人の市長は、東久留米の元市長の伊藤孝次郎さんです。伊藤さんも社会

党共産党に推薦された市長でしたが、社会党の決定と指示で、ある事に責任をとり、驕ることなく市長を辞任した人でした。以上、２人の元市長を思い出したことを付言いたします。

森田市長よ、驕るなかれ。質問を終わります。（拍手）

○議長（黒川重憲君）　これをもって２４の１、市長よ、驕るなかれの質問を終わります。

次に、２４の２、より高いハイセンスな行政サービスの実現のための通告質問者、一ノ瀬　隆君より、取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

一般質問２５の１、特別養護老人ホームの建設構想を急げの通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔２６番議員登壇〕

○２６番（市川資信君）　ただいま、議長より通告質問のお許しをいただきましたので、これより特別養護老人ホームの建設構想を急げという表題のもとに、一般質問をさせていただきます。年をとりまして、ちょっと眼鏡かけないと字が見えなくなりました。

かつての議会におきましても、秦　正一議員初め幾多の議員がこの問題を取り上げ、なおかつ、今回、この定例会におきましては、異例とも言うべき４人の議員がこの問題を取り上げているわけでございます。馬場繁夫議員、そして高橋徳次議員、　なお、天野輝男議員もそうでございました、馬場繁夫議員と高橋徳次議員の一般質問につきましては、私、拝聴しておりました。その点につきましては質問が重複することはなかろうかと思いますが、原稿を書き上げる都合上、天野輝男議員の一般質問を聞くことができなかったわけでございます。その点、重複するかもわかりませんので、その点につきましてはお許しをいただきたい、かように思います。

この問題は、急速に進む高齢化社会と、それに伴う社会的諸問題を身近に提起しているものと思うのでございます。私は、今回の一般質問者２６名中２５番目でありまして、この問題の最後の質問者でもありますので、ひとつできるだけ簡略に、時間もできるだけ早くしたいと思います。答弁の方も簡潔に明快な御答弁を賜りたい、かように存じます。

ちょっと質問中、失礼なんですが、質問書を、ちょっと追加質問書を――（「芸が細かい」と呼ぶ者あり）――大変失礼いたしました。

２１世紀は本格的な高齢社会になる。高齢社会で注目しなければならない直面の一つは、と

りわけ後期高齢者の増加に伴って介護を要する老人が著しくふえる見込みだということでございます。老後を住みなれた家、地域社会の中で、家族や隣人、また友人ときずなを保ちながら、安心して生活することは、老人の願望から言っても大切なことであります。したがって、老人福祉対策は、その実現のための在宅福祉に最大の努力をすべきはもちろんであります。

去る９月１５日、朝日新聞朝刊に、総務庁老人対策室が、老人の日にちなんで、老人の生活と意識に関する国際比較調査をまとめた資料が掲載されておりました。それによりますと、日本人のお年寄りは、欧米に比べて家族同居型が多く、幸福感もずば抜けて高いが、地域グループ活動に参加したり、趣味や近所づき合いを楽しんだりするのは苦手という傾向が明らかになったという記事とともに、皆さんもごらんになったと思うのでございますが、ことし1月、日本を初め、アメリカ、タイ、デンマーク、イタリアの５カ国について６０歳以上のお年寄り、これは、施設入所者は除かれております。約1,０００人ずつを調査した、５年前にも日本、アメリカ、タイ、イギリス、フランスで調査したことがあるそうですが、今回は、それが二度目だそうでございます。

その中で、老後は子供や孫といつも一緒に生活する方がいいと答えた人は、日本が５８％、タイが６６％、アジアで高く、欧米では、ときどき会って食事や会話をする方がよいと言う別居交流型が多く、アメリカで６５％、デンマークで７５％、さらに、既婚の子供との同居率は、日本が５１％、タイが６１％に対しまして、アメリカが３％、デンマークが２％、イタリアが２２％、このほか趣味とか仕事とか、いろいろとデータはあるんですが、さらに、体が不自由になったとき、実の子供より嫁に介護してもらいたいと答えたのは、一番多かったのが日本だけで、特に日本の女性、しゅうとめでございます。しゅうとめは嫁に面倒を見てもらいたいという答えが２９％と1位を占め、娘にという答えがその次に多かったわけでございます。他の４カ国は、娘にというのが多かったわけでございますが、その際立った違いが、この調査の結果、出たということが載っております。

日本では、同年配のお年寄りに比べ、幸せという人が４９％、やや幸せと答え、合わせますと７０％近くが幸せ感を味わって老後生活を送っておる。他の４カ国は他の人と同じぐらいが最も多く、日本のお年寄りの幸せ感は世界の他の老人よりも幸せ感をたくさん味わっているというデータが出ております。

しかしながら、いかに在宅対策が充実しても、介護を要する度合いが進行すれば、家庭での

介護の限界を超え、施設での介護が必要になることもまた否定できない事実であろうかと思います。在宅対策と施設整備は、いわば車の両輪としてもともに拡充されなければならないと思うからでございます。特に東京都では、全国水準と比較してひとり暮らし老人が多く、このことは特別養護老人ホームの需要の高さ、必要性を求められていることだと思うのでございます。

8月23日付、読売新聞朝刊のトップに、厚生省人口問題研究所は、昨年の国勢調査をもとに、40年後の昭和100年までの日本の将来人口新推計を発表されておりました。これによりますと、我が国の総人口は、昭和88年にピーク時を迎え1億3,600万人に達し総人口に占める65歳以上の割合は、5年前の旧推計を上回るテンポで伸び、ピーク時の95年から96年には現在の2．5倍以上の23．5%、3,100万人を占める。国民のほぼ4人に1人はお年寄りという高齢社会に突入するとのこと、1人の老人をわずか2．6人の働き手で支えることになり、新推計は医療、年金、雇用など各種施策の抜本的な見直しを迫られているとのことでございました。

特に、今回、75歳以上の、いわゆる後期老年人口の増加が際立っており、60年の466万人から、これは、全人口比3.86%でございます。75年には841万人と、全人口比6．41%となり、100年には1,734万人、全人口比12.85%に達する。100年には90歳以上が女性だけでも120万人を超えるとのことでございます。

さて、特別養護老人ホームの現状につきまして、昭和61年1月発表された60年度東京都社会福祉基礎調査の速報によりますと、東京都内の寝たきり老人の推計によれば8万4,900人で、このうち在宅者が3万7,100人、これは、65歳以上の人口に対する出現率で見ますと3.62%に当たり、また、入院中は3万9,100人、特別養護老人ホームの入所者は8,700人と推計されております。昭和55年度の老人生活実態調査と比較いたしますと、在宅寝たきり老人はやや減少しているが、入院、特別養護老人ホームの入所者が大幅に増加している特徴であると報告されております。これに対しまして、61年3月末の東京都における特別養護老人ホーム設置数は90カ所、定員8,793人と見込まれ、このうち区部は24カ所、定員2,396人であり、市町村部が66カ所、定員6,397人が設置されておるとのことでございます。

また、入所待機者数は、60年10月末で1,885人となっておりますが、先日、高橋徳次議員の質疑の中で、福祉部長より、日野市内の特養ホーム入所待機者数は、現在14名とのこと

でございました。実際は、特養老人ホーム、あるいは老人病院に入所されておることは相当数見込まれており、それらが国保の今回の大幅値上げにつながり、なおかつ老人医療費の圧迫になっているのも事実だと思うのでございます。また、先日の一般質問の中で、６５歳以上の老年人口構成比、全国平均が１０.２％、東京都の構成比8.8％、日野市が6.５４％でございます。先般、質問に市長が6.2と申されましたが、これは新しい６０年の国勢調査に基づく構成比から、私、調査いたしましたので間違いないと思います。6.５４でございます。全国平均、また、都平均から見て、日野市は若いとのことでございました。確かに６５歳以上の人口は１万６９人の構成比でありますが、統計ひのによれば、５０歳から６４歳までの人口が２万1,５０３人と、老齢待機組と申し上げてよいかどうかわかりませんが、実に２倍以上、市民の中にいらっしゃる数値を見れば、これらの、いわゆる今回の老年人口構成比の6.５４という低率もただ単なる数年の時間差にすぎないということがはっきりするわけでございます。そのためにも早急な対応を指摘したいのでございます。

しかし、最近の行財政改革の中で、行政の減量経営を指摘されている昨今、相当の財政負担を強いられるこれらの施策について、国、都の補助、助成制度はいかなる仕組みになっているのか、資料をいただきましたところ、高橋徳次議員の質問にも福祉部長から少々答弁はございましたが、それを私なりに調査してみますと、まず、建設費につきましては、施設整備の補助制度では、国が設定した補助基準額の４分の２が国、４分の１が都が補助し、４分の１を設置者が負担することになっております。都は、社会福祉法人の負担軽減を図るため、建設費補助として補助基準単価を上乗せしている。すなわち、国基準１６万6,８００円、これは平米当たりでございますが、さらに3万1,０００円を上乗せし１９万7,８００円、平米当たりでございますが、補助を行っているものであり、補助基準面積のすべてに、これは適用されておる。また、設置者負担についてもその８０％に対し、社会福祉事業団の低利、長期貸付制度が設けられているが、都では社会福祉法人が融資を受けた場合、その利息分を東京都社会福祉振興財団団を通じて、さらに助成されているということでございます。なお、運営費の加算につきまして、社会福祉法人建ての特別養護老人ホームに対しまして、都は、施設利用者の処遇向上が図られるよう職員の増配置、利用者の生活費の加算も行って、建設用地取得資金につきましても特別養護老人ホーム設置促進特別助成事業を実施しております。これは、社会福祉法人が特別区及び市の区域のうち、適正配置を必要とする区域に特別養護老人ホームを建設するために、

用地取得に要する費用の３分の２、限度額５億円でございますが、特別助成するものであります。その次に、都有地についても特養ホーム用地として売り払いされるとのことでございます。

さらに、このほか区・市町村の助成策など何点かの制度がありますが、特別養護老人ホーム建設促進調査検討委員会の現状における問題点として指摘しております。

その第１、東京都においては、在宅で特別養護老人ホームへの入所を待つ老人が多いことと相まって、６０年度の東京都社会福祉基礎調査では、在宅の寝たきり老人を上回る老人が入院中であり、特別養護老人ホーム入所者の4.5倍にも達しているとのことであり、この中には、特別養護老人ホームへの入所希望をしている待機者や、また、近年の核家族化、その他さまざまな理由による家庭介護機能の低下もあって、いわゆる社会的入院を余儀なくされている老人が相当数含まれていると考えられる。東京都における特別養護老人ホームの絶対数の不足を物語っているものであり、特別養護老人ホームの緊急整備が強く求められるゆえんだとしております。さらに、区市町村の役割として設置数が半数に満たない。

また、このほか第３、第４の指摘があるのでありますが、要は、先刻申し上げました地方自治体の減量経営を余儀なくされている今日でありますが、建設あるいは経営に当たって、これだけの国、都の助成措置制度があるのでありますから、ひとつ、この件につきまして積極的に取り組んでいただきたい、このことを申し上げたいわけでございます。このことによって国保老人医療費についても何らかの好影響が出てくるかもしれない、これは、私の私見でございますが、期待するのであります。

さて、そこで、多くの議員が再三質問しておりますように、特別養護老人ホームの早期建設については、国、都の特別助成４分の１、自己負担についても、低利、長期貸し出し等、社会状況を見ますとき、もはや時至れりの感を強くするのであります。市長は、高橋徳次議員の質問に、従来の老人対策施策で十分やっていける、ただ、健康施策の充実を考えなければならない。確かに訪問看護、給食サービス、寝たきり老人の貸出電話など、すでに独自のサービス施策を実施しているのでございますけれども、今後は、市長の言葉に、健康施策の充実も行いたいというような答弁がございました。これも大変重要な点だと思います。旧庁舎の跡地の保健センターの完成と相まって、その活用次第では、老人の健康増進に大きく寄与するものと期待するものであります。また、市長は、一つの特養老人ホーム建設については考慮しなければならない問題であると思うとの答弁がございました。福祉部長も積極姿勢を示されました。ただ、

建設場所が市営住宅建てかえ時に、特養老人ホームの施設をつくっていきたいとのお答えでありました。

私の特別養護老人ホーム施設の理想は、少なくとも近隣に総合病院があることが望ましい。例えば日野市で言えば、市立病院の隣接地であります。特養ホームの入所者は健康人と病人の中間的な人だからであります。いかなる緊急時にも対応がとれるように、先日の答弁ですと、市営住宅建てかえ時にケアセンターも併設して、市内数カ所、予定したいとのことでございましたが、それはそれで結構でございますけれども、数カ所施設をつくるとなればなおさらのこと、拠点を1カ所つくり、ケアはもちろんのこと、ショートステイ、入浴サービス、リホーム、リハビリ等含め、在宅支援機能を持った各拠点を、いわゆる後方基地というものをつくり、特別養護老人ホームは、介護に関しては高度の専門的機能を持った貴重な社会資源であろうかと思うのであります。それだけに、その機能をできるだけ地域に開放していくことが望まれていると思います。今後は、さらに在宅対策の地域の老人福祉ネットワークの拠点として役割を果たしていただきたい。また、その拠点をつくることによって市営住宅建てかえ時に特養老人ホーム、恐らく中間施設的なものであろうと思うのでございますが、そういったものを生かしていく、特に、日野市のように大規模団地を有し、老人福祉施設が皆無の中で、高齢者が増加している中で中間施設的ホーム建設が必要かと思われます。この際、この公団との対策についても折衝が望まれると思うのであります。まちがあれば老人がおり、老人がおれば介護の施設が必要となるのは極めて当然のことと思います。

以上、前段を申し上げまして幾つかの質問を行います。

まず、1点目に、日野市で進めている特別養護老人ホームは、一つ、規模、定員、数カ所ということでございますが、どの程度の定員、何カ所ぐらいなのか、そして、その場所はどちらなのか。次に、それらについて着工はいつごろなのか。A、B、Cと分けました。この3点が1問目です。

2点目、数カ所建設する予定の特養ホームは、1カ所拠点づくりはないのか、あるのか。拠点、いわゆる後方基地をつくって、あとが中間施設的なものになるのか、あるいは全部が、いわゆる中間施設的なものなのかどうか。その場合、一個一個が独立できるのかどうか。と、私の前段で申し上げました市立病院との併設、大病院ならば市立病院でなくても結構なんですけれども、そういった建設計画があるのかどうか。

そして、３点目として、日野市内にある都有地の払い下げ交渉は、今回のこの建設に当たってされるのかどうか。

それから、４点目として、公団の、いわゆる施設内に建設するための交渉をする用意があるかどうか。

５点目が、ケアセンターの併設とのことですが、ケアセンターの内容について、どの程度のことを考慮しているのかどうか。

以上、細かい点を含めますとふえますが、５点、大ざっぱな５点だけをお答えいただきたい、かように存じます。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、特別養護老人ホームにつきましての御質問にお答えしてまいりますが、前段についてのお答えにつきましては、若干ダブる点もございますので、簡略にお答えをしながら具体的なことについてお答えをしてまいりたいと思います。

日野市におきましては、現在、在宅の介護を受けている老人が、介護手当を４００人ほど受けております。また、入院しております７０歳以上の老人は３カ月以上の者が、現在１９０人、それから、特別養護老人ホーム、養護老人ホームに入っております老人が１５０名、また、先ほど御質問の中にありましたように、待機者は１４名と、こういうことでございます。したがって、入院あるいは老人ホーム入所を合わせますと、約、介護必要な者の半数は入所していると、また、半分の者が在宅と、こういうようなことが日野の場合には言えるんじゃなかろうかと思います。したがって入所対応と、それから在宅福祉での対応と、これは、それぞれ必要な問題ではなかろうかというぐあいに考えております。

また、今後ふえるであろう老人、現在、6.5％の６５歳以上の御老人がおいでになるわけでございますけれども、それが、いずれかは１０％になるということについては、１０％を超えるであろうということは数年を経ずして、そういうような事態が急速にやってくる可能性があろうかと考えておりまして、それに対応する手だてを今から順序よく備えておく必要があろうかと考えております。来年度はアゼリヤ会に２０名ほどの特別養護老人ホームの予約もございますので、現在、待機中の御老人については、一応それにおいて解消できるというぐあいに考えておりますが、先々ふえるであろう老人の対応としては、そのままでは済まされない。あくまで在宅あるいは日野市の中での御希望を合わせますと、市内に施設が必要だということも

あろうかと思います。

また、先ほど、ヨーロッパと日本との違いということでおっしゃいましたんですが、確かに日本の場合は、親子　縦のきずなが強くて、むしろ夫婦を基準にするヨーロッパのつながりとはかなり違った形での介助要求もあるように思いますので、在宅なりの体制というものは、かなり必要になってくるだろうというぐあいに考えております。したがって、今後、日野市におきましては特別養護老人ホームを建設すると、市内においてそういう施設を持っていくということが必要になると考えております。

また、その規模でございますけれども、国基準の最低基準は５０人ということでございますが、大体１００名までという形の中での建設を個々にやっておるわけでございますけれども、先般、東京都と交渉しましたときにも大体５０人が最低だけれども、８０人ぐらいが一番効率がいい、こういうことは言われておりますが、しかし、先ほど、先般、申し上げましたように、小規模の方が家庭的でいいということもございますので、ひとまず５０人ぐらいで小規模のものを考えていくということになろうかと考えております。

また、今後、計画の中でつくっていくわけでございますけれども、やはり１カ所で済むということではなかろうと、やはり数カ所は必要になってくるであろう、そうなってくれば、当然、地域を分けて東西南北あるいは、どういうぐあいに分けるか、それは今後の計画の中で明らかにするわけでございますけれども、それぞれ、やはり考えていくということになろうかと思います。

また、それに合わせまして、当然、在宅の対応ということも必要になってまいりますので、ケアセンターをやはり付設して、当然、ホームヘルパーなりの拠点にしていくとか、あるいは入浴サービス――現在、一番要望されておりますのは入浴サービスをもっとふやしてくれと、こういうこともございますので、そういうようなことができるようにしていく。また給食サービスもできるようにする、リハビリテーションもできるようにすると、こういうようなことをできる、あるいはショートステイを受けられるようにしていくということが必要だろうと思います。特に、最近は、ぼけの問題がかなり出てきております。これは、具体的に、まだ実験的に厚生省でも進めている段階でございますけれども、一定の時期、お預かりして、家庭の負担を軽減していくということで、セミロングということを使っておりますけれども、大体１カ月近く、お預かりしていくと、こういうようなこともできるような施設ができたらば非常に喜ば

れるんじゃないかと思いますけれども、これは今後の検討の課題であろうと思います。そのような老人性の痴呆の問題も含めて対応できるような施設が、今後とも必要になってくるのではないかと思います。

それから、着工の問題でございますけれども、私どもとしては補助金をいただくというか、補助金をいただいた行政を進めていくということが基本にございますので、その点を考えますと、どうしても３年間はかかる。申請を起こしまして、６月に申請をいたしまして、翌年の６月に補助決定をいただいて、それから９月か１０月ごろに着工といいますと、どうしても３年間はかかっていくことがタイムスケジュールとしては必要なことだろうと思っております。

そういうことで、今後とも、市有地、または都有地の活用をしながら話を前に進めていくわけでございますけれども、都有地はどうかということでございますけれども、これについては、東京都としては、都営住宅の中にそのような入所施設を、今、建設するという基準はないそうでございますけれども、今後、この辺のところはどういうぐあいの話合いになっていくか、その辺のところは、今後、住宅局との話を進めてみないことには、ちょっとわかりませんが、そのような入所施設を設置できるかどうか、これが不可能であれば恐らく都有地の活用というのはなかなか難しいんじゃないだろうかと、こういうぐあいに考えます。鋭意、今後とも進めていくわけでございますけれども、具体的な計画を組みながら、早速来年の当初にはそれなりの調査費等の予算等もいただきまして、前に進めていきたいというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　今、部長から御答弁いただいたんですが、まだ、例えば公団との今後の折衝の問題であるとか、あるいは数カ所をつくるという、その場所はどちらなのか、あるいは、これ、全部同じ、例えば５０名なら東西南北つくると仮定した場合、全部同じ５０名、８０名なら８０名のもの、いわゆる１カ所、１００名なら１００名の大型拠点をつくって、拠点として、あと、前進基地的なものなのかどうかというような御答弁、もし、わかったらいただきたいと思うんですが……。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今後とも、どのくらいの規模のものを何カ所、どこにつくるかという具体的な計画につきましては、今後、長中期の計画の中でも、あるいは福祉独自の計画の中でも、今後の問題として計画を立てていくわけでございますけれども、どのような大

きさのものができるかということは、敷地の大きさ、あるいは、その敷地の形、それらによってもかなり規制をされますので、その辺の具体的な問題を、今後、検討しながら規模を決定すべき問題であろうというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　今、福祉部長から御答弁をいただきました。来年、調査費を組んで、申請をして大体３年先ごろになるんではなかろうかというような御答弁でございました。

私は、まだ具体的に、例えば先ほど私が質問申し上げました、いわゆる５０名の特養ホームの場合と１００名の特養ホームの場合、５０名の特養ホームでも、私は、いいと思うんです。必ずしも大きいことがこの場合、いいとは私自身も思っておりません。アットホーム的な、いわゆる在宅介護と同じような温かいシステムが求められる、そういう意味においては大変いいんですが、逆に、５０名の場合、夜間の対応措置はどうなのか、一人当たりの必要経費は非常に高くつくとか、いろいろと、また逆の問題点があるわけであります。そういったことを考えると、少なくとも８０名以上のものが望ましい。今の、いわゆる国、都との助成基準等から見た場合、思われるわけであります。なおかつ、これらの資料を見ますと、医師は１名ついているわけでございますが、しかし、常駐、いわゆる半分病人で半分病人でないような人ですから、いつ、病気になるんだって、内臓、外科的なもの、あるいはまた、違った内科でも呼吸器科もあるでしょうし、泌尿器科もあるでしょうし、耳鼻科も眼科もいろいろとあろうと思うんですが、そういう意味において、私は、一番望ましい設置姿というものは大きな病院の隣接地において、いかなるときにでも対応できる、また、そこには機能回復訓練、あるいはリホーム、ショートステイ、そのようなものを設備することによって、いわゆる在宅介護者に対する、何ていうのか、指導というんでしょうか、在宅、リホームにしても在宅介護者がそちらへ来て一日を、また逆に介護者自身の教育をするとか、そういう、いわゆる特別後方基地という拠点、核というものがあって、あれば５０名の小規模の特養ホームであっても十分にお互いに、バランスというんでしょうか、行ったり、交互に行ったり来たりできますので、非常に機能的に、なおかつ効率がいいんではないかということで、私は申し上げたわけであります。

実は、なぜ私はそのようなことを申し上げるかと申しますと、私が、８月だったと思うんですが、ここに社会福祉法人聖ヨハネ会、特別養護老人ホーム、桜町聖ヨハネホームの利用案内、

ここへ実は私、行ってきたんです。これは4月1日でしたか、まだオープンしたばっかりでございまして、本当に私は行く前、初めてですから、ちょっと半分興味津々といいますか、相当ひどい方が入っていらっしゃるんではなかろうかということを先入観念を持って行ったんですが、実は、そうではなくて、非常に明るくて健康的で清潔な建物の中で老人の方々がそれぞれ趣味を生かしたり、また、友達をつくったり、また、ある人はゲートボール等を楽しむ、非常に至れり尽くせりの、これは小金井にあるんですけれども、すばらしい施設なんですね。なるほど在宅介護ではどうにもならない痴呆性の方であっても、こういった施設があれば、どれほど在宅看護者のいわゆる何か緊急時、あるいは何か事があった時にショートステイでも何でも相当の面倒を見ることができんだな。特に、私は感心したのは、私が1期目に当選したときに、立川の、いわゆる日野市が今お世話になっております至誠老人ホーム、厚生委員会で参ったわけでありますが、その当時、入浴サービスにつきましても当時はすばらしい入浴室なので、見たらスエーデン、もう日本の物はなかったんであります。今度、このヨハネ特養ホームに行って感じましたことは、当時は、入浴、浴場、浴槽に入を、何ていうか、逆に運ぶ、機械を運ぶんですが、今はそうじゃなくて、おふろをその人に近づいていって入れてしまうというような、それで、これもやっぱりスエーデンなのかと思ってよく見たら、日本の機械なんですね。日本のこれらの心身障害あるいは老人対策に対する医療機器はこれを医療機器と言っていいかどうかわかりませんが、健康用具としての一つとして取り扱われているかもしれませんが、すばらしい機械がそこに設置されておる。そして、それに付随する、いわゆる、ここにも書いてあるんですけれども、医師あるいは施設長、寮母、看護婦、マッサージ師、栄養士が一体となってこれを取り組んでいるわけでございます。こういったものが、隣は御存じのように、桜町病院、聖ヨハネの桜町病院この敷地内にあって、お聞きしましたら、やはり時折、いろいろと心臓だとか血圧だとか、いろんな突発的な事故はあります。　だけれども、すぐ隣で病院なので、どんなときにでも対応でき、また地域の、いわゆる、まだここではショートステイとか何かはやってないんですが、近々、ショートステイ、リホームあるいは機能回復訓練等行うというようなことがここにも書いてございますけれども、行う予定だというようなことが書いてございます。

そういったことで、私は、今の市立病院が一番望ましいと思うんですが、残念ながら市立病院自身が現在、用地が狭隘であり、増築することも困難な所へ、当然、このようなものを言っても無理なことは百も承知でございます。しかし、先般、この一般質問のときに病院長が来て、

いつか、もっと大きな所に移転できればいいなという、病院長の切なる言葉が私の脳裏にかすんでおりまして、それがよみがえったかのように、この特養ホーム建設に当たって思い切って、ひとつ、特養ホームのために、屋上屋じゃないですが、病院を動かすわけじゃないんですが、これからの市立病院にしましてもＣＴスキャナーを導入するについても講堂をつぶして導入しなければならない。ますます、これからも医療機器は近代化が日進月歩の中で科学技術がしなければならないときに、もう先は見えているわけです。思い切った市立病院の移転等を図ることによって、こういった付設的な特養ホームができたならば、１５万市民も、また、お年寄りも安心して日野市にお住まいになれるんじゃなかろうか、こう思うわけでございます。

もう一つ、この先日、これは、各議員が、私の郵便受けの中に、各議員に配られたいた、至誠ホーム便り、これは特養老人ホーム、和光ホームデイケアセンター、みんな載っているんですが、これを見ますと、この利用状況を見ましても、もう数年前とは比較にならいほど、この利用状況がふえております。入浴サービス、ショートステイ、リホーム、食事サービス、在宅機能訓練等が非常に数値がふえてきて、先日、高橋徳次議員の質問だったか馬場繁夫議員のときだったか、入浴サービスについては、月２回だったのが１回になったというようなことを聞いております。当然、今、もう涼しくなりましたけれども、これから、この暑さのときに、月に１回の入浴サービス、家庭では本当に寝たきり老人の入浴ということは不可能に近い状態の中で、ぜひ、日野市でも、これらについて、できるだけ早い機会に対応していただきたい、かように思うわけでございます。いかがでしょうか。そういう、一つの大きな拠点をつくって、そして、後は一つつくれば、後は例えば東西南北の東に拠点をつくって、それらがきちっとした基地があれば、前方にありますその５０名程度の少人数の特養ホームであっても十分にすべての機能が果たせるんではないか。それを一つ拠点をつくって、三つぐらい小さな特養ホームをつくる意思があるのかどうか、今からまだ３年後のことですから、今から十分その点についても検討されてもよろしいんじゃないか。特に、病院等の併設の問題等兼ね合わせて部長の答弁をいただきたいと、かように思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問のとおり、特別養護老人ホーム内には園内の診療施設が必要なことになっております。したがって、それを医療行為として外に活用するということはできないと、こういうことでございますけれども、逆に、診療所が先にできて、特別養護

老人ホームが後からできると、こういうような場合にはどうなのかということもございますけれども、そういうように、いろいろな組み合わせの仕方もあろうかと思いますが、今後、いろいろ御参考 ── 研究された御意見でございましたので、十分に参考にいたしまして計画を練っていきたいというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　もう３名の議員が質問しておりますし、なおかつ、ただいま部長等も積極的な取り組みについての御答弁をいただいております。これ以上、余り細かいことは私も質問することは好きでありませんので、結びの方向に入っていきたいと思うのでございますが、市長、この間の、いわゆる高橋議員等の質問の中で、今後、特養ホームの問題も取り組まざるを得ないだろうというような御答弁をいただきました。なおかつ、健康、老人の健康問題に対する施設の充実等というようなことも申されておりました。何か特別の市長のそういったものの具体的な構想があるのかどうか、もし、あればお答えいただきたい。

また、特養老人ホームに対する市長の基本的なお考えがあったらばお尋ねしたい、かように存じます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会の進行に伴いまして、老人ホームあるいは特養老人ホーム、これらの施設がだんだんと要請されてくる、そういうことは、よく推測できるわけであります。そして、今までの老人福祉という考え方は、法律の建前からも、いわゆる老人の時期に入ってからの対策的な形があったわけでありますが、長寿社会を迎えて、その長い長寿の期間を、特に、老後の時期に、健康で生命力を全うするには、むしろ幼児からの、あるいは、その期間中、一生の期間中、健康に対する特に配慮が本人としても、また地域社会としても大切だと、こういうふうな見解を申し述べたことがございます。つまり、健康行政を全市民の一生の期間に対象として、そして取り組もうと、こういうことを保健センターの設立に当てて、事業化、いろいろとかけているわけであります。

具体的な特養老人ホーム、これをつくるつくり方に、民間の法人が制度資金を利用されて、そうして経営をする、そういうやり方、それから、それもまた市野市内につくるか、市外につくるかと、こういうことも広く考えてみなければなりません。その際に、私は市内にどうしてもつくる必要がある。なるべく地域社会の中で高齢化の時期を、ケアもしサービスもできる、

こういう条件が必要だということで、特に、ことしの３月議会以来、特別養護老人ホームに対する発言、それから政策化が望まれておるわけであります。

そうして、具体的に仕事のことを考えてみ　すと、先ほど申しますように、すでに市内にありますそのホームの経営をしておられる方に、もう１園拡大をしてくださいというお願いもしているということも、過去に申しました。それから、日野市民の中から自分たちで特養ホームを創設から取り組んでいきたい、こういう意向もあります。その際に、用地を持って事業に取り組むことが一番可能性が近いわけでありますが、用地から探してかかるということになりますと、その用地の確保に一工夫、一工夫というより一番の隘路が伴います。日野市内に、市がなるべく近い関係でつくりたいということも考えましても、その用地のことではたと行き詰まってしまった。

そこで、近ごろ、考え考えて思い立ちましたのは、市の市有地、つまり市営住宅を、これから建てかえてまいりますので、その際に、そのホームの用地をつくり出すことができないだろうかということであります。市営住宅の建てかえということになりますと、これから取り組むものに、御存じのとおり幾つかございます。つまり、それらがちょうど日野市の規模に、東西南北の４カ所ぐらいというのは、そういうことでございまして、そういうことが用地としては可能性があるんではなかろうか。これとて、まだしっかりと調べてみないと、そういう土地の利用が今までの制度上、可能かどうかということも調べる必要があるというふうに思っております。

そこで、一つの可能性が高幡の市営住宅の用地、ここに用地があることはあるわけですから、うまくいかないだろうかということも、今、検討に着手をいたしております。そうなりますと、市の施設ですから公設、そうして委託をして民営化など、こういうことになるわけであります。そういうことで、一つ、成功することができましたならば、今後、何カ所かそういう拠点をなおつくって、そうして特養ホームとしての特定の機能に合わせて、地域に、外に出て活動できる、そういうケアシステムのセンターにも人を得ることができればやれるんではなかろうかと、そういうことを、今、考察を進めつつあると、こういうことであります。

それから、用地の取得手段として、市内の都有地のことも考えましたが、市内にあります都有地は皆、住宅、都営住宅用なものですから、その際に、都の施策の中でお考えいただくということは、これからの交渉になるわけでありますが、市が、一部を分譲していただいて取り組

むということは、恐らく不可能だろいと思っております。あるいは住宅公団その他の公営住宅にも、建てかえの際、そういうことはお願いはすべきだと思っておりますので、そういうことで、用地が、あるいはホームに近い状態の施策が用いられるならば、これも十分役立つ、こんなふうに考えております。

医療の施設も伴うわけでありますけれど、これは病院との併設などができれば理想的ではありますが、なかなか、そういう形で完成するといいましても、やっぱり何といいましても、用地のことが私は第一になかなか見つからないわけであります。そういうことで、今ようやく扉を開きつつあるということでありまして、始めますからには、また、それに十分な内容を込めて、そうして、将来の地域社会に十分対応できる、そのようなホームづくりが大切だと、このように考えておるわけであります。

もうしばらく具体化には時間がかかると思っておりますけれど、御指導をお願いを申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○２６番（市川資信君）　ただいま、市長から、また部長とは違った角度から、この問題についてのお答えをいただいたわけでございます。

まず、二つばかり、私は、このことについて御指摘申し上げたいんでございますけれども、例えば、多麻平団地、高幡台団地、百草団地にしましても、どちらかというと、現在、ニュータウンについても私は同一のことが言えるわけでございますけれども、若者指向というんでしょうか、若者向きの建設計画というものは、今もって従来と変わってないという、同一指向に走っているところに、私は、住宅公団にも問題がある。多摩平にしましても百草団地、高幡台団地ができて、もう１５年、１６になろうとしている今日、お年寄りの方も相当ふえてきている。それらの対策についても十分考慮する必要があるんではなかろうか。公団に対しても、これらの、いわゆる対策として当然日野市として対応を図るべきである、かように思います。

なおかつ、また今市長からお答えいただきました中に、先般、私ども議員の控え室に、市民の間から特別養護老人ホーム建設に関する要望書、日野市長、森田喜美男殿、会長、中山貞夫と、いわゆる日野市市民自治学園ＯＢ会という方がお見えになりまして、ここに資料を私もちょうだいいたしました。――市長におかれましては市政務御多忙の折、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。私どもは、市長創設の日野市市民自治学園の卒園生及び在園生の有志

が集まりＯＢ会を結成、身近な地域問題を取り上げ、自由に発言、討論し、学習しております。その学習の中で、最も緊急に必要なものは当初の特別養護老人ホームであると意見の一致を見ました。その理由として、日野市の老人人口の増加、いわゆる高齢化社会への変貌と移行の早さの異常さについては、我が日野市としても例外ではなく、他市に比較して少ないとはいえ、老人人口の増加については、市当局としても認識されておるようで、自治学園の講義にもたびたび登場いたしました。――こういう資料をちょうだいいたしました。裏には人口比、老人の人口比、痴呆性、ひとり暮らしとかいう数値がここに載っているわけでございます。市民も、この問題については相当関心が高いといいますか、勉強されているんだなということをつくづく感じたわけでございます。

なお、もう１点は、高幡の市営住宅用地等の建てかえ時というようなことが市長の発想から出されました。私は、今ちょっと聞いてびっくりしたんですけれども、いわゆる、まだ高幡の市営住宅の建てかえ工事というものは、当分ないということが従来、議会において繰り返されてきた答弁でございますが、確かに、施設そのものはもう相当老朽化し、年数もたっております。しかし、現在満杯であります。これをいきなり、あそこを建てかえすから出ていってくれという具体的な案があるならば、また別でしょうけれども、そういった案を示さずに、突如として、降ってわいたとうにそのようなことを申されると、また問題が提起されると思いますので、ぜひ、もし行われるならば、そのような対策というものを、根回しといいますか、きちっとした位置づけを持って取り組んでいただきたい、かように思います。

大分時間も経過いたしましたので、そろそろ結びに入らせていただきたいと思うんですが、去る７月の１４日、読売新聞によりますと、全国社会福祉協議会が７月１３日、在宅痴呆性老人の介護者実態調査をまとめた。ぼけ老人は全国で約５０万人と推計されているが、その結果が、４年以上介護を続けている家庭が４割もあり、４分の１が家計が苦しいと訴えておる。このような長期間にわたる介護に疲れ果て、自殺や心中を考えるほど追い込まれた心境になったとする人もあり、ぼけ老人をめぐる周囲の深刻な状況が浮き彫りになった。調査は、昨年９月の老人福祉週間に民生委員が、全国の在宅ぼけ老人の介護者３万2,７６１人を対象に行い、３万1,４３１人から回答をいただいた。調査対象のぼけ老人の６０％は女性であり、７５歳以上が７７％を占めた。この介護者は、女性が８０％、しかも嫁がそのうち４６％でトップであり、介護期間も４０％が４年以上に及び、その中に、５年から１０年の介護をしている方が２３％、

１０年以上の方が６％という人もあり、長期間介護をしている家族が多いことが示されております。老人と同居の理由については、結婚して以来、ずっとという方が６６％以上あり、介護時間は、一日じゅうが３５％、日中ほとんどが１７％で、合わせますと、これだけで半数以上を占めるわけであります。介護による家族の心身への負担と拘束されている姿が、このアンケートで明らかになったと示されております。これら介護者の悩みを複数回答してもらったところ、体が疲れるが５７％でトップで、次が睡眠不足が５１％、次が、１２％が家族に当たり散らす、4.8％が無気力、中には家出が3.6％、自殺や心中を考えたことがある、4.4％という深刻なケースも掲載されておりました。また、家族構成も１人ないし２人の少人数世帯が１１％もあったと、また、家計でも全体の４分の１が苦しい、やや苦しいと訴えられております。これらの介護者は、８４％が何らかの福祉サービスを必要としているわけでありますが、実際には、利用参加していないが５４％もあったと、ぼけ老人問題は、外へ出したくないという介護家族の意識のあらわれがこの調査によって出てきたようだというようなことを訴えております。

これらの老人の日常生活能力を見ますと、自分でできることで、最も多いのは、食事が５６％でございます。その次が排せつ、歩行では半数以上の人が、人手を借りないとできない状態だと、日常会話も、普通に受け答えができる老人は１６％にすぎず、ややはっきりしない、全くできないを合わせますと８３％近い老人がこのような状態である。また、問題行動では、物の置き忘れ、最近の出来事がわからない、身近なことに無関心などが6割から7割を占めまして、そのほか、徘回、火の不始末、所構わず放尿、排便などを含めますと4割から5割に見られると同時に、乱暴行為も2割から3割もあると、老人に見らるるということでございます。家族との共同生活に大きな問題があるということが、この調査でわかったということが7月14日の読売新聞の全国社会福祉協議会のアンケートの結果でございました。

また、去る９月の１６日、まだ本当に日も新たな、朝刊各紙に、皆さんもこれはお読みになったと思います。看病疲れ、老母を絞殺、ぼけて奇行続き、５７歳の娘、皆さんも記憶に新しいと思うんですが、母親を殺したという記事が載っておりました。結婚もせずに、８１歳の母親の面倒を見ていた５７歳の娘が、２階から飛びおりようとするなど、ぼけ症状がひどい母親を看病疲れから絞殺するという事件が、１５日、埼玉県鳩ヶ谷市であった。娘は、自分も死のうと思ったが、死に切れず、同県警武南署というんでしょうか、武南というんでしょうか、に自首したが、敬老の日に、この日、殺された母親には、近所の知人から長寿を祝う祝電が寄せ

られていた。これは、そのときの新聞でございますけれども、さらに、その後続いて、同日、午後６時５分ごろ、鳩ケ谷市坂下町２－１４－６の昼間荘、無職相川定子さん、５７歳が、母親を手で殺したと自首してきた。同署員が調べたところ、四畳半居間の布団で、実の母親ハナさんがあおむけに寝かされ、寝巻きのまま合掌姿で死んでいた。首に爪の跡など残っていたことから、同署は定子を殺人要疑で緊急逮捕した。同署の調べに対し、定子は、母親が夜中に２階から飛びおりようとするなどしたため、よく眠れなかった。この日、午後４時半ごろ、横になってテレビを見ていた母親の後から首を締め、母は、いやだ、いやだと言っていたと供述しておる。ハナさんは５２年ごろからぼけ症状が起き始め、５８年には東京国立市の病院に、５９年には鳩ケ谷市内の病院に入院したが、それぞれ短期間で病院を飛び出して、最近は、ぼけ症状が進み、夜間の徘回や物を壊すなどの行動が目立ったため、定子は、ことしの正月から殺そうと、心中しようと思い始めたと、これ、ずっと書いてありますが、このようなことが書いてございました。まことに痛ましい限りであります。

私は冒頭に申し上げましたが、在宅介護が最も望ましい姿であり、老人も望んでいるわけでありますが、いかに在宅対策が充実しても、介護を要する度合いが進行すれば、家庭での介護の限度を超え、施設での介護が必要になることも、また否定できない事実でございます。

日野市に、このような痛ましい姿の事故が起きないためにも、早急なる特別養護老人ホームの建設ができますよう、心からお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（黒川重憲君）　これをもって２５の１、特別養護老人ホームの建設構想を急げの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時３７分　休憩

午後４時２３分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２６の１、わかりにくい森田市長の行政改革の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許

します。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（古賀俊昭君）　先ほど、市川議員の方から特養老人ホームを早急に建設せよという旨の御質問がございました。行革の目的は、市民福祉の向上にあるわけでありますので、私もたび重ねて行革の問題を取り上げておりますが、きょうも、その観点から市長にお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

敬老の日の９月の１５日、御存じのとおり、ミスター行革と呼ばれる土光敏夫さんは満９０歳の誕生日を迎えました。第二臨調から行革審の会長を５年間、８５歳から続けてこられたわけです。行革運動の激務に耐えながら奮闘された土光さんの長寿を、心からお祝いを申し上げたいと思います。今も衰えていな土光さんの行革にかける執念といいますか、熱意からすれば、私など、それに比べれば微々たるものですが、土光さんの叱責の声を受けているつもりで行革についての今回の質問、そういう気持ちでやらせていただきたいと思います。

もう質問に入ってまいります。日野市の行政改革推進要綱の策定については、現在、行革推進本部の三つの部会で作業が終了し、現在、調整中と先般の一般質問でもお話がありました。近々、発表される予定のこの要綱には、行革実行によって捻出される財政上の効果が数字として、いわゆる金額で示されるのか、もし、できないとすれば、その理由を、何であるのか挙げていただきたいと思います。

２番目に、退職手当についてお尋ねをいたします。

退職手当も給与の一部でありますが、地方公務員法の２４条で、職員の給与は生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと明確に規定されております。ですから、昨日、福島敏雄議員が、具体的に数字を挙げて、森田革新市政の与党の立場の議員さんでありますが、具体的な数字をもって議論の余地のない格差を指摘をされました。つまり、現状は、市民感覚からしても、また、法的にも見過ごすことのできない状態にあるということであります。

そこで、私も民間の実例を幾つか示しておきたいと思います。昭和６０年度――昨年度の退職者の退職金、民間の場合、三菱商事の部長で、５８歳、勤続３５年の方で1,７００万円であります。新日鉄の社員、一般の社員の方で、５８歳、勤続３５年で1,２１０万円であります。日産自動車の係長、５５歳、３０年の勤続で1,１９０万円であります。一方、日野市は、きの

う福島議員の質問に答えて答弁があったとおり、大卒、５５歳、３３年の勤続で3,４０４万円、高卒、中卒の方で3,５１９万円ということが述べられておりました。是正に向けて、これらを比較してみますと一歩も、もうおくれは許されないところに来ていると思います。

しかしながら、昭和６０年度の是正計画は、初年度からつまづきを見せております。つまり、勤続３５年で是正計画、つまり、日野市の場合には改定計画と言っておりますが、計画では８0.５カ月でありましたが、0.５カ月、すでに後退をいたしております。

そこで、この退職手当について二つお聞きをいたします。

一つは、今年度、つまり昭和６１年度は改定計画どおりに８0.0、つまり８０カ月を実行するのかどうかをお尋ねいたします。

二つ目に、日野市の場合、この退職手当の算出のときに、強烈な膨らまし粉といいますか、そういうものを算入しております。つまり、東京都や国にはない調整手当の算入がそれであります。現在の支給の月数は８0.５カ月となっておりますが、この調整手当を加えて計算をする方式であるために、実際の支給月数はかなりかさ上げされるものになります。一部、読売新聞等にも出ておりましたが、この調整手当を算入をした場合の支給月数と合わせて全国ランキングは何位になるのか。新聞等の数字が正しければ、それでも結構ですが、市で計算なさったものがあると思いますので、これをお聞きをいたします。

また、改定計画では、この調整手当は逐次解消していくというふうになっていることが、６月議会でも述べられておりましたが、どのような手順で順を追って具体的にこれを解消していくのか、その点をお尋ねをいたします。

次に、大きな３番目についてお聞きをいたします。給料表についてであります。

これも昨日、福島敏雄議員から、私は初めて聞いたんですが、職務遂行能力型の職務給を採用せよという示唆がございました。現在の違法な給料表――通し号俸制を改めるという点では市長も異論はないということは、もう議会で何度も答弁をされております。しかも改定計画にも、これは盛られているわけであります。６月議会で総務部長の御答弁では、通し号俸制については、すでに組合と週に、１週間に１回程度交渉していると答弁がございました。市が、交渉に当たって組合に示している給料表の具体的な形はどのようなものなのか、つまり一般行政職、技術職、現業職、教育職、医療職、そういった幾つかの表に分けることを考えておられるのかどうか、この組合との交渉に当たっての市がお考えになっている給料表の内容について、

性格についてお尋ねをいたします。

最後、４番目の質問をいたします。職員定数についてでございます。

これは、この議会に定数の増員ということで条例改正案が出ておりますが、内容は２３名ふやしたいというものであります。山口達夫議員からも質問で指摘がありましたように、日野市の行革推進要綱が策定される前に、滑り込み式に、こうした提案を行ったということは大変問題が多いと思います。昨年の６月議会でも１４名の増員の提案がございました。今はもういらっしゃいませんが、赤松助役は、そのときに、いろいろ批判が議会でもあったわけであります。そこで、赤松助役は、こういうことをおっしゃっておりました。ただ、ふやせばいいという考えは全くない、少数精鋭、スクラップ・アンド・ビルドで行く、あくまで定数はふやさないという基本的な考え方は持っているということを、これは、市長も強調されたわけであります。ところが、そういう御答弁はあるんですが、過去５年間、いわゆる少数精鋭、スクラップ・アンド・ビルドという考え方で、日野市で減少した職場が果たしてあるのかどうか、この点を、つまり職場の定数を、職員配置を見直して減少させた職場があるのかどうか、まず、一つお伺いをいたします。

それから、市長に、これもお聞きをいたしますが、議会で指摘をされると少数精鋭で行くと、ふやすことは必ずしもいいことではないという考えを持っているということはおっしゃるんですが、しかし、連続して、ここ数年、職員の定数増が行われております。今回の２３名の職員増の条例の改正案についても、私は、市長のそうした反省があればこうした提案はないと思いますが、この提案を行革逆行の提案だとは市長自身、お感じにならないのかどうか、お尋ねをいたします。

以上、４点について御答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　第１点目の財政上の効果を出すのか、また、出さない場合の、出ない場合の理由はどうかということにつきまして、お答えをいたします。

現在、部会の中で検討しておりますのは、受益及び応能負担の問題、補助金、使用料、それから財政運営のあり方、給与、職員定数、組織、機構、事務事業の民間委託、ＯＡ化、事務改善等でございます。こういったものを推進要綱としてまとめまして行政効果として数字で出したらどうかということでございますけれども、これらの問題をすべて行政効果で数字を出すと

いうことになりますと、かなり前提とする項目を設定しないと出ないわけでございます。東京都等でやっている行政改革などを見ますと、大きな柱は職員数の削減でございます。そういった件につきましては東京都におきましても何人削減、行政効果、金額で幾らというようなうたい方をしております。そんなことを考えますとマクロ的には私ども、事務的には出さなきゃいけないとは思いますけれども、個々の項目にわたって詳細な数字を出すということは非常に難しいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、２点目からの、引き続きまして総務部長の方からお答えをさせてもらいます。

２点目は、退職手当の件でございますが、その中の１点目は、６０年度が８５.５カ月、それから、６１年度が８０カ月で、それを実行できるのかどうかということでございますが、毎回、１１７カ月から落としてまいりまして、これは福島議員の御質問にもお答えしておりますが、そうした中で、これを６１年度は一つの目標としておりますが、組合員に協力をお願いをいたしましてやっていきたいというふうに思っております。

それは、今後、いろいろの形で、方法といたしましては退職される方の行政というものを見まして２年先ぐらいまでができないかと、あるいは３年先はできないかというようなことで投げかけてやっておるのが実情でございます。

次に、調整手当の算入で、今、御指摘の新聞の記事でございますが、８５.５カ月でございますが、調整手当を入れますと９４.０５ということで、これは、果たして確かな数字であるかどうかということでございますが、このとおりでございます。それで、全国的な、ここに出ておりますように立川が１位、日野が２位というような状況でございます。

それから、３番目の改定計画の解消は、その後、どうなっているかということでございますが、週１回ずつの事務的な打ち合わせ、そうした中で、改定計画におきましても給与関係、それから退職手当関係で５項目あるいは、３、４項目というようなものがあります。そうした中で、一番取りつきやすいというか、それからすぐにやらなきゃいけないというようなものからいたしまして、現在、やっておりますのは、これは専門的な言葉でございますが、逆転現象の見直しということで、これを、今、鋭意詰めております。それから、この退職金の問題についても触れておりますし、それから後で出てきます給料表の見直しの方も話を進めておる状態

でございます。

それから、３番目の給料表でございますが、これの改正は具体的にどのように進めるかということでございますが、最初、投げかけました市の考え方といたしましては、課長補佐職がありますので、そこに一つ職務給を入れてもらうということと、それから、もう一つは、係長以上の職制の給料表につきまして、通し号俸でありますが、これを、１００円あるいは２００円、３００円でもよいから改定してもらいたいというところからスタートしております。まだ実際に詰まった段階ではございませんが、そういうふうな投げかけをお願いしております。

それから、この件で、あと、さっき医療職だとか、行政職あるいは、そうしたものの改定はどうかということでございますが、きのうも福島議員さんの方にお答え申し上げましたが、やはり、一本の組合でございますので、これらを合わせまして、そして総合的に医療職あるいは行政職あるいは教育職というようなものができれば幸いだと思っておりますが、そこまでの、まだ窓口までいっておりません。

それから、４番目の定数、２３の答申の前に、なぜ出したかということ、これは、山口議員さんからも御指摘がありました。この時点でなぜかということでございますが、一つは、お話申し上げましたんですが、採用という計画の中で、御承知のように、大卒、それから短大卒、専門職 ── 専門学校ですね、そうしたことが今年度は非常に早まったということで、８月の２０日からすでに大卒が会社訪問、そうしたことを行って、普通の場合は１０月であるということです。そうした中で、一つの理由といたしまして人材の確保、採用の計画、そうしたものを踏まえましてお願いしたいということでございます。

それから、定数につきましては、すでに提案いたしました理由によりまして建設の各部門を主体にして、それをお願いする、そして、さらに内部努力で削れるところは削って、８名でございます。削ってやっていきたいというふうな説明をさせてもらいました。これが定数の件でございます。

それから、その中で御質問ございました。それでは５カ年に減少した職場はどうかということでございますが、これは、行政職につきましては、５カ年を統計的に見ますと、年に２人までいきません。ちょっとお待ちくださいませ。昭和５５年度から５カ年やりまして、これは７カ年になります。６１年ですから、これをとっていきますと、行政職につきましては、平均いたしまして1.８６という数字でございます。そして、施設職員につきましては１８人。年にで

すね、１８人ということで、全体では施設職員は、７年間で１２７名、そして行政職については１３人、非常に少ないということでございます。こうした中で行革という一つの、５９年度からスタートしておりますが、５５年度から、日野市の職員の行政的な面におきましての職員の、非常に少なく、そして能率的に、あるいは少数精鋭でやってきたというものでございます。その限界がここにありますので、どうしてもこれを行革という一つの時代の流れの中におきましても、今言った提案の理由でいきました大きな建設工事、そうしたものが含まれております中で、最少必要限度の人数をお願いしているということでございます。

そして、実際に今減少した職場といたしましては用地課だとか、それから資産税に派遣しておりました職員を、現在２人ばかり上げてきております。それから、ほかにもまだありますが、統計的に見ますと幼稚園におきましても７人の減を５５年度からはしてきておるような状況でございます。

以上で御質問の件は一応終わりましたんですが……。（「市長、行革逆行……」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政機能を担当いたします職員の少数精鋭を唱えながら、年々ふやすのはどうかと、こういう御質問であります。その疑問の出るのは、我々も、どう解釈すべきかというふうには考えておりますが、その内容的に分けて考えますと、日野市の一般行政職は、基準よりもといいましょうか、標準的に考えても非常に少数精鋭で行っておると、新しい仕事がふえればふやさざるを得ない、一方、すでに今までも申し上げておりますとおり、ほかの方法でかえられる単純労務というふうな分野については、なるべく簡素にやっていきたい、こういうのが今の日野市の迎えておる、そういう時期だというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それでは簡単に再質問をいたします。

まず最初の行革推進要綱の中の行革の効果についてですが、これは、市民にも公表しなければならないというふうになっておりますので、やはり、公表された段階で、この程度、もし、例えばですね、委託が進めばこれだけの効果が上がる、また職員の、今、逆のことを市長はやっているわけですが、職員数の削減ができればこれだけの人件費が節約できるという、全体を見ての財政効果というのは上げることは無理かもわかりませんが、可能な部分についてはぜひ

そうした工夫をぜひ私はやっていただくべきだと思っております。

６月議会の折にも、企画財政部長は、本来は具体的に数字を示す方が好ましいだろうと、しかし、よそがやっていないから検討はしてみるというような、そういう旨の御答弁でした。ですから、今回、もう調整段階に入った推進要綱の策定を直前にして、果たして、そうした工夫が今回されるのかどうか、その点を確かめたわけでありますが、ぜひ、可能ならばそうした数字を挙げていただくことをお願いをしておきます。

それから、退職手当の件についてですが、私がお聞きをしたのは、改定計画をつくって出してあるんですが、初年度から後退をしている。そこで、ことしは勧奨退職、長期勤続の職員の方の場合、計画どおり８０.０でいくのかどうか、その点をお聞きいたしました。これは全く今答弁漏れになっておりますので、もう一度お尋ねをいたします。

それから、現在の退職手当には、国や東京都ではやっていない調整手当を加えて計算をしているということで、新聞でも報道されましたが、９４.０５カ月、これを加えるとなると全国で第２位の高率支給に、支給月数になるわけですので、これとも絡んできますが、改定計画どおり、まず８０.０にするかどうか、関連いたしますが、お聞きをいたします。つまり、調整手当の算入については、今後、どう扱っていくということも御答弁ございませんでしたので、この点もお願いをいたします。

それから、自治省の指導では、改定計画、自治省では是正計画という名前にしなさいと言っているんですが、市長は、この名前を使わずに、日野市の場合は改定計画ということで頑張っています。いずれにしても、提出をした後に、できれば早い時期に、日野の場合には６４年度までの引き下げの計画内容を条例化するようにという指導があるわけです。森田市長の場合には、退職手当の改定計画を条例化する意思は全くお持ちでないのかどうか、この点、再質問をいたします。

それから、給与表のことですが、今、職員組合と、まず逆転現象の見直しをやっているというお話で、これから話を進めていくということです。進めているということで、現に対応はしておられるようですが、市の基本的な考え方を、やはり私はきちんと持つべきだと思うんです。森田市長の昭和４８年に市長に初めて就任して、すぐに通し号俸をつくるための作業をやって、１２月にはそれが条例として成立をし、昭和４９年から、この通し号俸は始まったわけですが、それ以前は給与表は６表あったわけです。今は、医療職を含めて２表、二つの表になっていま

すが、以前は六つあったわけですね。これを、具体的には現在、市と市職と交渉するに当たって、従来のような形を踏もうとしているのか。または一本にするようなことも、今、総務部長、おっしゃったんですが、つまり、例えば１等級、２等級当たりの号給間の間差だけをつけて、完全な通し号俸をとりあえず直そうということも消極的な、私、対応だと思いますが、そういう懸念を持ちますが、市は、こういう形で組合にぜひ、組合にも理解をしてもらいたいということで臨んでいるという市の基本の型ですね。これをもう少しはっきりお答えをいただきたいと思います。

それから、定数は、これも市長のお考えをよく私は理解できないんですが、今回の２３名がもし通りますと、昭和５５年から確実に毎年ふえているわけです。毎年、条例の改正案が、改正かどうかわかりませんが、定数増が提案をされ、可決をされ、この大体６年間で１７０名の職員が増加をしているわけです。

私が、不思議に思いますのは、昨年の１１月に、いわゆるＯＡ化ということでコンピューターを入れて住民登録の事務が非常に事務の省力化、効率化が図られたわけです。普通に考えますと、これらの機械の導入によって、関係する職場を中心に、その事務処理の面で何らかの成果が上がっていれば、そうした職場では職員の数を見直すということも私は可能になると思うんですが、何か、それが行われていないような気がいたします。このＯＡ化に伴う職員組合とのいろいろ話合いの中で、非常に不思議な気がするんですが、そうしたことが行われないということは、何か、この導入に当たって組合との間で協定か何かを市長はなさっているのかどうか。つまり、コンピューターを導入したからといって、人員の配置は見直しませんというような約束を、市の職員組合との間にやっているのではないかなという懸念もあるわけです。普通に考えてみますと退職、ＯＡ化をする、または、退職者を補充で賄っていくということでそれぞれそういう工夫を当たり前に各自治体はやっているんですが、まず、このコンピューターを入れた職場についての何か取り決めが職員組合との間にあるのかどうか、この点、市長にお尋ねをいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに

決しました。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それではお答えいたします。

失礼しました。改定計画、初年度からつまずいてきているということで、今度は、６１年度は８０カ月でやるのかどうかということでございますが、0.5の８5.5という0.5、６０年度では多かったわけです。それにつきまして、予定どおり８０というような線で鋭意努力、今しているところでございます。

それで、先ほども申し上げましたように、できれば退職される方、そうした者の将来の設計もございますので、２年先、３年先というようなことまでも考えての交渉に踏み切りたいということで、それらも折衝では少しやっていきたいというふうに思っております。

それから、調整手当の算入でございますが、これにつきましては、今御質問がありましたように、それから新聞に出ましたように、確かに調整手当を含めた退職手当というものは、今、自治省からの指導というものもございますが、まだ現在、２６市のうち２１市が、やはり調整手当を算入しておりますので、してないのが５市というようなことで、これらにつきましても各市それぞれ努力はしております。日野市におきましても、これらに向かっての努力をしていきたいと思っておりますが、とりあえず退職手当につきましては、月数の削減というところに、今、重点を置いてやっております。それに並行して、なおやっていきたいと思っております。

それから、改定計画の条例化をうたえということでございますが、これも各市それぞれ条例というようなこともありますが、まだ、そこまで踏み切っておりませんが、ただ、ここで言えることは、日野市の改定計画というものが、すでに御承知のように６カ月延伸を行っております。そうしたことをやりました。それから、初任給の基準の引き下げ、これも１号俸引き下げ、こうしたこともやりました。それから、高齢者対策といたしまして、５８歳に達して、それで、昇給ストップというような、そうした改定をすでに実行して、残るは今御指摘の給与の見直しであります。それから、特勤手当というようなものでございます。それから、退職手当においては、今のような状態でございますので、特別職、そうしたものもございますが、それで、すでに三つが大きなものでございますが、そしてまた、大きな犠牲の上に立ちましたですが、これを敢行したということをひとつ御報告させてもらいます。

それから、市の基本的な考え方として、給料表の基本的な考え方ということでございますが、今、私が申し上げましたのは、最初の窓口といいますか、それを開くためにおきましての１００

円とか２００円、そういうふうな対応の仕方を、これはアタックしたわけです。しかし、これもなまぬるいというようなことで、それからまた、計画の年数から言って非常につぼまってきますので、やはり、今後におきましては、ある程度の給与表を、４９年前の給与表、そうしたものを参考にいたしましての職務給、それから、能率給的な、福島議員さんからも提言がありました。それらを含めて提示していきたいというふうに思っております。

それから、ＯＡ化につきましては、別に取り決めはございません。これにつきましての健康的な問題につきましては、いろいろ組合との話合いをいたしました。以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　退職手当については、ことしは８０カ月で改定計画どおり努力をするということですので、ぜひ、いわゆる世間にオープンにした計画を持っているわけですから、これ以上後退をしないように、つまづかないようにお願いをしておきます。

それから、調整手当についても同時に解消するようにということは、もう再三指摘を受けているわけですので、これも改定計画の中で取り上げられているようでありますので、少なくとも、まだ１００カ月近い支給月数――９４.０５カ月ですので、こういった点、先ほどの一流の企業の人たちの退職金と比べてみましても、非常にアンバランスがあるわけです。ぜひ、この月数についても是正を図るため、調整手当の見直し、お願いをしたいと思います。

それから、この退職手当の改定については、本来、条例化をして、国の場合にも東京都の場合も、もう一回条例で決めてしまえば、翌年度ずっと自動的に是正が行われていくわけです。本来は、そういうふうにするのが望ましいということで指導を受けているわけですので、今後、御検討をいただきたいと思います。

それから、コンピューターの導入に伴う職員の配置の件ですが、組合との間で、特に何か取り決めているのはないという御答弁ですが、これは、市長からもう一度お答えいただきたいと思いますが、ＯＡ化が職員数の抑制に全く、日野の場合、寄与していないんですね。ですから、だれが考えても不思議に思うはずなんです。もう１年、大体たつわけですから、機械にも大体なれてこられたでしょうし、その点、数を、職員の数を見直すというのは当然あっていいと思うんですが、市長に、確かに組合との間でコンピューターの導入に伴う協定はないのかどうか、やってないのかどうか、もう一度確認をいたします。

一般の民間の場合には、例えばコンピューターを導入する場合には幾らかかると、それによ

って人件費がどのくらい削減できるか、それが結果的にコストを幾ら下げることになるかという　とを、十分計算をした上でコンピューターを入れていくわけですね。日野の場合には、全くそういうことが計画の中には入っていなかったような気するんですが、例えば、日野市全体でコンピューター導入に伴って職員を、職員の数の方を２０名減らしたとすれば、１年間で大大体１億円近い人件費が削減ができると思います。ですから、これからもオフィスコンピューターの導入というものが図られると思いますが、きちんと民間でやっていることをそのまま取り入れろというのは無理かもわかりませんが、そうした、ちゃんと導入に当たっての計画というものを、もう少しきちんと整理をして行っていただきたいと思います。

この点、組合との間に約束、協定、密約、そういったものがないかどうか、もう一度市長の方から確認をしていただきたいと思いますので、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、その前にお答えいたします。

ＯＡ化のことについてでございますが、ＯＡ化でございますが、昨年の１１月からでございます。確かに電算機あるいはＯＡ化をした場合のメリット、デメリット、そうして、メリットにおいて人員を削減していくというような計画、これは当然持たなきゃいけません。その中で、これは電算室が誕生いたしました。しかし、これだけは御理解願いたい、もうあと１年ぐらいは、やはり入力、そうしたもの、インプットする場合のいろいろの操作ということで指導を受けておりまして、まだ、そこまでいっておりませんので、電算機の電算室はこしらえました。こしらえてありますが、それの電算を全部稼動するというところまでの資料、そうしたものが出ておりませんので、それをやらせておりますので、ちなみに申し上げますと、昨年の１１月からことしの３月までではございますが、残業において電算室がトップを占めました。三百何時間というようなことで、非常に少ない人数でやらせておりますので、まだ、そこまでの配置転換、あるいは仕上げということもなれておりませんので、もう少しの時間を与えてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事務改善あるいは行政の能率化ということで、ＯＡ機器の導入を大きな柱の一つに考えております。そのことは、とりもなおさずまた人員の省力でありますから、人員も逐次余剰分が出次第、削減が可能になるという建前は、これは、もう申すまでもありません。今、お答えをしておりますとおり、習熟期間として、あるいは、まだソフトの

入力時期ということでございますので、もうしばらく猶予をいただきたいと、このように現状ではお答えをするところであります。

それから、組合との交渉事の中で特別の約束事は、私は、ないというふうに思っております。今、総務部長もお答えしたとおりであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　わかりました。行革というと、いろいろものを切り詰めるとか人員の削減の話になったりして、どうも暗いイメージが伴うわけですが、やっぱり夢を語ることも必要だと思うんです。

先日、８月の２３日に、フジサンケイグループの行革キャンペーン実行委員会が主催をいたします、第２回地方議員による行革シンポジウムというのが行われました。テーマは、地方議会の役割は何かということで、馬場弘融議員と２人で参加をしてまいりました。いろいろ大変示唆に富んだ話がたくさん聞けたわけですが、その中でも特に埼玉県の島村慎市郎越谷市長が参加をしておられました。パネリストとして参加をしておられました。この方のお話をいろいろお聞きいたしました。その前に、このシンポジウムというのは、ことしで２回目だったんですが、地方議会に身を置く我々が、納税者の立場に立って、その声を行政に反映をさせ、税金がむだなく効率よく使われているか否かを監視するところにあることを、我々は確認をし、その本来の役割と機能を回復するための議会改革が急務であるという、そういう点に賛同した人たちが、全国の地方議会の人たちが約２００人集まったわけです。そこの場所で、島村越谷市長が、短い時間でしたけれど、お話になったことは、行革を語る際の夢の部分に当たると思いますので、ちょっと御披露をしておきたいと思います。いろんな市長さんが、ですから全国にはいらっしゃるということなんです。立派な市長さんもいらっしゃるということです。

この越谷の市長は、まず都市経営というものが長の役割であるというふうにきっぱりとおっしゃいました。行革というのは何かということで、奉仕、これは、市民奉仕ということですね。奉仕と財産形成、つまり市民に何かを残すという、この二つの事業をやるための手段が行革であるというふうに、こういう所感を述べておられました。ですから、今ちょっと我慢をしても、郷土のために、何か付加価値を高めるための蓄積的な投資を行っていくんだ、このことを職員に理解を求めているということで、技術畑の方らしく、非常にユニークな言葉をたくさんお使いになって、わかりやすくお話になったわけです。そのためには、やはり市といえども、効率

を追求しなくてはいけない。ただし、利潤を追求する企業とは、はっきり区別をしなくてはいけないということで、これは、市民に対して奉仕と財産形成ということをやるんだ。そのために行革が必要だ。しかし、それをやるためには、まず効率を追求していく必要があるということを強調しておられました。そして、組合といろいろ交渉をやるんだそうですが、常におっしゃることは、まず世間並みでいこうと、きのうの一般質問でもありました、やっぱり世間から余りにもかけ離れたものは、市民の理解も得られないし支持も求めることもどだい無理ですから、この世間並みで行こうということを絶えずおっしゃっているそうです。

具体的に、この市長は、９年目に今、任期入っておられますが、まず、おやりになったことを幾つか申し上げますと、もともとは、やはり給与制度は完全峰渡り通し号俸制だったそうです。これを、昭和５７年に職務給に切りかえております。そして、昭和５８年から３年間、定期昇給をストップしているんです。これも職員の皆さんの支持が得られたということをお話になってました。それから、現在は、職員の定数についても非常に厳しく見ているということで、現業部門については、おやめになった方については一切補充をしていないということでございました。学校給食も給食センターで行っているという御報告がございました。それから、市役所の建物もおつくりになったんですが、庁舎を建設されたんですが、とにかく３００年はこの庁舎を使えるようにしようということで、銅ぶきの庁舎をつくっておられるんですね。この、やたら豪華な庁舎をつくりかえなくてもいいように、とにかく３００年は使えるようなものをつくろうということで、そうした面でも非常にユニークだと思います。

それから、これは谷議員が、きのう、緑の件に関する質問で提案をしておられましたが、借地公園による、つまり土地を持っている方に、用地を提供いただいて公園をつくったらどうかという御提言でしたが、この越谷の島村市長は、これをもう実際やっておられます。つまり、借地公園方式といって、１０年間、地主さんと契約をして、公園をつくる、緑をふやす、そして子供たちにも苗を植えさせるということで、また緊急避難の場所としても活用するということで、こういう公園も多数おつくりになっているということでした。

それから、これが最後に、非常におもしろいと思いますのは、ごみはごみだと考えないというお話がございました。つまり、ごみを燃料として考えるんだということで、普通、自治体が持っております焼却場に行きますと、何々清掃工場だとか焼却場と書いてあるんですが、この越谷市のごみ焼却施設には、発電所と書いてあるんです。つまり、ごみは燃料だから、その燃

料を使って電気をおこす。だから清掃工場ではなくて、発電所だということで、市の建物なんですが、市の施設ですが、堂々と発電所という名称を使っているということで、現に東京電力に電気を売っておりまして、実際、市の方に２億6,０００万円の節約ということで、財政的に寄与しているということをおやりになっている方なんです。自治体が電気会社に電気を売るという、この発想はなかなかユニークで、ぜひ皆さんにも知っていただきたいと、夢の部分だと思いますので、こういうお話、去る８月の２３日のシンポジウムで聞くことができました。馬場議員と２人で感心をして聞いたわけですが、ぜひ職員の皆さんも、市長も、ひとつ大いに参考にしていただきたいと思いますが、最後に、この市長のおっしゃいましたことで、非常にユニークだと、また思ったことは、自治体であるけれども、職員にわかりやすく説明しておられるんですが、ＮＴＴ並みに考えてやっていこうということをおっしゃっているんですね。非常に具体的だと思います。つまり企業性もあるかわりに公共性もある、ＮＴＴの一つの形を頭に描きながら、そういうものを、一つ下敷きにしたらどうかということを、職員には話をしているというお話もありました。こういう方のいろいろな実積、考え方、何らかの参考になるのではないかと思いましたので、あえて最後にお話をさせていただきました。

私は、表題にも言いましたように、森田市長の行革というのは、非常に市民にとってわかりにくいと思うんです。少数精鋭でいくと言いながら、職員はどういうわけか毎年確実にふえていく。こういったことを一つとりましても、市民には理解非常にしがたいんだと思うんです。ですから、行革の歩みが非常に鈍いということとともに、わかりにくいという点は、ぜひ市長に改めていただきたいと思います。ただ漫然と行革ということを市民に向けてやるんだとおっしゃいますが、やはり、真の市民本位の行革というものを、ぜひ心がけていただいて、そうした心の転換を、市政の転換をお願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２６の１、わかりにくい森田市長の行政改革の質問を終わります。

一般質問２６の２、資金運用（財テク）の方針と実績の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○２４番（古賀俊昭君）　この質問については夏井明男議員が事細かに数字を挙げて、また答弁においても、どの程度の資金の運用が行われ、日野市がどのくらい利子を稼いだかと

いうことまで、全部質問で出ましたので、そうした数字については特にお聞きすることは控えたいと思いますが、従来、いわゆる歳計現金の運用については、地方自治法で非常に制約があったわけですね。最も確実かつ有効な方法に限定をされております。そして、預金その他の最も確実な、有利な方法によって保管しなさいということになっておりましたので、非常に窮屈だったわけですが、昭和５４年５月から、日本の短期金融市場に譲渡性預金、いわゆるＣＤというものが導入されました。そして５７年７月には、自治省が現先の運用を歳計現金について認めたというようなことから、資金運用の手段、手法というものが大幅に今、緩和をされて今日に至っているわけです。

これまで銀行の預金だけに一本やりで来たわけですけれど、今申し上げましたような商品、それに御承知のようにＭＭＣとか、いろいろあるんですが、そうした自由金利の商品で運用が非常に活発になってきているわけです。

今、一番ホットな職場というのは、ある意味では、ですから出納課ではなかろうかと私は思います。常に金融市場とにらめっこをしながら、投資家と同じような気持ちで金融情報を集めて、一円でも利子を稼ごうということで、非常に努力をしておられるわけです。その成果については夏井議員の質問でも（「馬場さんだよ」と呼ぶ者あり）馬場さんでしたか、馬場繁夫議員の質問で報告されておりました。全部で５億5,０００万円以上の利子を上げて、多額の運用利益を上げているわけです。これは、よその自治体と比べましても、武蔵野が一度多摩１番でではないかということで報道されておりましたが、この武蔵野と匹敵するくらいの実績になるのではないかと思っております。旗野議員等がおまとめになりました監査の報告の中にも、この点は大いに評価をして述べられておりました。

特に、一般歳計現金については、昭和５９年度に比べて６０年度の場合は、４８.１４％ふえているわけです。金融収支比率も0.４２９ということで、非常に日野の場合は好成績をおさめております。運用された資金の合計は５５９億円を超えておりますので、非常に出納課の職員の方が熱心に努力をされたということが、もう一目瞭然わかると思います。

しかしながら、これから他の自治体も、こういう金利の自由なものがたくさん出てまいりました。また、今度は金利が下がるという経済環境の中にもあるわけですから、さらにこうした経験を生かして、腕の、今まで磨かれた腕の見せどころといいますか、さらに、これから非常に、よその競争もいろいろ意識をして行われるでしょうから、また取り組んでいただけると思

いますが、ここで、これは収入役になると思いますが、一応おさらいの意味で、日野市が、昭和６０年度に活用した自由金利商品にはどういう種類があるのか挙げていただきたいと思います。

それから、出納課の職員の方だけでは、ちょっと、これだけの成果を上げるのは非常に難しいということで、馬場議員のときにも話が出ておりましたが、各課、職場の各課から毎月、何か収支計画書を出させて資金計画をつくった上で対応しておられるというようなお話でしたが、具体的には各それぞれの課が、どのような協力態勢をとりながら、これだけの成果をおさめたのか、また、資金運用に当たっての何か心得ておられるポイントがあればお聞きをして、また私の勉強にも、これ、つけ加えて学んでいきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。収入役。

○収入役（加藤一郎君）　お答え申し上げます。

最初の第１点目でございますけれど、６０年度における、いわゆる自由金利に対する種類でございますけれど、まず歳計現金関係でございますけれど、これらにつきましては、いわゆるＣＤ、いわゆる譲渡性預金、これの、いわゆる現先というものがございます。ＣＤ現先。それから、先ほど議員さんからおっしゃられましたMMC、いわゆる市場金利連動型預金、これらの商品を運用しております。それから、基金につきましては、これよりも種類が多くなるわけでございますけれど、ＣＤ、それからＣＤ現先、MMC、国債、債券現先、それから、昨年の１０月から発足いたしました大口定期預金、これらも自由金利商品でございます。これらを運用してございます。

次に、各課からの収支計画関係、いわゆる協力の関係でございます。

歳計現金、特に申し上げられることでございますけれど、これは一つの支払い準備金であるということでございますので、この余裕資金をいかに効率よく運用するかということは、やはり、その収支予定、いわゆる、資金計画というものを、確実につかまなければならないということでございます。市といたしましては、これらのことから収支予定表、いわゆる当月分は前月の２０日まで旬単位でございます。いわゆる、１０日ごと、この内容といたしましては、10日ごとに分けまして提出してもらうと、出納課で、さらにこれを５日ごとに分析いたします。このような協力ですね、これをいただいて、いわゆる実績を上げてきたと、こういう内容でご

ざいます。

それから、ポイントの関係でございますけれど、私ども、専門家ではございません。情報の収集といいますか、これが大変大切でございます。御承知のとおり、円高ということで金利が毎日のように変動してございます。そのようなことで、金融機関にお願いする場合も、そういった金利の状況というものを把握しなければ折衝はできないということから、このような情報を常につかんでいる、これが一つの大切なことでございます。そのほかございますけれど、職員の努力もございまして、いろいろ実績を上げてきたと、こういう状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　この膨大な金利、つまり日野市が運用益を上げた５億5,８００万円については一円も税金がかからないんですね。ですから、これだけの運用益を上げられたということについては、非常に収入役を初め、この財政資金の効率的な運用に非常に熱心に、積極的に取り組まれたということで、これは大いに評価をしていいことだと思います。

ただ、今おっしゃいましたように、今、円高・ドル安ということで、金利が下がる傾向にあるわけですね。今後、いかに運用するか、そうした点で、これからの組み組みについて収入役の方で、何かこれから他市との非常にホットな競争になると思いますが、何か心がけておられることがあれば、最後にお伺いをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　これからの取り組みということでございますけれど、御承知のとおり円高の影響によりまして、これは３次にわたる公定歩合、これが引き下げられております。当然、これに伴いまして定期預金等の金利が引き下げられて、そういうような状況もございます。これは一般的な状況でございますけれど、さらに市の状況でございますけれど、先般の一般質問の中にも法人市民税の減額というようなことも言われております。手持ち現金が減少するということになりますと、先ほど申し上げたことに加えまして、運用額が低下してまいります。そのようなことで、歳計現金については特にそういう状況が言えるわけでございまして、また、基金についても減少すれば取り崩しというような問題も起こるかもしれません。そのようなことから、６０年度の実績確保ということは、なかなか困難な状況にあるということでございますけれど、取り組みといたしましては、これは、従来の方針と変わりありません

ので、一層の努力をしていきたい、このように考えているわけでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市役所にあるお金を一円でもむだにしないように、遊ばせないで、市民にとっても大変ありがたいことですので、ひとつ大いに引き続き努力をしていただくようにお願いをして、また利子収入が少しでもまた上がるようにお願いをして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２６の２、資金運用（財テク）の方針と実績の質問を終わります。

一般質問２６の３、大型店出店と市の対応（ダイクマ南平店の場合）の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○２４番（古賀俊昭君）　日野市の南平地域にダイクマが進出計画を示しましてから３年以上たっているわけです。膠着しているわけですが、最初、私もいろいろこういうお話が日野市に持ち込まれたときに、請願や陳情の提出の際に、名前を連ねたりした経過もありましたので、その後の動きには少なからず関心を持っていたわけであります。しかしながら、なかなか、これが進展を見ない。出店ができるのか、できないのか、どういうルールでこの結論が出ていくのか、非常に時折気になっていたんですが、新聞にときどき記事が出たりする程度で、そう詳しい内容についてはわからなかったわけですが、先日、７月の２６日に、日本経済新聞にこの大型店問題の担当である通産省大規模小売店舗調整官、雨貝二郎という方が記事を書いておりました。これは、今、海外から、外国から、日本の流通機構に対する批判が非常に強まっているわけですけれど、輸入、もっと日本にしろということで、日本の流通のあり方についていろいろ外国から言ってきているわけですね。それに対する答える形でこの記事が書かれているわけですが、その中に、今回のこの南平店の現状の打開を、打開と申しますか、この膠着状態を脱するに非常に参考になる意見があるなということを感じながら読んだわけです。

この内容については、また後ほどちょっと触れてみたいと思いますが、一応、今までのダイクマ出店の経緯、経過というものは、この議会の動き等も含めて、どうした流れが今日まであったのか、その点をまず説明を簡単で結構ですから、していただきたいと思います。

それから、こうした大型店が日野に進出する場合、日野に限らないわけですが、出店のこういう計画が示された場合、どのような手続で処理をされていくのか、大店法等に決められてい

る一つの段取りというのがあるわけですが、それはどのような内容なのか、これもまた簡単で結構ですので、まず、その点を最初に教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　２点についてお答えさせていただきます。

最初に経緯でございますけれども、御質問の中にもございましたように、３年余りたちました。５８年の８月３１日にダイクマ側が出店を表明いたしてございます。５８年の９月２１日、出店阻止に関する請願が出されております。同じく１１月９日、出店促進に関する請願が出されております。同じく１２月２日、出店阻止に関する陳情が出されてございます。したがいまして、請願、陳情を含めまして３本の阻止、促進に関するものが出されておるわけでございます。

市議会におかれましては約１年間、慎重に審査をされまして、５９年１２月２４日、本会議にて請願、陳情とも不採択の結論が出ております。また、そういった議会筋の動きとは別に、５９年の２月１日、南平駅南口商店会がダイクマと協定を結んでおります。それから、５９年の２月の６日、地元との調整報告及び要請書がダイクマから市へ出されました。同じく４月２３日、出店阻止に関する請願、これは反対派から出されております。同じく４月の２４日、出店に関する調整指導のお願いという形で、ダイクマから日野市商工会大型店対策委員会へ出されております。同じく６月の２９日、出店説明会を開催してください、こういうお願い文書がダイクマから日野市商工会へ提出されております。これは、６月２９日のほかに、３月３０日、４月の２４日、８月の３０日にも提出されてございますので、都合４回出されております。

５９年７月２０日、出店促進に関する嘆願が南平田中連合自治会から出されております。同じく７月の２１日、出店反対に関する要望書、反対派から出されております。同じく８月１０日、出店促進についてのお願い、こういう形でダイクマ南平出店促進を図る市民の会という会から出されております。同じく９月８日、さらに１０月の１１日、翌年６０年の８月１５日、出店概要の説明会が行われております。それから、６０年の９月１２日も説明会が行われる予定でございましたが、これは中止になっております。さらに６０年１１月２８日、ダイクマ南平店阻止に関する商店街の陳情書、これは反対派から出されております。それから、本年６月１６日、ダイクマ南平出店促進に関する陳情書が促進派から出されております。同じく８月１日、ダイクマ南平店出店に関する地元商店殿との話し合い及び調整について報告がなされております。さらに、少しさかのぼりますが、５月１日、ダイクマ南平店出店計画に関して日野市内

の商店主からの反対署名が提出されてございます。これは、日野市商工会長、川俣　貞氏に提出されまして、その副本が市にも届けられております。６７１名の店主の方が反対の表明をしております。

これが、日にちを追った大体の経緯でございますけれども、２点目の御質問で、出店計画の手続はどうなっているのか、こういうお尋ねでございます。

手続につきましては、根拠となる法律が大店法、大型店舗の調整に関する法律という法律がございまして、この法律によって５００平米以上、それから、1,５００平米以上、二とおりに分けまして、５００平米以上のものにつきましては、所轄の都道府県単位に届けることになっております。それから、1,５００平米以上のものについては都道府県を経由いたしまして国に届けることになっております。届けることになっている法律でございまして、原則、届け出制と私ども申しておりますけれども、届けさえすれば、それを受けてもらえさえすれば後は審査をしてそれが通る、こういう法律でございます。

しかしながら、東京都の場合においては、原則、届け出制をとっておりますけれども、フリーパスでそれを受けてしまいますといろいろ物議を醸す種になると、こういうことで、受け付ける前に地元の商店会、商店街の大方の了解を得なさい、こういう行政指導がなされます。これは法律の建前の以前に、東京都の指導でもって大方の了解をとってきませんと受け付けませんよ、こういうことで、それが原因になってダイクマ側は一生懸命地元の商店会との折衝を続け、その了解をとろうとしておりますけれども、反対の声が強くて東京都の指導に合致しない、そのために受け付けられない、これが一番、延び延びになっている理由であります。

以上、お答えしました。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それでは、現状は、じゃあ、今の経過はわかりました。

この問題を整理して考える場合に、今、じゃあどこの地点にこの問題はいるかということになりますと、まだ届け出をしてないところに、今いるということで、いわゆる事前周知の期間が終わったところになるのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　事前周知が終わったかどうかということについても、まだ結論は出ておりません。本年の連休が明けました日でございますか、連休明けの日ですけ

れども、国、東京都、それから地元の商工会、それから日野市が集まりまして情報交換会をやっておりますけれども、この情報交換は、いわゆる四者協というものではありませんので、周知がなされたかどうか、そういうことについては話が及ばなかった、結論は出なかった、こういうように聞いておりますので、まだ周知がなされた、そういう段階ではございません。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　先ほど、経過の中に出店に賛成の人、また反対の人、それぞれ議会に対しても働きかけがあり、市側に、またそれぞれの関係機関にもそれぞれ出向いて、文書なり、直接申し入れるなり、いろんな行動が繰り広げ、繰り返されているわけですね。

もう、今申し上げましたように、経過を見ますと３年以上たっているということで、いわゆる事前の周知というものがまだ終わっていないということは非常に不思議な気がいたします。つまり、ダイクマというそのディスカウントショップが、どの地点に、どういう内容の店品を取り扱って出店を計画をしているのかということは、恐らく知らない人はいないだろうと思うんですね。特に、賛成、反対のそれぞれのいろいろな文書が交互に出されているということからしますと、内容がある程度わかっているからこそ、この点についての賛成、反対という意見になっているだろうと思います。

私は、事前周知というものをいろいろ専門の方に聞いてみましたら、これは、賛成、反対ではなくて、半径２キロぐらいの、その出店を計画している地点から半径２キロぐらいの商店の方に今周知をするということで、出店の概要説明をすれば、それで事前周知は一応終わるということを聞きました。これは、東京都の方も、事前周知とはそういうものだというふうにおっしゃっていました。

日野の場合には多くの商店街がこの件に関してはすでに熟知しております。ですから、半経２キロと言わず、この日野全域の方はもうよくわかっているわけですね。この出店に関するさまざまな動きを含めて、どういうものが計画をされているかということはわかっているわけです。

この四者協において、本来、事前周知を確認しなければならないその段階がもし終わっていないということが事実だとすれば、何かやはり理由、原因があると思うんです。私は、先般、この出されておりましたダイクマ出店阻止、それから促進のそれぞれの陳情、請願の議会で態度を決めた、不採択にした折の会議録を読んでみました。つまり、旗野、当時、委員長がこの

本会議場で、市議会としては、今後、この問題の調整は商調協にゆだねるんだということをはっきりおっしゃっております。そういうことで、市議会としては、これを両方不採択にして、考え方はこうだと、商調協に任せるんだということが言われているわけです。ところが、商調協に任せるということにするにしろ、この四者協での事前の周知の確認ができていないことには、この大店法3条に基づく申請ができないということになっておりますので、議会が求めた方法というのは、いまだに実行されていないわけです。ということは、賛成の方からすれば早くつくってもらいたい、反対の方からすれば何とか取りやめさせたいということだと思うんですが、その中に、一つ市長の考え方というものも大きく、私は作用しているのではないかと思います。

議会でのこの件に関する質問、また関係部長の本会議での答弁等聞いておりますと、市側とすれば、市の立場とすれば、このダイクマの南平地域への進出というものを歓迎をしていないという旨の答弁が行われているんですね。ですから、そうした点もこの四者協が完了しない、私は理由ではないかと思うんです。しかし、法律を読んでみますと、こうした問題を解決する場合には、東京都の指導はもちろんでございますが、大店法によって商調協で決着をつけるということが、きちんと手順としてうたわれているわけです。それは、部長も今、手順はこうだということでお話になりました。ですから、私は、議会でも、この問題は商調協にゆだねていこうということを、この議会で決めているわけでありますから、もし、市長が、賛成なり反対なり、そうした御意思をお持ちならば、私は商調協の場で、そうした主張を、つまり、いいのか悪いのかということを発言されるべきではないかと思います。つまり、そこに行く前の段階で、市の行政の長が賛成とか反対ということを軽率に言うべきでないと思うんですが、その点、市長はどのようにお考えになっているのか、お聞きをいたします。

質問を続けますが、それから、つまり商店を個人で経営なさっている方からすれば、御自分の商売の売り上げに響くということで、近所の方、または周辺の個人商店の方等が反対をされるというのは、それは一つ理由があると思います。しかし、また別の立場から見ますと、いわゆる消費者の意見というものもまた同時にあると思うんです。

ですから、市長が、もし商調協の前の段階で発言をされるというのは、私は好ましいことではないと思いますが、商業者の方の御意見、また商店街でも賛成の意見を表明しているところもあるわけですが、やはり、消費者の立場に立った発言というものも、考え方というものも十

分に考慮していただく必要が、私は、あるのではないかと思います。つまり、一方に偏った意見の表明というのは、やたら、こういう問題を長引かせる原因になるのではないかと思いますし、ある方にとっては、市長の発言は頼もしいかもわからないんですが、ある別の立場から見れば非常に偏った意見に感じられるわけです。

ですから、公平な法律に定められた商調協の場で、市長は市長として、こういうふうに考えるということを、そこで私はお述べになるのが筋ではないかと思います。議会もそうした立場で議決をし、この論議の場を商調協に求めるということを議決をしているわけです。この点について、市長は一体どのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

つまり、私は、率先して、もし御発言をなさるとすれば、商調協を早く開くように、そうした立場で市長が意見を言われるというのが、私は筋ではなかろうかと思うんですね。つまり、積極的に、まず四者協を開いて、そして商調協が早く開けるように、市長もそうした立場で動く、そしてルールに決められた場でそれぞれが反対、賛成を述べ合って、この問題の決着を図っていく、決着をつける、そういった考え方を私はとるべきではないかと思うんですが、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大型店舗が出店をする、つまり経済活動の自由の原則、あるいは流通の自由の原則ということは、これは原則としては尊重されるべきことだと言えると思います。しかし、地域社会に、つまり我々としては、日野市という行政を行っている範囲の場にいろんな波紋をつくり出される。必ずしもプラスになるか、どのようなことになるか、これの一定の見きわめはしなければならないと、このように思っております。

そうして、ダイクマというディスカウントショップの出店というのは、日野市民の消費の利便ということのみならず、非常に広域の流通をやる規模の仕事であります。お店でありますから、日野市内の商店あるいは流通に、一体プラスになるのか、マイナスになるのか、そういうことは、やっぱり一定の判断を持たなきゃならないと、このように考えております。

そうして、いろいろな推進とか、あるいは阻止とかいう運動の状況もあるわけでありますが、推進というのは余り聞いたことがないんです。直接つまり打撃を受ける小規模のお店、これが日野市のいろんな商店会を形成しておられるわけでありますが、三十幾つの商店会がある中で、賛成というのは一つだか二つだか、一応あるというふうには聞いておりますが、それす

すら私もはっきりは存じません。

それから、地元の、一番行政といたしましては、市民の利益を守るということが当然とるべき態度だと、このように考えますので、市民の利益になるかどうか、この既存の小規模のお店も今まで営々として日野市民に商業活動でサービスをしてきて成り立っておるお店があります。これが大打撃を受けるようなことは、やっぱり歓迎はできない。それから、八百幾つある具体的な小売店舗の八十何%に匹敵をする、具体的に名前を挙げた反対署名も見せられております。そういう状況の中で、全く自由な仕組みといいますか、経済の原則だけで比せてもいいものであるか、これは、重要なことだと、こう思っております。

商調協とか、あるいは周知の判定とかいう一応の関門があるようでありますが、この周知をするということは、地元の意見を問うという意味があってこそ周知の意味があるわけでありまして、その周知をした結果、反対がはるかに声が高いという状況の中では、やっぱり市の行政としましては、なるべく弱い方は守ると、そして、代替地を与えられるということは避けたいというふうに考えるのが当然だろうと、こう思っております。

今までは、その出店に対しましては、議会でも随分御苦労をいただきましたし、そんな問題を持ちかけられて、それで、迷惑であるという感じが強いというふうなコメントはいたしております。仕組み制度がございますから、それにゆだねるという手順もありましょうけれど、しかし、それらをどんどん力、力づくといいますか、大型店舗の機能だけで処理されたんではちょっと困る。

特に南平という、まだ将来の地域計画を今つくろうとしておりますが、地域計画をつくるべき場所に前提条件としてそういう店舗が位置を占めて、そうして日野市の消費者も、多少はそりゃあ利便ということがあるかもしれませんが、より広域な商業圏を持って（「市長、時間が余りないんで……」と呼ぶ者あり）商業圏を持って、それでやられるということは好ましくないと思っております。また、一方に、交通の狭い南平の都道でございますが、ここに、そういう機関が、そういうお店がいろいろできるということが非常に交通という状況の中でも、また問題をつくり出していくと、このように思っております。そういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　市長のおっしゃったことには法の趣旨からすれば非常に反することがあるんですね。つまり、周知の段階というのは、いろいろ専門の方に聞きましたけ

れど、これは、賛成、反対を言う場じゃないということなんです。ですから、皆さんが、どういうものかということを理解すれば、それで一応周知の段階は終了するということです。賛成、反対というのは、つまり商調協で議論をするということになっているわけです。

それを最初に申し上げました日本経済新聞の中に、専門の方が書いているんですね。一つ、こういう大店法に神話があるというわけです。地元の商業者のうち一人でも反対者がいれば、正式な大店法の手続は開始されず、その結果、反対がある限り出店が事実上禁じられているというものがある。こういう、これは神話だということなんです。

確かに、そういう出店予定者は、周辺の中小商業者に対して出店計画の事前説明を行うよう、通産局などは指導を受けている。そして、その事前説明を、事前調整と同一視する誤りを犯し、この結果、出店予定者と地元中小商業者との間で合意が成立しない限り、大店法の手続を開始しないよう、一部の周辺中小商業が主張する例がある。これは間違っているということが書いてあるんです。

ですから、私は、法の趣旨に沿った、法規どおりの運営というものは市長としてやっぱり心がけるべきだと思うんです。その上で、市としての考え方をきちんと述べることができるわけですから、ぜひ、そういう運営を、ルールにのっとった決着のつけ方というものを心がけていただいて、安易に、そうした正式の場でない所で、市長として、賛成、反対ということを軽率に述べないよう、強く求めておきたいと思います。

いずれにいたしましても、八王子に大きな駅ビルができる、立川もそうです、また聖蹟桜ヶ丘にも京王ができる、多摩センターにもできるそうですけれど、みんな日野の人は向こうに行って買物しているわけです。やっぱり、日野に、周辺の人が、八王子や立川や多摩の人たちが来るような、そうした、やっぱり中核店舗をつくっていくという考え方も……。

○議長（黒川重憲君）　古賀議員、時間ですので終わりにしてください。

○２４番（古賀俊昭君）　商業政策として、ぜひ考えていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２６の３、大型店出店と市の対応（ダイクマ南平店の場合）の質問を終わります。

これより請願第６１－１０号、住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し緑地の保全を求める請願、請願第６１－１１号、中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願の

件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１０号、請願第６１－１１号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において、建設委員会に付託いたします。

これより請願第６１－１２号、国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願、請願第６１－１３号、大型間接税導入反対に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１２号、請願第６１－１３号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において、総務委員会に付託いたします。

これより請願第６１－１４号、「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１４号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において、厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６１－１５号、地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１５号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において、総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

２２日から始まります常任・特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は１０月９日、木曜日、午前１０時より開議いたします。時間厳守で御参集願い

ます。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時５７分　散会

10月9日　木曜日　（第9日）

昭和61年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第33号）

10月9日　木曜日　（第9日）

出席議員（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良悟君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簇野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	富樫和美君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和61年10月9日（木）

午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案第85号　日野市助役定数条例の制定について

日程第2　議案第86号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案第87号　日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　4　議案第　８９号　　日野市情報公開条例の制定について

日程第　5　議案第１０１号　　日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結について

日程第　6　議案第１０２号　　（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結について

日程第　7　議案第１０３号　　（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結について

日程第　8　議案第１０４号　　（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

日程第　9　議案第１０５号　　向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結について

日程第１０　議案第１０６号　　日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第１１　議案第　９３号　　昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第３号）

（厚生委員会）

日程第１２　議案第　８８号　　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１３　議案第　９０号　　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１４　議案第　９１号　　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１５　議案第　９２号　　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１６　議案第　９４号　　昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第１号）

日程第１７　議案第　９７号　　昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第１号）

（建設委員会）

日程第１８　議案第　９５号　昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第１９　議案第　９６号　昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第２０　議案第　９８号　市道路線の一部廃止について

日程第２１　議案第　９９号　市道路線の廃止について

日程第２２　議案第１００号　市道路線の認定について

（一般会計決算特別委員会）

日程第２３　議案第　７６号　昭和６０年度日野市一般会計決算の認定について

（特別会計決算特別委員会）

日程第２４　議案第　７７号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第２５　議案第　７８号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

日程第２６　議案第　７９号　昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第２７　議案第　８０号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第２８　議案第　８１号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第２９　議案第　８２号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

日程第３０　議案第　８３号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

日程第３１　議案第　８４号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について

（請願審査報告）　　（総務委員会）

日程第３２　請願第６１－　４号　他市に通園する未認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願

日程第３３　請願第６１－　７号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願

日程第３４　請願第６１－１３号　大型間接税導入反対に関する請願

（建設委員会）

日程第３５　請願第６１－　５号　「私道の公道移管と公図作成」に関する請願

（総務委員会）

日程第３６　請願第６１－１２号　国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願

日程第３７　請願第６１－１５号　地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願

（文教委員会）

日程第３８　請願第６１－　９号　東京都立商科短期大学商科二部の昭島校舎存置に関する請願

（厚生委員会）

日程第３９　請願第６１－　３号　シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願

日程第４０　請願第６１－　８号　老人保健制度等の改善に関する陳情

日程第４１　請願第６１－１４号　「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願

（建設委員会）

日程第４２　請願第６１－　２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第４３　請願第６１－　６号　市道新井第２９号線の暗きょ排水施設に関する請願

日程第４４　請願第６１－１０号　住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し緑地の保全を求める請願

日程第４５　請願第６１－１１号　中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願

（継続審査議決）

日程第４６　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４７　スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４８　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４９　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第５０　請願第６１－１６号　ロードパレス２（仮称）建築計画に関する請願

日程第５１　請願第６１－１７号　「４０人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願

（議案上程）

日程第５２　議案第１０８号　日野市教育委員会委員の任命について

日程第５３　議員提出議案第６号　三宅島の官民共用空港建設に反対する意見書

日程第５４　議員提出議案第７号　日野市老人入院見舞金の支給に関する条例の制定について

日程第５５　議員提出議案第８号　少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める意見書

日程第５６　議員提出議案第９号　大型間接税導入反対に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第５１まで

午後4時49分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第85号、日野市助役定数条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君）　今回の総務委員会は、大変重要な案件が多く、予定した9月22日と、それから1日延長しまして、10月6日の2日間、いずれも夜遅くまで総務委員全員と、森田市長を初め関係部課長との間に活発な議論を展開して、精力的に審議をいたしました。

それでは、審議の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第85号、日野市助役定数条例の制定について。主な質疑でございますけれども、この助役の、いわゆる助役2名定数制の提案の背景、時期、役割、人件費等の質疑がありました。また、赤松前助役入院中の対応、さらには地方自治法161条の、いわゆる助役定数の解釈など、活発な質疑が展開をされました。

主なる意見といたしましては、部課長に権限を委譲せよ、行革に逆行する、理解はするが提案は唐突である、財政逼迫も予測されるので慎重な対応が必要だ、このような意見が出されたわけであります。結局、市長の再三にわたる提案理由の説明にもかかわらず、大方の与党委員も含めまして、共感を得ることができず、採決の結果、1対6の賛成者少数で、原案否決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手少数であります。よって議案第８５号、日野市助役定数条例の制定の件は否決されました。

これより議案第８６号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君）　議案第８６号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、審議の経過と結果について御報告いたします。

主なる質疑は、職員定数の見直し、自治省の職員定数の算出方式、あるいはＯＡ化による減員、職員組合の対応、税収における人件費の割合、学校給食の定数問題、定数充足のあり方、病院の食事民間委託、今後３カ年の定員増歯どめ、東部会館の職員増の問題など、充実した質疑応答がありました。

主なる意見としては、定数増の納得性が乏しい。現定数の欠員補充が先決である。執行部の努力を認めるべきだ、また否決されると労使の信頼関係が損なわれ、勤労意欲に影響するなどの意見であります。

結局、古賀俊昭委員、馬場繁夫委員、土方尚功委員より、２３名定数増の提案を、１０名減じて１３名の定数増とする修正案が提出され、採決した結果、５対２で修正案可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　９番中谷です。幾つか、質問したいと思うんです。

最初に、行政部門の職員のうち、生活保健センターの人員として、原案では４名になっていたわけですけれども、２名削られて、修正案では２名になったというふうに聞いているわけですけれども、もともと人員４名の職員というのは、どういうふうな種類の職員であったんですか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　ただいまの質問でありますが、関係部長より正確な答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　委員会で、４名につきましては、御説明してあります。

（「それでは委員長の立場がない」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　総務部長。委員長の立場が立つような答弁をしてください。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは申し上げます。生活センターにつきましては、６３年度建設ができるという予定のもとに、保健婦２名、それから歯科衛生士１名、事務１名ということです。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　そうすると、修正案で２名というふうな、２名の中身はどういうことになって……。それは決まってないわけですか。どういうふうなことで２名というのは。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　修正案の２名でありますけれども、まず、全体の修正の骨子は、初年度、来年ですね、初年度最小限必要な人員ということで、理事者側から提示された数字であります。

そして、生活保健センターの２名については、保健婦の充足をまず考えたい。全国的な平均では、人口３万に対して保健婦が１名ということでありますけれども、総１５万の日野市としては５名欲しいということで、現在３名いられまして、２名充足したい、こういうことでありました。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　わかりました。歯科衛生士というのは、――歯科衛生士といわれましたよね、これは生活保健センターができてから必要な要員ということですか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　その辺のところは、総務部長より答弁していただきます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

歯科衛生士につきましては、既に健康課におきましても配置しておりまして、今後の幼児、そうしたこの歯科の予防、そうしたものに対してのＰＲを現在行っておりますが、初めてではありません。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　そうすると、当面必要ないということですね、６３年開設されるまで。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

やはりこれは、保健衛生センターとしての役目を果たしますので、今後も最小必要限度ということで、この数字を出しておりますので、今後ともまだそれは増員――多くなる傾向にある、と私は思います。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　そういうことは、保健センターができない現在でも、保健衛生事業を進める上で必要な人員だ、というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　　総務部長より、その件について答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

そのように思っております。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　保健センターの開設、６３年４月にかかわらず、歯科衛生士という職員が現在も必要である、ということを確認して、あと、区画整理事業、現在、認可を受けているところは３カ所あり、その後、西平山等の区画整理の予定もあるわけですけれども、今後の事業を進めていく上で、現在、非常に重大な局面を迎えているというふうに思うわけですけれども、この要員が、原案では５名、これが３名削られて２名に修正案ではなるということ。

それから、下水道事業についても、６５年の処理場の完成へ向けて、さまざまな計画が立てられて、事業が始まっていくわけですけれども、こうした事業を進めていく上で、今、極めて重要な局面を迎えていると思うわけですけれども、下水道事業について言うと、原案５名に対して４名削られて、１名になっている。このことについて、今後の事業に支障がないのかどうなのか、そういうふうなところの議論は、総務委員会でどういうふうにやられたんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　職員定数の問題は、それぞれの立場によって、とらえ方がいろいろあろうかと思います。

総務委員会では、今度の定数の減員をした修正案の趣旨、それが賛成多数で可決されましたけれども、先ほどから申し上げていますように、最小限必要な人員ということで、とりあえずそれを認めよう。今後については、それぞれの立場でとらえ方が違うかと思います。

したがって、理事者側からすれば、どうしても支障を来す、足りない、ということを言わざるを得ないかもしれませんが、それぞれの、例えば職員の組合の立場、議会の立場、あるいはそれぞれの納税者の立場、みんなそれぞれの立場によって、職員定数の多い、少ないのとらえ方は、角度は違ってくるかと思いますので、今そこで、現段階で、職員定数に対しての枠をはめるというか、方向づけをきちっと出すには、まだ時期が熟していないということから、今後については、その辺のところに支障があるのか、ないのか。いろいろ各方面の立場から、いろんな意見を交換して、そして方向づけをすればよいもの、というふうに判断しているわけです。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　そうすると、総務委員会の議論の中では、今後の問題はあるにしても、現状では支障がない、というふうな議論になったわけですか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　それは、それぞれ委員の立場によって、議論もありました。見解のとらえ方が違う。しかし、最終的に集約した結果、こういう修正案可決という形になったわけです。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　できれば、どういう議論があったのかということについて、教えてほしいわけですけれども、修正案提案者は、原案５名を４名削る、下水道事業については。区画整理事業については５名を３名削る、こういうふうな提案をされているわけですけれども、その論拠は、修正案提案者はどういうふうに提案されたんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　修正案の提案の論拠ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）その論拠は、先ほどから再三申し上げていますように、いろいろな角度から、いろいろの委員の立場によって、職員定数増のとらえ方が違う。そういう状況の中で、理事者側との質疑のやりとりの中で、当面、必要な人材で対応できる、そういうことで、今年度はひとまずこの２３名の、いわゆる３年間にわたっての定員増を認めるんではなくて、とりあえず初年度の定数、どうしても必要な定数だという、そういう理事者とのやりとりの中で、結論が出たわけでありまして、そういう背景に沿って修正案が出されたものであります。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　それでは、今後、区画整理事業、下水道事業について、どういうふうな問題が出てくるのか、というような検討というのは、具体的には行われなかったということですか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　それは、今後の将来的に予測される事態についての細かいところまでは、議論はしておりません。これは、今後、どういうふうな人員の配置にしていったらいいのか、そういったような方向づけは、今後の議論にまたれると思います。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　細かい検討までやられていないということを確認して、できましたら、関係の区画整理、下水道関係、都市整備関係の当局から、５名の原案提案されているんですけれども、これが３名あるいは４名削られたら、どういうふうな影響があるのか、ということを説明していただければありがたいんですけれど。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　その前に、下水道の一部門、一セクションだけの定数を考えた場合には、確かにそういうふうなとらえ方で、将来どうするんだ、というふうな問

題があるかもしれませんけれども、職員定数の問題は、庁内全部門の、そういう人員配置の見直しのあり方、見直しをして、例えば、人員の、合理化すれば浮く人員もあるだろう。それが、例えば都市計画に回る分もあるだろうというふうなことも、中谷委員と立場が違う委員は、そういうとらえ方もできるわけでして、それがどういう方向で人員配置をしていったら、より効果的な方向づけができるかということは、これから理事者側も、議会側も、議論をして方向づけをしていくべきことだろうと思うんです。単に一部門だけとらえても、とらえ方では確かに算数の算術になってくるわけでありますけれども、そういうことを一言申し上げたいんですが、あえて理事者側からその点について答弁があれば、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の職員定数を、２３名増員をする議案を提案いたしまして、時局柄、非常に心苦しい面も感じながら、なお今後の事業体制のために、切なる思いで提案をしたところでございます。

議会でいろいろと議論をいただき、当面、枠をはめてこれでやれ、ということだと思いますので、内部でもいろいろとやりくりを考えまして、最大限の努力をしながら、今後また必要なときには、ぜひ増員をお認めいただくということで、お願いをしたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　市長からそういう答弁もあったんですけれども、私は、区画整理事業や下水道事業など、これまで議会でも質疑されているように、非常に重大な局面にあるときに、こういうふうな削減が行われるということは、日野市の今後のまちづくりに重大な影響を与えるんじゃないか、というふうに思います。そのことを述べて、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今、中谷議員の方から、生活保健センターの件で、４名の件の質疑があった中で、総務部長の答弁の中で、ちょっとわからない点がありましたんですが、ちょっとお尋ねしたいんです。

要するに、６２年度からの人員の増というのは、保健婦さん２人でというふうに予定をしている、というお話だったと思うんです。あとの２人の方のもう１人の方というのは、歯科

衛生士さんですか、を予定している数ですと。

この人の数が、６２年度から入らないと支障を来すというふうなお話に聞こえたんですけれども、もう少しその辺を説明をしていただきたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えをいたします。

今、夏井議員さん、それから中谷議員さんからもそういう質問でございますが、私ども23名につきましては、3年間ということでの、見越しての、そして箱物、そういうものを現在の考えられる時点での２３ということをお話しいたしました。そして、それらが、ではどういうふうにその3年間をやっていく、ということで御質問ございまして、委員会の中で、そして６２年度、第１年度ですね。ことし採用するべくその人数は１３名ですということです。あと、６３年度が９、それから６４年度、最後で１名ということで、合計２３ということでの御審議をいただいたわけでございます。

それで、結果的には修正になりましたが、あのときに修正を提出されました古賀議員さんからも説明がありました。私は、この１３名につきましては、とりあえず本年度の採用、そうしたものを見込んで、事業に支障のないということで１３名、そのまま認めてもらいました。その後につきましては、その時点での今後の検討をしていきたいということで、なっておりますので、私は、この２３というのはぎりぎりの線で出しましたものであります。それが、来年度、再来年度にわたっても、なお議員さん方の頭の中におきまして、またそうしたものを御考慮をされる、というふうに判断しております。これが１点でございます。

その中で、今、夏井議員さんから言われました２名をした場合に、あと４名で不足を来しておる、事業に支障を来すんではないか、ということでございますが、３年のうちの２名ということは、既に私どもは保健婦として２名、本年度欲しいということで、委員会にも提案してありますので、その後につきまして、あと２名は６３年度ということでの計画を持ってやっておりますので、その点では、もし事業が早く進むにしても、何とかやりくりして、そういう計画にのせての対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　今の総務部長のお話で、了解をしたわけですが、要するに

そういうふうな説明で、私どもも受けたわけです。

要するに３カ年の計画、例えば生活環境部の生活保健センターの部門で言えば、３カ年の計画の中での４人の増の計画配置です。当面、６２年度については２人が必要なんだ。ですから、逆に、要するに６２年度に６３年度の人員のことを考えても、十分その対策はとれるというふうに理解できるわけですから、先ほどの答弁の中にあるとおり、今回の２人の保健婦さん以外に、歯科衛生士さんを認めなかったについては支障を来す、という趣旨の御答弁は、矛盾をしているんじゃないか、というふうに思いますが、大変細かいことではなくて、従来の説明とちょっと違った答弁が出ましたので、今、再度お聞きしているわけですけれども、この辺、どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えします。

そういう意味で、私申し上げたんで、そこには６２年、６３年度に２名ということでの、それがとれなかった場合にはということでの支障ということで、頭におりました。ですから、まだこえは不確定でございますが、６３年度にそれらを認めてもらえれば、十分間に合う予定でございます。

失礼しました。そういう意味でございますので。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　原案に賛成をし、修正案に反対をした立場から、一言意見を述べておきたいと思います。

私は、行政改革というのは、本来、むだを省いてより効率的な、より民主的な行政を進めるということが、基本でなければいけないと考えております。市民への負担のしわ寄せや、市民サービスの低下を来すような行政改革というのは、本来の行政改革とは無縁のものだ、と私は理解いたしております。

したがって、職員は多ければ多いほどいい、あるいは少なければ少ないほどいい、とは思っておりません。まさに市民の立場に立ち、行政をより充実させていく、そういう立場から、適正に配置をされていかなければならないものだ、と理解をいたしております。この５年間、

日野市の職員増を見てみますと、いずれも市民の要求にこたえた、積極的な施策を進める、適正な職員の配置が行われてきております。

例えば、５６年度では、平山中学校の開校に伴う９人の職員の配置、それからごみ焼却の２４時間体制の開始に伴う２２名の職員の配置が行われてきております。５７年度では、特に新しく職員を配置せずに経過をしております。５８年度では、大坂上中学校の給食開始に伴う７名の配置、学童クラブ指導員の正職員化に伴う２５名、三沢児童館の開設に伴う3名、それぞれ配置をされてきております。５９年度も、６０年度も、それぞれ市民の要求にこたえた施策を進める上で、適正な職員の増加と配置が行われてきたわけであります。

委員会の中でも明らかにしましたけれども、市税収入に占める人件費の割合を見てみますと、５０年度決算では59.２％を占めていた人件費の割合が、６０年度決算では27.１％。人件費をより低く抑えるという努力は、税収に占める人件費の割合を、年度を追ってみましても、その努力は大変なものがある、とこの数字を見ただけでもはっきり言えるのではないか、と私は思っております。

こうした中で、今度の定数条例の改正の提案でありますけれども、いずれも施策を充実をさせる、そしてより効率的に行政を進める上で、必要な職員の増員、配置ということで、提案をされたわけであります。質疑を通じて指摘をされましたけれども、生活保健センター開設に伴う増員や、区画整理事業、下水道事業など、まちづくりを計画どおりに進めていく、こういう立場からの職員増の提案であったわけであります。

そういう点で、こうした計画的な職員増に伴う施策の充実を図るべく、こうした提案がされたにもかかわらず、今回、修正案が多数をもって可決をしてしまったという点、極めて遺憾であります。修正案に断固反対をし、原案に賛成する立場から、一言意見を述べておきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　私も、特に意見を申し上げることを、考えていなかったんですが、今、総務委員の米沢照男議員が、一見、非常にもっともな意見を言われました。私も、修正案の提出者の一人として、ここで原案に反対、修正案賛成の意見を申し述べておきたいと思います。

まず最初に、先ほど中谷議員の方から、修正案によると、例えば生活・保健相談センター

については、何か支障が――来年度、特に今後支障があるというふうな受け取り方をしたという、何か独断的な御意見がございました。総務委員長からの御報告、並びに理事者側からの答弁でも明らかなように、来年度、昭和６２年の４月１日からの行政運営には、１年間、これだけの人員を認めていただければ支障がないという数が、今回の修正案の１３名であります。

そういうことで、今後の対応については、市側の努力、また行政改革大綱も、ここで定められるわけであります。つまり、推進要綱の策定が行われる。そういう中で、定員管理については、新たな局面が私ども予想されるということで、とりあえず来年１年間には行政運営に何ら支障ない、という市側の答弁もあったわけであります。それに従って、修正案を、信頼をして出しておりますので、中谷議員はくれぐれも誤解をしないように、ここで申し添えておきたいと思います。

私どもは、修正案を出すに当たりまして、委員会でも非常に議論を重ね、熱心に討論を繰り返しました。特に、職員の現在までの増加については、やはり私どもどこかで歯どめをかける、そうした必要があるということを、私は申し上げたわけであります。

つまり、昭和５５年から今日まで、もし、この原案が可決をされたといたしますと、５５年以来１７０人の職員がふえた、ということになるわけであります。しかも、昨年の年度途中で、６０年の７月から職員増が図られるというように、なし崩し的に今日まで職員増が図られてきた。そういう中で、厳しく定員の管理はあるべきだということで、今回、市側の説明を受けた上で、とりあえず来年については問題ないという、そういう答弁があったわけですので、それに従ったということを、今、申し上げておきたいと思います。

それから、一つ、定員の、定数条例が出されるたびに、施設職員については非常に日野市の場合には、そういう部門に人数がとられて、一般行政職の場合には窮屈な思いをしているんだ、というような答弁が、よくあるわけであります。

しかしながら、委員会の中でも明らかになりましたが、このたび、自治省が８月に、市町村の適正職員数の算出方式を発表をいたしております。これは、新聞でも報道されておりますが、この算出方式によれば、日野市の場合には一体どうなるのか、ということをお聞きをいたしました。その結果、この方式については、市の方でも大変努力をいただきまして、東京都に出向いていただく。そうした、委員会が２回にわたって開かれましたので、その間に、

モデルの算式に従った職員の定数はどうなのかという点で、試算式に基づく数が発表されたわけであります。

それによりますと、四つに、行政職だけですが、分かれております。つまり、議会、総務、税務関係が、日野の場合には２４３人でございます。ところが、モデルの算出式によりますと、２４４人ということで、この部門では、確かにマイナス１ということになっております。

次に、民生、衛生についての部門では、日野市の場合は４００名。ところが、モデルの算式によりますと、３９０人ということで、プラス１０名となっております。

次に、経済部門。日野市の場合には、１３名でございます。モデルの算式によれば１１名ということで、ここでもプラス２ということになっております。

次に、最後の建設の部門についてでありますが、９９名、日野市が現在職員を抱えている。しかしながら、モデルでは１０６人ということで、この部門ではマイナス７名となっております。

これをトータルいたしますと、日野市では行政部門、行政職のみで７５５人となっておりますが、モデルの場合にはトータル７５１となります。つまり、日野市の現在の職員数はプラス４ということで、最新の算出方式をもってすると、行政職の場合においても、日野市の場合にはプラス４という数字が出てくるわけでありまして、従来、施設職員を多く抱えているから、日野市の職員数は膨らんでいるという、市側の説明というのは、この算式で見る限り、根拠を失うわけであります。これが、第２点目であります。

それから、例えば、いろいろ施設職員の場合を例にとってお話しすればいいんですが、学校給食の場合について見てみます。昭和６０年度の児童１人当たりの年間人件費、また調理員１人当たりの給食数、これが先日の決算の、６０年の特別委員会で発表されました。これは、前年度の、昭和５９年度の数字とほとんど変わっておりません。この数字を全国の類似都市の場合と比べてみますと、日野市の給食調理員数がいかに多いかということが、はっきりしてくるわけであります。

つまり、昭和５９年度の決算で、類似都市、日野市と同じような規模の市の平均を見てみますと、給食職員１人当たりの児童生徒数は、つまり給食数は２７７であります。日野市の場合には、５９年度の数字ですが、６０年度の場合とほとんど同じですので、この数字を申し上げますと、平均をいたしますと、調理員１人当たり１４２食つくっております。全国の

平均類似都市が２７７食、１人当たりつくっております。日野市の場合には１４２食ということで、類似団体に比べてマイナス４８.７％。つまり、日野市の給食調理員は類似都市に比べて倍近く多い、ということが言えます。

また、児童１人当たりの年間人件費、これを見てみますと、類似都市の場合に、小学校の例を見ますと、給食児童１人当たり人件費１万9,242円 支出を行っております。ところが、日野市の場合は、児童１人当たりの年間人件費、小学校は３万5,485円、５４％類似都市に比べて多いわけであります。

また、中学校についても、同様のことが言えます。中学校給食、給食生徒１人当たりの人件費、類似都市の場合には8,083円であります。ところが、日野市の場合には、中学校児童１人当たりの年間人件費は、３万7,825円 でありますので、２１％以上日野市の方が人件費を多く支出しているということが言えます。

給食調理員一つ例にとりましても、このように類似都市に比べて、取り組みが甘い、見直しのスピードが全く見られない、取り組みの姿勢が感じられないということが、少なくとも言えるのではないかと思います。

こうしたことをもとに、今回、来年度の事業には支障ないという市側の答弁を踏まえて、できるだけ定数管理については鋭意取り組み、見直しを行ってもらいたいということで、修正案を提出をした次第であります。

よって、以上の理由により原案に反対、修正案に賛成の意見とさせていただき、皆様の御賛同を得たいと思います。

終わります。

○議長（黒川重憲君）　　馬場繁夫君。

○１２番（馬場繁夫君）　それでは、日野市の職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、原案に反対し、修正案賛成の立場より意見を述べさせていただきます。

原案におきましては、職員定数1,425名を２３名増員し、1,448名とし、今までも例を見ない６２年、６３年、６４年の３カ年間を見込んでの職員定数の増員の提案でございます。

委員会の審議におきましても、鋭意努力している部分も見受けられることでございますが、非常に理解に苦しむ部分も、見受けられた次第であります。我々としては、職員定数を何でも削減すればよいという考えではなく、必要なところには必要な職員数の配置は、当然だと

考えておるところでございます。

今、国、地方を通じて行政改革、財政再建が重要な課題となっております。特に、地方公務員の給与の水準、制度、運用の適正化等が、各方面より求められているところであります。地方自治体としても、避けられない、避けて通ることができない問題であることは、周知の事実であります。行政の合理化、効率化が論議され、進められている中で、日野市におきましても、市政の効率的運用の推進を目指して、行財政調査会の最終答申を踏まえて、行財政改革推進要綱が秋に発表される直前に、近年類を見ない、向こう３カ年間を見込んでの定数増員を提案することは、理解できないものであります。何のための行財政改革推進要綱であるかと、疑念を感じられるおそれも出てくるのではないか、と考える次第であります。

さらには、将来を展望しますと、人口構成の急速な高齢化は、生産年齢人口の減少を招いてまいります。さらには、国際社会を取り巻く難問題、特に円高等の現状から見ましても、財政運営は、今後一層その困難性が増大することは、十分に予測される昨今であります。市民要望も、高度化、多様化の方向であり、下水道を初め都市基盤整備の増大、高齢化社会への移行等に伴う社会変化を考えますと、市民要望、サービスも十分踏まえつつ、行政の効率化の推進、組織や機構の簡素化等を積極的に推進することが必要なことは、周知のとおりでございます。

以上、当面を踏まえますと、６２年度の職員定数１３名を認め、６３年、６４年につきましては、十分行政努力を行い、増員の必要性が出てくれば、そのときに議会に上程すればよい、と考えている次第でございます。

以上の点から、原案に反対し、修正案に賛成の意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も、一言意見を述べさせていただきます。原案反対、修正案に賛成の意見であります。

と申しますのは、私がたびたび申し上げておりますように、日野のまちづくりというものについては、日野市民が一番願っていることであり、また、事業をしない限り日野の町はできない、と私は確信しております。そういう面で、定数増員については、やはり専門職、そういうものについては必要である、と私、考えております。

そういう反面、内部努力によって十分、まだまだやりくりができる、と私は信じておりま

す。そういう面で、ぜひ、まちづくりを進めるに当たっては、まず予算がなければできないんです。それを、予算を確保していくということが、私たち議会人の役目である、と私は思います。

そういう面で、ぜひ、こういうまちづくりには多額なお金がかかるわけです。それを、この間、私、総務部長に質問したように、１人の職員をつくれば、年金まで払うのに２億円のお金がかかるんです。そういうことをよく踏まえながら、確かに職員は、いればいるほどいいかもわかりません。

しかしながら、内部努力をして、そして日野の行政のあり方を市民に見ていただくならば、ああ、日野はよくやっているということで、早く言えば、土地の交渉へ行っても、反対してくれないというのは、そういうところが実際あるんですよね。市の行政は少しずさん過ぎる、努力していない、そういうことから反対している面が、大いにあるわけです。そういう面で、内部の努力をしていきながら、日野市の職員の教育といいますか、もっと努力できるような体制をつくることが、私、一番必要であると思います。そのようなことを踏まえながら、努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正であります。よって、初めに委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８７号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君）　議案第８７号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議の経過と結果について、御報告いたします。

この条例は、地方自治法の改正に伴っての制度導入でありますけれども、慎重審議の結果、６対１の賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○３０番（米沢照男君）　議案第８７号は、この次の８８号議案と同趣旨のものでありますけれども、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分について、不動産の信託の受益権の買い入れ、もしくは売払いの場合もこの対象にするという、いわゆる改正であります。

この部分、条例改正の部分だけ見ますと、反対の理由はないわけでありますけれども、根拠として、さきの第１０４国会で、地方自治体の公有地に信託制度を導入する地方自治法改正案が成立をし、５月３０日に公布、施行されております。それに基づいての今回の条例改正でありますけれども、共産党の議員団は、次の２点で、国会の場で反対をいたしました。

本来、地方自治体の責任と負担で整備されるべき公共施設が、信託銀行によってなされることは問題である、これが１点であります。

第２点は、地方自治体が公共目的のために取得した土地、いわゆる公共用地を、信託の対象として、収益の一部からその配当を受ける、これは地方自治体のあり方からいって、大きな問題を残すことになる。

以上、２点の理由から、地方自治法改正案には反対をしたわけであります。

したがって、国会での反対の立場を貫いて、この議案にも反対するということを意思表示しておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８７号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第８９号、日野市情報公開条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君）　議案第８９号、日野市情報公開条例の制定について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

主なる質疑は、高い利用率を願ってか、御時世だからやるのか、力点はどちらにあるか、利用率の低さを分析したか、試験問題は公開するのか、その他行政不服審査、企業秘密と裁判の関係、プライバシーに対する救済、経費の問題など、質疑応答がありました。慎重審議の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８９号、日野市情報公開条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０１号、日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結、議案第１０２号、（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結、議案第１０３号、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結、議案第１０４号、（仮称）

日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結、議案第１０５号、向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結、議案第１０６号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君）　議案第１０１号、日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結ついて、議案第１０２号、（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結について、議案第１０３号、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結ついて、議案第１０４号、（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結ついて、議案第１０５号、向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結ついて、議案第１０６号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更についての審議の経過と結果について、御報告を申し上げます。

この審議の中で、特に１０４号議案で、今回落札したナミレイ株式会社の指名業者としての適否を問われる議論があったわけであります。ナミレイ株式会社の代表取締役社長と会長が恐喝事件を起こしたという不祥事件でありますけれども、それは現在裁判中であるということでありますけれども、その問題について、特に皆さんからの質疑が出たわけであります。そして、市の対応に疑問を投げかけたような形になったわけでありますが、慎重審議の結果、いずれも議案の第１０１号、議案第１０２号、議案第１０３号、議案第１０４号、議案第１０５号、議案第１０６号を全会一致で可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　ただいまの委員長の御報告の中で、生活・保健相談センターの落札、ナミレイの件でございますが、慎重審議ということだけで、内容がちょっと、はっきりわかりませんのでお聞きしたいんですが、聞くところによりますと、ナミレイという会社、実は会社ぐるみの恐喝を行った。そして、高砂熱学という一部上場の大きな会社を相手に恐喝をしたということで、その会社の代表者以下が、あるいは、そのときにはもう既に役

員を退かれていたかもしれませんが、実は恐喝ということで、刑事裁判に付した。1審判決が５９年になされて有罪である、こうお聞きしているわけでありますが、今まだ２審ということで控訴している。

ということは、実に裁判はまだ継続中であり、あるいは継続中であることは、無罪の推定をすべきということもあるかもしれませんが、日本の刑事裁判の検挙率の高さを考えまして、また、いろいろな一般環視の中で、これだけ大きく取り上げられた事件でございますので、その辺をいかがお考えになり、いかが慎重審議をされて「適」というぐあいに、ナミレイを御判断になったかを、もう一つお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　とりあえず委員長の方から御報告しますけれども、あとは関係部長、総務部長に御答弁をお願いしたいと思います。

今度のナミレイ事件のことでありますけれども、指名業者としての適否、それについて理事者側の説明では、ナミレイ事件は、事件後４年経過している、それから建設省見解で営業上支障がない、さらに、会社の体質改善がされている、この事件について処分を受けていない、さらに、処分を受ける状況にない、この５点を挙げて、問題なしとしたということであります。質疑の中でも、指名委員会で、不祥事件を承知の上で指名したのか、という質問があったわけでありますけれども、承知していたけれども、あえて公表していないという答弁もありました。

そういう経過でございまして、今回の落札させた件については、いろいろ疑問を残しつつ、また市側の対応に問題を投げかけつつ、諸般の情勢でやむを得ないだろうということで、賛成多数で可決という結果になったわけでありますけれども、理事者側から、ひとつ補足の説明をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、今の御質問についてお答えいたします。

この件が、御承知のように５７年３月ということでございます。そして、これに基づきまして、先ほど委員長報告がありましたように、私どもで調べた範囲内では、建設省では、こういう見解をとっております。―― この恐喝、それから高砂熱学についての株の買い占め、そうしたことにつきましては、贈賄とか、それから工事現場での事故等、直接営業工事等に関

係した事件でなく、経済、経営上の問題であるために、特に営業停止あるいは指名停止のペナルティーはないということで、国及び建設省の方が出ております。

これに基づきまして、私どもで、さらに、これは担当課でございますが、指名の状況、それからその後の契約の状況というものの写しを取りまして、そうした中で出てきましたんですが、その翌年、５８年度、ナミレイにつきましては、国から指名については３６件、それから都道府県においては２２件というような指名を受けて、その中には東京都の身障者の施設の診療部門での空調、換気、その他の工事というようなことで、ＪＶでありますが、ジョイントベンチャーでございますが、６億5,600万をおやりになっているというようなこと。それから、５９年度も、やはりそのような指名をされ、それからさらに運輸省での7,950万の契約をされているとか、あるいは都道府県でも６０件のものがある。それから６０年度におきましても、そうした国、都、それからほかの市の地方自治体との契約も結ばれておるということを、現実に写しを管財課の方で持っております。そうした中での判断で、先ほどの工事の指名を行ったわけでございます。

よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　建設省の見解というものが、どういうことを基礎にしてなされたのかは、ちょっと私もわかりませんけれども、およそ行政というのは、やはり結果が公正であるばかりでなく、手続がやはり公正であることが、市民の信頼を得る基本ではないかと思うわけであります。

その意味で、これだけ苦境の中で、大きな金額の受注をしようというときに、なぜあえて、かような問題のある業者を指名の中に含めたか、その辺のところを、逆に言えば、どれだけ多くの指名参加願いがあったうちから、十何社でしたか、これをお選びになったか。でき得るならば、指名委員会での御議論を、少しつまびらかにしていただけないでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答え申し上げます。

空調関係につきましては、それぞれ指名参加をもとに、それぞれのものをやったわけですけれど、まず、指名委員会におきましては、この件は、そのまま入ってまいりました。

私が、その指名委員会の委員長代理をやっておりますので、そこには出てまいりません。

それは総務委員会で、管財課長がちゃんとおっしゃいましたけれど、この件につきましては、知っておりました。ただし、今言うような国の見解、それから都の問い合わせ、それからさらにその実績、そうしたものを踏まえまして、これとは関係がないという判断のもとに、これを指名委員会では特に問題にするということでなく、提出されてまいりました。それで、私どもは公平という立場から、それを扱ったわけでございます。

それで、指名の数字でございますが、空調関係におきましては、Aクラスから、それからB、C、Dというようなクラスにおきまして、ちょっと今、その数字は持っておりませんけれど、後ほど持ってきたらお伝えしたいと思っています。指名の数字でございますね、受付数字ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　もし、私の勘違いでしたら、御指摘いただきたいんですが、基本的に指名というのは、指名参加願いが２年前からありまして、一定の時期に締め切っておる。その間に指名参加願いがあったものの中から指名委員会が指名する、こう理解していたわけでありますけれども、だとするならば、指名したものが、指名参加願いがあるかないかについては、確たる資料がなければ、それを判断することはできないんではないか、こう考えたわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えします。

２年前に指名は、２年間、２年間の受け付けをしております。それで、この業者は、ちゃんと指名を申請しております。

ただ、空調の指名の業者数というふうに、私、取りましたので、ちょっと今持っていないということを申し上げたんですけれど、これは、この業者はちゃんと空調ということで指名参加願いを提出しております。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　そうしますと、実は５９年というのは、この会社がまさに判決を受けた、会社の代表者が１審の判決を受けたときでございます。その会社から指名参加願いを出されているということを知ったときに、これは指名参加願いをそのままにすべきかどうかについては、御議論があったでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

総務委員会でも、それはお答え申し上げましたけれど、業者の、これはまず、この業者がペナルティーをかかってないということは、今までのお話であれされると思いますが、もし、かかった場合、汚職だとか、賄賂だとかというような場合につきましては、それぞれの自治体におきまして、１年間の停止、あるいは２年間の停止というようなことは、やっております。それですから、これがもしペナルティーがかかったならば、それから１年後、２年後に、恐らく国や何かから受注を受けなかったと思います。それが一つ。

それから、私どもの方では、一応小さい問題につきましては、１年間を基準にいたしましてのスケールのもとで、指名の猶予というものは考えますけれど、大体１年ないし２年で、大きな汚職事件を起こしましても、業者というのは大体復帰してまいります。そこにおきまして、職員の方は、これは現実にありました日野市の問題でございますけれど、その場での解雇というような、厳しい面があります。

そうした中で、管財におきましては、２年あるいは３年をめどに、職員は変わっております。というのは、これは御理解願いたいんですが、業者との結びつき、そうしたものがあってはならないという、厳しい今までの市の姿勢のもとに、そういうふうな人事配置、そうしたことをやらせてもらっております。これをつけ加えておきます。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　それでは、判決の件については、それである程度御説明ということで。

続きまして御質問したいのは、会社が犯罪を犯した、代表者が犯罪を犯したといわれる時期以降に、健全化へ向かっていろいろな努力をされたんで評価するという、その点についてです。

例えば、もとの代表者と会社との間では、役員関係はどうなっているのか。あるいは、実質的な経済的支配者であるかないか。場合によっては、これは持ち株がどうなっているかというようなものも、一つの参考になろうかと思うんですが、実質的支配者であり続けているかいないかについて、どのような御判断をなさったかを、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　これにつきましても、総務委員会での論議が出まして、お答え申し上げてあるんですが（「なるべく総務委員長に答えてもらいなさい」と呼ぶ者あり）、前会長につきましては、総退陣いたしまして、５７年度以降全員退陣して、特に持ち株については全部放棄したというところまで、調べてあります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本６件について御意見があれば承ります。山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　るるお聞きしましたけれども、何か釈然としないところが残るわけであります。今のこの時代に、やはり会社を指名する場合、十分に調査されまして、市民から疑いの目のかけられないように、ぜひその辺の配慮をやっていただきたい、かように御意見を提出させてもらいます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本６件について採決いたします。本６件に対する委員長報告は原案可決であります。本６件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１０１号、日野市多摩平浄水場改造建築工事請負契約の締結、議案第１０２号、（仮称）日野市生活・保健相談センター建築工事請負契約の締結、議案第１０３号、（仮称）日野市生活・保健相談センター電気設備工事請負契約の締結、議案第１０４号、（仮称）日野市生活・保健相談センター給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結、議案第１０５号、向川原団地市営住宅建替建築工事請負契約の締結、議案第１０６号、日野市衛生処理場ごみ焼却施設建築工事請負契約の一部変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９３号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（小山良悟君）　審査報告をする前に、一言理事者側に要請をしておき

たいと思います。

説明の中に、これも総務委員会で説明したという、そういう出だしでたびたび出ているわけでありますが、総務委員長の報告の足りなさが暗示されるような印象でありますけれども、委員長報告は、大筋について報告してありますので、ひとつ、適切なる御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは、議案の第９３号、昭和６１年度日野市一般会計補正予算について（第３号）、歳入全般、歳出のうち総務費、予備費、第２表、繰越明許費、第３表、地方債補正について、審議の経過と結果を御報告いたします。

この補正予算についても、慎重審議を重ねました結果、古賀俊昭委員、馬場繁夫委員、土方尚功委員より、款項費の予備費の補正額マイナス5,000万から1,975万とし、予備費計6,025万とする修正案が提出されました。採決の結果、４対３の賛成多数で、修正案を可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　修正案が提出されたそうですけれども、修正案の提出された理由が、全く説明がないんですけれども、その説明をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　修正案提出の理由でありますけれども、総務委員会においての背景は、予備費です、予備費の性格といいますか、予備費の性格から、特定の事業に流用するということは好ましくないということで、本来の予備費としてとどめるべきだ、ということで出されたわけであります。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　私の頭の悪いせいか、委員長の答弁は全くわからないんですけれども、こういう数字が出てきているわけですから、何らかの根拠があると思うんですけれどね。その辺を、全くわからないんで、申しわけないんですけれども、もう少しわかるように説明していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　一ノ瀬議員が、あえてそのように質問されるわけですが、この問題は、建設委員会にかかわる予算の補正の案件でありまして、当総務委員会とし

ては、建設委員会の領域まで及んでのとらえ方をしておりません。あくまで予備費のとらえ方が、本来の目的にかなっていないということで、予備費の修正となったわけでありますけれども、もちろん前議会において否決されました、モニュメントに対する予算の流用の仕方が背景にあるわけでありますけれども、質問されたから答えたまでではありますけれども、総務委員長の報告としては、そこまですべきでないという判断で、報告しなかったわけであります。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　建設委員会の方で修正案を出すから、そうすると当然予備費も絡んでくるから、予備費の修正をするんだというふうに、無理に理解したわけでありますけれども、委員会の中で、やはりこれは建設委員会でのことであって、たとえそうなったとしても、予備費が関係したとしても、それはほかの委員会で、わからないことであるから、本会議でやるべきであって、総務委員会では予備費について全く、他の委員会との関連であったら、それをどうこうするべきではなく、本会議にそれがあったとしたら、出てきたとしたら任せることであって、あえて委員会で修正する必要はないというふうな意見がなかったのか、そういう点での論議がなかったのか、ということを質問いたします。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　まず、第１点の、建設委員会で修正案が出されるから、総務委員会で修正を出したというふうに無理して受けとめる、というふうな発言でございましたけれども、そのように、一ノ瀬議員のように誤解をされるから、あえて私はその件について申し上げなかったわけでありますけれども、当総務委員会としては、建設委員会で修正されるであろうという予見のもとに、この修正案を提案者は出したのではない。あくまで予備費のとらえ方で審議した、このように御理解をいただきたいと思います。

そして、あえて踏み込んで、一ノ瀬議員の主張される今の発言でありますけれども、考えるならば、分割審議のあり方が問われるわけでありまして、その辺の問題になりますと、総務委員会の及ぶところではございませんので、議会運営委員会なり、この審議のあり方について再検討をお願いするしかない、このように思います。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　ほかの委員会のことには全く及ばないといいながら、こ

ういう数字が出てきた。それは、全く理解できないんですよね。全く理由なくこの数字が、もちろん反対もあったと思うんですけれども、反対者の、修正案を出した人は、何か根拠があるということで出したんでしょうから、いいとしても、反対する人は、全く理解のないまま、強引に多数によってこの修正案が委員会では可決されたというふうに、理解せざるを得ないわけでありますけれども、そう理解していいわけですか。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　それは、私の報告を受けとめる個々の議員の判断に任せるしかない。あくまで総務委員会の委員長として、修正案の出された理由について、先ほどから御説明しているわけでありますから、その辺のところの、背景があってどうとかという推測の部分は、あくまでそれぞれの個人の議員の立場で判断されればよろしい、このように思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　２点ほど、委員長に質問いたします。

一つは、修正案が出された後の質疑その他の中で、建設委員会が担当をしている都市計画モニュメント、こういうものに関連した質疑みたいなことは一言もなくて、単に数字のやりとりだけだったのかどうか、という点が一つです。

それから、もう１点は、予備費だけを純粋に論議したということでございます。そのうち、予備費については、新しい事業に流用するのはいけないという考え方から、修正案が出たものだという、今、委員長の御説明でした。そういうことになりますと、今回、予備費から出ている項目は、ほかにもありますので、ほかのものも予備費に戻すとかいうようなことが、論議されてしかるべきでありますし、その点どうか。

それをさらに言いますと、予備費に戻す部分が3,025万円となっているんですけれど、今の委員長の御説明の考え方からいくならば、3,038万9,000円予備費に戻すのが当然でありますからね。そういう点で、修正案の根拠が、委員長の説明では非常に矛盾があるというふうに感じますが、委員長としてはどうお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　第１点の、修正案が出された後のモニュメントの件についての議論がされたか、ということでありますけれども、議論はされません。

それから、第２点の、予備費の扱い方が問題だというならば、全部その対象になるんじゃないか、というふうな御指摘でありますけれども、建前で切り込んでいけば、いろんな問題が出てくるかと思いますけれども、建前論だけでは、政治は前進しないわけでありますが、これは基本的なとらえ方は、あくまで予備費のあり方が論議の中心だということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　御理解いただくわけにいきませんので、意見を一言述べまして、この件についての意見になるかもしれませんけれども、一言述べて、質疑を終わりたいと思います。

一つは、やはりこの金額から推測しますと、モニュメントのことが予備費に戻されたというふうに、想像できるわけですね。そうしますと、当然、各委員会は独立した存在です。ですから、建設委員会のことは、総務委員会では考える必要はないと思うんです、建前上はね。しかし、実質そういうことになるというのであれば、私は、委員長として、建設委員長にも呼びかけまして、この部分についての連合審査をしてみるとか、何らかの努力をされた方がよかったのではないか。政治ですからね、そういうふうに１点考えます。

それから、２点目ですけれども、この修正案は、予備費を純粋に論議したというのであれば、緑の積立金の部分についても、予備費から出したのがどうなのかとか、当然論議してしかるべきですし、先ほど言いました、3,025万ではなく、3,038万という点については、モニュメントの選考委員会ですか、このことも新しい事業につながるわけですので、純粋に予備費の論議によって修正案が出たというのは、非常に矛盾を感じるものであるわけです。その点を明らかにしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（小山良悟君）　誤解を招くといけませんので、一言つけ加えさせていただきたいと思います。質問は結構ですよ、自由です。

もちろん私どもは、今度の議会でも、補正案の議案を見ておりますし、全然補正予算書を見ないでやっているわけじゃありません。しかしまた、モニュメントの予備費からの流用については、モニュメントそのものの論議ということじゃなくて、予備費の流出のあり方で、とらえ方をしたという、私報告しましたけれども、若干補足をさせていただきたい。

モニュメントの予算については、前議会で否決された直後だというとらえ方も、この背景にはなかったとは言えないわけであります。そのことも、ひとつ御理解をいただきたいということを、つけ加えておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　文教委員会の審査報告を行います。

補正額は、8,823万8,000円でございます。教育指導費の内容でございますが、備品購入費、今年度発足いたしました教職員研究資料室用の備品関係でございます。質疑の際、春からスタートするということが事前にわかっていた、ということであるならば、備品関係もすべて完備して発足すべきだ、こういう質疑がなされました。教育長からは、その点、指摘されればおわびしたい。今後、そういうことのないように努力を行っていきたい。なお、資料室の備品等についても、年次的に今後充足していきたい、こういう答弁がございました。

学校保健給食費の関係は、調理員の病休等の代替、栄養士の産休代替の賃金であります。

学校建設費関係で、平山小学校の校庭整地８８０万円が計上されました。これは、平山小学校の校庭に第二幼稚園がございましたが、移転して、現在はありません。かつて小学校用地と幼稚園の用地との境に、側溝がございましたが、この側溝をグラウンド南側に移動するという、工事費でございます。

中学校関係、学校保健給食費、報酬費、内科医、専門医、歯科医師、三沢中学校の大規模校に伴う、それぞれ報酬の追加でございます。専門医の中の5,000円掛ける２人、１２月分というふうになっておりますけれど、これは、耳鼻科、咽喉科の先生を、現在、校医に指定されておる方を、さらに大規模校として加算するものでございます。

学校建設費、三沢中学校用地国有水路取得、これも三沢中学校の大規模校に伴いまして、グラウンドを購入し、つけ足した部分のことに関連いたしまして、国有水路の取得を行うというものでございます。９２平米。

体育費の市民グラウンド費でございますが、今回の補正総額の大部分を占めております、

6,000万余りの補正であります。 提案の際にも詳しい説明がございましたが、いわゆる東光寺先のグラウンドであります。7,650平米。建設省の使用許可の見通しがついて、来年1月から3月にかけて整地工事を行うというものであります。来年度4月から、利用を開始したいということでございます。

その下の体育館費は、南平体育館の屋根の塗装費用171万3,000円でございます。高置水槽、それから送風関係のダクトの塗装も行うということから、補正が行われたものでございます。

補正予算の関係は、慎重審議の結果、全員異議なしで可決すべきものと決しました。

なお、直接補正予算には関係ございませんが、大坂上中学校の修学旅行に関しての教育の中立性の大切さ、さらには図書館の、特に平山図書館の午前中の開館、学校の通学路の総点検等、質疑がなされました。

以上、補正予算の審議を行いました、文教委員会の御報告をいたしました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会の審査報告を申し上げます。

歳出のうち、民生費、衛生費、消防費でございますが、9月24日、当委員会を開きまして、その結果をこれから御報告を申し上げます。

まず、民生費でございますが、補正額は5,832万2,000円。総額として65億5,901万5,000円となるものでございます。 補正の主なものといたしましては、リフトバスの運行、あるいはまた、原爆被爆者の会への補助金、そして心身障害者の作業所として、日野共同作業所、かざぐるまの家、青い鳥作業所の運営費などに、補助金として出されております。

質疑の中では、かざぐるまの家が狭い、あるいはまた、青い鳥作業所の立ち退きの問題など出されておりまして、市の方としてはその対応はどう考えているか、という質問が出されまして、無認可施設としてとても厳しい状況なので、市としても土地、建物など便宜を図っ

て、また公共的な仕事がしやすいように援助していきたい、こういう答弁がございました。また、リフトバスについても、タクシー会社に委託して、障害者の足を確保していきたい、こういう答弁がなされました。

次に、衛生費でございますが、補正額は4,394万3,000円。総額53億7,986万8,000円となるものでございます。主なものといたしましては、ダストボックス260個の購入、あるいはまた、新しいクレーンパッカー車の購入のための補助金が組まれております。

質疑の中でも、補正予算の中に組まれております新収集車導入補助金、このことについては、多摩平で一応実験的に走らせているけれども、これを購入することによって――60年の5月から多摩平地域に実験的にこれを走らせていたけれども、2台目からは、起伏の激しい百草団地、高幡台、そういう地域を走らせていきたい、という答弁がございました。

次に、消防費でございます。消防費の補正額は63万3,000円。総額が11億2,313万2,000円とするものでございます。主なものとしては、市町村の消防団員の災害補償、この組合の負担金でございます。これについても、質疑の中では、訓練について1件幾らであるか。また、他市に比べては低いのではないかという、こういう質疑がありまして、今後検討していきたいという、こういう答弁がございました。

以上、審議の結果を申し上げましたが、採決に入りまして、民生費、衛生費、消防費、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷　長一君）　それでは、建設委員会に付託されました議案93号、61年度日野市一般会計補正予算第3号、歳出のうち農業費、土木費について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず最初に、農業費でございます。補正の主なるものは、農業費のうち畜産費。内容につきましては、負担金、補助金及び交付金でございます。理由は、家畜の臭気改善事業補助金。

当初２カ所であったのを、３カ所に増設するものでありまして、５６５万円の２分の１が都の補助であるということであります。

次に、土木費に移ります。土木費の補正額は、５億９７３万3,000円であります。補正後の額は、６８億3,618万5,000円であります。補正の主なものを見てみますると、１の土木管理費の１１８万3,000円、これは管理課に属します。それで、それは旅費、需用費ともに、これ管理課でありまして、土木工事の標準仕様書または工事請負者の提出書類の基準等をつくる印刷製本費ということであります。

次に、道路橋りょう費。補正額は、7,085万1,000円であります。補正の主なものは、道路新設改良費は7,030万。工事請負費が6,350万でございまして、これは説明書にもあるように、神明上幹線１号線ほか４路線であります。また、工事に伴う物件の補償、これが６８０万ということでございます。

次は、土木費の都市計画費。これは、補正額４億6,433万4,000円であります。補正の主なものは、都市計画総務費のうち委託料２５５万円であります。これは日野駅前歩道の通行量の調査、これは市民要望によりまして、ガード下の歩道の拡幅等を行うがための調査でございます。また、日野本町の整備計画策定調査等が、１００万円組まれております。この整備策定調査の範囲は、栄町の一部と日野本町四、五、六丁目、七丁目、それから東町から羽田ヒューム管を含む８６ヘクタールという説明がなされております。

さらに、区画整理費でございます。繰出金が３億7,230万円であります。これは、土地区画整理事業の特別会計に繰り出すものであります。

次が、街路事業費であります。これは公有財産購入費でありまして、4,381万2,000円でありまして、都市計画道路２・２・５の用地買収費２５２.９５平方メートル、これは説明にあるとおりでございます。

次に、今度は公園整備費でございますけれども、これはモニュメントの選考委員の謝礼、さらにはモニュメントのコンペの謝礼、それから１３の委託料がモニュメント設計製作費ということで、3,000万計上されておりました。

そこで、この問題は、後で質疑応答、さらには意見のところで少し申し述べて、次に都市計画の緑化費に移らせていただきます。緑化費は、1,025万円の補正であります。多摩平幹線植樹帯の設置と、第六小学校の外周の緑化でございます。第六小学校外周緑化は、震災

対策の一環として、南側を緑化するということでございます。

さらに、今度は土木費のうち住宅費。これは補正額３６１万5,０００円でございます。これは、市営住宅に入居する前に修繕をしなければならないということで、その修繕料ということでございます。住宅建設費の負担金、補助及び交付金であります、１９１万5,０００円。これは、本会議の担当部長の説明によりますと、向川原住宅４階建てを２棟、４８世帯入居する工事を行うがために、水道管の切り回し。水道管の切り回しにつきましては、説明欄にあります。

以上をもちまして、担当部長の説明を終わり、特に質問等が多く行われたわけであります。特に、質問は、モニュメントに集中されたわけでございます。

質問を一部読んでみますると、日野本町整備計画は、策定調査費が１００万円、公団３００万円の計４００万円で行うことだが、公団の３００万円については、ひもつきにならないのかどうか、後のプランをつくるのに公団主導型になるかとか、またはモニュメントについて、当初予算5,０００万円で出された。訂正をされたが、今回3,０００万円で提案されたが、この根拠は、文化のための１％というのが、公園の買収費の１％ですかね、それだけでは納得ができない、どういう意味なのか。または、住宅建設費の財源の内訳が、一般財源から特定財源への地方債に組みかえた理由とか、このようなことがなされ、また、この件につきましては、この３件については、委員長ほか全部の委員から、全部これに関連した質問がなされたわけです。そこで、これは答弁を見ますると、１については、日野市の市と了解のもとに計画をつくる、市が主体となる、ということでございます。

さらに、モニュメントの件につきましては、モニュメントについての補正は、予備費を開くという考え方、または当初考えていた発想、国際平和年に意義づけた平和祈念塔が、議会の賛同が得られなかったということです。新しい考え方で、委員会でモニュメントのレーンをつくってもらい、コンペに図り、モニュメントを決め製作を依頼するとか、仲田公園のシンボルとするものをつくっていきたい。さらには、使うべきだという意見もあった。金額を下げてモニュメントを作成するということであれば、賛同いただけるだろうと判断、残りの2,０００万円は緑化基金に回していく、組みいれた、ということです。

また、先ほどの申しました3,０００万の件につきましては、まだ委員の方から続いて２回もあったのもあります。

さらに、前回、訂正という形であったが今回撤回をしてほしいとか、これはモニュメントの件です。または、大きな事業の後、記念碑が建っている。事業完了にモニュメントをつくるのがよい。金額は１％にこだわらないで変えてほしい。具体的な構想があれば教えてくれ、というような意見も出されたわけであります。要望ですね。

それで、意見等がありまして、採決に及ぼうかどうかということになったわけでございますけれども、二、三修正案を考えたいので、審議を継続として最終日に委員会を開いてほしい。また、ただいま申しました修正案に同じであるとか、賛成する立場であるが、修正案が出されれば、そのときに意見を言いたい。二つの会派が10月9日まで継続という意見であればやむを得ない、賛成の立場であるとか、いろいろ、各委員全部から何回となく意見が出されたのであります。

それで、第１回は９月２４日ですか、１０時７分から始めたんであります。それで、きょうまた9時１５分から行いました。そのときに、いわゆる修正案についての質疑と採決を行ったわけでございます。

当初、どうしようかといろいろ考えたんでありますけれども、出された以上は、やはりこれを慎重に審議しなければいけないということで、さらに各委員の意見を十分お伺いいたしまして、どうなるかということでありましたけれども、やはり出されたものは尊重しなけりゃいけませんので、出された金額につきましては、後で触れるということで、ここで触れさせていただきます。歳出土木費の補正額を５億９７３万3,000円に補正して、総額が６８億3,618万5,000円といたします。それから、総括の歳出であります。土木費、これは補正額を５億９７７万3,000円。総額が、今度は６８億3,618万5,000円というふうになるわけです。

今度は、歳出であります。これは公園整備費であります。補正額は、モニュメントのコンペを残して、２５万円と3,000万円ですから、3,025万円です。そうしますと、3,038万9,000円が、3,025万円マイナスになりますので、１３万9,000円ということになり、総額補正後の額が１４億4,223万6,000円ということになります。報償費につきましては、１３万9,000円が従来どおりということで、この件については、手はつけてありません。

そこで、修正案が出されましたので、昭和６１年度日野市一般会計補正予算第３号、歳出のうち、農業費、土木費の件について、採決をいたしたわけでございます。本件については、

夏井明男君のほか２名から修正案が提出されました。よって、初めに修正案について採決をいたしました。本修正案に賛成の諸君の挙手を求めたのでございます。可否同数でありました。よって、委員長において、本修正案に対する可否を裁決いたしたのでございます。夏井明男君のほか２名から出された修正案について、委員長は可決と裁決いたしたのでございます。

次に、ただいまの修正議決した部分を除く原案について、採決いたしました。修正部分を除く他の部分について、原案に賛成の諸君の挙手を求めたのでございます。挙手多数――多数ではなくて、全会一致でありました。よって、修正議決した部分を除く他の部分は、原案のとおり可決したのでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　建設委員ですけれども、ただいまの委員長報告について、ちょっと間違いがあったのではないかと思いますので、一言だけ、ちょっと質問いたします。

修正案の、この書類を見ますと、モニュメント選考委員会の謝礼を予算として残すというふうに伺えますが、委員長説明では、モニュメントコンペの謝礼を残すというふうに、ただいま報告がございましたので、本会議において内容が変わったのかどうか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設委員長。

○建設委員長（谷　長一君）　間違いです。私が申し上げたのは、モニュメントコンペ謝礼というのは、これは削除をされた、修正された部分です。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　先ほどと関連して、ちょっと質問しておきたいんですけれども、修正案ですけれども、修正案は、歳出だけで歳入はもちろんないわけでありますけれども、修正案として完全なものではないわけでありますけれども、そういう点について、委員会の中で論議がなされたのかどうか。

○議長（黒川重憲君）　建設委員長。

○建設委員長（谷　長一君）　その点につきましては、特に建設委員会の方では、担

当が予備費の件につきましては違いますので、触れませんでした。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○１８番（一ノ瀬　隆君）　わかりました。それでは、そういうことで、委員会では出さずに、本会議で完全な形での補正予算を出そうという意見もなかったということですね、念のために。修正案です。

○議長（黒川重憲君）　建設委員長。

○建設委員長（谷　長一君）　特にありません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。竹ノ上武俊君。

○２９番（竹ノ上武俊君）　それでは、ただいまの審査報告について、意見を申し上げます。

特に、総務委員会にも関係はありますけれども、建設委員長から報告をされました修正案に関しての意見でございます。修正案に反対し、原案に賛成する立場から、意見を申し上げます。

さまざまな大きな事業をするときに、モニュメントをつくるなどということは、これは市の事業などから見まして、当然過ぎるほどの当然なことではないか、というふうに思うわけでございます。そして、今回のモニュメントの内容についても、市の説明を承りますと、非常に積極的な立場から、建設を進めるという内容も伺えたわけです。

そういうわけで、私は、モニュメント建設に事実上反対するという議員の方々、この常識というものを、私は市民が疑うのは当然ではないか、というふうに思うわけでございます。

あと、具体的に指摘したいと思いますけれども、どうも革新市政のやることについては、何でも反対して妨害をする、というようにしか思えないような内容がある、という気がいたします。以下、建設委員会におきましての修正案提出理由に、二、三反論をいたしたいと思います。

第１は、市の今回の提案の仕方に問題がある、という提案理由でございました。先ほど、総務委員長は、否決されたものを出した、というふうに言われましたけれども、これは否決

されたものではないわけです。市が修正をして、提案をし直したといういきさつのものでございました。ところが、これについて、3月議会でそういうふうに修正されたものを、今度の9月定例会に出してくるのは、根回しというものが行われていない、だから反対をするんだ、ということが、建設委員会の提案理由の第一でございました。

私たちは、市長と、ある政党会派の間で、閉会中なりいろんな時期に、対話などがされるのは自由だと思いますし、意見交換があってもいいと思うわけでございます。しかし、いわゆる根回しというものをして、全部の賛成を得てから提案するというようなことになるとすれば、議会そのものは形骸化してしまう、という点もありますので、私は、そういう根回しということは、ちょっと表現として行き過ぎではないか、というふうに思います。

一歩下がりまして、3月定例会の問題があった、ということを認めるといたしましても、根回しということではないでしょうけれども、議会の意見を市側は聞いて、再提案されたというふうに私は考えます。ですから、その点では、唐突に出てきたというふうには判断できないわけでございます。

3月定例会で、市民参加がない、というようなことがありましたけれども、今度は選考委員会を開いて、十分市民参加をするということでしたし、また、いきなり平和祈念塔という問題が出てきたので、そういう方向を決めるのはどうか、ということがございましたけれども、今度は単なるモニュメントというふうな、議会に対する範囲である提案があったわけです。それから、5,000万が多いという意見もあったようでしたけれども、これに対しても、3,000万という配慮がなされてきております。そういう意味から、私は、市の提案の仕方に問題はない、というふうに言わざるを得ないと思います。

また、3月定例議会におきまして、古賀議員の方から、このモニュメントについては、あらかじめ日本共産党と話し合った上、提案したかのごとき発言がございました。(「3月議会じゃないよ」と呼ぶ者あり)さきの議会におきまして、そういう発言がございました。このことについては、市長が否定をする答弁をされましたので、それでいいわけでございます。私たち共産党は、市長と与党の関係にありますので、政策協定を行っております。

しかし、一々細かい問題まで協定をしているわけでありませんので、政策上一致するものであれば、根回しとか、事前の話がなくても、議会において討論をして、態度を表明していくという立場を、今までもとってきております。私たち共産党は、日野の市政、地方自治体

においても、平和の事業を進めるべきであるということを、かねがね言っておりますので、そういう市民要望を受けて、市長が提案されたものだというふうに、受け取っていたわけでございます。ですから、古賀議員の、さきの本会議での発言は、単なる憶測にすぎない、こういうふうに思うわけであります。（「赤旗に書いてあったんだよ」と呼ぶ者あり）

自民党は、さきの党大会におきまして、非核都市宣言運動の根絶を決めたり、あるいはまた、非核都市宣言は日本の平和に有害です、というパンフレットを出してみたりされております。そういう状況で、これは１０月３日の衆院予算委員会でも、問題になりましたけれども、そういうことですから、平和という名前がつくと、どうも、平和という名前がついただけで警戒をし過ぎて、いろいろ憶測をされるんではないか、と私は思うわけでございます。

次に、総務委員長の、先ほどの報告があったわけですが、これも根拠がない点は、私、さきの質疑の中で、明らかにしたつもりでございます。総務委員会の修正案の提案理由は、予備費を云々して出したものだ、ということでございます。予備費から新しい事業を予算化するのはよくない、これが修正案の提案の理由だった、というふうに聞いております。

そういたしますと、予備費の中から出た環境緑化基金2,000万、これもさきの議会との関係で、修正案の発想の立場からいけば、また予備費に戻した方がいいという形になるわけですけれども、これには手をつけていない。（「出なかったから、しようがないじゃないか」「出なかったら出しようがないじゃないか、何言ってるんだ」と呼ぶ者あり）

また、モニュメントの問題についても、選考委員会の点については残しながら、製作費とコンペの謝礼、これのみを予備費に戻すということで、極めて矛盾がありますし、無理もあるわけでございます。

したがいまして、修正案を出して、やっぱり根拠というのは、どうも市の方針に対する反対のための反対、これが先走っているのではないか、というふうに言わざるを得ないと思うわけでございます。

第２点目について申し上げます。モニュメント建設の意味や目的が不明だというような提案理由もありました。どうもはっきりしないという、修正案の提案理由がありました。しかし、これらについては、市長並びに都市整備部長が答弁をしておりますように、最近の傾向としては、大きな事業をする場合には、その１％の予算を文化というものにあらわしていこうではないか、という流れが、例えば、保守の市町村である横浜でも、そういうことに力を

入れているという説明などがございました。

今回も、用地買収費の1%をモニュメントにするというのでありますから、しかもそれを文化的な日野のまちづくりに使う、そのイメージアップに使うというわけでありますから、非常にモニュメント建設の目的、そういうものも、はっきりとしているわけでございます。

それからまた、国際平和年に当たって、ひとつ文化的なモニュメントをつくろう、ということもあったそうでございますが、これも世界じゅうが期待していることの一部が、日野市でも実現されるわけで、非常に意義あるもの、ということが言えるわけでございます。

3点目の、修正案に対する反対の意見です。金額の問題が、論議になりました。3,000万の金額の問題でございます。しかし、市政の、50年先、100年先というようなものを考えますときに、やはりモニュメントとか記念碑というものは、すぐ雨や風で壊れるようなものであってはならない。特に、国際平和年に当たって、公園につくるモニュメントということになりますと、戦争がない限り、日野市で何百年も残るような、そういう公園でございますので、そこにできるモニュメントというものは、ほかの行政の課題などと比較するというようなものではない、と思うわけです。だから私は、今回の提案は適正な金額である、こういうふうに言わざるを得ないと思います。

第4点は、建設の時期についてでございます。これも、早過ぎるなどの意見がございました。しかし、今の仲田の公園の工事の進捗状況、それから先ほどの国際平和年がことしで終わる、そういう時期からいきますと、この建設のタイミングも、まことに適切である、というふうに言わなければいけないと思います。

5点目でございますが、3月の予算提案のときに、市民参加がない、という御意見がありました。この点については、私も一部同感でございました。その時点では、そういうことであったわけです。しかし、今回、本会議の説明、それから委員会の説明で、十分、選考委員会等で市民の意見を繁栄させるんだ、こういうことが力説をされておりますので、この点は、今回評価されてきている。そういう中で、市民参加の中で立派にモニュメントもできる、ということが言えると思います。

6点目でございます。建設委員会で、修正案に賛成される意見といたしましては、前は、あれほど平和平和といったのに、今度は平和がないから、どうも筋がないから賛成しないかのごとき、御意見でございましたけれども、平和であれば、平和ということがつくというこ

とで反対をし、これがなくなればなくなったで反対をする。どうも反対が先行する、そういう御意見ではないかと疑わざるを得ない、というふうに思うわけでございます。（「つけたり取ったりしているのは、市長がやっていることだ」と呼ぶ者あり）

また、自由市民会議の議員さんの意見では、今モニュメントをつくる時期ではない。下水道とか、そういう事業を優先させるべきだ、という御意見でございました。ところが、先ほども中谷議員が質問して明らかになりましたように、下水道や区画整理の、当面、来年から必要な人員、これについては人員削減ということで、同じ自由市民会議が提案をしている。まことにこの点も、一貫をしておりません。ですから、どうもやっぱりこれは市民から見れば、へ理屈というふうに言わざるを得ないのではないか、と私は思うわけでございます。

そして、もう一つ、モニュメントの事業に、では全面的に反対をされるかといいますと、自民党も公明党の方も、選考委員会だけは残すというわけですね。ですから、モニュメント建設には賛成のポーズもとりながら、しかし、実際の事業は進めないという、こういう、私は態度がありありで、非常に残念でございます。やはり、我々地方議会の議会人である以上は、政策を中心にして考えていこうではないか、というふうに思うわけでございます。

7番目でございますが、私は、建設委員会において、こういう期待をしておりました。さきの予算委員会においては、建設委員長は、平和祈念塔に対する発言といたしまして、どうせ建てるならば立派なものを建ててほしい、という趣旨の発言をされているというふうに、聞いていたのでございます。ですから、同数で委員長裁決という段になりましたら、これはもう原案を可決していただけると思っていたのでございますが、修正案に賛成をされまして、この点でも、非常に議会人として残念に感じているのでございます。

私は、最後に、この原案が可決することを願いつつ、今後、市長や部長や課長、職員の皆さんが、一糸乱れぬ団結をして、緑と清流のまちづくり、あるいは平和と文化のまちづくり、市民参加のまちづくり、こういう、何といいますか、思想といいますか、そういうものを統一して、モニュメントの建設を、今後も、いろんな機会にやっぱりしていっていただく、というふうにしていただきたい。

既に、日野駅前には、グリーン、クリーン、ハーモニーという、立派なモニュメントもできておりますし、中央公園にはのろしの記念塔もできているわけです。そういうものを統一的に今後発展させて、日野市が日本じゅうの国民の人たちから、非常に潤いのある、いいま

ちづくりをしているんだな、そういうふうな心がけをさらに積極的に持っていただいて、私はまちづくりを、また、都市計画を進めていっていただきたい、ということを願いまして、意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○１３番（夏井明男君）　共産党の竹ノ上議員から、るる補正予算の反対の方の考え方がわからないというお話で、議論があったわけですけれども、非常にこの問題は、大きな問題を含んでいると思います。

本年の一般予算のときに、いわゆる仲田公園ですか、将来の公園の中に、平和塔を、国際平和年にちなんだ公園を完成する記念碑として建てたい、5,000万円の費用である、というふうなことで、市長の方から、予算提出権という形で、出てきたわけであります。

そのときに、私ども公明党の考え方としては、確かに国際平和年という位置づけ、それから地区公園としての規模の大きさ、そういうものから、いわゆるモニュメントと申しますか、記念碑的なものは、これは否定するものではない。しかし、5,000万円という費用をかけること自体が、今の市民の方の感情から見て、どういうふうに写るのか、その辺の検討も必要ではないか。いわゆる現在の市民の方にすれば、非常に税負担の高い中で、要するに税金は我々国民の義務だから、市民の義務なので、それは遂行いたします。しかし、市税の使い方については、どうか真剣に取り組んでいただきたいというお話も、周囲の方から受けるわけであります。

そういう観点からして、今までの公園等ありますけれども、そういうところでつくられた中のモニュメント、記念碑的なものと比較して、今回の5,000万というものの規模が、果たしてどうなのか。その妥当性はどうなのか。庁内における十分な議論も積み重ねた上で、さらにまた、市民の方のお話も聞いた中で出てきているのかどうか。その辺の吟味をする意味で、お尋ねをしたわけであります。

また、デザイン的な問題もお尋ねをいたしました。仲田緑地の地域の中で、問題はないのかどうか。そういう点も、お尋ねをしたわけであります。その中で、さまざまな問題点が浮かび上がりまして、最終的にはモニュメントの予算を中心にしまして、予算の修正案が、実は出たわけであります。それを中心にして進んできたことは、事実であります。その後の形式的なもの、実質的な問題については、述べたいと思いますけれども、そういうふうな過程

があった。

竹ノ上議員の今のお話の中に、申しわけないんですが、要するに公園の中に記念碑をつくるということに、私ども公明党は反対をしているわけではありません。公園の中に記念碑をつくることを反対する議員の常識が、市民から疑われるのではないか、というお話があったんですけれども、これをそっくりそのまま竹ノ上議員にお返ししたい。

それはどういうことかと申しますと、竹ノ上議員に失礼かもしれません、申しわけないんですが、今回の予算案が出されて、それが修正をされた。議会で、市長部局の出された提出権に基づいて、議会の審議権、議決権で、この1年間の予算についてはこういうふうな形で使ってほしい、そういうことを審議をし、議決をしたわけであります。ですから、市長を初め行政部局としては、議会の議決権、いわゆる予算の承認権を、これは当然尊重するわけですけれども、尊重をして、それでは1年間こういうふうな予算で執行いたしますという、法的義務が生ずるわけであります。(「じゃあ、補正はできないじゃないの」と呼ぶ者あり)

ですから、今、補正ができないではないかという、竹ノ上議員からのお話がありましたけれども、あくまでも補正の予算の性格は、いわゆる現予算の性格を損なうものであってはならない。相反するものがあってはならないという意味の補正である、というふうに理解できると思うわけであります。

ですから、今回の、市長が補正予算として再度モニュメントのものを出されたというのは、一回、議会で、こういうふうな予算で執行をしてほしいという、まさに議会の承認権を、実はじゅうりんしているわけであります。これは、私の記憶で、定かじゃあちませんけれども、かの明治憲法下におきましても、いわゆる議会で予算の承認をじゅうりんしたような例というのは、私は聞いてはいないわけであります。当然、現行憲法になって、議会の持っている予算承認権を侵害するような事例というものは、私はなかったと思います。それを、今回議会に出されてきているわけであります。

私は、特にこれは市長に望みたいんですが、議会で、この1年間こういうふうな予算で執行をしてほしいということで、承認をしたわけですから、議会の意思決定を尊重していただきたい。そういうふうに思います。それは、モニュメントを反対するとか、賛成するとか以前の、まさに議会制の民主主義を守る根本的なルールの問題ですから、やはりそれは最低限、ルールの、議会制民主主義が許される社会の中では、絶対に守らなければいけない制度だと

いうふうに、私は思っております。

それを、あえて補正という形をとったにしろ、前回、非常に奇妙きてれつな結果になったんですが、訂正という形で処理しておりますけれども、あれも経過を見るとおり、実際には予備費に回って、さらにまた予備費から出してきたということは、審議に加わった議員の方は、すべて知っておりますし、今回の補正予算に出てきた内容からも、これは明らかだと思うわけです。

このことは、やはり議会人として、見逃すわけにはいかない。モニュメントをつくるか、つくらないかというよりも、市長は議会の意思を尊重しなかったという事実があるわけです。これは、重大な事実を含んでおりますし、私は、市長の不信任案にも該当する重大執行である、というふうに思っております。

実は、市長は、私もこれは再三言うような形で、嫌みで私は申し上げるんではありませんから、その点はお聞き願いたいんですが、市長は、実は議会制民主主義の中の一事不再議の、議会での根本的な原則をも侵害した事実があるわけです。

それは、前回の公立幼稚園の値上げの問題であります。これは、まさに４月からの値上げを見込んで、その前年の１２月に出された議案でありました。それが議会で否決をされました。しかし、再度それを翌年、明けた年に、やはり再度、４月になって出されてきた。こういう事実があります。これは、まさに議会で一度決定したことを（「一事不再議じゃないよ」と呼ぶ者あり）

ですから、精神に反すると言っているわけです。同じ会期の中で、二度議案を出すことは、一事不再議ですが、まさに４月にねらって、２回も出されたということは、一回、本会議でそういうことを決定しているわけですから、むしろ、我々市民の代表として議会を構成しているわけですから、一度そういうふうな結論が出た以上は、尊重をしていただかなければ、いわゆる立法、行政のスムーズな変革ができない。その土台を崩すような侵害の事実が、今回あるわけですから、私は、議会人としては、どうしてもこの点は強調しておかなければいけない、というふうに思っております。

その大きな壁がある中で、モニュメントの問題について云々するということは、重大な事実を私は見逃していると思います。そういう意味で、共産党の竹ノ上議員がおっしゃった議論の中では、到底納得できないものがある。余りに多いという事実であります。

以上、るる申し上げましたけれども、恐らく、これは会議録に残って、昭和６１年の１０月の９日の会議録は、後世に残るでありましょうが、るる将来の議論の中で、光彩を放つような議論として終わるんではないか、ということを期待しております。

以上であります。

○議長（黒川重憲君）　　馬場弘融君。

○１５番（馬場弘融君）　私も、原案に反対をし、修正案に賛成をするという立場から、いろいろ申し上げたいんですけれども、どうも竹ノ上議員の毒気に当てられたのか、論点が少し減るかもしれませんけれども、お話を申し上げたいと思います。

まず、第１点は、モニュメント、当初、平和祈念塔というふうな形であったわけですが、それが今回は平和という字が全く消えて、かなり後ろの方に下がりまして、仲田公園ができ上がる、それの記念モニュメントである、というふうな面が、強く前面に出てきております。

しからば、私、大分前の資料でございますけれども、昭和５７年に私どもに配られました、日野都市計画仲田緑地基本設計という、こういう厚い本があるわけです。これを見ますと、これは当時もそういう議論があったんですが、今つくられている仲田公園というのは、スポーツ公園というのは、多少、中の３００メートルトラックから４００メートルになった、といういきさつがありますけれども、南側の三角部分だけなんですね。大きな仲田緑地をどう使おうかという計画の中で、いわゆる留保地の、緑地の部分はどうするかということが、今、全く決定を見ていない。そういう中で、南側の部分だけの工事が、来年の３月いっぱいで終わるという、こういう状況なんです。

そこで、仲田緑地全体のことを考えれば、まだ一部の部分の用途が決まった、形ができ上がったという段階で、全体のあの部分にモニュメントをつくるというのは、少しおかしいんじゃなかろうか、時期尚早ではなかろうか、という感じが、まず、するわけでございます。

そういう点で、今回の補正にもございましたけれども、留保地の件につきましては、留保地に関連をして、日野本町整備計画策定調査という補正まであって、ことし１年かけて、日野市が１００万円、公団が３００万円でしたか、４００万円でしたか、かけて、一生懸命あの辺全体を、特に留保地を中心にして、どういうふうにしようか、ということを調査いたしましょう、という予算が組まれているわけですね。

つまり、ことし１年間じっくり見ていけば、この留保地もどのような案が出てくるかとい

うことが、大体見当がつくわけですね。そういうふうになって、初めて、しからば、じゃあ、あの辺全体の記念事業が終わるということで、モニュメントをつくりましょう、というのならば、わかるわけでございますが、今の段階で、一部の仲田スポーツ公園ができる段階で、モニュメントまでつくるということは、ちょっと早過ぎるのではないかな、という感じがするわけでございます。

そういう点で、私どもは、当初のいろいろないきさつの、急であったとか、まだ市民の声を聞いていないとかという、いろんな意見とともに、何も今年度でこれをつくることはないではないか。いずれ、全体的な形ができ上がったときに、初めてモニュメントをつくればいいだろう、こういうふうな観点から、建設をする、あるいはモニュメントに関するコンペをするという件については削除をすべきであろう、というふうな感じを持ったわけであります。

それでは、なぜ13万9,000円の選考委員会の委員の謝礼、これを残したかといえば、これはまさに当初予算のときに、私どもがいろいろ議論をした中で、もっともっと市民の声を聞くべきであろう。つまり、そういったモニュメントが、今、日野市に必要かどうかということから含めて、原点から含めて、いろんな議論をするべきであろう。それで、必要であるということになったらば、しからば、どのくらいの予算でやるか、こういう手順を踏んだ上でやるべきであろう。

つまり、市長の今回の御提案というのは、そういった意味で、全く手順を無視している。まず、市民の声といいますか、市民の代表の声を聞いてみる。それで、大体つくっていいだろう、そういうことが、結論が出てから、次に、ではこのくらいの予算でどうだろうかという、こういう提案をしていく。これが、本来の予算の提案の仕方ではないかな、というふうな感じがするわけでございまして、そういう点で、私どもは、選考委員会でじっくり、原点に返って、こういったモニュメントが果たして必要なのか、必要とすれば、どのくらいの予算でつくればいいのかということも含めて、検討をいただいた後、次の段階で、どういうものをつくる、あるいはつくらない、こういう議論に入るべきではなかろうかな、という感じがするわけでございまして、竹ノ上議員等は、いろいろなお話をされておりましたけれども、とても今回の原案には、賛成をいたしかねるという観点から、修正案に賛成をいたすということでございます。

どうか、いろいろ今申し上げましたけれども、議員の皆さん、十分御納得をいただきまし

て、この修正案が全会一致で可決をされますように、心からお願いを申し上げまして、修正案に対する賛成意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も、仲田緑地については多少調べておりますので、修正案に賛成ということで、意見を述べさせていただきます。

仲田の緑地は、昭和３６年に建設省で、仲田の緑地として建設省が認可した場所であります。それを、昭和５８年から６３年にかけて、一部仲田緑地公園として、開発している場所であります。そういう意味において、まだ留保地が 3.4 ヘクタール残っております。こういう状態の中で、モニュメントをつくるということについては、私も反対であります。と申しますのは、やはり記念碑というものは、全部仲田緑地として、また仲田の公園として開発された時点でやるのが順当である、と私は思うからであります。

そういう面で、何でも反対という、私は意見じゃありません。当然市長の業績ですから、それはつくってしかるべきであると思います。しかしながら、今つくるということについては、これは反対です。半端な仕事をして、モニュメントどころじゃありませんよ。冗談じゃないですよ。そういう面で、しっかりしたものをつくって、その後で立派なものをつくるように、努力していただきたい。

そういう面で、ぜひこのようなことは、やはり仕事が終わった時点でやっていただきたい、このようにお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、文教委員会と厚生委員会は原案可決でありますが、総務委員会と建設委員会は修正であります。よって、初めに総務委員会の修正案について採決いたします。

総務委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって総務委員会の修正案は可決されました。

次に、建設委員会の修正案について採決いたします。建設委員会の修正案に賛成の諸君の

挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって建設委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後７時２１分休憩

午後８時３２分再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第８８号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第８８号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは５月２２日、１０４国会で、地方自治法の一部の改正が行われましたので、それに伴い、日野市の条例改正でございます。地方公共団体の普通財産である土地について、信託制度の導入を図るという、こういう内容のものでございます。

審議の中では、本来、市が責任を持ってやるべきものであり、信託制度の導入で、市の責任が放置されるのではないか、などという意見も出されまして、採決の結果、賛成多数、反対１で可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８８号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９０号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第９２号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第９０号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これは３月３１日、東京都の条例改正によりまして、市も条例改正するということでございます。対象者が、母子、父子育成手当。６１年は８１７人。障害手当の方が１３９人でございます。

次に、議案第９１号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これも同じく３月３１日付で、都の条例改正によりまして、市条例の改正でございます。これも、お年寄りの７０歳以上の方に支給されました１万7,５００円のものが、３万5,０００円になるということで、所得制限も今度入るようになりました。そういう内容でございます。

次に、議案第９２号、日野市心身障害者（児）福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも同じく都の条例改正に伴いまして、日野市でもこれを、今まで都と市と、手当を別々に分けていたものを、はっきりとわかるように、市と都の分を改めたということでございます。

審議の中で、皆さん全員異議なく可決すべきものと決しました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第90号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第91号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第92号、日野市心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第94号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第97号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第94号、昭和61年度日野市国民健康保険特別会計補正予算の第1号でございますが、これは、歳入歳出予算の総額それぞれに1,411万円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ31億6,834万6,000円にするものでございます。

議案第97号、昭和61年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ1億8,945万円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億3,890万6,000円とするものです。

質疑、意見など余り出されませんで、全員異議なく原案を可決すべきものと決しました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結

いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９４号、昭和６１年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第９７号、昭和６１年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９５号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第９６号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷　長一君）　議案第９５号でございます。昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号についてでございます。

歳入歳出予算補正は、歳入歳出とも４億4,806万9,000円で、補正後の歳入歳出総額は２７億4,115万4,000円であります。補正の主なものは、歳入であります。繰入金、これが３億7,230万でございます。これは、一般会計から繰り入れられたものでございます。さらに、繰越金でございます。これは、7,576万9,000円。万願寺区画整理事業の前年度の繰越金でございます。

歳出に入ります。区画整理管理費、３億6,927万1,000円でございます。そのうち主なものは、一般管理費7,575万3,000円。これは委託料、文化財発掘調査の費用でございます。補正の原因につきましては、6,400メートルさらに延長をして発掘をするということでございます。さらに、用地取得費でございますけれども、２億9,351万8,000円。これは、公有財産購入費でございまして、豊田南区画整理事業用地の2,553平米の買収費でございます。

慎重に審議いたしました。質疑、意見等ございませんでした。採決の結果、全員一致、原案どおり可決でございます。

次に、議案第９６号であります。昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。歳入歳出予算補正は、歳入歳出とも８１２万7,000円で、補正後の歳出歳入総額は３１億3,７０３万5,000円であります。

補正の主なもので、これは歳入でございますけれども、繰越金でございます。８１２万7,000円。これは、前年度の繰越金であります。

歳出に移りまして、下水道費８１２万7,000円。下水道管理費１９２万7,000円であります。下水道総務費、これは減額であります。金額は、４２２万5,000円。これは委託料でございまして、下水道使用料収納であります。これは、事務委託金の東京都の確定ということでございます。

次は処理場費、４５４万7,000円。委託料でございます。これは、汚泥運搬と脱水ケーキ。これは、最初の見積もりが甘かったということです。最初の見積もりが7,７１５円。それで、今度9,４９０円に単価をアップしたがために、補正と相なったわけであります。

下水道建設費、６２０万円につきましては、負担金、公共下水の。これは多摩市と八王子市に、これは向こうが建設するために日野市が支払う負担分でございます。（「委員長、簡単でいいよ」と呼ぶ者あり）

それで、質問等もございました。質問等は、汚泥脱水ケーキにつきましては、焼却等を考えたらどうか、ということであります。答弁は、陸上に埋めた方が安い、今後十分清掃部と協議していきたい、というようなことでございます。

意見はなく、採決の結果、全会一致、原案どおりこれを可決と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９５号、昭和６１年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第９６号、昭和６１年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第９８号、市道路線の一部廃止、議案第９９号、市道路線の廃止、議案第１００号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（谷　長一君）　議案第９８号、市道路線の一部廃止についてでございます。この路線につきましては、中万願寺４号線、これは大字日野１０４８番の1から1040番の２５までの30.10メーターのところでございます。

それから、古屋敷線、これは三沢の１３１５の９番から三沢の１３１６の１までの41.72メーター。

それから、３番目としまして、落合立川線、程久保８７３番地の３、程久保二丁目の１の１までの907.37メーターの間でございます。

一部廃止の理由といたしましては、1は日野の９２号線の道路区域に編入するため、これは、後ほど出てきます議案１００号と関連しております。２、３につきましては、現況が廃滅しておるということでございます。1につきましては、現地を実査しました。それから、廃滅しているところは、今度、道路のつけかえでありまして、市が受ける方の面積が多いということでございます。これにつきましては、全会一致、原案賛成ということで決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議案第９９号、市道路線の廃止についてでございます。これは、中島１号線から後畑３号線の1から６までは、これは京王線の、今、軌道と車庫になっているところであります。それから、湯沢１号線、大塚１号線、大塚３号線につきましては、七生の福祉園になっております。いずれも、廃止の議案説明図にあるように、現況が既に廃滅しているということで、廃止の理由ということになっております。これも、原案どおり全会一致で可決いたしました。

それから、議案１００号でございます。市道路線の認定についてでございます。これは、

先ほど９８号と関連しておる日野９２号線、先ほど申しました地番でございます。現況をよく見ましたところ、アスファルト舗装がなされております。

それから、日野の９３、大字日野９３７の１５から大字日野９３７の２の、６７.７９メートル。これは、幅員が５メーターでございます。いずれも、認定の理由ということになりますと、開発行為の完了に伴う市への帰属でございます。これも、原案どおり認定と決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９８号、市道路線の一部廃止、議案第９９号、市道路線の廃止、議案第１００号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第７６号、昭和６０年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（鈴木美奈子君）　議案第７６号、昭和６０年度日野市一般会計決算の認定についての御報告を申し上げます。

昭和６０年度一般会計決算特別委員会の審査の経過並びにその結果を申し上げますが、委員会は、９月２６日、９月２９日、９月３０日と、３日間にわたり、慎重な審査を行いました。昭和６０年度の歳入総額は３３４億6,２９３万8,６５５円、歳出総額は３２７億7,６７５万9,４７８円、歳入歳出差引額６億8,６１７万9,１７７円、実質収支額、これは６億8,６１７万9,１７７円でございます。

初めに、歳入全般につきまして質疑を行いました。この中では、市税の収納率について不納欠損が多くなっているが、徴収率を高める努力をしているのか。また、６０年度の補助金の１割カットは、一体どれくらいの金額になるのか。あるいは、公債比率はどれくらいにな

るのか。また、学童クラブの費用の、都や個人の負担の比率がどのようになっているかなど、質疑が行われました。

歳入の方では、４人の方が質問なさいまして、１５件の質問がございました。

歳出では、最初に議会費、総務費に入りまして、庁用車の点検整備。これには市内の業者がどれくらいの割合で仕事をしているか。２番目には、動く窓口の廃止は、利用者の声を聞いているのか。廃止するには、ＰＲが不足ではないか。このような意見が出されました。市民会館のレストランを、いつまでも未使用にしているのか。対策はどのようにしているのかということも、質疑として行われました。このところでは、４人の方が９件質問いたしました。

次に、民生費に入りまして、青年の声懇談会の実績はどうなっているか。資料要求もございました。

次に、かしの木荘の運営などについて質疑がなされ、また、学童クラブ、保育園の保護者の負担率がどれくらいになっているか。また、都や市の持ち出し分がどれくらいになっているのかなど、質疑が行われました。また、福祉タクシーをもっと利用しやすいようにすべきだ、という意見も出されまして、ここでは６人、１８件の質疑でございました。

次に、衛生費、労働費、これは、生ごみ、不燃ごみの処理について、多くの方から御意見が出され、ダストボックスに最近ごみがあふれることが多いけれども、ごみ処理について、１日どれくらいの税金が使われているのか、グラフなどでもっとわかりやすく市民にＰＲしたらどうか、という意見もございました。また、市営墓地の管理、整理などについても質疑が行われ、ここのところでは９人、２３件の質疑が行われました。

次に、農業費、商工費、土木費、消防費に入りました。６０年度の道路改良はどれくらいに進んでいるのか。また、視力障害者の誘導ブロック、豊田駅の点字ブロックがまだついていないけれども、国鉄に働きかけているのか。また、雪が降ったときの対策としては、百草団地や丘陵地の道路対策はどのように行われているか。あるいは河川の水質調査、また、開発指導要綱に対する市の指導はどのようになっているかなど、９人の方から２５件の質問が出されました。

また、教育費につきましては、学校の校庭整備について、年次計画どおりやっているのか。また、大成荘の管理と、今後の建てかえなどの考え方。あるいはまた、学校給食の問題でも

多くの方から意見が出されましたが、都や、国の基準に合わせて、調理員、栄養士の配置がどのようにされているか。児童１人当たりの年間人件費はどれくらいになっているのかなど、出されました。また、児童が減ってきている中で、空き教室が出てくるけれども、その利用方法など。また、文化財保護について、どのように指導がされているかなどが出されまして、ここでは１０人、３３件の質疑が行われました。

最後に、総括質問に入りまして、図書館の購入図書の６０年度の実績、あるいはまた、保育園で緊急に入園する場合に、入れるようにすべきだという質疑も行われました。あるいは円高差益対策、また、差益分を市民に還元すべきであるという、こういう意見も出されまして、ここでは８人、１９件の質疑が行われ、以上、延べ約４４人、そして歳出も除きまして１４２件の質疑が行われました。

総括意見は、本会議場で述べていただくことといたしまして、採決の結果、昭和６０年度一般会計決算は全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決した次第でございます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（板垣正男君）　６０年度の一般会計決算認定の立場で、共産党市議団を代表いたしまして、意見を述べたいと思います。

御承知のように、昭和６０年度の国家予算、これは臨調行革路線のもとで、中曽根内閣が進めてまいりました予算編成の、４年目に当たった年であります。昭和５６年３月に、臨時行政調査会が発足いたしました。その路線に基づく予算編成が行われ、毎年のようにマイナスシーリング方式が持ち込まれ、国民の要求、国民生活を守る施策などが、大きく削り込まれた特徴点を持っていたわけであります。

すなわち、社会保障、教育関係、農業、中小企業などの国民生活関連予算が大きく削り込まれた反面、軍事予算、経済協力費、エネルギー対策など、大企業向けの予算が大幅に伸びたということも、各年度の予算項目の伸びを見れば、一目瞭然とするところであります。臨調の答申が、本来的に行政の責任領域に属するものだ、ということをこじつけて、聖域化し

た分野として、軍事費がこの間の４年間で、３０.７％ふえました。経済協力費は37.８％ふえております。そして、自立、自助、責任領域の見直しが必要として、切り捨ての対象とされた分野が、同じ期間に、社会保障費を合わせて３％程度の伸びにとどまり、文教費に至っては、2.1％程度の増加でしかないわけであります。

こうしたことを見てまいりますと、中曽根内閣になってから、国民生活はもちろんでありますけれど、地方自治体に対する補助金の削減では、大きく切り込まれてまいったわけであります。ちょうど２年前の今ごろでもありますけれど、全国の地方自治体が、６０年度の予算に向けまして、中曽根内閣が１割の補助金削減を打ち出したことによって、議会などを中心に、論議が活発に行われていたわけであります。統計によりますと、地方自治体の議会で、その年の１２月半ばまで、補助金の一律削減に反対して、決議を上げた議会が2,587にまで上りました。全国の自治体の７８％に該当する数であります。

日野の市議会におきましても、５９年第４回定例議会、国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する意見書を可決いたしまして、政府に意見を述べたところであります。

こうしたことで、福祉や教育、下水道関係にまで至って、補助金の切り捨てが行われました６０年度は、日野市の場合、東京都の補助金の削減なども、前年度からあったわけでありますが、１億9,800万円に上るわけであります。これを、５９年度の削減額１億7,000万円、そして、今年度の削減見込み額１億5,500万円を合計いたしますと、実に５億2,300万円にも上る国の補助金が、削られたわけであります。

地方自治体は、保守、革新を問わず、どこでも財政危機に見舞われてまいりました。そのために、特に福祉の関係、教育の関係で、住民要望にこたえる施策をどのように展開するか、理事者を初め共産党市議団も、大変苦慮したわけであります。

こうした中におきましても、主要な施策の成果の中にも述べられてありますように、日野市の財政の経常収支比率が７2.3％、前年度より0.6ポイント下回ったと述べております。これは、過去２０年間の最良の数値を記録した前年度を下回り、さらに好転したと述べておるわけであります。市長を初め財政当局、市の関係各部局におきまして、日野の健全財政を維持するために、特段の努力が払われたものと、推察するものであります。

こうした中で、私は、中曽根自民党内閣の、６０年度１年限りだとした補助金１割カットを、さらに今年度、来年度までに続けるということに対しては、断固として反対の意思を表

明するものであります。そして、一刻も早くもとに戻す補助制度を確立することを、要求するものであります。

次に、私は、人件費の問題に、一言触れておきたいと思います。

日野市の一般会計決算の意見書の中にも述べられておりますように、この5年間の人件費の推移を見てまいりますと、年を追って、その割合が低下していることがうかがえます。すなわち、昭和５６年度では26.38％を占めておりました。５７年度が23.62、５８年度が24.59、５９年度が22％、６０年度は20.7％と、人件費の割合を低下させてまいりました。こういうことからもうかがえるように、建設的な投資に向ける割合を高め、市民要望にこたえる努力が行われたことも、こうした点からも、うかがい知ることができるわけであります。

さて、こうした努力の経過に基づきまして、施策の面で、どういう前進が行われたでありましょうか。すべてここで紹介するわけにはまいらないわけでありますが、特徴的な点を、二、三紹介したいと思います。

一つは、平和の推進事業であります。先ほども、モニュメント関係の補正予算の修正問題で、いろいろ論議がありました。６０年度は、日野市の平和推進事業の一つとして、核兵器廃絶平和都市宣言塔が、２基設置されました。合計１１基設置されたわけでありますが、これは、日野市民の願いである平和の願い、核兵器廃絶願いのシンボルでもあります。日野を訪れる多くの方々が、この祈念塔を指して、日野市民のすばらしい平和への願いを、まず第一に知ることを語っております。

そのほか、平和祈念行事への参加費の補助が始まりました。戦争体験記をつづった、この体験記が発行されまして、私も拝見させていただいたわけであります。いずれも、再び戦争を起こしてはならない。あの悲惨な戦争を生々しく綴り、戦争を知らない若い世代を初め全市民に、二度と戦争を起こしてはならない、そういう願いと決意を感じるものであります。この発刊の記のところで、市長が、次のように述べております。

「地球上最初の被爆国である日本は、核戦争の恐ろしさを肌で体験した唯一の民族として、核兵器廃絶の叫びと、軍縮を求める声を世界に広げていく権利と責任があります。この意義ある年に、再び戦争を起こしてはならないとする悲願を、体験者の声として収録し、戦争の誤りを後世に伝えることは、この時代に生きる者の責務と言えるものであります。」と述べて

いるのであります。

ここに、市長が述べているように、こうした体験記が広く市民の方々に読まれ、広めることによって、日野市民の戦争反対、核兵器廃絶の声が一層高まり、日本の、そして世界の声ともなる力になっていくものと、確信するものであります。

次に、根川の改修が、１０年計画で完成いたしました。１０年前、水害問題が大きな論議を呼びましたが、いち早く長期的な計画を立て、根川の改修に取り組み、関係する地域の水害を解消した、この根川の改修は、引き続く万願寺区画整理事業とあわせて、大きな都市基盤の、つくり上げた一つであると言っても過言ではないと思います。

ごみ焼却施設新築工事、６０年度は、工事の２年目でございました。つい先日、火入れ式も行われましたが、ごみの焼却体制はでき上がってまいりますが、肝心な点は、市民が一旦ごみを出す、収集する。その間のサービスと収集体制を、今後も一層強化する点を、留意する必要があろうかと思います。

青年の声懇談会の設置が行われました。青年の声が行政に反映されるという、初めての試みが行われました。国際青年の年ということもございましたが、1年限りのものに終わらせることなく、今後、継続した青年の声の行政への反映の試みを、行っていただきたいと思うわけであります。

七生中学校の給食が実施されました。そして、中学校給食も、あと残るところ３校となりました。完全給食へと、一歩近づいたわけであります。給食調理員の問題、栄養士の問題等、いろいろ論議があるわけでありますが、私は、これまでの革新市政の方針を堅持して、しっかりとした体制をつくり上げ、子供たちに十分な給食を与える、こういう施策を続けてもらいたいわけであります。

施策の点における最後になりますが、中央公園の前に、モニュメント、のろし台がつくられました。いよいよ明日、日野市民健康マラソン大会が行われます。多くの市民が、健康を目的として、恐らく参加することでありましょう。こののろし台は、日野の台地に、昔、のろしを上げられたと伝えられております。それを現代に、見事に復元させたものと私は評価するものであります。かつて、この神明上の台地、古代の人々が駆けめぐったでありましょう、この台地を、現代の我々が、明日、号砲のもとに走り、健康を一層増進させる、こういう施策を考えると、私は、ロマンを感じざるを得ないわけであります。市長を初め、関係者

の皆さんの努力を、評価していきたいと思います。

最後に、私は、二、三の点で指摘しておきたいと思います。

一つは、多摩平団地内における、駐車場の新設に関係することでございますが、御承知のように、多摩平地域は、集中豪雨の際の水害問題が続いてまいりました。下水路の建設によって、解消の見通しが立ったわけでありますが、それでもなお、水害問題というのは、すべてなくなっているわけではありません。そこに、緑地をつぶし、駐車場が公団の手によってつくられました。その際、雨水排水をどのように出すかということは、私は、水害問題と絡めて考えるならば、日野市が、十分事前の対応を行っておくべきことではなかったか、と思うわけであります。これは、駐車場の総面積が7,000平米以上にわたるそうであります。この水が、全部道路の側溝に流れるということになると、一層道路の冠水を大きくするというふうに、考えられるわけであります。今後、市側の対応を望んでおきたいと思います。

二つ目は、大成荘の建てかえ問題であります。これも、委員会で質疑がございました。教育委員会の、これからの建てかえ方針がまだ確立されていない、こういうことでございます。議会でも、再三にわたって論議が行われている問題であるだけに、今後の建てかえ方針を明確にして、市民要望にこたえるべく、施策の方向を明らかにしていかなければならない、と思うわけであります。私は、一層の努力を望みたいと思います。

3点目に、動く窓口車の廃止の問題であります。これを、私は、委員会でも指摘してまいりました。市内11カ所に、現在、動く窓口が停車しております。全協における説明によりますと、60年度の実績は、豊田団地で1,970件利用されました。以下、東平山1,631、平山図書館前2,376件、百草団地では2,452件、百草園駅前478件、日野台の緑ケ丘では892件、日野台四丁目では1,682件、第一豊田荘では2,198件、南平駅前では1,045件、下田では743件、松林地区では880件の利用が行われました。合計いたしますと、1万6,000件以上、利用されてまいったわけであります。

この1万6,000件以上の利用件数を、本庁の利用の件数と比較して、少ないから廃止の理由にするという理由は、成り立たないのであります。もともと、利用者の少ない地域を対象として、動く窓口が配車されたものであります。比較で、多い、少ないかを論じるんではなくて、これだけの利用件数があるということは、大変貴重な利用実績と言わなければなりません。窓口業務は、地方自治体の基本的な業務の一つであります。私は、動く窓口車の利用

が少ないということであるならば、一層充実させる方向で、検討を深めるべきであって、利用が少ないからといって即廃車ということには、納得できないのであります。

その他、歴史的な経過等々を踏まえるならば、より一層窓口業務の強化、住民サービスの強化という点を、検討することが必要であるからこそ、私は、今後、市側の窓口業務に対する考えを改めていただきたい、再検討をしていただきたい、このことを強く要望いたしまして、認定に賛成する意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（川嶋　博君）　私は、市民クラブを代表いたしまして、昭和６０年度一般会計決算を認定する立場で、意見を申し上げたいと思います。

昭和６０年度一般会計歳入額は３３４億6,293万8,655円で、対５９年度と比較しまして、10億796万1,000円、3.1％増の決算であります。この背景には、市民の皆さんが汗を流して働き、納めていただいた市税９億8,400万円、国庫支出金６億２２１万円、都支出金２億９４５万円増などが、大きな要因となっております。

こうした状況の中で、日野市基本構想に基づき、住みよいまちづくりを推進するため、健康と福祉のまちづくり、人間性豊かな町、自然と調和する環境づくり、活気ある産業と豊かな消費の町、市民本位のまちづくり実現に向けて、五つの柱に沿って、市民要望の行政施策を発展し、対応ができたことについて、市長以下、職員全員の御苦労に対し、敬意を表するところでございます。

まず、具体的に申し上げますと、健康と福祉のまちづくりについては、高齢化社会に向かって温かい行政が望まれる現在、老人家庭奉仕員の派遣、障害者福祉については、障害者の自立に必要な訓練などを行う場として、重要な役割を果たしている、ひの共同作業所を充実するため、改築工事に着手しております。

児童福祉の施設では、児童の健全な遊びを与え、健康増進、情操を豊かにするため、豊田児童グラウンドの整備、田中こども広場、旭が丘児童館の基本設計などがあります。

また、大切な命を守る医療体制の施策については、救急患者及び成人病予防診断に役立つ、全身ＣＴスキャナーを設置し、より一層の市立病院としての充実に努力されていることは、行政として思いやりのある姿勢であると、高く評価するところであります。

次に、豊かな人間性を育てる文教関係の施策については、学校建設整備事業を推進し、七生中学校で給食を開始し、さらに既設校の校庭整地、屋上防水工事、または平山中学校では防音壁の設置などを行い、教育環境の向上に努めたことは、多くの父兄の願望が十分に反映された、と理解いたします。

また、社会教育の施策については、時代を反映した各種の教室、文化を理解する上で必要な展示会など、公民館活動に力を注ぎ、さらには老朽化した市民プールの改修、学校開放のための施設の整備等が、市民が安心して利用できる環境づくりに対し、評価するものでございます。

次に、私たち市民クラブは、この1年間、議会での施策、また主張について、そして60年度決算委員会での審議を通じまして、森田市政に幾つかの指摘をし、認識していただきたいと思います。

現状の経済は、円高不況が進展する中で、企業努力にもかかわらず、赤字経営、失業等、雇用の問題で、市民生活に今後深刻化が予想される、市の財政にも関係し、影響があらわれてくると思います。よって、今議会に上程された職員定数条例を審議されたように、セクト主義でなく、職制の見直し、職員の仕事の幅を広げ、民間企業等に見られるように、効率的な仕事は地方公務員にも運用できると思います。

次に、学校給食の問題に触れたいと思います。学校給食は、今、教育委員会で進められているが、自校方式であります。自校方式は、人員の面、設備の面で、金がたくさんかかります。教育の観点からは、よい点があることは認めますが、私は、全廃しろと言わないが、自校方式を発展するならば、ただ単に1校ふえるからといって、定員をそのままふやす考えではなく、例えば、7名が必要ならば、そのうち4名が正職員化、3名がパート化を導入し、改めて言うまでもなく、定員増加をすることの防止が、将来に向かって重要であると思います。

次に、都市計画について申し上げてみたいと思います。1・3・1市内の幹線道路であります。現在進めている万願寺区画整理、豊田南口区画整理部分だけの道路づくりではなく、交通対策の面からも、早期実現に向かって努力が必要であります。さらに、生活道路を含めた道路網の整備、公共下水道の早期実現に、一層の努力を傾注していただきたいと思います。

福祉政策については、都、国の支出金等が減額される中で、日野市は、高齢化社会に急激

に向かい、低成長の経済の中で、福祉の推進を維持することであります。また、市民生活を営む中で、意識の多様化などによって、福祉の拡大が求められておりますが、しかし、従来より多くの方々の考え方に、福祉は無料であるという意識が、根強くあるのではないでしょうか。これからは、社会福祉サービスについて、利用者が負担能力や受益に応じ、応分の負担をする福祉サービスの拡大を推進して、心の込もった政策を図り、最善の努力を払わなければならないと考えております。

以上、意見を述べさせていただきましたが、事柄は、市民クラブとして、政策の一環であります。今後、予算執行について、また、新年度予算編成に当たり、指摘した事柄が十分に反映されることを心から要望いたしまして、市民クラブの意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（馬場繁夫君）　それでは、公明党を代表いたしまして、昭和６０年度一般会計決算に対しまして、認定の立場から意見を申し上げたいと思います。

歳入決算額は、３３４億6,２９３万9,０００円で、収入から見ますと、予算額３３２億4,９１０万6,０００円に対しまして、１００.６％となっております。前年度決算額と比較いたしますと、１０億７９６万1,０００円の増加であります。特に、国庫支出金６億２２１万、市税9億8,４００万円等の増加によるものでありますが、市税の増加の主なものは、市民税３億7,０００万、固定資産税４億4,１４９万、さらに都市計画税１億1,７１９万円等の増加によるものであります。市税の収入は、前年度に比べまして、９億8,４００万円の増加でありますが、その伸び率は５％と、前年度に比べまして8.３％下回っております。５８年度の 2.３％に次ぐ低い伸び率となっておるところであります。

景気の低迷、円高の影響、企業の市外転出などの要因と思われるわけであります。今後、歳入を増すための努力が必要であります。特に、収入性の高い企業の誘致運動の展開を、積極的に可能な限り追求を行うことも、部局、部署におきまして推進する必要があります。

市税の徴収率は９６.９％となりますが、前年度に比べまして0.２％下がっております。収入未済額が６億4,３６０万8,０００円となっており、前年度と比較しますと、7,１３０万円の増加をしております。市税のうちで、個人市民税における収入未済額は、４億2,７３３万7,０００円で、現年課税分が１億9,３２４万1,０００円であります。前年度に比較しますと、4,１６０万

2,000円ふえておるところであります。担当部局では種々の対策を行っていることは、十分承知しているところでございますが、今後の対応は、さらに力を注いで、努力をしていただきたいところであります。

歳計現金の効率的な運用につきましては、確実で有利な方法で保管し、支払い準備金に支障がなく、効果的に運用を行う等、制限枠内で、金融情報を早く把握し、預金利子1億3,000万円を生み出し、効率的な運用を進めたことは、評価するものであります。

歳出決算額におきまして、327億7,675万9,000円で、執行率は98.6%。前年度と比較しますと、13億6,311万9,000円の増加となっております。市債の発行額は34億4,200万円と、前年度と比較しますと4億100万円の減となっております。公債比率は10.5%であります。60年度市債残高といたしましては、224億9,537万円で、ピークどきになりますと400億程度になると予測されております。将来の財政事情の悲観的な材料が多い中、市債に対する依存度の見直しも、長期的展望に立って、計画的な財政運営を図られることを、望むところであります。

都市基盤整備の8億円の中で、公共下水道の本格的初年度を迎え、百草、落川地域の一部使用開始がされており、ごみ焼却炉の、60年度におきましては2年次を迎え、さらに市民会館の落成など、継続中の諸施設も、順調に運んでおりました。60年度新規事業を見ましても、仲田緑地の造成、北川原公園用地の買収、教育施設では、私立幼稚園の保護者補助の増額、学校緑化など、環境整備の推進。

市民生活施設におきましては、懸案でありました無届け浄化槽清掃費の一部助成の開始、向川原市営住宅の建てかえの設計費の計上、市立病院におきまして、CTスキャナーの設置など、一応の充実の方向に向かっているところであります。

急速な高齢化社会への移行は、生産年齢の人口の減少により、経済の活力の低下を招き、財政収入の低下を招くことは、十分予測されるところであります。円高不況における状況の中で、経済の先行きの見通しも極めて難しい状況におきましては、市民税、特に法人市民税の依存度の高い日野市におきましては、財政収入の将来性は大変懸念されることは、周知の事実であります。将来予測の厳しい環境下におきましても、住民サービス、福祉施策、人生80年時代にふさわしい福祉の経済社会システムをつくり、おくれております下水道を初めとする都市基盤整備等の充実、向上をするための努力、工夫を強いられております。財政的

にも高負担となり、深刻となってまいります市の財政の充実と財政源確保に、一層の努力の必要性が生じてくることであります。

今日、国、地方を取り巻く社会経済情勢、財政事情等は特に厳しく、行政の減量化、簡素化、効率化により、健全な財政構造の確立が求められていることは、周知の事実であります。また、重要な課題ともなっております。そのためには、組織機構の簡素化、行政需要の多様化、事務量の増大に伴う人員増を極力抑えながら、ＯＡ化、電算化、新しい事務機器の導入を図り、必要に応じてパートの活用、さらに民間活力の導入など、職員定数の増加は、必要最小限にとどめる努力、検討を、理事者並びに関係部局の、なお一層の努力を重ねることを強く要望いたしまして、意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（一ノ瀬　隆君）　簡単に意見を述べさせていただきます。

私ども革新クラブは、１９８５年度、昭和６０年度一般会計決算の認定に、賛成いたします。配付された「主要な施策の成果」にもあらわされていますように、この１年も、数多くの施策が実行され、大きな成果を上げ得たと考えるところです。

この１年間の特筆すべきこととしては、実質的賃下げである昇給延伸にもめげず、職員が一生懸命頑張ったということがあります。この点で、職員の労をねぎらいたいと思います。

主要な施策を見てみたとき、特にこれといった大きなものは、見当たりませんでした。下水道や区画整理、あるいは病院といったものなどが外れている一般会計ということもありますが、目玉がなくても、全般的に市政が大きく前進したと見るべきだと考えるところです。

この年度での大きな出来事として、市民会館の開館があります。なぜか、何ゆえか、主要な施策の中には入っていませんが、市民会館ができ上がり、開設記念行事が盛大に行われました。より質の高い、ハイセンスな市民サービスを実現するための根城となる、この市民会館の開設こそ、この年での最も大きな成果であり、賛辞を送りたいと思います。

私たちは、平和費の創設を前々から主張してきたところですが、平和推進事業として、この年度、初めて私どもの提起した広島・長崎への平和祈念行事参加、市民２２名、が実現いたしました。まだまだ少ない平和推進事業の費用でありますが、このことは、大きく評価し得る施策だったと思います。

以上、２点、市民会館の開設と、市民の平和祈念行事参加を抜き出しての評価をいたしました。

次に、決算委員会の私の発言に関連して、意見を述べておきたいと思います。

この定例会で、私にとっては全く考えてもみなかったこと、中学校の修学旅行に広島行きを実現せよ、と主張してきた私たちにとっては、意外な発言がありました。戦争のむごたらしさを見せることは教育上好ましくない、という意見には、私は賛成できません。戦争に反対し、平和の尊さを学ぶことこそ、一番必要なことであると確信しています。この確信に基づいて、前年度決算に関連させて、委員会で２点について質問をしました。

一つは、成人式における君が代演奏についてであります。ことしの1月15日、新装になった市民会館で行われた成人式、今までと違って、音響効果の優れたこの式場での君が代演奏を、奇異に感じました。成人式は、国や都に関係なく、日野市で行うものです。国家としての、何ら法的根拠もない君が代、この演奏をよしとしない少なからぬ市民の存在も考え、市の自主性で演奏をやるべきかと考えます。日野市には、この議会で議決された市歌、市の歌があります。これの演奏で十分ではないか。市は、国の従属機関ではない、という市長の意向を受けて、日野市の行事には市の歌を最優先すべきであることを強調しておきます。

２点目は、戦没者追悼式について触れたものであります。憲法に基づく政教分離から宗教色のない戦没者追悼式が、毎年、日野市主催で行われています。一方、８月１５日になると、毎年、総理大臣の靖国神社公式参拝が問題にされます。戦没者を追悼し、その冥福を祈り、二度と戦争を起こさないことを誓うことは、非常に大切なことだと思います。だからといって、憲法違反につながる公式参拝は、許せません。日野市の追悼式のように、例えば、千鳥ケ淵での宗教色のないものを全国的に行うべきだ、というのが私たちの主張です。戦争で肉親を失った遺族の方々の、公式参拝排斥は、なかなか理解しにくいところであるとは思いますが、再び戦争への道を歩みかねないこのような行為、憲法違反の行為だということを、理解していただきたいと思います。日野市が行う追悼式が、総理大臣の靖国神社公式参拝を賛美することのないようなものであることを願い、市長に、憲法を守り、宗教色のない追悼式であることを確認し、公式参拝を、市長自身反対であることを表明していただいた次第です。

以上、戦後一貫して平和憲法を守り、二度と戦争を起こさせないために努力してきた私たちの主張の一端です。

次に、市の職員の労働条件の向上について、触れておきます。市職員の当然の労働条件の向上は、実現されるべきであるし、そのためには、市民に理解してもらう努力も、怠ってはならないと考えます。

例えば、市民会館の職員のように、日曜日に勤務し、月曜日に休むような人に対しては、何らかの手当が当然必要であると考えるところです。職員の労働条件の変動については、十分な職員組合との事前での協議が必要であることは、言うまでもありません。市職との、市の職員組合との協議なしに実行されると聞いた、動く窓口車の廃止について、私ども社会党は、その実施を見送るよう、市長に申し入れたところであります。

この決算の監査意見で、たばこの害が述べられています。決算委員会では、委員のほとんど全員がたばこを吸っていませんでした。もちろん市長以下の説明員もしかりであります。しかし、毎回、必ずたくさんの灰皿が、前もって会議場に、机の上に置かれていました。これは、やめた方がよいと思いました。邪魔になるだけですし、どうしても吸いたい人は、自分でしかるべきところから持ってくるようにすれば、そうすれば議員や職員の健康も増進させるに違いない。もちろん委員会も、本会議と同様、禁煙すべきであるというのが、当初からの私の主張であります。

以上申し上げ、決算承認の私の意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

○議長（黒川重憲君）　これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７６号、昭和６０年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

これより議案第７７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第７８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第７９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第８０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第８１号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第８２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第８３号、昭和

６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第８４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（谷　長一君）　それでは、特別会計決算特別委員会の報告をさせていただきます。

まず最初に、議案第７７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定についての審議の経過と結果について、御報告いたします。

まず、歳入。予算額３０億9,０８４万円、決算額３１億７２３万1,０５９円であります。

歳出は、予算額３０億9,０８４万円、決算額３０億6,２１５万１４円であり、差引残額4,５０７万6,０４５円であります。翌年度繰越額、同じくは4,５０７万6,０４５円であります。担当部長より、このように説明を受けました。

それで、質疑に入ったわけでございます。質疑につきましては、不納欠損の増加、今後の国保のあり方、繰入金増についてでございます。これにつきまして答弁があり、不納欠損額増、本年1,１０４万円。前年は、前半６８９万円。時効分、これは５年もの、７９６万。取れないものは整理をせざるを得ない、ということでございます。１０億円の一部だ。９９％徴収している。差し押さえ、緻密に追跡調査をし、徴収に努力している。整理率は８４％。２６市の中では、徴収がよい方である、等の答弁がなされました。

また、繰入金増、老健法改正による見込み違いということ――これは答弁でございます。繰入金増は、老健法改正による見込み違いである、ということであります。

それから、今後の国保のあり方については、独立採算、国の政策の転換、財政援助を求める。自治体経済、健康行政、それから一般会計繰り入れ、国保１人当たり１万が適当、等の答弁がなされました。

それから、歳入に関連しまして、２点、質疑がございました。これは、不納欠損額1,７８０件、前年よりふえている。１５条、１８条、これは消滅と欠損でございます。欠損金1,１００

万円、滞納額５０％。６０年度１６８万円。納税者と話し合いながら徴収している、ということ等の答弁もなされております。

それから、１５条と１８条というのは、時効の３年ですね、これが、答弁では９１１件。18条の５年もの、時効５年ですね、これが８７９件。今後の推移、保険者、経済状況によって、居所不明追跡をする。１５条、１８条は該当者が増加する、等の答弁もなされております。その他につきましては、６１年、６２年度の展望。それから、国保の支払金、国、都の支出金が大幅減となっている。将来の変化についても、質疑が出され、答弁もありました。

意見としましては、国保税値上げの原因は、国の法改正にある。国、都に対し、市は、また議会は具体的行動を取れ、等の意見もございました。

採決の結果、議案第７７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計は、全会一致、異議なくこれを認定と決しました。

次に、議案第７８号でございます。昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定についての審査の経過と結果について、報告いたします。

まず最初に歳入。予算額２３億９５８万3,０００円であります。決算額は２４億1,４８８万7,５８８円。

歳出に移ります。予算額２３億９５８万3,０００円。決算額２２億4,０８３万2,６１８円でございます。差引残額１億7,４０５万4,９７０円でございます。翌年度繰越金額１億7,４０５万4,９７０円との、担当部長より説明を受けまして、質疑に入ったわけでございます。

まず第一に、豊田南口区画整理について、大分前本をいただいた本で説明しているが、それでよいかということでございます。これに対する答弁は、内容を多少変更している。必要ならお届けをいたします、ということでございます。

次の質疑は、豊田南口区画整理、現地事務所の対応の状況、相談その他活用についてでございます。これに対する答弁は、８月、９月、１０月８日までは毎日、以後水曜日。相談に来た人は３５０人。職員２人から４名。状況によって増減のときもありますけれども、これが応対をしているということでございます。

高幡区画整理。市土地はまた極端に少ない。先行取得A地区、B地区はどのくらいしているか、ということでございます。これに対する答えは、A地区は1,３００平米、B地区は5,５０

0平米取得している、ということでございます。現在の緩和措置の範囲なら、この土地で十分であるという答弁も、なされておりました。

区画整理などでない地域の連携と整合性等はどうなっているか、ということでの質問もございました。実施区域と未実施区域との整合性を図り、まちづくりをやる、というような答弁もなされました。

意見はなく、採決の結果、全会一致認定と決しました。

次に、議案７９号でございます。昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、歳入でございます。予算額１８億5,５５９万3,０００円。決算額１８億4,７８６万4,７８４円であります。

歳出に移ります。予算額１８億5,５５９万3,０００円。決算額１８億3,３９６万3,７３４円。差引額1,３９０万1,０５０円でございます。翌年度繰越額は、同じく1,３９０万1,０５０円でございます。

このように担当部長より説明を受けました後に、質疑に入りました。

まず、最初の質問は、水洗便所改良資金融資のあっせんについて、融資のあっせんは可能かどうか、水洗化の切りかえの状況。さらには、管渠埋設と供用開始はいつごろになるか。１１ヘクタール以外の進行状況等はどうか、というような質問が出されました。これに対する答弁は、公共事業の普及率は現在２2.7％。それから南多摩処理区は、６１年から６２年度中に管渠の埋設を図る。それから、供用の開始は全地域水洗化が、これは１１ヘクタール、これは昭和６３年度になるだろうということです。

それから、黒川都市下水路、現在不足している。道路冠水はやむを得ない、というような答弁もなされております。これは、２・２・５と関連させると、解消は可能である、ということでございます。

それから下水道幹線埋設は、６１年度はどのくらいか。将来、処理場はどうなるのか、というような質問もなされ、市長から、面的部分は所嫌わず早く工事を開始する。昭和６２年着工、６５年終了、６６年稼働。それから、瑞穂産業他２社、計３社の企業責任については、責任ある方から、目鼻のついた話を聞いた。議会後に、また都の下水道本部へ行きまして督促をする、というような答弁もなされております。

それから、浅川処理場。基本設計はできている。臭気は十分除去可能である。それから、多摩平の処理場の臭気について、予算は1,２００万円計上。臭気対策は、ということでございます、これは質問です。現在では、構造上、臭気をなくすることは無理であろう。現在、どのような処理方法であるかというと、活性汚泥方式である、ということです。それで、今回の予算1,２００万円は、自動集じん機、それからホッパーの設置である。可能な限り臭気対策はとる。上屋をつくるとか、できる限りのことをやる。そのために専門的に今後調査をする、というような答弁もなされております。

次の質問は、終末処理場３企業見通しつく。それから第一系列、６５年度供用開始可能か、管渠埋設工事とあわせて考えよ、というような質疑もなされております。これに対しまして、昭和６２年に工事を開始してくれれば、６６年に供用開始は大丈夫である、というような答弁もなされました。

意見はございません。採決の結果、全会一致、原案どおり認定と決しました。

次は、議案第８０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、最初に、収益的収入及び支出でございます。

収入は、予算額２２億3,７８２万7,０００円であり、決算額は２３億6,７４３万7,１１８円でございます。

支出に移ります。予算額２２億3,７８２万7,０００円。決算額２１億5,４１９万8,９５６円。差引残額２億1,３２３万8,１６２円でございます。当期純利益２億1,３２３万8,１６２円でございます。

次に、資本的収入及び支出に移ります。

収入は、予算額１億1,４５４万5,０００円。決算額１億1,４５４万4,０００円であります。

支出に移ります。予算額１億6,２０１万9,０００円。決算額１億5,８５３万1,４３４円で、差引残高は、これはマイナスでございます。マイナスが4,３９８万7,４３４円でございます。この不足額4,３９８万7,４３４円は、過年度分の損益勘定留保資金で補てんする、ということになっております。

このような、担当部長より説明を受けた後、質疑に入りました。質疑の主なものは、入院患者は完全看護、付き添いベッドは、というような質問がなされました。小さな子供、危篤な患

者以外は、付き添いは要しない。ＣＴスキャナー導入、脳精密検査数。それから、市内医師の利用等はどうなっているか等の質問もなされ、その答弁は、内部は1,２３０件、患者は1,０７５人。１日5.5人だとの答弁もございました。外部は、１４１件、１４２人でございます。病院定数１８９人。現在、病院は１８１人である。マイナスはどの部分か。今議会での増員分の配置についてはどうか、との質問が出されました。これに対しまして、答弁は、し尿科の医師１人、看護婦３人、栄養士１名ということであります。

それから、病院の純利益についておかしい、一般会計から繰り入れられる、という質問もありました。それに対しましては、公営企業法に基づいて経理をしている。帳簿上はいたし方がないということでございます。

また、今度は意見につきましては、外来の待ち時間を考えるとか、病院の近代化等改善を図れ、これは移転も含むということでございます。それから、看護婦の接客姿勢を改めよ。愛される病院になるように、等の意見がありました。

採択の結果、全会一致、異議なく原案どおり認定と決しました。

議案第８１号でございます。昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について審査の経過と結果について、報告をいたします。

歳入は、予算額１２億1,３９３万2,０００円。決算額１１億9,６２２万6,８３９円でございます。

歳出に移ります。予算額１２億1,３９３万2,０００円であります。決算額１１億9,６２２万6,８３９円。差引残高は、これはゼロでございます。伴いまして、翌年度繰越金もゼロでございます。

このように担当部長より説明を受けまして、質疑に入りました。質問は、水道は不納欠損額はゼロであるが、その原因はどうかというような質問がなされました。それに対する答弁は、水道料金は都に送ってしまう。報告事項ではない。それから、事業計画と都の計画との関連、これは市主導かということでございますけれども、これに対しては、市が主導で、都が指導する程度である、ということでございます。さらに、その他水の安全供給、委託料、検針事務にについて等の質疑も出されました。

意見はなく、採決の結果、全会一致、異議なく原案どおり認定いたしました。

議案第８２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について審査の経過と

結果について、報告いたします。

収益的収入及び支出。収入。予算額2,５０３万1,０００円。決算額1,９５９万8,６５１円。

支出に移ります。予算額2,５０３万1,０００円。決算額1,９０９万3,０８２円。当期純利益５０万5,５６９円であります。当年度末未処分余剰金５０万5,５６９円であります。この余剰金につきましては、農作物共済勘定に４７万8,９５１円。それから、園芸施設共済勘定に２万6,６１６円を積み立て――これ、法定積立金、それから特別積立金として積み立てるということでの説明も、担当部長よりなされまして、質疑に入ったわけでございます。

質疑、意見等はなく、採決の結果、全員一致、異議なく原案どおり認定いたしました。

次に、議案第８３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定について審査の経過と結果について、御報告いたします。

歳入。予算額２８億7,４８４万6,０００円。決算額２８億5,３８２万8,６４８円。

歳出に移ります。予算額２８億7,４８４万6,０００円。決算額２８億1,０３２万9,７６７円。差引残高4,３４９万8,８８１円であります。翌年度繰越額4,３４９万8,８８１円でございます。

このように担当部長より説明を受け、質疑に入りました。慎重に審議をいたしました結果、採決の結果、全員異議なく原案どおり認定いたしましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

次が、議案第８４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について審査の経過と結果について、御報告いたします。

歳入。予算額7億2,３２１万8,０００円であります。決算額7億2,３２１万7,３７６円。

歳出に移ります。予算額7億2,３２１万8,０００円。決算額7億2,３２１万7,３７６円。差引残額ゼロ。翌年度繰越額ゼロであります。

このように、担当部長より説明を受けました。

そのときに、仲田緑地財源計画及び売払書の資料が届けられ、また、それを見ますと、５９年から６２年、４カ年で用地の取得代金を支払う、というものも、資料として配られました。

それから、今度は質疑に移りまして、質問は、留保地の活用と構想について、というような質問もなされたのであります。これに対する答弁は、3.4ヘクタール多摩川寄りの地域、公団に調査を委託、豊田国鉄用地１万3,０００平米取得したいとか、これは学校用地としてです。財政上から考えても、総合的にこれを検討したい。また、多くの意見を伺いながら方向を定め

たい、というような答弁もなされました。

意見はなく、採決の結果、全会一致異議なく、原案どおり認定いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上、８議案につきまして、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　老人保健の医療に関して、ちょっと６０年度の実績をお尋ねしたいと思いますが、委員長でなければ、担当からでも結構でございます。

昭和４８年に、お年寄りの老人保健医療費が、一部負担ということで実施されまして、現在に至っているわけですが、昭和６０年度、日野市において、いわゆる外来の方というのは、どのくらいお支払いに、お１人当たりなっているかです。総額でも結構ですし、１人当たりでも結構です。

また、入院をなさった場合に、昭和６０年度、本市では総額どのくらいの支払いがあったのか。また、お１人当たりはどの程度の金額になるのか。お年寄りの医療費について、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（谷　長一君）　本件につきましては、ただいまの質問につきましては、特別委員会におきましては、特に討議はなされませんでした。福祉部長にお願いします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

昭和６０年度の入院及び外来の件数、及び１人当たりの医療費でございますけれども、入院につきましては、総件数4,８９５件でございまして、１人当たり、１件当たりの日数は２３日でございます。また、１人当たりの医療費は、２３万4,２６８円となっております。

入院外の医療費、診療費でございますけれども、総件数が８万１３３件。１件当たりの日数が2.８日。１人当たりの医療費が１６万3,３７３円ということでございます。

その他、歯科につきましては、件数が6,５２９件。１件当たり日数が3.０日。１人当たりの医療費が１万2,９８２円ということになっております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　それでは、これは医療費ですので、いわゆる一部負担ということになりますと、外来については現在４００円、入院については１日３００円ということで、これも月による限度がございます。一部負担について、お年寄りはどの程度お支払いになっているか。今は、かかかった医療費全額についてお答えがございました。実際にお年寄りは、昭和６０年度中、どの程度お支払いになったか、お聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　一部負担金の資料につきましては、手元に今持っておりませんので、後ほど御報告いたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○２４番（古賀俊昭君）　ないものは仕方ないんですが、決算のこの場で、昨年度、実際にお年寄りの方が、病院に病気で入って治療を受けた場合に、実際にはどのくらいの額を納めておられるかというのは、最低必要不可欠な数字ではないかと思うんです。

ないということであれば仕方ありませんが、後でも結構ですので、ひとつ、取りそろえて御報告いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本８件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本８件について採決いたします。本８件に対する委員長報告は認定であります。本８件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第７７号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第７８号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第７９号、昭和６０年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第８０号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第８１号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第８２号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第８３号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第８４号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第６１－４号、他市に通園する未認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願、請願第６１－７号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願、請願第６１－１３号、大型間接税導入反対に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（小山良悟君）　それでは、総務委員会に付託されました請願の審議の経過と結果を御報告申し上げます。

請願第６１－４号、他市に通園する未認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願。これは、西平山の前田さんを初め、外７０８名の皆さんから出された請願でありまして、秦　正一議員、川嶋　博議員、古賀俊昭議員、福島敏雄議員、小俣昭光議員が紹介議員となっております。

慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

続きまして、請願の第６１－７号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願。これは、日野市程久保の高橋さん外２５名から出された請願であります。石坂勝雄議員、一ノ瀬　隆議員、夏井明男議員、川嶋　博議員が紹介議員となっております。

慎重審議の結果、これも全会一致で採択すべきものと決しました。

請願の第６１－１３号、大型間接税導入反対に関する請願。この請願は、日野市東豊田の土方さんから出された請願でありますけれども、米沢照男議員、名古屋史郎議員が紹介議員となっております。

これも、慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本

３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１－４号、他市に通園する未認可保育園、５歳児・４歳児・３歳児に対する補助金の助成増額に関する請願、請願第６１－７号、少額貯蓄非課税制度の現行維持を求めるに関する請願、請願第６１－１３号、大型間接税導入反対に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６１－５号、「私道の公道移管と公図作成」に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（谷　長一君）　請願第６１－５号であります。これは、６月の１６日に受け付けたものでございます。件名は、「私道の公道移管と公図作成」に関する請願でございます。請願者は、日野市三沢９２８－２４、梅が丘団地自治会長、恩田徳栄外１５名でございます。紹介議員は５名でございます。

この請願につきましては、６月２３日に第１回の請願の審査を慎重に行いましたが、全国的にも数少ない公図混乱地域、公図の閉鎖、公図不在等の状況下にあっては、そのときは採択すべきではない、しかし種々の状況下においても、これは早期解決を図るべきだ、市は行政上努力すべきだ、等の全員の意見等もありまして、これを、そのときは継続ということでありました。

それから、９月の２４日に、建設委員会において、最初に村山参与にその後の経過の状況等の説明を求めました。法務局との詳細なる協議をしたとか、または、従来の公図閉鎖地域が3.４ヘクタールであったのが、今度はその周辺を含め１０ヘクタールに拡大し、地主数がふえたとか、現況と公図面が著しく相違しているとか、または、法務省農地課で１０ヘクタールの権利者のリストアップがなされた。その中には、権利者が４００人ぐらいもいるとか。または、今度は１１月の中旬に説明会を行う。その予算が１万4,０００円、地籍調査費としてつけられた、計上された、というような説明がなされたのでございます。

質疑等も、多く行われましたが、慎重に審査をいたしました結果、全会一致これを採択すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６１－５号、「私道の公道移管と公図作成」に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６１－１２号、国鉄の安全・サービス要員の削減に反対し、安全と利便の確保をもとめる請願、請願第６１－１５号、地元零細建設業者の保護育成のため受注機会の拡大を促進し、自治体公共工事の適正価格に対する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼が者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６１－９号、東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査

にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６１－３号、シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願、請願第６１－８号、老人保健制度等の改善に関する陳情、請願第６１－１４号、「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本３件については委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより、請願第６１－２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第６１－６号、市道新井第２９号線の暗きょ排水施設に関する請願、請願第６１－１０号、住環境に重大な影響をもたらす宅地造成を規制し、緑地の保全を求める請願、請願第６１－１１号、中高層建築物事前協議の受理と事務促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思います

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本4件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第46、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第47、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長よりスポーツ・公園に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４８、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４９、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６１－１６号、ロードパレス２（仮称）建築計画に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１６号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第６１－１６号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより、請願第６１－１７号、「４０人学級即時完全実施」のための日野市議会の意見書を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６１－１７号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第６１－１７号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により（「議事進行」と呼ぶ者あり）小山良悟君。

○１４番（小山良悟君）　休憩の前に、本日の議事日程の中に、助役の選任同意案件が出ていない。このことは、本議会において、議案第８５号として、日野市助役定数条例の制定についてという、この議案が本会議に上程され、そして総務委員会に付託され、この議案について真剣に審議に取り組んだ総務委員会の委員長として、大変重大な問題だということを、指摘せざるを得ないわけであります。

したがいまして、特に今議会始まる前に、私どもに送付された議案書の中に、上程の予定として、助役の選任同意案件があったわけでありますけれども、そういう経過、そして、ただいま申し上げましたように、助役が１名どころか２名必要なんだということで、総務委員会に、助役の定数条例の審議が付託されたわけでありますので、大変重要な問題でありますので、ここで森田市長に、なぜ上程をしないのかについて、ぜひ見解をいただきたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君の発言でございますが、先ほど市川議運委員長に、そのようなことを聞かれまして、私の方から、日程の第５２に入る前に、そのことを申し上げる、こういうことで話をしてございます。御了解をしていただきたいと思います。日程５２、議案第１０８号に入るときに、市長からの答弁を求めるつもりでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１０時４５分休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第８１条の規定により署名する。

日野市議会議長　　黒　　川　　重　　憲

署　名　議　員　　中　　谷　　好　　幸

署　名　議　員　　小　　俣　　昭　　光